令　和　5　年　度

事　業　報　告　書

令和6年6月

一般社団法人日本私立大学連盟

令和５年度事業報告書
目　　次

Ⅰ．一般報告

１．令和６年度私立大学関係政府予算に関する私立大学側要望及び政府予算案の決定経過等について

１－１　私立大学側の要求方針等の決定経過 …… (1)
１－２　令和６年度文部科学省概算要求の決定経過及び概算要求・要望の内容 …… (5)
１－２－１　令和６年度文部科学省概算要求の決定経過 …… (5)
１－２－２　文部科学省概算要求・要望の内容 …… (20)
１－３　令和５年度補正予算の内容 …… (27)
１－４　令年６年度政府予算等の内容と対策活動 …… (30)
１－４－１　令和６年度政府予算の決定経過と対策活動 …… (30)
１－４－２　令和６年度政府予算の内容 …… (37)

２．令和６年度私立学校関係税制改正等に関する私立大学側要望及び文部科学省税制改正要望の決定経過等について

２－１　私立大学側要望等の決定経過 …… (48)
２－２　文部科学省税制改正要望の内容 …… (49)
２－３　令和６年度私立学校関係税制改正の概要 …… (50)

３．審議会等への対応について

３－１　自由民主党「教育・人材力強化調査会」のヒアリング対応について …… (54)
３－２　科学技術・学術審議会人材委員会「研究者･教員等の流動性･安定性に関するワーキング・グループ」への意見書提出について …… (55)

４．大学経営について

４－１　私立学校法の改正に伴う文部科学省への対応について …… (56)

５．就職問題等について

５－１　就職問題等について …… (58)

６．その他

６－１　日本経済団体連合会「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」への対応について …… (66)
６－１－１　テーマ別懇談会 …… (68)
６－１－２　産学連携推進分科会 …… (68)
６－１－３　採用・インターンシップ分科会 …… (69)
６－２　新たな時代に向けた人材育成に関する懇談会への対応について …… (70)

Ⅱ．事業報告

１．当法人の機能強化に関する事業

１－１　政策提言機能の強化
１－１－１　総合政策センター　企画会議 …… (72)
１－１－１－１　事業の企画立案・調整
１－１－１－２　次期中期事業期間に向けた準備
１－１－２　総合政策センター　政策研究部門会議 …… (73)
１－１－２－１　政策課題への取り組み
１－１－３　総合政策センター　プロジェクト …… (74)
１－１－３－１　シンクタンク機能の強化：高等教育の無償化にかかる諸問題への対応
１－１－３－２　シンクタンク機能の強化：オンラインを活用した新たな大学教育像の提示
１－２　情報収集・発信の強化
１－２－１　広報・情報委員会 …… (78)
１－２－１－１　社会に向けた情報発信の強化
１－２－２　広報・情報委員会　大学時報分科会 …… (81)
１－２－２－１　『大学時報』の発行
１－２－３　広報・情報委員会　情報分科会 …… (83)
１－２－３－１　調査の実施、情報収集
１－２－４　その他 …… (84)
１－２－４－１　インターネットを活用した情報発信

２．公財政活動に関する事業

２－１　税財政改革にかかる活動
２－１－１　公財政政策委員会 …… (86)
２－１－１－１　私立大学関係政府予算・税制改正への対応
２－１－１－２　国の補助金等に関する説明会の実施

３．教育研究に関する事業

３－１　教育研究の質の向上
３－１－１　教育研究委員会 …… (90)
３－１－１－１　関係機関等への対応
３－１－２　教育研究委員会　ＦＤ推進ワークショップ運営委員会 …… (90)
３－１－２－１　ＦＤ推進ワークショップの実施
３－１－３　教育研究委員会　リカレント教育推進分科会 …… (91)
３－１－３－１　リカレント教育の推進に向けた検討
３－２　学生・就職支援の充実
３－２－１　学生委員会 …… (92)
３－２－１－１　学生支援研究会議の開催
３－２－２　学生委員会　奨学金等分科会 …… (95)
３－２－２－１　奨学金等調査の実施並びに外部機関との協議
３－２－３　学生委員会　キャリア・就職支援分科会 …… (97)
３－２－３－１　就職にかかわる諸問題への対応

３－２－４　学生委員会　学生生活実態調査分科会 …… (99)
３－２－４－１　次回学生生活実態調査に向けた準備
３－３　グローバル教育の推進
３－３－１　国際連携委員会 …… (100)
３－３－１－１　国際連携の諸課題に関する情報提供
３－３－１－２　「国際教育・交流調査」の実施

４．大学マネジメントに関する事業

４－１　自律的大学経営の確立
４－１－１　経営倫理委員会 …… (103)
４－１－１－１　倫理綱領・指針に抵触した事態への対応
４－１－２　経営委員会 …… (103)
４－１－２－１　私立学校法改正に係る検討・情報発信
４－１－３　経営委員会　大学ガバナンス検討分科会 …… (105)
４－１－３－１　「私立大学ガバナンス・コード」の実質化・高度化に向けた検討
４－１－４　経営委員会　人事労務検討分科会 …… (106)
４－１－４－１　私立大学における人事労務政策に係る検討
４－２　教学・経営マネジメントの確立
４－２－１　理事長会議　幹事会 …… (108)
４－２－１－１　理事長会議の企画・実施
４－２－２　学長会議　幹事会 …… (109)
４－２－２－１　学長会議の企画・実施
４－２－３　財務・人事担当理事者会議　幹事会 …… (111)
４－２－３－１　財務・人事担当理事者会議の企画・実施
４－２－４　教学担当理事者会議　幹事会 …… (113)
４－２－４－１　教学担当理事者会議の企画・実施
４－２－５　監事会議　幹事会 …… (115)
４－２－５－１　監事会議の企画・実施
４－２－５－２　監事監査業務への理解及び監事監査機能の向上・促進への取り組み
４－３　大学経営人材の養成
４－３－１　研修委員会 …… (117)
４－３－１－１　新規研修の検討・企画
４－３－１－２　創発思考プログラムの企画・実施
４－３－１－３　新任管理職研修の企画・実施
４－３－１－４　オンデマンド研修の配信とコンテンツ開発
４－３－２　研修委員会　アドミニストレーター研修運営委員会 …… (130)
４－３－２－１　アドミニストレーター研修の企画・実施
４－３－３　研修委員会　業務創造研修運営委員会 …… (133)
４－３－３－１　業務創造研修の企画・実施
４－３－４　研修委員会　キャリア・ディベロップメント研修運営委員会 …… (136)
４－３－４－１　キャリア・ディベロップメント研修の企画・実施
４－３－５　研修委員会　ＰＤＣＡサイクル修得プログラム運営委員会 …… (139)
４－３－５－１　ＰＤＣＡサイクル修得プログラムの企画・実施

５．その他目的達成に必要な事業
５－１　緊急・共通課題への対応
５－１－１　理工系分野の充実・推進プロジェクト …… (143)
５－１－１－１　理工系分野の教育研究の充実に係る検討
５－１－２　文理横断教育の推進検討プロジェクト …… (145)
５－１－２－１　文理横断教育の実現に係る検討
５－１－３　将来の高等教育のあり方と新たな公財政支援を考えるプロジェクト …… (147)
５－１－３－１　将来の高等教育のあり方と新たな公財政支援に係る検討

Ⅲ．処務の概要

１．顧問及び役員等について
１－１　年度当初の顧問及び役員等 …… (149)
１－２　その後の異動 …… (150)

２．会員の入退会等について
２－１　休会 …… (151)
２－２　退会 …… (151)

３．人事関係について
３－１　事業担当理事等 …… (152)
３－１－１　年度当初の事業担当理事等
３－１－２　その後の異動
３－２　対外派遣等人事 …… (153)
３－２－１　日本私立大学団体連合会
３－２－２　全私学連合
３－２－３　公益財団法人私立大学退職金財団
３－２－４　一般財団法人私学研修福祉会
３－２－５　文部科学省
３－２－６　日本私立学校振興・共済事業団
３－２－７　独立行政法人日本学生支援機構
３－２－８　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
３－２－９　独立行政法人大学入試センター
３－２－１０　内閣府
３－２－１１　一般社団法人日本経済団体連合会
３－２－１２　日本学術会議
３－２－１３　東京都
３－３　私大連事務局への職員派遣協力 …… (161)
３－４　私大連事務局職員 …… (162)

４．令和５年度役員会・総会
４－１　常務理事会 …… (163)
４－２　理事会 …… (168)
４－３　総会 …… (173)

５．日本私立大学連盟会員並びに会員代表者名簿（111法人123大学） …… (176)

６．令和５年度各種委員会委員一覧 …… (177)

７．令和５年度事業計画 …… (186)

Ⅳ．社員の異動状況 …… (196)

＜資料編＞ …… (197)

１．令和６年度私立大学関係政府予算要求関係
２．令和６年度私立学校関係税制改正等要望関係
３．審議会等関係
４．大学経営関係
５．就職問題等関係
６．その他
７．令和５年度要望等一覧

※この資料編は、本文中、「資料編　資料（番号）」と記載してあるものです。

＜令和５年度事業報告の附属明細書＞ …… (349)

Ⅰ．一　般　報　告

１．令和６年度私立大学関係政府予算に関する私立大学側要望及び政府予算案の決定経過等について

私大連では、これまで常務理事会、理事会並びに総会において、私立大学関係政府予算に対する私立大学側要求について種々の検討を重ねるとともに、私大連と日本私立大学協会（以下、「私大協」という。）とで構成する日本私立大学団体連合会（以下、「連合会」という。）をはじめ、日本私立短期大学協会、日本私立中学高等学校連合会、日本私立小学校連合会並びに全日本私立幼稚園連合会で構成する全私学連合（以下、「全私連」という。）、文部科学省及び関係諸機関とも連携・協力し、要求にあたっての基本方針並びに要求内容のとりまとめをはじめ、文部科学省概算要求に向けた私立大学側の要求、さらに政府予算獲得の実現に向けて積極的な対策活動を展開してきた。

令和６年度に向けた私立大学関係政府予算要求に関する私立大学側の基本的考え方、それに基づく具体的要求方針等のとりまとめ及びその実現・実行活動については、令和５年度事業計画における「Ⅱ．公財政活動に関する事業」の「税財政改革にかかる活動」の一環として、公財政政策委員会を設置し、その任務にあたった。

１－１　私立大学側の要求方針等の決定経過

私大連では、令和６年度政府予算に関する私立大学関係の要望のとりまとめにあたって、公財政政策委員会、常務理事会及び理事会において、私立大学関係政府予算要求に関する基本方針並びに要望内容等について検討するとともに、連合会、全私連並びに文部科学省等との連携を図りつつ、文部科学省高等教育局（私学部等担当部局）等との情報交換やその後の政府等の動向を注視しながら、積極的な要望活動を展開した。

公財政政策委員会では、令和５年３月24日開催の委員会において、令和６年度政府予算要望の方向性について、令和５年度政府予算案の内容に加え、１）所得中間層の学生への経済支援（授業料減免事業）に対する支援と修学支援新制度における「中間所得層（多子世帯や理学・工学・農学系の学部学生）」への対象範囲拡大の動向、２）令和５年度私立大学等経常費補助金における「理工農系学部等単価（専任教員等一人当たり、学生一人当たり）」の追加設定の動向（※収容定員未充足の学部等に対する増減率の厳格化等）、３）「学部再編等による特定成長分野（デジタル・グリーン等）への転換等支援」や「高度情報専門人材の確保に向けた機能強化支援」のための令和４年度第２次補正予算における基金（3,002億円）の創設、４）ポストコロナ期における留学生交流推進方策の動向、５）学び直し（リカレント、リスキリング）に係る予算措置の動向、６）「地域中核・特色ある研究大学の振興」のための令和４年度第２次補正予算における基金（2,000億円）の創設と、令和５年度予算（1.8億円）の措置、７）大学発スタートアップ創出の抜本的強化のための令和４年度第２次補正予算における基金（988億円）の創設といった政府による諸施策を踏まえ協議した。

その結果、令和６年度政府予算要望における最重点要望項目の柱に、「１）授業料減免をはじめとする学生への経済支援に対する支援」を昨年度と同様に据えるとともに、「２）特色ある教育研究に

対する支援」、「３）グローバル化と地方創生推進に対する支援」を掲げる一方で、昨年度の「新型コロナウイルス感染症対策に対する支援」に代えて「４）ガバナンス機能の強化に対する支援」の４本の柱を据えることとした。

「１）授業料減免をはじめとする学生への経済支援に対する支援」では、修学支援新制度における「中間所得層（多子世帯や理学・工学・農学系の学部学生）」への対象範囲の拡大を踏まえ、修学支援新制度の対象とならない学生への授業料減免事業とともに、特に学部間の授業料平準化に着目した授業料減免に係る取り組みに対する支援を求める、「２）特色ある教育研究に対する支援」では、①理学、工学及び農学に関係した分野について、経常費補助金における新たな単価設定や、学部再編等や高度情報専門人材の確保のための基金での対応がなされることを踏まえ、学位分野（理学、工学及び農学）に限定しない文理横断教育等への支援を求める、②いわゆる成長分野に関連しない「人への投資」の必要性の観点からの総合知による「分厚い中間層」形成のための人材育成支援を求める、③リカレントやリスキリングについて、補正予算での予算措置は大きいものの、本予算での予算措置は微増にとどまっていることから、本予算、とりわけ経常費補助金での継続的な支援を求める、「３）グローバル化と地方創生推進に対する支援」では、昨年度同様、学生や教職員の受入れ・派遣に係る支援に加え、オンラインを活用した国際交流の推進、日本語教育の充実に係る支援を求める、「４）ガバナンス機能の強化に対する支援」では、私立学校法の一部改正を受け、教職員以外の理事、評議員が増加すること、大臣所轄大規模法人における常勤監事の必置化、評議員に係る報酬基準の策定とその公表の義務化、大臣所轄法人における内部統制整備の義務化を踏まえ、ガバナンス機能強化のための体制整備、とりわけ人件費の増加に対する支援を求める、こととし、上記内容は「最重点要望項目の素案」として、５月16日開催の常務理事会、理事会に報告された。

常務理事会、理事会終了後に開催された第１回公財政政策委員会（５月16日開催）では、文部科学省の私学助成課長から、２月24日に中央教育審議会大学分科会がとりまとめた『学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について（審議まとめ）』において、１）現下の極めて急速な少子化の進行は、各大学における教育研究上あるいは経営上の努力や工夫によって乗り越えることが困難なほどの経営環境の悪化をもたらしかねない深刻な状況である、２）少子化に伴う人口減少は特に地方において急速に進行することが見込まれており、地方の中・小規模の高等教育機関に与える影響は大きく、今後、定員未充足の大学や短期大学が増加し、経営破綻に至ることも考えられる、３）各大学における努力や工夫によって乗り越えることが困難なほどに深刻な現今の状況を踏まえ、地域の高等教育の存続への抜本的な対策について適正規模も視野に入れつつ検討をする必要がある、４）グランドデザイン答申以降の高等教育機関のあり方にかかわる様々な状況の変化や、地域活性化の核として高等教育機関が果たすべき役割等も踏まえた検討が求められる、といった指摘がなされていることや、 ４月27日に教育未来創造会議がとりまとめた第二次提言『未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ＜J-MIRAI＞』等について説明を受けるとともに、令和６年度私立大学関係政府予算及び税制改正要望の方向性について、経済財政諮問会議、G7倉敷労働雇用大臣宣言「人への投資（仮訳）」、G7教育大臣会合「富山・金沢宣言」や財務省が令和５年度予算執行調査の結果に基づき、私立大学の定員、外部資金の獲得、大学間連携等、地域社会貢献等の観点からとりまとめた「少子化社会を支える私立大学の支援の在り方（私学助成）」の内容等も踏まえ協議した。

その結果、要望書（案）は、１）昨年度の要望書同様、「基本的考え方」、「最重点要望項目」及び「重点要望項目」によって構成する、２）「基本的考え方」では、広島サミットにおける『G7広島首脳コミュニケ』における「人材支援の投資の重要性」に係る記述や、『経済財政運営と改革の基本

方針2023』における「分厚い中間層の復活」「分厚い中間層の形成」に係る記述を踏まえとりまとめる、３）「最重点要望項目」には、「私立大学等経常費補助の拡充」、「特色ある私立大学の教育研究に対する支援」並びに「グローバル化と地方創生に対する支援」の３本柱を据えることとした。

「要望１　私立大学等経常費補助の拡充」では、修学支援新制度にかかる制度改正の動向や改正私立学校法の内容を踏まえるとともに、光熱費等の物価高騰による負担増が継続的に見込まれることを踏まえとりまとめ、特に「（１）授業料等の負担軽減や学部間の授業料平準化を目的とした授業料減免」において、「家庭の経済的理由や性差を理由として、私立大学への進学を断念することなく、入学後も安心して学びを継続させるためにも、深刻な課題となっている少子化対策においても、全ての所得中間層に対する授業料減免事業や経済的支援がなされるべきである」、「進学希望者の世帯年収によって学部や研究科の選択の幅が狭められることのないよう、私立大学による学部間の設置経費の違いに起因する学納金の多寡の平準化に着目した授業料減免への取り組みに支援がなされるべきである」とした。また、「（３）私立学校法改正に伴うガバナンス体制の整備」では、「ガバナンス機能強化のための体制整備や監査体制の充実と牽制機能の強化に係る費用の増加が見込まれる。内部統制を実効あらしめるための業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動にかかわる法令等の遵守並びに資産の保全を図るための体制整備に対する支援、とりわけ人件費の増加に対する支援が必要である」とした。

「要望２　特色ある私立大学の教育研究に対する支援」では、「（１）数理・データサイエンス・AI教育を進める『文理横断教育』への基金の創設など特別な支援措置」において『骨太方針』や中央教育審議会における議論の動向を受け、「『総合知』の創出・活用を目指した文理横断教育やそれに向けた入試改革に、私立大学が予見可能性と継続性をもって取り組むことができるよう『基金の創設』など特別の措置を強く要望する」とするとともに、「（２）リカレント・リスキリング教育を推進する大学院教育の充実」において「補正予算措置ではない本予算による抜本的な拡充と継続的な支援」を、「（３）私立大学の特性を活かした研究への経常的な支援の充実」において「私立大学等経常費補助金等による経常的な私立大学の研究に対する支援の充実」を、「（４）女性の活躍推進のための支援の充実」において「女性の高学歴志向（大学院進学者）を高めるための（研究者育成も含む）優遇措置」と「女性研究者が安心して能力を最大限発揮し活躍できる環境整備」を求めるとともに、「（５）DXによる学修データの可視化等を通じた学修者の主体的な学びの推進」において、「講義の聴講、アクティブ・ラーニング、実験・実習やインターンシップといった学修方法の記録や学修成果の把握に向けたデジタル化のための支援」、「私立大学のIR機能の強化とその運用に係る支援（人件費や委託費等）」や「内部統制の体制整備の一環としての情報セキュリティ体制の構築とその適切性や運用状況の検証体制の整備、学修者の主体的な学びを支援する履修支援体制の整備に係る継続的かつ手厚い支援」を求めることとした。

「要望３　グローバル化と地方創生に対する支援」では、「（１）学生や教職員の海外派遣、海外からの学生の受け入れや教員の招へい並びに教育環境の国際化の推進」において、教育未来創造会議による第二次提言の内容を踏まえるとともに、「（２）JV-Campus等を活用したCOIL（国際協働オンライン学習／教育）、VE（バーチャル・エクスチェンジ）等のオンラインを活用したハイブリッド国際交流の推進」において、海外の大学とのハイブリッドかつ双方向の教育手法（アクティブ・ラーニング）を通じた国際共同プログラムや国際的な共同学位プログラムの構築を可能にし、日本人学生や外国人留学生の双方にとって留学への興味・関心を芽生えさせ得る機能をも期待できるCOILやVE等のオンラインを活用したハイブリッド国際交流の取り組みに対する支援の充実を求めることとした。

また、「重点要望項目」では、「最重点要望項目」との関係性に留意しながら、昨年度の要望内容をベースにとりまとめることとし、昨年度からの大きな変更点としては、「要望１　私立大学経営の健全性向上のための支援の拡充・強化」において、国立大学附属病院とともにわが国の医療を支える私立大学附属病院についても、その機能や社会への貢献度に見合った公財政支出がなされることを求めるとともに、「要望５　科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に向けた支援の拡充・強化」では、「（９）大学発スタートアップ創出のための支援」として、スタートアップ創出の裾野を広げるための支援、私立大学におけるスタートアップの創出の推進を奨励するための補助金による継続的な支援を求めることとした。

また、政府関係者、国会関係者への今後の要望活動をはじめとするさまざまな場面での活用、さらには、社会一般からの理解の深化、私立大学に対する公財政支出の必要性に係る世論の喚起を目指し、「要望（案）」に記した内容を中心に、私立大学としての“思い”や国私間格差の実態が明確となる論拠と事例について図表を中心に視覚的に訴える「データ編」については、最新のデータへの更新を適宜、図っていくこととした。

上記の経過を経てとりまとめられた「基本的考え方」、「最重点要望項目」並びに「重点要望項目」からなる『令和６年度私立大学関係政府予算に関する要望（案）』は、６月27日開催の令和５年度第１回（第227回・定時）総会において報告された。

一方、連合会では、６月21日に第１回公財政改革委員会を開催し、私大連がとりまとめた要望書と私大協がとりまとめた要望書について協議し、私大連がとりまとめた要望書をベースに、私大協からの意見を盛り込む形で連合会としての要望書のとりまとめを進めることとした。具体的には「最重点要望項目」の「要望１．私立大学等経常費補助の拡充」において、「修学支援新制度の拡充等に伴う経費負担の軽減」と「専門職大学等を踏まえた私学助成総額の大幅な増額」を要望することとするとともに、「要望３　グローバル化と地方創生に対する支援」の「（３）地方・地域の知の拠点形成のための地方大学の振興、大都市大学と地方大学等との連携事業等を通じた人的好循環を生む仕組みづくり」において、「18歳人口の減少に伴い、国公立大学は時代に合った全国的な大学配置を考える必要がある」、「特色ある個性豊かな取り組みによって、地方創生や質の高い教育の機会の提供に大きく貢献している地方私立大学には、より積極的に支援していくべきである」旨の記述を加えることとした。

連合会としての最終的な要望書のとりまとめの過程では、文部科学省高等教育局の私学助成課、高等教育企画課、学生支援課、専門教育課、総合教育政策局地域学習推進課、研究振興局学術企画室等との調整を行った。

幼稚園から大学までの私学団体で構成される全私連では、一層の私学振興を期して、文教関係国会議員と私学の要望や諸課題について懇談・協議する私学振興協議会を６月28日に開催し、大学関係では、経常費補助の拡充、AI人材育成に資する文理横断教育推進のための基金の創設などの特別な支援、リカレント・リスキリング教育推進への支援や地方活性化を果たす私立大学への支援強化を求めた。

その後、全私連では、連合会をはじめとする各構成団体の要望内容を受け、私立大学関係の要望をはじめ私立高等専門学校、私立高等学校等、私立小学校及び私立幼稚園関係の政府予算に関する要望、並びに日本私立学校振興・共済事業団及び私学研修福祉会研修事業の充実に関する要望を含む『令和６年度私立学校関係政府予算に関する要望』としてとりまとめ、８月７日開催の代表者会議を経て、要望の趣旨や項目を踏まえた『データ編』とともに文部科学大臣及び文部科学省政務三役をはじめ政府・与党関係者に８月７日に提出した（資料編　資料１－１、１－２）。

私大連並びに連合会では、８月30日の文部科学省による財務省への概算要求の提出後も、『要望』の内容が令和５年度政府予算（案）に反映されるよう、その実現活動を展開した。

１－２　令和６年度文部科学省概算要求の決定経過及び概算要求・要望の内容

１－２－１　令和６年度文部科学省概算要求の決定経過

令和５年３月28日の令和５年度政府予算の可決、成立を受け、岸田内閣総理大臣は同日の「令和５年度予算成立等についての会見」において、１）新しい資本主義を実現するため、成長と分配の好循環を実現する鍵となる持続的な賃上げと、５年で１兆円の人への投資、エネルギーの安定供給と脱炭素の両立を図るためのGX（グリーン・トランスフォーメーション）実現に向けた成長志向型カーボンプライシングによる150兆円規模の官民投資の推進、さらには地方創生に向けたデジタル田園都市国家構想、また、食料安全保障の強化、防災・減災、国土強靱（きょうじん）化の推進といった政策により、新型コロナ後の日本経済の再生を進める、２）こども・子育て支援を強化すべく、令和５年度予算に先行して、出産育児一時金の50万円の引上げ、また、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型支援と、10万円相当の経済的支援の継続的実施を盛り込むとともに、こども・子育て政策の強化に向けて、今週中にもたたき台をパッケージでとりまとめるとともに、６月の『骨太方針』の策定までに、将来的なこども予算倍増に向けた大枠を示す、３）防衛力を抜本的に強化すべく、令和５年度から５年間で総額43兆円の防衛予算を確保し、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に対峙し、いかなる事態が生じても、国民の命や暮らしを守り抜く、とした。

政府では、政府で所管する子どもを取り巻く行政分野のうち、従来は内閣府や厚生労働省が担っていた事務の一元化を目的とするこども家庭庁の創設（内閣府の外局として令和５年４月１日発足）後、１）こども基本法（令和４年法律第77号）に基づくこども大綱を令和５年秋頃を目途に閣議決定し政府を挙げて総合的に推進すること、２）それに先立ち、令和５年度の『骨太方針』において将来的なこども予算倍増に向けた大枠を示すこととしていることを踏まえ、『全世代型社会保障の構築に向けた取組について』（令和４年12月16日全世代型社会保障構築本部決定）や「こども政策の推進に係る有識者会議」における議論も踏まえつつ、「未来への投資」であるこども政策の強化に向けて、目指すべき姿と当面加速化して進めるべき事項について集中的に検討するため、こども政策担当大臣の下、関係府省から成る、「こども政策の強化に関する関係府省会議」を開催することとした。その主な検討事項には、１）児童手当を中心とした経済的支援の強化、２）幼児教育・保育サービスの強化及び全ての子育て家庭を対象としたサービスの拡充（学童保育や病児保育を含め、量・質両面からの強化、伴走型支援、産後ケア、一時預かりなどのサービスの拡充等）、３）働き方改革の推進とそれを支える制度の充実（育児休業制度の強化等）を据えた。

こども政策の強化に関する関係府省会議では、内閣総理大臣からの指示で示された上記三つの基本的方向性を踏まえ議論を重ね、わが国のこども・子育て政策を抜本的に強化し、少子化の傾向を反転させるため、今後３年間で加速化して取り組むこども・子育て政策と、こども・子育て政策が目指す将来像を、令和５年３月31日にこども政策担当大臣名による『こども・子育て政策の強化について（試案）～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～』としてとりまとめた。

上記『試案』を受け、政府では、１）長年の課題であるわが国の少子化は、近年、その深刻さを増しており、静かなる有事ともいうべき状況である、２）社会経済の持続的な発展を実現し、社会保障

制度や地域社会の維持を図るためにも、あらゆる政策手段を組み合わせて、従来とは次元の異なる少子化対策に果敢に取り組んでいく必要がある、との基本認識のもと、こども・子育て政策の強化について、具体的な施策の内容、予算、財源の在り方について検討するため、こども・子育て政策に係る関係閣僚、有識者、子育ての当事者・関係者、さらには関係団体の参画を求めて、全世代型社会保障構築本部の下に「こども未来戦略会議」を設置して検討を進め、６月の『骨太方針2023』までに将来的なこども・子育て予算の倍増の大枠を示していくこととした。

その後、こども未来戦略会議では、「次元の異なる少子化対策として、１）構造的賃上げ等と併せて経済的支援を充実させ、若い世代の所得を増やすこと、２）社会全体の構造や意識を変えること、３）全てのこども・子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援すること、の三つを基本理念として抜本的に政策を強化する」とする『「こども未来戦略方針」～次元の異なる少子化対策の実現のための『こども未来戦略』の策定に向けて～』を６月13日にとりまとめ、その内容は同日の閣議において閣議決定された。

『こども未来戦略方針』は、「Ⅰ．こども・子育て政策の基本的考え方」、「Ⅱ．こども・子育て政策の強化：３つの基本理念」、「Ⅲ．『加速化プラン』～今後３年間の集中的な取組」並びに「Ⅳ．こども・子育て政策が目指す将来像とPDCAの推進」からなる。

「Ⅲ．『加速化プラン』～今後３年間の集中的な取組～」の「Ⅲ－１．『加速化プラン』において実施する具体的な施策」では、「１．ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」において、「（４）高等教育費の負担軽減～奨学金制度の充実と『授業料後払い制度（いわゆる日本版HECS）』の創設～」として、１）特にその負担軽減が喫緊の課題とされる高等教育については、教育の機会均等を図る観点からも、着実に取り組みを進めていく必要がある、２）貸与型奨学金について、奨学金の返済が負担となって、結婚・出産・子育てをためらわないよう、減額返還制度を利用可能な年収上限として、325万円から400万円に引き上げるとともに、子育て時期の経済的負担に配慮する観点から、こども２人世帯については500万円以下まで、こども３人以上世帯について600万円以下まで更に引き上げる、３）所得連動方式を利用している者について、返還額の算定のための所得計算においてこども一人につき33万円の所得控除を上乗せする、４）授業料等減免及び給付型奨学金について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに、2024年度から多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約600万円）に拡大することに加え、執行状況や財源等を踏まえつつ、多子世帯の学生等に対する授業料減免についてさらなる支援拡充（対象年収の拡大、年収区分ごとの支援割合の引上げ等）を検討し、必要な措置を講ずる、５）授業料後払い制度について、まずは、2024年度から修士段階の学生を対象として導入した上で、本格導入に向けたさらなる検討を進める、６）その財源基盤を強化するため、HECS債（仮称）による資金調達手法を導入する、７）地方自治体による高等教育費の負担軽減に向けた支援を促す方策として、地方創生を推進するデジタル田園都市国家構想交付金において実施している移住支援について、大学卒業後に地方に移住する学生を対象とすることなどにより支援を強化する、とした。

また、「Ⅲ－２．『加速化プラン』を支える安定的な財源の確保」では、１）2028年度までに徹底した歳出改革等を行い、それらによって得られる公費の節減等の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用しながら、実質的に追加負担を生じさせないことを目指す、２）歳出改革等による財源確保、経済社会の基盤強化を行う中で、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組み（「支援金制度（仮称）」）を構築することとし、その詳細について年末に結論を出す、３）「加速化プラン」の実施が完了する2028年度までの間に財源不足が生じないよう、

必要に応じ、つなぎとして、こども特例公債（こども金庫が発行する特会債）を発行する、４）授業料後払い制度の導入に関して、学生等の納付金により償還が見込まれること等を踏まえHECS債（仮称）による資金調達手法を導入する、５）予算編成過程における歳出改革等を進めるとともに、新たな特別会計の創設など、必要な制度改正のための所要の法案を2024年通常国会に提出する、などとした。

さらに、「Ⅲ－３．こども・子育て予算倍増に向けた大枠」では、「『加速化プラン』の予算規模は、現時点ではおおむね３兆円程度となるが、さらに、本戦略方針に盛り込まれている施策のうち、高等教育費の更なる支援拡充策、今後『こども大綱』の中で具体化する貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児に関する支援策について、今後の予算編成過程において施策の拡充を検討し、全体として３兆円半ばの充実を図る」とした。

この間、５月19日から21日には、広島において、世界が気候危機、パンデミック、地政学的危機といった複合的な危機に直面している現状を踏まえ、１）法の支配に基づく、自由で開かれた国際秩序を堅持するG7の強い意志を示す、２）いわゆる「グローバル・サウス」と呼ばれる新興国・途上国に対するG7の関与を強化する、との視点に基づき、G7広島サミットが開催された。

G7広島サミットに先立ち、４月22日から23日にはG7倉敷労働雇用大臣会合が開催され、４月23日にとりまとめられたG7倉敷労働雇用大臣宣言『人への投資』では、「前文」において、「この不確かな時代において、個々人がキャリアの展望や将来のプランを持てるよう、人への投資が必要であることを確認する」、「労働者がこれらの変化に対応することを支援するリスキリングは、経費とみなすべきではなく、人への投資であると考える」とした。また、「Ⅰ．労働市場のレジリエンスの涵養」では、「人への投資が、ポストコロナの労働市場や技術革新、気候変動、人口動態の変化といった課題に力強く対応していく鍵であることを認識し、そのコミットメントを強化する」としたうえで、「２．デジタル・トランスフォーメーション、グリーン・トランスフォーメーションと人への投資」では、「生涯を通じた学びの文化の醸成に取り組むとともに、労使双方の公正な移行のため、スキルの習得と開発への十分な投資を進めていく」とするとともに、「Ⅱ．包摂的な労働市場の整備」では、「リスキリングなどの人への投資を進め、継続的な賃上げや本人の希望に沿った社内外の成長分野への労働移動を促していかなければならない」などとされた。

また、５月12日から15日には、G7教育大臣会合が富山・金沢で開催され、とりまとめられた『富山・金沢宣言』では、１）ウクライナの子供や学生、特に女子をはじめとする危機的な状況にある世界中の子供など、全ての人が包摂的かつ公平で質の高い教育にアクセスできるよう取り組む、２）民主主義や自由、法の支配や平和の礎としての教育の普遍的価値を支持する、３）持続可能な開発のための2030アジェンダ及び持続可能な開発目標（SDG）４の精神に基づき、持続可能な開発のための教育（ESD）を奨励し、持続可能な社会を創造できる人材を育成するとともに、全ての人が質の高い教育及び生涯学習にアクセスできるようにし、国際的な交流を促進するために協働していく、などとした。そのうえで「学校は多様な他者を尊重し、包摂的な社会を形成するための重要な基盤であり、コロナ禍によって明らかになった学校の本質的な役割を、維持・発展させていくことが極めて重要である」とし、そのうえで「従来の対面による教育に加え、コロナ禍を契機として進展したリアルとデジタルを効果的に融合した教育の促進に向けて、情報コミュニケーション技術（ICT）環境の整備を継続していく」、「教師と生徒の対面によるやりとりが引き続き最も重要であることから、対面による教育を置き換えるものとしてではなく、補完するものとして年齢や発達段階に応じたデジタルの活用を奨励する」、「デジタルの格差が悪化しないようにしつつ、教育を目的とした生成AIの利用を含む

がこれに限らず、教育のデジタル化の推進に伴う課題を継続的に把握し、リスクを軽減することの重要性を認識する」とした。また、「人口変動、デジタル化、脱炭素化などの地球規模の社会変化への対処に貢献するイノベーションと持続可能な経済成長の促進を目的として、教育・人材育成を支援することを目指す」としたうえで「基礎・基本やSTEAM（科学・技術・工学・芸術等・数学）教育を含んだ広範かつバランスの取れた教科等横断的な教育を、あらゆる教育段階の全ての児童生徒を対象に推進する」、「デジタルやグリーン・テクノロジーなどの成長分野における学習者のスキルの向上や、アントレプレナーシップ（起業家精神）の育成を奨励する」としたうえで「社会や経済が急速に変化する中で、学習者が生涯にわたって適切な資質・能力を身に付けられるよう、あらゆるライフステージにおいて、就業している者や失業している者を含め、全ての人に公平、包摂的で利用可能な継続教育の機会を提供することの重要性を認識する」としたほか、「留学生の交流や教育・研究における国際頭脳循環を促進することを目指す」としたうえで「大学間連携及び学校間の提携の深化、留学プログラムや、ICTを活用した交流の促進、国境を越えた高等教育機関同士の学習コンテンツのオンライン共有等も推進を目指す」とした。さらに、上記の取り組みを進めるにあたり、「『教育における投資をより多く、より公正に、より効率的に』と各国に求めたTES（Transforming Education Summit：教育変革サミット）を振り返り、人への投資の重要性を認識する」としたうえで、「本大臣会合で議論して中核的要素として含まれることになった連携・協力を深めていく」、「学校や大学が精神的なウェルビーイングを促進・支援するような、安全かつ協力的な学習環境となるよう取り組む」などとした。

さらに、５月20日にとりまとめられた『G7広島首脳コミュニケ』では、「労働」にかかわって、「デジタル・トランスフォーメーション及びグリーン・トランスフォーメーション並びに出生率の低下などに起因し高齢化が進む社会を含む人口動態の変化などの構造変化に対応しつつ、公正な移行を確保するための人への投資の重要性を強調する」、「これらの変革を推進するために、適切な社会的保護と積極的労働市場政策の組み合わせとともに、リスキリングやアップスキリングの取り組みを通じて個人を支援することにコミットする」、「労働者がこれらの変化に適応することを支援するためのリスキリングやアップスキリングは、人への投資であり、コストと見なすべきではないため、職業訓練や生涯を通じた学びを含め、労働力の移行するニーズに対応するために必要かつ十分な投資を提供し続けなければならない」などとした。「教育」にかかわっては、「職業教育を含め、包摂的で公平な質の高い教育の確保に向けて前進することにコミットし、強靭で生産的な社会を築くために、全ての人の生涯学習の機会を促進する」、「教育は全てのSDGsの目標を達成するための触媒であるため、特にCOVID-19のパンデミック以降において教育を堅持し、より強靭な教育システムを構築する重要性を再確認する」、「より強靭で、包摂的で、かつジェンダー分野で変革的な教育のために、就学前教育から高等教育まで、ジェンダーに関連する障壁や根本的な差別的社会規範を引き続き打破する」、「若者間の国際交流、学生・研究者間の国際的な人材の移動及び循環、並びに高等教育機関や研究機関との間の協力を引き続き奨励する」、「教育を通じて経済成長を実現すると同時に、社会的課題の解決に貢献できる人材支援への投資の重要性を認識する」などとした。

経済財政政策に関し、内閣総理大臣のリーダーシップを十全に発揮させるとともに、関係国務大臣や有識者議員等の意見を十分に政策形成に反映させることを目的として、内閣府に設置された合議制の機関である経済財政諮問会議が、令和５年４月26日に「成長と分配の好循環を生み出す経済財政政策に向けて」並びに「経済・財政一体改革（地方行財政、文教・科学技術・社会資本整備）」を議事として開催された。有識者議員４名の連名により提出された資料『ポストコロナの経済・財政一体改

革における重点課題～地方行財政、文教・科学技術、社会資本整備等における投資効率の向上～』では、「文教・科学技術」について、１）累次の補正予算によって、第６期科学技術・イノベーション基本計画（2021～25年度）における目標である政府研究開発投資総額30兆円は達成される見込み。今後は継続的な支援を行う観点から、基金に計上された資金の有効活用を図るとともに、投資予算を計画的に当初予算で措置すべき、２）競争的研究資金は短期間での成果を求められるため、若手研究者が長期的な視点に立った研究を進める上での障害となっているとの指摘がある。競争的研究資金の現状も踏まえ、林立・複雑化した研究資金の見直しを行い、内外の外部有識者を審査プロセスに加えた厳格な評価システムを前提に、個々の研究者に対し、初期の失敗を許容し長期に成果を求める研究開発助成制度への見直しを進めるべき、３）自然科学分野の学問を専攻する学生の割合を５割程度とする目標に向け、学生の希望により学部等を自由に選択できる入学枠の創設、社会ニーズを反映しやすくなるよう、全体のスクラップアンドビルドの中での国立大学の自然科学系学部の入学定員枠の柔軟化とともに、実現した学部等の学生数に合わせた教員配置が行われるべき。また、私立大学については、自然科学系学部の授業料負担が大きいことに鑑み、重点的な支援を行うべき、などとした。

一方、臨時議員である文部科学大臣からは、「ポストコロナの経済・財政一体改革に向けて～子供を安心して任せることのできる質の高い公教育の再生、教育費の負担軽減、日本の科学技術を支える若手研究者への支援～」として、「教育費の負担軽減」にかかわって、「２．高等教育段階における学びの支援の充実と人材育成機能の強化」として、１）こども・子育て政策の強化に向けた学びの支援の充実、２）コロナ後の新たな留学生派遣・受入れ、国際化の推進、３）未来を支える人材を育む大学・高専の機能強化等を掲げ、「１）」については、高等教育費の負担軽減に向けた奨学金制度の充実の一環として、①出産や多子世帯へ配慮した貸与型奨学金の減額返還制度の見直し、②給付型奨学金等の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大、③授業料後払い制度を修士段階に導入等を掲げた。「３）」については、①基盤的経費の確保やガバナンス改革等による大学の経営基盤・教育研究機能の強化、②社会の変化に対応した変革・再編等を進める私立大学への支援、③大学病院の教育研究のあり方の検討、④産学官が連携し学び直し（リ・スキリング）を促進するための体制整備、⑤成長分野への対応を含めたキャンパスのイノベーション・コモンズ化の推進等に係る説明があった。

一方、わが国の予算、決算及び会計の制度に関する重要な事項について調査審議するため、財務大臣の諮問機関として設置されている財政制度等審議会では、４月24日開催の財政制度分科会において、「成長」をキーワードとした財政各論について審議した。同分科会では、「経済の好循環の実現」のためには、１）豊富な民間資金を活用した投資の活性化と持続的な賃金上昇により、経済の好循環の実現を目指していくべき、２）企業においては、デジタル化・グリーン化や、新規事業への進出を含めた事業再構築といった攻めの姿勢が重要、３）政府は、大胆な規制改革等により、企業が自ら稼ぐ力を引き出すための環境を創り出していく必要、４）持続的な所得増加を期待できる環境を創り出すことも重要、５）スキルアップや業種を超えた再就職の支援などに取り組むべき、６）賃上げの流れが継続していくことも望まれる、とした。

そのうえで、令和４年10月５日の衆議院本会議における内閣総理大臣による「政府は、成長と分配の好循環による『新しい資本主義』を、日本経済を再び成長させるための包括的なパッケージと位置付けている」、「具体的な重点投資分野として、『人への投資』『科学技術・イノベーション』『スタートアップ』『GX・DX』の４分野が掲げられており、財政面でも、成果に結びつく効果的な対応が求められる」とする答弁を受け、「労働市場・人への投資」について、１）個々人が主体的に学び直しに取り組めるよう、企業を通じた支援から個人への直接支援に重点を移すことが必要である、２）

平時における個人支援の重点化とあわせ、危機時において、個々の労働者がスキルアップ等を通じて経済社会の構造変化に対応していくことを促す制度とする必要がある、３）個人への支援強化とあわせ、雇用のセーフティネットの適用範囲を拡大し、非正規雇用であっても、安心して働きながら、主体的に学び直しに取り組める環境を整備する必要があり、週所定労働時間20時間未満の労働者に対する雇用保険の適用拡大について、具体的な検討を早急に進めていくべき、とした。また、「科学技術・イノベーション」については、１）科学技術・イノベーションへの投資を、我が国の研究力向上、ひいては経済成長につなげていくためには、研究力が伸び悩む構造的な要因に、大学等が自ら戦略的に対処することが不可欠である、２）各大学は多様な財源確保に取り組むとともに、人事制度などのマネジメント改革を行い、研究環境の改善を進める必要がある。その際、組織を超えて関係大学等と連携して進めることも有効である、３）政府として、研究支援事業等を通じ、研究の国際化を引き続き推進していくことが必要である、４）競争的研究費が林立・複雑化しており、施策の整理等を進め、政策効果を高めることも重要である、などとした。

また、４月28日開催の同分科会では、「人口・地域」をキーワードとした財政各論について審議し、少子化問題について、「少子化対策の観点から制度横断的に政策を強化していく必要があり、その際の財源については、全世代型社会保障制度構築の観点から、歳出改革の取り組みを継続しつつ、『経済財政運営と改革の基本方針2022』に沿って、企業を含め社会・経済の参加者全員が公平な立場で広く負担する新たな枠組みについて検討する必要がある」とした。

財政制度等審議会ではその後、５月11日並びに５月29日における財政制度分科会における審議結果に基づき、『歴史的転機における財政』とする建議をとりまとめ、公表した。

同『建議』は、「Ⅰ．基本認識」と「Ⅱ．財政総論」のほか、従来のような歳出分野別ではなく、分野横断的に議題を設定した「Ⅲ．成長」「Ⅳ．こども・高齢化等」「Ⅴ．人口・地域」並びに「Ⅵ．将来世代の視点」からなる。

「Ⅰ．基本認識」では、「経済の成長力の低下、少子高齢化の一層の深刻化、人口減少下における地域社会の問題といった課題も抱えている。安全保障上の有事、震災、感染症等の危機への備えも必要である。危機に際して機動的に財政を運営するためには、平時にこそ財政を健全化することが不可欠であり、コロナ対策により一層低下した財政余力の回復が急務である」、「コロナ禍を克服して平時に移行した後も、山積する諸課題に的確に対応していくことが求められている。一定の財政支出の拡大も必要となり得るが、その場合でも真に必要な支出に絞り込むべきであり、また、財源を適切に確保することが必要である」、「財政支出の規模をいたずらに大きくしても、持続的な成長を実現できないばかりか、効率的な資源配分を妨げることで、むしろ、成長を阻害することもあり得る。財政支出は、単に需要喚起のために行うのではなく、必要性と有効性を見極めてターゲットを絞るべきである」としたうえで、「財政は、山積する社会課題について、規制改革などの他の施策と相まって解決に向けた道筋を提示し、民間の活力を引き出していくことが重要である。我が国の産業構造の転換と労働市場の流動化を図ること等により生産性を高めることが、日本経済の成長力につながる。『経済あっての財政』という考え方のもと、民間主導の経済成長に向けた環境整備を行うことが、政府の役割である」とし、「歴史的転機とも言える今、全体最適の視点を持って、社会課題の解決、経済の成長力の強化、さらに財政健全化の同時実現を追求していくことが必要である」とした。

「Ⅱ．財政総論」では、「近年の財政運営では需要喚起が重視されがちであったが、今後、人手不足の深刻化が見込まれる中で成長力を強化していくためには、イノベーション創出、新陳代謝促進、生産性向上等につながる政策を重視すべきとの指摘もある。こうした発想に立って、効果的な政策を

重点的に実施し、成果に結びつけていくことが必要である」とした。

「Ⅲ．成長」は、「１．労働市場・人への投資」、「２．GX（グリーン・トランスフォーメーション）」、「３．DX（デジタル・トランスフォーメーション）」、「４．科学技術・イノベーション」並びに「５．スタートアップ」の５項目で構成され、「政府に求められるのは、需要喚起では無く、変化に対応して新たに行動しようとする企業・個人を後押しするための環境整備である」、「労働面では、少子高齢化が進行し、生産年齢人口の減少に直面している。その抜本的な対応として考えられる少子化対策は、効果が発現するまでに時間がかかるため、女性や高齢者を含め労働参加の拡大を引き続き推進することに加え、『人への投資』による労働の『質』の向上を図ることが必要である」、「新たな技術アイディアを社会実装につなげて付加価値を生み出すスタートアップ（新規事業）を振興し、エコシステムを形成することも重要である。単に財政規模を拡大するだけでは、イノベーションを創出することはできない」とした。

そのうえで、「１．労働市場　人への投資」では、４月24日の財政制度分科会における審議内容に加え、「平時・危機時にかかわらず、個々人が主体的に学び直しに取り組み、希望する職務やより高い賃金を得られる職務に対応できるようにすること、雇用保険の適用拡大などにより、多様な働き方を効果的に支える制度としていくことにより、より多くの労働者が安心して働ける環境を整備することが重要である」、「在職者の学び直しの支援については、企業を通じた支援が中心となっており、個人への直接支援は弱い現状にある。今後は、個人への直接支援 に重点を置き、個人の主体的な学び直しをサポートできるようにすべきである」とした。

「４．科学技術・イノベーション」では、「（２）研究力向上に向けた大学の戦略的産学連携」において、「大学の財務戦略を構築していく上で、上記の寄附等による財源確保に加え、企業と協力可能な研究は、研究インテグリティを確保しつつ、産学連携強化等を通じて、企業等との共同研究や受託研究として実施することが望ましい」、「このような大学の財源多様化を通じて、企業等とのプロジェクト型研究や寄附金等の自己収入による大学の裁量性が高い研究など、研究の多様性を確保していく視点も重要である」、「戦略的な産学連携の効果として、大学における研究受託等のみならず、産学間における人的交流機会の増加が期待され、このような機会を通じ、産学間の人材流動性を向上させていくことは、若手研究者のキャリアパス確保の観点からも重要である」、「研究活動を増やすための有効な取り組みとして、大学職員の業務内容や人事制度を見直し、技術職等の専門職の育成や配置を進めることも必要である」、「研究者向け事業では海外経験を積極的に評価し、研究者・教員の評価に海外経験が反映されるよう促すとともに、大学向け事業では教員等の国際化に取り組む大学を加点評価する等、大学や研究の国際化を後押しするべきである」とした。

「５．スタートアップ」では、「（５）大学の役割」として、「我が国のTLOを、現状の発明評価やデータベース化等を行う知財管理機関から、企業ニーズの研究者へのフィードバックなどを含むマーケティング等を行う機関へと改革する」、「知財業務等の人材やノウハウを有する地域中核大学等を中心に、複数大学で連携する広域型TLOを活用した集約など、各大学の事情等に応じて大学間の連携を行い、大学発スタートアップ創出や研究成果の事業化に向けた機能を強化することも積極的に検討すべきである」とした。

その間、経済財政諮問会議では、５月26日開催の会議において、「経済財政運営と改革の基本方針（骨子案）」について審議するとともに、財務大臣から「財政制度等審議会の建議の方向」について説明を受けた。

経済財政諮問会議ではその後、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）に向けて」を議事と

する６月７日開催の同会議において『経済財政運営と改革の基本方針2023（仮称）原案』について協議した。

一方、令和３年10月に、新しい資本主義の実現に向けたビジョンを示し、その具体化を進めるために新たに設置された「新しい資本主義実現会議」では、５月16日開催の同会議において、「リ・スキリングによる能力向上支援」、「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」並びに「成長分野への労働移動の円滑化」の三つの改革を三位一体で進めることを主な内容とする『三位一体の労働市場改革の指針』をとりまとめるとともに、６月６日開催の会議では、令和３年10月以降の協議内容や与党における検討を踏まえ、令和４年６月に閣議決定した『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画』について、『三位一体の労働市場改革の指針』に基づき『2023改訂版』をとりまとめた。

『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版』は、「Ⅰ．資本主義のバージョンアップに向けて」、「Ⅱ．新しい資本主義を実現する上での考え方」、「Ⅲ．人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」、「Ⅳ．GX・DX等への投資」、「Ⅴ．企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成５か年計画の推進」、「Ⅵ．社会的課題を解決する経済社会システムの構築」、「Ⅶ．資産所得倍増プランと分厚い中間層の形成」、「Ⅷ．経済社会の多極化」、「Ⅸ．日本の魅力を活かしたインバウンドの促進」、「Ｘ．個別分野の取組」並びに「Ⅺ．新しい資本主義実現に向けた枠組み」からなる。そのうち「Ⅲ．人への投資・構造的賃上げと『三位一体の労働市場改革の指針』」では、「（７）多様性の尊重と格差の是正」として「⑤キャリア教育の充実」を掲げ、「大学においても、キャリア教育の充実を図るためのカリキュラムの拡充を進める」、「大学、高等専門学校等における人材育成の充実とキャリア意識の向上を図るため、企業等での実務の経験を有する者の積極的な採用や、企業等から招聘する実務家教員を大幅に拡充する。講師には、スタートアップや中小・小規模企業の経営者も招聘する」、「大学や高等専門学校等において、企業活動と一体的な教育研究を促進することにより、研究の社会実装と世界で戦う上で必要な高度人材育成を両輪で進める」、「企業が大学等の高等教育機関に共同講座を設置して人材育成を行う取り組みへの支援を強化する」とした。また、「Ⅷ．経済社会の多極化」の「１．デジタル田園都市国家構想の実現」では、「⑦デジタル人材の育成」として、「地域が抱える課題の解決を牽引するデジタル人材について、来年度末までに年間45万人を育成できる体制を段階的に構築し、2026年度までに合計330万人を確保する」、「このため、大学生・高等専門学校生の育成（年17万人）、社会人等のスキルアップ支援（年13万人）、職業訓練等（年13.5万人）などの各領域において具体的な育成計画を定め、フォローアップを行う」、「特に、教員確保に課題を抱える大学・高等専門学校があること、社会人向けの教育コンテンツが限られていること、職業訓練の中でのデジタル関連講座の開講が都市部に偏在していることを踏まえ、大学・高等専門学校でデジタル教育を担う教員確保のための実務家の導入、オンラインを活用した社会人向け教育コンテンツの提供・充実、職業訓練の中で各地の産業・雇用特性に応じたデジタル関連講座の強化を図る」、「地域におけるDXを推進するため、自治体におけるデジタル人材の確保・育成を進める」とした。

６月16日開催の経済財政諮問会議は、新しい資本主義実現会議との合同により開催され、内閣総理大臣から経済財政諮問会議議長（内閣総理大臣）に対し、「当面の経済財政運営と改革の基本方針の在り方いかん。」とする諮問がなされるとともに、『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（案）』、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及びそれまでの成長戦略等を踏まえて取り組むべき事項についてのフォローアップの取り組みの進捗を踏まえ、『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版』の関連する項目整理に沿って、フォローアップと

して進めるべき事項を記載した『成長戦略等のフォローアップ案』並びに『経済財政運営と改革の基本方針2023（案）』について協議し、そのとりまとめを進めた。

『経済財政運営と改革の基本方針2023加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～』（以下、『骨太方針2023』という。）は、「第１章　マクロ経済運営の基本的考え方」、「第２章　新しい資本主義の加速」、「第３章　我が国を取り巻く環境変化の対応」、「第４章　中長期の経済財政運営」並びに「第５章　当面の経済財政運営と令和６年度予算編成に向けた考え方」の５章によって構成され、「第２章　新しい資本主義の加速」は、１）三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成、２）投資の拡大と経済社会改革の実行、３）少子化対策・こども政策の抜本強化、４）包摂社会の実現、５）地域・中小企業の活性化により構成される。

「第１章　我が国を取り巻く環境変化と日本経済」では、「岸田政権が進める『新しい資本主義』は、こうした変化に対応した経済社会の変革を進め、社会課題の解決に向けた取り組みそれ自体を成長のエンジンに変えることで、持続可能で包摂的な社会を構築し、裾野の広い成長と適切な分配が相互に好循環をもたらす『成長と分配の好循環』を目指すものである」との前提のもと、「コストの適切な転嫁を通じたマークアップの確保を行うとともに、高い賃金上昇を持続的なものとするべく、リ・スキリングによる能力向上の支援など三位一体の労働市場改革を実行し、構造的賃上げの実現を通じた賃金と物価の好循環へとつなげる」、「人への投資、グリーン、経済安全保障など市場や競争に任せるだけでは過少投資となりやすい分野について、官が的を絞った公的支出を行い、これを呼び水として民間投資を拡大させる。これにより、官と民が協働して社会課題を解決しながら、それを成長のエンジンとして持続的な成長に結び付けていく」、「社会全体でこども・子育てを支える社会の構築や全てのこどもがチャンスを得られる教育制度の確保、生活の安定や将来の安心の基盤となる社会保障制度の持続可能性の向上、多様な価値観が尊重される包摂社会の実現に向けた取り組み等を通じ、分厚い中間層を復活させていく」、「こども・子育て政策は最も有効な未来への投資であり、『こども未来戦略方針』に沿って、政府を挙げて取り組みを抜本強化し、少子化傾向を反転させる」などとしたうえで、『骨太方針2023』によって、１）内外の環境変化に対応したマクロ経済運営の基本的考え方を示すとともに、「新しい資本主義」の実現に向けた構造的賃上げの実現や人への投資、分厚い中間層の形成に向けた取り組みや、GX・DX、スタートアップ推進や新たな産業構造への転換など、官と民が連携した投資の拡大と経済社会改革の実行に向けた基本方針を示す、２）少子化のトレンドを反転させるべく、こども・子育て政策の抜本的強化に向けた道筋を示す。あわせて、多様性が尊重され全ての人が力を発揮できる包摂的な社会や地域の中小企業の活力を引き出し特色ある地方創生を実現するための方針を示す、３）G7広島サミットの成果も踏まえた戦略的な外交・安全保障や我が国経済を強靭なものとする経済安全保障、エネルギー・食料安全保障についての方針を示すとともに、自然災害から国民を守る防災・減災、国土強靭化の推進、東日本大震災等からの復興、国民生活の安全・安心に向けた方針を示す、４）その上で、これら政策遂行の基盤となる中長期の視点に立った経済財政運営の方針を示し、令和６年度予算編成の考え方を提示する、とした。

「第２章　新しい資本主義の加速」の「１．三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成」では、「（４）官民連携を通じた科学技術・イノベーションの推進」において、１）イノベーションの持続的な創出に向け、国際的な競争的環境下で、多様で厚みのある研究大学群を形成しつつ、世界最高水準の研究大学を実現する、２）我が国全体の研究力向上を牽引する国際卓越研究大学の選定を着実に進めるとともに、戦略的な自律経営が可能とな

るよう必要な規制改革等を早期に実行する、３）同大学と経営リソースの拡張・戦略的活用や研究者等のキャリア形成面を含め相乗的・相補的に連携した車の両輪として、地域の中核・特色ある研究大学の多様なミッションの実現に向けた抜本的な機能強化を図る、４）イノベーションの源泉である優秀な若者が博士を志す環境を実現する。博士課程学生の処遇向上、挑戦的な研究に専念できる環境の確保、博士号取得者が産業界等を含め幅広く活躍できるキャリアパス整備等、魅力的な展望が描けるよう総合的な支援を一層強化する、５）デジタル化やグローバル化など社会の急速な変化への対応を加速し、文理の枠を超えた多様性のあるイノベーション人材の育成強化や国際的な人的交流の活性化を図る、６）進学者のニーズ等も踏まえた成長分野への学部再編等や先端技術に対応した高専教育の高度化、文理横断的な大学入学者選抜・SSH（スーパーサイエンスハイスクール）等による学びの転換の促進、産学官連携によるキャンパスの共創拠点化等、未来を支える高度専門人材を育む大学、高等専門学校、専門学校等の機能強化を図る、などとした。

また、「第４章　中長期の経済財政運営」の「５．経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進」では、１）家庭の経済事情にかかわらず、誰もが学ぶことができるよう、安定的な財源を確保しつつ、高等教育費の負担軽減を着実に進める、２）2024年度から、授業料等減免及び給付型奨学金の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大、大学院修士段階における授業料後払い制度の創設及び本格導入に向けた更なる検討、貸与型奨学金における減額返還制度の年収要件等の柔軟化による拡充を図るとともに、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について、執行状況や財源等を踏まえつつ、更なる支援拡充を検討し、必要な措置を講ずる、３）地方自治体や企業による奨学金返還支援など多様な学生支援の取り組みの促進、初等中等教育段階も含めた関係者への周知等を図る、とした。

「第５章　当面の経済財政運営と令和６年度予算編成に向けた考え方」では、「１．当面の経済財政運営について」において、「『物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策』及びそれを具体化する令和４年度第２次補正予算、『物価・賃金・生活総合対策本部』でとりまとめたエネルギー・食料品等に関する追加策、並びに令和５年度予算の迅速かつ着実な執行に全力を尽くしつつ、物価や経済の動向を踏まえ、今後も機動的に対応していく」、「人への投資の抜本強化、労働移動の円滑化、労務費も含めた価格転嫁対策の強化等により『構造的賃上げ』の実現に取り組むとともに、本基本方針で示した重点分野への官民連携投資を実行することにより、潜在成長率の引上げを図る」とした。そのうえで、「２．令和６年度予算編成に向けた考え方」では、１）持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化を進め、日本経済を本格的な経済回復、そして新たな経済成長の軌道に乗せていく、２）令和６年度予算において、本方針、骨太方針2022及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない、３）構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本強化を含めた新しい資本主義の加速や防衛力の抜本的強化を始めとした我が国を取り巻く環境変化への対応など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずること等により、メリハリの効いた予算編成とする、４）新たな拡充を要する政策課題を含め、PDCAやEBPMの取り組みを推進し、効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）を徹底する。単年度主義の弊害是正に取り組み、事業の性質に応じた基金の活用・事業効果の見える化、経済・財政一体改革における重点課題への対応など中長期の視点に立った持続可能な経済財政運営や社会保障制度の構築等を進める、とした。

上記の『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版・成長戦略等のフォローアップ』並びに『骨太方針2023』は、「近年、国内外の情勢変化のスピードが一層増す状況下において、わが国が豊かで活力ある国であり続けるためには、不断の規制改革の取り組みを通じて、時代に適合

した規制のあり方を模索し、実現していかなければならない」、「これにより国民生活の安定・向上及び経済活性化への貢献並びにそれらを通じた国の成長・発展を図ることは、内閣の重要課題の一つとなっている」との基本認識のもと、６月１日に規制改革推進会議が決定した『規制改革推進に関する答申』等を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等について、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくための『規制改革実施計画』並びに『教育振興基本計画』とともに６月16日に閣議決定された。

政府では、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）が司令塔となって毎年策定する『科学技術イノベーション総合戦略』に基づき、施策の重点化等を実行してきた。令和元年度からは、平成28年１月に閣議決定された第５期科学技術基本計画の策定以降、１）世界で想像を超えたイノベーションが進展し、ゲーム構造が一変し、過去の延長線上の政策では世界に勝てないとの問題意識のもと、第５期科学技術基本計画（Plan）・科学技術イノベーション総合戦略2017（Do）の取り組みの評価（Check）、今後とるべき取り組み（Action）の提示、２）硬直的な経済社会構造から脱却、わが国の強みを活かしつつ、Society5.0の実現に向けて「全体最適な経済社会構造」を柔軟かつ自律的に見出す社会の創造、３）「世界水準の目標」、「論理的道筋」、「時間軸」を示し、基礎研究から社会実装・国際展開までを「一気通貫」で実行するための「政策の統合」、４）イノベーション関連の司令塔機能強化を図る観点から統合イノベーション戦略推進会議の設置による横断的かつ実質的な調整・推進機能の構築が必要であるとの認識のもと、「政策の統合により、知・制度・財政の基盤三本柱を改革・強化しつつ、わが国の制度・慣習を柔軟に『全体最適化』すること」、「『世界で最もイノベーションに適した国』を実現し、各国が直面する課題の解決モデルをわが国が世界に先駆けて提示すること」を基本的な考え方とする『統合イノベーション戦略』を策定してきた。

一方、第201回国会（令和２年１月20日～令和２年６月17日）では、平成７年の議員立法による科学技術基本法の制定以降、AIやIoT、生命科学など、近年の科学技術・イノベーションの急速な進展により、人間や社会の在り方と科学技術・イノベーションとの関係が密接不可分なものとなり、人間や社会への深い洞察に基づく科学技術・イノベーションの総合的な振興が必要となっているとの情勢変化に鑑み、科学技術基本法を25年ぶりに本格的に改正するための法律が成立、公布された。

改正科学技術基本法（科学技術・イノベーション基本法）では、現代の複雑化する諸課題に対峙していくためには、人文・社会科学（科学技術・イノベーション基本法では「人文科学」とされているが同じ意味である）が積極的に役割を果たすことが重要になってくること等から、人文・社会科学のみに係る科学技術を振興対象に追加するとともに、「イノベーションの創出」について、イノベーション創出に至る具体的な手段として、従来の新商品または新役務の開発などの企業活動を念頭に置いたものに加え、科学的な発見または発明といった創造的活動についても規定し、「イノベーションの創出」が多様な主体が関与し得る幅広い概念であることを明確化するなど、これまで「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に規定されていた定義を見直したうえで、科学技術・イノベーション基本法に新たな概念として導入するなどとされた。

その後政府は、「科学技術基本法」に基づき策定する５ヵ年計画である科学技術基本計画について、2021（令和３）年度から2025（令和７）年度を計画期間とする第６期の基本計画を25年ぶりに実質的に改正し、「科学技術・イノベーション基本法」へと名称を変更した改正基本法の下で策定される初の計画となる「科学技術・イノベーション計画」を令和３年３月26日に閣議決定した。

第６期科学技術・イノベーション計画（以下、「第６期基本計画」という。）では、「我が国が目指すべきSociety5.0の未来社会」を「持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとと

もに、一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現できる社会」と表現し、その実現に向けた「『総合知による社会変革』と『知・人への投資』の好循環」という科学技術・イノベーション政策の方向性を示すとともに、その達成のため、次の５年間で約30兆円の政府研究開発投資を確保し、これを呼び水として官民合わせて約120兆円の研究開発投資を行っていくことを明記した。

令和５年度の総合科学技術・イノベーション会議では、第６期基本計画の実行計画として位置づけられる年次戦略である『統合イノベーション戦略2023』のとりまとめに向けた調査審議を開始し、『統合イノベーション戦略2023』を１）第６期基本計画期間の中間年の年次戦略として、目標達成に向けて実効性のある取り組みを強力に推進する、２）これまでの進捗状況を踏まえた取り組みの見直しや深化、さらには国内外における情勢変化にも機動的に対応していくことが求められることを踏まえ、統合戦略の年次戦略としての役割をより際立たせる、３）第６期基本計画期間中の効果的・効率的な政策推進モデルの確立や、次期基本計画の検討につなげることも視野に入れたものとする、こととした。

具体的には、「第１章　総論（国家的重要基盤を支え、社会課題を成長のエンジンに転換する科学技術・イノベーション）」において、様々な情勢変化やこれまでの取り組みの進捗状況を踏まえつつ、１）先端科学技術の戦略的な推進、２）知の基盤（研究力）と人材育成の強化、３）イノベーション・エコシステムの形成の３点を「三つの基軸」として政策の中心に据え、「取り組みのさらなる強化とその具体化を進めていくことで、第６期基本計画が掲げるSociety5.0の実現に向けた戦略的なプロセスを具体化する」とともに、これを共有することで、「予見可能性を向上させながら組織・分野の垣根にとらわれず、産学官で力を結集して国家的重要課題に対応していく」とした。また、第１章では、第６期基本計画の策定から約２年が経過したことに鑑み、その間の注目すべき動向を踏まえながら、「三つの基軸」に即した重点施策を抽出した。「第２章　Society5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策」では、第６期基本計画の目次構成に沿って整理した施策の実施状況・現状分析や今後の取組方針のほか、具体的な年次施策を列挙し、これらを統合することにより、「三つの基軸」を核とした施策の重点化と、第６期基本計画の網羅的な推進を同時に図り、Society5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策を強力に推進することとし、上記の方針に基づきとりまとめられた『統合イノベーション戦略2023』は６月９日に閣議決定された。

『統合イノベーション戦略2023』では、１）科学技術・イノベーションは、わが国の成長戦略の柱であり、社会課題を成長のエンジンへ転換し、持続的な経済成長を実現する原動力であると同時に、感染症などから安全・安心を確保する観点からも国家の生命線であり、ウクライナ情勢の長期化による影響拡大を背景に、科学技術・イノベーションへの期待は新たなフェーズへ移行している、２）わが国を取り巻く国際環境が厳しさを増す中、科学技術・イノベーションを要として、官民が連携・協力した国家的重要課題への戦略的な対応が一層重要である、３）第６期基本計画の下での３年目の年次戦略として、実効性のある政策を強力に推進するとともに、進捗を踏まえた取組強化や情勢変化への機動的な対応が必要であることを前提として、「高度な生成AI、量子をはじめとする先端科学技術が切り拓く、我が国が目指す社会（Society5.0）の実現に向けて、わが国の産学官の力を結集できるよう、実現プロセスの更なる具体化と、情勢変化に機動的に対応しうる新たな連携の形成が不可欠」との基本認識のもと、「三つの基軸」の「１）先端科学技術の戦略的な推進」については、①重要技術の国家戦略の推進と国家的重要課題への対応、②安全・安心の確保に向けた先端科学技術の貢献拡大、③社会課題解決を加速する研究開発・社会実装の強化により、「技術の優位性・不可欠性も念頭に、我が国の未来を支える技術を育て社会実装に繋げる」としている。

「２）知の基盤（研究力）と人材育成の強化」については、①大学ファンド／地域中核大学等の振興による研究基盤の強化と大学改革、②創造的で多様な人材の育成／教育の充実と活躍促進、③価値観を共有する同志国やパートナー国との連携により、「国際頭脳循環を形成し、科学技術・イノベーションと価値創造の源泉を創出する」としている。そのうち「①大学ファンド／地域中核大学等の振興による研究基盤の強化と大学改革」については、「大学ファンドの助成開始に向けた国際卓越研究大学の認定実施」、「地域中核大学等の総合振興パッケージの改定を踏まえ拡充した事業の開始」並びに「グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の実現」等を、「②創造的で多様な人材の育成/教育の充実と活躍促進」については、「博士課程学生を含む若手支援と活躍のキャリアパス拡大」、「研究時間確保など研究環境改善の取組促進」並びに「探究・STEAM教育の強化、理数系ジェンダーギャップ解消、リカレント教育の充実、成長分野への大学・高専の学部再編等の支援」等を掲げている。

「３）イノベーション・エコシステムの形成」については、①スタートアップの徹底支援（スタートアップ育成５か年計画の推進）、②都市や地方、大学、スタートアップの連携強化、③成長志向の資金循環形成と研究開発投資の拡大、④デジタル田園都市国家構想の加速により、「スタートアップを前面に押し出し、科学技術・イノベーションの恩恵を国民や社会に届ける」とし、「①スタートアップの徹底支援（スタートアップ育成５か年計画の推進）」では「アントレプレナーシップ教育など起業家育成」を、「④デジタル田園都市国家構想の加速」では「大学を核とした産学官連携やオープンイノベーションの促進」を掲げ、「三つの基軸」に係る取り組みを通じ、「大学改革が築く知の基盤や、イノベーションの担い手スタートアップ、価値創造の原動力となる人材を強化、英知を結集し、先端科学技術を要に国際社会での存在感と貢献を拡大させる」としている。

そのうえで「統合イノベーション戦略2023において取り組む主な施策」として、「１）先端科学技術の戦略的な推進」では、「国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会への変革」に向け、①サイバー空間とフィジカル空間の融合による新たな価値の創出、②地球規模課題の克服に向けた社会変革と非連続なイノベーションの推進、③レジリエントで安全・安心な社会の構築、④様々な社会課題を解決するための研究開発・社会実装の推進と総合知の活用に取り組むとともに、「官民連携による分野別戦略の推進」を図ることとしている。

「２）知の基盤（研究力）と人材育成の強化」では、「知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化」に向け、①大学改革の促進と戦略的経営に向けた機能拡張、②多様で卓越した研究を生み出す環境の再構築、③新たな研究システムの構築（オープンサイエンスとデータ駆動型研究等の推進）に取り組むとともに、「一人ひとりの多様な幸せ（well-being）と課題への挑戦を実現する教育・人材育成」を図ることとしている。そのうち「①大学改革の促進と戦略的経営に向けた機能拡張」については、「改定した『地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ』に基づく支援の円滑な実施、基金や産学官連携拠点の構築など強みや特色を伸ばす戦略的経営の後押し」を図るとし、「②多様で卓越した研究を生み出す環境の再構築」については、「長期有給インターンシップの実施や国家公務員における活躍促進など、博士人材が様々な分野で活躍できるキャリアパス拡大、博士課程学生の処遇改善」、「科学研究費の基金化や創発的研究支援事業の推進、人事給与マネジメント改革などを通じた若手ポスト確保をはじめ研究者の雇用環境の改善、研究時間確保など研究環境の改善、女性研究者の活躍促進」を図ることとしている。また、「一人ひとりの多様な幸せ（well-being）と課題への挑戦を実現する教育・人材育成」については、「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージのロードマップに基づく施策の実施・フォローアップ」、「探

究・STEAM・アントレプレナーシップ教育の強化、特異な才能のある子供の指導・支援に関する実証的な研究等の推進、成長分野への大学・高専の学部再編等の支援」、「理数の学びに対するジェンダーギャップの解消に向けたロールモデルの提示や調査を通じた要因分析」や「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策に基づき、５年間で１兆円に拡充された人への投資支援パッケージを活用した学ぶ意欲がある人への支援の充実、企業や大学等におけるリカレント教育の強化」を図ることとしている。

「３）イノベーション・エコシステムの形成」では、「国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会への変革」に向け、①価値共創型の新たな産業を創出する基盤となるイノベーション・エコシステムの形成、②次世代に引き継ぐ基盤となる都市と地域づくり（スマートシティの展開）を図るとともに、「知と価値の創出のための資金循環の活性化」に向け、①第６期基本計画期間中、政府30兆円、官民120兆円の研究開発投資目標の下、国際的な研究開発競争のリード、②科学技術関係予算の拡充、研究開発税制やイノベーション化、公共調達の促進等による民間投資の誘発を図ることとしている。

７月25日の閣議では、６月７日開催の経済財政諮問会議と新しい資本主義実現会議との合同会議における協議内容に基づきとりまとめられた『令和６年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針』について、内閣総理大臣から、１）わが国が「時代の転換点」とも言える内外の歴史的・構造的な変化と課題に直面する中、令和６年度予算では、先般閣議決定した『骨太方針2023』等を踏まえ、新時代にふさわしい経済社会の創造に向け、「新しい資本主義」の取り組みを加速させていく、２）構造的な賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、こども・子育て政策の抜本的な強化を含めた新しい資本主義の加速、さらには、防衛力の抜本的な強化を始めとした我が国を取り巻く環境変化への対応など、重要な政策課題に着実に取り組むことによって、持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化を進め、日本経済を本格的な経済回復、そして新たな経済成長の軌道に乗せていく、３）経済成長と財政健全化とをともに進めていくため、これらの重要かつ困難な課題にしっかりと対応しつつ、これまでの歳出改革努力を継続していく必要がある、４）各大臣におかれては、既存の予算、制度をゼロベースで見直していただき、こうした方針に沿った概算要求となるようにお願いする、との説明があった。

その後、財務大臣から、１）令和６年度予算においては、『骨太方針2023』等に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進していく、２）総理の指示を踏まえ、重要な政策課題にしっかりと対応するとともに、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化していく必要がある、３）閣僚各位においては、既存の予算を抜本的に見直すなど、要求・要望の段階からその内容を十分に吟味するとともに、「重要政策推進枠」の仕組みを活用していただきたい、４）物価高騰対策等を含めた重要政策については、この仕組みや事項のみの要求も含め、適切に要求・要望を行っていただきたい、５）予算編成過程を通じて、「新経済・財政再生計画」に盛り込まれた制度改革をしっかりと具体化していくようお願いしたい、６）概算要求提出期限は８月末日とする、７）財政投融資については、官民連携による投資拡大の推進等、新しい資本主義を加速させるために必要な資金需要に的確に対応した要求をしていただきたい、８）その際、民業補完性、償還確実性等を確保するとともに、対象事業の重点化・効率化を図っていただきたい、９）税制改正要望についても、８月末日までの提出とする、10）厳しい財政事情に鑑み、租税特別措置については、適切な効果検証が強く求められていることを踏まえ、必要性や有効性等を見極めたうえでゼロベースで見直すとともに、減収を伴う要望の場合には、しっかりと財源を確保しつつ、政策の重点化を図ることが必要であり、要

望段階から主体的に取り組んでいただきたい、との発言があった。

また、独立行政法人制度並びに政策評価制度を所管する総務大臣からは、１）独立行政法人等の新設や業務追加などの要求にあたっては、法人の専門性の発揮や、効率的な業務運営等によるリソースの有効活用を図るとともに、関係機関との連携を積極的に進めることにより、政策課題の解決に最大限貢献する観点から、内容を検討いただきたい、２）政策評価の結果を概算要求に適切に反映いただきたい、３）政策評価に関する基本方針の見直しの趣旨を踏まえ、政策効果の把握・分析を適切に行い、その結果を意思決定過程で活用し、新たな挑戦や前向きな軌道修正を積極的に行っていただきたい、４）『骨太方針2023』等に則り、経済・財政一体改革を推進する際には、地方歳出の多くが法令により義務付けられている経費や国の補助事業であることから、制度の見直しなど、国の歳出改革を実行するとともに、国と地方の適切な役割分担を踏まえ、国から地方への負担転嫁を行わないよう留意いただきたい、５）関係大臣に対し、こども・子育て政策の強化等に係る必要な措置や防災・減災対策等の推進など、概算要求にあたって取り組んでいただきたい事項を文書にて要請する、６）国と地方の間の適正な財政秩序の確立のため、格別の協力をお願いしたい、７）地方税に関する税制改正要望について、８月末日までの提出をお願いしたい、との発言があった。

さらに、デジタル庁、内閣府特命担当大臣（デジタル改革、消費者及び食品安全）、国家公務員制度担当大臣から、１）機構、定員及び級別定数に関する要求については、本日内閣総理大臣決定された「人件費予算の配分の方針」に沿って、適切に対応いただきたい、２）要求にあたり、各大臣におかれては、デジタルの力を全面的に活用して組織の自己改革及び人的資源の再配置を進めるとともに、内閣の重要政策に係る取り組みを推進する体制の整備に重点化を図るようお願いしたい、との発言があるとともに、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策、地方創生、規制改革、クールジャパン戦略、アイヌ施策）、デジタル田園都市国家構想担当、国際博覧会担当、行政改革担当から、行政事業レビューについては、『骨太方針2023』に記載のとおり、今年度から、全ての予算事業にEBPMの手法を本格的に導入し、予算編成過程において、行政事業レビューシートを積極的に活用することとしていることから、各大臣におかれては、行政事業レビューシートによって把握される事業の効果を含む点検結果を、令和６年度予算の概算要求に的確に反映していただきたい、との発言があった。

以上を経て、『令和６年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について』は閣議了解された。

『令和６年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について』では、「令和６年度予算は、『骨太方針2023』、『骨太方針2022』及び『骨太方針2021』に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する」としたうえで、「１．要求・要望について」において、１）年金・医療等については、前年度当初予算額に高齢化等に伴ういわゆる自然増（5,200億円）を加算した範囲内で要求する（ただし、増加額について、「新経済・財政再生計画 改革工程表」に沿って着実に改革を実行していくことを含め、合理化・効率化に最大限取り組み、高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指すこととし、その結果を令和６年度予算に反映させる、２）「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」第１条第３項に規定する防衛力整備計画対象経費については、「防衛力整備計画」を踏まえ、所要の額を要求する、３）地方交付税交付金等については、「新経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求する、４）義務的経費については、前年度当初予算の額の範囲内で要求する（義務的経費を削減した場合には同額を裁量的経費で要求可。令和６年度の経済センサス等に必要な経費等の増減については加減算）、５）その他の経費については、前年度当初予算額の

100分の90（「要望基礎額」）の範囲内で要求する、６）構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本強化を含めた新しい資本主義の加速や防衛力の抜本的強化を始めとした我が国を取り巻く環境変化への対応など、重要政策課題に対応する等のため、『骨太方針2023』及び『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版』等を踏まえた重要な政策について、「重要政策推進枠」を措置する（各省大臣は、前年度当初予算におけるその他の経費に相当する額と要望基礎額の差額に100分の300を乗じた額及び義務的経費が前年度当初予算の額を下回る場合にあっては、当該差額に100分の300を乗じた額の合計額の範囲内で要望）、とされた。

また、「３．予算編成過程における検討事項」では、１）要求・要望について、施策・制度の抜本的見直しや各経費間の優先順位の厳しい選択を行うことにより真に必要なニーズにこたえるため精査を行う、２）そのうえで、物価高騰対策等を含めた重要な政策については、必要に応じて、「重要政策推進枠」や事項のみの要求も含め、適切に要求・要望を行うこととし、予算編成過程において検討を加え、『骨太方針2023』で示された方針を踏まえ措置する、３）『こども未来戦略方針』で示された「こども・子育て支援加速化プラン」の内容の具体化の取り扱いについては、予算編成過程において検討する、とされた。

１－２－２　文部科学省概算要求・要望の内容

文部科学省概算要求は、前項「１－２－１」による経過等を踏まえ、自由民主党の文部科学部会等を経て決定され、８月30日に財務省に提出された。

文部科学省の要求・要望額は、総額５兆9,216億円（対前年度予算比6,275億円、11.9％増）となっている。このうち文教関係予算は４兆3,759億円（同3,613億円、9.0％増）＋事項要求（個別政策の予算要求額を明示せず、項目だけ記載）、スポーツ関係予算は429億円（同70億円、19.5％増）、文化芸術関係予算は1,350億円（同289億円、27.2％増）＋事項要求、科学技術予算は１兆1,859億円（同2,079億円、21.3％増）＋事項要求となっている（資料編　資料１－３）。

『令和６年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について』において、構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本強化を含めた新しい資本主義の加速や防衛力の抜本的強化を始めとした我が国を取り巻く環境変化への対応など、重要政策課題に対応する等のため、『骨太方針2023』及び『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版』等を踏まえた重要な政策について予算措置するための「重要政策推進枠」は、文部科学省全体で9,099億円が要求され、そのうち私立大学に関連の深いものとしては、私立大学等経常費補助金を81億円、私立大学等研究推進費補助金を127億円、私立大学等研究設備整備等を61億円要求するほか、新時代の産学協働リカレント教育モデル開発支援事業を７億円、地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業を３億円、大学等の海外留学支援制度を114億円、日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業を５億円、デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業―Ｘプログラム―を６億円、人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業を４億円、大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業を60億円、大学の世界展開力強化事業を10億円、医師の働き方改革に伴う大学病院改革緊急パッケージを120億円、博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保を139億円、国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成を25億円、科学研究費助成事業を545億円、生成AIモデルの透明性・信頼性の確保に向けた研究開発を30億円要求するなどしている。

文教関係予算は「１．質の高い公教育の再生」、「２．新しい時代の学びの実現に向けた学校施設の整備」、「３．高等教育機関の多様なミッションの実現」並びに「４．誰もが学ぶことができる機会の保障」の四つの柱からなる。

「３．高等教育機関の多様なミッションの実現」の一環として位置づけられた私学助成関係予算の要求総額（私立大学等の改革の推進等～私立学校の特色強化・改革の加速化に対する支援～）は、対前年度予算比307億円増の4,489億円＋事項要求であり、そのうち「私立大学等経常費補助」は対前年度予算比95億円増の3,071億円が要求され、このうち「一般補助」は2,833億円（対前年度予算比62億円増）、「特別補助」は237億円（同32億円増）が要求された。

一般補助では、大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援するとともに、教育の質に係る客観的指標等を通じたメリハリある資金配分により、教育研究の質の向上を促進することが目指されている。

特別補助においては、特色ある教育研究の推進や高度研究を実現する体制・環境の構築、地域社会への貢献、社会課題を解決する研究開発・社会実装の推進など、自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点支援するための「私立大学等改革総合支援事業」が112億円（同同額）、基礎研究を中心とする研究力強化等や、若手・女性研究者支援、大学院等の機能高度化等を支援する「研究施設等運営支援及び大学院等の機能高度化」が128億円（同11億円増）、デジタル人材の育成に向けて、文理を問わずすべての学生が一定の数理・データサイエンス・AIのリテラシー習得が可能となるよう、モデルカリキュラムの策定や教材等の開発、全国への普及展開を進める大学等を支援する「私立大学等における数理・データサイエンス・AI教育の充実」が８億円（同１億円増）、進展するデジタル技術の活用により、学修データの可視化及び当該分析結果を活用した学修者本位の学びへの転換や、地理的、時間的制約を超越するオンライン学習と対面授業の双方の良さを活かした学びの実践（ブレンディッド・ラーニング）、仮想現実等の最先端の技術を活用した学びの実現による、効果的で質の高い学修等を実現する取り組みを支援する「私立大学等における教育のDXによる質的転換支援」が２億円（同同額）要求された。

また、令和６年度～令和10年度を「集中改革期間」と位置づけ、これまでの私立大学等改革総合支援事業に加え、時代と社会のニーズの変化を踏まえつつ、将来を見据えたチャレンジや経営判断を行う私立大学等への総合的支援を充実することにより、主体的な改革を後押しすることが必要であるとの認識のもと、１）少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援として35億円、２）成長分野等への組織転換促進のための支援を一般補助の内数として、３）定員規模適正化に係る経営判断を支えるための支援を一般補助の内数として、４）私立大学等経営DX推進事業費補助として１億円をいずれも新たに要求している。

「１）」では、将来を見据えたチャレンジや経営判断を自ら行う「経営改革計画」の実現を図るとともに、その知見やノウハウの普及・展開を図る取り組みについて、継続的に支援するため、複数年の将来計画を有識者が審査・選定し、選定大学等に対し、文部科学省・私学事業団・有識者によるフォローアップ・支援体制を整備することとしている。「２）」では、成長分野等への組織転換を促進するため、理工農系学部等について、学部等設置以降、完成年度を迎えるまでの設置計画履行期間中に必要な経常的経費について支援し、「３）」では、定員規模適正化に係る経営判断を支えるため、運営面・教育面において一定の要件を満たす場合に限り、学生募集停止を行った学部等の継続的な教育研究活動を支援することとしている。また「４）」では、将来を見据えたチャレンジや経営判断を行う私立大学等への総合的支援を行う基盤として、各種データや知見・ノウハウをフル活用するため

のシステム構築などにより、①社会・地域のニーズ・動向、自身の教育研究や財務・経営状況等の客観的な分析を踏まえた、改革・改善の機を失わない主体的な経営判断や、②より客観的な経営診断を踏まえた、文部科学省・私学事業団による「アウトリーチ型支援（連携・統合等を希望する学校法人への経営相談の充実、潜在的な個別ニーズを踏まえたマッチング支援など）」を行うこととしている。

私学助成関係予算のうちの私立大学等経常費補助以外では、文教関係予算の「２．新しい時代の学びの実現を支える学校施設の整備」の一環として位置づけられた「私立学校施設・設備の整備の推進」について、「耐震化等の促進」が、耐震改築（建替え）事業として82億円（同61億円増）、耐震補強事業として53億円（同38億円増）、その他耐震対策事業として17億円（同13億円増）の計153億円（同113億円増）要求され、耐震診断費のみでも対象とする補助制度及び耐震改築に係る補助金制度を令和６年度まで延長するほか、国土強靭化関係予算（加速分・深化分）は事項要求とされた。また、熱中症対策として教室や体育館等へのエアコン設置やバリアフリー対策等、安全・安心な生活空間及び学修機会確保に必要な基盤的設備等の整備を支援する「私立学校施設環境改善整備」が78億円（同70億円増）、私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要となる装置・設備の整備を支援する「私立大学等教育研究装置・設備」が84億円（同55億円増）要求され、端末の更新を新たに含むこととされた「私立高等学校等ICT教育設備」の47億円（同33億円増）とあわせた「教育・研究装置等の整備」は209億円（同159億円増）要求された。また、耐震化にかかわっては、日本私立学校振興・共済事業団による耐震化融資の貸付見込額として69億円が要求された。

国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進（大学教育再生戦略推進費）は、１）Society5.0の実現及びポストコロナ期における高度専門人材の育成、２）革新的・先導的教育研究プログラム開発やシステム改革の推進等、３）大学教育のグローバル展開力の強化、４）先進的で高度な医療を支える人材養成の推進の４本柱で構成されている。

「１）Society5.0の実現及びポストコロナ期における高度専門人材の育成」では、地域社会のリソースを総結集し、個別大学の枠を超えた横断的なSTEAM教育を基盤とした教育プログラムを構築・実施し、事業の成果を元に学部の再編等を目指す取り組みを支援する「地域活性化人材育成事業～SPARK～」が９億円（同同額）、人文・社会科学系等の分野の研究科等において、自らの専門分野だけでなく、専門分野に応じた数理・データサイエンス・AIに関する知識・技術を習得し、課題の設定・解決や新たな価値を生み出すことのできる文理横断的なデジタル人材を輩出する学位プログラムを構築する大学を支援する「デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業」が10億円（同５億円増）要求された。

「２）革新的・先導的教育研究プログラム開発やシステム改革の推進等」にかかわっては、国内外のトップ大学や民間企業等の外部機関と組織的な連携を図り、世界最高水準の教育力と研究力を結集した学位プログラムの構築・実践を通じて、人材育成・交流、及び新たな共同研究の創出が持続的に展開される拠点を形成し、あらゆるセクターをけん引する卓越した博士人材の育成を進める「卓越大学院プログラム」が36億円（同７億円減）、全学的な教学マネジメントの確立を図りつつ新たな教育プログラムを構築・実施するとともに、質と密度の高い主体的な学修を実現する「知識集約型社会を支える人材育成事業」が２億円（同１億円減）、国内の複数大学院や海外大学院、産業界・国際関係機関等との連携によるネットワーク型の教育研究を通じて、社会の期待に応える新たな人文科学・社会科学系の高度人材養成モデルの構築を支援する「人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業」が７億円（同５億円増）、地域の地の拠点としての大学が、他の大学等や自治体、地域の企業等

と協働し、地域が求める人材を養成するための教育改革を実行するとともに、出口（就職先）と一体となった教育プログラムを実施することで、若者の地元定着と地域活性化を推進する「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業（COC＋R）」が１億円（同１億円減）、各大学の取り組みを支援することで、大学改革の一層の推進、教育の質の向上、大学の構造転換を図る「先導的大学改革推進委託事業」が0.9億円（同0.3億円増）、大学入学者選抜におけるCBTによる効果的な試験の実施方法や、学力の３要素の多面的・総合的な評価を推進するための観点別学習状況の活用方法等の調査研究を行うことで、大学入学者選抜改革を推進する「大学入学者選抜改革推進委託事業」が0.4億円（同0.2億円減）要求された。

「３）大学教育のグローバル展開力の強化」にかかわっては、教育の海外展開により、高度グローバル人材の育成・定着とその基盤となる多様な人材が活躍できる共生社会の実現に向けた環境整備等を行い、大学の内部に留まらない国際化を推進し、優秀な留学生に選ばれる環境を構築する「大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業」が新規で60億円（皆増）要求されたほか、わが国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質保証を伴った学生交流の実施等を推進する国際 教育連携やネットワーク形成の取り組みを支援する「大学の世界展開力強化事業」については、「EU諸国・ASEAN諸国等との大学間交流形成支援」が新規で10億円（皆増）されるなど、計22億円（同９億円増）要求された。

「４）先進的で高度な医療を支える人材養成の推進」にかかわっては、がん医療の新たなニーズや急速ながん医療の高度化に対応できる医療人の養成を目的として、大学院レベルにおける教育プログラムを開発・実践する拠点形成の支援を行う「次世代のがんプロフェッショナル養成プラン」が９億円（同同額）、大学・大学病院におけるより効率的で質の高い臨床教育・研究実施のため、令和４年度第２次補正予算で措置した医学部等教育・働き方改革支援事業を活用した環境整備を行うとともに、新たな体制を構築する優れた取り組みを支援し、診療参加型臨床実習の推進と質の高い臨床研究の確保を図る「質の高い臨床教育・研究の確保事業」が１億円（同同額）、コロナ禍で、特に地域で必要とされた総合診療や救急医療、感染症対応等について、地域医療機関での実践等を通じて履修できるプログラムを開発する「ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業」が６億円（同同額）、高度な教育・研究・診療機能を有する大学・大学病院を通じて、新たな医療ニーズに対応した先進的な医療人材養成拠点を形成する「先進的医療イノベーション人材養成事業」として、医療機関や民間企業・団体等の協力を得ながら、保健医療分野における人工知能（AI）技術開発を推進する医療人材を養成する「保健医療分野におけ るAI研究開発促進に向けた人材養成産学協働プロジェクト」が0.7億円（同0.3億円減）、優れた高度専門医療人（医師・歯科医師・看護師・薬剤師等）を養成するための教育体制の充実を図る「大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業」の一環として、地域の最新の医療ニーズを踏まえた高度な薬剤師の養成のために、薬学教育プログラム等の構築・実施の支援を行う「地域の医療ニーズに対応した先進的な薬学教育に係る取組支援」が0.3億円（同同額）、基礎医学分野において、社会的要請の高い法医学分野等における優れた基礎研究医を重点的に養成する「基礎研究医養成活性化プログラム」が0.3億円（同0.1億円減）、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築に貢献できる医療人や医療の進歩に貢献できる研究者、高度専門医療人材の養成を図る「大学における医療人養成の在り方に関する調査研究」が0.6億円（同0.1億円増）要求された。

上記の国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進以外では、文教関係予算の「３．高等教育機関の多様なミッションの実現」の柱の一つである「日本人学生の留学派遣、外国人留学生の受入れ・定着、教育の国際化の推進」を目指して、奨学金等支給による経済的負担の軽減により、協定に

基づく留学生受け入れの支援も拡充するとともに、都道府県教育委員会等と連携した海外大学での学部学位取得留学等を促進する「大学等の留学生交流の支援等」として114億円（同36億円増）が要求された。また、戦略的な留学生受け入れのための情報収集・分析、海外における関係機関の連携により、日本留学に関する情報発信を強化し、優秀な外国人留学生のわが国への受け入れを促進するとともに、国内定着を促進するため、奨学金の効果的な活用や外国人留学生の国内就職等に資する取り組みを支援する「優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ」として、日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業や日本学生支援機構における日本留学情報発信・分析・戦略立案機能の強化等による「日本留学への誘い、入口（入試・入学・入国）の改善」に13億円、国費外国人留学生制度、留学生受入れ促進プログラム、高度外国人材育成課程履修制度や留学生就職促進プログラム等による「受入れ環境づくり、卒業・修了後の社会の受入れ推進等」に254億円の計268億円（同13億円増）要求された。また、「高度専門人材の育成等の推進」を目指して、医師の働き方改革に対応しつつ、大学病院が担うわが国の医学教育・研究の維持発展や地域ニーズに応じた診療体制を確保するため、大学本部を巻き込んだ大学病院の抜本的構造改革を推進し、持続可能な大学病院経営の実現を目指す大学を支援する「医師の働き方改革に伴う大学病院改革緊急パッケージ」が新規で120億円（皆増）要求されるとともに、医療的ケア児支援における指導的立場等の看護師養成や、改正感染症法の改正に基づく重症患者に対応できる看護師養成といった、社会的要請に対応できる看護師養成を推進する「社会的な要請に対応できる看護師の養成事業」が新規で３億円（皆増）要求された。

文教関係予算の「４．誰もが学ぶことができる機会の保障」では、「生涯を通じた障害者の学びの推進、特異な才能のある児童生徒への支援」を目指して「大学等や学校卒業後における障害者の生涯学習の推進」が３億円（同１億円増）要求された。

また、「リ・スキリングを含めたリカレント教育等社会人が学び直す機会の拡充」を目指しての「大学・専門学校・高等専門学校等を活用した社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充」では、国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進（大学教育再生戦略推進費）による「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」や「地方活性化人材育成事業～SPARC～」のほか、「企業成長に直結する」「高等教育機関しかできない」リカレント教育モデルの確立、社会人向けのリカレント教育の提供を強みとして成長する大学の創出を目的として、「高度人材育成のための産学協働リカレント教育モデルの開発」や「産学協働リカレント教育体制構築のための伴走支援」を行う「新時代の産学協働リカレント教育モデル開発支援事業」が新規で７億円（皆増）、社会人を対象に、デザイン思考・アート思考の養成、分野横断型の学修を経て、創造的な発想をビジネスにつなぐ教育プログラムの開発及び拠点の形成を行う「大学等における価値創造人材育成拠点の形成」が0.8億円（同同額）、女性のキャリアアップ・キャリアチェンジに向けた学び直しやキャリア形成等の総合的支援を行う「女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業」が0.3億円（同0.1億円増）要求された。

また、「リカレント教育推進のための学習基盤の整備」では、大学等における講座情報や学習成果等の情報発信、学習歴の可視化・キャリアアップへの活用等を促進するとともに、「マナパス」で周知・広報を行うリカレント教育講座の継続実施を支援する「リカレント教育の推進に向けた環境整備事業」が２億円（同1.9億円増）要求されたほか、地域の複数の大学と産業界や自治体等が連携して、リカレント教育に関するニーズ把握やマッチング等を効果的・効率的に行うとともに、企業側における取り組みの促進も図るプラットフォームを構築し、その取り組みを支援する「地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業」が新規で３億円（皆増）、大学

における学びとその後の職業・キャリアとの関係性に関する調査研究を行い、学生・社会人のキャリア観の育成や継続的学習インセンティブの喚起を促進するとともに、大学のリカレント教育講座の改善や企業の人事・研修制度への導入検討につながる実証的取組を実施する「自律的なキャリア形成支援とリカレント教育普及促進に向けた実証研究事業」が新規で 0.8億円（皆増）要求されるなど、リカレント等社会人の学び直しの総合的な充実に向けた「リ・スキリングを含めたリカレント教育等社会人が学び直す機会の拡充」全体では104億円（同13億円増）要求された。

さらに、「各教育段階の負担軽減による学びのセーフティネットの構築」を目指して、高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）を確実に実施（こども家庭庁計上）するとともに、同事業と一体的な無利子奨学金事業についても、貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を確実に実施するとともに、令和６年度からの高等教育修学支援新制度における多子世帯や理工農系の学生等の中間層への支援の拡大や、大学院修士段階における授業料後払い制度の創設、貸与型奨学金における減額返還制度の年収要件等の柔軟化による拡充を実施する「高等教育の修学支援の確実な実施」は、こども家庭庁計上分も含めて事項要求（前年度予算6,314億円）とされた。

科学技術予算は、「１．我が国の抜本的な研究力向上と優秀な人材の育成」、「２．Society5.0を実現し未来を切り拓くイノベーション創出とそれを支える基盤の強化」、「３．重点分野の研究開発の戦略的な推進」並びに「４．国民の安全・安心やフロンティアの開拓に資する課題解決型研究開発の推進」の四つの柱からなる。

「１．我が国の抜本的な研究力向上と優秀な人材の育成」では、「科学技術・イノベーション人材の育成・確保」、「基礎研究をはじめとする抜本的な研究力の向上」と「戦略的トップダウン型を含めた国際共同研究・頭脳循環」が目指され、「科学技術・イノベーション人材の育成・確保」では、「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」及び「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」を一体化して実施する博士支援事業として、優秀で志のある博士後期課程学生が研究に専念するための経済的支援（生活費相当額及び研究費）及び博士人材が産業界等を含め幅広く活躍するためのキャリアパス整備（企業での研究インターンシップ等）を一体として行う実力と意欲のある大学を支援する「博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保」」が221億円（同185億円増）、緊急性の高い国家戦略分野として、AI分野及びAI分野における新興・融合領域（クロスAI研究分野）を設定し、当該分野の人材育成及び先端的研究開発を推進する「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成」が新規に25億円（皆増）要求された。

「基礎研究をはじめとする抜本的な研究力の向上」では、人文学・社会科学から自然科学まですべての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする競争的研究費である「科学研究費助成事業（科研費）」が2,566億円（同89億円増）、国が定めた戦略目標の下、組織・分野の枠を越えた時限的な研究体制（ネットワーク型研究所）を構築し、競争的研究費を通じて研究総括が機動的に領域を運営するとともに、令和６年度は「科学技術・イノベーション基本計画」を踏まえ、基礎研究の強化に向けた拡充や研究成果の切れ目ない支援の充実等を進めるとともに、創出されたトップサイエンス成果をトップイノベーション（経済的・社会的価値創造）につなぐ延長支援の拡充や物価等高騰への対応に取り組む「戦略的創造研究推進事業（新技術シーズ創出）」が470億円（同33億円増）、国内外からトップ研究者の英知を結集し、関係府省庁が一体となって集中・重点的に挑戦的な研究開発を推進する「ムーンショット型研究開発制度」が50億円（同20億円増）要求された。また、令和４年度第２次補正予算により地域中核研究大学等強化促進基金として1,498億円が措置され、研究力の飛躍的向上に向け

て、強みや特色ある研究力を核とした戦略的経営の下、大学間での連携も図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップの実現に必要なハードとソフトが一体となった環境構築の取り組みを支援する「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」が２億円（同同額）要求された。

「戦略的トップダウン型を含めた国際共同研究・頭脳循環」では、これまで長年にわたり国際共同研究や研究人材交流を行ってきたASEAN諸国について、国際共同研究、人材交流・育成など、幅広い取り組みを通じ、持続可能な研究協力関係をさらに強化する「日ASEAN科学技術・イノベーション協働連携」が新規で10億円（皆増）要求された。

「２．Society5.0を実現し未来を切り拓くイノベーション創出とそれを支える基盤の強化」では、「世界と伍するスタートアップ・エコシステムの形成に向けたイノベーションの創出」を目指して、令和２年７月に選定されたスタートアップ・エコシステム拠点都市において、大学・自治体・産業界のリソースを結集し、大学発スタートアップの創出やその基盤となる人材育成に取り組み、エコシステムの形成を推進するとともに、起業家教育の高校生等以下への裾野拡大や産業界・学界のトップランナーがメンターとなって人材発掘等を行い、大学等発スタートアップ創出力を強化する「大学発新産業創出プログラム（START）」が27億円（同７億円増）、国連の持続可能な開発目標（SDGs）に基づく未来のありたい社会像を拠点ビジョン（地域共創分野では地域拠点ビジョン）として掲げ、その達成に向けた、「バックキャストによるイノベーションに資する研究開発」と「自立的・持続的な拠点形成が可能な産学官共創システムの構築」をパッケージで推進するとともに、大学の可能性を最大限引き出す産学官共創拠点を拡充する「共創の場形成支援～知と人材が集積するイノベーション・エコシステム～」が148億円（同10億円増）要求された。

「３．重点分野の研究開発の戦略的な推進」では、「AI、量子技術、健康・医療、マテリアル等の国家戦略を踏まえた研究開発」を目指して、大規模言語モデル等の基盤モデルの透明性・信頼性の確保に資する研究開発とともに、研究用モデル構築及びモデルの高度化に取り組む機関を支援し、研究成果のモデルへの適用・試行錯誤を通じて、透明性・信頼性を確保した次世代基盤モデル構築手法の確立を目指すとともに、一連の知識と経験を蓄積する「生成AIモデルの透明性・信頼性の確保に向けた研究開発」が新規に30億円（皆増）、令和５年６月に閣議決定された『骨太方針2013』並びに『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023』等に基づき、脳神経科学に関する新たなプロジェクトの創設、大学発医療系スタートアップへの支援強化を実施する「脳科学研究の推進及び大学発医療系スタートアップ支援の強化」が117億円（同56億円増）要求された。

「４．国民の安全・安心やフロンティアの開拓に資する課題解決型研究開発の推進」では、「宇宙・航空分野の研究開発の推進」を目指して、令和５年６月に閣議決定された『骨太方針2013』並びに『宇宙基本計画』を受け、産学官の結節点としてのJAXAの戦略的かつ弾力的な資金供給機能を強化する「JAXAの戦略的かつ弾力的な資金供給機能の強化」が内閣府、総務省、経済産業省との共同で新規で30億円（皆増）、「環境エネルギー分野の研究開発の推進」を目指して、従来の延長線上にない、非連続なイノベーションをもたらす革新的技術に係る基礎研究を推進する「先端的カーボンニュートラル技術開発（ALCA-Next）」が23億円（同13億円増）要求された。

また、「Ⅰ．持続可能な社会の実現に向けた経済財政政策の推進」、「Ⅱ．スタートアップや科学技術・イノベーション政策の推進」、「Ⅲ．安全安心な暮らしの実現」、「Ⅳ．全ての人が参加し能力を発揮できる包摂社会の実現」、「Ⅴ．デジタルの力を活用した地域活性化」並びに「Ⅵ．　国民生活を支えるための行政基盤の整備」からなる内閣府からの概算要求では、「Ⅱ．スタートアップや科学技術・イノベーション政策の推進」を目指しての「科学技術・イノベーションへの投資」として、

『第６期科学技術・イノベーション基本計画』に基づき、わが国が目指す将来像（Society5.0）の実現に向けて、バックキャストで設定した課題について、フィージビリティスタディを通じて絞り込んだ技術・事業の両面からインパクトが大きいテーマを推進する「科学技術イノベーション創造推進費」が555億円（同同額）、海外大学等とも連携した世界に通用する完全なグローバル空間のスタートアップ・キャンパスの創設を目指し、構想の具体化に向けた取り組みを推進する「グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の推進」が新規に10億円（皆増）要求されるなど、679億円＋事項要求（同88億円増）要求された。

また、「Ⅴ．デジタルの力を活用した地域活性化」を目指しての「デジタルの力を活用した地方創生の推進」にかかわって、令和４年度第２次補正予算で創設され、５か年の新たな「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和４年12月23日閣議決定）も踏まえつつ、各地方公共団体が目指す地域ビジョンの実現を総合的・効果的に支援する観点から、関係省庁と連携し、政策分野横断的に支援を行う「デジタル田園都市国家構想交付金」が、重要政策推進枠の300億円を含めて1,200億円（同200億円増）、地方大学・産業創生法に基づく交付金として、首長のリーダーシップの下、デジタル技術等を活用し、産業創生・雇用創出を中心とした地方創生と、地方創生に積極的な役割を果たすための組織的な大学改革に一体的に取り組む地方公共団体を重点的に支援し、地域における若者の修学・就業を促進する「地方大学・地域産業創生交付金」が、重要政策推進枠の２億円を含めて20億円（同同額）、地方大学・地域産業創生交付金におけるデジタル技術等を活用した地域の取り組みについて、専門性を有する外部の有識者や調査機関による調査・評価体制等を整備するとともに、地方自治体の計画作成や事業の伴走支援を強化し、地域における若者の修学・就業の促進に資する真に優れた取り組みを支援する「地方大学・産業創生のための調査・支援事業」が重要政策推進枠の0.15億円を含めて１億円（同0.01億円増）、マッチングサイトの運用等により地方公共団体と大学等の連携を強化するとともに、デジタル技術等も活用した効果的な地域課題の解決等に資する東京圏の大学等による地方へのサテライトキャンパス設置や地域の拠点における学修を促進する「地方へのサテライトキャンパス設置等に関するマッチング支援事業」が0.2億円（同0.05億円増）、地方公共団体と高等学校等と連携し、デジタル技術等を活用して高校生の地域留学を推進するための取り組みを支援する「高校生の地域留学の推進のための高校魅力化支援事業」が重要政策推進枠の0.45億円を含めて1.5億円（同同額）要求された。

１－３　令和５年度補正予算の内容

政府は、日本経済がコロナ禍の３年間を乗り越えて改善しつつあるものの、輸入物価の上昇に端を発する物価高の継続が国民生活を圧迫し、回復に伴う生活実感の改善を妨げているとの認識のもと、変革を力強く進める「供給力の強化」と、不安定な足元を固め、物価高を乗り越える「国民への還元」の二つを「車の両輪」として、「新しい資本主義」の実現に向けた取り組みのさらなる加速を目的として、『デフレ完全脱却のための総合経済対策』を11月２日に閣議決定した。

同総合経済対策では、フロンティアの開拓、実証から実装のフェーズへの移行並びに府省庁・制度間連携の徹底をとりまとめの視点に据え、「足元の物価高から国民生活を守る対策に万全を期すとともに、30年振りの高水準の賃上げの動きを継続させるため、賃上げに向けた環境整備や供給力強化のための国内投資の拡大を支援する対策を講ずる」、「人口減少を乗り越えるため、デジタル技術の社会実装や制度・規制改革を通じた、官民の効率性・生産性の向上、頻発する自然災害等を念頭に国民

の安全・安心を確保する施策を盛り込み、持続可能な経済社会を構築していく」とした。具体的には、「ガソリン等燃料油や電気・ガスの激変緩和措置の延長、デフレに後戻りさせないための一時的な措置としての１人当たり合計４万円の所得税・住民税の定額減税等により、物価高による国民の負担を緩和する」、「賃上げや供給力の強化にかかわって、賃上げ促進税制を強化する減税措置、半導体や脱炭素に係る大型投資に対する集中的な支援、戦略分野の国内生産を促進する過去に例のない投資減税、イノベーションを牽引するスタートアップの成長を促すための制度・規制改革を始め、教育DXフロンティア戦略の推進と文化芸術によるソフトパワーの形成・展開など、抜本的な強化策を講じる」、「人口減少を見据え、国・地方のデジタル基盤の統一化・共通化や医療・介護のDX等を推進するとともに、子育ての環境整備や認知症施策などの包摂社会の実現に取り組む」、「国土強靱化５か年加速化対策の着実な推進、ALPS処理水海洋放出に関する対応、花粉症対策、こども・若者の性被害対策、食料安全保障の強化など、国民の安全・安心の確保にも万全を期す」とした。

そして、今回の経済対策の規模として、令和５年度補正予算における一般会計追加額として13.1兆円（重点支援地方交付金による低所得者世帯向けの支援1.1兆円を含む）、定額減税による「還元策」及びその関連経費と合わせて17兆円台前半程度を見込み、その経済押上げ効果として、実質GDP換算で19兆円程度、年成長率換算で1.2％程度（今後３年程度で上記効果が発現すると仮定した場合の単純平均）を、消費者物価の抑制効果として、1.0％pt程度減を見込んだ。

11月20日には『デフレ完全脱却のための総合経済対策』を踏まえ、低物価・低賃金・低成長に象徴される「コストカット型経済」から30年ぶりに脱し、「持続的な賃上げや活発な投資がけん引する成長型経済」に日本経済を移行させるべく、物価上昇を乗り越える構造的な賃上げと攻めの投資の拡大によって消費と投資の力強い循環につなげていく必要があるとして、１）物価高から国民生活を守ること、２）地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現すること、３）成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進すること、４）人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進すること、５）国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保することの五つの柱に取り組むための令和５年度一般会計補正予算（第１号）を閣議決定し、同案は同日開催の国会に提出され、11月29日に政府案通り成立した。

その内容は、一般会計における歳出の追加事項は、１）「物価高から国民生活を守る」ための経費として２兆7,363億円、２）「地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する」ための経費として１兆3,303億円、３）「成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する」ための経費として３兆4,375億円、４）「人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する」ための経費として１兆3,403億円、５）「国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する」ための経費として４兆2,827億円となり、これらの総合経済対策に対応する追加額は合計13兆1,272億円を計上した。とくに「物価高から国民生活を守る」では、「物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援」の一環として「電気・ガス・燃料油価格激変緩和措置」が7,948億円（既定経費の活用とあわせ3.9兆円規模）計上され、「地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する」では「構造的賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進」の一環として「リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業」が97億円計上された。

このほか、その他の経費として１兆4,851億円、国債整理基金特別会計への繰入を１兆3,147億円、地方交付税交付金を7,820億円、それぞれ増額することとする一方で、既定経費の減額として３兆5,098億円の修正減少を行うこととし、今回の補正による一般会計の歳出総額の増加は13兆1,992億円となっている。歳入については、最近までの収入実績等を勘案し、租税及印紙収入1,710億円の増収

を見込むとともに、前年度剰余金受入として３兆3,911億円を計上するほか、税外収入として7,621億円の増収を見込んでいる。また、公債金について、８兆8,750億円を増額することとし、その結果、公債依存度は34.9％（当初予算31.1％）となっている。なお、特別会計予算においては、特別会計について所要の補正を行うとともに、一般会計及び特別会計において、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

文部科学省関係では、合計１兆2,912億円が計上された。

「地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する」にかかわっては、産業界の人材育成課題と大学等の教育資源を調査・整理した上で教育プログラム開発に向けた調査研究を行うとともに、産学官連携を通じて、地域の人材育成ニーズと教育資源のマッチングや、企業における学習インセンティブ向上に向けた環境整備等を促進する「リカレント教育の推進」が７億円計上された。

「成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する」にかかわっては、優秀で志のある博士後期課程学生が研究に専念するための経済的支援（生活費相当額及び研究費）及び博士人材が産業界等を含め幅広く活躍するためのキャリアパス整備（企業での研究インターンシップ等）を一体として行う実力と意欲のある大学を支援すべく、これまで実施していた「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」及び「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」を一体化して実施する「博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保」が499億円、自由で挑戦的・融合的な構想に、リスクを恐れず挑戦し続ける独立前後の多様な研究者を対象に、最長10年間の安定した研究資金と、研究者が研究に専念できる環境の確保を一体的に支援する「創発的研究支援事業」が６億円、緊急性の高い国家戦略分野として、次世代AI分野（AI分野及びAI分野における新興・融合領域）を設定し、人材育成及び先端的研究開発を推進する「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成（次世代AI人材育成プログラム）」が213億円、若手・子育て世代の研究者を含む幅広い研究者が参画する科研費において、研究の進捗に応じた研究費の柔軟な使用により研究の「質」を高める制度改革（基金種目化）及びトップ研究者が率いる研究チームの国際共同研究、若手の長期海外派遣を強力に推進するための「科学研究費助成事業」が654億円計上されるなど、「抜本的な研究力向上と優秀な人材の育成（基金積み増し）」が1,372億円、国際連携や企業参画等の充実・強化並びにフュージョンエネルギー（新目標）の設定を事業内容とする「ムーンショット型研究開発制度」が1,522億円、ASEAN諸国との長年にわたる国際共同研究や研究人材交流の取り組みを基盤としつつ、国際共同研究、人材交流・育成など、幅広い取り組みを通じ、持続可能な研究協力関係をさらに強化する「日ASEAN科学技術・イノベーション協働連携（基金積み増し）」が146億円、G7科学技術大臣コミュニケ（2023年５月）において、公的資金による学術出版物及び科学データへの即時オープンアクセス（OA）を支援する旨が明記されたことを受け、大学による研究成果（学術論文・研究データ）の管理・公開に関する体制の充実・強化を図り、産業界等にも開かれた知へのアクセスを担保することで、研究成果の発信力を強化し、わが国の競争力を高める「オープンアクセス加速化事業（研究成果の即時共有化）」が100億円、大学病院における医学生の教育環境の充実を図るため、最先端医療設備の整備を支援し、わが国の「未来の医療」を担う高度医療人材の養成に貢献する「高度医療人材養成事業（医師養成課程充実のための教育環境整備）」が140億円、民間企業・大学等が複数年度（最大10年間）にわたって大胆に研究開発に取り組めるよう、産学官の結節点としての宇宙航空研究開発機構（JAXA）に新たな基金を設置するため、関連予算を総務省、経済産業省でもそれぞれ計上する「宇宙戦略基金の創設」が1,500億円、大学発医療系スタートアップ起業のための専門的見地からの伴走支

援や非臨床研究等に必要な費用の支援、医療ニーズを捉えて起業を目指す若手人材の発掘・育成を実施するための基金の積み増しとしての「大学発医療系スタートアップ支援プログラム」が152億円計上された。

「人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する」では、日本留学希望者及び保護者、進路指導等を行う教育関係者に対し、日本留学に関する最新の情報を発信するウェブサイトを構築し、留学生受入れの促進を図る「日本留学生情報発信機能の充実」が0.5億円計上された。

「国土強靭化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する」にかかわっては、児童生徒等の学習の場であり、災害時には地域住民の避難場所となる私立学校施設の耐震化の早期完了や熱中症対策などにより安全・安心な生活空間を確保するとともに、私立学校の教育研究基盤を整備することにより、新しい学校教育の着実な実践を推進するとともに、日本の成長の鍵を握る人材育成機能を充実・強化し、地域の経済活動の活性化を誘発するための「私立学校施設・設備の整備の推進」が109億円計上され、その内訳は、私立学校施設の耐震化完了に向けた校舎等の耐震改築（建替え）事業及び耐震補強事業や、非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援する経費としての「耐震化等の促進」が45億円、熱中症対策として教室や体育館等へのエアコン設置、安全・安心な生活空間の確保に必要な基盤的設備等の整備を支援する「私立学校施設環境改善整備等」が54億円、私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要となる装置・設備の整備を支援するなどする「私立大学等教育研究装置・設備」が10億円となっている。また、令和５年５月28日から７月20日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（激甚災害（本激）指定）にかかわって、被災した私立学校施設の早期復旧のため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律等に基づき、学校設置者が行う私立学校施設の災害復旧に要する経費の一部を補助することにより、学校教育の円滑な実施を確保する「私立学校施設の災害復旧」が６億円、被災した私立の大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園等の教育研究活動を被災前の状況に一刻も早く戻すことができるよう、復旧に要する経費について、私立大学等経常費補助金及び私立高等学校等経常費助成費補助金により支援する「私立学校教育研究活動復旧費」が２億円、家計支持者が被災等した学生の修学機会を確保すべく、授業料の減免等を実施した私立大学等に対し、私立大学等経常費補助金により所要額の一部を補助（補助率2/3）する「私立大学等の学生に対する授業料減免等」が0.5億円計上された（資料編　資料１－４）。

１－４　令年６年度政府予算等の内容と対策活動

１－４－１　令和６年度政府予算の決定経過と対策活動

連合会では、11月７日に私立大学が抱える諸課題と今後の私立大学振興方策等について、文教関係国会議員との協議・懇談の場として開催する私立大学の振興に関する協議会を開催し、政府予算に関連して、１）物価・電気料金の高騰や私立学校法改正に伴うガバナンス体制の強化に向けた支援、修学支援新制度の導入に伴う実務作業等の経費増や完成年度に達する専門職大学の大学数の拡大を加味した経常費補助の拡充、２）AI人材の育成推進のための文理横断教育を充実する特別の支援、３）より多くの所得中間層に向けた授業料減免事業をはじめとする経済的支援の強化、４）地元産業界等との連携による地域課題解決や特色ある個性豊かな取り組みによって地方に貢献する私立大学への支援強化を要望した。また、税制改正に関連しては、個人寄附に関連して、１）税額控除要件（PST要

件）に係る寄附実績判定期間（５会計年度）の短縮、２）税額控除率の引き上げを要望するとともに、10月から12月中旬にかけて国会議員への精力的な要望活動を展開した。

この間、10月12日には、自由民主党学校耐震化・施設整備等促進議員連盟が私立学校施設について、「耐震対策や防災機能強化など国土強靭化に資する整備や、熱中症対策としての空調設備の整備、トイレ等のバリアフリー化、照明設備のLED化等による省エネ対策の実施のため、公立学校と同水準の支援を目指しつつ、恒常的に必要な予算額を十分に確保するとともに、耐震診断への補助制度の継続や、幼稚園における預かり保育開設の支援等を講じること」などを要望した『令和６年度予算等における学校施設整備のための予算確保に関する緊急要望』に基づき、同連盟議員とともに鈴木財務大臣への要望活動を展開した（資料編　資料１－５）。また、11月６日には自由民主党の予算・税制等に関する政策懇談会において、私立大学の多様性に着目した“人への投資”の必要性や学校法人に対する寄附促進のための制度拡充を要望した。

政府では、10月10日に経済財政諮問会議を「マクロ経済運営」と「経済・財政一体改革」を議事として開催し、経済財政政策担当大臣から、設備投資に続き、物価や一人当たり賃金が上昇し、賃金と物価の好循環が生じつつあること、バブル崩壊後30年来のコストカット型経済から脱却できる歴史的チャンスを迎えていることを踏まえ、１）コストカット型経済から、活発な設備投資や賃上げ、人への投資による経済の好循環、２）熱量あふれる「新たなステージ」への変革に向け、総合経済対策でスタートダッシュを行うことを目的とする「総合経済対策」の策定に向けた検討経過の報告があった。また、有識者議員４名の連名により提出された『経済・財政一体改革について』では、「経済の熱量を感じられる新たなステージへの移行に向け、成長や分配面にも効果が上がるよう、政策横断的に予算・税制・制度改革等をパッケージにして取り組むべき課題を提示し、具体化を推進する」としたうえで、『経済財政運営と改革の基本方針2018』に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」を着実に実行するため、経済財政諮問会議の下に専門調査会として設置されている経済・財政一体改革推進委員会における主要分野の検討事項として、「文教・科学技術」にかかわって「時代の変化に対応した教育の質の向上の一環としての教育の情報化を通じた教育改革（GIGAスクール構想等）と急速な少子化を見据えた高等教育の在り方」、「研究力の総合的な強化の一環としての研究力低迷の要因分析、研究環境の改善・充実（研究大学群のガバナンス改革やオープンサイエンスの推進等）」が掲げられた。

10月11日開催の財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会の財政制度分科会では、「文教・科学技術」並びに「国内投資・中小企業」の２点を議題として開催された。「文教・科学技術」にかかわっては、「義務教育」、「高等教育」、「科学技術」並びに「文化」の四つの観点から協議され、「高等教育」では、１）18歳人口が平成３年の207万人をピークに約30年間で約５割、約90万人減少するなどの環境変化の中で、国立大学も含めた大学は、組織改革、他大学との連携、定員規模の適正化等について、より積極的・戦略的に経営判断していくことが必要である、２）国立大学法人運営費交付金について、大学改革のインセンティブとなるようなさらなるメリハリ付けの深化が必要であり、例えば、基幹経費から財源を捻出し、実施している組織改革に対する支援（ミッション実現加速化経費の一部）の拡充やメリハリの強化を検討していくべきではないか、３）私学助成について、定員充足率だけで教育研究の質を判断できるわけではないものの、18歳人口の減少傾向が持続し、今後、経営環境が厳しくなると見込まれることを踏まえれば、補助要件の見直し、（特別補助メニューの）対象校数の絞り込みが必要ではないか、４）私立大学等（大学・短期大学）は、実際に集めることのできる学生数を踏まえ、学部の縮小・廃止により定員規模を適正化することで、健全な学校経営を維持していくべきであり、予算執行調査（本年６月公表）では、定員充足率が９割未満の私大等（私立

大・短大）のうち、これを改善するための具体的な方策を策定していない私大等が４割を占めることが確認されたことを踏まえ、経常費補助金の配分にあたっては、補助の要件として定員規模適正化に向けた具体的な対応策の策定を求める等、配分方法を見直すべきである、５）奨学金のあり方を考える際には、修学支援新制度は、「真に支援が必要な低所得者世帯の者」を対象としている点、（高等教育を受けていない者も含めた）国民全体の負担となる点、（貸与型の場合は、）教育費の実質負担が親から学生本人に移るケースも多い点などに留意し、拡充内容は慎重に検討すべきであり、拡充に際しては、対象となる大学や学生の要件を見直し、経営に問題のある大学や学習意欲の低い学生の単なる救済とならないようにすべきといった観点からの協議がなされた。

11月20日開催の財務省財政制度等審議会財政制度等分科会では、令和６年度予算の編成及び今後の財政運営に関する基本的考え方となる『令和６年度予算の編成等に関する建議』のとりまとめに向けた審議がなされ、同日に財政制度審議会による『建議』としてとりまとめられた。

同建議では、わが国の経済情勢はコロナ禍による落ち込みから平時に戻り、さらに一部ではコロナ禍以前の水準を超えて経済活動が活性化している一方で、グローバルな経済・金融環境においては、低インフレ・低金利基調から高インフレ・金利上昇基調へという経済の潮目の変化が継続しており、わが国においても、物価は依然として上昇傾向、金利も長期債・超長期債を中心に一層上昇傾向にあり、今後は物価高や金利上昇が常態化するというこれまでとは異なる局面に入っていく可能性があると考えられるとしたうえで、１）財政運営の持続可能性の確保は、国のリスク・マネジメントの観点からも重要であり、有事において機動的に対応できるよう、常に財政余力を確保していくことが求められる、２）経済が平時化する中にあって歳出構造を平時に戻していくことは当然のことであり、その際、将来を見据えた財政措置を制度改革や規制緩和とあわせて講じることで、企業や個人の行動変容や産業の新陳代謝等を促すとともに、労働生産性の伸びを確保し、民需主導の自律的・持続的な経済成長を実現できる環境を整えていくことが政府の重要な役割である、３）人口減少に歯止めをかけなければわが国の社会・経済を維持することは困難であり、少子化対策の成否は国家の持続可能性を左右するといっても過言ではないことから、少子化対策は長期的・継続的に実施する必要があり、その財源についても、医療・介護分野等の徹底した歳出改革や支援金制度の構築等を通じ、安定的に確保することが不可欠である、４）世代間・世代内の公平性を確保し、将来世代を含む全ての世代が相互に支え合う全世代型社会保障制度を構築していくことによって、あらゆる世代の将来不安を取り除いていく必要があるなどとしたうえで、「財政や社会保障はもとより国家の運営に当たっては、将来世代の利益にもつながる対応を選択し、持続可能な社会・経済を未来に残していかねばならない」ことを基本認識に据えた。そのうえで総論としての「経済・市場動向」については、労働市場では人手不足が顕在化しており、今後とも労働供給制約に直面する可能性が高いことを踏まえれば、労働生産性の向上が急務であり、「経済財政運営のあり方」として、１）令和６（2024）年度の予算は、財政健全化目標が達成できるかどうかを左右し得る重要な編成となる、２）財政健全化目標の達成には、民間主導の経済成長を実現しつつ、歳出効率化等の努力を継続していかなければならない、３）経済活動が平時化していく中で、基礎的財政収支を黒字化し、同時に債務残高対GDP比を安定的に引き下げるという財政健全化目標の達成に向けた道筋を国内外にしっかりと示し、経済・財政運営に対する市場の信認を確保するとの覚悟を持って予算編成に臨むことが求められるとした。

また、上記の総論に対する各論として、「社会保障」、「地方財政」、「防衛」、「外交」、「文教・科学技術」、「社会資本整備」、「農林水産」、「国内投資・中小企業」、「デジタル」、「地方創生」並びに「国家公務員等の旅費制度の改正」の11点を掲げた。

「社会保障」にかかわっては、総論、診療報酬改定、介護報酬改定、障害報酬改定、改革工程のとりまとめに向けた取り組み並びにその他の６点について言及され、「（１）総論」では「こども未来戦略方針に基づく少子化対策の実施」に関連して、「全世代型の社会保障制度を構築するとの考え方の下、高齢世代向けに偏りがちな給付を現役世代向けにシフトさせてゆくべく、同様の歳出改革努力を継続し、こども予算の充実につなげていくことが必要である」とした。「（２）診療報酬改定」においては、「基本的考え方」として、「約22,000の医療法人を対象に実施した財務省の機動的調査で判明した診療所の極めて良好な直近の経営状況等を踏まえ、診療所の報酬単価を適正化すること等により、現場従事者の処遇改善等の課題に対応しつつ診療報酬本体をマイナス改定とすることが適当である」とし、「医師の働き方改革」では、「大学病院等で勤務する医師の働き方への影響も見込まれる中、地域の医療提供体制を維持するため、大学病院等からの医師が不足する地域への医師の派遣の推進が求められる」とした。また「（５）改革工程のとりまとめに向けた取組」における「保険給付の効率的な提供」に関連しての「医学部の定員の適正化」では、「令和２（2020）年度の医学部定員を前提とした厚生労働省の将来推計によれば、令和11（2029）年頃にマクロでは医師需給が均衡し、その後は医師の供給過剰となることが見込まれるにもかかわらず、足もとでも医学部定員は増加していることから、医学部定員の適正化が必要である」とした。

「文教・科学技術」にかかわっては、「わが国経済社会の持続的な発展のため、人的資本の高度化やイノベーションをもたらす文教・科学技術分野の重要性は論を俟たない」としたうえで、「少子化の進展や労働力人口の減少を踏まえれば、『働き方改革』の徹底、ICTの活用、学校施設の統合、民間への委託等により持続的・効率的な学校運営を図っていくこと、大学においては、定員規模の適正化を含め、積極的な組織・経営改革を行っていくことが求められる」としたうえで、義務教育、高等教育、科学技術並びに文化の４点からの言及がなされた。

「（２）高等教育」では、「②私立大学等の組織・経営改革」として、１）これまでも定員割れの度合に応じ私学助成の減額措置を導入してきたが、令和４（2022）年度においても定員割れ私立大学等に対するメリハリが効いておらず、定員割れ私立大学等に対する交付額割合の大きい特別補助も存在したままになっている、２）収容定員充足率が９割未満の私立大学等のうち約８割は収支差がマイナスとなっていることを踏まえれば、私立大学等は、経営を途中で放棄することのないよう、実際に集めることのできる学生数を踏まえ、学部の縮小・廃止により定員規模を適正化することで、健全な学校経営を維持していくべきである、３）経常費補助金の配分に当たっては、補助の要件として定員規模適正化に向けた具体的な対応策の策定を求めるなど、配分方法を見直すことが必要であるとした。また、「③高等教育の負担軽減（奨学金等）」では、１）奨学金のあり方を考える際には、修学支援新制度は「真に支援が必要な低所得者世帯の者」を対象としている点や、（高等教育を受けていない者も含めた）国民全体の負担となる点等に留意し、拡充内容は慎重に検討すべきである、２）拡充に際しては、対象となる大学や学生の要件を見直し、経営に問題のある大学や学習意欲の低い学生の単なる救済とならないようにすべきである、３）貸与型奨学金については、そもそも、大学を卒業したにもかかわらず、奨学金を返済できるだけの所得を得られないという状況にならないよう、教育の効果の測定や開示といった観点も重要であるとした。

「（３）科学技術」では、「②大学の人事・組織改革」として、「若手研究者の登用が進まない現状を打破し、論文の生産性を高めるための人事制度や研究費等の配分方法に係る改革を行う大学等を積極的に評価すべきである」とし、「③企業が求める人材とのミスマッチ等を解消するための産学連携」では、１）博士人材のキャリアパスの見通しの具体化を図り、企業の博士人材に対するイメージ

を改善する観点から、民間企業の具体的ニーズに基づいた産学連携プロジェクトを推進するとともに、民間企業のニーズに即したカリキュラムの見直し等を行う大学等を積極的に評価すべきである、２）産学連携の推進に当たっては、大学本部において戦略的に進め、大学の持つ高い付加価値を反映した適正な研究費で受託する取り組みを推進すべきである、３）わが国の大学は、他の主要国の大学と比較して、産学共同研究や受託研究等による民間からの研究費収入のみならず、ライセンス収入や寄付のいずれにおいても受入額が低いが、こうした大学本部における戦略的な取り組みは、大学の財源調達の多様化にも寄与するものであり、研究の多様性確保にもつながることが期待されるとした。さらに「④研究力強化に向けた評価等の枠組み」では、１）量子・AI 等の先端技術等、国として戦略的に分野・領域を定めて研究開発を推進するべきである、２）ただし、国費を投じて社会的課題の解決を目指すものである以上、個別のプロジェクトの失敗を許容するとしても、定量的な成果目標を設定して評価を行い、事業内容を不断に見直していくことが不可欠である、３）大学等における研究拠点の形成・強化を目的とする事業については、事業終了後も民間資金獲得等により基盤経費を確保して機能を発揮できるよう、助成額が逓減する仕組み等自走につながる仕組みを導入すべきであるとした。

11月28日開催の経済財政諮問会議では、財務大臣から11月20日に財政制度等審議会がとりまとめた『令和６年度予算の編成等に関する建議』について報告があるとともに、「令和６年度予算編成の基本方針（原案）」並びに「経済・財政一体改革（非社会保障）」について協議した。

「経済・財政一体改革（非社会保障）」にかかわっては、有識者議員４名から提出された資料『新たなステージに向けた経済・財政一体改革の進め方』において、「賃金・物価の好循環が起こり、単価の上昇が見込まれる中での予算策定においては、あらゆる分野のサービス水準を維持しながら歳出効率化を進める努力が必要」としたうえで、「デジタル技術の実装等による抜本的な社会変革」と「EBPMの徹底強化」について言及され、「１．デジタル技術の実装等による抜本的な社会変革」では、「『骨太方針2023』に盛り込まれたDX（自治体、インフラ、交通、建築・都市、物流、防災、中小企業、医療・介護、こども政策、教育、研究、観光等）を来年度より一斉に起動」、「行政事業レビューシート、基金シートのID付与等のDXに加え、米国予算システム（USAspending.gov）を参考に、支出元と支出先を結び付け執行状況等を把握する仕組みを構築」が掲げられた。

「２．EBPMの徹底強化」では、『骨太方針2023』に盛り込まれた「少子化対策・こども政策」、「教育の質の向上（35人学級、修学支援新制度の拡充等）」や「基金の定量的な成果目標の設定と、それによる予算措置の検証」をはじめとする重要施策の効果に加え、「DX関連事業や行動変容を促す取り組みについては、経済効果に加え、歳出効率化効果を検証」、「今後、その結果を活用するなど、EBPMを予算編成に反映する仕組みを構築していくべき」とされた。また、「経済・財政一体改革推進委員会及び各ワーキング・グループで有識者委員から示された主な意見 （非社会保障分野）」として、１）改革を前進させるには、『骨太方針2023』等の施策について、所管省庁が責任をもってその進捗管理と説明責任を果たす必要がある、２）所管省庁において、達成すべき目標と取組工程をエビデンスに基づき具体化し、進捗管理のためのKPIを設定して改革工程表に反映することが必要、３）これまでの取り組みの進捗が不十分なものは、期限を明確に区切って取り組みを加速し、その進捗を報告することが必要としたうえで、「文教・科学技術」について、「半数以上の私立大学が定員割れしているのは異常事態であり、定員の適正化が必要であり、その際、専門人材確保のための地方の理系教育機関の重要性も考慮しながら進めるべき」、「大学ファンドについて、制度の意義に照らし、国費を利用するに値する目的とロジックモデル、KPIを示すべきであり、文部科学省は、採択された大学の選定理由など明らかにし、他大学の改善にも資するよう取り組むべきであるとともに、最終的

には、大学自身がお金を集めて必要な研究資金を確保できる仕組みを確立すべき」とした。

12月５日開催の経済財政諮問会議では、内閣総理大臣からの諮問を受けて『令和６年度予算編成の基本方針（案）』について協議がなされるとともに、『全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）について（素案）』について協議がなされた。

『全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）について（素案）』では、「Ⅱ．今後の取組」の「１．働き方に中立的な社会保障制度等の構築」において、「①来年度（2024年度）に実施する取組」として「三位一体の労働市場改革の推進」を掲げ、賃上げを一過性のものとせず、構造的賃上げとして確固たるものとするため、１）リ・スキリングによる能力向上支援、２）個々の企業の実態に応じた職務給の導入、３）成長分野への労働移動の円滑化、の三位一体の労働市場改革について、『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版』で決定した事項を、早期かつ着実に実施するとされた。

政府は、経済財政諮問会議における協議を受け、12月８日に『令和６年度予算編成の基本方針』を閣議決定した。

『令和６年度予算編成の基本方針』は「基本的考え方」並びに「予算編成についての考え方」からなり、「１．基本的考え方」では、１）今後の経済財政運営に当たっては、まず、11月２日に閣議決定された『デフレ完全脱却のための総合経済対策』を速やかに実行し、政策効果を国民一人一人、全国津々浦々に届け、デフレから完全脱却するとともに、「新しい資本主義」の旗印の下、社会課題の解決に向けた取り組みそれ自体を成長のエンジンに変えることで、民需主導の持続的な成長、そして、「成長と分配の好循環」の実現を目指す、２）人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する中で、包摂社会の実現に取り組むとともに、国民の安全・安心の確保に万全を期し、経済社会の持続可能性を担保することを目指す、３）持続的で構造的な賃上げの実現を目指し、引き続き、リ・スキリングによる能力向上の支援など、三位一体の労働市場改革、地域の中堅・中小企業、小規模事業者を含め、賃上げに向けた環境整備を進める、４）若者・子育て世代の所得向上に全力で取り組み、少子化対策・こども政策の抜本強化を図り、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充など、『こども未来戦略方針』（令和５年６月13 日閣議決定）で示された「こども・子育て支援加速化プラン」を推進する、５）人口減少の下でも、従来以上に質の高い公共サービスを効率的に提供するため、利用者起点に立って、教育、交通、介護、子育て・児童福祉等の分野において、デジタル技術の社会実装や制度・規制改革を推進する、６）G7広島サミットや日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議の成果も踏まえ、グローバル・サウスとの連携の強化を含め、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の堅持のための外交を積極的に展開する、７）経済あっての財政であり、経済を立て直し、そして、財政健全化に向けて取り組むとの考え方の下、財政への信認を確保していく、８）賃金や調達価格の上昇を適切に考慮しつつ、歳出構造を平時に戻していく、９）政策の長期的方向性や予見可能性を高めるよう、単年度主義の弊害を是正し、国家課題に計画的に取り組むなどとした。

「２．予算編成についての考え方」では、１）令和６年度予算は、令和５年度補正予算と一体として、「１．基本的考え方」及び『骨太方針2023』（令和５年６月16日閣議決定）に沿って編成する、２）足下の物価高に対応しつつ、デフレからの完全脱却と民需主導の持続的な成長の実現に向け、「人への投資、科学技術の振興及びイノベーションの促進、GX、DX、半導体・AI等の分野での投資促進、海洋、宇宙等のフロンティアの開拓、スタートアップへの支援、少子化対策・こども政策の抜本強化を含む包摂社会の実現など、新しい資本主義の実現に向けた取組の加速」、「防災・減災、国土

強靭化など、国民の安全・安心の確保」、「防衛力の抜本的強化を含む外交・安全保障環境の変化への対応を始めとする重要な政策課題について、必要な予算措置を講ずるなど、メリハリの効いた予算編成を行う」、３）『骨太方針2023』で示された「本方針、骨太方針2022及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進するが、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない」との方針を踏まえる、４）歳出の中身をより結果につながる効果的なものとするため、『骨太方針2023』を踏まえ、新経済・財政再生計画の改革工程表を改定し、EBPM（Evidence Based Policy Making）やPDCA（Plan-Do-Check-Act）の取り組みを推進し、効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）を徹底するなどとした。

一方、政府与党である自由民主党並びに公明党では12月14日に、「１．物価高を克服し、日本経済を力強い成長軌道に乗せる」、「２．人にやさしい、安心して暮らせる社会を実現する」、「３．質の高い公教育の再生と文化芸術・スポーツの振興を図る」、「４．夢と活力ある地方を創造する」、「５．農林水産業を成長産業化し、食料安全保障を確立する」、「６．防災・減災、国土強靭化で、国民の命と暮らしを守る」並びに「７．毅然とした外交・安全保障で国民と国益を守る」の七つの柱によって構成される『令和６年度予算編成大綱』をとりまとめた。

そのうち「１．物価高を克服し、日本経済を力強い成長軌道に乗せる」では「科学技術・イノベーション政策の戦略的推進」を掲げ、「第６期科学技術・イノベーション基本計画の５年間の計画期間に政府研究開発投資について30兆円を目指して投資を拡大するとともに、研究環境確保などを通じた博士後期課程学生を含む若手研究者支援、基礎・学術研究の充実、国際頭脳循環の推進、スーパーサイエンスハイスクール等の取り組みを推進する」、「大学発スタートアップ創出の促進、大型研究施設等の整備・共用・高度化、生成AIを含むAI、量子技術、バイオ、マテリアル、脳科学をはじめとする健康・医療等の研究開発に取り組む」などとした。

「２．人にやさしい、安心して暮らせる社会を実現する」では、「こども未来戦略に基づくこども・子育て政策の抜本的強化」を掲げ、「児童手当について、令和６年10月から、所得制限の撤廃、高校生年代への支給対象拡大、多子加算の増額を行う。その際、第３子のカウント方法を見直し、受給できる第３子の範囲を広げる」とするとともに、「授業料等減免及び給付型奨学金について、多子世帯や理工農系の学生等の中間層に拡大するとともに、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について更なる支援拡充を検討し、必要な措置を講ずる」などとした。また、「構造的人手不足に対応した労働市場改革の推進と多様な人材の活躍の促進」として、「リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入及び成長分野等への労働移動の円滑化という三位一体の労働市場改革を進めるとともに、人材確保の支援を行う。」とするとともに、「高齢者、障害者や外国人など多様な人材の就労・社会参加を促進するとともに、就職氷河期世代や多様な課題を抱える若年者・新規学卒者の支援を行う」などとした。

「３．質の高い公教育の再生と文化芸術・スポーツの振興を図る」では、「教育は国家の礎であり、人格の完成を目指し、質の高い公教育の再生を図る」としたうえで、「改革に取り組む国公私立大学支援を通じた高度専門人材の育成、高等専門学校の高 度化・国際化、専修学校の質向上、教育研究環境のDX化、国際的な大学間・学生交流、リカレント教育を推進する」とするとともに、「『こども未来戦略』も踏まえた教育費負担軽減、学校施設の教育環境向上と老朽化対策の一体的整備や脱炭素化、防災機能強化等を推進する」などとした。

また、「４．夢と活力ある地方を創造する」では、「地方創生とデジタル田園都市国家構想」を掲げ、「『地方への人の流れの強化』として、若者の地方移住に対する支援の強化、企業版ふるさと納

税の活用促進等を図るとともに、デジタル技術も活用しつつ関係人口の一層の創出・拡大等に取り組むほか、地方大学の魅力化やデジタル技術も活用した産業創生・若者雇用創出に取り組む地方公共団体を支援する」などとした。

その後、政府では、12月22日に「令和６年度一般会計歳入歳出概算について」を「令和６年度税制改正の大綱について」とともに閣議決定した。

上記の経緯を経てとりまとめられた令和６年度政府予算案は令和６年１月26日に国会に提出され、３月28日に政府案通り成立した。

１－４－２　令和６年度政府予算の内容

令和６年度政府予算は、歴史的な転換点の中、時代の変化に応じた先送りできない課題に挑戦し、変化の流れをつかみ取るための予算として、１）医療・福祉分野の現場で働く方々の処遇改善をはじめとした「物価に負けない賃上げの実現」に向けた取り組みの推進、『こども未来戦略』に基づく「加速化プラン」の迅速な実施、わが国周辺の厳しい安全保障環境を踏まえた防衛力の着実な強化など、我が国が直面する構造的な課題に的確に対応する、２）物価と賃金の好循環に向け、賃上げ促進の環境整備を含め、物価高対策に必要となる経費に予期せぬ不足が生じた際に機動的に対応するため、万全の備えとして、原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費を１兆円措置する、３）令和６年能登半島地震への対応として、令和６年度においても復旧・復興の段階などに応じた切れ目のない機動的な対応を確保するため、一般予備費について、前年度当初予算に対し、5,000億円増額し、１兆円措置する、４）『骨太方針2023』等に基づき、社会保障関係費について、実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるとともに、社会保障関係費以外について、これまでの歳出改革の取り組みを実質的に継続するための予算として編成された。

文教・科学技術予算のポイントとしては、その「基本的な考え方」として、「義務教育」に関連しては、１）教員業務支援員の全小中学校への配置や小学校高学年における教科担任制の前倒しにより、学校における働き方改革を加速化するとともに、教育の質の向上、２）スクールカウンセラー等の配置や学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置支援など、いじめ・不登校等対策の促進、３）地域のニーズに対応した質の高い教師を安定的に確保するため、大学と教育委員会の連携のもと、大学入試における「地域教員希望枠」を活用した大学入学前から採用までの一貫した取り組みの支援の３点が据えられている。

「高等教育」に関連しては、１）高等教育の負担軽減のため、修学支援新制度（授業料等減免及び給付型奨学金）について、多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約600万円）への対象の拡大、２）国立大学法人運営費交付金において、大学改革のインセンティブとなるよう各国立大学の意欲的な教育研究組織の改革に関する取り組みについて、自助努力に関する評価の厳格化とあわせて、最も評価の高い取り組みに対する支援の強化、３）私学助成について、学生確保に課題を抱える定員未充足の大学への配分の見直しによる財源を活用して、経営改革や連携・統合に取り組む大学への支援を強化することで、予算を重点化し、令和８年度からは、定員充足率や経営状況等が基準に満たない大学に「経営改革計画」の策定を求めることを通じた私学助成の適正化の３点が据えられている。

「研究力の向上と研究開発の戦略的推進」に関連しては、「研究力向上に向けて、若手研究者支援や基礎研究強化の戦略的な実施とともに、研究者の国際性の積極的評価等、研究活動の国際化を促す政策誘導の強化」、「量子・AI等の重要先端技術の研究開発を担う国立研究開発法人の研究機能強化

や次世代半導体の拠点形成事業等の戦略的な推進」の２点が据えられている。

令和６年度一般会計予算の規模は、令和５年度当初予算額（臨時・特別の措置を除く）に対して１兆8,095億円（1.6％）減の112兆5,717億円となっている。うち国債費並びに地方交付税交付金等を除いた一般歳出の規模は、令和５年度当初予算額（臨時・特別の措置を除く）に対して４兆9,554億円（6.8％）減の67兆7,764億円となっている（資料編　資料１－６）。

文部科学関係予算は、一般会計として５兆3,384億円（対前年度予算比443億円〔0.8％〕増）、エネルギー対策特別会計として1,085億円（同１億円〔0.1％〕減）が計上された。また、財政投融資計画については、日本学生支援機構関連が対前年度予算比625億円減の5,256億円（ほか財投機関債1,200億円）、日本私立学校振興・共済事業団関連が対前年度予算比15億円増の287億円、大学改革支援・学位授与機構関連が対前年度予算比117億円増の875億円計上されたほか、科学技術振興機構の財投機関債として200億円が措置された。

５兆3,384億円が計上された文部科学省予算（一般会計）の構成は、義務教育費国庫負担金が１兆5,627億円（構成比29.3％）と最も大きく、次いで国立大学法人運営費交付金が１兆784億円（同20.2％）、科学技術予算が9,780億円（同18.3％）、高校生等への修学支援が4,244億円（同8.0％）に次いで私学助成関係予算が4,083億円（同7.6％）となった。

文部科学関係予算は、文教関係予算（４兆563億円〔対前年度予算比417億円増〕）、スポーツ関係予算（361億円〔同２億円増〕）、文化芸術関係予算（1,062億円〔同１億円増）並びに科学技術予算（9,780億円〔同同額、エネルギー対策特別会計への繰入額1,080億円を含む〕）によって構成される（資料編　資料１－７）。

文教関係予算は、「１．質の高い公教育の再生」、「２．新しい時代の学びの実現に向けた学校施設の整備」、「３．高等教育機関の多様なミッションの実現」並びに「４．誰もが学ぶことができる機会の保障」の４点からなる。

「３．高等教育機関の多様なミッションの実現」の一環として位置づけられた私学助成関係予算は、「基盤的経費の充実、改革インセンティブとなるメリハリある重点配分の徹底、高専の高度化・国際化の推進」の一環として位置づけられた「私立大学等の改革の推進等」として、4,000億円（同４億円増）計上された。

そのうち「私立大学等経常費補助」は2,978億円（同２億円増）計上され、大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費を支援する「一般補助」は2,772億円（同１億円増）、わが国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援する「特別補助」は207億円（同２億円増）計上され、一般補助の割合は93.1％（同同率）となった。また、一般補助では、令和４年度、令和５年度予算同様、教育の質に係る客観的指標等を通じたメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進することとされた。特別補助では、基礎研究を中心とする研究力強化や、若手・女性研究者支援、大学院等の機能高度化、短大・高専の教育研究の充実等を支援する「研究施設等運営支援及び大学院等の機能高度化」が115億円（同２億円減）、デジタル人材の育成に向けて、文理を問わずすべての学生が一定の数理・データサイエンス・AIのリテラシー習得が可能となるよう、モデルカリキュラムの策定や教材等の開発、全国への普及展開を進める大学等を支援する「私立大学等における数理・データサイエンス・AI教育の充実」が７億円（同同額）計上されたほか、一般補助と特別補助とにまたがって、特色ある教育研究の推進や地域社会への貢献、社会実装の推進など、自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を支援する「私立大学等改革総合支援事業」が112億円（同同額）計上されたほか、少子化時代において、日本の未来を支え

る人材育成を担う新たな私立大学等のあり方を提起し、将来を見据えたチャレンジや経営判断を自ら行う「経営改革計画」の実現等を支援するとともに、成長分野等への組織転換促進や定員規模適正化に係る経営判断を支えるための支援、経営DXの推進等、チャレンジする私学への効果的な支援体制を構築する「少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援等」が新たに20億円（皆増）、主体的な経営判断や「アウトリーチ型支援」の基盤として、各種データや知見・ノウハウをフル活用するためのシステム構築などを推進する「『私学経営DX』の推進」が１億円（皆増）計上された。

上記に関連して文部科学省では、１）少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援、２）「私学経営DX」の推進、３）成長分野等への組織転換促進のための支援、４）定員規模適正化に係る経営判断を支えるための支援、５）私立大学等改革総合支援事業の五つの事業を「時代と社会の変化を乗り越えるレジリエントな私立大学等への転換支援パッケージ」として、令和６年度から令和10年度の５年間を「集中改革期間」と位置づけ、従来の取り組みに加え、経営改革に対する継続的な財政支援を創設するとともに、文部科学省・日本私立学校振興・共済事業団による「私学経営DX」を通じた「アウトリーチ型支援」をスタートさせるとともに、各私立大学・短期大学・高等専門学校が、将来を見据えたチャレンジや経営判断をはじめとした意欲的な経営改革を行えるよう強力に後押しする（令和８年度以降、一定の基準に該当する場合、経営改革計画の策定を求め、経営の健全性の確保等を図る）こととしている。具体的には、「１）少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援」は、社会・地域等の将来ビジョンを見据え、自治体や産業界等と緊密に連携しつつ、社会・地域等の未来に不可欠な専門人材の育成を担うことを目的とし、教育・研究面の構造的な転換や資源の集中等による機能強化を図ること等により、未来を支える人材育成機能強化に向けた経営改革を行う、キラリと光る大学等を支援する「メニュー１」と、とくに学校運営面において、複数の大学等が強固な連携関係を構築することで、効果的・効率的な大学運営を実現し、機能の共同化・高度化を図る経営改革を支援する「メニュー２」からなり、複数年の将来計画を有識者が審査・選定し、選定大学等に対し、文部科学省・日本私立学校振興・共済事業団・有識者によるフォローアップ・支援体制を整備するとしている。「３）成長分野等への組織転換促進のための支援」は、集中改革期間中の時限的な措置として一般補助により、成長分野等への組織転換を促進するため、理工農系学部等について、一定の条件のもと、学部等設置以降、完成年度を迎えるまでの設置計画履行期間中に必要な経常的経費について支援することとされている。また、「４）定員規模適正化に係る経営判断を支えるための支援」についても、集中改革期間中の時限的な措置として一般補助により、定員規模適正化に係る経営判断を支えるため、経営改善計画に位置付けた上で、運営面・教育面において一定の要件を満たす場合に限り、学生募集停止を行った学部等の継続的な教育研究活動を支援するとしている。

私学助成関係予算のうちの私立大学等経常費補助以外では、「２．新しい時代の学びの実現に向けた学校施設の整備」の一環として位置づけられた「私立学校施設等の整備」について、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」として、校舎等の耐震改築・補強事業や非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援する「耐震化等の促進」が40億円（同同額）計上された。また、「教育・研究装置等の整備」として、熱中症対策として教室や体育館等へのエアコン設置やバリアフリー対策等、安全・安心な生活空間の確保に必要な基盤的設備等の整備を支援する「私立学校等の施設環境改善整備」が10億円（同２億円増）、私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要となる設備・装置の整備を支援する「私立大学等の装置・設備費」が23億円（同６億円減）計上され、「私立高等学校等ICT教育設備整備費」の21億円（同７億円増）とあわせた「教育・研究装置等の整備」は53億円（同３億円増）計上

された。また、日本私立学校振興・共済事業団による融資事業（貸付見込額）は600億円（うち財政投融資資金287億円）計上され、建物の解体費用など、融資の対象範囲が拡大された。

国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進（大学教育再生戦略推進費）は、概算要求同様、１）Society5.0の実現及びポストコロナ期における高度専門人材の育成、２）革新的・先導的教育研究プログラム開発やシステム改革の推進等、３）大学教育のグローバル展開力の強化、４）先進的で高度な医療を支える人材養成の推進の４本柱で構成されている。

「１）Society5.0の実現及びポストコロナ期における高度専門人材の育成」では、大学間連携により、文系学部でも自然科学の素養を身に付けられる教育体制を整備し、教育内容の充実を図り、地域社会との本格的連携による人材育成・イノベーションの創出、大学の学びの域社会のフィールドへの開を目指して、地域社会と大学間の連携を通じて既存の教育プログラムを再構築し、地域を牽引する人材を育成する「地域活性化人材育成事業～SPARK～」が９億円（同同額）、人文・社会科学等の分野を専攻する研究科等における、人文・社会科学系分野等と情報系分野の要素を含む学位プログラムや、企業・行政等との協働・連携により、専門分野にMDA教育を掛け合わせた実践的な教育を実施する学位プログラムの構築を支援し、教員養成・芸術（アート、デザイン）・ビジネス・文化・スポーツなど多様な分野における情報分野と掛け合わせた文理横断的な教育の実施を促すとともに、専門分野に応じたMDAに関する高度な知識・技術を習得した、社会が求める各分野をけん引するデジタル人材を継続的に輩出し、多様なイノベーションを促進する「デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業～Ｘプログラム～」が５億円（同同額）計上された。

「２）革新的・先導的教育研究プログラム開発やシステム改革の推進等」にかかわっては、各大学が自身の強みを核に、海外トップ大学や民間企業等の外部機関と組織的な連携を図り、世界最高水準の教育・研究力を結集した５年一貫の博士課程学位プログラムを構築し、それぞれのセクターを牽引する卓越した博士人材の育成や人材育成・交流、共同研究の創出が持続的に展開される卓越した拠点の形成を図る「卓越大学院プログラム」が36億円（同７億円減）、Society5.0時代等に向け、狭い範囲の専門分野の学修にとどまるのではなく、今後の社会や学術の新たな変化や展開に対して柔軟に対応しうる能力を有する幅広い教養と深い専門性を持った人材育成を実現するため、全学的な教学マネジメントの確立を図りつつ、新たな教育プログラムを構築・実施するとともに、質と密度の高い主体的な学修を実現する「知識集約型社会を支える人材育成事業」が２億円（同１億円減）、国内の複数大学院や海外大学院、産業界・国際関係機関等との連携による、ネットワーク型の教育研究指導やキャリア支援を通じて、社会の期待に応える新たな人文科学・社会科学系の高度人材養成モデルの構築を支援する「人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業」が４億円（同２億円増）、事業責任大学を中心に、大学・地方公共団体・企業等の各種機関が協働し、地域が求める人材を養成するための指標と教育カリキュラムを構築し、指標に基づき、出口（就職先）が一体となった教育プログラムを実施する「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業（COC＋R）」が１億円（同１億円減）計上された。

今後の大学改革課題に機動的に対応し、大学改革の一層の推進、教育の質の向上、大学の構造転換の推進を図るため、「中央教育審議会等の審議に資する専門的な調査研究」、「政策目標、提言内容等の具体化、実質化を図るために必要な方策に関する調査研究」や「その他、実施把握等の調査研究を必要とする政策課題等への対応に係る調査研究」を継続的に行い、その成果を今後の国公私立を通じた高等教育行政施策の企画立案及び改善に資するとともに、成果を広く公表することにより各大学の取組を支援・促進し、大学改革の一層の推進と教育の質の向上を図る「先導的大学改革推進委託事

業」が0.8億円（同0.2億円減）計上された。

大学入学者選抜における大学入学共通テストについて、新学習指導要領への対応（旧教育課程履修者への経過措置科目作成含）を行うとともに、CBT導入に伴う課題（均質で質の高い受験環境の確保、トラブル等への対応、社会全体の理解等）の克服に向け、個別大学と大学入試センターとの協力による大学入学者選抜におけるCBTによる効果的な試験（オンライン面接等も含む）の実施方法についての検討やCBT活用についての知見の集積、高校での学習の成果を大学入学後の教育でも一層伸長させるための高校における観点別学習状況の評価を大学入学者選抜及び大学入学後の学修・指導等に活用するための実証研究を行う「大学入学者選抜改革推進委託事業」が0.4億円（同0.2億円減）計上された。なお、大学入学者選抜にかかわっては、大学入学者選抜における大学入学共通テストについて、新学習指導要領への対応（旧教育課程履修者への経過措置科目作成含）を行う「大学入学者選抜における共通テスト改革推進事業」が6.3億円計上された。

「３）大学教育のグローバル展開力の強化」にかかわっては、国内外での国際共修のための体制の構築等を通じ、共生社会の実現に向けた地域社会との連携による多様性を活かしたイノベーティブな人材育成を行うとともに、わが国の質の高い大学教育を海外でも展開し、その認知度を高め、優秀な人材を育成・獲得していくことで、さらなる大学の国際化を推進するため、国際共修の全学的な実施体制の構築、出口に着目した留学生受入れの質の向上や地域社会と連携した活動等を実施する「地域等連携型」と、既存の海外大学内在外拠点の活用等により、学生を送り出せる環境の整備や、現地での共修環境の構築を実施する「海外展開型」からなる「大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業」が新規で18億円（皆増）計上されたほか、既存の採択課題を着実に推進するとともに、G7教育大臣会合（令和５年５月）等を踏まえ、教育研究力の高い大学を多く有するEU諸国と大学を軸とした人的交流を強化し、EUが経済安保の重点分野としているAI、量子、半導体、バイオの分野における修士レベルの単位互換プログラム策定・実施を支援するとともに、令和５年に友好協力50周年を迎えたASEAN諸国との関係強化を目指して、令和３年度からのキャンパス・アジアプラスの取り組みを拡充し、令和５年度補正予算事業のオンラインコンテンツを活用しつつ、学生交流の拡大を図る「大学の世界展開力強化事業」が13億円（同同額）計上され、そのうちEU加盟国を中心とした欧州の大学との、質保証を伴う修士課程単位取得プログラム等を策定・実施する「EU諸国等との大学間交流形成支援」が新たに１億円（皆増）計上された。

「４）先進的で高度な医療を支える人材養成の推進」にかかわっては、医学生及び医学系大学院生に対して、大学病院を活用しTA、RA、SAとして教育研究に参画する機会を創出する取り組みや、教育支援者の活用による大学病院での診療参加型臨床実習の充実に係る取り組みを行うなど、医師を養成する大学を拠点として、高度な臨床教育・研究に関する知識・技能等を有する医師養成の促進を支援する「高度医療人材養成拠点形成事業（高度な臨床・研究能力を有する医師養成促進支援）」が新たに21億円（皆増）計上された。コロナ禍で、とくに地域で必要とされた総合診療や救急医療、感染症対応等について、地域医療機関での実践等を通じて履修できるプログラムを開発することにより、ポストコロナ時代に必要とされる医療人材を養成するとともに、医療的ケア児支援における指導的立場等の看護師養成や、改正感染症法の成立を踏まえた重症患者に対応できる看護師養成といった、社会的要請に対応できる看護師を養成する「ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業」が５億円（同１億円減）、大学院レベルにおける教育プログラムを開発・実践する拠点形成を支援し、がん医療の現場で顕在化している課題に対応する人材養成（痛みの治療・ケア、地域に定着する放射線治療医・病理診断医、がん学際領域を担う人材）、がん予防の推進を行う人材養成（医療ビッグデータに

基づくがん予防医療、がんサバイバーに対するケアを担う人材）や新たな治療法を開発できる人材の養成（個別化医療・創薬研究を担う人材）を行う「次世代のがんプロフェッショナル養成プラン」が９億円（同同額）計上された。また、一定の指導実績のある者であって研修を受講した者に対して「臨床実習指導医（仮）」の称号を付与することを想定し、臨床実習指導医養成のための研修テーマ、修了要件、プログラム及びコンテンツの開発を行うとともに、大学の協力を得て、開発した臨床実習指導医研修の内容に従って研修を実施することにより、医学教育における診療参加型臨床実習の充実を図るための調査・研究を行うとともに、新興感染症時代において、保健所・病院等の最前線で求められる能力について調査・分析し、感染症に強い看護人材の養成や薬学教育の充実・改善に向けた調査・研究を行う「大学における医療人養成の在り方に関する調査研究」が0.3億円（同0.2億円減）計上された。

上記の国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進（大学教育再生戦略推進費）以外では、文教関係予算の「３．高等教育機関の多様なミッションの実現」の柱の一つである「日本人学生の留学派遣、外国人留学生の受入れ・定着、教育の国際化の推進」を目指して、奨学金等支給による経済的負担の軽減により、海外大学との協定に基づく留学生派遣の支援を拡充（早期留学経験により留学機運を醸成しつつ中長期留学の重点的促進）するとともに、協定に基づく留学生受け入れの支援も拡充する「大学等の留学生交流の支援等」として89億円（同11億円増）、戦略的な留学生受け入れのための情報収集・分析、海外における関係機関の連携により日本留学に関する情報発信を強化し、優秀な外国人留学生のわが国への受け入れを促進するとともに、世界から優秀な学生を受け入れ、国内定着を促進するため、奨学金の効果的な活用や外国人留学生の国内就職等に資する取り組みを支援する「優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ」として、ASEANやインド等の重点地域を中心に、在外公館や関係機関、企業との連携のもと、学生の早期からのリクルートや帰国後のフォローアップまでを一体的に促進する日本留学サポート体制の強化を図る「日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業」が５億円（同１億円増）、「外国人留学生奨学金制度」が222億円（同同額）、「留学生就職支援プログラム」が１億円（同同額）、留学を巡る諸外国の動向やデータ等の収集・分析・戦略提言の実施等、留学生交流推進のナショナルセンターとしての機能の充実を図るとともに、留学生に対する学資金の支給、留学生宿舎の運営、日本留学試験等を実施する「（独）日本学生支援機構運営費交付金（留学生事業）」が61億円（同２億円増）計上された。

文教関係予算の「４．誰もが学ぶことができる機会の保障」では、「リ・スキリングを含めたリカレント教育等社会人の学び直しの機会の拡充」を目指しての「社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充」では、国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進（大学教育再生戦略推進費）による「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業（COC+R）」並びに「地域活性化人材育成事業～SPARC～」のほか、社会人を対象に、デザイン思考・アート思考の養成、分野横断型の学修を経て、創造的な発想をビジネスにつなぐ教育プログラムの開発を目指して、令和５年度までに２拠点で開発・実施したプログラムについて、創造的発想をビジネスにつなぐ価値創造人材育成プログラムとして、企業や他大学等と連携しながら展開・改良するとともに、最終的な拠点構築に向けて修了生を含めたネットワークの強化と活動活性化を図る「大学等における価値創造人材育成拠点の形成」が0.8億円（同0.04億円減）、女性教育関係団体、大学及び研究者、企業等が連携し、女性が指導的立場に就くに際して必要となる体系的な学習の提供等、女性の多様なチャレンジを総合的に支援するモデルを構築するとともに、わが国の将来を担う子供たちの最も身近な存在である学校運営における女性の参画を推進し、子供たちの男女共同参画を推進する意識を醸成することに加え、幼児期の教育現場等

における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する方策について調査研究を行う「女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業」が0.2億円（同0.02億円減）、社会人の学びを応援するポータルサイト「マナパス」の機能強化やコンテンツ拡充に取り組み、大学等における社会人向け講座情報や受講に当たって活用できる経済的支援の情報、実際の学習成果・ロールモデル等の情報発信を強化するとともに、学習歴の可視化・キャリアアップへの活用等を促進する「社会人の学びの情報アクセス改善に向けたポータルサイト『マナパス』の改良・充実」が0.3億円（同同額）計上されるなど、「リカレント等社会人の学び直しの総合的な充実」全体では88億円（同３億円減）が計上された。

さらに、「各教育段階の負担軽減による学びのセーフティネットの構築」を目指して、１）大学等における修学の支援に関する法律に基づき、少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）を確実に実施（こども家庭庁計上）する、２）無利子奨学金事業について、意欲のある学生等が経済的理由により進学を断念することがないよう、貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を確実に実施する、３）令和６年度より、高等教育の修学支援新制度の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への支援の拡大や、大学院修士段階における授業料後払い制度の創設、貸与型奨学金における減額返還制度の年収要件等の柔軟化による拡充を実施することを内容とする「高等教育の修学支援の充実」は、こども家庭庁計上分も含めて6,421億円（同98億円増）計上された。

科学技術予算は、「１．我が国の抜本的な研究力向上と優秀な人材の育成」、「２．Society5.0を実現し未来を切り拓くイノベーション創出とそれを支える基盤の強化」、「３．重点分野の研究開発の戦略的な推進」並びに「４．国民の安全・安心やフロンティアの開拓に資する課題解決型研究開発の推進」の四つの柱からなる。

「１．我が国の抜本的な研究力向上と優秀な人材の育成」では、「科学技術・イノベーション人材の育成・確保」、「基礎研究をはじめとする抜本的な研究力の向上」と「科学技術・イノベーションの戦略的な国際展開」が目指され、「科学技術・イノベーション人材の育成・確保」では、「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」及び「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」を一体化して実施する博士支援事業として、優秀で志のある博士後期課程学生が研究に専念するための経済的支援（生活費相当額及び研究費）及び博士人材が産業界等を含め幅広く活躍するためのキャリアパス整備（企業での研究インターンシップ等）を一体として行う実力と意欲のある大学を支援する「博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保」が、令和５年度補正予算における499億円に引き続いて0.3億円（同35.7億円減）計上された。優れた若手研究者に対して、その研究生活の初期において、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与え、わが国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者の養成・確保を図る制度として昭和60年度から実施している「特別研究員制度」が163億円（同１億円増）計上されたほか、若手研究者については、「研究環境確保（特別研究員〔PD、RPD〕、国際競争力強化研究員）」、「能力開発（世界で活躍できる研究者戦略育成事業）」、「分野特化型支援（国家戦略分野の若手研究者及び博士課程学生の育成）」並びに「キャリア構築（研究人材キャリア情報活用支援事業、卓越研究員事業）」からなる「わが国を牽引する若手研究者の育成・活躍促進」全体で65億円、国際的な頭脳循環の進展を踏まえ、我が国において優秀な人材を育成・確保するため、若手研究者に対する海外研さん機会の提供や諸外国の優秀な研究者の招へい等を実施し、諸外国の科学技術分野での若手人材の招へいと交流を推進する「グローバルに活躍する若手研究者の育成等（海外特別研究員事業、若手研究者海外挑戦プ

ログラム、外国人研究者招へい事業〔外国人特別研究員〕、国際青少年サイエンス交流事業）」が77億円（同同額）計上された。

STEAM教育にも資する科学技術リテラシー/リスクリテラシーの向上、双方向の対話・協働など、多層的な科学技術コミュニケーションの取組を充実するための事業を推進する「未来共創推進事業」が32億円（同同額）、理数系に優れた意欲・能力を持つ小中高生が、最先端の探究・STEAM、アントレプレナーシップ教育を受けられる機会を創出し、その能力のさらなる伸長を図る教育プログラムの開発・実施に取り組む大学等を支援する「次世代科学技術チャレンジプログラム（STELLA）」が９億円（同１億円増）計上され、研究と出産・育児等のライフイベントとの両立や女性研究者の研究力向上を通じたリーダーの育成を一体的に推進するダイバーシティ実現に向けた大学等の取り組みを支援する「科学技術イノベーションを担う女性の活躍促進」のための22億円（同１億円増）、持続可能な開発目標（SDGs）を含む社会課題の解決や新たな科学技術の社会実装に関して生じる倫理的・法制度的・社会的課題（ELSI）へ対応するため、人文・社会科学及び自然科学の様々な分野の研究者やステークホルダーが参画する社会技術研究開発（フューチャー・アース構想を含む）を推進する「社会技術研究開発事業」のための17億円（同同額）等とあわせた「科学技術・イノベーション人材の育成・確保」全体では240億円（同33億円減）が計上された。

「基礎研究をはじめとする抜本的な研究力の向上」では、人文学・社会科学から自然科学まですべての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする競争的研究費である「科学研究費助成事業（科研費）」が、令和５年度補正予算における654億円に引き続いて2,377億円（同同額）、国が定めた戦略目標の下、組織・分野の枠を越えた時限的な研究体制（ネットワーク型研究所）を構築し、イノベーションの源泉となる基礎研究を戦略的に推進するため、令和６年度は科学技術・イノベーション基本計画を踏まえ、基礎研究の強化に向けた拡充や研究成果の切れ目ない支援の充実等を進めるとともに、創出されたトップサイエンス成果をトップイノベーション（経済的・社会的価値創造）につなぐ延長支援に引き続き取り組む「戦略的創造研究推進事業（新技術シーズ創出）」が437億円（同同額）、国内外からトップ研究者の英知を結集し、関係府省庁が一体となって集中・重点的に挑戦的な研究開発を推進する「ムーンショット型研究開発制度」が、令和５年度補正予算における1,522億円に引き続いて25億円（同５億円減）、社会・産業ニーズを踏まえ、経済・社会的にインパクトのあるターゲットを明確に見据えた技術的にチャレンジングな目標を設定し、民間投資を誘発しつつ、戦略的創造研究推進事業や科学研究費助成事業等から創出された多様な研究成果を活用し、実用化が可能かどうかを見極められる段階（POC）を目指した研究開発を実施する「未来社会創造事業」が86億円（同６億円減）、多様な研究内容・体制に対応するタイプを設け、相手国・地域のポテンシャル、協力分野、研究フェーズに応じて最適な協力形態を組み、相手国との合意に基づく国際共同研究を推進する「戦略的国際共同研究プログラム（SICORP）」が11億円（同同額）、「世界を先導する卓越研究と国際的地位の確立」、「国際的な研究環境と組織改革」並びに「次代を先導する価値創造」の三つのミッションに基づき、大学等への集中的な支援により研究システム改革等の取り組みを促進し、高度に国際化された研究環境と世界トップレベルの研究水準を誇る国際研究拠点の充実・強化を図る「世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）」が72億円（同１億円増）計上された。

また、「科学技術・イノベーションの戦略的な国際展開」では、国際協力によるSTI for SDGsを体現するプログラムとして、開発途上国のニーズに基づき地球規模課題の解決と将来的な社会実装に向けた国際共同研究を推進すべく、開発途上国との科学技術外交の施策として、わが国の優れた科学技

術と政府開発援助（ODA）との連携により日本がリードし推進するとともに、国際共同研究を通じた人材育成等により、開発途上国の自立的・持続的な課題対応能力の向上を図る「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）」が19億円（同同額）計上された。

「２．Society5.0を実現し未来を切り拓くイノベーション創出とそれを支える基盤の強化」は、「世界と伍するスタートアップ・エコシステムの形成に向けたイノベーションの創出」と「世界最高水準の大型研究施設の整備・成果創出の促進」が目指され、「世界と伍するスタートアップ・エコシステムの形成に向けたイノベーションの創出」では、研究力の飛躍的向上に向けて、強みや特色ある研究力を核とした戦略的経営の下、大学間での連携も図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップの実現に必要なハードとソフトが一体となった環境構築の取り組みを支援するため、令和４年度第２次補正予算により、地域中核研究大学等強化促進基金として1,498億円が措置された「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」が２億円（同同額）、令和２年７月に選定されたスタートアップ・エコシステム拠点都市において、大学・自治体・産業界のリソースを結集し、大学発スタートアップの創出やその基盤となる人材育成に取り組み、エコシステムの形成を推進するとともに、アントレプレナーシップ教育の高校生等以下へのすそ野拡大等を行い、大学等発スタートアップ創出力を強化する「大学発新産業創出プログラム（START）」が20億円（同同額）、国連の持続可能な開発目標（SDGs）に基づく未来のありたい社会像を拠点ビジョン（地域共創分野では地域拠点ビジョン）として掲げ、その達成に向けたバックキャストによるイノベーションに資する研究開発と、自立的・持続的な拠点形成が可能な産学官共創システムの構築をパッケージで推進し、研究大学の抜本的な機能強化に向けて、大学の可能性を最大限引き出す産学官共創拠点を拡充する「共創の場形成支援ー知と人材が集積するイノベーション・エコシステムー」が134億円（同４億円減）、個々の研究者が創出した成果を「産」へのシームレスな技術移転と大学等の産業連携研究の裾野の拡大と底上げを図る「研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）」が47億円（同３億円減）計上された。

「世界最高水準の大型研究施設の整備・成果創出の促進」では、官民地域パートナーシップにより整備された３GeV高輝度放射光施設「NanoTerasu（ナノテラス）」について、安定的な運転時間の確保及び利用環境の充実を行い、産学の広範な分野の研究者等の利用に供することで、世界を先導する利用成果の創出等を促進し、我が国の国際競争力の強化につなげる「３GeV高輝度放射光施設（NanoTerasu）の整備・共用等」が新たに38億円（皆増）、SPring-8-IIへのアップグレードの計画を着実かつスムーズに行うため、プロトタイプ製作による技術実証を行うとともに、未来の研究人材となる一般層などをターゲットに広報する活動を実施する「SPring-8の高度化（SPring-8-Ⅱ）に関する取組」が新たに３億円（皆増）計上されたほか、微細な物質構造の解析が可能な世界最高性能の放射光施設である大型放射光施設「SPring-8」と原子レベルの超微細構造や化学反応の超高速動態・変化の瞬時計測・分析が可能な世界最高性能のＸ線自由電子レーザー施設「SACLA」の整備・共用が158億円（同７億円増）、日本原子力研究開発機構（JAEA）及び高エネルギー加速器研究機構（KEK）が共同運営し、物質・生命科学実験施設（MLF）の中性子線施設は世界最大のパルス中性子線強度を誇る大強度陽子加速器施設「J-PARC」の整備が109億円（同同額）、令和３年３月に共用開始した世界最高水準のスーパーコンピュータ「富岳」・HPCIの運営が189億円（同８億円増）計上され、「最先端大型研究施設の整備・共用」全体で457億円（同16億円増）が計上された。

「３．重点分野の研究開発の戦略的な推進」では、「革新的治療法に繋がる研究（治療等のシーズ開発）」、「神経・精神疾患の原因解明（ヒト病態メカニズム）」、「ヒト脳の革新的な原理解明」並びに「革新的技術・基盤の開発・高度化」を重点研究課題として設定された「脳神経科学統合プロ

グラム」が、令和５年度補正予算における15億円に引き続いて65億円（同４億円増）、材料データの収集・蓄積・活用促進の取組の実績を持つマテリアル分野を研究DXのユースケースにすべく、研究データの１）創出、２）統合・管理、３）利活用までを一気通貫し、圧倒的生産性の向上とともに、革新的なマテリアルの創出を図るとともに、研究を効率的に加速する全国の大学等の先端共用設備の高度化に加え、研究DXのユースケースとして創出データを機関の枠組みを越えて共有・活用する仕組みを実現し、データ駆動型研究手法を全国に展開し、データ駆動型研究が計算・計測手法と融合する次世代の革新的研究手法を確立し、社会課題解決につなげる「マテリアルDXプラットフォーム実現のための取組」が、令和５年度補正予算における30億円に引き続いて82億円（同４億円増）、Society 5.0以降の未来社会における大きな社会変革を実現可能とする革新的なICT技術の創出と、革新的な構想力を有した高度研究人材の育成に取り組み、我が国の情報通信科学の強化を実現するため、未来社会の大胆なビジョンとそれに挑戦するICT技術をグランドチャレンジとし、その実現に向けた研究開発を推進する「情報通信科学・イノベーション基盤創出」が新たに９億円（皆増）計上された。

「４．国民の安全・安心やフロンティアの開拓に資する課題解決型研究開発の推進」では、「宇宙・航空分野の研究開発の推進」、「海洋・極域分野の研究開発の推進」、「防災・減災分野の研究開発の推進」並びに「環境エネルギー分野の研究開発の推進」が目指され、「環境エネルギー分野の研究開発の推進」では、2050年カーボンニュートラル実現等への貢献を目指し、従来の延長線上にない、非連続なイノベーションをもたらす革新的技術に係る基礎研究を推進する「先端的カーボンニュートラル技術開発（ALCA-Next）」が16億円（同６億円増）計上された。

また、「Ⅰ．持続可能な社会の実現に向けた経済財政政策の推進」、「Ⅱ．スタートアップや科学技術・イノベーション政策の推進」、「Ⅲ．安全安心な暮らしの実現」、「Ⅳ．全ての人が参加し能力を発揮できる包摂社会の実現」、「Ⅴ．デジタルの力を活用した地域活性化」並びに「Ⅵ．国民生活を支えるための行政基盤の整備」からなる内閣府の政府予算では、「Ⅱ．スタートアップや科学技術・イノベーション政策の推進」を目指しての「科学技術・イノベーション政策の戦略的推進」において、総合科学技術・イノベーション会議が主導し、府省・分野の枠を超えた横断型プログラムである「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」や民間投資誘発効果の高い領域等に各省庁施策を誘導する「研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム（BRIDGE）」等を推進し、『第６期科学技術・イノベーション基本計画』に基づき、わが国が目指す将来像（Society5.0）の実現に向けて、バックキャストで設定した課題について、フィージビリティスタディを通じて絞り込んだ技術・事業の両面からインパクトが大きいテーマをSIPにおいて推進する「科学技術イノベーション創造推進費」が555億円（同同額）計上された。

「Ⅴ．デジタルの力を活用した地域活性化」を目指しての「デジタルの力を活用した地方創生の推進」では、デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取り組みを加速化・深化する観点から、観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取り組みや拠点施設の整備など、各地方公共団体の意欲的な取り組みを支援する「デジタル田園都市国家構想交付金」が1,000億円（同同額）、地方大学・産業創生法に基づく交付金として、首長のリーダーシップの下、デジタル技術等を活用し、産業創生・若者雇用創出を中心とした地方創生と、地方創生に積極的な役割を果たすための組織的な大学改革に一体的に取り組む地方公共団体を重点的に支援し、地域産業創生の駆動力となり特定分野に強みを持つ地方大学づくりを各地で進め、地域における若者の修学・就業を促進する「地方大学・地域産業創生交付金」が18億円（同２億円減）、地方大学・地域産業創生交付金におけるデジタル技術等を活用した地域の取り組みについて、専門性を有する外部の有識者や調査機関

による調査・評価体制等を整備するとともに、地方自治体の計画作成や事業の伴走支援を強化し、地域における若者の修学・就業の促進に資する真に優れた取り組みを支援する「地方大学・産業創生のための調査・支援事業」が１億円（同0.01億円増）、マッチングサイトの運用等により地方公共団体と大学等の連携を強化するとともに、誘致を希望する地方公共団体へのコンサルティングの実施や研修会の開催を通じて、デジタル技術等も活用した効果的な地域課題の解決等に資する東京圏の大学等による地方へのサテライトキャンパス設置や地域の拠点における学修を促進する「地方へのサテライトキャンパス設置等に関するマッチング支援事業」が0.2億円（同0.04億円増）、地方公共団体と高等学校等が連携し、全国から高校生が集まるような高等学校の魅力化をデジタル技術等を活用しながら進めることにより、高校生の地域留学を推進するための取り組みを支援する「高校生の地域留学の推進のための高校魅力化支援事業」が1.5億円（同同額）計上された。

２．令和６年度私立学校関係税制改正等に関する私立大学側要望及び文部科学省税制改正要望の決定経過等について

私大連では、これまでの税制改正要望内容や政府・与党の税制に関する審議過程において、税務当局から出された意見等を踏まえ、この数年にわたり実現に至っていない要望項目を中心に、その内容、現状及び問題点などを整理するとともに、既存の仕組みを有効に活用しながら新規要望内容を組み立て、日本私立大学団体連合会（以下、「連合会」という。）並びに日本私立小学校連合会並びに全日本私立幼稚園連合会で構成する全私学連合（以下、「全私連」という。）等の関係団体と連携を図りつつ、その要望実現に向け活動を展開した。

令和６年度に向けた私立学校関係税制改正要望に関する基本方針並びに要望内容等のとりまとめにあたっては、公財政政策委員会のもとで協議のうえ、常務理事会及び理事会において協議を重ね、その任務にあたった。

２－１　私立大学側要望等の決定経過

令和４年12月23日に閣議決定された「令和５年度税制改正の大綱」では、文部科学省が要望した10項目のうち、全私連からの要望も踏まえ、文部科学省税制改正要望事項として掲げられていた「１）教育資金一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充」については、受贈者が30歳に達した場合等において、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用することとする、契約期間中に贈与者が死亡した際、当該贈与者に係る相続税の課税価格の合計（≒小規模宅地特例等の適用後の遺産総額）が５億円を超える場合には、受贈者の年齢等に関わらず、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額を相続財産に加算する、こととされたうえで、適用期限の３年延長等が認められる一方で、上限額の拡充、運用損失の非課税措置及び対象となる教育費の範囲の拡充等は認められなかった。また、「２）試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長」については、研究開発型スタートアップの範囲の拡大、博士号取得者や、一定の経験を有する研究人材を外部から雇用した場合の優遇措置の創設及び時限措置の３年延長等が認められた。「３）日米宇宙協力に関する枠組協定（仮称）に基づく物品等の輸入に伴う税制上の所要の措置」は認められた。「４）博物館法の改正に伴う税制上の優遇措置の拡充等」については、公益社団法人及び公益財団法人等が設置する博物館に係る非課税措置の存続及び博物館に係る事業所税の非課税措置の拡充は認められたが、博物館に係る非課税措置の拡充は認められなかった。「５）公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）に係る課税標準の特例措置の拡充」については、適用期限の２年延長は認められたが、特例措置の恒久化は認められなかった。「６）高等学校等就学支援金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置」は認められた。「７）出産費及び家族出産費の支給額の見直しに伴う税制上の所要の措置」は認められた。「８）退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃または課税停止措置の延長」については、適用期限の３年延長は認められたが、特別法人税の撤廃は認められなかった。「９）国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務の追加に伴う税制上の所要の措置」、「10）福島国際研究教育機構に係る税制上の所要の措置」は認められた。

私大連では、２回の公財政政策委員会（３月24日、５月16日開催）、令和５年度第１回（第227回・定時）総会（６月27日開催）における協議を経て、学校法人の公共性・公益性に基づく法人税を

はじめとする種々の税制上の優遇措置の維持等に加え、寄附文化の醸成、教育費に係る経済的負担軽減、リカレント教育の推進、教育研究推進に向けた環境整備並びに消費税率の引き上げに関する優遇措置等、政府・与党の税制に関する審議過程において、ここ数年にわたり実現に至っていない項目を中心に要望することとし、特に、学校法人に対する個人寄附を促進するための制度の創設・拡充及び税額控除対象法人となるための認定要件の適用除外を要望することとし、昨年度の令和５年度要望では、教育資金贈与信託の制度延長に係る要望が最優先課題であったことから、「教育費に係る経済負担軽減のための措置の創設・拡充」を第一の柱に、「学校法人に対する寄附促進のための措置の創設・拡充」を第二の柱に据えていたが、令和６年度要望では、その順番を入れ替えることとした。

要望の柱は、「１．学校法人に対する寄附促進のための措置の創設・拡充」、「２．教育費に係る経済的負担軽減のための措置の創設・拡充」、「３．学校法人の健全な財政基盤の確立に向けた優遇措置の創設・拡充」、「４．大規模災害等により被災した学校法人の復興のための特例措置の拡充」、「５．退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃」の５点を掲げることとした。

「１．学校法人に対する寄附促進のための措置の創設・拡充」にかかわっては、大学がリカレント・リスキリング教育に腰を据えて取り組む環境づくりの一環として、産学の連携によるリカレント・リスキリング教育の持続可能性の向上のための仕組み、仕掛けづくりを目指して、新たに「④リカレント教育推進に係る企業等法人からの寄附の全額損金算入制度の創設」を掲げ、企業をはじめとする産官地のニーズに基づき、私立大学と産官地が協働して教育プログラムを設計、運営することを目的として、企業等法人から私立大学へなされた寄附については、当該プログラムを寄附者である企業等法人の被雇用者の受講を通じて、当該企業等法人の生産性の向上に資するなど、結果として特別な利益を供することとなったとしても、受配者指定寄付金の対象とする、あるいは寄附者がその全額を損金算入することを可能とする制度の創設を要望することとした。

一方、連合会においては、私大連がとりまとめた要望書をベースに、日本私立大学協会からの意見を盛り込む形で連合会としての要望書のとりまとめを進めるとともに、文部科学省との協議内容をもとに協議し、「１．学校法人に対する寄附促進のための措置の創設・拡充」の「①個人が寄附を行った場合の税額控除の控除率の引き上げと繰越し控除制度の創設」において、１）現行制度（控除率40%）に加え、国策の実現に資する取り組みへの寄附に係る税額控除の控除率を最大100%まで引き上げることを可能とする制度の拡充を要望する、２）控除限度額の上限を超えた場合の５年間を限度とした繰越控除を、税額控除と所得控除の双方において可能とする制度の導入を要望することとした。

上記の経過を経てとりまとめられた「要望の趣旨」、「要望項目」からなる「令和６年度私立大学関係税制改正に関する要望」は、連合会としての要望としてとりまとめられた後、全私連において、連合会でとりまとめた内容に基づき「令和６度私立学校関係税制改正に関する要望」としてとりまとめられ、各団体の会長への報告、了承を経て、私立大学関係政府予算に関する要望とともに文部科学大臣及び文部科学省の政務三役をはじめ政府・与党関係者に提出（８月３日）された（資料編　資料２－１）。

２－２　文部科学省税制改正要望の内容

文部科学省では、関係団体等による要望を受け、同省の所管事項に関する税制改正要望について、「令和６年度文部科学省税制改正要望事項」としてとりまとめ、８月30日に財務省に提出した。

要望事項は、１）国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の対象事業の拡大【所得税】、２）

学校法人への個人寄附に係る税額控除の要件の見直し【所得税】、３）障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る課税標準の特例措置の延長・拡充【固定資産税等】、４）高等教育の奨学金制度の拡充に係る税制上の所要の措置【印紙税等】、５）国民健康保険税における流行初期医療確保措置の創設等に伴う所要の措置（厚生労働省、財務省、総務省との共同要望）【国民健康保険税等】、６）こども未来戦略方針に基づく支援金制度（仮称）の創設に伴う税制上の所要の措置【所得税等】で構成されている。

「２）学校法人への個人寄附に係る税額控除の要件の見直し【所得税】」では、学校法人が税額控除の対象法人となるには、「原則、実績判定期間（５年間）において、3,000円以上の寄附金支出者が、年平均100人以上いること」等の要件が課せられているところ、急速な時代の変化や社会のニーズを踏まえ、積極的に経営力強化や改革に取り組もうとする学校法人が、機動的に税額控除制度を活用できるよう、寄附実績に係る要件を見直すことを要望している。

２－３　令和６年度私立学校関係税制改正の概要

政府与党である自由民主党並びに公明党では、12月14日に『令和６年度税制改正大綱』をとりまとめた。

『令和６年度税制改正大綱』では、「物価上昇を上回る賃金上昇の実現」を最優先課題として、１）所得税・個人住民税の定額減税により、今後の賃金上昇と相まって、目に見える形で可処分所得を伸ばす、２）賃上げ促進税制を強化し、賃上げにチャレンジする企業の裾野を広げる、３）中小企業の中堅企業への成長を後押しする税制も組み合わせることで、賃金が物価を上回る構造を実現し、国民がデフレ脱却のメリットを実感できる環境を作る、４）世界の産業構造の変化に対応し、戦略分野の国内投資を大胆に支援する戦略分野国内生産促進税制を創設する、５）G7で３番目となるイノベーションボックス税制を創設し、攻めの投資が生産性の向上や賃金上昇につながる環境を整備し、企業のデフレマインドを払拭していく、６）働き手に新たな活躍の場を提供し、生産性や潜在成長率を引き上げていくためのスタートアップ・エコシステムの抜本的強化を図るべく、ストックオプション税制の年間の権利行使価額の上限を大幅に引き上げるなど、ステージごとの課題解決に資するようきめ細かく対応する、とした。また、デフレ脱却に向けた税制面での取り組みに加えて、税制に対する国民の信頼を高める意味においても、人口減少、経済のグローバル化など、国内外の経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直しを行うこととし、１）こどもを生み育てることを経済的理由であきらめない社会を実現するため、政府として次元の異なる少子化対策を進める中で、税制においても、子育て世帯を対象とした上乗せを行うなど、子育て支援措置を講ずる、２）高校生年代に支給される児童手当と扶養控除を合わせ全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充する、３）グローバル化に対応しつつ、わが国企業の国際競争力の維持及び向上に資するよう、国際課税制度の見直しに係る国際合意に沿って、企業間の公平な競争環境の整備に資するグローバル・ミニマム課税について順次法制化を進める、４）今後とも、経済社会の構造変化を踏まえつつ、働き方への中立性の確保、世代間・世代内の公平の実現、デジタル化の活用による納税者利便の向上などの観点から、中長期的な税制の検討を進め、その際、行動変容を促す税制措置の効果分析等、EBPM（証拠に基づく政策立案：Evidence Based Policy Making）の取り組みを着実に強化する、５）経済を立て直し、そして財政健全化に向けて取り組む中で、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を築いていく、６）過疎化や高齢化といった地方の課題の解決及び地方活性化に向けた基盤づくりとして、地方税の充実確保を図る、

７）東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないよう、地方公共団体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む、こととした。

そのうえで、「基本的考え方」として、「１．構造的な賃上げの実現」、「２．生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進」、「３．経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し」、「４．地域・中小企業の活性化等」、「５．円滑・適正な納税のための環境整備」、「６．扶養控除等の見直し」、「７．防衛力強化に係る財源確保のための税制措置」の７点を基本的な考え方に据えた。

「１．成長と分配の好循環の実現」では、「（１）所得税・個人住民税の定額減税」として、「所得税・個人住民税の定額減税を実施し、賃金上昇と相まって、国民所得の伸びが物価上昇を上回る状況をつくり、デフレマインドの払拭と好循環の実現につなげていく」とし、具体的には、納税者（合計所得金額1,805 万円超（給与収入のみの場合、給与収入2,000万円超に相当）の高額所得者については対象外とする。）及び配偶者を含めた扶養家族１人につき、令和６年分の所得税３万円、令和６年度分の個人住民税１万円の減税を行うこととし、令和６年６月以降の源泉徴収・特別徴収等、実務上できる限り速やかに実施する、とした。また、「（２）賃上げ促進税制の強化」として、「雇用の環境を改善するため、人材投資や働きやすい職場づくりへのインセンティブも付与することとする」とし、具体的には、１）教育訓練費を増加させた場合の上乗せ要件について、令和４年度の適用実態等を踏まえ、その適用に当たって一定程度の教育訓練費を確保するための措置を講じた上で、適用要件の緩和を行い、活用を促進することとする、２）子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進の取組みを後押しする観点から、こうした取り組みに積極的な企業に対する厚生労働省による認定制度（「くるみん」、「えるぼし」）を活用し、控除率の上乗せ措置を講ずる、こととし、これにより控除率は、大企業・中堅企業については、現行の30%から見直し後は35%に、中小企業については、現行の40%から見直し後は45%に引き上がるとした。

「６．扶養控除等の見直し」では、「16歳から18歳までの扶養控除について、15歳以下の取り扱いとのバランスを踏まえつつ、高校生年代は子育て世帯において教育費等の支出がかさむ時期であることに鑑み、現行の一般部分（国税38万円、地方税33万円）に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（国税25万円、地方税12万円）を復元し、高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図ることを目指す」とした。

令和６年度税制改正の具体的内容としては、「一　個人所得課税」の「５　租税特別措置等」において、「公益法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除制度について、適用対象となる学校法人または準学校法人（以下「学校法人等」という。）の年平均の判定基準寄附者数等により判定する要件（いわゆるパブリック・サポート・テストの絶対値要件）について、学校法人等が「当該学校法人等の直前に終了した事業年度終了の日以前２年内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から起算して５年前の日以後に、所轄庁から特例の適用対象であることを証する書類が発行されていないこと」及び「私立学校法に規定する事業に関する中期的な計画その他これに準ずる計画であって、当該学校法人等の経営改善に資するものを作成していること」を要件として満たす場合には、その直前に終了した事業年度が令和６年４月１日から令和11年４月１日までの間に開始した事業年度である場合の実績判定期間を２年（現行：５年）とするとともに、判定基準寄附者数及びその判定基準寄附者に係る寄附金の額の要件を、各事業年度（現行：年平均）の判定基準寄附者数が100人以上であること及び当該寄附金の額の各事業年度（現行：年平均）の金額が30万円以上であることとする、

とした。なお、上記の各事業年度の判定基準寄附者数に係る要件については、現行の学校法人等の設置する学校等の定員の合計数が5,000人に満たない事業年度に係る緩和措置及び学校法人等の公益目的事業費用等の額の合計額が１億円に満たない事業年度に係る緩和措置と同様の措置を講ずる、こととされた。また、「国立大学法人、公立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構に対する寄附金のうち、適用対象となるその寄附金が学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実であるものの寄附金の使途に係る要件について、その使途の対象となる各法人の行う事業の範囲に、『障害のある学生等に対して、個々の学生等の障害の状態に応じた合理的な配慮を提供するために必要な事業』及び『外国人留学生と日本人学生が共同生活を営む寄宿舎の寄宿料減額を目的として次に掲げる費用の一部を負担する事業（当該寄宿舎の整備を行う場合における施設整備費、民間賃貸住宅等を借り上げて当該寄宿舎として運営を行う場合における賃料）』に係る事業を加える」こととし、「障害のある学生等に対して、個々の学生等の障害の状態に応じた合理的な配慮を提供するために必要な事業」については、経済的理由により修学が困難な学生等を対象とする事業であることとの要件を適用しない、こととされた。

一方の政府では、政府与党における『令和６年度税制改正大綱』のとりまとめを受け、１）所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等を行う、２）資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制を創設し、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置を講ずる、３）グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等を行うとともに、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、事業承継税制の特例措置に係る計画提出期限の延長や外形標準課税の適用対象法人の見直し等を行うための税制改正内容をまとめるとともに、扶養控除等の見直しの内容と防衛力強化に係る財源確保のための税制措置を『令和６年度税制改正の大綱』としてとりまとめ、12月22日に閣議決定した。

『令和６年度税制改正の大綱』では、文部科学省が要望した項目のうち、全私連からの要望も踏まえ、文部科学省税制改正要望事項として掲げられていた「学校法人への個人寄附に係る税額控除の要件の見直し【所得税】」については、１）税額控除対象法人となるために必要な寄附者数・寄附金額といった実績要件を、年度ごとに満たしていること（小規模法人向けの緩和措置は引き続き適用）、２）税額控除に係る証明申請が令和７年度～12年度の間に行われるものであること、３）経営改革に向けた具体的な取り組みに係る計画を作成していること（作成を求める計画の詳細については今後通知等で周知）、４）実績判定期間中に税額控除に係る証明を受けている期間が含まれていないこと、とする四つの要件を満たす場合には、実績判定期間を５年間から２年間に短縮する、こととされた。

「国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の対象事業の拡大【所得税】」については、国立大学法人、公立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構に対する寄附金のうち、現行の「経済的理由により修学が困難な学生等の修学支援に係る事業」と「不安定な雇用状態である研究者等に対する研究助成・能力向上のための事業」を対象とする場合に限って税額控除を選択できるところ、１）障害のある学生等に対して、個々の学生等の障害の状態に応じた合理的な配慮を提供するために必要な事業、２）外国人留学生と日本人学生が共同生活を営む寄宿舎の寄宿料減額を目的とした施設整備費や賃料の一部を負担する事業に充てられるものについても、税額控除を選択できるようにする、こととされた。

「障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る課税標準の特例措置の延長・拡充【固定資産税等】」については、民間事業者が設置する劇場・音楽堂等が、建築物移動等円滑化誘導基準に適合するバリアフリー改修を行う場合において、固定資産税・都市計画税額の３分の１を減額する特例措置について、

適用期限を２年延長（令和８年３月31日まで）する、とされたが、拡充は認められなかった。「高等教育の奨学金制度の拡充に係る税制上の所要の措置【印紙税等】」については、高等教育の修学支援新制度にかかわって、令和６年４月から対象となる、中間所得層の多子世帯や理工農系の学部・学科に通う学生等に対する授業料等減免措置及び給付型奨学金支給についても、関係法令の改正を前提に、差押禁止等の措置を講ずるとともに、令和６年度に授業料後払い制度を創設することに伴い、関係法令の改正を前提に、本制度に関する文書に係る印紙税についても非課税措置を講ずる、こととされた。「国民健康保険税における流行初期医療確保措置の創設等に伴う所要の措置（厚生労働省、財務省、総務省との共同要望）【国民健康保険税等】」については、健康保険法等の改正に伴い、各税目に係る法令に規定されている本人確認書類の範囲に、私立学校教職員共済組合加入者の資格の確認に必要な書面を加えることとする、とされた。また、「こども未来戦略方針に基づく支援金制度（仮称）の創設に伴う税制上の所要の措置（こども家庭庁、総務省、財務省、厚生労働省との共同要望）【所得税等】」については、法案の内容をみて検討するとされた（資料編　資料２－２）。

３．審議会等への対応について

３－１　自由民主党「教育・人材力強化調査会」のヒアリング対応について

自由民主党は、令和４年、政務調査会の直下に「教育・人材力強化調査会」（調査会長：柴山昌彦衆議院議員）を設置し、①DX・情報教育とデジタル人材育成、②高等教育の無償化、③大学再編及び専門人材育成、④いじめ・不登校とこども達の居場所づくり、の４つの検討事項について議論を進めている（資料編　資料３－１）。

令和６年３月５日、文部科学省を通じて同部会から私立大学団体（私大連、日本私立大学協会）に対し、③大学再編及び専門人材育成をテーマにヒアリング依頼があった。私大連では、このテーマに鑑み、令和６年２月に設置した「将来の高等教育のあり方と新たな公財政支援を考えるプロジェクト」で対応することとした。しかし、同プロジェクトは設置直後で、大きな方向性や基本的考え方を確認した第１回のみの開催であり、そのため、同プロジェクトの曄道佳明担当理事（上智学院、大学長）、伊藤公平委員（慶應義塾、塾長）、廣瀬克哉委員（法政大学、総長）により、ヒアリングでの意見内容について協議した（３月11日）。

その結果、プロジェクトの第１回会合で確認した基本的考え方に基づき資料を作成することとし、今後、大学再編や専門人材育成について検討する際に必要な論点を、「１．人口減少時代における大学教育のあり方」、「２．生産性向上に資する大学への公財政支援」、「３．大学全体の適正規模」、の３点に整理してヒアリング資料をまとめることとした（資料編　資料３－２）。

「１．人口減少時代における大学教育のあり方」では、質の高い教育研究によって学生一人ひとりの能力を高めていくことが大学の重要な役割であることを述べるとともに、高度専門人材を育成するためには、学部と大学院の連続性ある教育を推進する必要があるとの考えを示した。「２．生産性向上に資する大学への公財政支援」では、国立大学に比べて私立大学の方が政府に便益をもたらしていることを示すとともに、公財政支援、授業料、学修アクセスの三つの格差を是正し、大学の設置形態に関わらず教育に関する公平な競争環境を整えることが必要との考えを示した。また、「３．大学全体の適正規模」では、高度専門人材育成のためには大学院も含めた大学全体の規模を考えること、偏りのない学問分野や地方における学修アクセス等を考慮のうえ大学の適正規模を検討しなくてはならないこと、人口減少社会において量（学部定員数）を拡大することは、質の低下を招く可能性があること等の考えを示した。

３月12日に開催された同調査会ヒアリングでは、私大連を代表して、曄道佳明副会長・将来の高等教育のあり方と新たな公財政支援を考えるプロジェクト担当理事から、上記資料に基づき報告が行われた。報告後、議員から多くの意見・質問が出され、活発な意見交換が行われた。会の最後には柴山昌彦同調査会会長から、今後、大学再編及び専門人材育成について検討するにあたり、非常に重要な論点が遍く示されたとの発言があった。同日、日本私立大学協会からは、小原芳明会長（玉川大学理事長）から報告があった。

同調査会は、３月19日に国立大学協会、公立大学協会等へのヒアリングを実施した。今後、ヒアリング内容を踏まえた上で大学再編及び専門人材育成についての議論を重ね、令和６年の春頃に提言を取りまとめる予定としている。

３－２　科学技術・学術審議会人材委員会「研究者・教員等の流動性・安定性に関するワーキング・グループ」への意見書提出について

科学技術・学術審議会人材委員会は、科学技術及び学術の振興を図るために必要な人材に関して、幅広い観点から調査検討を行うことを任務としている。有期労働契約を締結した研究者・教員等について無期転換申込権発生までの期間を10年間とする労働契約法の特例（以下「10年特例」という。）の施行から10年が経過したことから、令和５年度以降、特例対象者について本格的な無期転換申込権が発生する。その円滑な運用にあたっての課題の整理や制度の在り方について検討を行うため、令和５年10月、同委員会の下、「研究者・教員等の流動性・安定性に関するワーキング・グループ」が設置された。同ワーキング・グループでは、①10年特例の運用に係る課題や制度の在り方、②研究者等の多様なキャリアパス構築や活躍促進を図るための雇用の在り方、について検討することとしている。

令和６年２月６日文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課人材政策推進室を通して同ワーキング・グループから上記２点の検討課題についてヒアリング依頼があった。私大連ではその内容等を踏まえ、総合政策センター政策研究部門会議の委員から意見聴取の上、意見書を提出することとした。

意見書では、若手研究者の雇用機会を増やすためにも私立大学を含めた高等教育機関に対する一層の支援が必要不可欠であることを前段で主張するとともに、同ワーキング・グループから示された論点に沿って、「研究者の有期雇用・無期雇用のバランスの在り方」、「若手研究者の支援策」、「無期転換ルールの運用状況や課題」等について、大学の事例を交えた意見書をとりまとめた。その他、文部科学省への要望として、①10年特例の対象となる「研究者」の定義の明確化、②種類の異なる研究者（非常勤講師とプロジェクト研究員等）の有期雇用期間の通算方法の見直し、③若手研究者の無期ポスト数を反映させる経常的経費の新たな算定方法の導入、④有期雇用の研究者の高額年俸に対する規制緩和、⑤無期転換に関するガイドラインの提示、などを要望した。とりまとめた意見書は、３月４日に開催された同ワーキング・グループに提出した（資料編　資料３－３）。

同ワーキング・グループでは、今後、令和７年２月までを目途に上記課題に関する提言をとりまとめることとしている。

４．大学経営について

４－１　私立学校法の改正に伴う文部科学省への対応について

「私立学校法（以下、「私学法」という。）の一部を改正する法律案」は、令和５年通常国会において衆参両院ともに全会一致で可決し、４月26日付で成立、５月８日付で公布された。本改正の趣旨は、「我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改正」であり、そのために「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「建設的な協働と相互けん制」を確立することとしている。理事会・評議員会の構成や役割分担等、学校法人の運営に大きな変更を及ぼすことになるため、会員法人が円滑な対応ができるようその課題をとりまとめ、文部科学省への要望を行った。

（１）「私立学校法施行令・施行規則」への対応について

改正私学法第百五十条で定められている評議員会の議決を必要としない「軽微な変更として文部科学省令で定めるもの」に関して、当初の施行規則検討においては、これまで寄附行為変更の届出事項だった学部等の名称変更を含む「設置廃止を伴わない私立学校等の名称変更」が除外されていた。仮に学部の名称変更に評議員会の議決を要することとなった場合、執行過程の迅速な展開が難しくなる点から、軽微な変更に含めるよう求めた（資料編　資料４－１）。なお、「私立学校法施行令・施行規則」に関しては、令和６年３月31日現在未公布である。

（２）「学校法人寄附行為作成例」への対応について

今回の法改正主旨の実現には、各会員法人において理事会や評議員会の構成をはじめとする各機関の再構築が前提となるため、機関に紐づく運営体制や制度設計の具体的な骨組みとなる寄附行為の検討に際して、「寄附行為作成例」の早期公表を求める声が大きかった。

これを踏まえ、私大連から文部科学省へ、「寄附行為作成例」の公表をはじめとする私学法改正に関する情報の早期公表を要望した。その結果、当初の令和６年１月公表予定を大幅に前倒しした令和５年８月に「寄附行為作成例」が公表された。そのほか、文部科学省webサイトによるQ&A資料の更新等により、各法人内の法改正対応、寄附行為変更認可申請準備に可能な限り配慮した情報共有策が取られている。

「寄附行為作成例」の改正案の記載内容に関しては、その作成過程において文部科学省より私大連に対して意見の確認があり、理事長会議幹事会及び経営委員会が協力して要望事項を提出した（資料編　資料４－１）。主な点としては、改正内容が複雑かつ多岐にわたることから「法令上の必須事項と寄附行為に委ねられている点の記載が区別できるようにする備考欄の追加」を要望した。また、理事会及び評議員会の議決を要する事項に対して双方の意見が分かれた場合について、当初案では新たな機関として「理事・評議員協議会」を設置し、そこでの協議を行った上で再度評議員会の決議を取る案のみが示されていた。この点については、法人の最終意思決定として多様な選択肢が提示されるべきとの考え方から、理事会が評議員会に改めて説明を行い、再度決議を行う例の追加を求めた。これらの要望に関しては、文部科学省webサイトで公開されている「寄附行為作成例」に反映されている。

（３）「学校法人会計基準」への対応について

学校法人会計基準（以下、「会計基準」という。）の根拠が私立学校振興助成法から私学法に移ることを受けて、ステークホルダーへの情報開示を主な目的とする基準として整備されることとなった。会計基準の改正にあたって、文部科学省では「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」を設置し検討を行うことされ、当連盟においても経営委員会委員長がこの議論に参画した。

本検討会の主な論点は、学校法人制度改革特別委員会の報告書「学校法人制度改革の具体的方策について」で提起された計算書類における「セグメント（学校、附属施設等の部門）別の情報」の公表の是非、また公表を行うとすればどのように形が望ましいのかについてであった。改正私学法では、大臣所轄法人等は計算書類及び附属明細書、財産目録をインターネット上で公表することが定められており、知事所轄法人よりも詳細な情報公表が求められている。このことから特に慎重な議論を行うべきであるといった声が多く出され、当連盟からも「セグメント別の情報」を公表する目的を明確にし、各学校法人が趣旨を理解したうえで実施されるべきである点を指摘している。

当連盟としては、「私立大学ガバナンス・コード」で掲げている「信頼性・透明性の確保」の観点から、何らかの「セグメント別の情報」の作成・公表の必要性を認める立場を明示したうえで、「ステークホルダーの誤解・誤導、あるいはガバナンス上の不必要な負担を防ぐため、法人経営における管理・運営単位の実態や、先行投資の短期的影響のみならず全体的・中長期的な収支均衡に関する事情を踏まえ、説明をセグメント情報の注記に加えられるように」すべきである点を主張した。

全９回にわたる会議の結果、令和６年１月に「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」がとりまとめられた。計算書類の体系に関して、これまで貸借対照表の注記であった内容が計算書類全体の「注記事項」として新たに位置付けられ、「セグメント別の情報」及び「子法人の情報」が必須項目として追加された。

そのほか、貸借対照表の附属表だった「固定資産明細表」「借入金明細表」「基本金明細表」が１つの計算書類「附属明細書」として独立し、公表が必要となる。なお、「借入金明細表」の借入先や利率等の情報は利害関係者の不利益を考慮し公表内容から外される等、公表に適した形に変更されている。

なお、「セグメント別の情報」に関しては、現行会計基準における「資金収支内訳表」をベースに各学校種及び「病院」「その他（法人部門等）」の部門ごとに資金収支情報を記載することとした一方で、経常費補助金算定を目的とした現行の配分基準では各セグメントの実態と乖離があるとして、令和６年２月より「学校法人会計基準の諸課題に関するワーキンググループ」を設置し、「経営の実態をより適切に表す配分基準」の検討を継続している。

５．就職問題等について

５－１　就職問題等について

2023年度（令和５年度）
就職・採用活動をめぐる動き

2023年

【政府（文部科学省等）における動き】

・４月10日　内閣官房　就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議（第10回）開催

・４月10日　就問懇　「申合せ」発出

2024年度卒業者に係る申合せを全国の大学・短大・高専に発出。同時に、企業等に対して、３月広報活動解禁、６月採用選考活動解禁の現行スケジュールの遵守を求めるとともに、学業への配慮、インターンシップの適切な実施、卒業・修了後３年以内の既卒者の取扱いへの対応等を求めた。

・４月10日　４府省連名で経済団体・業界団体に「要請」を発出

４府省（内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）連名で経済団体等に対して「2024年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請等について」を発出。「就職・採用活動日程の遵守」、「学事日程等への配慮」、「インターンシップの取扱い」等を要請した。

・６月９日　文部科学省　就問懇(第1回)開催

・６月19日　内閣官房　「これから就職活動を行う学生の皆さんに知っておいていただきたいこと」を発出

・９月13日　内閣官房　就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議幹事会（第５回）開催

【経団連と大学における動き】

・４月26日　採用と大学教育の未来に関する産学協議会(第７回)開催

産学協議会2022年度報告書「産学協働で取り組む人材育成としての『人への投資』」について協議し、同日付で公表した。採用・インターンシップ分科会については、2022年度の活動状況として、「４類型の周知及びフォローアップ」、「ジョブ型研究インターンシップ（タイプ４【A】）」、「高度な専門性を重視した修士課程学生向けインターンシップ」等を掲載している。

・７月５日　産学協議会「よくあるご質問（FAQ）－産学協働による学生のキャリア形成支援活動(４類型)の実践－」更新版を公表

産学協議会において設定した「産学協働による学生のキャリア形成支援活動（４類型）」の実践にあたり、FAQの更新版を公表した。

・７月28日　採用と大学教育の未来に関する産学協議会　第６回幹事会開催

産学協議会のもとに設置している採用・インターンシップ分科会及び産学連携推進分科会における「2023年度活動方針・活動計画」について協議した。

・９月22日　採用・インターンシップ分科会（第１回）開催

令和６年卒学生向け採用選考活動の実施に関する振り返りと「2030年の採用・雇用・大学教育の姿」について意見交換した。

【政府（文部科学省等）における動き】

・11月10日　文部科学省　就問懇(第3回)開催

文部科学省で実施した「令和５年度就職・採用活動に関する調査（企業等）」及び「令和５年度就職・採用活動に関する調査（大学等）」の調査結果【速報版】、内閣府で実施した「学生の就職・採用活動開始時期等に関する調査」の概要が共有された。

・12月８日　内閣官房　就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議（第11回）開催

【経団連と大学における動き】

・11月15日　採用・インターンシップ分科会（第２回）開催

「2030年に向けた採用のあり方」について意見交換した。

・11月22日　採用・インターンシップ分科会（第３回）開催

第２回開催に引き続き、「2030年に向けた採用のあり方」について意見交換した。

2024年

・２月29日　文部科学省　就問懇（第４回）開催

・４月16日　就問懇　「申合せ」発出

2025年度卒業者に係る申合せを全国の大学・短大・高専に発出。同時に、企業等に対して、以下の点を要請した。

（１）就職・採用活動開始時期の順守：３月広報活動解禁、６月採用選考活動解禁の現行スケジュールの遵守。

（２）学生の学業への配慮：採用選考活動への土日・祝日、平日の夕方以降の時間帯の活用。

（３）多様な選考機会の提供：必要に応じて日本人海外留学生や外国人留学生のみを対象とする採用選考等の実施。

（４）雇用機会均等、職業選択の自由を妨げる行為等の抑制：学生の職業選択の自由を妨げる行為等の抑制、学生の意思に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的な行為の抑制。

（５）インターンシップの適切な実施：インターシップを実施する場合、原則として広報活動や採用選考活動と異なるものであることの明確化、「インターシップ」と称する場合、就業体験要件や指導要件等の一定の要件を満たしているかの確認。

（６）採用選考における学業成績等の評価：採用選考活動における成績証明書や履修履歴等の活用と学業成果等の適切な評価。

（７）学生の健康状態への配慮：季節的に学生のクールビズ等の取扱いの明示。

（８）卒業・修了後３年以内の既卒者の取り扱い：新規卒業・修了予定者の採用枠への応募が可能となるような募集条件の設定。

（９）本要請の周知と対応

・４月16日　４府省連名で経済団体・業界団体に「要請」を発出

（１）就職・採用活動に関する議論の動向

大学等卒業予定者の就職活動のあり方については、国公私立の大学、短期大学及び高等専門学校関係団体で構成される就職問題懇談会（以下、「就問懇」という。）にて検討・協議を行い、内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省で組織される就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議やその他経済団体（経団連、商工会議所、経済同友会等）と連携を図りながら検討を進めている。

2024年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動については、令和５年４月10日付で就問懇から大学、短期大学、高等専門学校に向けて「申合せ」が発出された。あわせて、企業に対しても、

・３月広報活動解禁、６月採用選考活動解禁の現行スケジュールの遵守を求めるとともに、

・学生の学業等への配慮（採用選考活動は、土日・祝日、平日の夕方以降の時間帯などを活用するとともに、大学等の所在地や学生の居住地が遠方である場合などには、多様な通信手段を活用して採用選考活動を行うこと等）、

・多様な選考機会の提供（日本人海外留学者や外国人留学生が、就職活動で不利になるとの認識が生じないよう、日本人海外留学者や外国人留学生のみを対象とする採用選考等の取り組みを各企業の必要に応じて行うこと等）、

・インターンシップの適切な実施（広報活動や採用選考活動とは異なるものであることを明示すること、令和５年度以降に実施するインターンシップには、就業体験要件や指導要件等、一定の要件が定められていることから、既存のプログラムが要件を満たしているかを確認するとともに、要件を満たさない場合には「インターンシップ」と称して実施することは厳に慎むこと、学生の学業を妨げることがないようインターンシップの実施時期に十分配慮し、原則として長期休暇の活用など学事日程に十分配慮して実施すること、一定の要件を満たしたインターンシップに限り、取得した学生の個人情報を、３月以降は広報活動に、６月以降は採用選考活動に使用できるが、令和６年度卒業・修了予定者を対象とし、広報活動・採用選考活動の開始期日以降に実施されるインターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取り組みで、あらかじめ広報活動・採用選考活動の趣旨を含むことが示されている場合には、この限りではないこと等）、

・採用選考活動における学業成果等の評価（採用選考において、卒業・修了前年度までの学修成果や学業への取組状況を表す書類（例えば成績証明書や履修履歴等）を選考の早期の段階で取得したり、学生が提出する学修成果等に関する資料（例えばｅポートフォリオやディプロマ・サプリメント等）を採用面接等において積極的に活用することにより、学生の学修成果等を適切に評価すること等）、

・学生の健康状態への配慮（採用選考活動の実施時期が梅雨や夏季に当たるため、学生のクールビズ等の取扱いを明示することで、学生の健康面に配慮すること）、

・卒業・修了後３年以内の既卒者の取扱いへの配慮などを求めた。

また、同日（４月10日）には４府省（内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）連名で経済団体等に対して「2024（令和６）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」が発出された。主な要請事項としては、

・**「就職・採用活動日程の遵守」**として、広報活動開始は卒業・修了年度に入る直前の３月１日以降、採用選考活動開始は卒業・修了年度の６月１日以降、正式な内定日は卒業・修了年度の10月１日以降とすることを遵守すること、

・**「学事日程等への配慮」**として、①面接や試験の実施に際して、土日・祝日、平日の夕方以降の時間帯等を活用するとともに、学生の健康状態に配慮すること、②学生の授業、ゼミ、実験、試験、教育実習などの時間と重ならないよう、採用選考活動の日時を設定すること、

・**「インターンシップの取扱い」**として、産学協議会2021年度報告書「産学協働による自律的なキャリア形成の推進」におけるインターンシップ等の類型や「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」を踏まえ、適切なインターンシップ等を行うこと、

・**「卒業・修了後３年以内の既卒者の取扱い」**として、①若者雇用促進法に基づく指針も踏まえ、卒業・修了後少なくとも３年以内の既卒者は、新規卒業・修了予定者の採用枠に応募できるようにすること、②上記①の既卒者について、通年採用など様々な募集機会を積極的に提供するとともに、その場合には、その旨の情報発信を行うこと、

・**「日本人海外留学者や外国人留学生などに対する多様な採用選考機会の提供」**として、日本人海外留学者や外国人留学生に対して、一括採用のほか、通年採用など多様な採用選考機会を設けるなどの取り組みを、各企業の必要に応じて行うとともに、積極的に周知すること、

・**「オンラインの活用」**として、①オンラインによる企業説明会や面接・試験を実施する場合には、その旨を積極的に情報発信すること、特に、遠隔地の学生に対して、オンラインでの実施を積極的に検討し、そうした機会を提供している場合には、積極的に周知すること、②通信手段や使用ツールなど、どのような条件で実施するかについて事前に明示し、学生が準備する時間を確保すること、③通信環境により、音声・映像が途切れる場合には、学生が不安にならないよう対応すること、④オンライン環境にアクセスすることが困難な学生に対しては、対面や他の通信手段による企業説明会や面接・試験等も併せて実施すること、

・**「成績証明等の一層の活用」**として、採用選考活動に当たっては、大学等における成績証明等を取得して一層活用すること（例えば、面接時にそれらに基づいた質問を行うなど）等により、学修成果や学業への取組状況を適切に評価すること、

・**「公平・公正で透明な採用、個人情報の不適切な取扱いの防止の徹底」**として、関係法令等を踏まえ公平・公正で透明な採用選考活動を行うとともに、学生の個人情報の取扱い等を適切に行うこと、

・**「セクシュアルハラスメントの防止の徹底」**として、採用選考活動やOB・OG訪問対応時等において、性的な冗談やからかい、身体に接触するなどセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨を社員に対して周知をするほか、学生からの相談に対して適切な対応を行うなど、セクシュアルハラスメントの防止のための対応を徹底すること、

・**「採用選考における学生の職業選択の自由を妨げる行為の防止の徹底」**として、正式な内定前に他社への就職活動の終了を迫ったり、誓約書等を要求したりすることや、内（々）定期間中に行われた業務性が強い研修について、内（々）定辞退後に研修費用の返還を求めたり、事前にその誓約書を要求したりすることなど、採用選考における学生の職業選択の自由を妨げる行為を行わないよう徹底すること、

・**「学生からの苦情・相談への対応」**として、若者雇用促進法に基づく指針等も踏まえ、職業安定機関（ハローワーク等）等と連携を図りつつ、相談窓口の設置など、学生からの苦情・相談を迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めることなどを要請した。

（２）令和５年度就職・採用活動の動向

６月９日に開催された令和５年度第１回**就問懇**では、令和５年度就職問題懇談会の体制及び今後の進め方について確認後、インターンシップを活用した就職・採用活動日程ルールの見直しについて意見交換を行った。現行の就職・採用活動日程ルールを原則とすることに加え、①卒業・修了年度に

入る直前の春休み以降のタイミングで、産学協議会が令和４年４月にまとめたタイプ３のうち専門活用型インターンシップを活用すること、かつ、②インターンシップ後の採用選考を経ることにより、６月の採用選考開始時期にとらわれないこととすること（３月の広報活動開始以降であれば、６月以降の採用選考活動開始を待つことなく、内々定を出すことができることとする）、また、施行時期は、令和７年度（令和８年３月）卒業・修了以降の学生を対象とすることの説明があった。

その後に行われた意見交換では、「３月以降の広報活動開始、６月以降の採用選考活動開始、10月以降の正式な内定日の現行日程ルールについては、形骸化しているという背景があるなかで、３月から６月までの３か月も広報活動期間が必要かという疑問があり、６月以降の採用選考活動の開始時期を早めることはできないか」、「就職・採用活動日程ルールについては、約60万人の学生を対象にしていることを踏まえ、個別の問題については対応が必要だが、全体の最適を考慮して検討を進める必要がある」といった意見が挙がった。

また、令和５年度の就職・採用活動の実態を把握するために、文部科学省が主体となり、大学等向けと企業向けにそれぞれ「令和５年度就職・採用活動に関する調査」を実施することについて案内があり、調査項目など実施概要については、後日メールにて審議することとした。

なお、現行６月以降となっている採用選考活動の開始時期を早めることについては、就問懇での問題提起を踏まえ、その後、私大連の学生委員会キャリア・就職支援分科会の委員から意見聴取を行うとともに、分科会を開催して意見交換も行った。

11月10日に開催された令和５年度第３回**就問懇**では、「令和５年度就職・採用活動に関する調査結果（企業等）」及び「令和５年度就職・採用活動に関する調査結果（大学等）」が共有された。

「令和５年度就職・採用活動に関する調査結果（企業等）【速報版】」では、「広報活動を開始した時期」の設問については、例年と変わらず、「当年３月以降」と回答した企業が最も多かったが、企業全体では47.8％と昨年度比では12.2％の減少となった。一方、こちらも例年通り「前年10月以前」と回答した企業が２番目に多かったが、令和５年度では23.6％と昨年度比では14.1％増加した。「採用選考活動（筆記試験や面接等）を開始した時期」の設問については、企業全体では、令和５年度は「当年６月以降」と回答した企業が35.5％で最も多かったが、昨年度比では8.5％の減少となった。次いで「当年３月」と回答した企業が27.5％で、昨年度比で2.6％増加した。「内々定を出し始めた時期」の設問については、令和５年度も例年と同じく「当年６月以降」と回答した企業が最も多く、企業全体では49.6％（昨年度比6.8％減）だった。次いで「当年４月」が15.6％（昨年度比1.7％減）となった。「就職・採用活動の日程について、何らかのルールは必要だと思うか」の設問については、「必要」と回答した企業が最も多く、企業全体では58.0％（昨年度比3.5％増）、中小企業では57.1％（昨年度比3.4％増）、大企業では59.5％（昨年度比3.9％増）と全体的に増加した。「就職・採用活動の日程について、何らかのルールは必要と回答された方に対して：就職・採用活動の日程の内容（広報活動は卒業前年度の３月１日以降、採用選考活動は卒業年度の６月１日以降）に賛成か」の設問については、「賛成（日程は現在のままでいい）」と回答した企業は全体で57.8％（昨年度比8.0％減）、中小企業では62.5％（昨年度比5.7％減）、大企業では50.9％（11.6％減）だった。

「令和５年度就職・採用活動に関する調査結果（大学等）【速報版】」では、就問懇の「申合せ」の内容の周知状況については、44.9％の大学等が「申合せ」の周知を実施（昨年度比3.5％減）し、周知方法としては、「大学等のホームページに掲載した」が最も多かった（49.5％）。周知しなかった理由としては、既に就職問題懇談会や政府などから企業へ周知されているので、それで足りると考えている大学等の割合が高かった（56.8％）。「企業が広報活動を開始した時期（大学等の認識）」

としては、「３月以降」という回答が大企業で28.3%、中小企業で22.5%となり、２月までに開始している割合は、大企業で40.3%、中小企業で34.4%だった。「企業が採用活動を開始した時期（大学等の認識）」としては、「６月」という回答が大企業で8.2%、中小企業で6.5%となり、５月までに開始している割合は、大企業で61.3%、中小企業で52.8%だった。「学生が内々定を得た時期（大学等の認識）」としては、「６月以降」という回答が大企業で23.1%、中小企業で19.4%となり、５月までに内々定を得ている割合は、大企業で47.5%、中小企業で42.1%だった。「就職活動におけるハラスメント等の対応」については、「就職活動においてハラスメント的な行為を受けた場合、大学へ相談するよう周知しているか」という問いに対し、「周知している」と答えた大学等は全体の84.9%となり、具体的な相談体制は「キャリアセンター（就職支援担当）の教職員が対応」が39.9%、「学部等の担任や研究室の教員」が27.2%だった。

また、内閣府が学生を対象に実施した「学生の就職・採用活動開始時期等に関する調査」の調査結果についても報告があった。「就職・採用活動時期に関する認識」として、令和５年度の就職活動時期が、昨年度と同じ時期に設定されたことについて、約６割の学生が「昨年の就職活動の情報を参考にすることができた」、約５割が「夏の暑い時期に就職活動を行わなくて済んだ」、「予定をたてやすく準備・行動ができた」、「企業研究や就職先の選択のための時間が十分確保できた」という点にメリットを感じていた。一方で、約４割の学生は「就職活動が比較的短時間で済んだ」という問いに対し「そう思わない」と回答した。

「就活ルール（広報活動３月、採用選考活動６月、正式内定10月）」については、いずれの段階に対しても「ルールは必要」とする人は約７割で、特に「正式内定は10月１日」に対して、「ルールは必要であり、現在の開始時期がよい」との回答の割合が最も高かった（47.5%）。

「企業説明会やセミナーへの参加時期」については、企業説明会等への参加時期（ピーク）は、「９月以前」とする回答割合は21.2%となり昨年度（20.5%）とほぼ同様だった。

「採用面接の実施時期」については、最初に採用面接を受けた時期は、昨年度と比べ、３月の割合が低下し、累計で見ると、２月までに約６割の学生が、４月までに約９割の学生が面接を受けていた。また、採用面接のピーク時期は、過去調査と同様に４月の割合が最も高く、累計で見ると、２月から３月にピークを迎える割合が増加している傾向がうかがえた。

「内々定を受けた時期」としては、過去調査と同様に４月の割合が最も高いが、趨勢的に12月から３月までが高まっていて、累計では２月までに約３割、５月までに約８割、６月までに約９割の学生が、最初の内々定を受けていることがわかった。

「就職活動に要する期間と学生の認識」では、就職活動の期間については、「９ヶ月間程度以上」の割合が約４割と最も高く、年々その割合は高まってきている。また、就職活動が「始まった」と考えるタイミングについては、「インターンシップ関連」で約３割、「就職活動準備」で約４割、「就職活動に関する具体的なアクション」で約２割となった。詳細結果では、「“インターンシップと呼称されるもの”に関するウェブサイトに登録した時」が約２割と最も高い結果となった。

「参加した“インターンシップと呼称されるもの”における実質的な選考の有無等」については、「インターンシップと呼称されるもの」が採用のための実質的な選考を含んでいた割合は、昨年度の46.4%から今年度52.0%と年々その割合は高まってきている。また、「インターンシップと呼称されるもの」の参加後に、参加者を対象としたアプローチを受けたかについて、「早期選考の案内」が65.2%、「採用説明会・セミナーに参加した(令和５年２月以前に開催)」が57.4%、「採用試験、面接等を受けた(令和５年５月以前に開催)」が48.0%だった。

「内々定を受けた時期と企業の種類」については、内々定を受けた時期を企業の種類別に見ると、最初の内々定について「国内企業（ベンチャー企業以外）」では「令和５年４月」が約２割と他時期と比べて比較的高く、一方で「外資系企業」では「令和４年12月」が約２割と高かった。また、就職予定企業では、「国内企業」では６月が最も高く、一方で「外資系企業」では２月以前の割合が４割にのぼり、「国内企業」と比べて早い傾向がみられた。

「オワハラ経験の有無と受けた内容」については、「オワハラを受けたことがある」とした人は9.4％となり、過年度調査と比べると僅かに減少傾向にあるが、例年約１割の学生がオワハラを受けていることがわかった。また、オワハラの内容については、「内々定を出す代わりに他社への就職活動をやめるように強要された」が約７割と最も高かった。

その後、就職・採用活動の中長期的な在り方について意見交換を行い、当面の課題として、①就職・採用活動日程ルールの形骸化、②就職・採用活動日程ルールを守る・守らせるにはどのような方策があるのか、③通年採用移行への対応の３点について、今後、就問懇としてこれらにどのように対応していくかを検討していくこととした。具体的には、①については、３年生のうちからエントリーを開始し、面接が実施されている現状をどのように受け止めるかを考える必要があること、②については、就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議においてルールの遵守を要請する以外のことで、ルールを守る・守らせる方策はないか問題提起すること、③については、企業はいつでも自由に採用したいという目的がある一方で、中小企業はルールがないと採用人数の確保が難しいという現状もあることを踏まえ、就問懇としては、学修成果を踏まえた採用選考活動を求めることを前提として、人材育成を担っている大学として、学修時間の確保と就職活動のバランスを考えた行動様式を考えていく必要があることを確認した。

令和６年２月29日に開催された令和５年度第４回**就問懇**では、「令和７年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」案及び「令和７年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（企業等への要請）」案の内容について協議を行った。協議の結果、それぞれの文書の前文の部分に就問懇からのメッセージ（学生の学業等への配慮、学修成果を踏まえた採用選考活動を求めること等）を追加することや、とくに大事な部分に下線を引くなどの工夫をすることとした。その後、最終的な調整・確認を経て令和６年４月16日付で、「申合せ」については、大学、短期大学、高等専門学校に向けて発出された。また、同日付で経済団体等に対し、４府省連名で「2025（令和７）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請等について」が発出された（資料編　資料５－１）。

（３）経団連における検討経過

４月26日に開催された**採用と大学教育の未来に関する産学協議会**（第７回）において、産学協議会2022年度報告書「産学協働で取り組む人材育成としての『人への投資』」について協議のうえ、承認し、同日付で公表した。その中で今後の課題として、「質の高いインターンシップを核とした学生のキャリア形成支援活動（４類型）の普及・定着」、「政府における検討結果を踏まえた対応」、「就職・採用のあり方」を掲げたが、令和５年度は、それらの課題で挙げられた事項に基づき、各種の取り組みや検討が進められている。

７月５日には、上記課題の「質の高いインターンシップを核とした学生のキャリア形成支援活動（４類型）の普及・定着」及び「政府における検討結果を踏まえた対応」と関連して、産学協議会からリーフレット「よくあるご質問（FAQ）－産学協働による学生のキャリア形成支援活動（４類型）の

実践－」更新版が公表された。

９月22日に開催された**採用・インターンシップ分科会**（第１回）では、産学協議会における令和５年度活動方針及び活動計画について確認後、令和６年卒学生向け採用選考活動の実施に関する振り返りとして、株式会社リクルート担当者による「新卒採用の今」と題した令和６年卒採用の中間報告と令和７年卒以降の就職・採用の展望について説明があった。続いて、経団連側の委員から各社における令和６年卒学生向け採用選考活動の実施状況についての報告、その後、産学協議会2022年度報告書「産学協働で取り組む人材育成としての『人への投資』」で挙げられた上記課題の「就職・採用のあり方」に関連して、「2030年の採用・雇用・大学教育の姿」について、まず株式会社リクルート担当者による「新卒採用の変化」と題して、就職・採用環境の変化と近年の学生の意識・関心の変化について説明があった後、経団連側、大学側の委員で意見交換を行った。

11月15日に開催された**採用・インターンシップ分科会**（第２回）において、現在、新卒一括採用中心からの複線化及び採用日程ルールの形骸化により採用現場が混乱しているとの認識のもと、約２年間かけて「2030年に向けた採用のあり方」について協議を行うことを確認した。最初に、「2030年に向けた採用のあり方」の検討にあたり考慮すべき背景として、何を掲げるべきか、また、追加・修正すべき項目は何か、について意見交換し、2030年において日本経済を良くしていくためには、学生のどのような能力を伸ばす必要があり、その能力は誰がいつ育成するのかということを議論の本質とすること、今後、DX進展により企業のオペレーションの質が変化し、採用においても求める人材要件が変化することやそもそも人員が要らなくなる可能性があることを踏まえた議論が必要であること、就職・採用活動においては学生が主体性を発揮することが最も重要で、学生を中心に見据えて企業と大学が支えていくというスタンスで議論を進めることなどが挙げられた。また、2030年に向けた「採用」のあり方として、主体性・多様化・複線化・流動化をベースに「様々な選択に対応可能な採用の実現」を目指すことについて意見交換を行い、主体性の一層の発揮を目指すのは良いが、多様性があることを目指すことは違和感がある（複線化のみで良いのではないか）、複線化が進むことで学生自身が選択することが必要になるため、学生のキャリア自律をどう育てていくかが重要になること、短期化の視点も必要であること、大学での学びを全うしたうえで日本社会に活かす必要があるという認識のもとに卒後就職についても検討が必要であることなどが挙げられた。

11月22日に開催された**採用・インターンシップ分科会**（第３回）では、引き続き「2030年に向けた採用のあり方」について協議を行い、方向性として「様々な選択に対応可能な採用の実現」に向けて、各主体の多様性を踏まえて、学生の主体性の発揮を起点とした複線化・流動化の進展を目指すことについて意見交換を行った。その結果、流動化については、ライフスタイルや就職についての考え方が多様になるということであれば納得できるが、採用のあり方における流動化と読まれてしまうと誤解を招くおそれがあるとの意見があり、「流動化」の文言は削除することとした。また、「早期化・長期化」について意見交換を行い、学期（授業）中の就職活動（インターンシップ含む）の出席を学生が断ることができる環境整備が必要であること、企業が学業の修得よりもポテンシャルを重視している現状があることから、今後は、企業が求める経験やスキル、社会人基礎力などを示し、それを備えた学生とのマッチングが重要になってくること、「早期化・長期化」により企業も疲弊しており、今後、通年採用が増えることになると更に大変になると感じているなどの意見が出された。

６．その他

６－１　日本経済団体連合会「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」への対応について

経団連では、平成30（2018）年12月に公表した「今後の採用と大学教育に関する提案」において、2021年度以降入社対象の「採用選考の指針」を策定しないことを決定する一方で、経済社会の課題や技術革新の状況、求める人材像やインターンシップの今後のあるべき姿などについて、大学側に継続的に発信し、大学と対話の仕組みを構築することが必要であるとして、経団連と国公私立大学のトップで構成する「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」（以下、「産学協議会」という。）の設置を提起し、平成31年１月31日開催の第１回産学協議会では、「Society5.0人材育成分科会」、「今後の採用とインターンシップのあり方に関する分科会」並びに「地域活性化人材育成分科会」の三つの分科会を立ち上げた。

産学協議会では、Society5.0時代の人材に求められる能力やそれらの人材を育成するために必要な大学教育、企業の採用や処遇のあり方などについて、現状の課題、今後の改革の方向性、産学が協働して取り組むアクションについて多くの認識を共有し、平成31年４月22日に『中間とりまとめと共同宣言』をとりまとめ、公表するとともに、その内容を令和元年５月15日開催の政府における第27回未来投資会議において、同会議議員の中西宏明経団連会長並びに連合会代議員・就職問題員会委員長として産学協議会に参画している土屋恵一郎私大連常務理事・学生委員会担当理事（明治大学、大学長）から報告・説明した。

その後、産学協議会では、採用日程のあり方だけではなく、学生・大学・企業の多様性を前提に、Society5.0において新たな領域に挑戦し社会に付加価値をもたらすことのできる人材を、産学がいかに協働して育成し、それをどう実現していくかについて、約１年をかけた四つのタスクフォース、三つの分科会における協議成果を踏まえ、未来志向で議論した成果を、令和２年３月31日に『Society5.0に向けた大学教育と採用に関する考え方』としてとりまとめ、公表し、同日に内閣府特命担当大臣（一億総活躍担当）に、４月23日に文部科学大臣に手交するとともに、経団連の中西会長が経済財政諮問会議、未来投資会議において報告書の内容に言及するなどした。

令和２年度の産学協議会では、『Society5.0に向けた大学教育と採用に関する考え方』における「産学協議会の10のアクションプラン」のフォローアップ事項として、大学と企業が共同で取り組むべき項目について、引き続き検討するとともに、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が大学教育や企業の採用選考活動、インターンシップに与えた大きな影響を踏まえ、「ウィズ・コロナ」への短期的な対応として、令和３年度入社対象者の採用選考活動やインターンシップ、大学教育の変容についての議論を重ねることとし、Society5.0人材の育成に資する産学協働の取り組みに関連して、新型コロナウイルスの感染拡大により新たに生じた１）対面とリモートによるハイブリッド型教育、２）共同研究・PBL型教育（「組織対組織」連携）、３）リカレント教育（「組織対組織」連携）並びに４）新たなインターンシップの四つの課題と改善策について重点的に議論し、その検討の状況と今後の方向性を令和３年４月19日に『ポスト・コロナを見据えた新たな大学教育と産学連携の推進』とする2020（令和２）年度報告書としてとりまとめ、公表した。

令和３年度は、産学連携推進分科会における「産学協働によるリカレント教育の推進」にかかわっての１）大学側のシーズと企業側のニーズを踏まえたプログラムの共同開発等、２）受講希望者（企業・個人）がリカレント・プログラムを選択しやすい情報提供のあり方を切り口とした検討成果、

「地方大学を核とした産学連携・産学官連携の推進」にかかわっての１）地方大学の魅力発信（シーズのPR強化）と産学連携強化への支援策、２）官の効果的介在を可能にするための工夫・必要な措置を切り口とした検討成果、そして採用・インターンシップ分科会における「学生のキャリア形成支援における産学協働の取り組みに関する具体的検討」にかかわっての四つに類型化したそれぞれの取り組みについて、特に新たな定義に基づく「インターンシップ」の内容や、他の類型・採用選考活動との違いの明確化を切り口とした検討成果を、令和４年４月18日に『産学協働による自律的なキャリア形成の推進』とする2021（令和３）年度報告書をとりまとめ、公表した。

令和４年度は、採用・インターンシップ分科会において、質の高いインターンシップを核とした「学生のキャリア形成支援活動」の推進に向け、１）学生のキャリア形成支援４類型の周知活動及びフォローアップ、２）「ジョブ型研究インターンシップ（タイプ４【A】）」の令和３年度におけるトライアルを経ての制度及び運用面の改善、３）「高度な専門性を重視した修士課程学生向けインターンシップ」の３点に係る検討を深めるとともに、産学連携推進分科会では、企業と大学等との連携によるリカレント教育の推進に向け、「大学の強みを活かしたリカレント教育プログラム」の特徴や類型等について検討を深め、教育プログラムの目的、中心となるレベル（難易度）、想定される主な受講生、特徴による七つに類型化した。また、産学協議会委員によるテーマ別懇談会では、政府が閣議決定した『経済財政運営と改革の基本方針2022新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～』や『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画』等で指摘された課題を深掘りし、取り組みを推進する観点から、１）文理融合を前提としつつ、理系分野に進学・従事する人材の拡充、２）社会に一層評価され、かつ若者・社会人にとってより魅力ある大学院教育の実現（企業における博士人材の活用推進を含む）、３）グローバル人材育成の一層の推進、４）教育に対する産業界の取組み（投資を含む）の促進」の４点を懇談テーマとして設定し、検討を深め、二つの分科会と懇談会における検討の成果と今後のアクションプランを、令和５年４月26日に『産学協働で取り組む人材育成としての「人への投資」』とする2022（令和４）年度報告書としてとりまとめ、公表した。

平成５年度に入ってからは、実務家による分科会の活動が、産学のトップで構成される協議会の問題意識から乖離しないよう、少人数の協議会委員により設置され、令和元年度にとりまとめた報告書におけるフォローアップ活動の内容の報告を定期的に受けるとともに、必要に応じて産学協議会で新たに取り上げる事項を決定することを目的として、令和２年度に設置された幹事会を７月28日に開催した。

幹事会では、令和５年度の活動方針・活動計画について検討し、採用・インターンシップ分科会では、１）就職・採用活動の現状把握、２）「2030年の採用・雇用・大学教育の姿」に係る産学間の共通認識の改めての醸成、３）今後の就職・採用活動のあり方に関する議論の３点を「就職・採用活動のあり方に関する対話の進め方」の基本方針の柱に据え、処遇を含む雇用制度、採用方法、採用・入社時期や卒業時期の多様化、卒業時の学修成果・修得した能力の可視化、リスキリングを含むリカレント教育の推進、キャリア形成に対する学生・働き手の意識改革といった現在の採用・雇用・大学教育の姿を踏まえ、現状にとらわれずに建設的な議論となるよう、「現状の課題」ではなく、日本の国力向上の観点から、「目指すべき姿・あり方」にフォーカスした意見交換を行っていくこととした。一方の産学連携推進分科会では、日本の国際競争力強化の観点から、「修士・博士課程の人材の活躍と大学院教育の充実」を掲げ、１）大学院進学者の増加と企業への就職促進、２）企業人の修士号・博士号の取得促進の２点を論点として検討を進めていくこととした。

６－１－１　テーマ別懇談会

テーマ別懇談会は、産学協議会委員が大所高所から産学間の対話・意見交換を行うことを目的として、令和４年度から開催することを目的とした懇談会である。

令和４年11月10日開催の令和４年度第１回テーマ別懇談会では、１）文理融合を前提としつつ、理系分野に進学・従事する人材の拡充、２）社会に一層評価され、かつ若者・社会人にとって、より魅力ある大学院教育の実現（企業における博士人材の活用推進を含む）をテーマに協議した。「１）」については、わが国の国際競争力強化等の観点から、産・学・官がそれぞれ、あるいは連携・協働して取り組むべき課題・施策は何かについて、初等中等教育における課題・施策（STEAM教育の推進等）、高大接続における課題・施策、大学における課題・施策（学部・学科・研究科の編成の見直し、学部・学科・研究科を超えた学内連携・学外との連携〔学際的な研究・教育〕の推進等）、企業における課題・施策、理系分野で学ぶ女子学生や活躍する女性社会の拡大という視点から協議した。また、「２）」については、大学院教育に対する企業側の理解の深化を図りつつ、博士人材や修士課程修了者の活躍を推進するためには、どのような施策が必要かについて、大学院教育における課題・施策（大学院教育の拡充〔内容面、学修環境・制度面等〕、学修成果の見える化〔学位に対する評価〕等）、企業における課題・施策（採用・処遇・人材育成等）、政府における課題・施策等の視点から協議した。

令和５年２月10日開催の第２回テーマ別懇談会では、１）グローバル人材育成の一層の推進、２）教育に対する産業界の取り組み（投資を含む）の促進をテーマに協議した。「１）」については、わが国の国際競争力強化等の観点に立ったグローバル人材の育成にあたって、大学における課題、企業における課題並びに産学が協働して取り組むことが効果的な課題について協議した。「２）」については、教育に対する企業側の理解の深化を図りつつ、産業界の取り組みを促進するために必要な施策の観点から、大学側が産業界に協力を求めたいと特に期待するもの、企業として、大学等と連携・協働しながら、継続・強化あるいは新たに着手したい教育・人材育成の取り組みや、そのための環境整備として、大学や政府に求める施策・取り組みについて協議した。

６－１－２　産学連携推進分科会

令和５年９月28日開催の第１回産学連携推進分科会では、７月28日開催の幹事会において、「修士・博士課程の人材の活躍と大学院教育の充実」をテーマに掲げ、「大学院進学者の増加と企業への就職促進」、「企業人の修士号・博士号の取得促進」の２点を論点として定めたことを受け、企業側からは、１）修士・博士課程出身者の活躍状況・ニーズ（求める能力・人事像）は文系・理系、修士・博士ごとにどのようなものか、２）社会による修士・博士号取得を奨励（支援）している場合の文系・理系、修士・博士ごとの典型的なケースはどのようなものか、３）社員による修士・博士号取得支援制度の活用状況（社員の評価）はどのようなもので、直面している課題は何かについて、大学側からは、社会人修士・博士課程在籍者向け教育の推進に関し、１）大学院教育・大学院経営全体へのポジティブな影響はあるか、２）特有の課題は何か、３）何らかの支援を行っているかについて、それぞれ紹介があった後、特に国内外の社会課題解決とわが国の国際競争力強化の観点から、「博士（前期・後期）課程の人材の活躍と大学院教育の充実」について協議した。

11月２日開催の第２回分科会では、第１回分科会において、１）質の高い学修プログラムのサステナブルな運営、２）博士人材に対する経済的支援の拡充、３）学修内容の可視化の３点が課題として指摘されたことを受け、「大学院生の総合力・汎用的能力の向上と学修成果の可視化」について、企業側と大学側からそれぞれ１機関から説明を受けた後、大学院進学者の増加と企業への就職促進の観点から、大学院生の総合力・汎用的能力を向上させるために、大学院ではどのような学修を強化すべきか（どのような学修に重点的に取り組むべきか）、企業において、研究分野・専攻を問わず、大学院生が有する総合力・汎用的能力を活かせる職種・ジョブ等は何か、といった観点から協議した。

12月14日開催の第３回分科会では、「産学連携による博士人材に対する支援の方向性」と「学生の主体性を活かした学修成果の可視化の推進」の２点について協議した。とくに「産学連携による博士人材に対する支援の方向性」については、第１回分科会において、大学側から博士人材に対する経済的支援の拡充の必要性が強く指摘され、公的支援とともに企業側の負担を求める声があったことを受け、産学連携による博士人材に対する支援強化の方策について協議するとともに、ジョブ型研究インターンシップやクロスアポイントメント制度についても協議した。

令和６年２月８日開催の第４回分科会では、「公的部門による博士人材に対する経済的支援の拡充」、「博士人材のキャリアパスの多様化に向けた環境整備（博士人材や大学院教育に対する産学の認識・取り組みを刷新するための方策）」の２点について協議した。とくに「博士人材のキャリアパスの多様化に向けた環境整備」については、１）産業界のニーズを踏まえた質の高いプログラムの拡充、２）企業の採用選考や処遇における改善、３）企業・大学間の人材流動性の向上（行き来の活性化）の観点から協議した。

３月14日開催の第５回分科会では、2023年度報告書案について協議し、産学連携分科会として、日本の国際競争力強化の観点からの「博士（前期・後期）課程の人材の活躍と大学院教育の充実」に向け、「大学院進学者の増加と企業への就職促進」と「企業人の修士号・博士号の取得促進」の二つの観点からの検討成果としてとりまとめることとした。とりまとめに際しては、上記二つの観点の双方を通じた産業界における博士人材の活躍推進を含む、博士人材のキャリアパスの多様化を図ることが肝要であるとともに、博士人材や大学院教育に対する産学双方の認識を刷新し、それらの価値に対する適切な評価を定着させる必要があり、そのための環境整備が不可欠であるとの認識のもと、１）博士人材に対する経済的支援の拡充、２）大学院教育改革、３）採用選考における改善、４）企業・大学間の人材流動性の向上（行き来の活性化）の４点に係る企業、大学、政府に求められる取り組みや施策を整理し、その内容を産学協議会としての報告書に反映させることとした。

６－１－３　採用・インターンシップ分科会

産学協議会が公表した『2022年度報告書 産学連携で取り組む人材育成としての“人への投資”』（４月26日）を受け、採用・インターンシップ分科会では、「①質の高いインターンシップを核とした学生のキャリア形成支援活動（４類型）の普及・定着」、「②政府における就職・採用活動日程ルールの見直しなどの検討結果を踏まえた対応」、「③（2030年度の）就職・採用のあり方」について検討を進めることとなった。

分科会の開催に先立ち開催された産学協議会幹事会（７月28日）において、検討課題の一つである「③（2030年度の）就職・採用のあり方」については、「①現状把握」、「②2030年度の採用・雇用・大学教育の姿」、「③　②を踏まえた学生の採用のあり方」の順に段階を追って大学と企業で対

話を進めていくことを決定した。

第１回分科会（９月22日）では、「①現状把握」のために、2023年卒学生の採用選考活動に関して振り返るとともに「②2030年の採用・雇用・大学教育の姿」について、大学と企業間で意見交換を行った。その中で「採用時期」については、大学側から学生の学修を妨げる早期化を懸念する意見が多く出された一方、企業側からは世の中の流れを変えることは難しく今後は早期化を前提に検討すべきではないかとの意見も出された。そのほか、新卒採用、人材の流動性、キャリア形成、学生の評価方法等について、大学と企業間で様々な意見が出された。

第２回分科会（11月15日）では、第１回分科会での意見交換を受け、「②2030年の採用・雇用・大学教育の姿」については、現時点において大学側と企業側で意見の隔たりがあり、また非常に大きな課題であることから、今後約２年をかけて結論を出すことを確認した。また、本年度は、2030年にどのような社会が理想であるか、日本の発展のために必要な人材はどのような能力が必要なのか、その能力はどうやって育成されるべきなのか等、できる限り根本に関わる課題について議論することとした。

第３回分科会（11月22日）も第２回に引き続き意見交換が行われ、2030年に向けた採用の在り方を検討するにあたり考慮すべき事項、また課題等について「社会」「学生」「大学」「企業」に分けた議論を行い、論点整理を行った。

その後、４月23日に開催された産学協議会で伊藤公平採用・インターンシップ分科会長（慶應義塾、塾長）から分科会の令和５年度の議論経過が報告された。また、同日付で『2023年度報告書　産学連携による高度専門人材育成と、未来志向の採用を目指して』において、これまでの議論内容が分科会の活動実績として公表された。

６－２　新たな時代に向けた人材育成に関する懇談会への対応について

人口減少、産業構造や国際情勢の変化、生成AIをはじめとしたテクノロジーの急速な進展など、大学を取り巻く環境が大きな転換期を迎える中、学生一人ひとりの能力を高める大学教育が極めて重要となる。国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学連盟、日本私立大学協会のオール大学は、その重要性に鑑み、将来を見据えた新たな人材像、教育プログラム、大学入試のあり方について議論すべく「新たな時代に向けた人材育成に関する懇談会」（以下、「懇談会」という。）を非公式に設置した（資料編　資料６－１）。

「１.新たな時代を担う人材像」は、「グローバルな視点、科学的方法に基づいた複眼的な思考をもって社会に貢献するイノベーション人材」と定義し、そのための「２.大学教育プログラム」は、各大学の特徴や多様性を重視しつつ、①国公私立大学、規模、地域の別によらずイノベーションを起こす多様性を育む必要性、②文理横断教育によって学生の科学的方法に基づいた複眼的な思考を養う、③数理・データサイエンスは基本的なリテラシーなどが共通認識として確認された。

「３.新たな人材像に基づく適切な大学入学者選抜」では、文理横断教育を進めるには、初等中等教育から始めていなくてはならず、高等学校における早期の文・理別のコース分けを是正するためにも大学入試を見直していく必要があり、懇談会では、国公私立大学の共通テストである「大学入学共通テスト（以下、「共通テスト」という。）」のあり方について、実施時期を含め集中的に議論を行った。質が担保され出題科目が揃っている共通テストを多くの大学が活用できるように実施時期を１か月程度前倒しして、各大学に応じた入試の選択肢を広げていくべきで、そのことが高等学校・大学

ともに文理横断教育を進めることに繋がるとの意見がある一方、高等学校の反発（とくに公立高校においては時期を早めると学修指導要領に基づく履修範囲を終えることが難しい等）に対し慎重に対応すべきであるなどの意見があった。また多くの委員から、日本の大学入試に欠けている基礎学力を測るテストの重要性が述べられるなど、今後、更に議論を深めることとした。

＜開催概要＞

第１回：令和５年11月11日（ハイブリッド開催：アルカディア市ヶ谷）
　検討テーマ「大学教育で育成する人材像の在り方について」
第２回：令和５年12月４日（ハイブリッド開催：アルカディア市ヶ谷）
　検討テーマ「大学教育で育成する人材像の在り方について」
　　「新たな時代に向けた大学教育プログラムの在り方について」
第３回：令和６年２月８日（ハイブリッド開催：アルカディア市ヶ谷）
　検討テーマ「新たな人材像に基づく適切な大学入学者選抜の在り方について」
第４回：令和６年２月15日（ハイブリッド開催：アルカディア市ヶ谷）
　検討テーマ「大学入学共通テストの現状と課題」
　　ゲスト：独立行政法人大学入試センター・山口宏樹理事長
　　「新たな人材像に基づく適切な大学入学者選抜の在り方について」
第５回：令和６年３月26日（ハイブリッド開催：アルカディア市ヶ谷）
　検討テーマ「新たな人材像に基づく適切な大学入学者選抜の在り方について」

Ⅱ. 事 業 報 告

※（２）事業の経過 １）開催時期、開催回数、場所にある「ハイブリッド開催」は、対面とオンラインを併用した開催を表す。（：以下は対面の会場）

１．当法人の機能強化に関する事業

１－１　政策提言機能の強化

１－１－１　総合政策センター　企画会議

１－１－１－１　事業の企画立案・調整

（１）任務

当法人が行う事業の企画立案並びに既往事業の点検、事業間の連携・調整を行い、意思決定機関（常務理事会、理事会）へ提案する。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回：令和５年９月19日（オンライン開催）

第２回：令和５年10月18日（オンライン開催）

第３回：令和５年12月６日（オンライン開催）

第４回：令和６年１月23日（ハイブリッド開催：アルカディア市ヶ谷）

２）経過概要

企画会議では、「１－１－１－２　次期中期事業期間に向けた準備」により策定された第４期中期事業期間のビジョンを踏まえ、令和６年度事業策定の方針について検討した。

令和６年度事業策定の方針は、新たなビジョンに基づき、①国、社会に対する政策に係る提言・実現機能の強化、②会員法人へのきめ細かな対応の推進を重点事項に掲げることとし、第661回理事会（令和５年11月21日開催）において承認され、各事業組織に示された。

その後、企画会議では、同方針を踏まえ各事業組織が作成し、提出された令和６年度事業申請書及び昨今の社会情勢などを踏まえて、令和６年度事業計画（案）について検討した。

その結果、令和６年度の新たな課題として、①創立75周年記念事業の企画及び実施に関する検討、②大学院における人材育成に向けた検討、③経験者採用職員研修の実施、④将来の高等教育のあり方と新たな公財政支援に係る検討、⑤世界に選ばれる質の高い教育の国際化の推進に係る検討を掲げた。

なお、④将来の高等教育のあり方と新たな公財政支援に係る検討については事業の特性上、早期の検討開始が求められることから、令和５年度中に検討を開始することとされた。

また、任務終了に伴い、①総合政策センタープロジェクト（高等教育の無償化にかかる諸問題への対応）、②総合政策センタープロジェクト（オンラインを活用した新たな大学教育像の提示）、③教育研究委員会リカレント教育推進分科会を廃止することとした。

以上を内容とする令和６年度事業計画（案）は、その後、理事会等における意見を踏まえて修正を加え、最終的に令和６年度予算案とともに、第664回理事会及び第229回春季総会（令和６年３月19日開催）において了承された。

（３）成果の概要

１）令和６年度事業策定の方針

２）「令和６年度事業計画（案）」

１－１－１－２　次期中期事業期間に向けた準備

（１）任務

次期（第４期）中期事業期間（令和６年度～令和９年度）に向け、今期（第３期）中期事業期間（令和２年度～令和５年度）の事業を点検・総括するとともに、各事業組織への自己点検調査及び会員法人への私大連事業に関する調査結果を踏まえ、新たなビジョンとそれに基づく事業体系を策定する。

（２）事業の経過

企画会議では、令和６年度より始める第４期中期事業期間（令和６年度～令和９年度）のビジョンの策定に向け、私大連事業に対するニーズ・期待度を把握するべく、会員法人を対象に「私大連事業に関するアンケート」を実施した（令和５年８月３日実施）。また、各事業担当理事を対象に「事業自己点検・評価に関する調査」（令和５年９月20日実施）を実施した。

これらのアンケートや調査の結果に示されたニーズ等また令和５年度上半期における事業の進捗状況を確認し、次期中期事業期間における新たなビジョンの検討を行った。

（３）成果の概要

１）第４期中期事業期間（令和６年度～９年度）におけるビジョン

＜ビジョン＞

日本私立大学連盟は、加速する人口減少やデジタル化の進展等で激変する社会環境において、私立大学でしか成し得ない価値を追求する。もって個性豊かで重層性ある教育研究の質の向上を図り、学び続ける日本社会の形成に貢献する。

この実現に向け、会員法人による連携・協力のもと、情報共有・発信のより一層の機能強化を図るとともに、高等教育政策に係る提言・実現活動を展開する。

１－１－２　総合政策センター　政策研究部門会議

１－１－２－１　政策課題への取り組み

（１）任務

各事業組織における検討成果及び国の高等教育政策を含めた情報の収集等から見出された加盟大学や私立大学に共通して取り組むべき課題について協議し、必要に応じて意思決定機関（常務理事会、理事会）への政策提言を行う。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

開催なし

２）経過概要

科学技術・学術審議会人材委員会「研究者・教員等の流動性・安定性に関するワーキング・グループ」から、研究者の労働契約法の特例（10年特例）や研究者等の多様なキャリアパス構築・活躍促進を図る方策等について、ヒアリングの依頼があった。そのため、本会議の委員から意見聴取の上意見をとりまとめ、正副会長からの加筆修正を加えたうえで、私大連の意見書として３月４日に開催された同ワーキング・グループに提出した。（詳細は、「Ⅰ．一般報告　３－２　科学技術・学術審議会人材委員会『研究者・教員等の流動性・安定性に関するワーキング・グループ』への意見書提出について」を参照）

（３）成果の概要

「科学技術・学術審議会人材委員会『研究者・教員等の流動性・安定性に関するWG』のヒアリングに対する考え」（令和６年３月４日）

１－１－３　総合政策センター　プロジェクト

１－１－３－１　シンクタンク機能の強化：高等教育の無償化にかかる諸問題への対応

（１）任務

高等教育の修学支援新制度（無償化政策）が私立大学に与えた影響や課題について、令和３年度に加盟大学を対象に実施したアンケート調査の結果をはじめとするさまざまなデータを活用・分析し、調査研究する。

「大学等における修学の支援に関する法律」の附則による見直し時期（令和６年度）に合わせ、調査研究成果をとりまとめるとともに、検討過程においては、適時、検討の進捗を常務理事会や理事会に報告し意見交換を行う。

（２）事業の経過

１）プロジェクト開催時期、開催回数、場所

第１回：令和５年10月26日（オンライン開催）

第２回：令和５年12月18日（オンライン開催）

第３回：令和６年２月14日（オンライン開催）

第４回：令和６年２月22日（オンライン開催）

２）経過概要

本プロジェクトでは、高等教育の修学支援新制度（無償化政策）が私立大学に与える影響や課題に係る調査の方向性、調査項目についての検討を令和２年度３月から開始し、令和３年10月には、修学支援新制度の発足は、加盟大学の学生への経済支援政策にどのような影響を与えたのか、どのような経済状況の学生が、どのような系統・分野の学部や学科で学び、どのような経済支援を受けているのか、を明らかにする観点から、１）授業料減免事業等に対する私立大学等経常費補助金（特別補助）の廃止と修学支援新制度の発足が加盟大学における学生への経済支援に与えた影響、２）日本学生支援機構による奨学金事業等の政府による学生への経済支援制度の全体像の変化、３）修学支援新制度にかかる学生への周知方法、の三つの柱に基づく加盟大学を対象としたアンケート調査を実施した。

その後、回答のあった116大学からのアンケートの集計結果に基づき、１）大学独自のニードベースの授業料減免について、加盟大学の経費や対象学生数等にどのような変化があったのか、２）経常費補助金はどのように変化したのか、３）加盟大学はどのように対応したのか（令和元年度まで支援対象だった中間所得層への加盟大学における経済支援にどのような変化があったのか）について、「『学生への経済支援実施アンケート調査結果』（速報）」をとりまとめ、令和４年３月22日開催の第223回総会に報告した。

令和４年度第１回プロジェクト（５月17日開催）では、５月10日に教育未来創造会議がとりまとめた『我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）』の内容を踏まえ、今後の分析に際しての前提条件となる「加盟大学の規模、種別や地域にかかる区分け」や「学生の学問系統・分野にかかる区分け」について協議した。

その後、１）法人、大学の規模（収容定員、財政規模〔教育活動収入計、奨学費〕）、２）大学の種別（文科系・理工系・医歯系・薬系・その他系、複数学部設置・単一学部設置）、３）大学の地域、４）学部の種別の四つの観点からの違いについて、「『学生への経済支援実態アンケート調査結果』に基づく分析結果（中間報告）」としてとりまとめ、令和４年11月22日開催の第225回総会に報告した。

令和５年度に入ってからは、10月26日開催の第１回プロジェクトにおいて、本プロジェクトの検討課題である「大学等における修学の支援に関する法律」の附則による見直しにかかわって、１）文部科学省の高等教育局長決定により設置された高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議において、令和４年12月に『高等教育の修学支援新制度の見直し』がとりまとめたられたこと、２）『経済財政運営と改革の基本方針2022』に基づき、令和６年度から高等教育修学支援新制度における中間層への対象拡大をはじめとする奨学金制度が改正され、支援が拡充されることとなったこと、３）６月13日に閣議決定された『こども未来戦略方針』において、「授業料等減免及び給付型奨学金について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに、2024年度から多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約600万円）に拡大する」、「執行状況や財源等を踏まえつつ、多子世帯の学生等に対する授業料減免についてさらなる支援拡充（対象年収の拡大、年収区分ごとの支援割合の引上げ等）を検討し、必要な措置を講ずる」とされたこと、４）６月16日に閣議決定された『経済財政運営と改革の基本方針2023』においても、「授業料等減免及び給付型奨学金の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大、大学院修士段階における授業料後払い制度の創設及び本格導入に向けた更なる検討、貸与型奨学金における減額返還制度の年収要件等の柔軟化による拡充を図るとともに、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について、執行状況や財源

等を踏まえつつ、更なる支援拡充を検討し、必要な措置を講ずる」とされたことを受け、文部科学省高等教育局学生支援課から『こども未来戦略方針』の『加速化プラン』等に基づく高等教育費の負担軽減策について説明を受けるとともに、修学支援新制度による現状、課題と修学支援新制度の見直しの方向性について協議した。

12月18日開催の第２回プロジェクトでは、本プロジェクトに特別委員として参画している２名の外部有識者から、これまでに外部機関等においてとりまとめられている研究成果に基づき、「修学支援新制度の効果検証」について説明を受け、修学支援新制度による現状、課題を確認するとともに、修学支援新制度の見直しの方向性について協議した。その結果、大学等における修学の支援に関する法律の附則に定める「この法律の施行状況の勘案」に際しては、低所得層の高等教育進学促進効果、中所得層への影響、いかなる高等教育機関への進学を促進したか、自宅外進学を可能にしたか、教育費負担の軽減（貸与型奨学金の減少）、大学生活への影響（アルバイトの減少、学習時間の増加など）や卒業後の進路や生活への影響といった観点から修学支援新制度の効果を明らかにすることが肝要であることを確認した。

令和６年２月14日開催の第３回プロジェクトでは、前回のプロジェクトにおける特別委員からの説明内容やこれまでのプロジェクトにおける協議内容に基づき、本プロジェクトとしての修学支援新制度に対する考え、提言等をとりまとめた「たたき台」について協議した。

２月22日開催の第４回プロジェクトでは、前回のプロジェクトにおける「たたき台」に対する協議成果に基づき、プロジェクトが実施したアンケート調査により、加盟大学の約８割が修学支援新制度創設後の令和２（2020）年度以降も減免対象者や減免基準を変更することなく継続していたこと、加盟大学の財政負担が増加し、令和２（2020）年度の授業料減免経費が85億円から128億円へと43億円増となっていたこと、修学支援新制度の対象者にかかわって、「授業料の額が高い学部（医歯科系、薬科系、理工科系）ほど対象者が占める割合が低い」ことが明らかとなったことを紹介するとともに、修学支援新制度の対象とならない「年収389～688万円世帯」の進学率が、「国公立大学」が5.3ポイント増であるのに対し、「私立大学」は0.1ポイント減となっていること、修学支援新制度の対象となる「年収388万円以下世帯」の進学率は、「私立大学」は上昇したのに対し、「国公立大学」は低下しており、「国公立大学」は「年収388万円以下」の世帯層の受け皿となり得ていないこと、修学支援新制度の対象となる「年収388万円以下」と「年収513～688万円」との間では給付型の支援額に大きな差が生じていることなどを紹介するとともに、「経常費補助金、運営費交付金による学生に対する間接的な支援にかかわる取組方策」として、１）消費税の一部を財源とした私立大学等経常費補助金の拡充により、私立大学の経常的経費の２分の１補助の実現を目指すとともに、12.7倍という公財政支出に係る現行の国私間格差をOECD各国平均並の３倍以内へと是正すること、２）修学支援新制度以前に私立大学等経常費補助金の授業料減免事業等支援の対象であった給与所得者841万円以下で、修学支援新制度の対象とならない者を対象とする支援策を私立大学等経常費補助金により講ずること、「修学支援新制度による学生に対する直接的な支援」にかかわって、３）修学支援新制度における「一定額（授業料支援上限）」を撤廃すること、４）高等教育の国私間格差の是正と高等教育費に係る家計負担からの脱却による教育の機会均等に向け、標準授業料を設定したうえで、学生を対象に入学・在学時の授業料負担を軽減し、卒業後に所得に応じて拠出する「高等教育機会均等拠出金制度（仮称）」による学生修学支援の新たなスキームを創設することを提案するとともに、上記４点が文教政策と社会保障政策の双方の観点から必要不可欠な政策である旨を提言した『高等教育修学支援新制度について（案）』を本プロジェクトとして

の最終的な検討成果としてとりまとめ、３月５日開催の第12回常務理事会、３月19日開催の第229回総会に報告し、プロジェクトとしての任務を終了した。

（３）成果の概要

１）報告書

タイトル：高等教育修学支援新制度について

発行年月：令和６年３月

１－１－３－２　シンクタンク機能の強化：オンラインを活用した新たな大学教育像の提示

（１）任務

オンライン授業の教授法や学修方法、評価方法等について調査研究した令和４年度の検討結果に加え、令和５年度は、通学制と通信制の比較や授業料のあり方等について研究のうえ、ポストコロナ時代の新たな大学教育像を提示する。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回：令和５年６月29日（オンライン開催）

第２回：令和５年７月21日（オンライン開催）

第３回：令和５年９月21日（オンライン開催）

第４回：令和５年10月20日（オンライン開催）

第５回：令和６年１月26日（オンライン開催）

第６回：令和６年２月15日（オンライン開催）

２）経過概要

令和５年度は、令和４年度にとりまとめた『ポストコロナ時代のオンラインを活用した教育のあり方（中間報告）』に更なる研究を加えて、最終報告をとりまとめるための検討を行うとともに、令和５年度第１回常務理事会（令和５年４月11日開催）からの要請により、大学教育における生成AIの活用についても検討を行うこととした。

第１回プロジェクトでは、委員校における生成AIに関する方針や検討状況について意見交換を行った。また、生成AIの活用に関しては、既に各大学や団体等から方針等が出されている中で、私大連としてどのようなとりまとめを行うことが加盟大学に役立つのかを協議した結果、各大学がそれぞれの状況や方針に則り活用を検討していく際の参考となるよう、生成AIを活用する際に留意すべき事項や対応すべき事項をまとめた「大学教育における生成AIの活用に向けたチェックリスト」（以下、「チェックリスト」という。）を作成し公表することとした。

第２回プロジェクトでは、令和５年度第４回理事会（令和５年７月18日開催）で出されたチェックリスト案に対する意見や質問等を受けて一部修正を加えた。その後、内容を確定させ、令和５年７月24日付で私大連webサイトに公表、加盟大学への送付、報道関係者各位へのプレスリリースを行った。

その後、最終報告のとりまとめに向け、本年度の検討課題である通学制・通信制の比較や授業

料のあり方について検討を開始した。通学制・通信制については、本プロジェクトの森田裕介委員（早稲田大学、人間科学学術院教授・大学総合研究センター副所長）から事例発表を受け、通信制大学について委員間で共通理解を図り、意見交換を行った。

その結果、提言で重要な視点は通学制と通信制の区別を明確にすることではなく、質の高い授業運営のためのカリキュラム設計にあるとし、通信制についてはオンラインを活用した多様なカリキュラムの一つとして取り上げるに留めることとした。また、授業料のあり方については、オンラインの活用と関連付けた検討を行うことで授業料を減額できるとの誤解を生む可能性があることから、本提言ではとりあげないことを決定した。

さらに、最終提言のとりまとめに向け、コロナ禍後ほぼ通常時に戻った大学におけるオンライン授業の実施状況を把握するため、「オンライン授業の実施状況に関するアンケート」を実施することとし、令和５年11月20日付で加盟大学に依頼した。

その後、委員による原稿やアンケート結果を踏まえた協議を重ね、報告書『オンラインを活用した大学教育の現状と深化・拡充』をとりまとめた。報告書は、令和５年度第12回常務理事会（令和６年３月５日開催）及び令和５年度第３回（第229回・春季）総会（令和６年３月19日開催）において協議・報告し、その内容について了承を得て、令和６年３月29日付で私大連webサイトに公開した。

（３）成果の概要

１）『大学教育における生成AIの活用に向けたチェックリスト［第１版］』　令和５年７月

２）『オンラインを活用した大学教育の現状と深化・拡充』　令和６年３月

１－２　情報収集・発信の強化

１－２－１　広報・情報委員会

１－２－１－１　社会に向けた情報発信の強化

（１）任務

私大連の活動及び私立大学について社会からの理解を得るべく、今後の活動方策の考えをとりまとめた「社会に向けた情報発信方策」に基づき、情報発信を展開する。

（２）事業の経過

１）委員会開催時期、開催回数、場所

第１回：令和５年４月25日（私大連会議室）

第２回：令和５年５月31日（オンライン開催）

第３回：令和５年７月26日（オンライン開催）

第４回：令和６年１月23日（私大連会議室）

２）経過概要

第１回委員会では、私立大学に対する社会からの正しい理解の獲得を目的とする私大連フォー

ラムを令和５年度も引き続き開催することを決定し、第２回委員会における協議を経て、「未来の学びへの羅針盤　生成系AIとデジタル技術が切り拓く大学教育の新時代」をテーマに10月31日（火）に開催することとした。開催形式は、初の試みとなる「会場開催」、「オンライン開催（YouTubeライブ配信）」、「オンデマンド配信（後日、YouTube配信）」の３つの形式を採用した。企画の詳細は「（３）成果の概要」参照。

また、社会に向けた情報発信について、「社会に向けた情報発信方策」（４つの目標とそれを達成するためのアクションプランを設定）に基づいて実施を進めた。令和５年度の新規取り組みの第１点は、「SNSを活用した『個』への情報発信強化」である。既存の発信ツールである私大連公式Facebookに加えて、令和５年６月から私大連公式Ｘ（旧Twitter）を開設した。私大連の会員・非会員を問わず、高等教育に関する最新情報や動向等の情報など、私大連の活動を中心に発信している。

第２点は、「私大連公式YouTubeチャンネルを活用した動画コンテンツの制作」である。令和５年度は、①加盟大学学長インタビュー「学長、ときどき私」、②『大学時報』クローズアップインタビューゲストから読者・学生へのメッセージ動画（詳細は１－２－２　広報・情報委員会　大学時報分科会参照）を制作した。①では、高校生及び保護者、高校関係者を主な視聴対象とし、学長（公）と個人（私）の両側面から学長の魅力に迫り、学長の魅力発信を通じて、私立大学の魅力を届けることを目的とした。

第４回委員会では、令和５年度実施の各種方策に係る成果を確認した。ウェブサイトユーザ登録者数（令和４年度比：25.3%増）、メールマガジン登録者数（同26.7%増）などで全て漸増傾向にあることが確認され、一定の成果が見られた。また、情報発信の主要ツールの一つであるwebサイト及び私立大学１・２・３に係る委託業者の継続について審議し、共に委託先業者を継続することを決定した。なお、webサイトは令和８年度のリニューアルまでの間、私立大学１・２・３は当該サイトの閉鎖時まで、現在の委託業者との契約を継続することとしている。

（３）成果の概要

１）私大連フォーラム2023

開 催 日：令和５年10月31日（火）
会　　場：大手町プレイスカンファレンスセンター
参加形式：会場参加、オンライン視聴、オンデマンド配信（後日）
テ ー マ：未来の学びへの羅針盤　生成系AIとデジタル技術が切り拓く大学教育の新時代
プログラム：
○開会挨拶
植　木　朝　子（私大連副会長、広報・情報委員会担当理事、同志社大学学長）
○講演
「そもそも大学のDXとは そもそもGenAIとどう付き合うか？（生成AI等のデジタル技術が大学教育にもたらす付加価値とは）」
喜連川　　優　氏（東京大学特別教授、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構機構長）
○プロジェクト報告
「オンラインを活用した大学教育のあり方と大学教育における生成AIの活用」
曄　道　佳　明（私大連副会長、総合政策センタープロジェクト委員長、上智大学学長）

○事例発表

①「ラーニングアナリティクスを基盤とした教育改革の取り組み」

角　田　和　巳　氏（芝浦工業大学工学部機械工学科教授）

②「企業と連携した『AI 活用人材プログラム』」

巳　波　弘　佳　氏（関西学院大学副学長、情報化推進機構機構長、AI 活用人材育成プログラムプロジェクト統括）

③「生成 AI の激震：大学英語教育はどう変わるか、変わるべきか?」

山　中　　司　氏（立命館大学生命科学部生物工学科教授）

○パネル・ディスカッション「生成系AIやデジタル技術の進展で大学教育はどう変わるか？」

＜パネリスト＞

喜連川　　優　氏

曄　道　佳　明　氏

角　田　和　巳　氏

巳　波　弘　佳　氏

山　中　　司　氏

＜コーディネーター＞

増　谷　文　生　氏　朝日新聞論説委員

2）加盟大学学長インタビュー動画「学長　ときどき　私」

①植　木　朝　子　氏（同志社大学学長）

②大六野　耕　作　氏（明治大学学長）

③津　田　　葵　氏（ノートルダム清心女子大学学長）

④山　田　　純　氏（芝浦工業大学学長）

インタビュアー：①②④外　川　智　恵　氏（大正大学表現学部教授、フリーアナウンサー）

③　　川　島　　葵　氏（フリーアナウンサー）

撮影時期：令和５年８月～令和５年12月

撮影会場：各大学キャンパス

動画制作本数：５本

3）記者懇談会

開 催 日：令和６年３月５日（火）

場　　所：アルカディア市ヶ谷　５階「穂高」

参 加 者：報道関係者14人、私大連関係者９人（会長、常務理事、教育研究委員会リカレント教育推進分科会分科会長）

プログラム：

①開会挨拶

田　中　愛　治（私大連会長、早稲田大学総長）

②報告・説明、意見交換

報告書『大学院リカレント教育の再定義と再評価～リスキリングという社会の新たなニーズを踏まえて～』の説明

村　田　　治（教育研究委員会リカレント教育推進分科会分科会長、関西学院大学経済学部教授）

③私立大学に関する諸課題、意見交換

１－２－２　広報・情報委員会　大学時報分科会

１－２－２－１　『大学時報』の発行

（１）任務

大学の教育研究、管理運営等に関する情報、国の高等教育改革に関する動き等を加盟大学並びに社会一般に情報提供するとともに、私立大学に関する正しい理解を社会から得るための情報発信媒体として、『大学時報』を企画・編集・刊行する。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回：令和５年５月12日（ハイブリッド開催：アルカディア市ヶ谷）
第２回：令和５年７月24日（ハイブリッド開催：アルカディア市ヶ谷）
第３回：令和５年９月12日（ハイブリッド開催：アルカディア市ヶ谷）
第４回：令和５年11月24日（ハイブリッド開催：AP大阪茶屋町）
第５回：令和６年１月26日（ハイブリッド開催：アルカディア市ヶ谷）
第６回：令和６年３月13日（ハイブリッド開催：アルカディア市ヶ谷）
第１回小委員会：令和５年８月28日（私大連会議室）

２）経過概要

私大連唯一の定期刊行物である『大学時報』では、加盟校のニーズに即した情報や加盟校の広報誌として、大学の教育研究、管理運営、学生に関する諸問題を取り上げ、「意見形成の場」、「諸情報を提供する場」、「研究成果を表現する場」として、広い視野に立ち、私立大学の発展に寄与する立場で編集を行っている。企画を具体化するに当たっては、加盟校のポテンシャルと機関誌としての性格を可能な限り考慮している。奇数月20日に年６回刊行することとしており、内容の構成、テーマや執筆者の選定等に当たっては、会議において、加盟校の多様性に配慮した企画案のとりまとめを行っている。

『大学時報』は、令和元年度に実施した『大学時報』発行に係る委託業者の選定結果に基づき、令和２年度以降刊行を継続している。大学時報分科会においては、私大連の規程に基づき、令和５年度において、令和６年度以降の委託業者の選定を行う予定で準備を進めてきた。第１回分科会において検討の結果、前回（令和元年度）と同様に「プロポーザル方式」による業者選定を実施すること、本案件は小委員会を設置して対応することとした。第１回小委員会では、３社からの企画提案を受け、担当理事並びに小委員会委員５名と事務局が、実施要項において示した「委託により目指す姿」に記載した現状の課題や今後の展望を踏まえて協議した。その結果、委託先業者の第一候補を（株）WAVEとした。この結果について第３回分科会において報告した結果、令和６年度以降の『大学時報』発行に関して、引き続き（株）WAVEに業務委託することを分科会として承認した。そ

の後、令和６年度以降の『大学時報』発行に係るデザイン・誌面構成、現行企画の再調整、新企画の検討等を行い、第416号（令和６年５月号）からのリニューアルに向けて準備を進めている。

また、広報・情報委員会における取り組みの一環として、『大学時報』の認知度・活用の向上策の展開を開始した。第１点は、私大連公式Ｘ（旧Twitter）の開設に伴い、私大連公式Facebookと連動した掲載内容等の発信、第２点は、私大連公式YouTubeチャンネルの新たなコンテンツとして、クローズアップ・インタビューのゲストから読者・学生へのメッセージ動画の作成である。第１点に関しては、従来から私大連公式Facebookにおいて座談会やクローズアップ・インタビューの開催報告、刊行時の告知を行っていたが、私大連公式Ｘの開設を機に、より詳細に『大学時報』の掲載内容等と紹介していくこととし、第410号（令和５年５月号）から取り組みを開始した。第２点については、見る大学時報の要素を意識した新たな取り組みとして、第412号（令和５年９月号）から取り組みを開始し、クローズアップ・インタビューのゲストのメッセージ動画（約１分）を撮影・公開を進めている。今後は、広報・情報委員会の取り組みも踏まえ、展開をしていく予定である。

以上の結果、令和５年度は６回の刊行を行った。

（３）成果の概要

１）『大学時報』第410号（令和５年５月20日）5,380部発行
座談会：大学 東京拠点のいま
特　集：キャリア教育の現状と課題
小特集：デジタル証明が大学にもたらすもの

２）『大学時報』第411号（令和５年７月20日）5,350部発行
座談会：アントレプレナーシップ教育の現在地
特　集：私立大学の個性と多様性を表す周年事業
小特集：年内入試のこれから

３）『大学時報』第412号（令和５年９月20日）5,450部発行
座談会：大学教育にコロナ禍がもたらしたものとはーコロナ禍で変化したこと、変わらないことー
特　集：多様化をみせる寄付金プロジェクト
小特集：2023海外留学の現状と展望

４）『大学時報』第413号（令和５年11月20日）5,270部発行
座談会：大学はいかに自然災害と向き合うべきかー防災対策と意識向上ー
特　集：学生食堂の新たなステージー時代のニーズに応える大学の取り組みー
小特集：学生父母等組織ネットワークの今

５）『大学時報』第414号（令和６年１月20日）5,230部発行
座談会：大学学生寮の現在と未来
特　集：フェアトレード活動を通じた持続可能な未来への取り組み
小特集：デジタル時代の高等教育を支える、先進的アプローチ

６）『大学時報』第415号（令和６年３月20日）5,240部発行
座談会：大学におけるトイレの今どき事情－ダイバーシティの観点から－
特　集：大学のグローバル化推進の10年と今後の展望－SGUが大学にもたらしたもの－
小特集：大学のスポーツ支援体制

１－２－３　広報・情報委員会　情報分科会

１－２－３－１　調査の実施、情報収集

（１）任務

会員法人に関する基本情報を収集するため、下記の調査を実施するとともに私立大学の役割等に対する国や社会、国民の十分な理解を得るための情報収集を行う。

〔実施調査〕

①財務状況調査（継続）
②学生・教職員数等調査（継続）
③学生納付金等調査（継続：連合会への協力）
④教職員待遇状況調査（継続）
⑤University Facts調査（継続）

（２）事業の経過

１）分科会開催時期、開催回数、場所
第１回：令和６年３月15日（私大連会議室）

２）経過概要

当分科会が実施する調査については、社会の変化や会員法人のニーズに対応した情報の収集・提供方法等について、必要に応じて検討、見直しを図ることとしている。令和５年度は事業計画に基づき上記①～⑤の調査を継続した。

令和４年度情報分科会で決定したとおり「②学生・教職員数等調査」、「③学生納付金等調査」及び「⑤University Facts調査」のCD-ROM、冊子形式の報告書作成を取り止め、秘匿性の高い「④教職員待遇状況調査」以外の調査報告書は、データライブラリでの公開による報告とした。また、このことにより加盟校への迅速なフィードバックが実現し、データライブラリ登録者数も増加した。

（３）成果の概要

１）令和４年度「学生納付金等調査（令和５年度入学生）」
実施年月：令和５年３月（私学事業団の学校法人基礎調査データを入手）
集計結果：私大連webサイト会員専用ページ「データライブラリ」に掲載（令和５年６月）

２）令和４年度「教職員待遇状況調査」
実施年月：令和５年３月
集計結果：報告書Ⅰ刊行（令和５年６月）、報告書Ⅱ刊行（令和５年９月）

３）令和５年度「教職員待遇状況調査」（本棒改定状況調査【先行調査】）
実施年月：令和５年７月
集計結果：報告書刊行（令和５年９月）

４）「University Facts 2023」調査
実施年月：令和５年５月
集計結果：私大連webサイト会員専用ページ「データライブラリ」に掲載（令和５年９月）

５）令和５年度「財務状況調査」（令和４年度決算）
実施年月：令和５年11月（私学事業団の学校法人基礎調査データを入手）
集計結果：私大連webサイト会員専用ページ「データライブラリ」に掲載（令和６年２月）

６）令和５年度「学生・教職員数等調査」
実施年月：令和５年11月（私学事業団の学校法人基礎調査データを入手）
集計結果： 私大連webサイト会員専用ページ「データライブラリ」に掲載（令和６年２月）

１－２－４　その他

１－２－４－１　インターネットを活用した情報発信

私大連webサイト等を通じて、実施調査結果及び各事業組織による検討成果等を会員法人に提供するため、事務局が中心となって推進することとしている。令和５年４月から令和６年３月末までのインターネットを活用した情報発信は以下の通りである。

（１）成果の概要　　＜　　＞内は前年度からの増減数
１）私大連webサイトを活用した情報提供
新規掲載情報数：71件（会員向け情報）
データライブラリ登録者数：2,205人＜160人増＞

２）「私立大学１・２・３」を活用した情報提供
新規掲載情報数：267件
記事閲覧回数　：60,790回（23,756回増）

３）メールマガジンの配信
発行回数：24回（第２・４週木曜日）
登録者数：3,940人＜538人増＞

４）Facebookを活用した情報提供

新規掲載情報数：319件

私大連ページフォロー数：856人＜31人増＞

５）Ｘ（旧Twitter）を活用した情報提供（新設）

新規掲載情報数：352件

私大連ページフォロー数：122人

６）私大連公式YouTubeチャンネル

新規掲載情報数：14本

私大連チャンネル登録者数：397人＜201人増＞

２．公財政活動に関する事業

２－１　税財政改革にかかる活動

２－１－１　公財政政策委員会

２－１－１－１　私立大学関係政府予算・税制改正への対応

（１）任務

令和６年度私立大学関係政府予算要求及び私立大学関係税制改正要望に関する要求方針と内容等について、成長分野をけん引する高度専門人材の育成、大学教育のDX化、リスキリングやリカレントに係る社会人教育をはじめ、研究力の飛躍的向上を目指した基金等に係る国の政策動向を注視し、とりまとめる。また、高等教育に対する公財政支出の低位性、国私間格差是正の必要性に対する社会の理解促進も含め、要求内容等の実現に向けた活動を展開する。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回：令和５年５月16日（ハイブリッド開催：アルカディア市ヶ谷）

２）経過概要

令和５年３月24日開催の令和４年度第３回委員会において、令和６年度政府予算要望における最重点要望項目の柱には、「１）授業料減免をはじめとする学生への経済支援に対する支援」を昨年度と同様に据えるとともに、「２）特色ある教育研究に対する支援」、「３）グローバル化と地方創生推進に対する支援」を掲げる一方で、昨年度の「新型コロナウイルス感染症対策に対する支援」に代えて「４）ガバナンス機能の強化に対する支援」の４本の柱を据えるとの方向性を定めたことを踏まえ、その内容を５月16日開催の常務理事会、理事会に報告した。

常務理事会、理事会終了後に開催された第１回委員会（５月16日開催）では、文部科学省私学助成課から、２月24日に中央教育審議会大学分科会がとりまとめた『審議まとめ』や４月27日に教育未来創造会議がとりまとめた『第二次提言』の内容について説明を受けるとともに、経済財政諮問会議やG7広島サミットにおける議論の動向、財務省による令和５年度予算執行調査の結果の内容等を踏まえ協議した。

その結果、要望書（案）は、１）昨年度の要望書同様、「基本的考え方」、「最重点要望項目」及び「重点要望項目」によって構成する、２）「基本的考え方」では、広島サミットにおける『G7広島首脳コミュニケ』における「人材支援の投資の重要性」に係る記述や、『経済財政運営と改革の基本方針2023』における「分厚い中間層の復活」「分厚い中間層の形成」に係る記述を踏まえとりまとめる、３）「最重点要望項目」には、「私立大学等経常費補助の拡充」、「特色ある私立大学の教育研究に対する支援」並びに「グローバル化と地方創生に対する支援」の３本柱を据えることとした。

「要望１　私立大学等経常費補助の拡充」では、修学支援新制度にかかる制度改正の動向や改正私立学校法の内容を踏まえるとともに、光熱費等の物価高騰による負担増が継続的に見込まれる

ことを踏まえとりまとめ、とくに「授業料等の負担軽減や学部間の授業料平準化を目的とした授業料減免」や「私立学校法改正に伴うガバナンス体制の整備」を、「要望２　特色ある私立大学の教育研究に対する支援」では、『経済財政運営と改革の基本方針2023』や中央教育審議会における議論の動向を受け、私立大学がその実践に予見可能性と継続性をもって取り組むことができるようにするための「数理・データサイエンス・AI教育を進める『文理横断教育』への基金の創設など特別な支援措置」を、補正予算措置ではない本予算による抜本的な拡充と継続的な支援を求める「リカレント・リスキリング教育を推進する大学院教育の充実」、私立大学等経常費補助金の特別補助の低減傾向を受けての「私立大学の特性を活かした研究への経常的な支援の充実」、女子学生の高学歴志向や研究者育成に応えるための「女性の活躍推進のための支援の充実」や情報セキュリティ体制の構築等への支援を含めた「DXによる学修データの可視化等を通じた学修者の主体的な学びの推進」を求めることとした。また、「要望３　グローバル化と地方創生に対する支援」では、教育未来創造会議による第二次提言の内容を踏まえ、「学生や教職員の海外派遣、海外からの学生の受け入れや教員の招へい並びに教育環境の国際化の推進」や「JV-Campus等を活用したCOIL（国際協働オンライン学習／教育）、VE（バーチャル・エクスチェンジ）等のオンラインを活用したハイブリッド国際交流の推進」を求めることとした。

また、「重点要望項目」では、「最重点要望項目」との関係性に留意しながら、昨年度の要望内容をベースにとりまとめることとし、昨年度からの大きな変更点としては、「要望１　私立大学経営の健全性向上のための支援の拡充・強化」において、国立大学附属病院とともにわが国の医療を支える私立大学附属病院についても、その機能や社会への貢献度に見合った公財政支出がなされることを求めるとともに、「要望５　科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に向けた支援の拡充・強化」では、「（９）大学発スタートアップ創出のための支援」として、スタートアップ創出の裾野を広げるための支援、私立大学におけるスタートアップの創出の推進を奨励するための補助金による継続的な支援を求めることとした。

第１回委員会の協議結果に基づきとりまとめた令和６年度政府予算並びに税制改正に係る要望書（案）は、第227回定時総会（６月27日）に報告された。

両要望書は、連合会が作成する要望書へ反映された後、要望活動の際に予算要望及び税制改正要望のエビデンスを示すための付随資料としてとりまとめられた「データ編」とともに、全私連においてとりまとめられた各構成団体の要望とあわせて文部科学省に提出された（８月７日）。なお、全私連としての要望書及び上記の経緯等については、第659回理事会（９月12日）に報告された。

（３）成果の概要

１）要望関係資料

タイトル：令和６年度私立学校関係政府予算に関する要望（全私連）
令和６年度私立大学関係政府予算に関する要望（データ編）（連合会）
令和６年度私立学校関係税制改正に関する要望（全私連）

報 告 先：第659回理事会（令和５年９月12日）

内　　容：資料編（資料１－１、１－２、２－１）参照

２－１－１－２　国の補助金等に関する説明会の実施

（１）任務

加盟大学における今後の教育研究活動事業の企画・立案等に資するため、私立大学関係の令和６年度文部科学省概算要求及び政府予算案の内容について、加盟大学の関係者に情報提供するための説明会を開催する。

（２）事業の経過

１）経過概要

「国の補助金等に関する説明会」は令和元年度まで対面形式で、令和２年度からは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため私大連webサイト（加盟大学専用ページ内〔要ログイン〕）を通じたオンデマンド形式で実施してきたが、感染症拡大防止の目的に限らず、いつでも、どこでも、何度でも閲覧可能なオンデマンド配信を希望する声が前年度の参加者アンケートに多く寄せられていることから、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症の第５類への変更後の実施となる今回も、引き続きオンデマンド配信にて実施した。

第１回説明会では、令和６年度文部科学省概算要求等に関する文部科学省関係者による説明を収録し、その動画を令和５年９月15日から10月31日に掛けてオンデマンド配信し、加盟大学関係者の理解深化に資するための情報提供の機会とした。説明会では、例年実施している「私学助成」、「国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進等」、「科学技術・学術の推進」、「留学生交流の充実」及び「リカレント教育の推進」の五つをテーマとして設定した。

第２回説明会は、令和６年１月31日から２月29日に掛けて第１回と同じ５点に係る令和６年度政府予算案について、文部科学省関係者による説明動画をオンデマンド配信した。

（３）成果の概要

１）令和５年度第１回国の補助金等に関する説明会（オンデマンド配信）

収 録 日：令和５年９月８日（金）及び12日（火）

収録会場：AP虎ノ門（８日）及びZoomによるオンライン撮影（12日）

配信期間：令和５年９月15日（金）～10月31日（火）

配信方法：私大連webサイト（会員メニュー内）

プログラム：

１．私学助成に関する概算要求について

桐　生　　崇　氏（文部科学省高等教育局私学部私学助成課長）

２．国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進等に関する概算要求について

小　幡　泰　弘　氏（文部科学省高等教育局高等教育企画課長）

３．科学技術・学術の推進に関する概算要求について

山　下　恭　徳　氏（文部科学省科学技術・学術政策局科学技術・学術総括官）

４．留学生交流の充実に関する概算要求について

下　岡　有希子　氏（文部科学省高等教育局参事官（国際担当）付留学生交流室長）

５．リカレント教育の推進に関する概算要求について

西　　明　夫　氏（文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課リカレント教育・民間教育振興室長）

２）令和５年度第２回国の補助金等に関する説明会（オンデマンド配信）

収 録 日：令和６年１月９日（金）及び17日（水）

収録会場：Zoomによるオンライン撮影（９日）及び文部科学省（17日）

配信期間：令和６年１月31日（水）～２月29日（木）

配信方法：私大連webサイト（会員メニュー内）

プログラム：

１．私学助成について

桐　生　　崇　氏（文部科学省高等教育局私学部私学助成課長）

２．国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進等について

小　幡　泰　弘　氏（文部科学省高等教育局高等教育企画課長）

３．科学技術・学術の推進（令和５年度補正予算を含む）について

山　下　恭　徳　氏（文部科学省科学技術・学術政策局科学技術・学術総括官）

４．留学生交流の充実について

小　林　洋　介　氏（文部科学省高等教育局参事官（国際担当））

５．リカレント教育の推進について

西　　明　夫　氏（文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課リカレント教育・民間教育振興室長）

３．教育研究に関する事業

３－１　教育研究の質の向上

３－１－１　教育研究委員会

３－１－１－１　関係機関等への対応

（１）任務

大学入学者選抜改革及び教学マネジメントの確立、大学教育改革にかかる関係諸機関の審議動向を注視し、適時、私立大学の意見を具申する。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

開催なし

２）経過概要

令和５年度は、国等の機関への意見提出機会がなかったため、対応していない。

（３）成果の概要

令和５年度はなし

３－１－２　教育研究委員会　ＦＤ推進ワークショップ運営委員会

３－１－２－１　ＦＤ推進ワークショップの実施

（１）任務

加盟大学におけるＦＤの組織的推進の一助として、主として新任専任教員を対象にＦＤ推進ワークショップを開催する。

（２）事業の経過

１）委員会回数、開催時期、場所

第１回：令和５年６月16日（オンライン開催）

第２回：令和５年11月８日（オンライン開催）

第３回：令和６年３月６日（オンライン開催）

２）経過概要

令和５年度のワークショップは、昨年度と同様、オンライン形式での開催を継続し、募集対象についても新任のみならずオンライン授業における授業運営の改善に意欲のある専任教員も参加可とした。募集の結果、34大学68人から申込みがあった。

第１回運営委員会では、ワークショップ当日の運営及び役割分担の確認を行ったのち、全体発表の運営方法について協議を行った。全体発表の後半部分はプログラム全体を通じた参加者間及び参加者と委員間における意見交換・質疑応答の時間としているが、意見交換を活性化させる工夫として、質問・意見交換用のワークシートの導入を決定した。全体発表前の各グループでのセッションの際に、参加者全体で討議したい事項をとりまとめることで、プログラムの円滑な進行を図ることとした。

また、プログラムの更なる充実を図るべく、１）オンラインでの授業実践の観点をまとめたセルフチェックリスト、２）委員による模擬授業のモデルケース動画を作成し、参加者がワークショップ開催までの間に作成する模擬授業の補助教材として、参加者に提供した。

第２回運営委員会では、ワークショップの総括とともに、次年度の開催方法について協議を行った。その結果、開催形式については、コロナ禍を契機に参加者の志向が変化していることをふまえ、試験的に対面形式・オンライン形式を別日程で１回ずつ開催することを決定した。

第３回運営委員会では、開催日程、開催地（対面形式）、募集対象者、プログラム構成及び内容を決定した。プログラム構成については、両形式ともに概ね従来同様（対面形式は令和元年度、オンライン形式は令和５年度）とするが、対面形式では初めての試みとして、模擬授業で使用する教材資料として、パワーポイントの利用を認めることとした。また、オンラインでの授業実践の観点をまとめたセルフチェックリストを対面形式でも使用できるよう更新することを決定するなど、オンライン形式での経験を活かし、参加者の満足度向上に向けて内容の充実を図ることとした。両形式ともに、プログラムの運営方法等の詳細は、次年度第１回運営委員会で検討する。

（３）成果の概要

１）令和５年度ＦＤ推進ワークショップ

開 催 日：令和５年８月４日（Ａ日程）、８日（Ｂ日程）、10日（Ｃ日程）

開催形式：Zoomによるオンライン開催

参 加 者：34大学68人

プログラム：オリエンテーション、グループ討議、模擬授業およびグループ内振り返り、全体発表

３－１－３　教育研究委員会　リカレント教育推進分科会

３－１－３－１　リカレント教育の推進に向けた検討

（１）任務

Society5.0時代に求められる高度専門人材の育成に向け、主として大学院教育におけるリカレント教育の推進方策について提言する。

（２）事業の経過

１）委員会回数、開催時期、場所

第１回：令和５年４月10日（ハイブリッド開催：私大連会議室）

第２回：令和５年８月１日（ハイブリッド開催：私大連会議室）

２）経過概要

令和５年度は、前年度実施した産業界との意見交換及び「リカレント教育（大学院）の実施に関する調査」結果を踏まえ、提言（報告書）をとりまとめることを目的に、第１回分科会及び第２回分科会における協議を経て、最終報告書案をとりまとめた。

報告書のとりまとめにあたっては、３つの要点を確認し協議した。一つ目は、「学部レベル」ではなく「大学院レベル」のリカレント教育であること。二つ目は、リカレント教育の考え方や定義を再確認することであり、特に「リカレント」と「リスキリング」についての整理が重要であること。三つ目は、リカレント教育を巡る「大学」、「国」、「産業界」の三すくみ状態を解消するべく、各組織や団体が前向きに検討できる内容とすることである。

報告書の構成については、「大学院のリカレント教育」の推進方策を提言するために、まずは「大学院教育」について言及する必要があるとの考えに基づき、「大学院教育」と「大学院のリカレント教育」に分けて整理し、全５章でとりまとめた（詳細は、「（３）成果の概要」参照）。

報告書及び概要版は、10月24日開催の常務理事会及び理事会に上程、11月21日開催の第228回秋季総会での報告を経て、加盟大学をはじめ経済団体等の各機関へ送付した。

また、とりまとめた報告書に基づき、令和６（2024）年１月16日には、村田分科会長が畔道佳明副会長、髙橋裕子常務理事とともに日本経済団体連合会の役員等と意見交換を行い、日本の生産性を高め国際競争力を高めていくためにはリカレント教育を含む大学院教育が重要で、産学間の理解を深めながら世論形成していくことが必要であることを確認した。さらに３月５日には、記者懇談会（詳細は、「１－２－１－１　社会に向けた情報発信の強化」参照）にて報道関係者と意見交換を行い、大学院におけるリカレント教育への理解を求めた。

（３）成果の概要

１）報告書

タイトル：大学院リカレント教育の再定義と再評価～リスキリングという新たな社会のニーズを踏まえて～

発行年月：令和５年11月

３－２　学生・就職支援の充実

３－２－１　学生委員会

（１）任務

学生委員会は、「教育研究に関する事業」のもとに設定された「学生・就職支援の充実」にかかる分野の検討を担うことを目的に設置されている。

その具体的任務は、①学生支援研究会議の開催、②奨学金等調査の実施・学部機関との協議（奨学金等分科会）、③就職にかかわる諸問題への対応（キャリア・就職支援分科会）、④次回学生生活実態調査実施に向けた準備（学生生活実態調査分科会）である。②③④の任務遂行に当たっては、委員会の下に分科会を設置し対応している。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回：令和５年５月２日（オンライン開催）

打合せ：令和５年８月８日（オンライン開催）

第２回：令和５年９月７日（リーガロイヤルホテル広島）

第３回：令和５年10月23日（オンライン開催）

第４回：令和６年３月29日（オンライン開催）

２）経過概要

学生委員会の主な任務である「学生支援研究会議」の開催については、コロナ禍の影響で令和２・３年度はオンラインで実施し、令和４年度は３年ぶりに集合形式で１日間の開催を行ったが、今年度はグループメンバー間の交流がより活発に行われるよう従来の１泊２日のプログラムに戻して、令和５年９月７日～８日の日程で、リーガロイヤルホテル広島にて開催した（経過概要は、「３－２－１－１学生支援研究会議の開催」を参照）。

３－２－１－１　学生支援研究会議の開催

（１）任務

加盟大学における学生支援に係る諸方策に資するため、加盟大学の教職員を対象に諸活動の情報を共有する学生支援研究会議を開催する。

（２）事業の経過

１）経過概要

「学生支援研究会議」の開催日程及び会場については、令和４年度第３回学生委員会で検討し、委員会後のメール回議を経て確定した。開催テーマについては令和４年度第４回学生委員会で仮決定し、検討過程で挙がった意見をもとに四つの討議課題案までとりまとめた。開催テーマ、討議課題の確定及びプログラム等の詳細については、今年度第１回学生委員会で協議した。その結果、開催テーマは最終的に「コロナ世代に対する学生支援」とし、コロナ前に実施していた１泊２日のプログラムで実施することとした。なお、２日目のプログラムにおいて、グループ討議後に設けていた「分野別討議」は実施せず、その分をグループ討議に充当することで、グループ討議の時間の充実を図ることとした。また、参加者決定方針を確認し、参加者事前課題及びグループ討議概要の作成様式については審議結果を踏まえて修正することとし、最終的な調整は委員長に一任することとした。その後、６月７日付で募集を開始し、参加者の決定はメール審議により行い、７月14日付で参加申込者宛てにメールで通知した。その後、参加辞退や当日欠席等が生じ、開催当日は、54大学83人の参加となった。

学生支援研究会議の運営に関しては、当初、同会議実施前に第２回委員会を開催する予定であったが、日程的な理由から開催初日のプログラム実施前に委員会を開催して確認した。ただし、それまでの間に、今年度からの新委員を対象に委員長を交えた打合せを行い、同会議の運営に関する詳細な確認を行った。

学生支援研究会議開催後には、各グループにおいて討議結果をとりまとめてもらい、令和５年

10月４日に私大連webサイトの会員専用ページに掲載した。

なお、昨年度まで参加者に事前課題として提出いただいていた「グループ討議レジュメ」については、その位置付けと記載してもらう内容が名称とそぐわず、参加者から問い合わせも多数あったことから、「グループ討議事前レポート」と名称変更し、事前レポートとして記載してもらう内容についても理解しやすいように説明文等を全面的に見直し、改善を図った。

（３）成果の概要

１）令和５年度学生支援研究会議

開 催 日：令和５年９月７日（木）～８日（金）

開催形式：集合開催

会　　場：リーガロイヤルホテル広島

テ ー マ：コロナ世代に対する学生支援

参加者数：54大学83人

プログラム：

開会・趣旨説明

田　上　雅　徳（学生委員会委員長、慶應義塾大学学生総合センター長・法学部教授）

学生委員会各分科会報告／課題提起

①キャリア・就職支援分科会報告／キャリア形成・就職活動支援の視点からの課題提起

佐　藤　　和（キャリア・就職支援分科会長、慶應義塾大学就職部長・商学部教授）

②奨学金等分科会報告／経済支援の視点からの課題提起

鳥　居　伸　好（奨学金等分科会長、中央大学副学長（学生総合支援担当）・学生部長・経済学部教授）

③学生相談の視点からの課題提起　＊合理的配慮/ダイバーシティなども含めて

髙　山　　緑（慶應義塾大学学生総合センター学生相談室長・理工学部教授）

④学生生活実態調査分科会報告／多様な学生支援の視点からの課題提起

＊正課教育・正課外活動/デジタルツールの活用とコミュニケーションなども含めて

北　條　英　勝（学生生活実態調査分科会長、武蔵野大学副学長・人間科学部教授）

グループ討議（グループ討議課題別）

グループは、参加申込時に参加者が選択した以下の四つの「グループ討議課題」に基づき編成し、グループ討議では、参加者に事前提出を課しているレポートをあらかじめ共有したうえで情報交換、意見交換等を行った。

①キャリア形成・就職活動支援の視点から

②経済支援の視点から

③学生相談の視点から

④多様な学生支援の視点から

全体討議

各グループからグループ討議の概要を報告し、四つのグループ討議課題にかかわらず全体で情報を共有し、フロアとの質疑応答を行った。なお、各グループからの報告内容は後日、レポート（Ａ４判１頁以内）にとりまとめ、私大連webサイト会員専用ページに掲載した。

総括／閉会

田　上　雅　徳（学生委員会委員長、慶應義塾大学学生総合センター長・法学部教授）

３－２－２　学生委員会　奨学金等分科会

３－２－２－１　奨学金等調査の実施並びに外部機関との協議

（１）任務

加盟大学における奨学金並びに経済支援に係る諸方策の検討に資するため、「令和５年度奨学金等調査」を実施するとともに、国の奨学事業の充実改善に資するため、文部科学省や外部機関（日本学生支援機構等）との協議の場を持ち、私立大学の意見を反映させる取組を行う。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回：令和５年４月26日（アルカディア市ヶ谷）

第２回：令和５年８月２日（オンライン開催）

第３回：令和５年９月14日（アルカディア市ヶ谷）

第４回：令和６年３月12日（オンライン開催）

※上記のほか、必要に応じて、分科会委員との間でメール審議、メール承認を行っている。

２）経過概要

第１回分科会において、令和５年度事業計画に基づいて、当分科会の事業実施の方向性や具体的な計画について検討を行った。令和２年４月よりスタートした修学支援新制度について、令和６年度に要件等の見直しが行われることになっており、分科会では文部科学省や外部機関等からの情報収集ならびに意見交換を積極的に行い、加盟校へ提供していくことの確認を行った。

また、第１回分科会では、文部科学省高等教育局学生支援課の奨学金担当者より「高等教育の修学支援新制度に関する要件等の見直しについて」等の説明を受け、意見交換を行い、その概要をとりまとめて、私大連webサイトの加盟校専用ページにて公開を行った。

令和４年度より「奨学金等調査」の実施から回収、集計、分析、印刷用版下作成に至る作業一式ならびに報告書データ作成を(株)進研アドに業務委託したことにより、新規で調査用webサイトの構築や集計用のシステム設計等を行ったため、例年よりも調査実施時期が後ろ倒しになり、調査集計・報告書のとりまとめも後ろ倒しとなったことの報告があった。「令和４年度奨学金等調査（令和３年度実績）」における調査結果は、「令和４年度奨学金等調査報告書」として令和５年５月に冊子にとりまとめ、加盟大学へ送付を行い、詳細なデータについては、私大連webサイトのデータライブラリにて公開を行った。

第２回分科会では、「令和５年度奨学金等調査（令和４年度実績）」の実施について検討を行った。奨学金等調査は、長年実施している私大連独自の調査であり、業務遂行の円滑な実施と効率化が必要であり、調査票の更新・改修、実施した調査データと連動させた集計など、高度かつ専門的な業務が求められることから、昨年度に引き続き、株式会社進研アドに委託することとし、実査

については、10月10日から11月２日の期間で実施することとした。また、支援機構との懇談事項について、当日の時間が限られていることから、より多くの回答を得られるよう、テーマの設定や運営方法について検討を行った。

第３回分科会では、任務のひとつである外部機関との協議として、第１回懇談会を支援機構との間で９月14日に開催した。高等教育修学支援新制度の見直しの時期であることから、「授業料減免等の中間層への拡大」や「大学院段階における授業料後払い制度の創設に係る実務」に関する内容をはじめ多岐にわたるテーマについて、懇談を行った。懇談内容については、概要をとりまとめて、12月14日に私大連webサイトの加盟大学専用ページに掲載した。

第４回分科会では、「令和６年度奨学金等調査（令和５年度実績）」の実施について検討を行った。奨学金等調査の実施から回収、集計、分析、印刷用版下作成に至る作業一式については、高度かつ専門的な業務が求められることから、令和５年度に引き続き、(株)進研アドに委託することとした。令和５年度奨学金等調査については、令和６年４月に加盟大学へ報告書を送付し、集計データについては私大連webサイトのデータライブラリに掲載する予定で作業を進めている。

（３）成果の概要

１）「令和４年度奨学金等調査報告書」

タイトル：令和４年度奨学金等調査報告書

発行年月：令和５年５月

２）令和５年度第１回文部科学省からの説明と意見交換

開 催 日：令和５年４月26日（水）

場　　所：アルカディア市ヶ谷　４階「飛鳥」

懇談内容：

①大学院段階における「授業料後払い制度」の創設に係る実務の検討状況について

松　本　向　貴　氏（文部科学省高等教育局学生支援課専門官）

②高等教育の修学支援新制度に関する要件等の見直しについて

西　尾　和　幸　氏（文部科学省高等教育局学生支援課専門官）

参 加 者：私大連側12人（奨学金等分科会委員、連盟事務局）

３）令和５年度第１回学生支援機構との懇談会

開 催 日：令和５年９月14日（木）

場　　所：アルカディア市ヶ谷　５階「穂高」

懇談内容：

①開会（両団体代表あいさつ）

田　上　雅　徳（学生委員会委員長、慶應義塾大学学生総合センター長・法学部教授）

頼　本　維　樹　氏（日本学生支援機構　奨学事業戦略部 審議役）

②日本私立大学連盟からの要望事項に関する日本学生支援機構からの回答

テーマ１：授業料減免等の中間層への拡大について

テーマ２：授業料後払い制度について

テーマ３：現行制度の改善要望について
テーマ４：大学サイドに寄り添った奨学事業の充実改善のお願い
テーマ５：貴機構と大学事務担当者とのやり取りに適した情報ツールについて
テーマ６：返還誓約書の改良について
テーマ７：システム改修について

③閉会（両団体代表あいさつ）
吉　村　　務　氏（日本学生支援機構　奨学事業戦略部 部長）
鳥　居　伸　好　氏（奨学金等分科会分科会長、
中央大学副学長（学生総合支援担当）・学生部長・経済学部教授）

司会進行：鳥　居　伸　好　氏
参 加 者：私大連側13人（学生委員会委員長、奨学金等分科会委員、連盟事務局）
支援機構側13人（担当部署部課長ほか）

３－２－３　学生委員会　キャリア・就職支援分科会

３－２－３－１　就職にかかわる諸問題への対応

（１）任務

大学の卒業・修了予定者等の就職・採用活動の秩序の確立、正常な学校教育と学生の学修経験時間の確保及び学生の公平・公正な就職環境の確保を目指し、そのあり方について国や経済団体等とも連携し、協議を行う。また、経団連との採用と大学教育の未来に関する産学協議会で検討した新たなインターンシップに関する周知活動を推進するとともに、必要に応じ、私立大学の意見が反映できるよう国や関係機関に働きかけを行う。

（２）事業の経過

１）委員会開催時期、開催回数、場所
第１回：令和５年７月５日（オンライン開催）
第２回：令和５年12月８日（オンライン開催）
第３回：令和６年３月22日（オンライン開催）

２）経過概要

当分科会は、大学の卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関して国や経済団体等と連携、協議することとしているため、連合会を通して委員派遣を行っている就職問題懇談会や経団連の産学協議会での活動が中心となっている。

令和５年７月５日に開催した第１回分科会では、「就職問題懇談会」、「採用・インターンシップ分科会」における検討結果を共有し、意見交換を行った。また、就職・採用活動日程ルール（６月１日採用選考活動開始）見直しに関する意見交換を行い、現状を追認するかたちで６月以降の採用選考活動開始時期の前倒しを容認する意見や、現行の日程ルールの維持を求める意見、６月以降の採用選考活動開始時期の前倒しに限らず、抜本的な日程全体の変更の提案までグラデーショ

ンに富んだ意見があることを確認し、適宜、就職問題懇談会等において紹介することとした。その後、分科会の各委員の大学における就職活動状況や課題等の情報共有を行い、昨年度、経団連の「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」でとりまとめた学生のキャリア形成支援活動の４類型について、タイプ３のインターンシップの実施がまだまだ少ないということと、内容についても要件と照らし合わせて不十分なものがあることを確認した。また、大学に求められる推薦状の対応については、オワハラとの関連も含め今後の課題として位置付けることとした。

令和５年12月８日に開催した第２回分科会では、第１回分科会以降の「就職問題懇談会」、「採用・インターンシップ分科会」における検討結果を共有し、「採用・インターンシップ分科会」において、今年度から２年ほどかけて2030年の就職のあり方を産学で議論する予定であることを確認した。また、分科会の各委員の大学における就職活動状況や課題等の情報共有を行い、就職活動の早期化・長期化の原因になっているものとして、インターンシップやそれに似たようなものが様々存在し、制度上では就職活動とは違う位置づけにされているものでも学生からすると完全に就職活動と捉え、それをやらないという選択肢はあり得ない状況になっていることを踏まえ、本来、タイプ３のインターンシップ以外は授業を休む理由にはならないということなどを学生に伝えていくことの必要性を確認した。

令和６年３月22日に開催した第３回分科会では、第２回分科会以降の「就職問題懇談会」、「採用・インターンシップ分科会」における検討結果を共有し、その後、分科会の各委員の大学における就職活動状況や課題等の情報共有を行った。各委員の大学における課題としては、就職活動の早期化・長期化の要因の一つとして、複数の内定を保持しながら４年生の10月以降も就職活動を継続している学生の存在を例に挙げ、そのような事態になっている学生に対してブレーキをかける存在がいないことが問題であり、各大学のキャリア・就職支援担当の役割や学生との関係性の構築の重要性などを確認した。

また、加盟大学のキャリア・就職支援関係部署に対して、「就職問題懇談会」や内閣官房の「就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議」における検討経過について、適宜メール配信により情報提供を行った。

（３）成果の概要

【メール配信による情報提供】

・令和５年４月13日

就職問題懇談会「令和６年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」

・令和５年５月18日

独立行政法人日本学生支援機構「令和５年度全国キャリア教育・就職ガイダンス」の開催について

・令和５年６月９日

私大連「障害者差別解消法改正に伴う『対応指針』見直しについての意見」について

・令和５年12月11日

就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議「2025年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方」について

３－２－４　学生委員会　学生生活実態調査分科会

３－２－４－１　次回学生生活実態調査に向けた準備

（１）任務

令和３年度に実施した第16回学生生活実態調査（web調査）の実施体制、集計方法等の検証を行うとともに、回収率向上のための方策の検討を行う。また、次回調査（令和７年度実施予定）に向けて、調査実施体制や設問の見直しを行う。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回：令和５年６月８日（オンライン開催）
第２回：令和５年７月４日（オンライン開催）
第３回：令和５年11月２日（オンライン開催）
第４回：令和６年２月13日（オンライン開催）

２）経過概要

今年度は事業計画に基づき、「第17回学生生活実態調査」（令和７年度実施予定）の実施に向けて、①調査実施体制や設問見直しの検討、②回収率向上のための方策の検討の参考に資するため、前回調査の実施状況を踏まえ加盟校15校にオンラインでヒアリングを実施した。

ヒアリングの実施に向けて、第１回および第２回分科会では、その実施方法、実施体制、実施対象校、スケジュール等について審議した。その結果、ヒアリング対象校は委員校を含めて15校選定し、分科会長および各委員が分担して原則オンラインで実施することとなった。ヒアリング項目は、上述の①②の観点から、構成は「第16回学生生活実態調査時の実施体制等」と「第17回学生生活実態調査の実施」「回収率向上のための方策」に分け、ヒアリング時間は最大でも１時間以内とすることとした。なお、選定校には予め打診をしたうえで日程調整を行い、決まった大学から順次、ヒアリングを実施した。９月末までに15校すべてのヒアリングを終了した。

第３回分科会および第４回分科会では、ヒアリング結果を受け、調査実施体制や回収率向上のための方策、調査項目の見直しについて検討を行った。検討の結果、調査実施体制については原則として前回調査時（令和３年度）の実施スケジュールや調査方法を踏襲しつつ、加盟大学への事前予告や調査依頼の発出時期を少し早めるなど微調整を行うこととした。また、留学生からの回答を増やすべく、第17回調査からは英語版対応も行うことを決定した。

回収率向上のための方策としては、学生への調査回答依頼のリマインドの一層の強化を図ってもらうとともに、ヒアリングから得た取り組み事例を事前説明会等で紹介することとした。調査項目の見直しについては、原則として前回調査時から設問数を増やすことなく、ヒアリング結果から抽出された課題点（学生のコミュニケーションの変化など、コロナ禍の影響を経年比較できる設問の検討等）を中心に意見交換を継続しており、令和６年度第１回分科会（５月頃）での確定を目指している。

なお、令和６年度は調査実施前年度となるため、設問項目の検討と並行して、調査実施及び白書作成委託業者の選定や、加盟大学への予告、窓口担当者登録等の準備を進めていく。

（３）成果の概要

１）学生生活実態調査に関するヒアリング実施

金沢星稜大学：令和５年８月３日（オンライン開催）
武蔵野大学　：令和５年８月８日（オンライン開催）
大東文化大学：令和５年８月９日（オンライン開催）
広島修道大学：令和５年８月９日（オンライン開催）
専修大学　　：令和５年８月９日（オンライン開催）
京都産業大学：令和５年８月21日（オンライン開催）
東北学院大学：令和５年８月23日（オンライン開催）
法政大学　　：令和５年９月５日（オンライン開催）
立教大学　　：令和５年９月12日（オンライン開催）
東洋大学　　：令和５年９月12日（オンライン開催）
大阪学院大学：令和５年９月14日（オンライン開催）
大正大学　　：令和５年９月20日（オンライン開催）
立命館大学　：令和５年９月21日（オンライン開催）
西南学院大学：令和５年９月28日（オンライン開催）
中京大学　　：令和５年（コメントシートにて回答）

３－３　グローバル教育の推進

３－３－１　国際連携委員会

３－３－１－１　国際連携の諸課題に関する情報提供

（１）任務

政府の「教育未来創造会議」におけるグローバル化の審議動向を注視し、国の留学生政策や入国管理の最新動向等を把握し情報共有するためのシンポジウムを開催する。また、必要に応じてオンライン情報交換会を開催、あるいはメール配信を行い、加盟大学への情報提供を行う。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

＜委員会＞

第１回：令和５年５月10日（オンライン開催）
第２回：令和５年７月６日（オンライン開催）
第３回：令和５年８月23日（オンライン開催）
第４回：令和５年10月10日（オンライン開催）
第５回：令和６年１月19日（オンライン開催）

２）経過概要

第１回委員会では、本年度の当委員会の活動目標について、コロナ禍において一時停滞をしていた国際交流の更なる活性化に向け、加盟校の様々なニーズに応えるべく情報発信の強化や協議の場を設定する役割があることを確認した。

第２回委員会では、シンポジウムの具体的検討を行い、開催日時やプログラム等を決定した。

第３回委員会では、シンポジウムのプログラム内容、当日の運営に関しての確認を行った。さらに、事業自己点検・評価に関する調査（４カ年）に関して意見交換を行った。

第４回委員会では、シンポジウム運営の詳細確認と、事業自己点検・評価に関する調査（４カ年）に関して了承をいただいた。検討を重ねてきたシンポジウムは10月25日に、対面とオンラインを併用した形で開催した。

第５回委員会では、シンポジウムの参加者アンケートをもとに振り返りを行い、特にグループ討議の満足度が高かったことなど、対面開催を併用することの意義を確認した。また、令和６年度の事業計画案や活動について確認し、意見交換を行った。

（３）成果の概要

１）令和５年度シンポジウム

テ ー マ：「異文化の中に身を置くために～留学のハードルを下げるためにできること～」

開催期日：令和５年10月25日　13時00分～18時00分

開催形式：対面とオンラインの併用

会　　場：アルカディア市ヶ谷

参加者数：58大学116名

プログラム：

開会挨拶　　岩　切　正一郎　担当理事（国際基督教大学学長）

講　　演「戦略的な留学生交流の推進に関する検討会まとめ等留学生交流を巡る最近の動向について」

下　岡　有希子　氏（文部科学省高等教育局参事官(国際担当)付留学生交流室長）

事 例 １「異文化の中に身を置く留学のハードルを下げるためにできること～国際共修を事例として～」

末　松　和　子　氏（東北大学副理事（国際交流）、高度教養教育・学生支援機構教授、グローバルラーニングセンター副センター長）

事 例 ２「日本国内の即戦力のためのビジネス日本語教育」

牛　窪　隆　太　氏（東洋大学　国際教育センター・准教授）

グループ討議

「受入留学生」「派遣留学生」「国際教育プログラム」の３テーマに分かれて討議。

情報交換会

２）報告書

タイトル：「異文化の中に身を置くために～留学のハードルを下げるためにできること～」（web掲載）

掲載年月：令和６年１月

３－３－１－２　「国際教育・交流調査」の実施

（１）任務

「国際教育・交流調査」を実施し、受入留学生数、派遣留学生数等、国際教育・交流に関わるデータ・情報を社会一般並びに加盟大学に発信する。特に加盟大学向けには、データライブラリにおいてより詳細なデータを提供する。

（２）事業の経過

「国際教育・交流調査」は、支援機構からのデータ提供を受けて集計し、私大連ウェブサイトを通じて調査結果概要を公表し、社会一般並びに加盟大学に向けて情報提供を行っている。特に加盟大学向けには、データライブラリにおいて加盟大学別のより詳細なデータを提供している。

国際連携委員会では、「国際教育・交流調査」の公式データについては、日本人学生の海外派遣留学は「単位認定あり」を基本としているが、併せて「単位認定なし」の派遣留学に係るデータを提供することにより、海外派遣留学の全体像についての情報共有を図ることを目的として、調査を実施している。

（３）成果の概要

１）「国際教育・交流調査2022」調査結果

①タイトル：「国際教育・交流調査2022」調査実施概要・加盟大学別データ（単位認定あり）

②タイトル：「国際教育・交流調査2022」調査実施概要・加盟大学別データ（単位認定なし）

発行日：令和５年７月24日（私大連webサイトデータライブラリで公開）

４．大学マネジメントに関する事業

４－１　自律的大学経営の確立

４－１－１　経営倫理委員会

４－１－１－１　倫理綱領・指針に抵触した事態への対応

（１）任務

会員法人における経営倫理の確立に向け、「私立大学経営倫理綱領」及び「私立大学の経営に関する指針」に基づき、経営倫理に関する啓発活動を行うとともに、発生した問題に対処する。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

開催なし

２）経過概要

委員会は経営倫理委員会規程において、「私立大学経営倫理綱領」及び「私立大学の経営に関する指針」に基づき、経営倫理問題に適切に対処することとされている。令和５年度は、委員会として対処すべき問題が発生しなかったことから、委員会は開催されなかった。

４－１－２　経営委員会

４－１－２－１　私立学校法改正に係る検討・情報発信

（１）任務

学校法人の運営に大きな影響を及ぼす私立学校法の改正について、会員法人間の情報共有を行う。また、会員法人が遺漏なく本改正に対応できるよう、先行する取り組みや必要な情報を発信、共有する。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回：令和５年５月30日（オンライン開催）

第２回：令和５年10月17日（オンライン開催）

第３回：令和６年１月24日（オンライン開催）

２）経過概要

経営委員会では、各分科会との連携により学校法人経営の充実・強化に資する方策を実施している。令和５年度は、①私立学校法の改正に伴う文部科学省への対応、②会員法人への改正私学法に関する情報共有、③私学法改正内容を踏まえたガバナンス・コードの改訂を行った。

なお、私学法改正に関する私大連から文部科学省への要望等の詳細は「Ⅰ一般報告４－１」を、ガバナンス・コードの改訂については「４－１－３経営委員会　大学ガバナンス検討分科会」を、それぞれ参照されたい。

改正私立学校法に関する会員法人間の情報共有において、特に議論になった点は、法改正の主旨を踏まえて理事会・評議員会をはじめとする各機関をいかに有効に機能させるかという点と、各私立大学が持つ建学の精神や伝統とのバランスをどのように取り、制度化していくのかについてである。本委員会では、こうした課題に対して、各会員法人の判断材料となるべく、有識者の講演や先行する会員法人の事例紹介を行うとともに、実務担当者を対象とした情報交換会や、文部科学省担当者による質問会を開催した。

次年度においても、寄附行為変更の認可申請受付開始や各法人の新体制への移行準備がなされることから、継続して情報共有の機会を提供する予定である。

（３）成果の概要

１）私学法改正対応に関する情報交換会

開催期日：令和５年７月24日（月）13時30分～17時

開催場所：アルカディア市ヶ谷（私学会館）３階「富士」

参加者数：78法人78人

プログラム：

開会あいさつ

奥　村　陽　一　経営委員会委員長（学校法人立命館常務理事（財務担当））

グループ討議

１．法人内の検討課題

２．役員・評議員の定数と選任機関

３．評議員の選考方法と報酬基準の検討状況

４．学長の任期開始時期変更の検討

２）私学法改正　法解釈および制度設計に関する質問会

開催期日：令和５年10月27日（金）14時～15時30分

開催形式：オンライン開催

参加者数：90法人339人

プログラム：

私学法改正　法解釈および制度設計に関する事前質問及び当日質問への回答

片　見　悟　史　氏（文部科学省高等教育局私学部私学行政課課長補佐）

３）寄附行為変更に関する情報交換会

開催期日：令和６年３月25日（月）13時30分～17時20分

開催形式：対面（アルカディア市ヶ谷）、オンライン（Zoom）によるハイブリッド型開催

参加者数：79法人108人（対面47人、オンライン61人）

プログラム：

開会あいさつ
奥　村　陽　一　経営委員会委員長（学校法人立命館常務理事（財務担当））
事例紹介
吉　田　由　美　氏（関西大学総務局秘書課課長）
伊　藤　　学　氏（法政大学総務部総務課課長）
講演「寄附行為変更に関する情報交換会－理事選任機関、評議員の選任を中心に－」
小　國　隆　輔　氏（弁護士法人小國法律事務所弁護士）
グループ別情報交換①
グループ別情報交換②

４）『日本私立大学連盟　私立大学ガバナンス・コード【第2.0版】』
発行年月：令和６年３月

４－１－３　経営委員会　大学ガバナンス検討分科会

４－１－３－１　「私立大学ガバナンス・コード」の実質化・高度化に向けた検討

（１）任務
私学法改正の動向等から「私立大学ガバナンス・コード【第1.1版】」の記載事項・項目等を見直し、本年度中を目途に、私大連コード【第２版】の改訂に向けた検討を行う。

（２）事業の経過
１）開催時期、開催回数、場所
第１回：令和５年５月16日（オンライン開催）
第２回：令和５年６月13日（オンライン開催）
第３回：令和５年８月９日（オンライン開催）
第４回：令和５年９月15日（オンライン開催）
第５回：令和６年１月17日（オンライン開催）
第６回：令和６年３月14日（オンライン開催）

２）経過概要
本分科会では、これまで継続的に「私立大学ガバナンス・コード（以下、「私大連コード」という。）」の実質化・高度化に取り組んできた。令和５年度においては、私学法の改正を踏まえて私大連コードの記載内容・項目等を見直し、私大連コード【第２版】の改訂に向けた検討を行った。
【第２版】の改訂時期について検討を行った結果、改正私学法の施行が２年後の令和７年４月に予定されていること、改正私学法の施行令・施行規則の公布時期や各種通知の内容も未定であったことから、今年度に改訂内容の細部まで固めてしまうのは次期尚早である点、一方で今回の改訂版は各法人が改正私学法への対応において留意すべき内容を盛り込んだものであり、その検討過程でこそ提示することに意味がある点を確認した。
これらを踏まえて、令和５年度は【第2.0版】として、改正私学法の立法主旨を取り込んで、大

きな考え方（「基本原則」「遵守原則」「重点事項」）を整理・提示し、令和６年度に改正私学法施行令・施行規則や各種通知の内容を確認したうえで、【第2.1版】として具体的な取組事例（「実施項目」）や細部の調整を行う２段階の改訂を行うこととした。

また、【第2.0版】への改訂にあたっては、会員法人の遵守対象である「基本原則」と「遵守原則」の内容が変わることから、改訂の過程で会員法人に十分な内容説明を行うとともに、「改訂草案」に対する意見聴取を行ったうえで、改訂内容を検討することとした。

意見聴取は、会員法人の実務担当者を対象とした『私立大学ガバナンス・コード【第2.0版】改訂草案』に関するオンライン説明会を実施したうえで、令和５年11月21日（火）から12月22日（金）の約１か月間行い、会員法人から計31件の意見が寄せられた。寄せられた意見については、【第2.0版】への更なる理解促進を目的にすべてにコメントを付して、私大連webサイト会員専用ページ内でフィードバックを行っている。

意見聴取で寄せられた意見を踏まえ、本分科会にて改訂内容を再検討し、有識者による第三者チェックを経た上で、【第2.0版】をとりまとめた。その後、第229回春季総会にて会員法人の承認を得て、私大連webサイト上で公開している。

（３）成果の概要

１）『私立大学ガバナンス・コード【第2.0版】改訂草案』に関するオンライン説明会

開催期日：令和５年12月11日（月）10時30分～12時

開催形式：オンライン開催

参加者数：67法人146人

プログラム：

講演「私大連ガバナンス・コード改訂草案について」

大　柳　康　司　本分科会分科会長（専修大学経営学部教授）

出見世　信　之　本分科会委員（明治大学商学部教授）

２）意見聴取「『私立大学ガバナンス・コード【第2.0版】改訂草案』に関する御意見の募集」

実施期間：令和５年11月21日（火）～12月22日（金）

回 答 数：31件

４－１－４　経営委員会　人事労務検討分科会

４－１－４－１　私立大学における人事労務政策に係る検討

（１）任務

人事労務に関する法改正への対応や顕在化した会員法人の人事労務上の課題を整理したうえで、人事労務関係業務の担当者向けに協議会を開催し、会員法人間で共通する課題等について情報共有する。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回：令和５年７月４日（オンライン開催）
第２回：令和５年12月27日（オンライン開催）

２）経過概要

人事労務検討分科会では、加盟大学の人事・労務担当者向けに年２回の情報交換会を開催することとしている。

第１回分科会では、第１回情報交換会の「開催テーマ」および「運営方法」について検討した。その結果、令和４年度から継続して情報共有してきた非常勤講師の法律問題を開催テーマとし、講演および専門家（弁護士）からの事前質問に対する回答およびグループ討議を行った。

第２回分科会では、第２回情報交換会の「開催テーマ」および「運営方法」について検討した。その結果、いずれも令和６年４月１日施行の、①労働条件明示ルールの改正と②裁量労働制の改正について、会員法人向けに情報提供することとした。①については専門家（弁護士）によるポイント解説動画の配信、②については加盟大学の人事労務担当者を対象に情報交換会を開催した。

（３）成果の概要

１）第１回情報交換会「非常勤講師に関する人事労務問題の現在」

開催期日：令和５年10月６日（金）13時00分～17時
開催形式：対面（アルカディア市ヶ谷）、オンライン（Zoom）によるハイブリッド型開催
参加者数：71大学125人（対面42人、オンライン83人）
プログラム：
講演「非常勤講師に関する法律問題」
植　村　礼　大　本分科会特別委員（俵法律事務所弁護士）
事前質問に対する解説・回答
植　村　礼　大　本分科会特別委員（同上）
小鍛冶　広　道　本分科会特別委員（第一芙蓉法律事務所弁護士）
グループ討議（対面のみ）
討議テーマ①大学非常勤講師の労働条件の明示（記載内容）について
討議テーマ②大学非常勤講師の負担軽減に有効な教学面の支援方策について

２）労働条件明示ルール改正ポイント解説動画（オンデマンド配信）

収 録 日：令和６年１月10日
収録会場：Zoomによるオンライン撮影
配信期間：令和６年１月11日（木）～３月15日（金）
配信方法：私大連webサイト（会員メニュー内）
プログラム：
講義「労働条件明示ルール改正ポイント解説」
小鍛冶　広　道　本分科会特別委員（第一芙蓉法律事務所弁護士）

３）人事労務部門実務担当者向けセミナー＆情報交換会

開催期日：令和６年２月15日（木）13時～17時

開催形式：アルカディア市ヶ谷
参加者数：39大学52人
プログラム：
専門業務型裁量労働制導入事例報告
髙　木　龍一郎　本分科会分科会長、学校法人東北学院人事担当常任理事
足　立　好　弘　本分科会委員、学校法人京都橘学園理事、法人事務局長
星　野　　薫　学校法人フェリス女学院理事、事務局長
裁量労働制改正のポイント解説
小鍛冶　広　道　本分科会特別委員（第一芙蓉法律事務所弁護士）
ディスカッション
（パネリスト）
髙　木　龍一郎　本分科会分科会長、学校法人東北学院人事担当常任理事
足　立　好　弘　本分科会委員、学校法人京都橘学園理事、法人事務局長
星　野　　薫　学校法人フェリス女学院理事、事務局長
小鍛冶　広　道　本分科会特別委員（第一芙蓉法律事務所弁護士）
（司会）
植　村　礼　大　本分科会特別委員（俵法律事務所弁護士）
グループ討議
討議テーマ①大学教員の労働時間把握（就業管理方法／労基署対応　等）
討議テーマ②法改正対応（労働条件明示ルール改正／裁量労働制改正　等）

４－２　教学・経営マネジメントの確立

４－２－１　理事長会議　幹事会

４－２－１－１　理事長会議の企画・実施

（１）任務
学校法人経営の最高責任者である理事長の立場から、私立大学の教育研究を支える財政や管理運営に関する課題を設定し、自主・自律的な取り組みに向けた情報共有を図る。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

（２）事業の経過
１）開催時期、開催回数、場所
第１回：令和５年５月18日（オンライン開催）
第２回：令和５年９月４日（アルカディア市ヶ谷）
第３回：令和６年２月29日（オンライン開催）

２）経過概要
第１回幹事会では、令和５年度理事長会議について、令和４年度第３回幹事会で決定した方向

性を踏まえ、開催方法や開催テーマ、プログラム等について検討した。その結果、「私学法改正の意義と背景を考える」をテーマに、講演２本、グループ討議から構成されるプログラムを、対面とオンラインのハイブリッド形式により実施することとした。なお、今年度の臨時情報交換会については、設定テーマが令和６年度以降の理事長会議の開催テーマとなり得ること、また、準備期間が十分に設けられないことから実施しないこととした。

第２回幹事会は、令和５年度理事長会議の直前に開催し、会議の運営方法等について最終確認を行った。

第３回幹事会では、令和５年度理事長会議の振り返りをするとともに、令和６年度理事長会議の企画について協議した。その結果、「学校法人の合併、連携・統合の効果と課題」をテーマに、ハイブリッド形式により開催することを決定し、詳細については次年度幹事会にて引き続き検討することとした。

（３）成果の概要

１）令和５年度理事長会議

開 催 日：令和５年９月４日（月）

場　　所：アルカディア市ヶ谷（オンライン併用）

テ ー マ：私立学校法の改正とこれからの私立学校

～変化の時代に私立学校が向かうべき方向を探る～

参加者数：86 法人 138 人

プログラム：

開会挨拶

森　本　あんり（理事長会議担当理事、学校法人東京女子大学学長）

講演①「私立学校法改正とこれからの私立大学」

寺　門　成　真　氏（文部科学省高等教育局私学部長）

講演②「令和５年私立学校法改正対応の実務ポイント」

小　國　隆　輔　氏（小國法律事務所弁護士）

グループ討議

法人規模、地域混在型のグループに分かれ、グループ討議用レジュメの内容に基づき、討議を行った。

閉会挨拶

芝　井　敬　司（理事長会議幹事会委員長、学校法人関西大学理事長）

４－２－２　学長会議　幹事会

４－２－２－１　学長会議の企画・実施

（１）任務

教学に関する最高責任者である学長の立場から、教育研究並びに教育研究を支える財政、管理運営に関する課題を設定し、研究・討議する。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回：令和５年５月９日（オンライン開催）

第２回：令和５年９月28日（オンライン開催）

第３回：令和６年２月27日（オンライン開催）

２）経過概要

第１回幹事会では、令和５年度第１回学長会議について、開催テーマの確認、プログラム構成の検討を行った。その結果、第１回学長会議は「新たな時代における大学の国際化とは」をテーマに開催することとした。プログラムは、①国のグローバル政策の最新動向、②近年急速に留学生数が増加している東南アジア諸国の学生の現状、③地方大学における国際化をテーマとした３本の講演、グループ討議、全体共有で構成することとした。また、会議を通じて取り上げるべき意見等が挙がった場合は、学長会議として国等への要望や意見を提出することとした。

第２回幹事会では、第１回学長会議の総括を行ったうえで、全体共有で挙がった主な意見等のまとめの取扱い、第２回学長会議の開催テーマ及びプログラム等、並びに事業自己点検・評価に関する調査と令和６年度事業申請に係る検討を行った。その結果、第２回学長会議は、「なぜ、今、文理横断教育が必要なのか」をテーマに講演、グループ討議、全体共有を行うこととし、12月または１月の開催に向けて準備を進めることとした。

その後、10月27日付で文部科学省高等教育局参事官（国際担当）宛に意見まとめを提出し、教育未来創造会議第二次提言を踏まえた具体的な施策の検討に際して考慮を依頼した。

第３回幹事会では、第２回学長会議の総括を行ったうえで、全体共有で挙がった主な意見等のまとめの取扱い、令和６年度第１回学長会議の開催方法及び開催テーマについて検討を行った。その結果、令和６年度第１回学長会議は、「『集中改革期間』に取り組むべきことは何か」をテーマに講演及びグループ討議を行うこととし、プログラム構成や講師等は令和６年度第１回学長会議幹事会において改めて検討することとした。

その後、３月４日付で私大連の「文理横断教育の推進検討プロジェクト」宛に意見まとめを提出し、文理横断教育の推進に係る検討に際して考慮を依頼した。

（３）成果の概要

１）令和５年度第１回学長会議

開 催 日：令和５年８月28日（月）

場　　所：ホテルグランヴィア大阪（オンライン併用）

参加者数：90大学116人

テ ー マ：「新たな時代における大学の国際化とは」

プログラム：

開会挨拶

阪　本　　浩　（学長会議担当理事、青山学院大学学長）

基調講演「東南アジアの学生が日本留学に求めるもの」

吉　野　利　雄　氏（独立行政法人日本学生支援機構理事）

講 演 ①「教育未来創造会議第二次提言の概要と具体的な施策について」
小　林　洋　介　氏（文部科学省高等教育局参事官（国際担当））
講 演 ②「大学のグローバル化を地域創生のエンジンに」
今　村　正　治　氏（佐賀女子短期大学学長、
元学校法人立命館常務理事・立命館アジア太平洋大学副学長）
グループ討議
全体共有
閉会挨拶
田　上　博　司（学長会議幹事会委員、阪南大学学長）

2）意見まとめ
タイトル：令和５年度第１回学長会議（８月28日開催）における主な意見のまとめ

3）令和５年度第２回学長会議
開 催 日：令和５年12月19日（火）
場　　所：アルカディア市ヶ谷（オンライン併用）
参加者数：73大学94名
テ ー マ：「なぜ、今、文理横断教育が必要なのか」
プログラム：
開会挨拶
阪　本　　浩　（学長会議幹事会委員長、青山学院大学前学長）
基調講演「全世代型教育システムの構築」
小　路　明　善　氏（一般社団法人日本経済団体連合会副会長、同教育・大学改革推進
委員会委員長、アサヒグループホールディングス会長）
グループ討議
全体共有
閉会挨拶
河　合　　久（学長会議幹事会委員、中央大学学長）

4）意見まとめ
タイトル：令和５年度第２回学長会議（12月19日開催）における主な意見のまとめ

４－２－３　財務・人事担当理事者会議　幹事会

４－２－３－１　財務・人事担当理事者会議の企画・実施

（1）任務
財務・人事担当の理事者の立場から、私立大学の充実・発展のための財務・人事計画の立案等に資するべく、私立大学の財政、人事等経営全般に関する課題を自主的に設定し、研究・討議する。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回：令和５年５月23日（オンライン開催）

第２回：令和５年９月５日（オンライン開催）

第３回：令和５年10月13日（オンライン開催）

第４回：令和６年３月７日（オンライン開催）

２）経過概要

令和４年度の検討において、「18歳人口減少下における私学の経営戦略・財務戦略」をテーマとして令和５年７月に財務・人事担当理事者会議を開催することを決定していたことから、令和５年度第１回幹事会では、講師候補、プログラム案の具体化、運営方法等について協議した。あわせて秋以降に開催する「第２回財務・人事担当理事者会議」の開催テーマについても意見交換を行った。

第２回並びに第３回幹事会では、「第１回財務・人事担当理事者会議」を総括するとともに、「第２回財務・人事担当理事者会議」の企画及び運営方法について協議を行い、その結果、「大学職員の採用・育成」をテーマとして、講演及びグループ討議をオンラインで開催することを決定した。

第４回幹事会では、「第２回財務・人事担当理事者会議」を総括したのち、令和６年度「第１回財務・人事担当理事者会議」の開催テーマ、開催方法、プログラム構成について検討を行った。開催テーマは財務系とし、対面開催で２日間とすることを決定し、詳細は次年度幹事会にて決定することとした。

（３）成果の概要

１）第１回財務・人事担当理事者会議

開 催 日：令和５年７月18日（火）～19日（水）

場　　所：アルカディア市ヶ谷（講演のみオンライン配信）

参加者数：69法人105人（対面70人、オンライン35人）

プログラム：

担当挨拶

仲　谷　善　雄（財務・人事担当理事者会議担当理事、学校法人立命館総長・大学長）

講演１「私立大学・短期大学の現状～経営環境の変化に的確に対応するために～」

小　林　一　之　氏（日本私立学校振興・共済事業団　私学経営情報センター長）

講演２「法人合併を振り返って」

藤　田　忠　弘　氏（学校法人関西学院常務理事・事務局長）

グループ討議１

９グループに分かれ、講演１、２を受けたフリーディスカッションを行った。

講演３「経済動向から読み解く私立大学の経営戦略」

小　林　慎　哉　氏（学校法人愛知大学常務理事・副学長（経営担当））

グループ討議２

講演３、事前提出のレジュメをもとに、各会員法人の近年の財務状況の変化と対応状況を共有し、情報交換を行った。

グループ討議報告

９グループ中４グループから討議内容報告を行い、全参加者で共有した。

閉会挨拶

笠　原　喜　明（財務・人事担当理事者会議幹事会委員長、
学校法人東洋大学理事・事務局長）

２）第２回財務・人事担当理事者会議

開 催 日：令和５年12月５日（火）

開催方法：オンライン開催

参加者数：60法人92人

プログラム：

担当挨拶

仲　谷　善　雄（財務・人事担当理事者会議担当理事、学校法人立命館総長・大学長）

基調講演　「人的資本経営を実現する戦略人事とは」

守　島　基　博　氏（学習院大学経済学部教授）

パネルディスカッション

事例紹介１「＜みずほ＞が取り組む新たな人事制度・運営
～ビジネス戦略と人事戦略の連動と、社員が「自分らしくある」ことの実現～」

横　張　秀　哉　氏（株式会社みずほフィナンシャルグループ執行理事、人材・組織開発部長）

事例紹介２「NECにおける『人・カルチャーの変革』に向けた取り組み
～対話を基盤、エンゲージメントを指標とした企業変革の推進～」

越　智　邦　雄　氏（NECマネジメントパートナー株式会社人事サービス事業部長）

事例紹介３「学園ビジョンR2030を支える職員組織デザイン」

木　田　成　也　氏（学校法人立命館常務理事（総務担当））

コーディネーター

守　島　基　博　氏（学習院大学経済学部教授）

グループ討議

講演並びにグループ討議レジュメ（事前提出）の内容を踏まえ、７グループに分かれて情報交換を行った。

討議テーマと論点案：

（１）中核となる管理職・経営層の育成・獲得（育成／登用／女性管理職　等）

（２）職員採用と育成（新卒・既卒者採用／ジョブ型／D&Ｉ／研修　等）

（３）人事制度（人事戦略／業績評価／定年延長／給与制度 等）

４－２－４　教学担当理事者会議　幹事会

４－２－４－１　教学担当理事者会議の企画・実施

（1）任務

教学担当の理事者の立場から、その業務や役割、権限や責任などについて課題を設定し、研究・討議する。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

（2）事業の経過

1）幹事会回数、開催時期、場所

第１回：令和５年５月８日（オンライン開催）

第２回：令和５年12月４日（オンライン開催）

第３回：令和６年３月４日（オンライン開催）

2）経過概要

第１回幹事会では、令和５年度教学担当理事者会議の開催に向けた協議を行った。令和４年度の幹事会において開催テーマは「大学教育の質保証と大学教育改革の行方」と決定していたことから、このテーマに基づき、公的な質保証の方向性と大学内部における教育の質向上の取組との整合性を高める方策や、今後の大学教育改革が進むべき方向性、私立大学内部の教育改革の進め方等について討議する場とすることとした。

なお、開催方法は、新型コロナウイルス感染症が感染症法における第５類に移行したことを受け、１泊２日の合宿形式による対面参加とオンライン参加も可能とするハイブリッド開催とした。また、グループ討議を円滑に進めるため、事前に参加者からグループ討議において討議を希望する内容について提案いただくことで、より参加者の期待に沿った会議にすることとした。

第２回及び第３回幹事会では、令和５年度教学担当理事者会議の振り返りと令和６年度の開催方法について協議を行った。今年度、多くの参加者が対面にて参加し、また、本会議の目的が理事者間の交流や情報交換であることに鑑み、対面参加のみの合宿形式（１泊２日）による開催とすることとした。テーマには「教育の質保証」及び「リカレント教育」の２つを掲げ、先進事例等について講演やグループ討議にて共有し、これからの大学のあり方を考える機会とすることとした。

（3）成果の概要

1）令和５年度教学担当理事者会議

開 催 日：令和５年８月31日（木）～９月１日（金）

実施方法：対面（神戸ポートピアホテル）、オンライン（Zoom）によるハイブリッド型開催

テ ー マ：大学教育の質保証と大学教育改革の行方

参加者数：74法人75人（対面59人、オンライン16人）

プログラム：

開会挨拶

髙 橋 裕 子（教学担当理事者会議担当理事、津田塾大学学長）

基調講演「大学設置基準の改正～その背景と大学への期待～」

小 林 浩 氏（リクルート進学総研所長、リクルート「カレッジマネジメント」編集長）

講演（１日目）「令和４年度大学設置基準等の改正について」
小　川　洋　一　氏（俵法律事務所弁護士）
講演（２日目）「学習成果を基軸とした内部質保証の実質化－第4期認証評価の改革方向－」
工　藤　　潤　氏（公益財団法人大学基準協会常務理事／事務局長）
グループ討議（１日目前半・後半、２日目）
９グループ（対面７グループ、オンライン２グループ）に分かれ、基調講演・講演の内容を踏まえて討議した。なお、対面グループは２日間で３回のグループの再編成を行った。
閉会挨拶
須　賀　晃　一（教学担当理事者会議幹事会委員長、早稲田大学副総長）

４－２－５　監事会議　幹事会

４－２－５－１　監事会議の企画・実施

（１）任務

監事の立場から、監事の職務実態を明らかにするとともに、その役割、権限や責任などについて研究・討議する。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

（２）事業の経過

１）幹事会開催時期、開催回数、場所

第１回幹事会：令和５年４月６日（ハイブリッド開催：私大連会議室）
第２回幹事会：令和５年７月４日（ハイブリッド開催：私大連会議室）
第３回幹事会：令和５年10月17日（ハイブリッド開催：私大連会議室）
第４回幹事会：令和６年２月20日（ハイブリッド開催：私大連会議室）
第５回幹事会：令和６年３月22日（ハイブリッド開催：私大連会議室）

２）経過概要

第１回幹事会では、令和４年度中の幹事会に引き続き監事会議の開催に向けた要項及び事前確認事項（講師への事前質問、グループ討議希望課題、自己紹介等）の検討を行い、５月上旬に参加者募集を開始した。第２回幹事会では、申込状況、講師への事前質問、グループ討議希望事項等を踏まえ、グループ編成方針や運営方法等を確定し、開催に向けた準備を進めていくこととした。

第３回並びに第４回幹事会においては、令和５年度監事会議の振り返りを踏まえて令和６年度監事会議の開催方針を確認した。第５回幹事会では、開催要項案を基に詳細を協議し、講師候補者への依頼、加盟法人への案内準備を進めていくことを確認した。

（３）成果の概要

１）令和５年度監事会議

開 催 日：令和５年８月21日（月）
場　　所：アルカディア市ヶ谷（講演のみオンライン配信）
参加対象：監事会議登録者及び会員法人の監査職等関係者

参加者数：92法人194人（対面67人、オンライン127人）

プログラム：

担当理事挨拶

矢　口　悦　子（監事会議担当理事、学校法人東洋大学学長）

講演１　「私立学校法の改正等について」

村　上　良　行　氏（文部科学省高等教育局私学部参事官）

講演２　「私立学校法の改正と監事監査実務－改正法の施行に向けて」

大河原　遼　平　氏（TMI総合法律事務所パートナー弁護士）

グループ討議

８グループに分かれ、講演をもとに各会員法人の私学法改正等への対応や監事としての取組について課題を共有し、情報交換を行った。

４－２－５－２　監事監査業務への理解及び監事監査機能の向上・促進への取り組み

（１）任務

「監事監査ガイドライン－令和４年度版」を基に、外部環境の変化等に応じて修正し、同ガイドラインの令和５年度版を刊行する。また、これまで６回実施した「監事監査実態アンケート調査」を検討・実施し、その結果を会員法人に報告する。

この成果及び現在監事監査に求められている役割等を踏まえ、監事監査のあり方とその支援体制等を検討する一助として情報提供を行う。

（２）事業の経過

１）幹事会開催時期、開催回数、場所

第１回小委員会〔調査〕：令和５年９月28日（オンライン開催）

第１回小委員会〔ガイドライン〕：令和５年11月20日（ハイブリッド開催：私大連会議室）

第２回小委員会〔ガイドライン〕：令和６年１月22日（ハイブリッド開催：私大連会議室）

２）経過概要

①令和５年度「監事監査実態アンケート調査」の実施

令和５年３月23日に設置された小委員会〔調査〕において検討を行った調査項目について、第１回幹事会で確定し、６月に会員法人理事長宛てに回答を依頼した。調査結果については「速報版」をとりまとめ、８月の監事会議参加者へ参考資料として配付した。

その後、第１回小委員会〔調査〕において集計方法の取りまとめ方針を検討し、報告書としてとりまとめた。12月に当会議登録者並びに会員代表者、加盟法人の理事長へ送付し、当連盟webサイト（会員専用ページ）に掲載した。

②令和５年度版「ガイドライン」の策定

令和５年度版の検討にあたっては、第２回幹事会において意見交換を行った結果、１）監事として令和５年度に検討・留意すべき事項をまとめて示しておく必要がある（例えば、内部統制システムの整備に関する準備や、ガバナンス・コードの改訂等と平仄を合わせる等）、２）

令和４年度版の各章の現記載内容において、今次の私立学校法改正において改訂される部分については、本文に脚注等を明示し、各章末にまとめて改正関連のコメントを入れるなどの対応が必要である、という２点にポイントが絞られた。また、第３回幹事会においては、令和５年度監事会議における講演内容等も踏まえ、改めて上記の方向性で取りまとめていくことを確認した。

その結果、基本的には現行私立学校法をベースとした取りまとめを旨としたことを踏まえ、監事として特に留意すべき事項については、【改正私立学校法の適用に向けた監事の視点からの留意事項】として取りまとめ、ガイドライン内の章立ての最後に掲載した。また、令和５年度版については令和４年度版をベースとした改訂であることを踏まえて「令和５年度改訂版」とし、３月下旬に当会議登録者並びに会員代表者、加盟法人の理事長へ送付し、当連盟webサイト（会員専用ページ）に掲載した。

（３）成果の概要

１）調査

調 査 名：令和５年度監事監査実態アンケート調査

実施時期：令和５年６月１日～７月24日

中間報告：「令和５年度監事監査実態アンケート調査」結果（速報版）を監事会議での参考資料として配付（令和５年８月）

集計結果：『令和５年度監事監査実態アンケート調査』刊行（令和５年12月）
私大連webサイト「資料・刊行物」に会員限定で掲載

２）ガイドライン

『監事監査ガイドライン〔令和５年度改訂版〕』刊行（令和６年３月）

私大連webサイト「資料・刊行物」に会員限定で掲載

４－３　大学経営人材の養成

４－３－１　研修委員会

（１）任務

私立大学の競争力向上のための専任教職員の資質・能力の向上並びに戦略的な視点・アプローチに基づく思考・発想方法の修得等に資する研修を実施する。ポストコロナの私大連研修体系のあり方検討小委員会の検討結果（令和４年度）に基づき、令和５年度は、各研修運営委員会等において議論・検討した対面、オンライン、オンデマンドの最適の組み合わせによる開催方法にて、それぞれの研修を実施する。

具体的には、加盟大学におけるアドミニストレーターの養成をコンセプトとし、一定の年齢層を意識しつつ、段階に応じたねらいを設定した①アドミニストレーター研修、②業務創造研修、③キャリア・ディベロップメント研修、新任管理職者を対象とした④新任管理職研修、私立大学職員の戦略的な視点・アプローチに基づく思考・発想のトレーニングのための⑤創発思考プログラム、ＰＤＣＡサイクル構築実践のための⑥ＰＤＣＡサイクル修得プログラムを実施する。

また、若手職員向けの研修コースとして、大学の基礎知識に関する情報をweb上で配信・提供する⑦オンデマンド研修の配信を行う。

さらに、令和５年度は、新たな小委員会を設け、令和６年度からの実施を目標に、経験者採用（中途採用）職員を対象とした研修の企画案を検討・作成する。また、新任部長職を対象とした研修について、その実施の可否を含めて検討に着手する。

（２）事業の経過

１）委員会開催時期、開催回数、場所

第１回：令和５年８月９日（オンライン開催）

第２回：令和５年10月５日（アルカディア市ヶ谷）

第３回：令和５年12月12日（オンライン開催）

第４回：令和６年１月31日（オンライン開催）

第５回：令和６年３月22日（アルカディア市ヶ谷）

２）経過概要

第１回研修委員会においては、前年（令和４年）度の研修事業の収支決算状況について報告を受けるとともに、各研修の参加申し込み状況、すでに実施した研修の参加者アンケート結果等について情報共有を行った。また、新たに新研修検討小委員会を設置することを正式に決定し、そのメンバーについても正式に決定した。

第２回委員会では、新研修検討小委員会における検討状況について報告を受け、意見交換を行った。また、企画会議から依頼のあった４年に１度の「事業自己点検・評価に関する調査（４カ年）」の回答記載内容の案について意見交換を行い、一部文言を修正して成案とした。

第３回委員会では、令和５年度各研修の実施状況について各運営委員長、担当委員から報告を受けるとともに、小委員会において検討している経験者採用職員研修（仮称）について、研修の目的、研修開催日程等概要、講師候補者、研修プログラムの流れ等について、小委員会座長の扇委員から詳細に報告・説明があった。質疑応答、意見交換を経て、講師候補者も含め今回の小委員会案の方向性を承認し、引き続き小委員会で詳細な検討を行ってもらうこととした。

第４回委員会では、次年度各研修の実施計画（概要）について、各研修運営委員長、担当委員から報告・説明があった。小委員会座長の扇委員からは、経験者採用職員研修（仮称）の検討状況についての報告とともに、新任部長職研修（仮称）についての検討結果についても報告があった。新任部長職研修（仮称）については、令和７年度の実施を想定したうえで、実施の可否も含め令和６年度に検討を継続し結論を得るとのことであり、これを了承した。また、令和５年度一部研修において、参加者の最終レポート提出に関する不適切な事案が発生したことから、「修了証発行に関する各研修共通ガイドライン」に一部文言を追加して改定を行った。

第５回委員会では、令和５年度５研修（アドミニストレーター研修、キャリア・ディベロップメント研修、業務創造研修、ＰＤＣＡサイクル修得プログラム、創発思考プログラム）における修了証発行状況についての報告とともに、アドミニストレーター研修の最優秀レポート選出結果についての報告があった。また、令和２年度～令和５年度の今中期事業期間における研修委員会の活動について振り返り総括するとともに、次期中期事業期間に向けての課題等について意見交換を行った。さらに、令和６年３月末をもって大野高裕委員長（早稲田大学）、小橋康昭委員（関西学院）、

近藤恭子委員（同志社）、柚木尚美委員（修道学園）、金田淳一委員（法政大学）が退任されることから、ひと言ずつ挨拶があった。

４－３－１－１　新規研修の検討・企画

（１）任務

ポストコロナの私大連研修体系検討小委員会の検討結果に基づき、新たに経験者採用（中途採用）職員を対象とした研修の企画案を検討・作成する。令和６年度からの実施をめざす。また、新任部長職を対象とした研修について、その実施の可否を含めて検討に着手する。

（２）事業の経過

１）小委員会開催時期、開催回数、場所

第１回：令和５年６月１日（オンライン開催）
第２回：令和５年８月18日（オンライン開催）
第３回：令和５年９月20日（オンライン開催）
第４回：令和５年11月28日（オンライン開催）
第５回：令和６年１月12日（オンライン開催）

２）経過概要

令和４年度に研修委員会のもとに設置された「ポストコロナの私大連研修体系検討小委員会」の検討結果に基づき、令和５年度に研修委員会のもとに新たに「新研修検討小委員会」を設置し、①令和６年度の実施に向けて経験者採用（中途採用）職員を対象とした「経験者採用職員研修（仮称）」の企画（募集要項）案を作成すること、②新任部長職を対象とした研修（「新任部長職研修（仮称）」）について、実施の可否も含めた検討を行うこととした。

第１回の会合では、本小委員会の任務とスケジュールを確認後、「経験者採用職員研修（仮称）」の実施について意見交換した。具体的には、「研修の検討にあたっては、各大学でどういった目的・位置づけで経験者採用を行っているのか把握する必要があること」、「過去にも管理職研修や経験者採用職員研修の実施について検討したことがあるが、近年、大学から大学への転職やワークライフバランスを考慮した転職、地元で働きたいという転職などが増えていて、状況が変わってきているので、今回、仕切り直しであらためて検討することが必要であること」、「プログラムの検討にあたっては、須田氏（上智大学）が作成した私大連のオンデマンド講義『中途入職者の心得～アドミニストレーターを目指すための第一歩～』の活用を前提に進めること」、「経験者採用職員にとって大学にきて難しい点としては、教員との距離感をつかむことと、学内での意思決定について、法人部門と教学部門の意思決定の方法（違い）に戸惑いを持っていること」、「教員と職員の関係性を含め大学の特性を知ってもらうことは重要だが、あまり理解を促してしまうと、経験者採用職員に期待する部分を弱めてしまう可能性があること」、「グループ討議では、自由討議にしてしまうと不満ばかりが出てくることが予想されるため、ファシリテーターの必要性も含め、何らかの道筋をつける必要があること」などの意見が挙げられた。

また、今後の進め方としては、加盟大学における経験者採用職員の実態（転職時に感じた違和感（障害・障壁）、違和感への対応、大学等のサポートの必要性・内容）を把握し、経験者採用職

員研修の検討の参考とするために、当小委員会の委員校（７大学）において、転職後３年以上経過している職員を対象にヒアリングを実施することとした。

【ヒアリングにおける質問項目】

①転職後（１～３年）の間に、どのような違和感（障害、壁）がありましたか

②ご自身の能力、スキル、経験を発揮するにあたり、どのような障害や壁がありましたか

③どのようにその障害や壁を乗り越えましたか、あるいは、乗り越えようとしましたか

④転職後（１～３年）の間に、どのような機会（外部研修を含む）があれば、その障害や壁を乗り越えやすかったでしょうか

第２回の会合では、各委員から対応したヒアリング内容について説明があり、その後、扇座長から、「経験者採用職員研修（仮称）」の目的に関連して、「①大学職員として、変革を担うことを期待されていることに気づいてほしい（再認識してほしい）」、「②自らの意思で、キャリア転換したことを後悔してほしくない」、「③高等教育業界を取り巻く環境（政治、経済、社会、技術）を俯瞰して捉え、自分が実現したいこととの接点を自分の言葉で表現し、行動につなげてほしい」の３点を伝える研修とすることと、ヒアリングにおいて挙げられた課題について、「自己管理領域（自分でどうにかできる領域）」として、「仕事を覚える」、「人間関係を構築する」、「大学を知る、運営組織を知る」、「キャリアを長いスパンで捉える」、「悩み・迷いの解決の糸口を見出す」、「自己管理領域外」としては、「組織風土（縦割り、保守的、閉鎖的）」、「マネジメント意識の欠如」、「変化を避ける組織集団」、「属人的・定型的な業務プロセス」、「曖昧な期待・役割」に整理することができ、本研修の検討にあたっては、「自己管理領域」の課題に焦点をあてることの提案があり、その後、意見交換を行い、①～③に加えて「自大学について理解すること」を追加した４点を伝える研修とすることとした。

また、私大連の研修体系における位置づけとしては、既存の研修（主に、キャリア・ディベロップメント研修、業務創造研修、アドミニストレーター研修）の入り口の研修として位置づけ、本研修に参加したうえで、自身の課題や関心等に応じて既存の研修を受講するきっかけとなるように設計することとした。

その後、募集対象と参加要件について検討し、各委員の所属大学における経験者採用職員の採用年齢を踏まえ、募集年齢については、「25歳～35歳」として、参加要件としては、「大学以外（一般企業等）から大学に転職後、２年目から５年目の加盟大学の専任職員」とすることとした。また、募集定員・開催日程（回数・期間）について意見交換を行い、募集定員については、「既存の研修における１回で実施しているものを参考にすると30名程度が妥当だが、各大学において、例えば入職２年目の経験者採用職員は全員参加させたいという意向があったときに早々に定員を満たしてしまう可能性があること」、「グループ討議を含めどのような運営方法にするかによって募集定員も変わってくるが、グループ討議における１グループあたりの人数は最大６名とすること」、「グループ討議の運営にあたっては、ファシリテーターを配置した方が良いこと」、「グループ討議では、誰かしらファシリテートする人は必要であるが、他方、立ち上げの際には、例えば研修委員会の委員がグループに入ってファシリテートするという方法が望ましいが、長い期間この研修を実施することを想定した場合に、どのような運営体制が良いのかといった視点もあわせて考える必要があること」、「大きな視点として、多くの方に参加してもらうことを目標とするのか、研修効果（質）を上げる方に力点を置くのかのどちらなのかということで、多くの応募が想定されるのであれば、１グループに１人のファシリテーターを置くのは断念して、プログラムデザイン（講師の

ファシリテーションスキル）の方でカバーすることも考えられること」などが挙げられた。開催日程については、「開催の回数として同じものを２回開催することも考えられるが、初年度から２回開催することは難しい部分もあるため、１度実施してみて２年目以降増やすこと」、「１回あたりの募集定員は30名として、開催地を変えて同じものを複数回実施することで、大学によっては参加しやすくなることやより多くの方が参加できること」などが挙げられた。

今後の進め方としては、第２回会合における意見交換を踏まえ、扇座長と事務局で参加者募集要項（案）を作成し、第３回会合で検討を進めることとした。

第３回の会合では、「経験者採用職員研修（仮称）参加者募集要項（案）」に基づき協議し、開催日程（回数・期間）については、１日（11時～18時）の研修を東京で１回開催すること、募集定員については30名とし、対面（集合）による開催のみとしオンラインは併用しないこととした。また、プログラムは、「オンデマンド講義【事前】」、「事前レポート【事前】」、「講演①：大学経営改革と職員の役割について」、「講演②：経験者採用職員からの経験談について」、「グループ討議」、「交流会」、「事後レポート」とすることとした。

なお、上記の協議結果を踏まえた「経験者採用職員研修（仮称）参加者募集要項（案）」については、令和５年10月５日に開催された令和５年度第２回研修委員会にて報告し、基本線についての了承を得た。

第４回の会合では、「経験者採用職員研修（仮称）」のコンテンツについて協議した結果、「オンデマンド講義【事前】」、「事前レポート【事前】」、「講演：経験者採用職員からの経験談について」、「講義・グループ討議」、「交流会」、「事後レポート」とすることとした。また、「講義・グループ討議」の講師として、国家資格のキャリアコンサルタントや二級キャリアコンサルティング技能士の資格を取得していることや立命館大学で人事部の課長の経験もあり、人事の職員の目線から見て、活躍している経験者採用職員の方と活躍していない方の感覚知も踏まえたファシリテートを期待できることから、前田真志氏（立命館アジア太平洋大学事務局次長、アドミッションズ・オフィス課長）に打診・相談することとした。

また、新たに「新任部長研修（仮称）」の令和７年度からの実施の可否を含めた意見交換を行い、実施する場合の目的の一つとしては、部長は大課長ではなく、課長までに期待される役割とはまったく異なり、完全に経営者サイドになることを自覚するなど意識の切り替えが必要であることを伝えることとし、そのことを学内の教職員以外の第三者から伝えてもらうことが有効であることを確認した。

第５回の会合では、「経験者採用職員研修（仮称）」の講師候補の前田真志氏にも出席いただき、「経験者採用職員研修（仮称）」の実施概要案について説明いただいた。その後、委員との意見交換をした結果、コンテンツの一つとして予定していた「講演：経験者採用職員からの経験談について」は、前田氏にご担当いただく「講義・グループ討議」のなかで適宜、参加者の経験談等を共有する機会を設定することとし、参加者募集要項のコンテンツから削除することとした。また、「オンデマンド講義【事前】」については、須田誠一氏（上智大学職員）の「中途入職者の心得～アドミニストレーターを目指すための第一歩～」を視聴必須講義とし、沖清豪氏（早稲田大学文学学術院教授）の「大学の歴史・私学の歴史」、松坂浩史氏（文部科学省）の「高等教育の動向と私立大学」、加賀俊策氏（文化庁政策課企画係長）の「文部科学省と私立大学」の３本については、視聴推奨講義とすることとした。以上の検討結果を踏まえ、「経験者採用職員研修（仮称）参加者募集要項（案）」をとりまとめることとした。また、「新任部長研修（仮称）」についても意見交

換を行った結果、「新任部長研修（仮称）」を実施するという方向性を確認し、令和７年度を実施初年度と想定したうえで、令和６年度研修委員会（小委員会）において実施の可否も含めて引き続き検討することとした。小委員会において、各委員から提出された「講演において講師から伝えてほしいこと」に基づき、令和６年度に講師候補者の検討とあわせて「目的」や「プログラム」等について検討を行うなかで、実施の可否についても最終的な結論を出すこととした。

その後、令和６年１月31日に開催された令和５年度第４回研修委員会において、「令和６年度経験者採用職員研修（仮称）参加者募集要項（案）」及び「新任部長研修（仮称）」の検討結果について報告し、了承された。あわせて、小委員会での検討結果を踏まえ、「経験者採用職員研修」を正式な研修名とすることを決定した。

（３）成果の概要

令和５年度はなし

４－３－１－２　創発思考プログラムの企画・実施

（１）任務

既成概念にとらわれない斬新かつ戦略的な視点・アプローチに基づく思考・発想方法の修得に特化した研修を企画、運営する。

（２）事業の経過

１）委員会開催時期、開催回数、場所

第１回打合せ会：令和５年５月16日（オンライン開催）

第２回打合せ会：令和５年12月５日（オンライン開催）

第３回打合せ会：令和６年２月２日（オンライン開催）

※研修委員会担当委員と講師との打合せ会を開催した。また、運営委員会を置いていないため、上記のほか、必要に応じて、研修委員会担当委員との間でメール審議を行っている。

２）経過概要

本プログラムについては、運営委員会を廃止したことにより、令和３年度からは研修委員会に担当委員をおいてプログラムの企画・運営を所管している。現在、研修委員会の金田淳一委員（法政大学）、西野毅朗委員（京都橘大学）が担当している。

令和５年度については、令和４年度と同じくオンラインによるプログラムを実施することとし、半日のプログラムを２回に分けて開催することで、募集対象者である若手職員がより参加しやすい環境下でプログラムを提供することとした。また、令和５年度から、「各回の参加者アンケートの回答や研修後のアクションプランの提出を含め、全プログラムを修了した参加者には修了証を授与する」こととした。

令和５年度の参加者募集については、７月10日に開催案内を加盟大学宛に送付し、募集を開始した。その後、８月25日に申し込みを締め切り、募集定員をはるかに上回る申込み（36大学45人）があり、30人受入れ予定を36人受入れへと定員の上限緩和を行い、最終的に34大学36人の参加を決定した。

研修後に開催した研修委員会担当委員と講師との打合せにおいて、今年度のプログラムの振り返りを行うとともに、次年度については、①実施形態としては、事前研修に「オンデマンド講義」を活用しつつも、研修会は「対面」で実施、②研修日程は、10月もしくは11月の金曜日・土曜日を利用した２日間（初日は午後からプログラム開始、夕方に「交流会」開催、２日目は午前中・午後とプログラムを行い、遠方からの参加者を踏まえ夕方には閉会）、③開催場所は東京、④募集定員は、今年度の30名から36名に変更、⑤事前課題の「オンデマンド講義」の一部改変（現在の「オンデマンド講義」は、振り返りの講義においてオンライン開催の「創発思考プログラム」の案内があるため）とすることとした。

（３）成果の概要

１）創発思考プログラム

【第１回研修】開催日：令和５年10月18日

【第２回研修】開催日：令和５年11月１日

①開催形式：オンライン（Zoom利用）

②参加者数：36人（34大学）

③講　　師：北　村　士　朗　氏（インストラクショナルデザイナー／インストラクター（フリーランス）、熊本大学・放送大学 非常勤講師）

藤　本　　徹　氏（東京大学大学院情報学環准教授）

【修了証発行】

授与条件を満たした参加者36名（全員）に修了証を発行した。

４－３－１－３　新任管理職研修の企画・実施

（１）任務

管理職（課長）就任後３年以内の職員を対象に、管理職に必要な部下育成、メンタルヘルス、組織のマネジメント等に関する基礎的知識･スキルの修得・向上を目的とした研修を実施する。

（２）事業の経過

１）委員会開催時期、開催回数、場所

第１回打ち合わせ会：令和５年５月９日（オンライン開催）

第２回打ち合わせ会：令和５年11月22日（オンライン開催）

２）経過概要

令和５年度の研修は、昨年度と同様の内容で、２日間のスケジュールにて実施することとした。令和５年５月９日に藤村講師、担当委員（西岡委員、原委員）、事務局による第１回打ち合わせ会を開催し、詳細について検討した。

事前自己学習の「高等教育の動向に関する講義」（松坂浩史講師）については、複数年度にわたり継続的に利用できる内容としていたことから、今年度も研修発足当初から引き続き、配信した講義を使用することとした。ただし、本講義については今年度までの利用とし、来年度は新たなものを収録し直す方向で準備を進めていくこととした。

「組織・人材マネジメントに関する講義」のプログラムについては、管理職が対象であることを勘案し、令和５年10月13日及び14日の金曜日と土曜日の２日間で実施することとした。また、当該講義の事前課題である指定書籍については、『なぜ危機に気づけなかったのかー組織を救うリーダーの問題発見力ー（英治出版）』に変更することとした。なお、ペーパーレスの観点から配付資料はデータのみでの配付とすることにした。

令和５年７月３日から令和５年８月25日まで参加者の募集を行い、63名の申し込みがあった。会場の収容能力や講師による各グループワークへのアドバイス対応等の関係上、当初の予定どおり48名に絞って受け入れることとした。

当研修は参加者間の親睦を深めることも目的の一つであることから、１日目に「懇親会」を実施した。懇親会は２部制にし、前半は当日のグループメンバーで、後半は翌日のグループメンバーで実施した。なお、昨年度はコロナ禍における開催であったため、懇親会では飲食の提供を行わず名刺交換のみとしたが、今年度は、立食形式により懇親会を開催した。

研修終了後の参加者アンケートの結果は、前年度と同様高評価であった（４点満点中3.8点）。参加者アンケートの結果を踏まえ、令和５年11月22日に藤村講師、担当委員（西岡委員、原委員）、事務局による第２回打ち合わせ会を開催し、今年度の研修の振り返りと来年度の開催に向けての内容並びに募集人数について検討した。事前自己学習「高等教育の動向と私立大学」（オンデマンド動画）については、令和３年度に作成したもので古い情報となるため、事務局で講師の松坂氏と連絡を取り合い、内容を更新することとした。また、第２回研修委員会（10月５日開催）にて、本研修における参加者の定員超過数が他研修に比して多く、今年度は15名の参加を断らざるを得なかったことから、募集人数を増やしてはどうかと意見があった。それを踏まえて、次年度は募集人数を48名から60名へ拡大することとした。

（３）成果の概要

１）事前自己学習

オンデマンド講義「高等教育の動向と私立大学」の視聴

講師　松　坂　浩　史　氏

文部科学省大臣官房総務課長（収録時　独立行政法人日本スポーツ振興センター理事／文部科学省高等教育局私学部私学行政課長）

２）研修

①開 催 日：令和５年10月13日（金）～14日（土）２日間

②開催形式：対面集合開催

③会　　場：ＡＰ市ヶ谷　８階会議室

④参加者数：46名（38大学）

⑤事前課題：書籍名『なぜ危機に気づけなかったのかー組織を救うリーダーの問題発見力ー』

著者名　マイケル・A・ロベルト（著）　飯田恒夫（翻訳）

出版社　英治出版

⑥プログラム：

＜１日目＞

・講義「組織・人材マネジメント」

１．管理職とは何をする人なのか？―管理職の役割を理解する―
２．大学教育はどのように役立っているのか？―自分たちの仕事に自信を持つ―
３．部下との関わり方を考える―メンタルヘルスのメカニズムを知る―
講師：藤　村　博　之　氏
（独立行政法人 労働政策研究・研修機構理事長、法政大学名誉教授）

・懇親会

＜２日目＞

・講義「組織・人材マネジメント」
４．部下の育て方を考える―「教えない教育」が基本―
５．部下を活かす評価制度とは？―部下との信頼関係を築くために―
６．組織開発と職場力の向上を考える―リーダー、マネジャーとしていい仕事をするために―
講師：藤　村　博　之　氏
（独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長、法政大学名誉教授）

３）各グループの全体発表資料
研修会後、manaba本コースにて掲載

４－３－１－４　オンデマンド研修の配信とコンテンツ開発

（１）任務

平成25年度より本格実施している「オンデマンド研修」を、大学職員としての知識修得をより一層高めることを目的として、令和３年度にコンテンツを大幅に充実させ、令和４年度より従来の「初級コース」に、新たに中堅職員向けの「中級コース」を設け、webによるオンデマンド方式により配信し、受講者に提供を行う。また、オンデマンド研修検討小委員会では、必要に応じて新規コンテンツの企画・制作を行うとともに、既存のコンテンツの更新についても、適宜検討を行う。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所
第１回：令和５年４月27日（アルカディア市ヶ谷）
※上記のほか、必要に応じて、研修委員会専門委員との間でメール審議、メール承認を行っている。

２）経過概要

令和２年度に行った研修体系の見直し結果に基づき、令和３年度において従来の「オンデマンド研修（大学職員基礎コース）」のコンテンツをベースに若手職員向け「初級コース」として再構築を行った。令和４年度には新たに中堅職員向けのコンテンツを制作し「中級コース」を設けて、視聴用のweb画面のリニューアルも行い、「初級コース」「中級コース」の区分も明確にし、配信を行っている。令和５年度は、視聴用のweb画面に「What's New」を設けて、新規コンテンツをトップ画面に配置するよう工夫を行った。令和５年３月末日時点で、「初級コース」23本（総視聴時間：約37時間11分）、「中級コース」11本（総視聴時間：約16時間35分）のコンテンツラインナッ

プでの配信を行っている。

令和５年度の受講申込みについては、３月１日に開催案内を加盟大学宛てに送付し募集を開始し、年３回（令和５年３月22日、４月19日、５月24日）の締切日を設けるとともに、申込み締切日以降も随時受付を行った。令和６年３月末日の受講者数は、86大学1,105人である。令和５年度の受講者の大学数は、75大学であったことから、昨年度よりも11大学増えている。

なお、オンデマンド研修については、平成25年度の正式配信開始以来、受講料、手数料等はいっさい徴収せずに無料としてきたが、受講登録者の受講状況を調べたところ、受講登録だけ行って、１年間結局アクセスも視聴もされない方が少なくないことがわかった。そのため、令和５年度より、受講者本人に受講用の個人IDとパスワードを発行し、登録いただいたメールアドレス宛てに、新規コンテンツの配信情報等を適宜、送信するために「ID発行手数料」として、令和５年度募集分から、１人につき年間1,000円を徴収することとした。併せて、受講のための個人IDとパスワードの発行並びに視聴環境等に関する問合せ対応、ID発行手数料の徴収等については、(株)早稲田大学アカデミックソリューションに業務を委託することで、事務局の業務負担を軽減している。

また、オンデマンド研修は、一方向の動画視聴となることから、コミュニケーションの一環として、令和５年度より新規で、「NEWS LETTER」を定期的に作成し、受講者と人事等担当者宛てに、Vol.01（５月30日配信）Vol.02（６月30日配信）Vol.03（７月28日配信）Vol.04（８月30日配信）Vol.05（９月30日配信）Vol.06（10月31日配信）Vol.07（11月30日配信）Vol.08（12月22日配信）Vol.09（２月13日配信）Vol.10（３月26日配信）の全10回配信した。

小委員会では、必要に応じて新規コンテンツの企画・制作を行っており、令和５年度に中級コースにおいて「－職場ですぐに使えるーアンケート分析のための統計実践」を新たに制作し、令和６年４月１日より配信を行う予定としている。

（４）成果の概要

令和５年度オンデマンド研修コンテンツ

カテゴリー	分野	初級コース	中級コース
１．日本の私立大学と関連機関・制度等	Ａ．歴史	1A101 大学の歴史・私学の歴史 沖　清豪　氏 （早稲田大学文学学術院教授） 【平成24年度制作】	
	Ｂ．法律	1B101 私立大学の基本法令 松坂　浩史　氏（文部科学省） 【平成24年度制作】 【平成27年度追補版配信】	1B201 大学における法的問題への対応 ～知識と対応の基本～ 西澤　宗英　氏 （青山学院大学法学部教授） 【平成25年度制作】
	Ｃ．政策	1C101 文部科学省と私立大学 加賀　俊策　氏 （文化庁政策課企画係長） 【令和３年度制作】	1C202【新任管理職研修提供】 高等教育の動向と私立大学 松坂　浩史　氏 （独立行政法人日本スポーツ振興センター理事／元文部科学省高等教育局私学部私学行政課長） 【令和３年度制作】

カテゴリー	分野	初級コース	中級コース
１．日本の私立大学と関連機関・制度等	Ｄ．制度	1D101 認証評価制度の基礎知識 工藤　潤　氏 （大学基準協会事務局長） 【平成25年度制作】	
		1D102 設置認可届け出制度の基礎知識 第１章：渡邉　英司　氏 （上智大学総務局経営企画グループ主幹） 第２章：山本　幸一　氏 （明治大学研究知財事務室副参事） 第３章：岡田　雄介　氏 （龍谷大学入試部事務部長） 第４章：中島　　剛　氏 （帝塚山大学教学支援課長） 【令和４年度制作】	
	Ｚ．その他	1Z101 私学事業団について 佐藤　直也　氏 （日本私立学校振興･共済事業団） 【平成25年度制作】	
２．大学における業務運営	Ａ．教務	2A101 大学教務の基礎知識 根本　進　氏 （早稲田大学教務部） 【令和４年度制作】	
	Ｂ．学生支援	2B101 学生支援の今とこれから 田中　三恵子　氏 （実践女子大学・実践女子短期大学部学生総合支援センターキャリア・学生支援課　担当部長） 【監修】 伊藤　文男　氏 （追手門学院大学教授・教務部長） 【令和３年度制作】	
	Ｃ．入試広報	2C101 これからの入試部門担当者に求められること 加藤　建二　氏 （学校法人東洋大学理事・入試部長） 【令和３年度制作】	2C201 大学広報とブランディング 長野　香　氏 （学校法人立教学院広報室長・立教大学広報課長） 【令和３年度制作】

カテゴリー	分野	初級コース	中級コース
２．大学における業務運営	Ｄ．社会（地域）連携	2D101 社会（地域）との連携 【監修】 京都産業大学 社会連携センター 第１章：福井　唯嗣　氏 （経済学部教授） 第２章：寺崎　友芳　氏 （経済学部教授） 第３章：滋野　浩毅　氏 （現代社会学部教授） 第４章：木原　麻子　氏 （現代社会学部准教授） 第５章：福井　唯嗣　氏 （経済学部教授） 【令和４年度制作】	
	Ｅ．研究支援	2E101 研究支援の基礎知識 小澤　芳明　氏 （明治大学職員　参事） 【令和４年度制作】	2E201 産官学連携の基礎知識 野口　義文　氏 （立命館大学研究部事務部長・産学官連携戦略本部副本部長） 【令和３年度制作】
	Ｆ．財務・経理	2F101 私立大学の財政と私学助成 松本　雄一郎　氏 （学校法人中央大学常任理事・株式会社エデュース代表取締役） 【令和４年度制作】	2F201 学校法人会計基準の基礎知識 渡邊　徹　氏 （日本大学松戸歯学部経理長） 【改正学校法人会計基準対応版】 【平成27年度改訂版制作】
	Ｇ．質の保証	2G101 【PDCAｻｲｸﾙ修得ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ運営委員会提供】 ＰＤＣＡサイクルと大学における改革・改善のマネジメント 山本　幸一　氏 （明治大学教学企画事務室副参事） 【令和３年度制作】	2G201 【PDCAｻｲｸﾙ修得ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ運営委員会提供】 ＩＲ（Institutional Research）継続的改善（Institutional Effectiveness） 山本　幸一　氏 （明治大学教学企画事務室副参事） 【令和３年度制作】
		2G102 FD・SDの基礎知識 竹中　喜一　氏 （愛媛大学教育・学生支援機構教育企画室講師） 【令和３年度制作】	2G202 教学マネジメントの基礎知識 沖　裕貴　氏 （立命館大学 教育開発推進機構教授、教育・学修支援センター副センター長） 【令和４年度制作】

カテゴリー	分野	初級コース	中級コース
２．大学における業務運営	Ｈ．国際連携	2H101 【提供】 私大連国際連携委員会 大学における国際交流業務（基礎） 第１章：佐伯　孝夫　氏 （拓殖大学国際部長） 第２章：山田　英貴　氏 （早稲田大学国際部国際課課長） 第３章：岡　　宏美　氏 （慶應義塾大学学生部国際交流支援グループ課長） 第４章：木村　優里　氏 （同志社大学国際連携推進機構国際センター留学生課長） 第５章：　岡　　宏美　氏 （慶應義塾大学学生部国際交流支援グループ課長） 第６章：佐伯　孝夫　氏 （拓殖大学国際部長 ） 第７章：佐藤　和美　氏 （上智大学学術情報局研究推進センター事務長兼学事局グローバル教育推進室長補佐） 【令和４年度制作】	
	Ｚ．共通・その他	2Z101 大学の窓口対応 松井　明子　氏 （元立教大学職員） 【平成29年度制作】	
３．自己啓発・人材育成	Ａ．マインドセット	3A101 中途入職者の心得～アドミニストレーターを目指すための第一歩～ 須田　誠一　氏 （上智大学職員） 【令和３年度制作】	3A201 教職協働を考える 吉川　倫子　氏 （学校法人芝浦工業大学職員） 【令和３年度制作】
	Ｂ．マネジメント	3B101 セルフマネジメント１（ＰＤＣＡサイクル、タイムマネジメント） 株式会社エデュース／株式会社エデュースキャリアデザイン 【令和３年度制作】	3B201 マネジメント基礎１ （組織マネジメント） 高岡　淳　氏 (学校法人関西大学法人本部長) 【令和４年度制作】
		3B102 セルフマネジメント２（ストレスマネジメント、モチベーションマネジメント） 株式会社エデュース／株式会社エデュースキャリアデザイン 【令和３年度制作】	3B202 マネジメント基礎２ （人材マネジメント） 野地　整　氏 （早稲田大学職員） 【令和３年度制作】
４．その他	Ａ．会議運営	4A101 会議ファシリテーション入門 西野　毅朗　氏 （京都橘大学） 【令和３年度制作】	4A201 オンライン・ファシリテーション入門 西野　毅朗　氏 （京都橘大学） 【令和３年度制作】

カテゴリー	分野	初級コース	中級コース
４．その他	Ｂ．調査・統計	4B101 アンケートの作り方 向後　千春　氏 （早稲田大学人間科学学術院教授） 【平成25年度制作】	4B201 －職場ですぐに使える－ アンケート分析のための統計実践 重根　美香　氏/他 （早稲田大学アカデミックソリューション） 【令和５年度制作】
	Ｃ．思考・創発	4C101 【創発思考プログラム提供】 創発思考プログラム（入門編） 北村　士朗　氏 （インストラクショナルデザイナー、熊本大学大学院教授システム学専攻非常勤講師） 藤本　徹　氏 （東京大学大学院情報学環准教授） 【令和４年度制作】	
	Ｄ．課題発見	4D101 課題発見と解決の方法 藤村　博之　氏 （法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授） 【令和４年度制作】	

（注記１）薄い網かけのコンテンツは令和５年度に新規で制作したもの。

（注記２）講師の所属・役職はコンテンツ制作時のもの。

４－３－２　研修委員会　アドミニストレーター研修運営委員会

４－３－２－１　アドミニストレーター研修の企画・実施

（１）任務

アドミニストレーターに必要な理論・知識の修得を目的として、政策構想・実践力、組織運営力の向上に特化した研修を企画、運営する。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回：令和５年４月21日（オンライン開催）

第２回：令和５年８月１日（南山大学）

第３回：令和６年３月15日（立教大学）

※上記のほか、研修会開催時にも、オンラインで運営委員会を開催

２）経過概要

アドミニストレーター研修運営委員会では、コロナ禍を経験し、オンライン研修による一定程度の研修成果を上げることができたことを踏まえ、令和５年度は全６回の研修プログラムのうち、最初の第１回研修と、最後の第６回研修を対面による集合研修とし、第２回～第５回は、オンライ

ンによる実施とした。これにより全６回延べ８日間となり、開催日数を昨年度よりも一日増やした。

令和５年度の参加者募集については、３月14日に開催案内を加盟大学宛てに送付し募集を開始した。その結果、募集定員を上回る申込み（38大学39人）があった。対面による集合研修も実施することから、運営委員会において、研修成果の質の担保、また参加者間、参加者と運営委員との相互理解を深めるための最適な受け入れ人数を検討し、35大学36人の参加を決定した。

また運営委員会では、一部を対面による集合研修で実施することから、プログラム構成の検討を行った。事前学習（オンデマンド講義の視聴等も含む）、実績豊富な講師陣による講義、グループワーク、事後学習（グループワークレポートの作成）を併用することで、研修成果の向上に繋がるよう構成の組み立てを行った。なお、第１回研修における松坂浩史氏（文部科学省大臣官房総務課長）による講義については、「高等教育政策」から「高等教育情勢に関するトピックス深堀り」とタイトルを変更し、最新の高等教育政策について、状況説明に留まらずより掘り下げた内容で講義を行っていただくよう依頼をし、トピック１「令和５年私立学校法改正」、トピック２「高大接続改革・入試改革」、トピック３「高等教育における学修の実質化」とテーマを設けてより深堀りした内容での講義が行われた。第２回～第５回の研修では、大学経営を実践するプロフェッショナルとして必要な三つの分野（マーケティング、財務、組織・人材マネジメント）を中心に、「講義」では、その分野における知識を修得し、「グループワーク」では、ケース教材における仮想大学「享和大学」の課題を分析し、戦略立案を疑似体験することを通じて、大学改革の総合戦略（大学の戦略・企画）を策定する思考トレーニングを行った。

なお、アドミニストレーター研修では「研修のしおり」を作成し、本研修の全体像を参加者へ具体的に示すことにより、所属大学における業務と並行して長期にわたる研修を計画的に進められるよう取り組んでいる。また、前年度に引き続き、LMS（manaba）を使用し、講師からのレジュメデータの提供、参加者が作成したレポートの一括管理、研修に関する情報の一元化等を行っている。また、LMS（manaba）において、オリジナルグループと財務グループともに、全グループ個別の部屋（コース）を設定したことで、運営委員と参加者、参加者間の情報交換や人的交流の場としても活用され、積極的なコミュニケーションが図られている。

さらに、昨年度の運営委員会において、研修で使用しているケース教材について意見交換を重ね、時代背景に即した内容とすべく田尻前委員長を中心に全面改訂を行ったところであるが、令和５年度研修からは、同改訂版ケース教材を使用している。

（３）成果の概要

１）第１回研修

①開 催 日：令和５年５月27日（土）～28日（日）１泊２日間

②会　　場：セミナーハウス　クロス・ウェーブ梅田（大阪府大阪市）

③参加者数：35大学36人

④講義１「グループワーク向上研修」

湯　本　安岐予　氏（株式会社マネジメントサービスセンター講師）

講義２「高等教育情勢に関するトピックス深堀り」

松　坂　浩　史　氏（文部科学省大臣官房総務課長）

２）第２回研修
①開 催 日：令和５年６月24日（土）
②開催形式：オンライン開催
③参加者数：35大学36人
④講義３「大学のマーケティング」
田　中　正　郎　氏（青山学院大学名誉教授）

３）第３回研修
①開 催 日：令和５年８月５日（土）
②開催形式：オンライン開催
③参加者数：35大学36人
④講義４「大学におけるリスクマネジメント」
宗　像　　雄　氏（弁護士　関谷・宗像法律事務所）
講義５「大学の財務（基礎編）」
梶　間　栄　一　氏（公認会計士　梶間公認会計士事務所代表）

４）第４回研修
①開 催 日：令和５年９月16日（土）
②開催形式：オンライン開催
③参加者数：35大学36人
④講義６「大学の財務（実践編）」
渡　邊　　徹　氏（NPO法人学校経理研究会理事・学校法人東京家政学院監事）

５）第５回研修
①開 催 日：令和５年10月21日（土）
②開催形式：オンライン開催
③参加者数：35大学36人
④講義７「大学の組織・人材マネジメント」
都　丸　孝　之　氏（慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科
特任教授）

６）第６回研修
①開 催 日：令和５年12月２日（土）～３日（日）１泊２日間
②会　　場：セミナーハウス　クロス・ウェーブ幕張（千葉県千葉市）
③参加者数：35大学36人
④グループワーク最終発表

【グループワーク最終発表】
第１回～第５回の研修において、参加者は、４点のケース教材（「享和大学資料（本研修で使用する仮想大学に関する内容）」「マーケティング」「財務」「組織・人材マネジメント」）に基づ

き、享和大学の課題等についてグループワークを行った。第６回研修では、グループワーク最終発表を行い、享和大学に関する改善提案を策定し、成果の報告・共有を行った。最優秀グループには、Ｄグループ「享和大学改革プラン」（稲森裕実委員担当）が選ばれ、各メンバー所属大学の人事担当部署を通じて賞状を授与した。

【最終（個人）レポート】

参加者は、研修（全期間）終了後、所属大学への改善提案を策定し、レポートとしてまとめた。第３回アドミニストレーター研修運営委員会において最優秀レポートの選出が行われ、國守　浩輔氏（共立女子大学教務課課長）のレポート「テーマ：事業活動維持・発展につなげるファンドレイジングー共立女子学園基金設立における取組施策ー」を採択した。

【修了証発行】

36 名の参加者のうち授与要件（すべての講義およびグループワーク等のプログラムに積極的かつ建設的に参加し、事前・事後レポートおよび最終レポートにおいて、それぞれ求める要件を満たした者、かつプログラム中の欠席または提出物に遅延が無かった者）に該当する 31 名に修了証を授与した。

【報告書発行】

令和６年３月に「令和５年度アドミニストレーター研修報告書」を発行した。

４－３－３　研修委員会　業務創造研修運営委員会

４－３－３－１　業務創造研修の企画・実施

（１）任務

より広い視野で業務をとらえ直し、その創造・開発・領域拡大を進め、新たな価値を創造していく実践的力量を養うために、発想法・知識・スキルと政策形成力・業務推進力を身につけることを目的とした研修を企画し、運営する。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回：令和５年４月25日（オンライン開催）
第２回：令和５年８月４日（立教大学）
第３回：令和５年10月４日（オンライン開催）
第４回：令和５年12月１日（オンライン開催）
第５回：令和６年３月８日（立命館大学）

２）経過概要

本研修は参加者自らが設定したテーマについて調査・研究に取り組み、その成果を「企画提案書」並びに「研究レポート」としてまとめ、学内での企画提案における説得性のある表現を体得するプロセスに即したプログラムの組み立てを意図している。またその活動を支援するために、多様な視点や経験を有する参加者同士の交流による「学びと気づき」の体験を多く得られるよう、「ゼミナール」での議論を重視した構成になっている。

前年度の運営委員の感触、参加者アンケートの結果も踏まえ、令和５年度は平成31年度以前に行っていた対面による研修をメインに、ここ数年で得たオンライン研修の利点も活かすべく、集合及びオンラインをそれぞれ交互とする日程で全６回開催することにした。十分なゼミナール時間の確保と対面ならではの人的交流の場（懇親会等）を設定することで目的の遂行に留意した。

また運営面では、本研修でもLMS（manaba）を導入して、資料掲載、参加者による課題提出の一括管理、研修アンケート等、研修に関する情報の一元化を行うとともに、各ゼミナールの交流の場としても活用できるよう、研修効果の促進を図っている。昨年度は全３回のうち、対面が第３回の１日目のみと、ほぼオンライン研修での開催であったが、今年度は集合研修後にオンライン研修という日程のため、プログラム遂行及びゼミナール等の交流を上手く繋げて活かせるよう、運営委員とともにスケジュール調整を行った。

募集定員はオンライン開催を考慮して、昨年度40人の参加者受け入れとしていたが、今年度は集合研修も復活し、ゼミナールの更なる活発化を目指せることから、60人とすることにした。しかし、子育てなどの家庭の事情で１泊２日の集合研修×複数回への参加が難しい世代でもあり、申込者が少なく、結果的に参加決定者は40人となった。一方で、視察委員や参加者からは40人（１ゼミナール４人）はグループとして意見をしやすい、適切な人数であると結果に前向きな意見を得た。

第１回運営委員会では、参加者決定を行うとともに、研修の「しおり」掲載事項（タイムスケジュールなど）、ゼミナールの編成や「研究テーマ発表会」（第３回）及び「企画提案発表会」（第５回）におけるグループ編成についても方針を確定した。運営委員会で示された検討事項を整理し、研修資料へ反映した。以降の運営委員会では、実施した研修を振り返るとともに、次回研修のプログラム運営について確認し、全体の様子やゼミナールの進捗状況も考慮しつつ、より良い運営に向けて都度調整を行っている。

今年度全６回の研修のうち、３回（計６日間）を集合研修で開催し、運営委員においてもゼミナールメンバーと直接交流する機会が増え、より深化したフィードバックが実施できたと思われる。また、参加者間においても懇親会や研修時間外で活発な交流が見られたことは対面ならではの利点だと感じている。

研修の全日程を終了し、参加者全員の最終課題提出をもって、今年度の本研修は終了した。今年度最後の運営委員会では、参加者修了証の発行対象者の確認並びに最終課題の一つである研究レポートに対するコメントシートの調整を行った。また、今年度研修の気づきと成果を次年度の研修にどのように活かしていくかを議論した。

（３）成果の概要

１）第１回研修

開 催 日：令和５年５月22日（月）～23日（火）

場　　所：セミナーハウス クロス・ウェーブ梅田

参加者数：36大学40人

プログラム：

基調講演「これからの大学職員に求められる資質と能力」

村　田　　治　氏（関西学院大学前学長、経済学部教授）

講義「プロジェクト・マネジメントに関する講義①②」

牧　野　光　昭　氏（一般社団法人日本能率協会）

ゼミナール①②
懇親会

２）第２回研修
開 催 日：令和５年５月26日（金）
開催形式：オンライン開催
参加者数：36大学40人
プログラム：
講演「調査・データの収集方法に関する講義」
菊 池 健 司 氏（株式会社日本能率協会総合研究所）
ゼミナール③④

３）第３回研修
開 催 日：令和５年６月26日（月）～27日（火）
場 所：セミナーハウス クロス・ウェーブ船橋
参加者数：36大学40人
プログラム：
研究テーマ発表会
研究テーマ発表会振り返り
OB・OG体験談講演「『英語プログラムの開発による新たな留学生の獲得と日本人と留学生が共に学ぶ多様性にあふれた学部創造』の実現にむけて」
田 中 伸 弥 氏（立命館大学食マネジメント学部事務室事務長）
業務創造レクチャー「全学協働を通じた長期計画の編成～『基本構想400』の事例に学ぶ～」
岡 田 雄 介 氏（龍谷大学入試部事務部長、高大連携推進室事務部長）
シャッフルゼミナール
ゼミナール⑤

４）第４回研修
開 催 日：令和５年７月３日（月）
開催形式：オンライン開催
参加者数：36大学40人
プログラム：
講演「高等教育政策の動向」
柿 澤 雄 二 氏（文部科学省高等教育局企画官、高等教育企画課高等教育政策室長）
ゼミナール⑥⑦

５）第５回研修
開 催 日：令和５年10月26日（木）～27日（金）
場 所：アルカディア市ヶ谷
参加者数：35大学39人

プログラム：
企画提案発表会
企画提案発表会振り返り
ゼミナール⑧⑨⑩
懇親会

６）第６回研修
開 催 日：令和５年10月30日（月）
開催形式：オンライン開催
参加者数：35大学39人
プログラム：
ゼミナール⑪⑫

【最終課題、コメントシート】
参加者が最終課題（研究レポート、企画提案書）を提出し、それに対する運営委員会からのコメントシートを参加者に送付した。
【修了証】
授与条件を満たした参加者（39名）に修了証を発行した。
【報告書発行】
令和６年３月に「令和５年度業務創造研修報告書」を発行した。

４－３－４　研修委員会　キャリア・ディベロップメント研修運営委員会

４－３－４－１　キャリア・ディベロップメント研修の企画・実施

（１）任務
大学経営に関わる幅広い知識を備え大学経営を実施するプロとしてのアドミニストレーター像を考え、私立大学専任職員としての意識づけを目的とした研修を企画し、運営する。

（２）事業の経過
１）委員会開催時期、開催回数、場所
新委員レクチャー：令和５年４月20日（オンライン開催）
第１回：令和５年４月20日（オンライン開催）
第２回：令和５年６月２日（オンライン開催）
第３回：令和５年６月12日（ハイブリッド開催：アルカディア市ヶ谷）
第４回：令和５年６月27日（セミナーハウス　クロス・ウェーブ梅田）
第５回：令和５年７月24日（ハイブリッド開催：アルカディア市ヶ谷）
第６回：令和５年８月30日（都市センターホテル）
第７回：令和５年10月２日（ハイブリッド開催：アルカディア市ヶ谷）

２）経過概要

昨年度の本研修はオンライン形式を中心に、日帰りの集合研修（第４回）、１泊２日の集合研修（第７回）を取り入れ、全７回実施した。新型コロナウイルス感染症対策を講じ少々制約のあるなかでの実施ではあったものの、運営委員会において集合形式で研修を実施する意義を再確認するとともに、参加者アンケートでも、より集合形式を増やした開催を望む声が多くあったことから、今年度の研修については「ディベート」を復活させ、従前どおり「ディベート」と「共同研究」の二枚看板で構成するプログラムとすることとした。

今年度研修は令和５年３月14日から令和５年４月13日まで参加者の募集を行い、58人の申し込みがあった。運営委員会において検討の結果、56人の受け入れを決定した。なお、令和５年10月時点で３名が途中での参加辞退となった。

プログラムの内容についても改善を図った。特に研修の要である「ディベート」と「共同研究」について、従前の対面開催時には、それぞれガイダンスを含む対面での準備日程は１日のみであり、その後本番までの準備は各グループの自主性に委ねていた。今年度は、コロナ禍でのオンライン開催の経験を活かし、両プログラムともに本番までの間に１日オンラインでの日程を設け、進捗確認や準備を行えるよう工夫した。なお、昨年度に引き続き、オンライン開催日程においても運営委員はアルカディア市ヶ谷に任意集合し、オンライン参加の運営委員と会場を接続する研修本体とは別のオンラインミーティングを並行して稼働させることで、研修中に運営委員間での情報交換ができるようにした。更に、運営委員による共同研究全体発表会のグループ評価について、昨年度は手書きの評価用紙を収集していたが、今年度はファイル共有サービスを用い、各グループへの評価をパソコン上で同時入力することで一つのデータへ即時集約を可能とし、全体発表会終了後の委員長講評資料作成時間が大幅に削減されるなど、プログラム運用面でも工夫を図った。

なお、今年度のディベート実践については、１グループの人数が４名～５名と以前ディベートを行っていた頃よりも少ないため、以前のように１グループを分割して２チーム設けることはせず、グループメンバー全員で４試合を戦うこととし、当日の対戦を行った。

しかしながら、第４回研修後の運営委員会での振り返り、及び参加者アンケートから、学びのある貴重な経験ではあったものの、さすがに１日に４試合はハード過ぎたのではないかという意見や、プログラム全体に対する共同研究への取り組み時間の比重が少ないという意見が上がった。

これらを踏まえ、全研修会終了後に運営委員及び事務局で次年度の研修について検討した。令和６年度については引き続きオンラインを活用しつつ、より対面の機会を増やすこととした。具体的には第１回研修をオンラインから２泊３日の集合研修（梅田）へ変更し、オンライン開催の第２回研修ではZoomのブレイクアウトルーム機能を活用してディベート練習試合を行うこととした。更に、参加者アンケートでの「終日オンラインで共同研究準備を行うことが大変だった」という声を受け、オンライン開催の第５回研修及び第６回研修はそれぞれ午前・午後の半日開催とした。また、共同研究に直結する講義「課題設定実習・討議法実習」（日本能率協会）の実施順序を見直し、第３回研修での実施へ変更するとともに、グループワークの時間をより多く確保することとした。

（３）成果の概要

【第１回研修】

①開 催 日：令和５年６月12日

②開催形式：オンライン開催

③参加者数：47大学55人
④事前課題：
・オンデマンド講演
「高等教育の動向と私立大学」（講師：松坂　浩史氏（文部科学省大臣官房総務課長／元文部科学省高等教育局私学部私学行政課長））
・所属大学概要及び改革状況
【参考】「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（中教審答申）
⑤プログラム：
・講義「ファシリテーションの基本」
牧　野　光　昭　氏（一般社団法人日本能率協会）
・グループワーク「グループ内オリエンテーション」
・チームビルディング（おとなの図工クラブ）（合同会社anohi）

【第２回研修】
①開 催 日：令和５年６月26日～27日
②開催形式：集合開催
③会　　場：セミナーハウス　クロス・ウェーブ梅田（大阪府大阪市）
④参加者数：47大学55人
⑤プログラム：
・講義　課題設定実習・討議法実習
牧　野　光　昭　氏（一般社団法人日本能率協会）
・講義「ディベートガイダンス」
酒　井　崇　匡　氏（NPO法人全日本ディベート連盟）
・グループワーク「ディベート準備」

【第３回研修】
①開 催 日：令和５年７月24日
②開催形式：オンライン開催
③参加者数：47大学55人
④プログラム：
・グループワーク「ディベート準備」

【第４回研修】
①開 催 日：令和５年８月28日～30日
②開催形式：集合開催
③会　　場：都市センターホテル（東京都千代田区）
④参加者数：45大学53人
⑤プログラム：
・グループワーク「ディベート準備・練習試合」
・ディベート実践

・ディベートふりかえり
・講義「共同研究ガイダンス」
・グループワーク「共同研究」

【第５回研修】
①開 催 日：令和５年10月２日
②開催形式：オンライン開催
③参加者数：46大学54人
④プログラム：
・グループワーク「共同研究」

【第６回研修】
①開 催 日：令和５年11月13日～14日
②開催形式：オークラアクトシティホテル浜松
③参加者数：45大学53人
④プログラム：
・グループワーク「共同研究発表準備」
・共同研究全体発表会
・共同研究ふりかえり
・共同研究優秀グループ発表
・グループワーク「共同研究講評ふりかえり」
・講演「職員の役割とキャリア・ディベロップメント」
野 地 整 氏（早稲田大学キャリアセンター長）
・グループワーク「講演ふりかえり・グループ内ふりかえり」
・全体ふりかえり・閉会

【共同研究優秀グループ】
参加者、委員による投票の結果、令和５年度はＧグループ（江崎泰隆委員担当）の「デジタル人材育成のための階層別研修制度の提案」が最優秀賞に選ばれた。また、Ｅグループ（鈴木真木子委員担当）の「愛ナビプロジェクト　キャリア教育で選ばれる愛知大学へ」が運営委員特別賞に選ばれた。
【修了証発行】
参加者53名のうち、修了証発行要件を満たす49名に修了証を発行し、所属大学人事・研修担当部門を通じて授与した。
【報告書発行】
令和６年３月に「令和５年度キャリア・ディベロップメント研修報告書」を発行した。

４－３－５　研修委員会　ＰＤＣＡサイクル修得プログラム運営委員会

４－３－５－１　ＰＤＣＡサイクル修得プログラムの企画・実施

（１）任務

ＰＤＣＡサイクルの構築手法、思考法並びに評価手法を修得するための研修を企画、実施する。

（２）事業の経過

１）委員会開催時期、開催回数、場所

＜委員会＞

第１回：令和５年７月21日（オンライン開催）

第２回：令和５年10月12日（オンライン開催）

第３回：令和６年１月18日（オンライン開催）

第４回：令和６年３月18日（オンライン開催）

※上記のほか、研修会当日に運営委員会を開催している。

＜その他＞

・新委員レクチャー：令和５年５月18日（私大連会議室）

講師：山　本　幸　一　氏

（当プログラム運営委員会委員長、明治大学研究推進部研究知財事務室副参事）

２）経過概要

令和５年度のＰＤＣＡサイクル修得プログラムは、「対面コース」を原則としながら、対面での参加が難しい方のために「オンラインコース」を併用開催（希望制）とした。実施にあたっては、「対面コース」の参加者は、各自ノートPCを会場に持参し、令和４年度のオンライン開催で使用した「Googleドキュメント」や「Googleスプレッドシート」のツールを活用しながら「個人演習」や「グループ討議」を行った。また、各プログラムの「オリエンテーション」「全体発表会」「講評」「全体総括・閉会」については、「対面コース」と「オンラインコース」合同で実施した。

研修プログラムについては、令和４年度の実施を踏まえ、「使用サンプル選定」「カリキュラム・教材」の二つの検討チームに分かれ検討を行い、それぞれの検討チームにおける提案に基づき、具体的な研修プログラムの協議を行った。

令和４年度開催との主な変更点としては、①使用サンプルについては、新たにサンプル選定を行ったうえで、特定の大学が推測されることがないよう固有名詞や表現内容を改める、②「Plan作成演習」の「グループ討議」の進め方の資料について、KJ法を使った作業例を案内する、③「交流会」については、「対面コース」は１日目の最後に60分、「オンラインコース」は１日目と２日目の最後に各30分実施することとした。

研修会後、10月12日に開催した第２回運営委員会では、今年度のプログラムの振り返りを行い、対面コース及びオンラインコースともに一定の研修成果をあげることができたことを確認したうえで、次年度のプログラム実施にあたり、実施形態のあり方（オンデマンド講義の活用、対面・オンライン実施のメリット・デメリット等）や各プログラムの課題や改善点について検討を行った。

その後、運営委員が「カリキュラム・教材（プログラム全体及びPlan作成演習）」「カリキュラム・教材（報告書評価演習）」「サンプルの選定」の三つの検討チームに分かれ、オンライン（Zoom）による作業部会を複数回開催し、令和６年度のプログラム実施に向けた検討を行い、３月18日に開催した第４回運営委員会においてその内容を共有し、令和６年度募集要項（日程表（予

定）含む）の概要を決定した。具体的には、他グループとの交流について、１日目の「Plan作成演習」のグループ討議の途中で「他グループ見学」の時間を設定し、成果物の精度向上のためのプログラムを追加すること、令和５年度は１日目に開催していた「交流会」を２日目に開催すること、「報告書評価演習」における評価段階について、令和５年度の５段階から３段階に変更すること、使用サンプルについては、今後、特定の大学が推測されることがないよう必要に応じて固有名詞や表現を改めることとし、その他のカリキュラムや教材、各プログラムの運営方法については、次年度以降、引き続き検討することとした。

（３）成果の概要

１）ＰＤＣＡサイクル修得プログラム

①開 催 日：令和５年９月４日～９月６日　３日間

②開催形式：対面（アルカディア市ヶ谷）、オンライン（Zoom）によるハイブリッド型開催

③参加者数：39大学47人（対面38人、オンライン９人）

④プログラム：

オンデマンド講義「ＰＤＣＡサイクルと大学における改革・改善のマネジメント」

山　本　幸　一　氏

（当プログラム運営委員会委員長、明治大学研究推進部研究知財事務室副参事）

Plan作成演習　オリエンテーション

増　田　　至　氏（当プログラム運営委員会委員、立命館大学総合企画部事業計画課課長）

Plan作成演習　講評

増　田　　至　氏

石　田　和　彦　氏（当プログラム運営委員会委員、立教大学総長室教学改革課課長）

大　越　健次郎　氏（当プログラム運営委員会委員、成蹊大学企画室経営企画グループ長）

谷　口　清　朗　氏（当プログラム運営委員会委員、龍谷大学先端理工学部教務課課長）

Check ＆ Action演習　オリエンテーション

若　松　智　明　氏

（当プログラム運営委員会委員、早稲田大学社会科学総合学術院学務担当課長）

Check ＆ Action演習　講評

及　川　義　道　氏

（当プログラム運営委員会委員、東海大学教育開発研究ｾﾝﾀｰ所長、理系教育ｾﾝﾀｰ次長・教授）

報告書評価演習　オリエンテーション

今　井　嘉　一　氏（当プログラム運営委員会委員、関西学院大学国際連携機構事務部長）

報告書評価演習　講評

髙　橋　英　彦　氏（当プログラム運営委員会委員、同志社大学人事部人事課課長）

交流会

（対 面）阪　　智　香　氏（当プログラム運営委員会委員、関西学院大学商学部教授 ）

（ｵﾝﾗｲﾝ）須　長　一　幸　氏（当プログラム運営委員会委員、福岡大学教育開発支援機構准教授 ）

全体総括

山　本　幸　一　氏

【事後レポート】

研修当日の参加者47名中44名が事後レポートを提出し、事後レポートに対する運営委員会からのフィードバックシートを各人宛に送付した。

【修了証発行】

参加者47名のうち授与条件（すべてのプログラムに参加し、かつすべての課題を修了した者）に該当する44名に修了証を発行した。

【報告書発行】

令和６年３月に「令和５年度ＰＤＣＡサイクル修得プログラム報告書」を発行した。

５．その他目的達成に必要な事業

５－１　緊急・共通課題への対応

５－１－１　理工系分野の充実・推進プロジェクト

５－１－１－１　理工系分野の教育研究の充実に係る検討

（１）任務

「成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金」の創設を踏まえ、本基金に関する課題の整理及び情報共有を行う。また、理工系分野における喫緊の課題であるデジタル人材の育成・拡充や女子学生の育成・拡充、産学官連携やベンチャー、アントレプレナーシップ教育の推進について検討する。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回：令和５年６月１日（オンライン開催）
第２回：令和５年７月14日（オンライン開催）
第３回：令和５年９月28日（オンライン開催）
第４回：令和５年12月７日（オンライン開催）
第５回：令和６年２月26日（オンライン開催）

２）経過概要

第１回プロジェクトでは、当プロジェクトの任務等について確認した後、文部科学省の伊藤学司戦略官との「大学・高専機能強化支援事業」についての意見交換、並びに私立大学理工系分野における喫緊の課題に関する委員間での意見交換を行った。

第２回プロジェクトでは、「国によるスタートアップへの支援」について文部科学省科学技術・学術政策局産業連携・地域振興課の鈴木慎司専門官と意見交換した後、「大学・高専機能強化支援事業」に関連して、第２回公募に向けた改善要望を10月中旬までに文部科学省へ提出すること、要望事項を加盟大学へ伺うためのアンケート調査を実施すること、第２回公募に向けた情報提供のための説明会を開催することを決定した。また、今年度は主に「大学・高専機能強化支援事業」の活用とその後の自走化に向けた検討、デジタル人材の拡大に向けて私立大学が担うべき役割、理工農系分野選択における障壁と女子学生数の拡大について検討し、年度内に中間報告をとりまとめること、来年度は主に大学院教育と社会人への教育機会の提供について検討し、最終提言をとりまとめることを決定した。なお、プロジェクト設置時の検討課題の一つとして挙げられていたアントレプレナーシップ教育については、人文・社会科学系分野も含めて検討すべきことから、主な検討課題からは除外することを併せて確認した。

第３回プロジェクトでは、「デジタル分野の発展に向けた人材育成」について文部科学省高等教育局専門教育課の森次郎企画官、経済産業省商務情報政策局情報技術利用促進課の平山利幸調整官、独立行政法人情報処理推進機構デジタル人材センター国家資格・試験部の下田忠義部長と意見

交換した後、「大学・高専機能強化支援事業」に関連して、加盟大学に実施したアンケート調査の結果報告、文部科学省へ提出する要望書、及び第２回公募に向けた説明会開催要項の確認を行った。

その後、要望書については、第６回常務理事会（10月３日開催）において報告・了承され、10月10日に文部科学省の伊藤学司戦略官に提出し要望内容について意見交換を行った。また、第６回理事会（10月24日開催）において要望書及び文部科学省との意見交換の内容について報告した。

第４回プロジェクトでは、文部科学省との意見交換の内容、及び「大学・高専機能強化支援事業」第２回公募に向けた説明会（10月30日開催）の参加者アンケート結果について報告した。また、これまでの委員の意見を踏まえ、本年度の検討課題である「大学・高専機能強化支援事業」「デジタル人材」「理工農系分野における女子学生の拡大」について事務局が作成した中間報告の草案をもとに意見交換を行った。

12月14日には、文部科学省専門教育課から第２回の公募要領について説明があり、本プロジェクトが提出した要望のうち以下の事項が実現し、公募要領に反映された旨の報告があった。

【外部資金獲得額水準算定基準の緩和】

周年記念行事や大きな施設設備などの一過性の要因に対する使途に限って多額の寄附金等の受領があった場合、その寄附金額を算定から除外することができる取扱いに変更。

【実態に即した助成対象経費の算定・交付】

各大学が必要に応じて設備費や備品費等の科目を内規等で規定することにより、パソコン等の機器の購入経費も施設設備整備費として支援対象にできる取扱いに変更。

【メニュー２の選定件数の拡充と公募期間３年間の厳守（短縮しない）】

公募要領に「※既に実施した公募の選定件数にかかわらず、意欲的な計画については、大学・高専成長分野転換支援基金助成金の予算の範囲内で選定を行う予定である。」との記載が追加。

【公募情報の確実な周知と十分な申請期間の確保】

公募期間を約２ヵ月半に延伸（令和５年度は約１ヵ月）。

【本支援事業に対する相談体制の強化】

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構のwebサイトに問合せフォームを設置。

第５回プロジェクトでは、中間報告の修正案を確認し、「私立大学理工農系分野の量的・質的充実に向けた展望と課題（中間報告）をとりまとめた。中間報告は、第12回常務理事会（３月５日開催）及び第229回総会（３月19日開催）において協議・報告し、その内容について了承を得て、令和６年３月28日付けで私大連webサイトに公表した。

（３）成果の概要

１）要望書

タイトル：「大学・高専機能強化支援事業」への要望

提 出 日：令和５年10月10日（火）

提 出 先：文部科学省　伊藤　学司　文部科学戦略官

２）「大学・高専機能強化支援事業」第２回公募に向けた説明会

開 催 日：令和５年10月30日（月）

会　　場：アルカディア市ヶ谷　６階「阿蘇」（オンライン併用）

参加者数：57大学130人

プログラム：

開会挨拶

伊　藤　公　平（理工系分野の充実・推進プロジェクト担当理事・委員長、慶應義塾長）

【第１部】

講演①「事業概要、申請・選定状況について」

梅　原　弘　史　氏（文部科学省高等教育局専門教育課長）

講演②「大学設置審査の仕組みと要点」

吉　岡　知　哉　氏（元大学設置・学校法人審議会大学設置分科会会長、
独立行政法人日本学生支援機構理事長、元立教大学総長）

事例紹介①「支援１に選定された本学の改革」

檀　　裕　也　氏（松山大学副学長）

事例紹介②「支援２　順天堂大学研究科等の設置・増員（大学（特例枠））」

青　木　茂　樹　氏（順天堂大学健康データサイエンス学部長）

【第２部】

文部科学省担当者への個別相談

３）中間報告（検討経過まとめ）

タイトル：「私立大学理工農系分野の量的・質的充実に向けた展望と課題」

公 表 日：令和６年３月26日（火）

公表方法：私大連webサイト

５－１－２　文理横断教育の推進検討プロジェクト

５－１－２－１　文理横断教育の実現に係る検討

（１）任務

文理横断教育について、加盟大学の実態調査等を実施し、課題や対応策を多角的に検討する。併せて、質の高い文理横断教育の実現に向け、初等中等教育と新たな入試のあり方、大学間連携について検討する。

（２）事業の経過

１）プロジェクト開催時期、開催回数、場所

第１回：令和５年６月20日（オンライン開催）

第２回：令和５年８月２日（オンライン開催）

第３回：令和５年９月19日（オンライン開催）

第４回：令和５年10月31日（オンライン開催）

第５回：令和５年12月21日（オンライン開催）
第６回：令和６年２月21日（オンライン開催）

２）経過概要

本プロジェクトは、教育未来創造会議『我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）』において、大学での文理横断教育の必要性が示され、その後、中央教育審議会大学分科会大学振興部会で具体的議論が重ねられたことなどを踏まえ、人文・社会科学系の学生が多くを占める私立大学においては、総合知の創出・活用を目指した文理横断教育に関する課題が多く、総合大学においても具体策や質の向上に向けた情報の共有は重要であるという認識のもと、文理横断教育の課題と方法論について、加盟大学の規模や特徴等を踏まえ多角的に検討することを目的として設置された。

第１回プロジェクトでは、１）委員所属大学における文理横断教育の実施例や推進・検討時の課題、２）文理横断教育で目指す人材像や、身に付けるべき資質・能力及び上記「１）」の推進や「２）」の人材育成のために必要な国の支援（財政支援、制度改正、規制緩和等の要望）について協議し、文理横断教育の現状に対する共有を図った。

第２回プロジェクトでは、第１回で共有した認識に基づき論点整理を行い、文理横断教育の実施・推進にあたっての「大学間連携」及び「高校教育との連携に関する課題や具体的方策」について協議した。

第３回プロジェクトでは、第１回及び第２回の協議内容も踏まえ、大学における文理横断教育の実施・推進のための「入試（高大接続）の現状と課題」及び「入試（高大接続）改革の実現に向けた取り組み方策」について協議した。また、私大連加盟大学の取組状況や課題を収集し、「効果的で質の高い文理横断教育のあり方を検討する際の根拠資料とすること」、「文理横断教育の実践事例を共有することで、各大学において文理横断教育を実践しようとする際の参考としていただくこと」を目的とした「文理横断教育の推進に関するアンケート」（以下、「アンケート」という。）を実施することとした。

その後、令和５年９月25日から10月13日を実施期間として、私大連加盟大学の学長（または学長に準ずる方）を対象としたアンケートを実施し、110大学から回答を得た。

第４回プロジェクトでは、第３回までの意見交換に基づき論点整理を行い、各大学における文理横断教育の実現に向けた具体的な取組方策について協議した。また、アンケートの集計結果（速報版）を報告した。

第５回プロジェクトでは、第４回までの協議内容を受けて作成した「意見要旨まとめ」に基づき協議し、その内容を中間報告（案）としてとりまとめることとした。また、中間報告の巻末資料としてアンケートの集計結果及び特徴的・先進的な取組について10大学程度の事例を掲載することとした。

「文理横断教育の実践と推進（中間報告案）」については、令和６年２月13日開催の第９回理事会において報告、協議した。理事会では、「中間報告案」の「３．大学入試改革への提言」において、短期的に実現されるべき入試改革として、大学入学共通テスト「数学Ⅰ・A」および「情報」を利用するとの提案について、「数学Ⅰ・A」の受験については方向性として賛同される一方で、受験を必須とすることによる志願者数への影響を踏まえ、今後プロジェクト内で具体策の議論がどこまで進むのか注視したいなどの意見が出された。

第６回プロジェクトでは、理事会における協議結果を踏まえ、３月の総会に向けた「中間報告案」のとりまとめに向けて協議した。その結果、大学入学共通テスト「数Ⅰ・A」と「情報」科目の受験については、「情報」科目の共通テスト利用を提言することとし、利用したい大学が利用できるように選択肢の幅を増やすべき、という方向性に修正する。あわせて、「３．大学入試改革への提言（２）中期的入試改革」で述べている「高校卒業時の学力を測る仕組み」については、「文系」「理系」を問わず、全ての大学入学志願者の７教科（国語・地理歴史・公民・数学・理科・外国語・情報）の基礎学力の定着度を測る仕組みとして、現在の共通テストの活用が目指されることが望ましいとすることとした。共通テストを総合型選抜の合否判定にも利用することができるようにするための実施時期や実施レベル（試験難易度）は今後の検討課題とすることとした。

その後、「中間報告案」の巻末資料として掲載するアンケートの集計結果及び文理横断教育の推進に係る特徴的・先進的な取組事例の選定方針について協議し、取組事例については私大連事務局でアンケート項目に沿って選定したうえで、該当大学へ掲載原稿の作成を依頼することとした。また、次年度の検討課題について、最終報告の公表に向けて、特に高大連携・接続や入試改革の部分について、現在私大連が参画している国公私懇談会（新たな時代に向けた人材育成に関する懇談会）における議論の動向も見据えながら内容を協議・検討していくこととした。

プロジェクトではその後、メール審議を経て、巻末資料を加えた「文理横断教育の実践と推進（中間報告案）」をとりまとめ、令和６年３月19日開催の第３回（第229回・春季）総会において報告した。

（３）成果の概要

１）報告書

タイトル：文理横断教育の実践と推進（中間報告）

発行年月：令和６年３月

５－１－３　将来の高等教育のあり方と新たな公財政支援を考えるプロジェクト

５－１－３－１　将来の高等教育のあり方と新たな公財政支援に係る検討

（１）任務

中央教育審議会大学分科会高等教育の在り方に関する特別部会における審議の動向を注視しつつ、将来を見据えた高等教育のあり方について検討する。

また、高等教育修学支援新制度や成長分野への基金が創設されるなど高等教育の公的支援が変化する中で、これまで当法人が主張してきた公財政支援のあり方について再考するとともに新たな税制措置について検討し提言をとりまとめる。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回：令和６年２月13日（ハイブリッド開催：アルカディア市ヶ谷）

２）経過概要

本プロジェクトは、中央教育審議会大学分科会高等教育の在り方部会の審議動向を注視しつつ、私立大学自らが将来を見据えた高等教育のあり方を検討すること、また新たな公財政支援のあり方検討し提言をまとめることを目的として令和６年２月に設置された。

第１回プロジェクトでは、私大連がこれまで主張してきた高等教育の役割や規模、また予算・税制に関する考え方について委員間で共有した。また、高等教育の将来的なあり方や新たな公財政支援の考え方について意見交換を行い、大きな方向性について確認した。

その後、急遽、文部科学省を通じて自由民主党「教育・人材力強化調査会」から大学再編及び専門人材をテーマにヒアリング依頼があり、ヒアリングのテーマに鑑み本プロジェクトで対応することとなった。そのため、第１回プロジェクトで確認した考え方に基づき、大学再編また専門人材育成を検討する上で必要な観点を整理し、令和６年３月12日に開催された同調査会において、畔道佳明担当理事が私大連を代表して意見を開陳した。（詳細は、「Ⅰ．一般報告　３－１　自由民主党『教育・人材力強化調査会』のヒアリング対応について」を参照）

今後、令和６年度に新たな公財政支援の考え方について提言をとりまとめるとともに、中央教育審議会からのヒアリングに適宜対応できるよう、高等教育のあり方について検討を進める予定としている。

（３）成果の概要

「人口減少時代の大学教育―大学再編と専門人材育成―」（令和６年３月12日）

Ⅲ. 処 務 の 概 要

１．顧問及び役員等について

１－１　年度当初の顧問及び役員等

令和５年度当初の当法人の顧問及び役員等は、次の通りである。なお、役員の任期は、令和６年度定時総会（令和６年６月開催予定）終結時までである。

＜顧問＞

顧　問	安　西　祐一郎	慶應義塾	学事顧問
〃	清　家　　篤	慶應義塾	学事顧問
〃	長谷山　　彰	慶應義塾	学事顧問
〃	奥　島　孝　康	早稲田大学	名誉顧問
〃	白　井　克　彦	早稲田大学	名誉顧問
〃	鎌　田　　薫	早稲田大学	名誉顧問

＜役員＞

会　長	田　中　愛　治	早稲田大学	総長
副 会 長	曄　道　佳　明	上智学院	大学長
常務理事	阪　本　　浩	青山学院	大学長
〃	河　合　　久	中央大学	大学長
〃	植　木　朝　子	同志社	大学長
〃	廣　瀬　克　哉	法政大学	総長
〃	前　田　　裕	関西大学	大学長
〃	伊　藤　公　平	慶應義塾	塾長
〃	岩　切　正一郎	国際基督教大学	大学長
〃	大六野　耕　作	明治大学	大学長
〃	篠　原　聡　子	日本女子大学	大学長
〃	西　原　廉　太	立教学院	大学総長
〃	仲　谷　善　雄	立命館	総長・大学長
〃	森　本　あんり	東京女子大学	大学長
〃	矢　口　悦　子	東洋大学	大学長
〃	髙　橋　裕　子	津田塾大学	大学長
理　事	川　井　伸　一	愛知大学	理事長・大学長
〃	朔　　啓二郎	福岡大学	大学長
〃	荒　川　一　郎	学習院	大学長
〃	各　務　洋　子	駒澤大学	大学長
〃	長　坂　悦　敬	甲南学園	理事長
〃	新　井　英　夫	松山大学	理事長・大学長
〃	高　橋　徳　行	根津育英会武蔵学園	大学長

理　事	佐野浩一	大阪医科薬科大学	大学長
〃	入澤　崇	龍谷大学	大学長
〃	杉本義行	成城学園	大学長
〃	森　雄一	成蹊学園	大学長
〃	今井尚生	西南学院	大学長
〃	佐々木重人	専修大学	大学長
〃	矢野　泉	修道学園	大学長
〃	大西晴樹	東北学院	院長・大学長
〃	松前義昭	東海大学	理事長
〃	保立和夫	トヨタ学園	大学長
監　事	黒坂　光	京都産業大学	大学長
〃	ロバート・キサラ	南山学園	大学長

＜参与＞

参　与	井上文人	早稲田大学	常任理事

１－２　その後の異動

令和５年４月１日現在、理事２人（うち副会長１人）、監事１人が欠員となっていた。

第２回（第656回）理事会（令和５年５月16日開催）において、副会長１人の選任が行われ、次の通り就任し、理事１人（うち常務理事１人）が欠員となった。

〔就　任〕　理事（副会長）　植木朝子　同志社　大学長

第１回（第227回・定時）総会（令和５年６月27日開催）において、理事２人、監事１人の補欠選任が行われ、次の通り就任した。

〔就　任〕	理事	森　康俊	関西学院	大学長
	理事	安達まみ	聖心女子学院	大学長
	監事	小仲信孝	跡見学園	大学長

第４回（第658回）理事会（令和５年７月18日開催）において、常務理事１人の補欠選任が行われ、次の通り就任した。

〔就　任〕　理事（常務理事）　森　康俊　関西学院　大学長

令和５年11月14日付で次の通り辞任があり、理事１人が欠員となった。

〔辞　任〕　理事　川井伸一　愛知大学　理事長・大学長

［会員代表者の変更に伴う辞任］

第２回（第228回・秋季）総会（令和５年11月21日開催）において、理事１人の補欠選任が行われ、次の通り就任した。

〔就　任〕　理事　広瀬裕樹　愛知大学　理事長・大学長

令和５年 11 月 30 日付で次の通り辞任があり、理事１人が欠員となった。

〔辞　任〕　理事　　朔　　啓二郎　　福岡大学　　大学長
［会員代表者の変更に伴う辞任］

令和５年 12 月 15 日付で次の通り辞任があり、理事１人（うち常務理事１人）が欠員となった。

〔辞　任〕　理事（常務理事）　阪　本　　浩　　青山学院　　大学長
［会員代表者の変更に伴う辞任］

令和６年３月 31 日付で次の通り辞任があり、理事３人（うち副会長１人、常務理事１人）が欠員となった。

〔辞　任〕　理事（副会長）　植　木　朝　子　　同志社　　大学長
［会員代表者の変更に伴う辞任］

理事（常務理事）　大六野　耕　作　　明治大学　　大学長
［会員代表者の変更に伴う辞任］

理事　　荒　川　一　郎　　学習院　　大学長
［会員代表者の変更に伴う辞任］

２．会員の入退会等について

２－１　休会

（１）学校法人日本大学

令和３年度から休会としている学校法人日本大学について、令和５年度も引き続き休会とする措置を取った。

＜経過＞

令和５年１月31日　令和４年度第10回常務理事会において、令和５年度の休会継続を決定

令和５年３月28日　令和４年度第11回（第654回）理事会、令和４年度第３回（第226回・春季）総会において、休会継続を報告

２－２　退会

（１）学校法人青葉学園

・退会日　令和６年３月31日

（２）学校法人海星女子学院

・退会日　令和６年３月31日

（３）学校法人恵泉女学園

・退会日　令和６年３月31日

３．人事関係について

３－１　事業担当理事等

３－１－１　年度当初の事業担当理事等

令和５年度の年度当初における各事業の担当理事等は次の通りである。

（１）当法人の管理・運営

＜総務担当＞		
	大六野　耕　作	常務理事
＜財務担当＞		
	河　合　　久	常務理事
＜個人情報の保護に関する統括管理責任者＞		
	―	
＜個人情報に関する情報監査責任者＞		
	―	

（２）当法人の事業

①総合政策センター　企画会議		
センター長	―	
副センター長	畔　道　佳　明	副会長
会議員	河　合　　久	常務理事
〃	廣　瀬　克　哉	常務理事
〃	伊　藤　公　平	常務理事
〃	大六野　耕　作	常務理事
②総合政策センター　政策研究部門会議	廣　瀬　克　哉	常務理事
③広報・情報委員会	植　木　朝　子	常務理事
④公財政政策委員会	畔　道　佳　明	副会長
⑤教育研究委員会	前　田　　裕	常務理事
⑥学生委員会	伊　藤　公　平	常務理事
⑦国際連携委員会	岩　切　正一郎	常務理事
⑧経営倫理委員会	―	
⑨経営委員会	西　原　廉　太	常務理事
⑩理事長会議	森　本　あんり	常務理事
⑪学長会議	阪　本　　浩	常務理事
⑫財務・人事担当理事者会議	仲　谷　善　雄	常務理事
⑬教学担当理事者会議	髙　橋　裕　子	常務理事
⑭監事会議	矢　口　悦　子	常務理事
⑮研修委員会	篠　原　聡　子	常務理事
⑯理工系分野の充実・推進プロジェクト	―	
⑰文理横断教育の推進検討プロジェクト	―	

３－１－２　その後の異動

第１回常務理事会（令和５年４月11日開催）において、協議の結果、次の通り就任を決定した。

＜個人情報の保護に関する統括管理責任者＞	畔　道　佳　明	副会長
＜個人情報に関する情報監査責任者＞	ロバート・キサラ	監事
＜総合政策センター　センター長＞	田　中　愛　治	会長
＜経営倫理委員会　委員長＞	畔　道　佳　明	副会長
＜理工系分野の充実・推進プロジェクト　担当理事＞	伊　藤　公　平	常務理事
＜文理横断教育の推進検討プロジェクト　担当理事＞	植　木　朝　子	常務理事

第３回常務理事会（令和５年６月６日開催）において、協議の結果、次の通り就任を決定した。

＜総合政策センター　センター長＞	植　木　朝　子	副会長

第５回常務理事会（令和５年９月12日開催）において、協議の結果、次の通り就任を決定した。

＜広報・情報委員会　担当理事＞（11月１日付）	森　　康　俊	常務理事

第９回常務理事会（令和５年12月12日開催）において、協議の結果、次の通り就任を決定した。

＜学長会議　担当理事＞（12月16日付）	田　中　愛　治	会長

第12回常務理事会（令和６年３月５日開催）において、協議の結果、次の通り就任を決定した。

＜将来の高等教育のあり方と新たな公財政支援を考えるプロジェクト＞	畔　道　佳　明	副会長

３－２　対外派遣等人事

３－２－１　日本私立大学団体連合会

①副会長（代議員）の辞任に伴う後任者の推薦について

副会長（代議員）１名の辞任に伴い、第３回常務理事会（令和５年６月６日開催）において、第656回理事会（令和５年５月16日開催）における私大連副会長の決定後、田中会長の了承を得て同日付で推薦した旨の報告を行った。任期は令和６年３月31日までの残任期間。

〔辞　任〕	村　田　　治	関西学院	前大学長
〔後　任〕	植　木　朝　子	同志社	大学長

②「私立大学経営倫理委員会」委員の辞任に伴う後任者の推薦について

委員１名の辞任に伴い、私大連から派遣する委員に欠員が生じていることから、第３回常務理事会（令和５年６月６日開催）において協議の結果、次の通り決定し、同日付で推薦した。任期は令和６年３月31日までの残任期間。

〔辞　任〕	村　田　　治	関西学院	前大学長
〔後　任〕	植　木　朝　子	同志社	大学長

③「私立大学災害対策委員会」委員の辞任に伴う後任者の推薦について

委員１名の辞任に伴い、私大連から派遣する委員に欠員が生じていることから、第３回常務理事会（令和５年６月６日開催）において協議の結果、次の通り決定し、同日付で推薦した。任期は令和６年３月31日までの残任期間。

〔辞　任〕　村　田　　治　　関西学院　　前大学長
〔後　任〕　植　木　朝　子　　同志社　　大学長

④「高等教育改革委員会」委員の辞任に伴う後任者の推薦について

委員１名の辞任に伴い、私大連から派遣する委員に欠員が生じていることから、第３回常務理事会（令和５年６月６日開催）において協議の結果、次の通り決定し、同日付で推薦した。任期は令和６年３月31日までの残任期間。

〔辞　任〕　小　原　奈津子　　昭和女子大学　　前大学長
〔後　任〕　金　尾　　朗　　昭和女子大学　　大学長

⑤「公財政改革委員会」委員の辞任に伴う後任者の推薦について

委員１名の辞任に伴い、私大連から派遣する委員に欠員が生じていることから、第３回常務理事会（令和５年６月６日開催）において協議の結果、次の通り決定し、同日付で推薦した。任期は令和６年３月31日までの残任期間。

〔辞　任〕　村　田　　治　　関西学院　　前大学長
〔後　任〕　前　田　　裕　　関西大学　　大学長

⑥代議員の副会長就任に伴う後任者の推薦について

代議員１名の副会長就任に伴い、私大連から派遣する代議員に欠員が生じていることから、令和５年６月28日付で理事の互選による選出投票を行った。その結果に基づき、後任者が第658回理事会（令和５年７月18日開催）において次の通り選出され、翌日付で推薦した。任期は令和６年３月31日までの残任期間。

〔就　任〕　森　　康　俊　　関西学院　　大学長

⑦「高等教育改革委員会」委員の任期満了に伴う後任者の推薦について

連合会より標記の依頼があり、第12回常務理事会（令和６年３月５日開催）において協議の結果、次の通り決定し、翌日付で推薦した。任期は令和６年４月１日から令和８年３月31日まで。

委　員　　廣　瀬　克　哉　　法政大学　　総長
　　前　田　　裕　　関西大学　　大学長
　　金　尾　　朗　　昭和女子大学　　大学長
　　髙　橋　裕　子　　津田塾大学　　大学長　　※２名欠員

⑧「公財政改革委員会」委員の任期満了に伴う後任者の推薦について

連合会より標記の依頼があり、第12回常務理事会（令和６年３月５日開催）において協議の結果、次の通り決定し、翌日付で推薦した。任期は令和６年４月１日から令和８年３月31日まで。

委　員　　廣　瀬　克　哉　　法政大学　　総長
　　曄　道　佳　明　　上智学院　　大学長
　　前　田　　裕　　関西大学　　大学長

伊　藤　公　平	慶應義塾	塾長
西　原　廉　太	立教学院	大学総長
宮　島　英　昭	早稲田大学	常任理事、商学学術院教授

⑨「就職問題委員会」委員の任期満了に伴う後任者の推薦について

連合会より標記の依頼があり、第12回常務理事会（令和６年３月５日開催）において協議の結果、次の通り決定し、翌日付で推薦した。任期は令和６年４月１日から令和８年３月31日まで。

委　員	平　野　義　明	関西大学	キャリアセンター所長、 化学生命工学部教授
	森　　隆　史	関西学院	キャリアセンター長
	伊　藤　公　平	慶應義塾	塾長
	佐　藤　　和	慶應義塾	就職部長、商学部教授
	首　藤　若　菜	立教学院	キャリアセンター部長、経済学部教授
	野　地　　整	早稲田大学	キャリアセンター長

⑩「国際交流委員会」委員の任期満了に伴う後任者の推薦について

連合会より標記の依頼があり、第12回常務理事会（令和６年３月５日開催）において協議の結果、次の通り決定し、翌日付で推薦した。任期は令和６年４月１日から令和８年３月31日まで。

委　員	川　端　朋　広	愛知大学	国際交流委員長、経済学部教授
	倉　林　眞砂斗	城西大学	城西国際大学長 （令和６年４月１日就任）
	岩　切　正一郎	国際基督教大学	大学長
	高　馬　京　子	明治大学	副学長（国際交流担当） （令和６年４月１日就任）、 情報コミュニケーション学部教授
	髙　橋　裕　子	津田塾大学	大学長
	弦　間　正　彦	早稲田大学	理事

⑪「国際交流委員会日本語教育推進運営委員会」委員の任期満了に伴う後任者の推薦について

連合会より標記の依頼があり、第12回常務理事会（令和６年３月５日開催）において協議の結果、次の通り決定し、翌日付で推薦した。任期は令和６年４月１日から令和８年３月31日まで。

委　員	古　川　智　樹	関西大学	国際教育センター副センター長、 国際部教授
	松　浦　良　充	慶應義塾	常任理事、大学教学マネジメント推進センター長
	近　藤　真　宣	拓殖大学	外国語学部国際日本語学科長

⑫「大学経営委員会」委員の任期満了に伴う後任者の推薦について

連合会より標記の依頼があり、第12回常務理事会（令和６年３月５日開催）において協議の結果、次の通り決定し、翌日付で推薦した。任期は令和６年４月１日から令和８年３月31日まで。

委　員	髙　木　幸　二	福岡女学院	常任理事
	芝　井　敬　司	関西大学	理事長

西　原　廉　太	立教学院	大学総長	
奥　村　陽　一	立命館	常務理事（財務担当）	
森　本　あんり	東京女子大学	大学長	
矢　口　悦　子	東洋大学	大学長	

⑬「私立大学経営倫理委員会」委員の任期満了に伴う後任者の推薦について

連合会より標記の依頼があり、第12回常務理事会（令和６年３月５日開催）において協議の結果、次の通り決定し、翌日付で推薦した。任期は令和６年４月１日から令和８年３月31日まで。

委　員	河　合　　久	中央大学	大学長	
	曄　道　佳　明	上智学院	大学長	
	田　中　愛　治	早稲田大学	総長	※２名欠員

⑭「私立大学災害対策委員会」委員の任期満了に伴う後任者の推薦について

連合会より標記の依頼があり、第12回常務理事会（令和６年３月５日開催）において協議の結果、次の通り決定し、翌日付で推薦した。任期は令和６年４月１日から令和８年３月31日まで。

委　員	曄　道　佳　明	上智学院	大学長	
	田　中　愛　治	早稲田大学	総長	※１名欠員

３－２－２　全私学連合

①「代表者会議」会議員の辞任に伴う後任者の推薦について

会議員１名の辞任に伴い、第３回常務理事会（令和５年６月６日開催）において、第２回（第656回）理事会（令和５年５月16日開催）における私大連副会長の決定後、田中会長の了承を得て同日付で推薦した旨の報告を行った。

〔辞　任〕	村　田　　治	関西学院	前大学長
〔後　任〕	植　木　朝　子	同志社	大学長

３－２－３　公益財団法人私立大学退職金財団

①監事の辞任に伴う後任者の推薦について

私立大学退職金財団より標記の依頼があり、第１回常務理事会（令和５年４月11日開催）において協議の結果、次の通り決定し、同日付で推薦した。任期は選任日から令和７年６月開催予定の定時評議員会終結時までの残任期間。

〔辞　任〕	鈴　木　佳　秀	フェリス女学院	前学院長
〔後　任〕	ロバート・キサラ	南山学園	大学長

②理事の辞任に伴う後任者の推薦について

私立大学退職金財団より標記の依頼があり、第10回常務理事会（令和６年１月23日開催）において協議の結果、次の通り決定し、翌日付で推薦した。任期は選任日から令和７年６月開催予定の定時評議員会終結時までの残任期間。

〔辞　任〕	阪　本　　浩	青山学院	前大学長
〔後　任〕	森　　康　俊	関西学院	大学長

３－２－４　一般財団法人私学研修福祉会

①「将来構想検討ワーキンググループ」委員の推薦について

私学研修福祉会より、全私連を通じて標記の依頼があり、第９回常務理事会（令和５年12月12日開催）において、推薦期日の関係から事前に田中会長の了承を得て、令和５年12月８日付で推薦した旨の報告を行った。任期は令和６年１月から令和７年12月まで。

委　員　　河　合　　久　　中央大学　　大学長

３－２－５　文部科学省

①私立大学等研究設備整備費等補助金等に係る選定委員の辞任に伴う後任者の推薦について

文部科学省より、連合会を通じて標記の依頼があり、第１回常務理事会（令和５年４月11日開催）において協議の結果、次の通り決定し、同日付で推薦した。任期は委嘱日から令和６年３月31日までの残任期間。

＜社会科学系＞

〔辞　任〕　長　峯　純　一　　関西学院　　総合政策学部教授

〔後　任〕　古　川　靖　洋　　関西学院　　副学長・常任理事、総合政策学部教授

②「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」委員の推薦について

文部科学省より標記の依頼があり、第３回常務理事会（令和５年６月６日開催）において、推薦期日の関係から事前に田中会長の了承を得て、令和５年３月３日付で推薦した旨の報告を行った。任期は令和５年６月から令和６年３月まで。

委　員　　奥　村　陽　一　　立命館　　常務理事（財務担当）

③「学校法人会計基準の諸課題に関する検討ワーキンググループ」委員の推薦について

文部科学省より標記の依頼があり、第10回常務理事会（令和６年１月23日開催）において、推薦期日の関係から事前に田中会長の了承を得て、令和５年12月27日付で推薦した旨の報告を行った。任期は令和６年１月から任務終了まで。

委　員　　飯　田　英　貴　　慶應義塾　　財務部長

④「『全国学生調査』に関する有識者会議」委員の推薦について

文部科学省より標記の依頼があり、第10回常務理事会（令和６年１月23日開催）において協議の結果、次の通り決定し、翌日付で推薦した。任期は令和６年２月から調査結果公表まで。

委　員　　仲　谷　善　雄　　立命館　　総長・大学長

⑤「大学設置・学校法人審議会大学設置分科会」委員及び「大学設置・学校法人審議会学校法人分科会」委員の任期満了に伴う後任候補者の推薦について

文部科学省より、大学設置分科会については連合会を通じて、学校法人分科会については全国私立大学連合（委員長　田中愛治私大連会長、一般社団法人日本私立大学連盟・日本私立大学協会・日本私立短期大学協会により構成）を通じて標記の依頼があり、第８回常務理事会（令和５年11月７日開催）において推薦手続きを協議した結果、次の通り決定した。

（１）会員110法人を対象に11月28日を期限として大学設置分科会及び学校法人分科会の各委員について、推薦候補者の登録を依頼する。
（２）会員法人の推薦候補者（登録者）を被選挙人として11月29日付で推薦候補者の投票依頼を発送し、会長、副会長、常務理事の計17名による郵送での投票選挙を実施する。
（３）12月12日を投票期限とし、開票結果、専攻分野及び男女比等を踏まえ、推薦候補者を会長が決定する。特に大学設置分科会委員については、専攻分野、男女比に加え、公益財団法人大学基準協会による候補者の推薦結果を踏まえ、私大連の候補者を決定する。
（４）第662回理事会（令和６年１月９日開催）において、推薦候補者を報告する。

その後、連合会及び全国私立大学連合を通じて、文部科学省に２月10日付で以下の通り推薦した。

＜大学設置分科会＞

委　員	各務　洋子	駒澤大学	大学長
特別委員	濱中　淳子	早稲田大学	教育・総合科学学術院教授

＜学校法人分科会＞

委　員	内田　達也	青山学院	副学長
	新井　　一	順天堂	大学長
	森　　康俊	関西学院	大学長
	岩谷　十郎	慶應義塾	常任理事
	新井　英夫	松山大学	理事長・大学長
	小川　睦美	昭和女子大学	副学長
	森本　あんり	東京女子大学	大学長
	大島　美穂	津田塾大学	総合政策学部教授
	須賀　晃一	早稲田大学	副総長
特別委員	則松　彰文	福岡大学	副学長（常務理事）
	岡　　照二	関西大学	学長補佐
	野口　一也	芝浦工業大学	常務理事

その後、文部科学省による選考の結果、以下の通り委員が選定された。任期は令和６年４月１日から令和８年３月31日まで。

＜大学設置分科会＞

委　員	各務　洋子	駒澤大学	大学長
特別委員	濱中　淳子	早稲田大学	教育・総合科学学術院教授

＜学校法人分科会＞

委　員	内田　達也	青山学院	副学長
	新井　　一	順天堂	理事長補佐
	岩谷　十郎	慶應義塾	常任理事
	小川　睦美	昭和女子大学	副学長
	森本　あんり	東京女子大学	大学長
	須賀　晃一	早稲田大学	副総長
特別委員	岡　　照二	関西大学	学長補佐
	野口　一也	芝浦工業大学	常務理事
	大島　美穂	津田塾大学	学長補佐、総合政策学部教授

３－２－６　日本私立学校振興・共済事業団

①「共済運営委員会」委員の任期満了に伴う後任者の推薦について

日本私立学校振興・共済事業団より、連合会を通じて標記の依頼があり、第８回常務理事会（令和５年11月７日開催）において協議の結果、次の通り決定し、翌日付で推薦した。任期は令和６年１月１日から令和７年12月31日まで。

＜加入者代表＞

委　員	高　岡　　淳	関西大学	法人本部長

＜法人役員代表＞

委　員	西　原　廉　太	立教学院	大学総長

３－２－７　独立行政法人日本学生支援機構

①「日本留学試験実施委員会」委員の任期満了に伴う後任者の推薦について

日本学生支援機構より、連合会を通じて標記の依頼があり、第12回常務理事会（令和６年３月５日開催）において協議の結果、次の通り決定し、翌日付で推薦した。任期は委嘱日から令和８年３月31日まで。

委　員	近　藤　真　宣	拓殖大学	外国語学部国際日本語学科長

３－２－８　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

①「大学機関別認証評価委員会」専門委員（社会科学分野）の任期満了に伴う後任者の推薦について

大学改革支援・学位授与機構より、連合会を通じて標記の依頼があり、第８回常務理事会（令和５年11月７日開催）において協議の結果、次の通り決定し、翌日付で推薦した。任期は令和６年４月から専門事項終了まで。

専門委員	竹　内　淑　恵	法政大学	経営学部教授

３－２－９　独立行政法人大学入試センター

①「運営審議会」委員の任期満了に伴う後任者の推薦について

大学入試センターより、連合会を通じて標記の依頼があり、第１回常務理事会（令和５年４月11日開催）において協議の結果、次の通り決定し、同日付で推薦した。任期は令和５年４月１日から令和７年３月31日まで。

委　員	前　田　　裕	関西大学	大学長
	田　中　愛　治	早稲田大学	総長

②「大学入学共通テスト得点調整判定委員会」委員の推薦について

大学入試センターより、連合会を通じて標記の依頼があり、第８回常務理事会（令和５年11月７日開催）において協議の結果、次の通り決定し、翌日付で推薦した。任期は令和６年１月１日から３月31日まで。

委　員	前　田　　裕	関西大学	大学長

③「大学入学共通テスト企画委員会」委員の任期満了に伴う後任者の推薦について

大学入試センターより、連合会を通じて標記の依頼があり、第10回常務理事会（令和６年１月23日開催）において協議の結果、次の通り決定し、翌日付で推薦した。任期は令和６年４月１日から令和８年３月31日まで。

委　員	沖　　清　豪	早稲田大学	文学学術院教授

④「全国大学入学者選抜研究連絡協議会」企画委員会委員の任期満了に伴う後任者の推薦について

大学入試センターより、連合会を通じて標記の依頼があり、第10回常務理事会（令和６年１月23日開催）において協議の結果、次の通り決定し、翌日付で推薦した。任期は令和６年４月１日から令和８年３月31日まで。

委　員	尾　近　裕　幸	國學院大學	理事、経済学部教授
	本　郷　真　紹	立命館	理事補佐、立命館大学文学部特命教授

３－２－１０　内閣府

①「男女共同参画推進連携会議」議員の任期満了に伴う後任者の推薦について

内閣府より、連合会を通じて標記の依頼があり、第５回常務理事会（令和５年９月12日開催）において、推薦期日の関係から事前に田中会長の了承を得て、令和５年８月８日付で推薦した旨の報告を行った。任期は令和５年８月から令和７年８月まで。

委　員	髙　橋　裕　子	津田塾大学	大学長

３－２－１１　一般社団法人日本経済団体連合会

①「産学連携推進分科会」委員の推薦について

日本経済団体連合会より、連合会を通じて標記の依頼があり、第５回常務理事会（令和５年９月12日開催）において、推薦期日の関係から事前に田中会長の了承を得て、令和５年９月１日付で推薦した旨の報告を行った。

委　員	廣　瀬　克　哉	法政大学	総長
	前　田　　裕	関西大学	大学長
	須　賀　晃　一	早稲田大学	副総長

②「採用・インターンシップ分科会」委員の推薦について

日本経済団体連合会より、連合会を通じて標記の依頼があり、第５回常務理事会（令和５年９月12日開催）において、推薦期日の関係から事前に田中会長の了承を得て、令和５年９月１日付で推薦した旨の報告を行った。

委　員	伊　藤　公　平	慶應義塾	塾長
	佐　藤　　和	慶應義塾	就職部長・商学部教授
	森　　隆　史	関西学院	キャリアセンター長
	塩　月　　恭	早稲田大学	キャリアセンター課長

３－２－１２　日本学術会議

①第26-27期日本学術会議会員・連携会員の選考に係る情報提供について

日本学術会議より標記の依頼があり、令和４年度第９回常務理事会（令和４年12月13日開催）において協議を行った。

その結果、会長、副会長及び常務理事が所属する17大学のうち、多くの会員・連携会員を擁する早稲田大学、別途候補者を推薦可能な日本学術会議会員を常務理事自身が務める慶應義塾大学及び津田塾大学を除く14大学に各大学２名以内の候補者の推薦を依頼することとした。また、日本学術会議への情報提供者６名は、各大学が推薦した候補者の中から会長及び副会長が選定することとした。

その後、12月14日付で各大学へ候補者の推薦を依頼し、12月26日までに11大学から22名の推薦があった。会長及び副会長による候補者の選定は令和５年１月10日に行い、翌11日に選定した６名の情報を日本学術会議へ提供した。

日本学術会議での選考の結果、私大連から情報提供した６名の候補者のうち３名が第26-27期会員・連携会員に任命された。任期は令和５年10月から６年間。

なお、候補者のうち２名は、すでに第25-26期連携会員に任命されている。

＜第26-27期＞

会　　員	河　野　哲　也	立教大学	文学部教授
連携会員	長谷川　美　貴	青山学院大学	理工学部教授
	杉　村　美　紀	上智大学	総合人間科学部教授

＜第25-26期＞

連携会員	木　下　麻奈子	同志社大学	法学部教授
	長　田　典　子	関西学院大学	工学部教授

３－２－１３　東京都

①「女性も男性も輝くTOKYO会議」委員の任期満了に伴う後任者の推薦について

東京都より標記の依頼があり、第10回常務理事会（令和６年１月23日開催）において協議の結果、次の通り決定し、翌日付で推薦した。任期は委嘱日から２年間。

委　員	篠　原　聡　子	日本女子大学	大学長

３－３　私大連事務局への職員派遣協力

私大連では、会員法人（大学）からの出向職員を受け入れ、業務の円滑な遂行に協力を得ている。令和５年度における派遣協力は次の通りである。

教学支援課　　山　梨　佑　季　　東海大学理事長室
〔期間：令和５年４月１日～令和６年３月31日〕

広報情報課　　吉　田　匡　孝　　中京大学人事部付
〔期間：令和５年４月１日～令和６年３月31日〕

３－４　私大連事務局職員

令和５年度における私大連事務局職員は次の通りである。

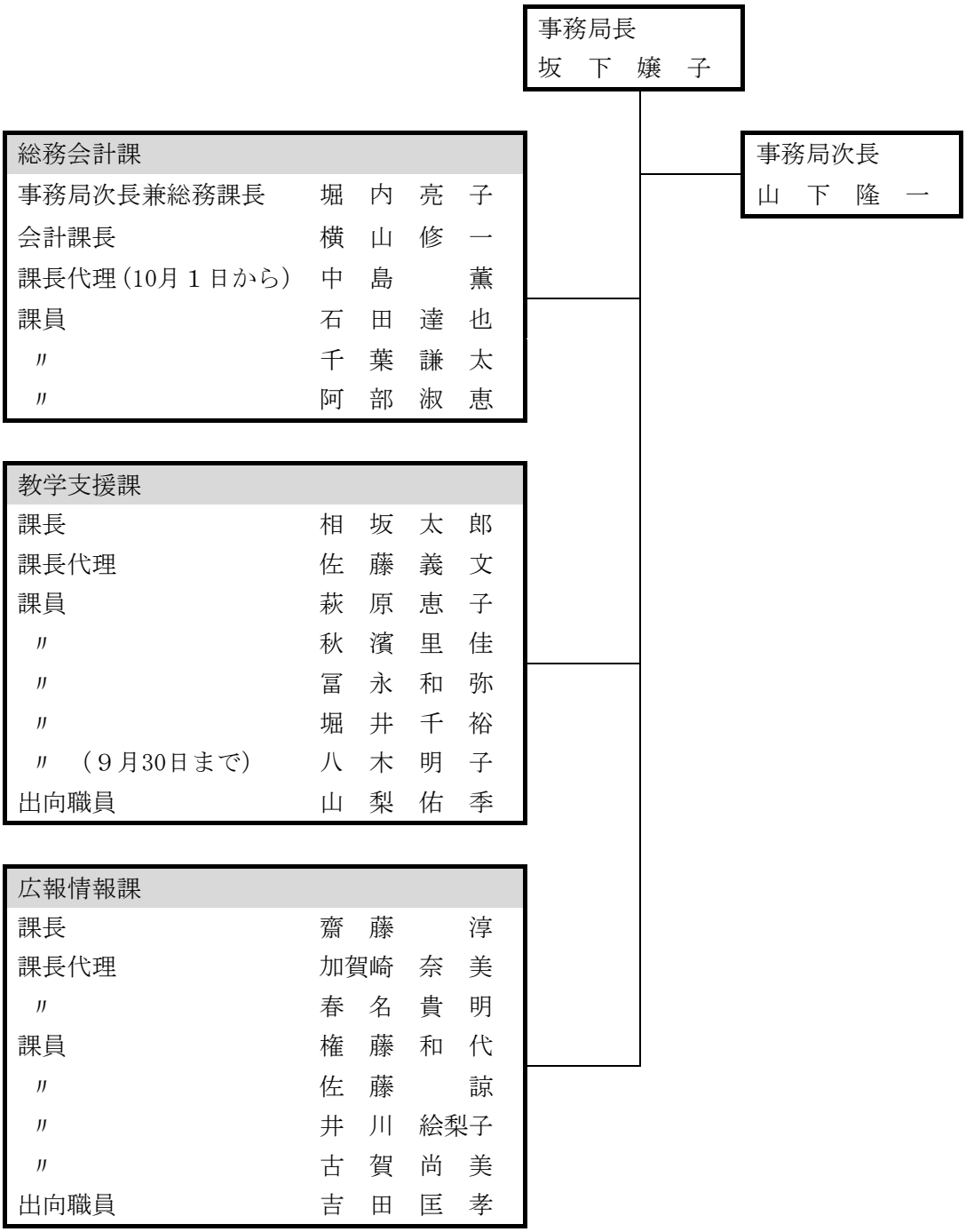

４．令和５年度役員会・総会

４－１　常務理事会（12回開催）

第１回　　令和５年４月11日（火）　午後２時30分～３時30分

＜審議事項＞

１．令和５年度第２回（第656回）理事会の議事・日程について
２．事業担当理事等について
３．対外派遣人事について
４．事務組織規程の一部改正について

＜報告事項＞

１．委員の委嘱について
２．令和５年度監査計画について
３．高等教育の修学支援新制度の見直し及び政府の少子化対策の動向について
４．新たなインターンシップの考え方について
５．中央教育審議会次期教育振興基本計画（答申）について
６．一般財団法人私学研修福祉会への対応について

＜資料報告事項＞

１．日本私立大学団体連合会令和５年度事業計画及び収支予算について

第２回　　令和５年５月16日（火）　午後２時30分～３時25分

＜審議事項＞

１．令和５年度第３回（第657回）理事会の議事・日程について
２．副会長候補者の指名について
３．理事・監事の補欠選任手続きについて

＜協議事項＞

１．令和６年度私立大学関係政府予算要望（骨子）の考え方について

＜報告事項＞

１．委員の委嘱について
２．東京23区に設置する大学の定員規制について
３．文部科学省「大学・高専における遠隔教育の実施に関するガイドライン」について
４．文部科学省「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」について
５．内閣官房「教育未来創造会議」第二次提言のとりまとめについて
６．「教学マネジメント指針（追補）」及び「大学入学者選抜の実態の把握及び分析等に関する調査研究」結果について

＜資料報告事項＞

１．「成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援」の公募について
２．改正私立学校法の成立について

第３回　　令和５年６月６日（火）　午後２時30分～３時

＜審議事項＞

１．令和５年度第１回（第227回・定時）総会の議事・日程について

２．令和５年度第４回（第658回）理事会の議事・日程について
３．常務理事の補欠選定手続きについて
４．日本私立大学団体連合会代議員の補欠選出手続きについて
５．令和４年度事業報告について
６．令和４年度収支決算について
７．事業担当理事等について
８．経営倫理委員会委員の補充について
９．対外派遣人事について
＜報告事項＞
１．委員の委嘱について
２．令和４年度監査報告について
３．中央教育審議会大学分科会の今期の審議事項等について
＜資料報告事項＞
１．令和５年度FD推進ワークショップの開催について
２．令和５年度学長会議（第１回）の開催について
３．令和５年度財務・人事担当理事者会議（第１回）の開催について
４．令和５年度監事会議の開催について

第４回　令和５年７月18日（火）　午後２時35分～３時20分
＜審議事項＞
１．令和５年度第５回（第659回）理事会の議事・日程について
２．常務理事の補欠選出投票結果について
３．日本私立大学団体連合会補欠代議員の選出投票結果について
＜協議事項＞
１．「大学教育における生成 AI の活用に向けたチェックリスト案」について
＜報告事項＞
１．大学におけるハラスメントの対応について
２．令和６年度大学入学者選抜実施要項及び令和７年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱等について
３．研究インテグリティに係る取組の徹底について
４．大学発スタートアップ支援等について
＜資料報告事項＞
１．令和５年度理事長会議の開催について
２．文部科学省「大学・高専における生成AIの教学面の取扱いについて(周知)」について

第５回　令和５年９月12日（火）　午後２時30分～３時20分
＜審議事項＞
１．事業担当理事等について
２．対外派遣人事について
＜協議事項＞
１．令和６年度役員会等の開催日程について

＜報告事項＞
１．委員の委嘱について
２．令和４年度監査報告について
３．加盟大学における定員未充足状況について
４．私大連事務局専任職員の採用結果について
５．日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（日本語教育機関認定法）の制定に伴う認定基準等について
６．令和６年度私学助成関係予算の概算要求及び私立大学関係税制改正要望について
７．令和６年度国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進等に関する概算要求について
８．令和６年度留学生交流の充実に関する概算要求等について
＜資料報告事項＞
１．令和６年度私立大学関係政府予算要望及び税制改正要望（日本私立大学団体連合会）について
２．令和５年度国の補助金等に関する説明会（第１回）の開催について
３．「大学教育における生成AIの活用に向けたチェックリスト〔第１版〕」の公表について
４．令和５年度私大連フォーラムの開催について
５．令和５年度経営委員会人事労務検討分科会第１回情報交換会の開催について
６．「大学・高専機能強化支援事業」の初回公募選定結果及び次回公募に向けた説明会（私大連）の開催について
７．「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」について

第６回　　令和５年10月３日（火）　午後２時～３時30分
＜審議事項＞
１．令和５年度第６回（第660回）理事会の議事・日程について
＜協議事項＞
１．「大学・高専機能強化支援事業」への要望（案）について
＜報告事項＞
１．高等教育と私学助成について

第７回　　令和５年10月24日（火）　午後２時30分～３時30分
＜審議事項＞
１．令和５年度第７回（第661回）理事会の議事・日程について
２．令和５年度第２回（第228回・秋季）総会の議事・日程について
３．理事の補欠選任手続きについて
＜協議事項＞
１．教育研究委員会リカレント教育推進分科会「大学院リカレント教育の再定義と再評価～リスキリングという新たな社会のニーズを踏まえて～」について
＜報告事項＞
１．委員の委嘱について
２．寄附税制等に関する私立大学の考えについて
３．技術流出対策に関する行政説明について
４．「トビタテ！留学JAPAN　新・日本代表プログラム」の募集について
５．令和６年度科学研究費助成事業（科研費）に関する概算要求について

＜資料報告事項＞

１.「教育未来創造会議」第二次提言の実施に向けた工程表の公表について

第８回　　令和５年11月7日（火）　午後２時～３時35分

＜審議事項＞

１．対外派遣人事について

２．私学会館別館建設資金引当資産規程の一部改正について

３．飲食を伴う会合等の支出に関する細則の一部改正について

４．大学設置・学校法人審議会大学設置分科会並びに同審議会学校法人分科会委員の任期満了に伴う後任候補者の推薦手続きについて

＜協議事項＞

１．次期中期事業期間（令和６年度～９年度）に向けた検討経過及び令和６年度事業策定に向けた方針について

＜報告事項＞

１．中央教育審議会大学分科会大学院部会「人文科学・社会科学系における大学院教育の振興方策」（審議まとめ案）について

＜資料報告事項＞

１．令和６年度私大連事務局への出向依頼について

２．令和６年新年交歓会の開催について

３．令和５年度第２回学長会議の開催について

第９回　　令和５年12月12日（火）　午後３時30分～５時25分

＜審議事項＞

１．令和５年度第８回（第662回）理事会の議事・日程について

２．事業担当理事等について

３．対外派遣人事について

＜協議事項＞

１．令和６年度事業申請及び新たな課題への対応について

２．令和６年度の学校法人日本大学への対応について

＜報告事項＞

１．一般財団法人私学研修福祉会への対応について

２．委員の委嘱について

３．令和５年度監査（期中）における気付き事項について

４．私立大学におけるセクシュアルハラスメントを含む性暴力の防止に向けた声明について

５．新たな時代に向けた人材育成に関する懇談会について

６．ふるさと納税活用における自治体と学校法人との連携について

７.「こども未来戦略方針」における高等教育の負担軽減策等について

＜資料報告事項＞

１．日本私立大学団体連合会　令和５年度「日本語教育推進会議」開催について

第10回　　令和６年１月23日（火）　午後２時～３時35分

＜審議事項＞

１．令和５年度第９回（第663回）理事会の議事・日程について

２．対外派遣人事について

＜協議事項＞

１．総会の運営方法について

２．能登半島地震により被災した加盟法人への対応について

＜報告事項＞

１．委員の委嘱について

２．令和５年度記者懇談会の開催について

３．「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業(J-PEAKS)」に関する今後の動向及び令和６年度科学技術予算について

４．文部科学省「博士人材の社会における活躍促進に向けたタスクフォース」の設置について

５．能登半島地震に関する要望等について

＜資料報告事項＞

１．令和６年度「大学・高専機能強化支援事業」の公募について

第11回　　令和６年２月13日（火）　午後２時～２時55分

＜審議事項＞

１．令和５年度第10回（第664回）理事会の議事・日程について

２．令和５年度第３回（第229回・春季）総会の議事・日程について

３．将来の高等教育のあり方と新たな公財政支援を考えるプロジェクトの設置について

＜協議事項＞

１．令和６年度事業計画案について

２．令和６年度収支予算案について

３．令和６年度役員会等の開催日程について

４．総合政策センタープロジェクト「オンラインを活用した大学教育の現状・課題・可能性（仮題）」（案）について

５．日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード」【第２．０版】への改訂について

６．文理横断教育の推進検討プロジェクトの中間報告について

＜報告事項＞

１．内閣府地方創生移住支援事業及び地方大学・地域産業創生交付金事業について

２．文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会」の審議経過について

３．日本学術振興会学術システム研究センター研究員の募集について

＜資料報告事項＞

１．令和６年度各種研修開催日程等一覧（予定）について

第12回　　令和６年３月５日（火）　午後２時～３時25分

＜審議事項＞

１．令和６年度第１回（第665回）理事会の議事・日程について

２．令和６年度事業計画案について

３．令和６年度収支予算案について

４．会費規則の一部改正について
５．就業規則の一部改正について
６．事業担当理事等について
７．対外派遣人事について
８．日本私立大学団体連合会代議員・会計監事の任期満了に伴う後任者の選出手続について
＜協議事項＞
１．総合政策センタープロジェクト（高等教育の無償化にかかる諸問題への対応）の最終とりまとめについて
２．理工系分野の充実・推進プロジェクトの中間報告について
３．国の調査等における性別管理に関する要望について
＜報告事項＞
１．学校法人青葉学園（設置大学：東京医療保健大学）、学校法人海星女子学院（設置大学：神戸海星女子学院大学）及び学校法人恵泉女学園（設置大学：恵泉女学園大学）の退会について
２．委員の委嘱について
３．私大連事務局専任職員の採用結果について

４－２　理事会（10回開催）

第655回　　令和５年４月11日（火）　午後３時35分～４時40分
＜報告事項＞
１．事業担当理事等について
２．事務組織規程の一部改正について
３．令和５年度監査計画について
４．高等教育の修学支援新制度の見直し及び政府の少子化対策の動向について
５．新たなインターンシップの考え方について
６．中央教育審議会次期教育振興基本計画（答申）について
＜資料報告事項＞
１．日本私立大学団体連合会令和５年度事業計画及び収支予算について

第656回　　令和５年５月16日（火）　午後３時30分～５時
＜審議事項＞
１．副会長の決定について
２．理事・監事の補欠選任手続きについて
＜協議事項＞
１．令和６年度私立大学関係政府予算要望（骨子）の考え方について
＜報告事項＞
１．東京23区に設置する大学の定員規制について
２．文部科学省「大学・高専における遠隔教育の実施に関するガイドライン」について
３．文部科学省「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」について
４．内閣官房「教育未来創造会議」第二次提言のとりまとめについて

＜資料報告事項＞
１．「成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援」の公募について
２．改正私立学校法の成立について

第657回　　令和５年６月６日（火）　午後３時30分～４時40分
＜審議事項＞
１．令和５年度第１回（第227回・定時）総会の議事・日程について
２．常務理事の補欠選定手続きについて
３．日本私立大学団体連合会代議員の補欠選出手続きについて
４．令和４年度事業報告について
５．令和４年度収支決算について
＜報告事項＞
１．事業担当理事等について
２．経営倫理委員会委員の補充について
３．令和４年度監査報告について
４．中央教育審議会大学分科会の今期の審議事項等について
＜資料報告事項＞
１．令和５年度FD推進ワークショップの開催について
２．令和５年度学長会議（第１回）の開催について
３．令和５年度財務・人事担当理事者会議（第１回）の開催について
４．令和５年度監事会議の開催について

第658回　　令和５年７月18日（火）　午後３時30分～５時
＜審議事項＞
１．常務理事の補欠選定について
２．日本私立大学団体連合会補欠代議員の決定について
＜協議事項＞
１．「大学教育における生成AIの活用に向けたチェックリスト案」について
＜報告事項＞
１．令和６年度大学入学者選抜実施要項及び令和７年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱等について
２．研究インテグリティに係る取組の徹底について
３．大学発スタートアップ支援等について
＜資料報告事項＞
１．令和５年度理事長会議の開催について
２．文部科学省「大学・高専における生成AIの教学面の取扱いについて(周知)」について

第659回　　令和５年９月12日（火）　午後３時30分～４時50分
＜協議事項＞
１．令和６年度役員会等の開催日程について

＜報告事項＞
１．事業担当理事等について
２．私大連事務局専任職員の採用結果について
３．令和６年度私学助成関係予算の概算要求及び私立大学関係税制改正要望について
４．令和６年度国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進等に関する概算要求について
５．令和６年度留学生交流の充実に関する概算要求等について
＜資料報告事項＞
１．令和６年度私立大学関係政府予算要望及び税制改正要望（日本私立大学団体連合会）について
２．令和５年度国の補助金等に関する説明会（第１回）の開催について
３．「大学教育における生成AIの活用に向けたチェックリスト〔第１版〕」の公表について
４．令和５年度私大連フォーラムの開催について
５．令和５年度経営委員会人事労務検討分科会第１回情報交換会の開催について
６．「大学・高専機能強化支援事業」の初回公募選定結果及び次回公募に向けた説明会（私大連）の開催について
７．「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」について

第660回　令和５年10月24日（火）　午後３時30分～５時
＜審議事項＞
１．令和５年度第２回（第228回・秋季）総会の議事・日程について
２．理事の補欠選任手続きについて
＜協議事項＞
１．教育研究委員会リカレント教育推進分科会「大学院リカレント教育の再定義と再評価～リスキリングという新たな社会のニーズを踏まえて～」について
＜報告事項＞
１．寄附税制等に関する私立大学の考えについて
２．「大学・高専機能強化支援事業」への要望について
３．「トビタテ！留学JAPAN　新・日本代表プログラム」の募集について
４．令和６年度科学研究費助成事業（科研費）に関する概算要求について
＜資料報告事項＞
１．「教育未来創造会議」第二次提言の実施に向けた工程表の公表について

第661回　令和５年11月21日（火）　午後１時30分～２時10分
＜協議事項＞
１．次期中期事業期間（令和６年度～９年度）に向けた検討経過及び令和６年度事業策定に向けた方針について
＜報告事項＞
１．令和５年度事業実施経過概要について
２．令和５年度監査（期中）の報告について
３．一般財団法人研修福祉会の課題への対応について
４．大学設置・学校法人審議会大学設置分科会並びに同審議会学校法人分科会委員の任期満了に伴う後任候補者の推薦手続きについて

５．私大連の意見提出及び実現活動について
（１）「大学・高専機能強化支援事業」に対する要望
（２）国立大学法人等への個人寄附に関する私大の考え
（３）令和６年度政府予算・税制改正要望と活動
６．日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード」【第２．０版】改訂に向けた意見聴取について
７．「こども未来戦略方針」における高等教育の負担軽減策及び大学院（修士段階）の授業料後払い制度の導入について
８．大学グローバル化施策の概算要求等について
９．セクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の更なる推進について
10．私立大学を取り巻く国の動向について
（１）中央教育審議会「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について（諮問)」について
（２）令和５年度補正予算及び令和６年度私立大学助成に関する最新動向について
（３）改正私立学校法に伴う学校法人会計基準の見直し及び最新動向について

第662回　　令和６年１月９日（火）　午後１時30分～３時35分
＜協議事項＞
１．令和６年度事業申請及び新たな課題への対応について
＜報告事項＞
１．事業担当理事等について
２．大学設置・学校法人審議会大学設置分科会並びに同審議会学校法人分科会委員の任期満了に伴う後任候補者の推薦について
３．令和６年度の学校法人日本大学への対応について
４．私立大学におけるセクシュアルハラスメントを含む性暴力の防止に向けた声明について
５．令和６年度私立大学関係政府予算案について
６．令和６年度私立大学関係税制改正及びふるさと納税活用における自治体と学校法人の連携について
７．令和６年度国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進等に関する政府予算案について
８．私立学校法改正に伴う最新動向及び学校法人会計基準の方針について
９．「こども未来戦略方針」における高等教育の負担軽減策等について
10．大学スポーツにおけるインテグリティの確保について
＜資料報告事項＞
１．令和６年度国の補助金等に関する説明会（第２回）の開催について
２．中央教育審議会大学分科会高等教育の在り方に関する特別部会の設置について
３．日本私立大学団体連合会　令和５年度「日本語教育推進会議」開催について
４．田中愛治『私立大学の大学団体の役割を再考する』IDE 現代の高等教育 No.656, 2023 年 12 月号
５．Between 情報サイト『私大連が理系への転換支援事業に対し、財政支援強化などを要望』(R5/11/20)
６．能登半島地震の発生に伴う令和６年度入学者選抜における対応について

第663回　　令和６年２月13日（火）　午後３時～４時40分

＜審議事項＞

１．令和５年度第３回（第229回・春季）総会の議事・日程について

２．将来の高等教育のあり方と新たな公財政支援を考えるプロジェクトの設置について

＜協議事項＞

１．令和６年度事業計画案について

２．令和６年度収支予算案について

３．令和６年度役員会等の開催日程について

４．日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード」【第２．０版】への改訂について

５．文理横断教育の推進検討プロジェクトの中間報告について

＜報告事項＞

１．総会の運営方法について

２．能登半島地震により被災した会員法人への対応について

３．能登半島地震に関する要望等について

４．文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会」の審議経過について

５．日本学術振興会学術システム研究センター研究員の募集について

＜資料報告事項＞

１．令和６年度各種研修開催日程等一覧（予定）について

第664回　　令和６年３月19日（火）　午後１時30分～２時15分

＜審議事項＞

１．令和６年度事業計画案について

２．令和６年度収支予算案について

３．会費規則の一部改正について

４．就業規則の一部改正について

＜協議事項＞

１．総合政策センタープロジェクト（高等教育の無償化にかかる諸問題への対応）の最終とりまとめについて

＜報告事項＞

１．学校法人青葉学園（設置大学：東京医療保健大学）、学校法人海星女子学院（設置大学：神戸海星女子学院大学）及び学校法人恵泉女学園（設置大学：恵泉女学園大学）の退会について

２．私大連の意見提出等について

（１）セクシュアルハラスメント等に関する声明

（２）能登半島地震に伴う要望（全私学連合）

（３）性別表記に関する要望

（４）文科省科学技術審議会「研究者無期雇用等」に関する意見

（５）自民党教育・人材力強化調査会「大学再編と専門人事育成」に関する意見

３．私大連事務局専任職員の採用結果について

４．日本私立大学団体連合会代議員・会計監事の任期満了に伴う後任者の選出手続について

５．総合政策センタープロジェクト（ポストコロナのオンライン教育のあり方）の最終とりまとめについて

６．理工系分野の充実・推進プロジェクトの中間報告について

７．私立大学を取り巻く国の動向について
（１）中央教育審議会大学分科会高等教育の在り方に関する特別部会の審議動向について
（２）中央教育審議会大学分科会大学院部会「人文科学・社会科学系における大学院教育の振興方策について」について
（３）能登半島地震関係予算、令和６年度私立大学関係予算及び税制改正等の最新動向について
（４）私立学校法の改正に関する最新動向及び文部科学省「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」のとりまとめ等について

４－３　総会（３回開催）

第227回総会（定時）　　令和５年６月27日（火）　午後２時30分～５時
＜審議事項＞
第一号議案　理事・監事の補欠選任の件
第二号議案　令和４年度収支決算の承認を求める件
＜協議事項＞
第一号　令和６年度私立大学関係政府予算要望案及び税制改正要望案について
＜報告事項＞
第一号　副会長の決定について
第二号　令和４年度事業報告について
第三号　「私立大学ガバナンス・コード【第２版】」改訂に向けた方向性について
第四号　私大連の意見等について
（１）私立学校法の改正に伴う政省令、寄附行為作成例に対する意見
（２）23区の大学定員規制の緩和に対するパブリックコメント
（３）障害を理由とする差別解消の対応指針に対する意見
（４）私学振興協議会（全私学連合）における私大側意見
第五号　採用と大学教育の未来に関する産学協議会2022年度報告書のとりまとめについて
第六号　内閣官房「教育未来創造会議」第二次提言のとりまとめについて
第七号　「成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援」の最新動向及び東京23区に設置する大学の定員規制緩和について
第八号　私立大学を取り巻く諸課題について
（１）骨太の方針2023から見る課題
（２）改正私立学校法の最新動向
（３）学校法人の閉学に関する対応等
＜資料報告事項＞
１．令和５年度監査計画について
２．事業担当理事等について
３．令和５年度の私大連事業の開催について
４．『Annual Report 2023―令和４年度の活動と財務状況』の刊行について
５．日本私立大学団体連合会令和５年度事業計画及び収支予算について

第228回総会（秋季）　　令和５年11月21日（火）　午後２時30分～４時50分

＜審議事項＞

第一号議案　理事の補欠選任の件

＜協議事項＞

第一号　教育研究委員会リカレント教育推進分科会「大学院リカレント教育の再定義と再評価～リスキリングという新たな社会のニーズを踏まえて～」について

＜報告事項＞

第一号　次期中期事業期間（令和６年度～９年度）に向けた検討経過及び令和６年度事業策定に向けた方針について

第二号　令和５年度事業実施経過概要について

第三号　令和５年度監査（期中）の報告について

第四号　私大連の意見提出及び実現活動について

（１）「大学・高専機能強化支援事業」に対する要望

（２）国立大学法人等への個人寄附に関する私大の考え

（３）令和６年度政府予算・税制改正要望と活動

第五号　日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード」【第２．０版】改訂に向けた意見聴取について

第六号　「こども未来戦略方針」における高等教育の負担軽減策及び大学院（修士段階）の授業料後払い制度の導入について

第七号　大学グローバル化施策の概算要求等について

第八号　セクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の更なる推進について

第九号　私立大学を取り巻く国の動向について

（１）中央教育審議会「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について（諮問)」について

（２）令和５年度補正予算及び令和６年度私立大学助成に関する最新動向について

（３）改正私立学校法に伴う学校法人会計基準の見直し及び最新動向について

＜資料報告事項＞

１．事業担当理事等について

２．令和６年度総会等の日程について

３．「大学教育における生成 AI の活用に向けたチェックリスト〔第１版〕」について

４．令和５年度学長会議（第２回）の開催について

５．令和５年度第２回財務・人事担当理事者会議の開催について

６．令和６年新年交歓会の開催について

７．令和６年度私大連事務局への出向依頼について

８．産業教育の振興に関する要望書（専門高校の充実に関する要望書）及び家庭に関する学科等で学ぶ生徒の進学機会の拡大についての要望書について

第229回総会（春季）　　令和６年３月19日（火）　午後２時30分～４時50分

＜審議事項＞

第一号議案　令和６年度事業計画決定の件

第二号議案　令和６年度収支予算決定の件

第三号議案　会費規則の一部改正の件

＜協議事項＞

第一号　総合政策センタープロジェクト（高等教育の無償化にかかる諸問題への対応）の最終とりまとめについて

第二号　日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード」【第２．０版】の改訂について

＜報告事項＞

第一号　就業規則の一部改正について

第二号　能登半島地震により被災した会員法人への対応について

第三号　令和６年度の学校法人日本大学への対応について

第四号　学校法人青葉学園（設置大学：東京医療保健大学）、学校法人海星女子学院（設置大学：神戸海星女子学院大学）及び学校法人恵泉女学園（設置大学：恵泉女学園大学）の退会について

第五号　私大連の意見提出等について

（１）セクシュアルハラスメント等に関する声明

（２）能登半島地震に伴う要望（全私学連合）

（３）性別表記に関する要望

（４）文科省科学技術審議会「研究者無期雇用等」に関する意見

（５）自民党教育・人材力強化調査会「大学再編と専門人事育成」に関する意見

第六号　総合政策センタープロジェクト（ポストコロナのオンライン教育のあり方）の最終とりまとめについて

第七号　理工系分野の充実・推進プロジェクトの中間報告について

第八号　文理横断教育の推進検討プロジェクトの中間報告について

第九号　私立大学を取り巻く国の動向について

（１）中央教育審議会大学分科会高等教育の在り方に関する特別部会の審議動向について

（２）中央教育審議会大学分科会大学院部会「人文科学・社会科学系における大学院教育の振興方策について」について

（３）能登半島地震関係予算、令和６年度私立大学関係予算及び税制改正等の最新動向について

（４）私立学校法の改正に関する最新動向及び文部科学省「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」のとりまとめ等について

＜資料報告事項＞

１．事業担当理事等について

２．令和６年度総会等の日程について

３．令和６年度各種研修の開催日程等について

４．地方就職学生支援事業について

５．日本私立大学連盟会員並びに会員代表者名簿

令和6年3月31日現在（会員名アルファベット順）

会員名	設置大学名	会員代表者	学内役職
愛知大学	愛知大学	広瀬 裕樹	理事長・大学長
亜細亜学園	亜細亜大学	永綱 憲悟	大学長
暁学園	四日市大学	喜岡 渉	理事長
	四日市看護医療大学		
青葉学園	東京医療保健大学	田村 哲夫	理事長
青山学院	青山学院大学	稲積 宏誠	大学長
跡見学園	跡見学園女子大学	小仲 信孝	大学長
梅花学園	梅花女子大学	長澤 修一	大学長
文教大学学園	文教大学	中島 滋	大学長
文理佐藤学園	西武文理大学	八巻 和彦	大学長
筑紫女学園	筑紫女学園大学	南 博文	大学長
中央大学	中央大学	河合 久	大学長
大東文化学園	大東文化大学	高橋 進	大学長
獨協学園	獨協大学	猪口 雄二	理事長
	獨協医科大学		
	姫路獨協大学		
同志社	同志社大学	植木 朝子	同志社大学学長
	同志社女子大学		
フェリス女学院	フェリス女学院大学	荒井 真	大学長
福岡大学	福岡大学	永田 潔文	大学長
福岡女学院	福岡女学院大学	片野 光男	理事長･福岡女学院看護大学学長
	福岡女学院看護大学		
学習院	学習院大学	荒川 一郎	学習院大学学長
	学習院女子大学		
白鷗大学	白鷗大学	北山 修	大学長
阪南大学	阪南大学	田上 博司	大学長
広島女学院	広島女学院大学	三谷 高康	院長・大学長
法政大学	法政大学	廣瀬 克哉	総長
稲置学園	金沢星稜大学	大久保 英哲	大学長
実践女子学園	実践女子大学	山本 章正	理事長
上智学院	上智大学	曄道 佳明	大学長
城西大学	城西大学	藤野 陽三	理事長 城西大学学長
	城西国際大学		
順天堂	順天堂大学	新井 一	大学長
海星女子学院	神戸海星女子学院大学	石原 敬子	大学長
関西大学	関西大学	前田 裕	大学長
関西学院	関西学院大学	森 康俊	大学長
関東学園	関東学園大学	松平 正久	理事長・学園長
関東学院	関東学院大学	規矩 大義	理事長
慶應義塾	慶應義塾大学	伊藤 公平	塾長
恵泉女学園	恵泉女学園大学	廣瀬 薫	学園長
敬和学園	敬和学園大学	金山 愛子	大学長
神戸女学院	神戸女学院大学	中野 敬一	大学長
皇學館	皇學館大学	河野 訓	大学長
國學院大學	國學院大學	針本 正行	大学長
国際武道大学	国際武道大学	松井 完太郎	大学長
国際基督教大学	国際基督教大学	岩切 正一郎	大学長
駒澤大学	駒澤大学	各務 洋子	大学長
甲南学園	甲南大学	長坂 悦敬	理事長
久留米大学	久留米大学	内村 直尚	大学長
共立女子学園	共立女子大学	川久保 清	大学長
京都産業大学	京都産業大学	黒坂 光	大学長
京都精華大学	京都精華大学	澤田 昌人	大学長
京都橘学園	京都橘大学	日比野 英子	大学長
松山大学	松山大学	新井 英夫	理事長・大学長
松山東雲学園	松山東雲女子大学	高橋 圭三	大学長
明治大学	明治大学	大六野 耕作	大学長
明治学院	明治学院大学	村田 玲音	大学長
宮城学院	宮城学院女子大学	長谷部 弘	大学長
桃山学院	桃山学院大学	中野 瑞彦	桃山学院大学学長
	桃山学院教育大学		
武蔵野美術大学	武蔵野美術大学	樺山 祐和	大学長

会員名	設置大学名	会員代表者	学内役職
武蔵野大学	武蔵野大学	西本 照真	大学長
名古屋学院大学	名古屋学院大学	因田 義男	理事長
中村産業学園	九州産業大学	北島 己佐吉	大学長
中内学園	流通科学大学	藤井 啓吾	大学長
南山学園	南山大学	ロバート・キサラ	大学長
根津育英会武蔵学園	武蔵大学	高橋 徳行	大学長
日本大学	日本大学		
日本女子大学	日本女子大学	篠原 聡子	大学長
日通学園	流通経済大学	上野 裕一	大学長
ノートルダム清心学園	ﾉｰﾄﾙﾀﾞﾑ清心女子大学	津田 葵	大学長
大阪学院大学	大阪学院大学	白井 元康	総長
大阪医科薬科大学	大阪医科薬科大学	佐野 浩一	大学長
大阪女学院	大阪女学院大学	錦織 一郎	理事長
追手門学院	追手門学院大学	真銅 正宏	大学長
立教学院	立教大学	西原 廉太	大学総長
立正大学学園	立正大学	寺尾 英智	大学長
立命館	立命館大学	仲谷 善雄	総長 立命館大学学長
	立命館アジア太平洋大学		
龍谷大学	龍谷大学	入澤 崇	大学長
聖学院	聖学院大学	小池 茂子	理事長・大学長
成城学園	成城大学	杉本 義行	大学長
聖カタリナ学園	聖カタリナ大学	坂原 明	大学長
成蹊学園	成蹊大学	森 雄一	大学長
西南学院	西南学院大学	今井 尚生	大学長
聖路加国際大学	聖路加国際大学	堀内 成子	大学長
清泉女子大学	清泉女子大学	佐伯 孝弘	大学長
聖心女子学院	聖心女子大学	安達 まみ	大学長
専修大学	専修大学	佐々木 重人	専修大学学長
	石巻専修大学		
芝浦工業大学	芝浦工業大学	鈴見 健夫	理事長
真宗大谷学園	大谷大学	一楽 真	大学長
白百合学園	白百合女子大学	髙山 貞美	白百合女子大学学長
	仙台白百合女子大学		
昭和女子大学	昭和女子大学	山崎 日出男	理事長
修道学園	広島修道大学	矢野 泉	大学長
創価大学	創価大学	鈴木 将史	大学長
園田学園	園田学園女子大学	大江 篤	大学長
大正大学	大正大学	神達 知純	大学長
拓殖大学	拓殖大学	鈴木 昭一	大学長
天理大学	天理大学	永尾 比奈夫	大学長
東邦大学	東邦大学	高松 研	大学長
東北学院	東北学院大学	大西 晴樹	院長・大学長
東北公益文科大学	東北公益文科大学	神田 直弥	大学長
東海大学	東海大学	松前 義昭	理事長・大学長
常磐大学	常磐大学	富田 敬子	大学長
東京女子大学	東京女子大学	森本 あんり	大学長
東京女子医科大学	東京女子医科大学	丸 義朗	大学長
東京経済大学	東京経済大学	岡本 英男	大学長
東京国際大学	東京国際大学	倉田 信靖	理事長・総長
東京農業大学	東京農業大学	江口 文陽	理事長 東京農業大学学長
	東京情報大学		
東京歯科大学	東京歯科大学	一戸 達也	大学長
東洋大学	東洋大学	矢口 悦子	大学長
東洋英和女学院	東洋英和女学院大学	星野 三喜夫	大学長
東洋学園	東洋学園大学	辻中 豊	大学長
トヨタ学園	豊田工業大学	保立 和夫	大学長
津田塾大学	津田塾大学	髙橋 裕子	大学長
梅村学園	中京大学	梅村 清英	総長・理事長・大学長
和光学園	和光大学	半谷 俊彦	大学長
早稲田大学	早稲田大学	田中 愛治	総長
山梨英和学院	山梨英和大学	朴 憲郁	大学長・院長

６．令和５年度各種委員会委員一覧

◎委員長・センター長・部門長
○副委員長・副センター長
△専門委員
□特別委員
☆研究員
※分科会長

総合政策センター企画会議

◎	田中愛治	早稲田大学	総長（令和５年６月辞任）
◎	植木朝子	同志社	大学長（令和５年６月就任）
○	曄道佳明	上智学院	大学長
	河合久	中央大学	大学長
	廣瀬克哉	法政大学	総長
	伊藤公平	慶應義塾	塾長
	大六野耕作	明治大学	大学長
	（小仲信孝	跡見学園	大学長〔私大連監事〕）※令和５年６月より
	（黒坂光	京都産業大学	大学長〔私大連監事〕）
	（ロバート・キサラ	南山学園	大学長〔私大連監事〕）

総合政策センター政策研究部門会議

◎	廣瀬克哉	法政大学	総長
	圓月勝博	同志社	文学部教授
	倉林眞砂斗	城西大学	城西国際大学副学長
	田上雅徳	慶應義塾	学生総合センター長、法学部教授
	奥村陽一	立命館	常務理事（財務担当）、経営管理研究科教授
	大野高裕	早稲田大学	理工学術院教授

総合政策センタープロジェクト（高等教育無償化）

◎	村田治	関西学院	経済学部教授
	日下田岳史	大正大学	エンロール・マネジメント研究所専任講師
□	小林雅之	桜美林大学	教育探究科学群学群長
□	濱中義隆	国立教育政策研究所	高等教育研究部総括研究官
□	下山朗	大阪経済大学	経済学部教授
☆	宮里翔大	桜美林大学	教育探究科学群助教

総合政策センタープロジェクト（ポストコロナのオンライン教育のあり方）

◎	曄道佳明	上智学院	大学長
	山田礼子	同志社	社会学部教育文化学科教授
	岩﨑千晶	関西大学	教育開発支援センター副センター長、教育推進部教授
	榊原暢久	芝浦工業大学	教育イノベーション推進センター教授
	森田裕介	早稲田大学	人間科学学術院教授、大学総合研究センター副所長

広報・情報委員会

担当理事　植木朝子（令和５年10月辞任）
　　森康俊（令和５年11月就任）

◎	松並久典	関西大学	総合企画室室長
	鈴木正也	愛知大学	企画部長
	中原伸夫	同志社	広報部広報課長

	立石　肇	西南学院	本部総合企画部長
	相澤孝明	東北学院	総務部地域連携課
	相川徹人	東洋学園	入試広報センター部長
	小泉邦人	早稲田大学	エクステンションセンター事務長 兼 社会人教育事業室課長

広報・情報委員会大学時報分科会

◎	音　好宏	上智学院	文学部教授
	松田美佐	中央大学	文学部教授
	須藤智徳	法政大学	多摩事務部学務課課長
	中山　映	上智学院	学事局学事センター事務長
	依藤康正	関西大学	総合企画室広報課長
	中谷良規	関西学院	広報室企画広報課課長
	塩原良和	慶應義塾	法学部教授
	野見山智道	明治大学	経営企画部広報課長
	長野　香	立教学院	広報室長
	立岩健一	立命館	総合企画部広報課長
	山田健太	専修大学	文学部教授
	高橋慈海	大正大学	ブランディングセンターセンター長、広報部長
	大谷奈緒子	東洋大学	社会学部教授
	五十嵐俊也	津田塾大学	経営企画課課長
	鈴木宏隆	早稲田大学	総長室募金担当部長

広報・情報委員会情報分科会

※	山本幸一	明治大学	研究推進部研究知財事務室副参事
	行川恭央	獨協学園	教育研究支援センター教育研究支援課長
	石田弘樹	追手門学院	追手門学院大手前中・高等学校事務室事務長代理

公財政政策委員会　　担当理事　曄道佳明

	廣瀬克哉	法政大学	総長
	前田　裕	関西大学	大学長
	山岸広太郎	慶應義塾	常任理事
	武智浩二	國學院大學	常務理事
	高橋徳行	根津育英会武蔵学園	大学長
	佐野浩一	大阪医科薬科大学	大学長
	岡本英男	東京経済大学	大学長
	半谷俊彦	和光大学	大学長
	宮島英昭	早稲田大学	常任理事、商学学術院教授

教育研究委員会　　担当理事　前田　裕

◎	圓月勝博	同志社	学長補佐、文学部教授
	川上忠重	法政大学	大学評価室長、理工学部教授
	伊呂原　隆	上智学院	学務担当副学長、理工学部教授
	巳波弘佳	関西学院	副学長、工学部教授
	松浦良充	慶應義塾	常任理事
	尾近裕幸	國學院大学	理事、経済学部教授
	沖　裕貴	立命館	教育・学修支援センター副センター長、教育開発推進機構教授
	羅　星仁	修道学園	副学長
	中村雅章	梅村学園	中京大学経営学部教授
	沖　清豪	早稲田大学	文学学術院教授

教育研究委員会ＦＤ推進ワークショップ運営委員会

◎	沖　裕貴	立命館	教育・学修支援センター副センター長、教育開発推進機構教授
	今津敏晃	亜細亜学園	法学部准教授
	豊口和士	文教大学学園	文学部教授
	川上忠重	法政大学	大学評価室長、理工学部教授
	川西　諭	上智学院	経済学部教授
	岩﨑千晶	関西大学	教育推進部教育開発支援センター副センター長、教育推進部教授
	耳野健二	京都産業大学	現代社会学部教授
	三浦英俊	南山学園	理工学部教授
	清水栄子	追手門学院	共通教育機構・教育支援センター准教授
	長谷川岳史	龍谷大学	経営学部長、経営学部教授
	浅若裕彦	真宗大谷学園	国際学部教授
	望月雅光	創価大学	経営学部副学部長、経営学部教授
	伊鹿倉正司	東北学院	地域総合学部長、地域総合学部教授
	田島　祥	東海大学	スチューデントアチーブメントセンターサブマネージャー
	三浦　健	東洋大学	生命科学部准教授

教育研究委員会リカレント教育推進分科会

※	村田　治	関西学院	経済学部教授
	江馬一弘	上智学院	理工学部教授
	松浦良充	慶應義塾	常任理事
	粕谷美砂子	昭和女子大学	人間社会学部教授
	濱中淳子	早稲田大学	教育・総合科学学術院 教育学部教授

学生委員会　　担当理事　伊藤公平

◎	田上雅徳	慶應義塾	学生総合センター長、法学部教授
	鳥居伸好	中央大学	副学長（学生総合支援担当）、学生部長、経済学部教授
	下楠昌哉	同志社	学生支援センター所長、文学部教授
	栫井昌邦	福岡大学	学生部長、経済学部教授（令和５年11月辞任）
	築山泰典	福岡大学	学生部長、スポーツ科学部教授（令和５年12月就任）
	永野仁美	上智学院	学生センター長・法学部教授
	松村吉信	関西大学	学生センター所長、化学生命工学部教授
	本郷　亮	関西学院	学生支援機構副機構長（学生部長）、経済学部教授
	佐藤　和	慶應義塾	就職部長、商学部教授
	西山春文	明治大学	副学長(学務担当)、学生部長、商学部教授
	北條英勝	武蔵野大学	副学長、人間科学部教授
	吉田　敦	南山学園	学生部長、理工学部教授
	中澤　渉	立教学院	学生部長、社会学部教授
	小沢道紀	立命館	学生部長・食マネジメント学部教授
	矢内義顯	早稲田大学	学生部長、商学学術院教授

学生委員会奨学金等分科会

※	鳥居伸好	中央大学	副学長（学生総合支援担当）、学生部長、経済学部教授
	芝沼康寛	中央大学	学生部事務室奨学課課長
	大髙美由紀	法政大学	学生センター厚生課課長
	山口　徹	慶應義塾	学生部福利厚生支援グループ課長
	伊藤由巳	立教学院	学生部学生課担当課長
	一ノ瀬和憲	立命館	学生部衣笠学生オフィス課長
	笠原　隆	東洋大学	学生部学生支援課課長

	矢古宇　克　昌	早稲田大学	学生部事務副部長、奨学課長（令和５年11月辞任）
	湯　澤　圭　子	早稲田大学	学生部奨学課長（令和５年12月就任）

学生委員会キャリア・就職支援分科会

※	佐　藤　　和	慶應義塾	就職部長、商学部教授
	蓑　輪　靖　博	福岡大学	キャリアセンター長、法学部教授 （令和５年11月辞任）
	笹　川　洋　平	福岡大学	就職・進路支援センター長、商学部教授 （令和５年12月就任）
	藤　野　吉　成	法政大学	キャリアセンター事務部長
	小　林　　剛	関西大学	キャリアセンター所長、文学部教授 （令和５年９月辞任）
	平　野　義　明	関西大学	キャリアセンター所長、化学生命工学部教授 （令和５年10月就任）
	久　保　秀　雄	京都産業大学	障害学生教育支援センター長、法学部教授
	川　口　誠　人	明治大学	就職キャリア支援部部長
	首　藤　若　菜	立教学院	キャリアセンター部長、経済学部教授
	篠　田　博　之	立命館	キャリアセンター部長、情報理工学部教授 （令和５年12月辞任）
	堤　　治	立命館	キャリアセンター部長、生命科学部教授 （令和６年１月就任）
	野　地　　整	早稲田大学	キャリアセンターセンター長

学生委員会学生生活実態調査分科会

※	北　條　英　勝	武蔵野大学	副学長、人間科学部教授
	鳴　川　義　雄	梅村学園	学事局学生支援部部長
	榊　原　雄一郎	関西大学	経済学部教授、学生センター副所長 （令和６年１月就任）
	林　　永　周	立命館	経営学部准教授
	佐　竹　弘　靖	専修大学	学生部長、ネットワーク情報学部教授
	米　山　真　子	東洋大学	学生部次長

国際連携委員会　　担当理事　岩　切　正一郎

◎	倉　林　眞砂斗	城西大学	城西国際大学副学長
	川　端　朋　広	愛知大学	国際交流委員長、経済学部教授
	木　村　優　里	同志社	国際連携推進機構国際センター留学生課課長
	加　藤　亜希子	法政大学	グローバル教育センター特任准教授
	吉　野　朋　恵	上智学院	グローバル教育推進室室長
	藤　田　髙　夫	関西大学	副学長、国際部長
	岡　　宏　美	慶應義塾	学生部国際交流支援グループ課長
	小　室　輝　久	明治大学	副学長（国際交流担当）、法学部教授
	北　條　英　明	龍谷大学	グローバル教育推進センター事務部長
	佐　伯　孝　夫	拓殖大学	国際部長
	山　田　英　貴	早稲田大学	国際部国際課長（令和５年５月辞任）
	尾　内　一　美	早稲田大学	国際部事務部長（令和５年６月就任）

経営倫理委員会

◎	畔道佳明	上智学院	大学長
○	植木朝子	同志社	大学長（令和５年６月就任）
	河合久	中央大学	大学長
	前田裕	関西大学	大学長
	伊藤公平	慶應義塾	塾長
	大六野耕作	明治大学	大学長
	矢口悦子	東洋大学	大学長
	川井伸一	愛知大学	理事長・大学長（令和５年11月辞任）
	黒坂光	京都産業大学	大学長（令和５年６月就任）
	大西晴樹	東北学院	院長・大学長

経営委員会　　担当理事　西原廉太

◎	奥村陽一	立命館	常務理事（財務担当）、経営管理研究科教授
	髙木幸二	福岡女学院	常任理事・事務局長
	北川雄光	慶應義塾	常任理事（令和５年10月辞任）
	岩谷十郎	慶應義塾	常任理事（令和５年11月就任）
	出見世信之	明治大学	商学部教授
	原徹	桃山学院	大学統括部長
	上森啓史	追手門学院	常務理事
	大柳康司	専修大学	経営学部教授
	髙木龍一郎	東北学院	人事担当常任理事、弁護士

経営委員会大学ガバナンス検討分科会

※	大柳康司	専修大学	経営学部教授
	石原修	青山学院	監事
	舟津潤	京都精華大学	経営企画グループ長（令和５年12月辞任）
	出見世信之	明治大学	商学部教授
	高辻智長	明治学院	経理部長
	西尾俊彦	早稲田大学	教務部教務課長（令和５年７月辞任）
	上野佳輝	早稲田大学	総長室経営企画課長（令和５年８月就任）

経営委員会人事労務検討分科会

※	髙木龍一郎	東北学院	人事担当常任理事、弁護士
	柘植敏	中央大学	人事部副部長
	足立好宏	京都橘学園	法人事務局長、理事
	井上智香子	立命館	ＡＰＵ事務局次長兼人事部次長＜政策担当＞
	高良淳一	早稲田大学	人事部給与厚生課長（令和５年５月辞任）
	大坪恭子	早稲田大学	人事部長（令和５年６月就任）
□	植村礼大	俵法律事務所	弁護士
□	小鍛冶広道	第一芙蓉法律事務所	弁護士

理事長会議幹事会　　担当理事　森本あんり

◎	芝井敬司	関西大学	理事長
	太田荘一	法政大学	監事（監事会議幹事会委員長）
	佐柳正三	國學院大學	理事長
	津田葵	ノートルダム清心学園	理事長・大学長
	加藤映子	大阪女学院	大学長
	望月兼雄	立正大学学園	理事長
	清水正之	聖学院	理事長・大学長
	笠原喜明	東洋大学	理事・事務局長（財務・人事担当理事者会議幹事会委員長）

	梅村清英	梅村学園	総長・理事長
	須賀晃一	早稲田大学	副総長（教学担当理事者会議幹事会委員長）

学長会議幹事会　　担当理事　阪本　浩（令和５年 12 月辞任）
田中愛治（令和５年 12 月就任）

◎	阪本　浩	青山学院	前大学長（令和５年12月就任）
	河合　久	中央大学	大学長
	田上博司	阪南大学	大学長
	矢野　泉	広島修道大学	大学長
	大久保英哲	金沢星稜大学	大学長
	森　康俊	関西学院大学	大学長
	各務洋子	駒澤大学	大学長
	日比野英子	京都橘大学	大学長
	大六野耕作	明治大学	大学長
	一楽　真	大谷大学	大学長
	矢口洋生	仙台白百合女子大学	大学長
	佐々木重人	専修大学	大学長
	岩崎恭典	四日市大学	大学長

（注）学長会議幹事会については、大学名とした。

財務・人事担当理事者会議幹事会　　担当理事　仲谷善雄

◎	笠原喜明	東洋大学	理事・事務局長
	小林慎哉	愛知大学	常務理事・副学長
	星野　薫	フェリス女学院	理事・事務局長
	髙木幸二	福岡女学院	常任理事・事務局長
	藤田忠弘	関西学院	常務理事・事務局長
	池田幸弘	慶應義塾	常任理事
	大海龍生	明治学院	常務理事・財務理事
	木田成也	立命館	常務理事
	吉村達裕	修道学園	理事・事務局長
	秋谷芳英	創価大学	副理事長・本部事務局長
	髙木龍一郎	東北学院	人事担当常任理事

教学担当理事者会議幹事会　　担当理事　髙橋裕子

◎	須賀晃一	早稲田大学	副総長
	谷村智輝	同志社	副学長
	小秋元　段	法政大学	常務理事・副学長
	岡田忠克	関西大学	副学長、教育推進部長、人間健康学部教授
	立石浩一	神戸女学院	副学長
	吉岡恵美子	京都精華大学	常務理事・副学長（教学担当）
	青野　覚	明治大学	常勤理事（教務担当）
	北條英勝	武蔵野大学	副学長
	岡田悦典	南山学園	副学長（学務担当）
	羅　星仁	修道学園	副学長
	神立孝一	創価大学	常任理事・副学長
	村野井　仁	東北学院	副学長

監事会議幹事会　　担当理事　矢口悦子

◎	太田荘一	法政大学	監事
	鈴木　豊	青山学院	常任監事

	安部善博	関西大学	常任監事
	玉井浩二	國學院大學	監事（令和５年５月辞任）
	長谷川正治	京都産業大学	監事
	奥山弘幸	明治大学	監事
	木下洋一	桃山学院	常勤監事
	秋山　進	芝浦工業大学	監事
	阿波村　稔	津田塾大学	監事
□	植村礼大	俵法律事務所	弁護士

研修委員会　　担当理事　篠原聡子

◎	大野高裕	早稲田大学	理工学術院教授
	近藤恭子	同志社	学生支援機構キャリアセンターキャリア支援課課長
	西岡　徹	同志社	事務局長
	柚木尚美	修道学園	事務局長
	金田淳一	法政大学	大学院事務部長
	扇　慎哉	上智学院	人事局長
	小橋康昭	関西学院	人事部部長
	西野毅朗	京都橘学園	経営学部准教授､教育開発・学習支援室
	山本幸一	明治大学	研究推進部研究知財事務室副参事
	西崎　大	立教学院	財務部副部長兼財務部財務課長
	原　修	立教学院	人事部長
△	福田嘉雄	成蹊学園	国際教育センター国際課長
△	伊藤豪浩	津田塾大学	総務課長
△	鍋谷敏守	東洋大学	人事部人事課長

研修委員会アドミニストレーター研修運営委員会

◎	西崎　大	立教学院	財務部副部長兼財務部財務課長
	高松朋史	青山学院	経営学部教授
	松並久典	関西大学	総合企画室長
	片岡和人	慶應義塾	高等学校事務次長
	石垣智徳	南山学園	経営学部教授
	稲森裕美	立命館	教学部次長
	野原佳名子	早稲田大学	演劇博物館事務長

研修委員会業務創造研修運営委員会

◎	小橋康昭	関西学院	人事部部長
	大槻健太郎	中央大学	経理部経理課副課長
	野田宣彦	同志社	理工学部・理工学研究科事務室事務長、 ハリス理化学研究所事務室事務長
	伊藤美則	法政大学	総務部次長
	中原正樹	京都産業大学	総務部課長（人事担当）
	嵯峨野恵美	日本女子大学	教学企画部大学再編準備室部長
	小川龍秀	立教学院	情報企画室課長
	澤田博昭	立命館	生命科学部事務室事務長
	秦　昌宏	龍谷大学	文学部教務課課長
	上江博幸	成蹊学園	高等教育開発・支援センター教育開発・支援課担当課長
	浅見直弘	東洋大学	秘書室課長補佐、 経営企画本部事務室初等中等教育課課長補佐

研修委員会キャリア・ディベロップメント研修運営委員会

◎	近藤恭子	同志社	学生支援機構キャリアセンターキャリア支援課長
	八戸智子	中央大学	経済学部事務室副課長
	山根洋人	修道学園	人事課課長
	木部真希	法政大学	人事部人事課主任
	野中勝広	関西大学	人事局人材開発課課長
	鈴木真木子	松山大学	東京オフィス課長
	松原元洋	龍谷大学	教学部課長
	江﨑泰隆	西南学院	広報・校友課副課長
	草野正聡	東北学院	地域連携課課長
	松永達也	東海大学	グローバルシチズンカレッジオフィス課長補佐
	向井滋	早稲田大学	人事部人材開発担当課長

研修委員会ＰＤＣＡサイクル修得プログラム運営委員会

◎	山本幸一	明治大学	研究推進部研究知財事務室副参事
	高橋英彦	同志社	人事部人事課課長
	須長一幸	福岡大学	教育開発支援機構准教授
	阪智香	関西学院	商学部教授
	今井嘉一	関西学院	国際連携機構事務部長
	後藤匠	國學院大學	総合企画部長
	大原寛史	南山学園	学長補佐、法学部准教授
	石田和彦	立教学院	総長室教学改革課課長
	増田至	立命館	総合企画部事業計画課課長
	谷口清朗	龍谷大学	先端理工学部教務課課長
	大越健次郎	成蹊学園	企画室経営企画グループ長
	及川義道	東海大学	教育開発研究センター所長、 理系教育センター次長・教授
	若松智明	早稲田大学	社会科学総合学術院学務担当課長

理工系分野の充実・推進プロジェクト　　担当理事　伊藤公平

澁谷智治	上智学院	理工学部長
前田裕	関西大学	大学長
巳波弘佳	関西学院	副学長、工学部教授
新井英夫	松山大学	理事長、大学長
宮崎あかね	日本女子大学	副学長、理学部教授
山田純	芝浦工業大学	大学長
上原万里子	東京農業大学	副学長、応用生物科学部教授

文理横断教育の推進検討プロジェクト　　担当理事　植木朝子

前田利之	阪南大学	副学長、経営情報学部教授
羅星仁	修道学園	副学長、人間環境学部教授
村田治	関西学院	経済学部教授
生駒夏美	国際基督教大学	教養学部長
苅谷義治	芝浦工業大学	理事、工学部長
東海林克彦	東洋大学	副学長、国際観光学部教授
早川敦子	津田塾大学	副学長（教学・国際担当）
須賀晃一	早稲田大学	副総長

将来の高等教育のあり方と新たな公財政支援を考えるプロジェクト

担当理事　　曄　道　佳　明

廣　瀬　克　哉	法　政　大　学	総長
伊　藤　公　平	慶　應　義　塾	塾長
日比野　英　子	京都橘大学	大学長
新　井　英　夫	松　山　大　学	理事長、大学長
篠　原　聡　子	日本女子大学	大学長

７．令和５年度事業計画

令和５年度の事業は、当法人の第３期中期事業期間（令和２年度～令和５年度）におけるビジョン及び事業策定の方針のもと、私立大学及び高等教育を取り巻く諸情勢を踏まえ、次の通り計画する。

【中期事業期間（令和２年度～令和５年度）におけるビジョン】

日本私立大学連盟は、Society5.0及びSDGs等の新たな社会目標が掲げられるなか、私立大学の存在意義や役割に対する社会的評価の一層の向上を図る。さらに、私立大学が教育の質の向上を通じて持続的に発展することを目的に、会員法人の協働による調査・研究、情報分析を基にした政策提言機能並びに情報発信・共有機能を強化する。

令和５年度事業策定の方針（第６５１回理事会承認［令和４年11月22日開催］）

令和５年度は、私大連事業の点検・検証サイクルの第３期中期事業期間（令和２年度～令和５年度）の最終年度であり、当期間に実施した事業の点検・総括を行う。また、社会変化に対応するため、今期コロナ禍で経験したオンライン教育に関する知識や手法を活かし、大学教育のDXやGX充実に向けた事業を展開するとともに、ポストコロナ時代における私立大学の教育研究等環境整備を目指す。

以上を踏まえ、積極的に会員法人間の情報発信・共有の場を設定しながら、会員法人一体となって、次の重点的事業に取り組む。

１．国、社会に対する政策の提言・実現機能の強化
（1）私立大学の存在意義や役割に対する社会的評価の一層の向上
（2）予算要望、税制改正活動の一層の充実
（3）私立大学における共通かつ緊急的重要課題へのタイムリーな対応
（4）調査・研究事業の一層の充実
（5）ポストコロナ時代における私立大学の課題に対する政策提言の発信と実現に向けた取り組み

2．会員法人へのきめ細かな対応の推進
（1）会員法人の規模や種別、地域性を勘案した情報発信の強化
（2）会員法人への個別対応を可能とするコンシェルジュ事業の強化
（3）私大連が有する知的リソース（各種調査・アンケート結果、人的ネットワーク等）の活用の促進

＊（新規）　　：新たな研究テーマに取り組む事業、または新規事業
＊（新規・継続）：研究テーマを継続するに当たり、新たな課題に取り組む事業

Ⅰ．当法人の機能強化に関する事業

事業の企画立案及び諮問事項の設定、既往事業の点検、事業間の連携・調整を行う。また、調査・研究、情報分析をもとにした政策提言並びに情報発信・共有を推進し、国や社会に対する提言・要望を適宜とりまとめるとともに、その実現に向けた働きかけを展開する。合わせて、私立大学への理解を深めるための広報活動を行い、私立大学の存在意義や役割に対する社会的評価の一層の向上を目指す。

【分野】政策提言機能の強化

１．事業の企画立案・調整（継続）

［事業組織］総合政策センター 企画会議

当法人が行う事業の企画立案並びに既往事業の点検、事業間の連携・調整を行い、意思決定機関（常務理事会、理事会）へ提案する。

２．次期中期事業期間に向けた準備（新規）

［事業組織］総合政策センター 企画会議

次期（第４期）中期事業期間（令和６年度～令和９年度）に向け、第３期中期事業期間（令和２年度～令和５年度）の事業を点検・総括する。また、各事業組織への自己点検調査及び会員法人への私大連事業に関する調査を実施し、その結果を踏まえ、新たなビジョンとそれに基づく事業体系を策定する。

３．政策課題への取り組み（継続）

［事業組織］総合政策センター 政策研究部門会議

各事業組織における検討成果及び国の高等教育政策を含めた情報の収集等から見出された加盟大学や私立大学に共通して取り組むべき課題について協議し、必要に応じて意思決定機関（常務理事会、理事会）への政策提言を行う。

４．シンクタンク機能の強化（継続）

（１）高等教育の無償化にかかる諸問題への対応（継続）

［事業組織］総合政策センター プロジェクト

高等教育の修学支援新制度（無償化政策）が私立大学に与えた影響や課題について、令和３年度に加盟大学を対象に実施したアンケート調査の結果をはじめとするさまざまなデータを活用・分析し、調査研究する。

「大学等における修学の支援に関する法律」の附則による見直し時期（令和６年度）に合わせ、調査研究成果をとりまとめるとともに、検討過程においては、適時、検討の進捗を常務理事会や理事会に報告し意見交換を行う。

（２）オンラインを活用した新たな大学教育像の提示（継続）

［事業組織］総合政策センター プロジェクト

オンライン授業の教授法や学修方法、評価方法等について調査研究した令和４年度の検討結果に加え、本年度は、通学制と通信制の比較や授業料のあり方等について研究のうえ、ポストコロナ時代の新たな大学教育像を提示する。

検討過程においては、適時、検討の進捗を常務理事会や理事会に報告し意見交換を行う。

【分野】情報収集・発信の強化

１．社会に向けた情報発信の強化（継続）

［事業組織］広報・情報委員会

今後の活動方策の考えをとりまとめた「社会に向けた情報発信方策」に基づいた情報発信を展開し、私立大学の存在意義及び社会評価の向上を図る。積極的かつ効果的な情報発信として、マスコミ等を活用した情報発信（記者会見、記者懇談会等）を行うとともに、広く社会を対象としたフォーラム等を開催し、私立大学への理解の深化を図る。

２．『大学時報』の発行（継続）

［事業組織］広報・情報委員会 大学時報分科会

大学の教育研究、管理運営等に関する情報、国の高等教育改革に関する動き等を加盟大学並びに社会一般に情報提供するとともに、私立大学に関する正しい理解を社会から得るための情報発信媒体として『大学時報』を企画・編集・刊行する。

３．調査の実施、情報収集（継続）

［事業組織］広報・情報委員会 情報分科会

会員法人に関する基本情報を収集するため、下記の調査を実施するとともに私立大学の役割等に対する国や社会、国民の十分な理解を得るための情報収集を行う。

〔実施調査〕

①財務状況調査（継続）
②学生・教職員数等調査（継続）
③学生納付金等調査（継続）
④教職員待遇状況調査（継続）
⑤University Facts調査（継続）

Ⅱ．公財政活動に関する事業

私立大学関係政府予算要求及び私立大学関係税制改正要望に関する要望方針と内容等をとりまとめるとともに、要望内容等の実現に向けた活動を展開し、私立大学の環境整備の充実とわが国の教育立国の実現に寄与する。

【分野】税財政改革にかかる活動

１．私立大学関係政府予算・税制改正への対応（継続）

［事業組織］公財政政策委員会

令和６年度私立大学関係政府予算要求及び私立大学関係税制改正要望に関する要求方針と内容等について、成長分野をけん引する高度専門人材の育成、大学教育のDX化、リスキリングやリカレントに係る社会人教育をはじめ、研究力の飛躍的向上を目指した基金等に係る国の政策動向を注視し、とりまとめる。また、高等教育に対する公財政支出の低位性、国私間格差是正の必要性に対する社会の理解促進も含め、要求内容等の実現に向けた活動を展開する。

２．国の補助金等に関する説明会の実施（継続）

［事業組織］公財政政策委員会

会員法人における今後の教育研究活動事業の企画・立案等に資するため、私立大学関係の令和６年度文部科学省概算要求及び政府予算案等の内容について、会員法人関係者に情報提供するための説明会を開催する。

Ⅲ．教育研究に関する事業

教育研究に関する課題、学生にかかる諸情勢の変化に対する具体的対応策、大学のグローバル化に関する調査研究等を行うとともに、その研究成果を国等の政策に反映させることによって私立大学の教育研究の質の向上とわが国の学術研究に貢献する。

【分野】教育研究の質の向上

１．関係機関等への対応（継続）

［事業組織］教育研究委員会

大学入学者選抜改革及び大学教育改革にかかる関係諸機関の審議動向を注視しつつ諸問題を共有し、検討課題について協議するとともに、適宜、私立大学の立場から意見具申を行う。

２．ＦＤ推進ワークショップの実施（継続）

［事業組織］教育研究委員会　ＦＤ推進ワークショップ運営委員会

加盟大学におけるＦＤの組織的推進の一助として、主として新任専任教員を対象にＦＤ推進ワークショップを開催する。

３．リカレント教育の推進に向けた検討（継続）

［事業組織］教育研究委員会 リカレント教育推進分科会

大学院でのリカレント教育に関するこれまでの検討及び企業側のニーズや加盟大学の実施状況に関する調査結果等をもとに、本年度は、大学院教育における高度専門人材を目的としたリカレント教育の推進方策を提言としてとりまとめる。

【分野】学生・就職支援の充実

１．学生支援研究会議の開催（継続）

［事業組織］学生委員会

加盟大学における学生支援にかかる諸方策に資するため、学生支援に関する調査・研究に基づき、加盟大学の教職員を対象として「学生支援研究会議」を開催する。

２．奨学金等調査の実施並びに外部機関との協議（継続）

［事業組織］学生委員会　奨学金等分科会

加盟大学における奨学金並びに経済支援にかかる諸方策の検討を行うため、「令和５年度奨学金等調査（令和４年度実績）」を実施する。また、国の奨学事業の充実改善に資するため、関係機関（日本学生支援機構等）との協議の場を持ち、私立大学の意見を反映させる取り組みを行う。

３．就職にかかわる諸問題への対応（継続）

［事業組織］学生委員会　キャリア・就職支援分科会

大学の卒業・修了予定者等の就職・採用活動の秩序の確立、正常な学校教育と学生の学修経験時間の確保及び学生の公平・公正な就職環境の確保を目指し、そのあり方について国や経済団体等とも連携し、協議を行う。また、経団連との採用と大学教育の未来に関する産学協議会で検討した新たなインターンシップに関する周知活動を推進するとともに、必要に応じ、私立大学の意見が反映できるよう国や関係機関に働きかけを行う。

４．次回学生生活実態調査実施に向けた準備（継続）

［事業組織］学生委員会　学生生活実態調査分科会

令和３年度に実施した第１６回学生生活実態調査（WEB調査）の実施体制、集計方法等の検証を行うとともに、回収率向上のための方策の検討を行う。また、次回調査（令和７年度実施予定）に向けて、調査実施体制や設問の見直しを行う。

【分野】グローバル教育の推進

１．国際連携の諸課題に関する情報提供（継続）

［事業組織］国際連携委員会

本年度は、とくに政府の「教育未来創造会議」におけるグローバル化の審議動向を注視し、国の留学生政策や入国管理の最新動向等を把握し情報共有するため

のシンポジウムを開催する。また、必要に応じてオンライン情報交換会を開催、あるいはメール配信を行い、加盟大学への情報提供を行う。

２．「国際教育・交流調査」の実施（継続）

［事業組織］国際連携委員会

「国際教育・交流調査」を実施し、受入留学生数、派遣留学生数等、国際教育・交流に関わるデータ・情報を社会一般並びに加盟大学に発信する。特に加盟大学向けには、データライブラリーにおいてより詳細なデータを提供する。

Ⅳ．大学マネジメントに関する事業

経営倫理に関する啓発、並びに私立大学の持続可能なマネジメント改革に資する取り組みを推進するとともに、大学経営をリードする人材育成に努めることによって私立大学の経営基盤の構築に寄与する。

【分野】自律的大学経営の確立

１．倫理綱領・指針に抵触した事態への対応（継続）

［事業組織］経営倫理委員会

会員法人における経営倫理の確立に向け、「私立大学経営倫理綱領」及び「私立大学の経営に関する指針」に基づき、経営倫理に関する啓発活動を行うとともに、発生した問題に対処する。

２．私立学校法改正に係る検討・情報発信（新規）

［事業組織］経営委員会

学校法人の運営に大きな影響を及ぼす私立学校法の改正について、会員法人間の情報共有を行う。また、会員法人が遺漏なく本改正に対応できるよう、先行する取り組みや必要な情報を発信、共有する。

３．「私立大学ガバナンス・コード」の実質化・高度化に向けた検討（継続）

［事業組織］経営委員会　大学ガバナンス検討分科会

私立学校法改正の動向等から「私立大学ガバナンス・コード【第1.1版】」の記載事項・項目等を見直し、本年度中を目途に、私大連コード【第２版】の改訂に向けた検討を行う。

４．私立大学における人事労務政策に係る検討（継続）

［事業組織］経営委員会 人事労務検討分科会

人事労務に関する法改正への対応や顕在化した会員法人の人事労務上の課題を整理した上で、人事労務関係業務の担当者向けに協議会を開催し、会員法人間で共通する課題等について情報共有する。

【分野】教学・経営マネジメントの確立

１．理事長会議の企画・実施（継続）

［事業組織］理事長会議　幹事会

学校法人経営の最高責任者である理事長の立場から、私立大学の教育研究を支える財政や管理運営に関する課題を設定し、自主・自律的な取り組みに向けた情報共有を図る。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

２．学長会議の企画・実施（継続）

［事業組織］学長会議　幹事会

教学に関する最高責任者である学長の立場から、教育研究並びに教育研究を支える財政、管理運営に関する課題を設定し、研究・討議する。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

３．財務・人事担当理事者会議の企画・実施（継続）

［事業組織］財務・人事担当理事者会議　幹事会

財務・人事担当の理事者の立場から、私立大学の充実・発展のための財務・人事計画の立案等に資するべく、私立大学の財政、人事等経営全般に関する課題を自主的に設定し、研究・討議する。また、必要に応じて、他の関係事業組織と連携を図る。

４．教学担当理事者会議の企画・実施（継続）

［事業組織］教学担当理事者会議　幹事会

教学担当の理事者の立場から、その業務や役割、権限や責任などについて課題を設定し、研究・討議する。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

５．監事会議の企画・実施（継続）

［事業組織］監事会議　幹事会

監事の立場から、監事の職務実態を明らかにするとともに、その役割、権限や責任などについて研究・討議する。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

６．監事監査業務への理解及び幹事監査機能の向上・促進への取り組み（継続）

［事業組織］監事会議　幹事会

「監事監査ガイドライン－令和４年度版」を基に、外部環境の変化等に応じて修正し、同ガイドラインの令和５年度版を刊行する。また、これまで６回実施した「監事監査実態アンケート調査」を検討・実施し、その結果を会員法人に報告する。

この成果及び現在監事監査に求められている役割等を踏まえ、監事監査のあり方とその支援体制等を検討する一助として情報提供を行う。

【分野】大学経営人材の養成

１．新規研修の検討・企画（新規）

［事業組織］研修委員会

ポストコロナの私大連研修体系のあり方検討小委員会の検討結果に基づき、新たに経験者採用（中途採用）職員を対象とした研修の企画案を検討・作成する。令和６年度からの実施をめざす。また、新任部長職を対象とした研修について、その実施の可否を含めて検討に着手する。

２．各研修の実施（継続）

昨年度策定した新たな研修体系に基づき、①加盟大学におけるアドミニストレーターの養成をコンセプトとした３つの研修（アドミニストレーター研修、業務創造研修、キャリア・ディベロップメント研修）、②私立大学職員の戦略的な視点・アプローチに基づく思考・発想のトレーニングのための創発思考プログラム、③組織運営におけるＰＤＣＡサイクル構築実践のためのＰＤＣＡサイクル修得プログラムを実施する。また、管理職（課長）になって３年目までの職員を対象とした新任管理職研修を実施する。「オンデマンド研修」については、必要に応じて新規コンテンツを開発し、受講者に提供する。

（１）アドミニストレーター研修の企画・実施（継続）

［事業組織］研修委員会　アドミニストレーター研修運営委員会

（２）業務創造研修の企画・実施（継続）

［事業組織］研修委員会　業務創造研修運営委員会

（３）キャリア・ディベロップメント研修の企画・実施（継続）

［事業組織］研修委員会　キャリア・ディベロップメント研修運営委員会

（４）創発思考プログラムの企画・実施（継続）

［事業組織］研修委員会

（５）ＰＤＣＡサイクル修得プログラムの企画・実施（継続）

［事業組織］研修委員会　PDCAサイクル修得プログラム運営委員会

（６）新任管理職研修の企画・実施（継続）

［事業組織］研修委員会

３．オンデマンド研修の配信とコンテンツ開発（継続）

［事業組織］研修委員会

Ⅴ．その他目的達成に必要な事業

私立大学に関する緊急的かつ時宜に応じた課題について政策提言をとりまとめ、実現に向けた働きかけを積極的に展開することによって私立大学の環境整備の充実に寄与する。

【分野】緊急・共通課題への対応

１．理工系分野の教育研究の充実に係る検討（新規）

［事業組織］理工系分野の充実・推進プロジェクト

「成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金」の創設を踏まえ、本基金に関する課題の整理及び情報共有を行う。また、理工系分野における喫緊の課題であるデジタル人材の育成・拡充や女子学生の育成・拡充、産学官連携やベンチャー、アントレプレナーシップ教育の推進について検討する。

２．文理横断教育の実現に係る検討（新規）

［事業組織］文理横断教育の推進検討プロジェクト

文理横断教育について、加盟大学の実態調査等を実施し、課題や対応策を多角的に検討する。併せて、質の高い文理横断教育の実現に向け、初等中等教育と新たな入試のあり方、大学関連携について検討する。

【分野】その他

１．関係機関との協力（継続）

［事業組織］理事、各事業組織

多様で特色ある教育を担う私立大学を基幹とする高等教育政策の再構築（パラダイムシフト）実現に向けた活動等を展開する。また、その活動の展開にあたっては、私学団体、文部科学省、関係機関、経済団体等との意見交換・交流による相互理解の深化を図り、その活動を推進する。

（１）日本私立大学団体連合会
　１）総会
　２）役員会
　３）高等教育改革委員会
　４）公財政改革委員会
　５）就職問題委員会
　６）国際交流委員会
　７）大学経営委員会
　８）私立大学経営倫理委員会
（２）全私学連合
（３）文部科学省、関係機関
（４）経済団体等

【 経過措置 】

１．任務終了に伴い、次の事業組織を廃止する。
・理工系分野の教育研究推進プロジェクト

２．タイムリーな課題に対応するため、次の事業組織を設置する。
・理工系分野の充実・推進プロジェクト
・文理横断教育の推進検討プロジェクト

なお、研修委員会が実施してきた大学職員短期集中研修は、所期の目的を達成したことから実施を中止する。

Ⅳ. 社 員 の 異 動 状 況

区　　分	社 員 数	摘　　要
令和４年度	１１１会　員	会　員　１１１法人　　１２３大学
令和５年度	１１１会　員	会　員　１１１法人　　１２３大学
増　　減	増減なし	会　員　増減なし　　増減なし

（令和６年３月３１日現在）

資 料 編

＜資　料　編＞
目　次

１．令和６年度私立大学関係政府予算要求関係

１－１　令和６年度私立学校関係政府予算に関する要望　－全私連　５年８月　……　(201)
１－２　令和６年度私立大学関係政府予算要望データ編　－連合会　５年８月　……　(209)
１－３　令和６年度文部科学省概算要求の概要　－文部科学省　５年８月　……　(215)
１－４　令和５年度文部科学省関係補正予算　－文部科学省　５年11月　……　(251)
１－５　令和６年度予算等における学校施設整備のための予算確保に関する緊急要望
　　－自由民主党　５年10月　……　(263)
１－６　令和６年度一般会計予算　歳出・歳入の構成　－財務省　５年12月　……　(264)
１－７　令和６年度文部科学省予算の概要　－文部科学省　６年３月　……　(265)

２．令和６年度私立学校関係税制改正等要望関係

２－１　令和６年度私立学校関係税制改正に関する要望　－全私連　５年８月　……　(300)
２－２　令和６年度文部科学関係税制改正要望事項の結果　－文部科学省　５年12月　……　(302)

３．審議会等関係

３－１　自由民主党　教育・人材力強化調査会について　－自由民主党　６年３月　……　(304)
３－２　人口減少時代の大学教育－大学再編と専門人材育成－　－私大連　６年３月　……　(305)
３－３　科学技術・学術審議会人材委員会「研究者・教員等の流動性・安定性に関するWG」の
　　ヒアリングに対する考え　－私大連　６年３月　……　(310)

４．大学経営関係

４－１　「私立学校法施行規則」及び「学校法人寄附行為作成例新旧対照表イメージ」に
　　対する意見　－私大連　５年６月　……　(314)

５．就職問題等関係

５－１　2025（令和７）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請等について
　　－関係省庁　６年４月　……　(316)

６．その他

６－１　「新たな時代に向けた人事育成に関する懇談会」について　－私大連　５年８月　……　(323)

７．令和５年度要望等一覧

７－１　特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令案への意見
　　－私大連　５年５月　……　(325)
７－２　障害者差別解消法改正に伴う「対応指針」見直しについての意見
　　－私大連　５年５月　……　(326)
７－３　寄附税制等に関する私立大学の考え－「国立大学法人等への個人寄附に係る税額
　　控除の対象事業の拡大」の要望を踏まえて　－連合会　５年９月　……　(336)
７－４　「大学・高専機能強化支援事業」への要望　－私大連　５年１０月　……　(339)
７－５　私立大学におけるセクシュアルハラスメントを含む性暴力の防止について－声明－
　　－私大連　５年11月　……　(345)
７－６　令和６年能登半島地震に伴う要望　－全私連　６年１月　……　(346)
７－７　国の調査等における性別表記に関する要望　－私大連　６年３月　……　(347)

令和６年度
私立学校関係政府予算に関する要望

（抜粋）

令和５年８月７日

全　私　学　連　合

日本私立大学団体連合会
日本私立短期大学協会
日本私立中学高等学校連合会
日本私立小学校連合会
全日本私立幼稚園連合会

令和６年度私立学校関係政府予算に関する要望

目　次

【１】　令和６年度私立大学関係政府予算に関する要望…… １頁

基本的考え……1

〔最重点要望項目〕……1
要望１．私立大学等経常費補助の拡充……2
要望２．特色ある私立大学の教育研究に対する支援……3
要望３．グローバル化と地方創生推進に対する支援……4

〔重点要望項目〕……5
要望１．私立大学経営の健全性向上のための支援の拡充・強化……5
要望２．安定した修学環境確保のための経済的負担の軽減に向けた支援の拡充・強化…7
要望３．学生の主体的な学びの推進のための大学教育、多様な人材育成のための大学改革への支援の拡充・強化……7
要望４．教育研究の高度化のための施設・設備への支援の拡充・強化……8
要望５．科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に向けた支援の拡充・強化……9
要望６．スポーツの振興、文化芸術立国の創造に資する大学資源の活用並びに人材育成に係る取り組みへの支援の拡充・強化……11
要望７．安全・安心な教育研究環境の実現並びに被災地復興、被災学生のための支援の継続・拡充等……11

≪付記≫　令和６年度私立高等専門学校関係政府予算に関する要望……13

【２】　令和６年度私立高等学校等関係政府予算に関する要望…… １５頁
１．私立高等学校等の経常費助成費等に対する補助の拡充強化……15
２．私立中学高等学校等の就学支援金等の拡充強化及び「教育費減税」の創設……16
３．私立高等学校等におけるＩＣＴ環境の整備に対する補助の拡充強化……16
４．私立高等学校等施設の耐震化及び空調・換気設備の整備・改修、省エネ・脱炭素化に対する補助の拡充強化……17
５．私立高等学校等の生徒の海外研修等経費への支援の拡充強化……17
６．日本私学教育研究所研究事業費等に対する補助の拡充強化……17
（概要版）令和６年度私立高等学校等関係政府予算に関する要望……18

【３】　令和６年度私立小学校関係政府予算に関する要望 ……１９頁
１．経常費補助：私立小学校の経常費等に対する補助の拡充強化……19
２．保護者負担の軽減：公私間格差の是正……22
３．ＩＣＴ関連：ＩＣＴ環境整備に対する支援措置の拡充強化……23
４．危機管理：学校安全対策・環境整備に対する補助の拡充強化……23
５．特別支援：特別支援を要する児童に対する教育支援補助……24
６．研修・研究：教職員の研修・研究への助成拡充……25
（概要版）令和６年度私立小学校関係政府予算に関する要望について……26

【４】　令和６年度私立幼稚園関係予算の編成に関する要望 …… ２８頁
Ⅰ　私立高等学校等経常費助成費補助制度（幼稚園分）の拡充等……28
Ⅱ　子ども・子育て支援新制度……29
Ⅲ　幼児教育の質の向上・多様な課題に対応する園内体制・施設整備の支援……29

【５】　日本私立学校振興・共済事業団の充実に関する要望 ……３０頁

【６】　一般財団法人 私学研修福祉会研修事業の充実に関する要望……３２頁

【１】　令和６年度私立大学関係政府予算に関する要望

基本的考え
―　私立大学の多様性に着目した「人への投資」―

現在、わが国は、加速する少子化と生産年齢人口比率の低下に伴う労働生産性や人材競争力の低位性という深刻な課題に直面している。加えて、テクノロジーの進化等による社会構造の変化が大きく進んでおり、このような複雑で不透明な時代においては、過去の実績や成功例が通用しなくなる。わが国にあっては、高度な専門的知識とともに顕在化していない本質的な問題を見極め、課題をいち早く設定し取り組んでいく能力を持った人材を一人でも多く育成していくことが求められる。

先般の『G7広島首脳コミュニケ』においては、「教育を通じた経済成長の実現とともに、社会的課題の解決に貢献できる人材支援への投資の重要性」が共通理解とされたところである。政府は、重要政策として掲げている「人への投資」について、大学教育が労働生産性に直結していることと大学のボリュームゾーンである私立大学の多様性に着目し、その投資によって多くの高度人材と分厚い中間層となる人材の育成を目指すべきである。

このような基本的考えのもと、令和６年度私立大学関係政府予算は、私立大学の基盤的経費である私立大学等経常費補助金の拡充とともに、私立大学生と国立大学生間の不当な格差の是正、リカレント教育やグローバル教育、医療並びに社会貢献活動のさらなる機能強化に資する多様で質の高い私立大学の教育研究への支援を強く要望する。

【最重点要望項目】
＜最重点要望項目の柱＞

要望１．私立大学等経常費補助の拡充
（１）授業料等の負担軽減や学部間の授業料平準化を目的とした授業料減免
（２）修学支援新制度の拡充等に伴う経費負担の軽減
（３）私立学校法改正に伴うガバナンス体制の整備
（４）光熱費等の物価高騰に伴う経費負担の軽減
（５）専門職大学等を踏まえた私学助成総額の大幅な増額

要望２．特色ある私立大学の教育研究に対する支援
（１）数理・データサイエンス・AI教育を進める「文理横断教育」への基金の創設など特別な支援措置
（２）リカレント・リスキリング教育を推進する大学院教育の充実
（３）私立大学の特性を活かした研究への経常的な支援の充実
（４）女性の活躍推進のための支援の充実
（５）DXによる学修データの可視化等を通じた学修者の主体的な学びの推進

要望３．グローバル化と地方創生推進に対する支援
（１）学生や教職員の海外派遣、海外からの学生の受け入れや教員の招へい並びに教育環境の国際化の推進
（２）JV-Campus等を活用したCOIL（国際協働オンライン学習／教育）、VE（バーチャル・エクスチェンジ）等のオンラインを活用したハイブリッド国際交流の推進
（３）地方・地域の知の拠点形成のための地方大学の振興、大都市大学と地方大学等との連携事業等を通じた人的好循環を生む仕組みづくり

＜最重点要望項目の内容＞

要望１．私立大学等経常費補助の拡充

諸外国のデータからも、大学生一人当たりの公的教育支出と労働生産性との間には正の相関関係が見られる中、わが国の大学生に対する「教育費の公的負担率」や「政府支出に占める公的教育費割合」はいずれもOECD各国の中で最低水準である。また、学生一人当たりの公財政支出については、13倍に上る国私間格差が存在する現状を是正するためにも、今こそ、私立学校振興助成法の目的（①教育条件の維持向上、②学生の修学上の経済負担軽減、③経営の健全性の向上）に立ち返り、下記の通り、私立大学等経常費補助の大幅な拡充を強く要望する。

（１）授業料等の負担軽減や学部間の授業料平準化を目的とした授業料減免

現在、政府は、理工農系に学ぶ学生や多子世帯の学生の中間層への支援を広げている。しかし、家庭の経済的理由や性差を理由として、私立大学への進学を断念することなく、入学後も安心して学びを継続させるためにも、深刻な課題となっている少子化対策においても、全ての所得中間層に対する授業料減免事業や経済的支援がなされるべきである。また、進学希望者の世帯年収によって学部や研究科の選択の幅が狭められることのないよう、私立大学による学部間の設置経費の違いに起因する学納金の多寡の平準化に着目した授業料減免への取り組みに支援がなされるべきである。

令和２年度の高等教育の修学支援新制度の導入により私学助成における授業料減免事業が廃止されたが、多くの私立大学では、令和２年度以降も私学助成における授業料減免事業を補てんするべく、令和元年度と同様の基準で実施している。また、学内においても独自の奨学金を設けるなど学生の修学支援を自前で続けている。これらの実態を見ても、私立大学等経常費補助においても学生に対する修学支援を拡充していただきたい。

（２）修学支援新制度の拡充等に伴う経費負担の軽減

修学支援新制度や奨学金制度、私立大学等経常費補助金をはじめとする各種補助金の申請等に係る業務は、専門的かつ複雑化しており、業務負担軽減に向けたシステム導入・改修、委託費、人件費（臨時雇用含む）、学生支援（振込手数料、送料等含む）等の経費負担が増加している。

今後、修学支援新制度に係る多子世帯や理工農系の学生等に限定した中間層（世帯年収約600万円）への拡大や大学院段階における授業料後払い制度の導入等により、一層の業務負担の増加が懸念される。

修学支援新制度をはじめ、各種補助金事業の申請等に係る経費を経常的経費として位置づけ、私立大学等経常費補助金の一般補助の増額が図られるべきである。

（３）私立学校法改正に伴うガバナンス体制の整備

令和７年４月１日施行の私立学校法の一部改正により、教職員以外の理事・評議員が増加され、評議員に係る報酬基準の策定とその公表が義務化される。また、文部科学大臣所轄の大規模法人においては、常勤監事が必置化され、内部統制の整備が義務化される。

私立大学においては、本改正に伴い、ガバナンス機能強化のための体制整備や監査体制の充実と牽制機能の強化に係る費用の増加が見込まれる。内部統制を実効あらしめるための業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動にかかわる法令等の遵守並びに資産の保全を図るための体制整備に対する支援、とりわけ人件費の増加に対する支援が必要である。

（４）光熱費等の物価高騰に伴う経費負担の軽減

グローバル経済の進展により、世界の情勢や経済の激変による光熱費をはじめとする様々な物価高は、私

立大学経営に与える影響が甚大である。とくに光熱費については、電気料金だけで前年同月と比較した増加額が4,000万円弱に上った大規模総合大学の事例もある。基盤的経費である光熱費等の物価高騰に対応するための私立大学等経常費補助金による確実な支援が必要である。

（５）専門職大学等を踏まえた私学助成総額の大幅な増額

平成31年度から国策として専門性が求められる職業を担うために必要な実践的かつ応用的な能力育成を目的として「専門職大学」及び「専門職短期大学」が設置された。これら補助については、制度設計の検討過程で確認されていた「私学助成と別建て」で考えるべきであるが、少なくとも制度創設時の学校教育法の一部を改正する法律（平成29年５月31日法律第41号）案に対する附帯決議で示された「専門職大学等制度化以前の私学助成関係予算に影響を与えない」との主旨を踏まえた支援をお願いしたい。今後、専門職大学等が次々と完成年度を迎えるに当たり、専門職大学等を含めた私立大学のさらなる経営基盤の安定化につながるよう経常費補助の大幅な増額を要望する。

要望２．特色ある私立大学の教育研究に対する支援

（１）数理・データサイエンス・AI教育を進める「文理横断教育」への基金の創設など特別な支援措置

わが国のAI人材の不足は危機的状況で、とくに不足が深刻化しているセキュリティ、データサイエンス分野の人材育成は喫緊の課題である。これを打開するために政府は、学部学生の８割を擁し人文系の多い私立大学のボリュームゾーンに対する数理・データサイエンス・AI教育を積極的に進める必要があるとしている。

令和４年度の私立大学等経常費補助金では、「数理・データサイエンス・AI教育の充実」を目的として７億円（短期大学分を除く）が交付されたが、『AI戦略2022』にある令和７年までの目標として、文理を問わず、大学・高専生の全て（約50万人卒／年）が初級レベルを、一定規模（約25万人卒／年）が自らの専門分野への応用基礎力を習得することを目指すのであれば、217万人の学生に対する７億円（学生一人当たり637円）の支援では、その実現は覚束ない。

また、令和４年度からの経常費補助金では理工系等を支援する新たな単価設定や成長分野（理工農）のための基金が創設されたが、人文系の私立大学における文理横断教育への改革支援は手薄となっている。「総合知」の創出・活用を目指した文理横断教育やそれに向けた入試改革に、私立大学が予見可能性と継続性をもって取り組むことができるよう「基金の創設」など特別の措置を強く要望する。

（２）リカレント・リスキリング教育を推進する大学院教育の充実

先般の『G7広島首脳コミュニケ』では、「リスキリングやアップスキリングは、人への投資であり、コストと見なすべきではない」との基本認識が示された。リカレント教育を本来業務として位置づけて推進していくためには、私立大学における取り組みが一過性のものとなることなく、補正予算措置ではない本予算による抜本的な拡充と継続的な支援が不可欠である。

また、政府の「５年間１兆円の施策パッケージ」においては、この５年間を学び直しとキャリアアップ・キャリアチェンジのサイクル期間と捉え、大学と産業界をマッチングするための仕組みとして、例えばマナパスの抜本的改組を含むデータベースの構築、コーディネート人材の育成・確保等のための支援として措置していただきたい。

私立大学等経常費補助金においては、正規課程に該当しないリカレント教育に係る授業時間数も、多様な教育研究を支える高度専門職同様に、補助金配分基準の授業時間数（補助金算定基礎）に含めることや、社会人学生の多様なニーズに対応する科目等履修生の補助金配分基準上の取り扱いを見直すことなどが求められる。

（３）私立大学の特性を活かした研究への経常的な支援の充実

私立大学等経常費補助金における研究への支援、研究施設運営支援をはじめとする私立大学の大学院への支援（大学院等の機能の高度化）は、令和元年度に176億円（短期大学分を除く）が措置されて以降は減少傾向にあり、令和４年度は118億円に縮減されている。私立大学の多様で特色ある研究を支援してきた国の事業（私立大学学術研究高度化推進事業〔平成19年度まで〕、私立大学戦略的研究基盤形成支援事業〔平成27年度まで〕、私立大学研究ブランディング事業〔平成30年度まで〕）が終了し、私立大学の研究資金の確保は危機的状況にある。

令和４年度においては基金という形で理工系をはじめとする成長分野に大型の予算が措置されたが、このような改革に向かう検討・準備段階から完成年度までに対する支援とともに、私立大学等経常費補助金等による経常的な私立大学の研究に対する支援の充実をお願いしたい。

（４）女性の活躍推進のための支援の充実

人口減少社会を迎えるわが国において、社会の活力と国際競争力を維持・強化するためには、最大の潜在力であり、多様な視点や発想を取り入れることを可能とする女性の活躍を推進することが重要である。

女性の高学歴志向（大学院進学者）を高めるための（研究者育成も含む）優遇措置が必要であるとともに、女性研究者が安心して能力を最大限発揮し活躍できる環境整備が重要である。研究と妊娠・出産等のライフイベントを両立するための研究サポート体制整備等への取り組みに対する支援の充実、育児休業取得に係る研究中断後の復帰支援をはじめ大学における女性活躍のための支援の充実を要望する。

（５）DXによる学修データの可視化等を通じた学修者の主体的な学びの推進

学修者の主体性に基づく学びの多様化や深化のためには、学修内容とともに、講義の聴講、アクティブ・ラーニング、実験・実習やインターンシップといった学修方法の記録や学修成果の把握に向けたデジタル化のための支援が不可欠である。また、知識・技能だけでなく、三つのポリシーの実践を通じた思考力・判断力・表現力、主体性・多様性・協調性といった要素を、入口から出口までバランスよく測定し、その結果に基づいて教育内容や方法の改善を図るなどの教育の質向上とともに、学生自身の学修意欲向上のための学修経過の可視化（学生ポートフォリオの構築と充実）のためのDX化の推進に係る私立大学における取り組みに対する支援が不可欠である。さらに、私立大学のIR機能の強化とその運用に係る支援（人件費や委託費等）、内部統制の体制整備の一環としての情報セキュリティ体制の構築とその適切性や運用状況の検証体制の整備、学修者の主体的な学びを支援する履修支援体制の整備に係る継続的かつ手厚い支援が不可欠である。

要望３．グローバル化と地方創生推進に対する支援

（１）学生や教職員の海外派遣、海外からの学生の受け入れや教員の招へい並びに教育環境の国際化の推進

私立大学等経常費補助金における私立大学のグローバル化に対する支援（大学等の国際交流の基盤整備）は、令和元年度に50億円（短期大学分を除く）が措置されて以降は減少傾向にあり、令和４年度は27億円に縮減されている。

令和５年４月に教育未来創造会議がとりまとめた『未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）』では、日本人学生の派遣をコロナ前の22.2万人から2033年までに50万人に、外国人留学生の受け入れ・定着を31.8万人から40万人にするとの目標が掲げられている。教育未来創造会議が掲げる目標実現のためには、より一層、私立大学のグローバル化への組織体制や教育環境の整備を強固にする必要がある。

とりわけ教員の英語による教授力向上に向けた取り組みや、英語による教授力に長けた人材の育成が必要である。また、カリキュラム、出願要件、宿舎や奨学金等に係る情報発信、留学希望者からの照会への対応等を担う専門のアドミッション・オフィスの設置や就学・生活面での相談・支援を担うスタッフの配置が、留学生の派遣と受け入れの両面において必要であり、受け入れに関わっては、就学中の責任ある在籍管理や生活指導に加えて、留学生の受け入れを終了する際または終了した後においても様々な確認、把握及び指導が求められることから、私立大学における諸対応のための取り組みへのさらなる支援をお願いしたい。

（２）JV-Campus等を活用したCOIL（国際協働オンライン学習／教育）、VE（バーチャル・エクスチェンジ）等のオンラインを活用したハイブリッド国際交流の推進

国内外の他大学とオンラインで接続することにより、授業内外で双方向型の交流・協働を行うことのできる国際協働オンライン学習／教育（COIL）をはじめとするバーチャルエクスチェンジ（VE）は、対面での時間的・地理的制約を克服する。加えて、２か国以上との協働学習や比較学習を容易に可能にするほか、学生のリーダシップ能力、プロジェクトの企画、運営能力、ICTリテラシーの向上、「科目」ごとの連携による教員間ネットワークの醸成（共同研究への可能性）やカリキュラム上の制限や様々な理由（経済的・身体的）から留学が難しい学生への国際交流機会の提供を可能にする。これらを通じた取り組みは、海外の大学とのハイブリッドかつ双方向の教育手法（アクティブ・ラーニング）を通じた国際共同プログラムや国際的な共同学位プログラムの構築を可能にし、日本人学生や外国人留学生の双方にとって留学への興味・関心を芽生えさせ得る機能をも期待できる。日本発のオンライン国際教育プラットフォームであるJV-Campusの活用による国際教育環境の構築なども含め、COILやVE等のオンラインを活用したハイブリッド国際交流の取り組みに対する支援の充実が必要である。

（３）地方・地域の知の拠点形成のための地方大学の振興、大都市大学と地方大学等との連携事業等を通じた人的好循環を生む仕組みづくり

近年、人口減少とともに私立大学の定員未充足を理由として補助金の減額や不交付とする傾向が強まっており、とくに地方の小中規模の私立大学がその対象として取り上げられている。18歳人口の減少に伴い、国公立大学は時代に合った全国的な大学配置を考える必要がある。また、特色ある個性豊かな取り組みによって、地方創生や質の高い教育の機会の提供に大きく貢献している地方私立大学には、より積極的に支援していくべきである。そのような観点から、地方活性化に関する予算については、都道府県境を越えた地域連携の取り組みに対する支援の創設、地方創生に小規模であっても有効な取り組みへの支援が可能となるような申請要件や情報提供の改善、対象となる取り組みや予算の柔軟性の確保を図るなど、私立大学がより一層活用できるよう支援していただきたい。さらに、地域における課題への取り組みや都市圏と地方の人的交流を図る取り組みに寄与する私立大学が行う諸活動に対し、地方公共団体が財政支援を行う場合の特別交付税措置による支援の拡充を要望する。

また、私立大学が地方企業、地方公共団体や他の国公私立大学等との多主体間の連携基盤を強化する取り組みは地方創生の観点においても重要である。それに向けては、産業発展や新産業創出につながるシーズを発見し、それらを企業のニーズと結びつけるマッチング・コーディネーター、産学連携による課題解決型教育を行う実務家教員、観光資源の開発や産業技術等に貢献する人材等の育成が必要であり、その中心的役割を担う私立大学に対する支援をお願いしたい。

【重点要望項目の内容】

要望１．私立大学経営の健全性向上のための支援の拡充・強化
＜要望事項＞
（１）附属病院に係る公財政支出の拡充
（２）消費税に係る負担軽減のための公財政支出の見直し・拡充

（１）附属病院に係る公財政支出の拡充

私立大学病院は高度先進医療の提供、医療技術の研究・開発及び医療人材の養成・輩出を担っており、コロナ禍にあっては治療の最前線として、そして地域医療の砦として地域社会に貢献してきた。医療インフラの確保や今後の医療分野の進展のためにも、私立大学病院に対する全面的支援が必要である。

月平均患者数（全症例数）の上位100病院の病院数、患者数等

	私立大学附属病院	国立大学附属病院	公立大学附属病院	国公私立大学病院以外
病　院　数	**34病院**	16病院	4病院	46病院
患　者　数	**52,708人**	22,976人	5,267人	63,182人
患者数割合	**36.6%**	15.9%	3.7%	43.8%

※病院情報局（https://hospia.jp/）掲載データより日本私立大学団体連合会事務局にて作成

国立大学病院については、教職員人件費相当額にその機能を強化するためのものを加えた運営費交付金収益は国立大学法人全体で1,150億円に上っており、附属病院に対する公財政支出についても不合理な国私間格差が存在している。国立大学附属病院とともにわが国の医療を支える私立大学附属病院についても、その機能や社会への貢献度に見合った公財政支出がなされるべきである。また、医療従事者の教育に関わって、診療参加型臨床実習を行う医学生による医行為を可能とする制度（Student Doctor制度）は、病院内の施設設備を用いて実施されていることも踏まえ、同制度に係る大学病院の取り組みへの支援を要望する。

（２）消費税に係る負担軽減のための公財政支出の見直し・拡充

消費税率の段階的な引き上げによる私立大学の控除対象外消費税等に係る負担は、特に購入機器等の高額な医歯薬系や理工系・実験系の大学により深刻な影響を与えている。消費税率10%のもとでの一法人当たりの実質負担額は、最大約86億円、平均でも約10億円に増加していることが推測され、私立大学等経常費補助金の大幅な拡充が不可欠である。

「高等教育に対する公財政支出の低位性」「家計負担依存並びに大学進学機会の不均等」「不合理な国私間格差の存在」の問題解決のために、次のような高等教育に係る新たな公財政支出の方策を提案する。

【方策】学生の「教育」に係る経常的経費の国私間格差の是正（平成３年度決算）

① 私立大学の「教育」に係る学生１人当たり費用について、国立大学の国費負担額と同程度（学生数59.7万人に対し運営費交付金等１兆3,671億円の２分の１〔6,836億円〕）を教育に対するものと仮定し、その２分の１を国費で負担する。

私立大学への補助額 ＝ 約１兆2,367億円（約9,598億円増）［6,836億円÷59.7万人×216.0万人÷２］

② 私立大学（大学部門）の経常的経費（教育研究経費＋人件費〔退職金関連除く〕＋管理経費：約３兆3,376億円）のうち「教育」に係る経費を60%と仮定し、その２分の１を国費で負担する。

私立大学への補助額 ＝ 約１兆13億円（約7,244億円増）

③ 国立大学の「教育」に係る経費への公財政支出（6,836億円）と私立大学等経常費補助金交付額（2,769億円）の範囲（9,605億円）で、国立と私立を学生数の比率（２：７）に応じて、同じ水準の負担額（私立は２分の１を国費負担）とする。

国立大学運営費交付金から私立大学等経常費補助金へ約3,353億円の移行

○私立への国費負担（必要額） 9,605÷（２＋〔７÷２〕）×７÷２≒6,112億円

○国立への国費負担（必要分） 9,605÷（２＋〔７÷２〕）×２ ≒3,493億円

○私立への国費負担（増額分）6,122億円－2,769億円 ＝3,353億円

※6,122億円＝私立大学等の経常的経費の約18.3%

高等教育の国私間格差の是正と家計負担からの脱却による教育の機会均等に向け、私学助成の大幅な拡充とともに、将来的には現行の授業料を参考にした設置形態ごとの標準授業料や全大学共通の標準授業料を設定し、全学生を対象に入学・在学時の授業料負担を軽減させ、卒業後に個人的便益の一部を所得に応じて拠出する『高等教育機会均等拠出金制度（仮称）』による学生修学支援の新たなスキームを創設すべきである。

要望２．安定した修学環境確保のための経済的負担の軽減に向けた支援の拡充・強化
＜要望事項＞
（１）日本学生支援機構の給付型奨学金をはじめとする奨学事業に係る施策の拡充・強化

（１）日本学生支援機構の給付型奨学金をはじめとする奨学事業に係る施策の拡充・強化

日本学生支援機構による奨学金事業は、日本国憲法並びに教育基本法に定められた「教育の機会均等」の理念のもと、経済的理由により高等教育機関への進学を諦めることがないように学生を支援するための重要な事業である。

所得中間層の「世帯年収400万円以上650万円未満」においては47%、「世帯年収650万円以上850万円未満」においても34%が何らかの奨学金に応募している現状に鑑み、上記の例示による取組方策とともに、引き続き施策の拡充・強化、特に給付型奨学金のさらなる充実を求める。

要望３．学生の主体的な学びの推進のための大学教育、多様な人材育成のための大学改革への支援の拡充・強化
＜要望事項＞
（１）多様な教育研究活動を支える専門人材等に係る支援
（２）教員養成、医療人材育成等に係る支援
（３）教育の質的転換を図る取り組みへの支援や教育施設整備に係る支援
（４）新たな教育方法に係る人材の確保や制度の整備に対する支援
（５）入学者選抜の拡大・充実やアドミッション・オフィスの整備・強化への支援
（６）障害のある学生の修学機会を保障するための取り組みへの支援
（７）「国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進」予算に係る国私間配分のあり方の見直し

（１）多様な教育研究活動を支える専門人材等に係る支援

学修者の主体的な学びを支える履修支援体制の一環としてのカリキュラム・コーディネーターや、多様な教育研究を支える高度専門職（アドミッション・オフィサー、リサーチ・アドミニストレーター〔URA〕、インスティテューショナル・リサーチャー〔IRer〕、産学官コーディネーターや地方創生オルガナイザー等）について、「１週間の割当授業時間数６時間」という基準を満たさない専任教員を採用した場合であっても「補助金算定の基礎となる専任教員等の認定基準」の対象とすることを要望する。また、公財政支出の国私間格差は、学生数に比しての教育研究活動を担う教員数や教育研究活動を支える職員数に影響を及ぼし、教育現場の負担は過重となっていることから、私立大学等経常費補助金の算定要因となる教職員数に関わって、教員一人当たり学生数の改善とともに、職員一人当たり学生数の改善に対する財政支援の拡充を要望する。

（２）教員養成、医療人材育成等に係る支援

①教員の養成、資質向上のための支援

建学の理念に基づく私立大学の独自性・多様性は、社会の変化に対応する教員養成の観点から重要な意味を持つため、教員の資質向上と待遇改善に向けた環境整備と人件費における国の支援の拡充を要望する。

②地域医療、高度医療に係る人材育成のための支援の拡充・強化

わが国の超少子高齢化問題は今後ますます深刻化し、地域の医療や介護を支える人材並びにがん医療などの高度化を支える人材の育成は喫緊の課題であり、高い使命感と倫理観を兼ね備えた質の高い医療人育成を推進するための特色ある教育研究プログラムへの支援が必要である。

（３）教育の質的転換を図る取り組みへの支援や教育施設整備に係る支援

学修者本位の学びの多様化や深化のための大学教育の質的転換に向けた取り組みを推進するため、学生の主体性・協働性を育むアクティブ・ラーニングの推進、教育の質的転換を支える人材配置・育成、少人数授業や双方向授業を実施する学修施設や図書館の機能強化、多様な学修の場の整備に対する国の財政支援の拡充を要望する。

（４）新たな教育方法に係る人材の確保や制度の整備に対する支援

フィールドワーク型授業、サービス・ラーニング、インターンシップに関わって、企業、地方公共団体等との調整を行う専門人材の確保や授業時間内外に学生の学修活動を支援するスタッフとしてのラーニング・アシスタント制度の整備に対する国の財政支援を要望する。また、産学協働によるインターンシップ、とりわけ令和３年度より先行的・試行的取組として実施されているジョブ型研究インターンシップ推進のための体制整備や実際に推進に取り組む私立大学へのより積極的な支援が必要である。

（５）入学者選抜の拡大・充実やアドミッション・オフィスの整備・強化への支援

私立大学における多様な人材輩出に向け、多面的・総合的で丁寧な評価による入学者選抜の拡大・充実や、入学者選抜を支える専門家集団から成り立つアドミッション・オフィスの整備・強化への支援を要望する。

（６）障害のある学生の修学機会を保障するための取り組みへの支援

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」が令和６年４月から施行されることに伴い、法の施行にあわせて「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」が改正されることから、今後一層、合理的配慮を必要する障害のある学生の増加が予想される。また、入試においても、障害のある受験生も増加すると見込まれる。

大学での専門人材の配置、施設・設備の改修、支援機器の準備、情報保障等への対応、また入試における情報保障や別室受験の人員配置など、大学における予算面の負担も大きく、この体制づくりのため支援をお願いしたい。

（７）「国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進」予算に係る国私間配分のあり方の見直し

国公私共通の競争的資金として予算化されている「国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進（令和５年度予算126億円）」の事業内容は、先導的教育研究や高度医療等が中心である。

同事業に係る採択件数の充実を図りつつ、国私間の配分等を検証し、「設置形態の違いのみに依拠した」公財政支出から「教育の質に応じた」予算とするとともに、多くの私立大学が大学教育再生を奮励し申請意欲を湧き起こすよう、魅力ある予算への転換の実現を要望する。

要望４．教育研究の高度化のための施設・設備への支援の拡充・強化
＜要望事項＞
（１）私立大学の教育研究の施設、設備装置の高度化並びに整備充実のための支援
（２）エネルギーの長期的な安定確保と低炭素社会の実現に向けた取り組みへの支援の拡充・強化

（１）私立大学の教育研究の施設、設備装置の高度化並びに整備充実のための支援

大学の施設・設備は公共財としての性格を有しており、Society5.0に向け、私立大学の多様で特色ある教育研究の一層の高度化、研究基盤の強化並びに国際競争力強化のための施設・設備関連補助事業の推進は不可欠である。

私立大学を対象に、多様で特色ある研究を支援する国の補助事業（私立大学学術研究高度化推進事業や私立大学戦略的研究基盤形成支援事業等）の復活・拡充を強く要望するとともに、研究施設、設備や装置、メンテナンスを行う技術員の人件費等、研究基盤の整備を総合的に支援する制度の継続的な実施を要望する。また、私立大学の多様で特色ある教育研究の推進に応え、努力している私立大学にインセンティブが働くよう、私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助及び私立大学等研究設備整備費等補助金（教育基盤設備）に係る補助率の充実（２分の１から３分の２への改定）を要望する。

（２）エネルギーの長期的な安定確保と低炭素社会の実現に向けた取り組みへの支援の拡充・強化

再生可能エネルギー技術に関する研究開発とともに、太陽光発電の導入、節電に資する窓等の高断熱化など、節電や温室効果ガス排出抑制に効果のある省エネルギー設備の積極的な導入に対する財政支援の拡充を図る必要がある。

要望５．科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に向けた支援の拡充・強化
＜要望事項＞
（１）世界をリードする質の高い大学院教育のための重点的支援
（２）科学研究費助成事業（科研費）の拡充と早期の全種目完全基金化
（３）国の競争的研究費等における間接経費の適切な措置
（４）人文・社会科学分野の研究力・人材育成強化のための支援
（５）特色ある共同研究拠点整備のための支援
（６）若手研究者育成のための支援
（７）リサーチ・アドミニストレーター育成・確保のための支援
（８）イノベーション創出に資する研究活動に対する研究開発投資
（９）大学発スタートアップ創出のための支援
（10）電子ジャーナル購読料高騰への対応及びオープンアクセスジャーナルへの投稿促進等に係る支援
（11）研究者の安定的な研究環境を整備するための支援

（１）世界をリードする質の高い大学院教育のための重点的支援

イノベーションの連鎖を生み出す環境を整備するためには、新たな学問分野や急速な技術革新を担い、そうした進歩に対応することのできる高度な専門知識と幅広い応用力を持つ人材の育成が重要であり、とくに、私立大学理工系分野における大学院教育全体の底上げのためには、私立大学の各大学院が有する固有の特色を高めるような裾野の拡大を目指した施策と、有機的な大学院教育プログラムの構築のための教育経費、設備投資等に係る継続性をもった支援が不可欠である。また、産業界をはじめ広く社会で活躍できる新たな知の創造と活用を主導する博士人材を育成するため、国内外の産業界や研究機関との組織的連携による世界最高水準の教育力と研究力を有する「卓越大学院」の形成とともに、「進歩と調和を支える総合知」の観点を踏まえた人文・社会科学分野の特色ある大学院教育の実現を目指す私立大学への支援が必要である。

（２）科学研究費助成事業（科研費）の拡充と早期の全種目完全基金化

将来のイノベーションを創出する基幹的な研究費である科学研究費助成事業のさらなる拡充と新規採択率の目標（30％）の達成を目指すことが必要である。その際、若手・子育て世代の研究者への支援強化等による研究成果の切れ目ない創出に向けた研究者の多様かつ継続的な挑戦への支援や、新興・融合領域の開拓強化に向けた挑戦的な研究への支援、ボトムアップ型の国際共同研究への支援の充実等を着実に進めることが必要である。また、科研費の基金化は複数年度にわたり柔軟な使用を可能とした画期的な改革として、研究成果創出に多大な効果をもたらすものであることから、早期に全種目を完全基金化する必要がある。

（３）国の競争的研究費等における間接経費の適切な措置

研究成果の持続的創出に向けて分野融合、国際展開や産学連携等の推進のための持続的な研究環境を整備

するため、国のすべての競争的研究費について間接経費を適切に措置（最低30%）することが必要である。また、研究費以外の大学改革等を支援するための競争的経費についても間接経費を適切に措置するとともに、研究代表者の人件費の一部について、研究費の直接経費から支出可能とする必要がある。

（4）人文・社会科学分野の研究力・人材育成強化のための支援

社会を牽引するイノベーションの創出のための研究力の向上はもとより、諸科学の調和ある発展（知の統合や分野を超えた総合性、社会的要請への積極的貢献など）を目指し、私立大学の個性や特色に溢れた人文・社会科学分野を中心とした課題設定型の研究・教育プロジェクトへの支援やデータ駆動型研究への支援、データ利活用基盤の整備等の拡充を図る必要がある。

（5）特色ある共同研究拠点整備のための支援

私立大学の研究ポテンシャルを最大限に活用することが可能となる特色ある共同研究拠点の整備に対する支援について、拠点のネットワーク化や設備の充実、人材育成機能の強化、研究活動の遠隔化・自動化、組織間の連携強化、分野融合の推進、大学共同利用機関との連携等に資するよう一層の拡充が必要である。

（6）若手研究者育成のための支援

研究者のキャリアパス確立に向けた取り組み、博士課程の学生や若手研究者が海外で研究従事した後の帰国後のポストの確保等、若手研究者にとって将来展望が描けるような環境整備が必要であり、若手研究者の登竜門である日本人博士研究員の雇用、さらには海外からの若手研究者を招へいするための支援の充実が必要不可欠である。また、研究者としてのキャリアパスを明確化するとともに、若手研究者が自立して研究に専念できる支援が不可欠であることから、特別研究員事業、海外特別研究員事業や創発的研究支援事業の推進・充実を図るとともに、国立大学を中心に広がっている卓越研究員事業について、私立大学への採用の拡大を求める。さらに、海外で研究に従事した後の帰国後のポストや期限付き雇用の若手研究者も可能となるよう適用範囲の拡充を図るなど、優れた若手人材の育成環境の整備を拡充する必要がある。

（7）リサーチ・アドミニストレーター育成・確保のための支援

大学の研究推進体制の充実・強化を図るため、大学の規模や研究分野にも配慮しつつ、教育研究活動を支える中核的人材であるリサーチ・アドミニストレーターの育成・確保に資する質保証の実施や、その確保・活用を進めてきた研究大学強化促進事業の成果・効果等を踏まえ、研究マネジメント体制・機能の強化に対する着実な支援と、大学研究力の強化・底上げが必要である。

（8）イノベーション創出に資する研究活動に対する研究開発投資

先端技術、バイオ分野、観光・農業等の分野におけるイノベーションの創出に向け、国立大学に先んじて様々な研究活動を展開している私立大学に対する研究開発投資の拡充を図る必要がある。

（9）大学発スタートアップ創出のための支援

今後の予測困難な時代において、わが国の経済成長や社会的課題への取り組みに際して、先進的な技術（テクノロジー）やアイデアを強みとして、ゼロから市場やビジネスモデル創出に挑戦するスタートアップは必要不可欠な存在である。その創出の規模拡大の鍵は、全国津々浦々において多様な学術研究を展開し、社会変革の核となる力を有する私立大学にある。

令和４年度第２次補正予算において創設された基金による対象を限定した重点的な支援とともに、スタートアップ創出の裾野を広げるための支援が必要であり、私立大学におけるスタートアップの創出の推進を奨励するための補助金による継続的な支援が必要である。

(10) 電子ジャーナル購読料高騰への対応及びオープンアクセスジャーナルへの投稿促進等に係る支援

学術ジャーナルは、わが国の研究力の向上と、それらの成果の還元を通じて社会の発展にとっても大きな意義を有している。しかし、電子化が進む学術ジャーナルの購読料は高騰により、各大学は購読規模の縮小に追い込まれており、研究者のジャーナルへのアクセスが限定されることは今後の研究に大きな影響を及ぼしかねない。国として根本的な対応策を早期に講じるとともに、それまでの過渡的な支援として電子ジャーナルの購読費に対する補助を要望する。また、個人研究費を圧迫することなくオープンアクセスジャーナルへの投稿の促進やオープンアクセスジャーナル普及の観点から、投稿実績などを算定基礎とした、大学によるオープンアクセスジャーナルへの論文出版料負担時の補助を要望する。

(11) 研究者の安定的な研究環境を整備するための支援

研究者が育児休業中及びその復帰後に研究を円滑に継続できるよう、研究補助者を雇用できる制度に対する補助金や奨励金の給付の拡大、保育施設の学内設置の支援やその運用費用の補助、個人で学外の保育施設やベビーシッターを利用する費用の補助の充実を図る必要がある。また、研究者が研究や授業の実施の際に介護サービスを受ける費用の補助の実現を図る必要がある。

要望６．スポーツの振興、文化芸術立国の創造に資する大学資源の活用並びに人材育成に係る取り組みへの支援の拡充・強化

＜要望事項＞

（1）スポーツの振興に資する取り組みへの支援

（2）文化芸術立国を担う人材育成、文化芸術施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等に係る取り組みへの支援

（1）スポーツの振興に資する取り組みへの支援

大学におけるスポーツの振興は、大学の枠内にとどまらず、広く国民の健康増進に資するとともに、地域社会への貢献へとつながる。

基盤的経費への支援とは別に、スポーツ関係予算を拡充し、学生アスリートの学業支援のためのティーチングアシスタントの導入やオンライン授業の充実、私立大学におけるスポーツ教育研究の充実や指導者の育成、大学スポーツ施設の活用を通じた地域貢献活動、地域活性化等に係る取り組み、海外協定校等とのスポーツ交流等の課外活動等、私立大学が地域社会におけるスポーツの拠点として担っている様々な取り組みへの支援を要望する。

（2）文化芸術立国を担う人材育成、文化芸術施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等に係る取り組みへの支援

私立大学は、クールジャパンと呼ばれる現代の社会情勢を反映したサブカルチャーの発信源としても不可欠な機関である。日本人としてのアイデンティティと幅広い教養を持ち、日本文化を世界に発信することを目指し、日本の芸術教育・文化発展に寄与する教養豊かな人材育成のための私立大学の取り組み等に対する支援の拡充を図る必要がある。

要望７．安全・安心な教育研究環境の実現並びに被災地復興、被災学生のための支援の継続・拡充等

＜要望事項＞

（1）安全・安心な教育研究環境の整備に係る支援（時限措置となっている耐震改築に係る支援の延長や、耐震改修、防災に係る支援における国私間格差の是正）

（2）私立大学に係る激甚災害（本激）並びに局地激甚災害（局激）による被災学生に対する授業料減

免等事業支援
（３）私立大学の防災拠点機能の強化と安全・安心のための支援
（４）原子力災害による被災学校法人等に対する重点的支援

（１）安全・安心な教育研究環境の整備に係る支援（時限措置となっている耐震改築に係る支援の延長や、耐震改修、防災に係る支援における国私間格差の是正）

文部科学省によると、耐震化率については国立大学の99.6%に対し、私立大学は95.6%と、4%の差が存在している。私立大学の施設も公共財であり、学生の生命・健康・安全を確保する施策において、国立大学と私立大学との間に差を設けることがあってはならない。

私立大学の施設の耐震化に関わって、私立大学は国立大学と違い２分の１補助という制約があるうえに、施設の中には文化財建造物としての指定を受けた建物等も存在していることから、耐震化が完了するまでの間の支援の継続、拡充を要望する。

（２）私立大学に係る激甚災害（本激）並びに局地激甚災害（局激）による被災学生に対する授業料減免等事業支援

激甚災害を受けた大学の災害復旧事業に対する国の支援について、国立学校施設については復旧費の全額が補助される一方で、私立学校施設については、激甚災害（本激）については復旧費の２分の１、局地激甚災害（局激）については５分の２の国庫補助となっており、国私間において格差がある。

本激、局激のいずれにおいても国立大学に対する措置を踏まえた補助率の嵩上げ措置など国の支援を強く要望する。また、被災地の学生の修学環境は大きく損なわれており、特に被災した私立大学の学生等が安心して学修を継続できるよう、授業料減免等事業支援の継続・拡充を要望する。

（３）私立大学の防災拠点機能の強化と安全・安心のための支援

私立大学はこれまで、被災時には被災地域における避難住民を受け入れ、被災後には復興に向けたボランティアセンター等として、復旧・復興を支えるとともに、地域コミュニティの防災拠点としての役割も担ってきた。

教育研究施設以外の施設の耐震化をはじめ、備蓄倉庫や自家発電設備等の整備、非常食や毛布等配布用備蓄品の購入に対する支援等、防災拠点機能を維持・強化するための取り組みに対する支援が必要である。

（４）原子力災害による被災学校法人等に対する重点的支援

地域復旧と再生を地元の地方公共団体とともに担い、活動を続ける周辺地域の私立大学に対しては、特段の支援措置を講じる必要がある。また、国公私立大学の枠組みを超えて、原子力分野の研究者の結集を図り、原子力災害の収束に向けた取り組みや安全性確保に関する研究（除染の研究を含む）、メンタルケアを行う人材の養成等に全力を注ぐべく適切な支援措置を講じる必要がある。

資料1-2

令和６年度私立大学関係政府予算要望
データ編

令和５年８月
日本私立大学団体連合会

私学助成の現状 …… 1
（教育・研究装置、設備等への補助（予算）、主な特別補助項目の配分額の推移）

学生の家庭の年間収入等の状況 …… 2

公財政支出と家計負担、人的資源 …… 3

大学生一人当たり公的教育支出と国民一人当たりGDP、平均年収【国際比較】 … 4

大学生一人当たり公財政支出と労働生産性【国際比較】 …… 5

政府税収対GDP比（租税負担率）と国の教育費負担（大学生）【国際比較】 …… 6

研究開発費の現状【国際比較】 …… 7
（研究開発費の対GDP比、政府負担比率と大学研究開発費の企業助成比率）

私学助成の現状～教育・研究装置、設備等への補助（予算）、主な特別補助項目の配分額の推移

私立大学等の教育・研究装置、設備等への補助（予算）の推移

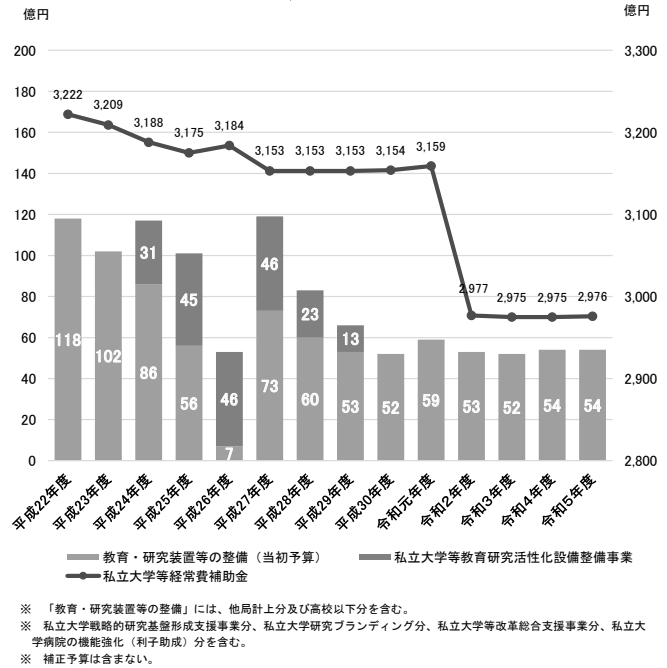

※ 「教育・研究装置等の整備」には、他局計上分及び高校以下分を含む。
※ 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業分、私立大学研究ブランディング分、私立大学等改革総合支援事業分、私立大学病院の機能強化（利子助成）分を含む。
※ 補正予算は含まない。

私立大学等経常費補助金の交付（配分）額（大学）推移

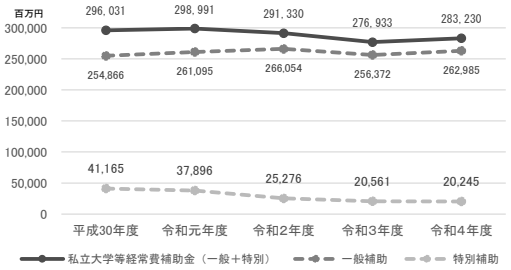

主な特別補助項目の交付（配分）額（大学）推移

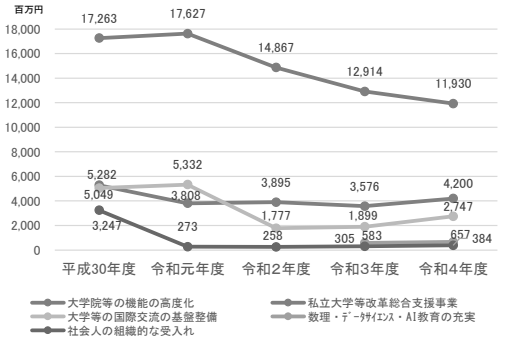

- 教育・研究装置、設備等の予算は、この13年間で、118億円から54億円と54%減少している。
- 私立大学等経常費補助金の特別補助（大学）のうち、“大学院”“国際交流”“社会人”に対する補助は縮減している。
  過去５年間で
  大学院等の機能の高度化：31%減　大学等の国際交流の基盤整備：46%減　社会人の組織的な受入れ：88%減

学生の家庭の年間収入等の状況

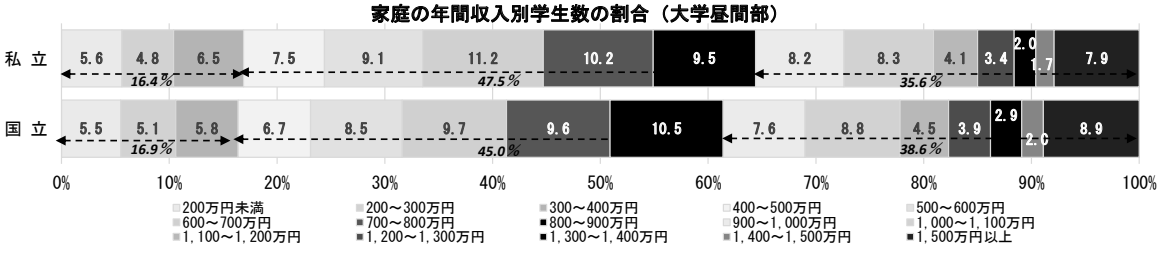

※「学生生活調査」（日本学生支援機構）による。

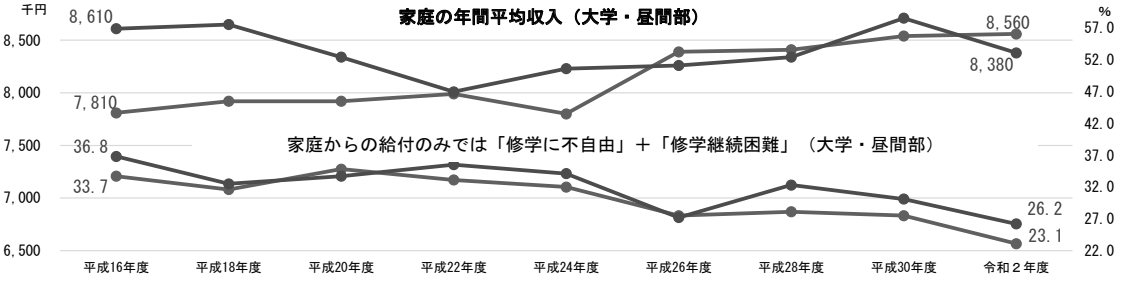

※「学生生活調査」（日本学生支援機構）による。

- 家庭の年間収入が900万円を超える所得層の割合は、私立大学（35.6%）よりも国立大学（38.6%）のほうが高い。
- 400万円～900万円の所得中間層の割合は、国立大学（45.0%）よりも私立大学（47.5%）のほうが高い。
- 400万円未満の所得層の割合は、国立大学（16.4%）よりも私立大学（16.9%）のほうが高い。
- 家庭の年間平均収入額は、国立大学生（856万円）のほうが私立大学生（838万円）よりも高い。過去16年間の推移は、国立大学生の家庭が9.6%増であるのに対し、私立大学は2.7%減となっている。
- 「家庭からの給付のみでは『修学に不自由』＋『修学継続困難』」な学生の割合は、国立大学生（23.1%）よりも私立大学生（26.2%）のほうが高い。

2

公財政支出と家計負担、人的資源

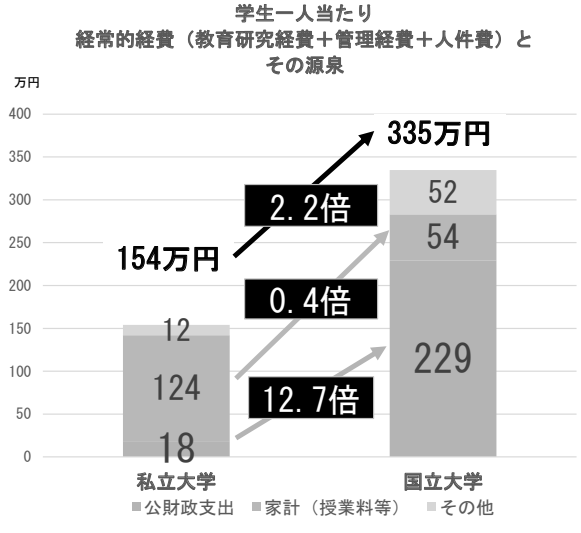

※ 経常的経費は、私立大学は『今日の私学財政（令和4年度版　大学・短期大学編）』（令和3年度数値）「大学法人」の「事業活動収支計算書（大学部門）」の教育研究経費、管理経費並びに人件費。国立大学は『文部科学統計要覧（令和5年版[2023]）』（令和3年度数値）の「国立学校　大学」による教育研究費、管理費並びに人件費。
※ 公財政支出は、私立大学は、『今日の私学財政（令和4年度版　大学・短期大学編）』（令和3年度数値）「大学法人」の「事業活動収支計算書（大学部門）」の「経常費等補助金」と「施設設備補助金」の合計。国立大学は、各法人の『決算報告書』（令和3年度）における「決算額」の「運営費交付金」「施設整備費補助金」「補助金等収入」「大学改革支援・学位授与機構施設費交付金」の合計。
※ 家計（授業料等）は、「国立大学」は標準授業料、「私立大学」は『私立大学等の令和4年度入学者に係る学生納付金等調査結果』（文部科学省）による（施設設備費等を含む）。

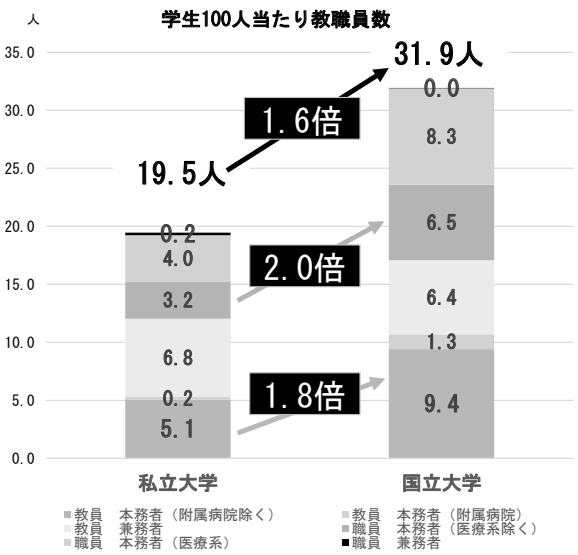

※ 『学校基本調査（令和4年度）』による。

- 公財政支出は、私立大学（18万円）は国立大学（229万円）の約1/13である。
- 家計負担（授業料等）は、私立大学（124万円）は国立大学（54万円）の2.3倍である。。
- 人的資源（学生100人当たりの教職員数）は、私立大学（19.5人）は国立大学（31.9人）の約1/２である。
- 私立大学の教育研究を支える基盤的経費に対する支援の充実が不可欠である。

3

大学生一人当たり公的教育支出と国民一人当たりGDP、平均年収【国際比較】

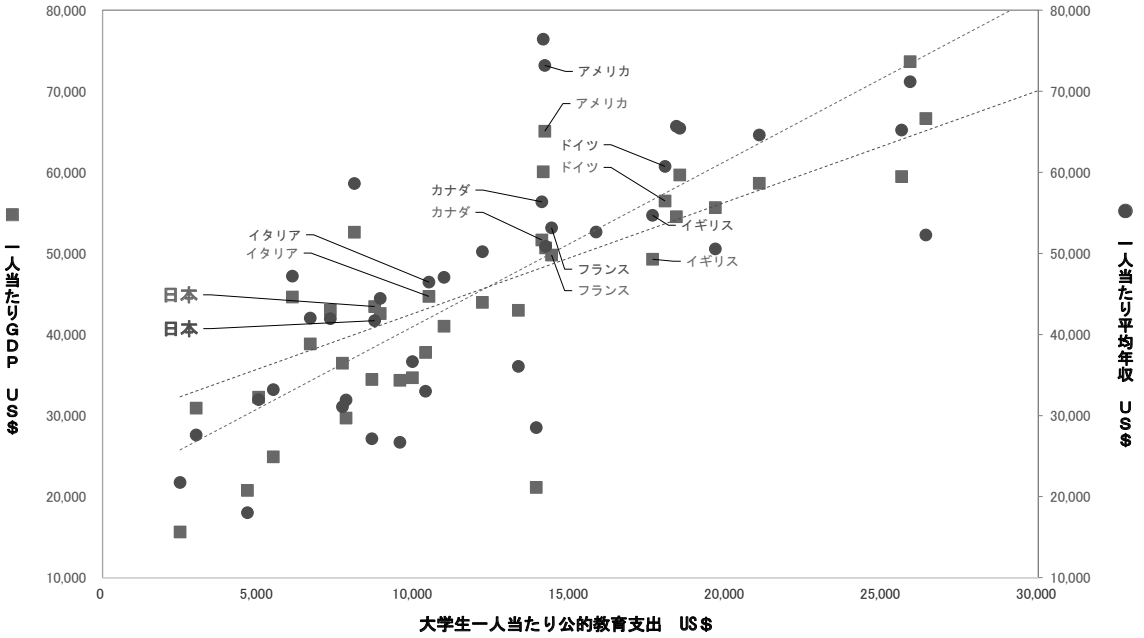

出典：一人当たりGDP IMF（１人当たり購買力平価GDP〔2019年〕）
一人当たり平均年収 OECD（実質ベース・購買力平価換算〔2019年〕）
大学生一人当たり公的教育支出 UNESCO（生徒一人当たり公的教育支出〔大学生〕〔2019年〕）
※大学生一人当たり公的教育支出：大学はUNESCOの定義する ISCED2011のLEVEL5と6で、大学相当の全ての高等教育機関が含まれる。公的教育支出は公的機関における教育上の全ての支出を含む。公的機関は中央政府・地方政府・地方自治体・市町村及び他の公的教育関係機関を含む。米ドルへの換算はPPPレート（購買力平価）ベース。

- 大学生一人当たり公的教育支出が高ければ一人当たりのGDP、平均年収が高いという正の相関関係がある。
- 大学への公的教育支出は、わが国の経済力の源泉である。

4

大学生一人当たり公的教育支出と労働生産性【国際比較】

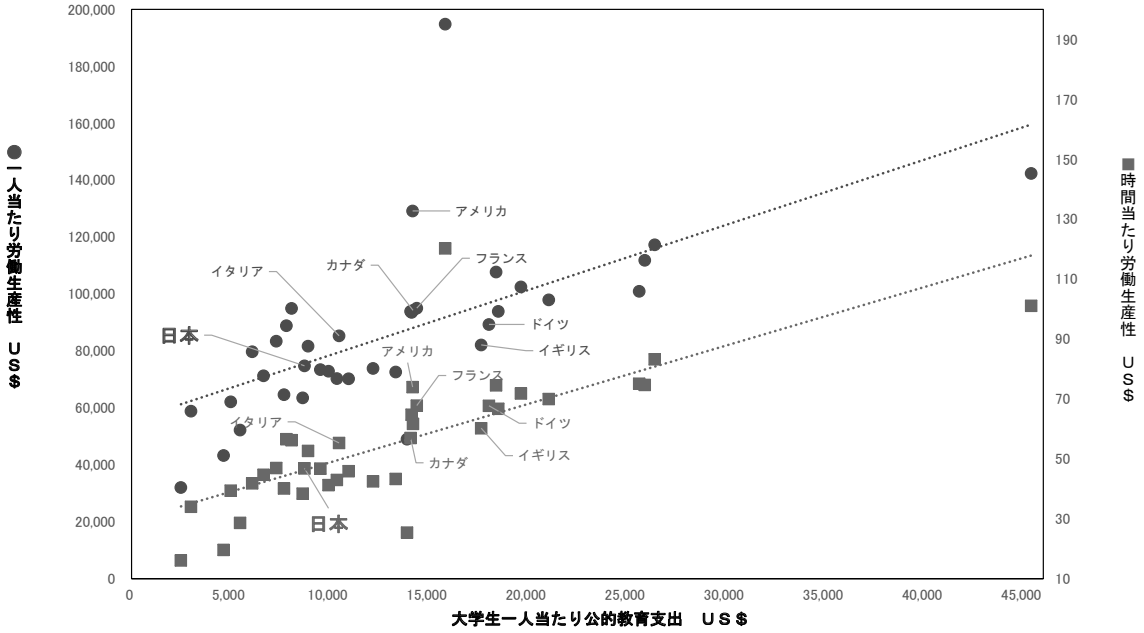

出典：大学生一人当たり公的教育支出 UNESCO（生徒一人当たり公的教育支出〔2020年〕）
一人当たり労働生産性、時間当たり労働生産性 OECD（2020年）
※大学生一人当たり公的教育支出：大学はUNESCOの定義する ISCED2011のLEVEL5と6で、大学相当の全ての高等教育機関が含まれる。公的教育支出は公的機関における教育上の全ての支出を含む。公的機関は中央政府・地方政府・地方自治体・市町村及び他の公的教育関係機関を含む。米ドルへの換算はPPPレート（購買力平価）ベース。
労働生産性：米ドルへの換算はPPPレート（購買力平価）ベース。

- 大学生一人当たり公的教育支出が高ければ労働生産性が高いという正の相関関係がある。
- 大学への公的教育支出の拡充は、わが国の労働生産性の向上に資する。

5

政府税収対GDP比（租税負担率）と国の教育費負担（大学生）【国際比較】

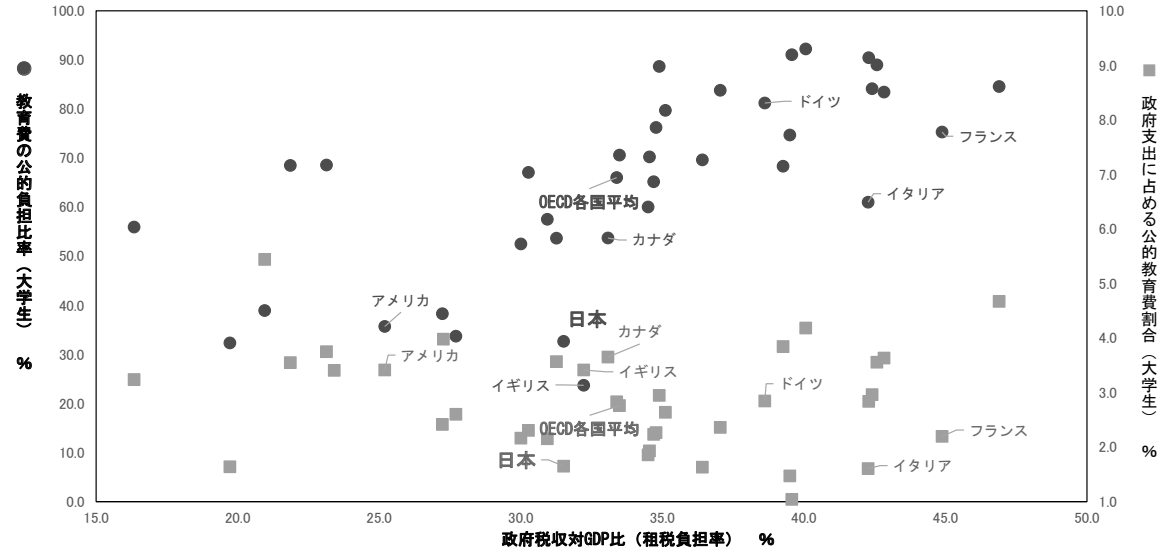

出典：OECD（2018年データ）
- 政府税収対GDP比：政府税収の対GDP比率でOECDベースでの租税負担率（〔租税負担＋社会保障負担〕÷GDP）
  財務省発表の国民負担率（〔租税負担＋社会保障負担〕÷国民所得）とは異なる。税収には所得課税（個人所得税・法人税等）、社会保険料負担（個人負担分・企業負担分等）、資産課税（固定資産税、贈与税、相続税等）、消費課税（物品税、消費税、関税等）など全ての税収を含む。政府には中央政府、地方政府、自治体及び政府の社会保険組織を含む。
- 教育費の公的負担比率：各国の教育費支出総額における政府・公的機関などの公的教育費支出の割合。
  教育費支出総額は公的支出分と私的負担分（個人・家庭・民間機関の支出）の合計値。公的教育費支出には家庭の教育機関への支出に対する政府から家庭への補助金を含まない。
- 政府支出に占める公的教育費割合：各国の政府支出総額に占める公的教育費支出の比率
  政府支出は中央政府の支出、地方自治体の支出を含む公的支出総額で資本的支出を含む。公的教育費は中央政府、地方自治体、他の公的機関が支出する教育関係費総額で教育機関への直接的支出のほか、家庭、民間組織への支出を含む。

- 政府税収対GDP比 …… OECD平均　33.4%　　日本　31.5%
  教育費の公的負担率（大学生） …… 66.0%　　32.6%
  政府支出に占める公的教育費割合（大学生） …… 2.8%　　1.6%
- 日本の「政府税収対GDP比」は、OECD各国平均並みである一方で、「大学生に対する教育費の公的負担比率」「大学生に係る政府支出に占める公的教育費割合」は、ともに最低水準である。

6

研究開発費の現状【国際比較】

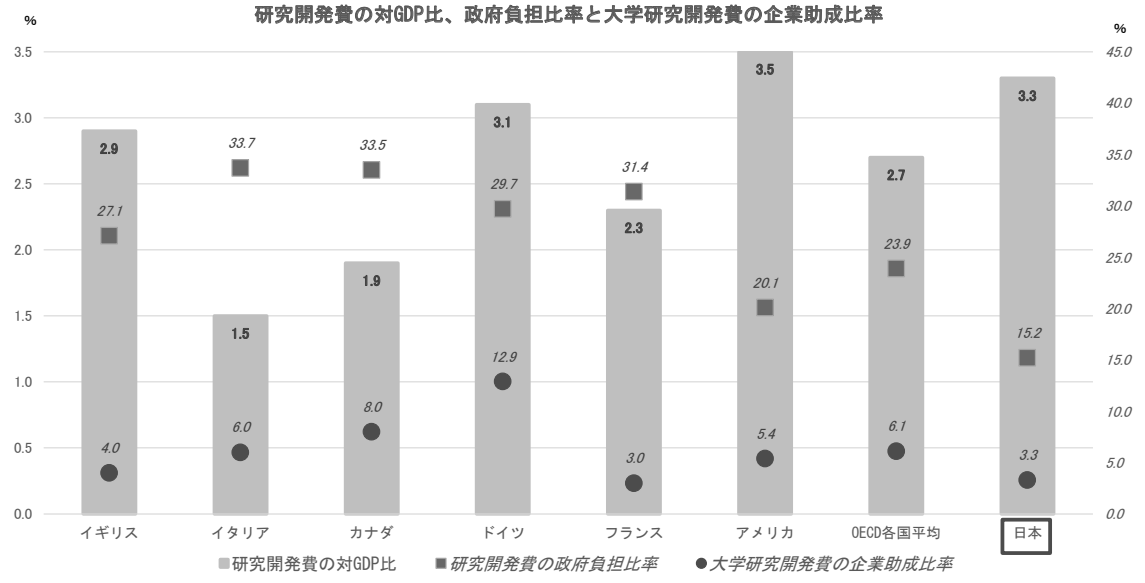

出典：OECD（2020年）
※研究開発費は企業、政府、大学などが当該国内で研究開発に支出した費用・投資の総額。
※大学の研究開発費には大学管理下の機関（研究所・病院など）を含む。
※企業の助成額は、企業が大学へ研究開発目的で直接的にあるいは共同開発的に提供・拠出した資金・リソース。

- 日本の国内研究開発費（企業、政府、大学等による支出・投資の総額）総額のGDPに対する比率は、世界トップクラスである。
- しかし、研究開発費総額に対する政府の拠出・助成額の比率（■）、大学の研究開発費に対する企業からの助成比率（●）は低い。

7

地域貢献と教育の機会均等の実現
～ 私立短期大学 ～

令和4年12月版

☆教育による地方貢献を通して「地方創生」に寄与する
☆すべての国民に高等教育を受ける場を提供する

◇ 短期大学の約９６％は私立短期大学であり、全国に幅広く分布

■女子の短期高等教育機関として貢献している

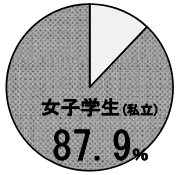

	公立	私立	
学校数	14校	295校	女子学生数(内数)
学生数(本科)	4,971 人	86,828 人	76,354 人

出典：令和4年度学校基本調査

■大都市以外の地方中小都市にも多く設置されている

■短期大学卒業生には、短期大学士の学位が授与される

■第三者評価機関により、教育の質が保証されている

【 私立短期大学所在都市規模別分布 】

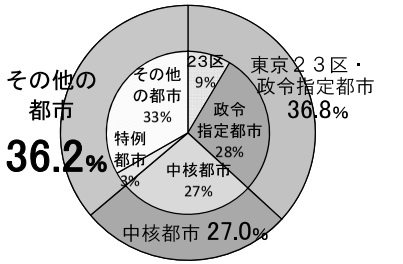

出典：令和4年度日本私立短期大学協会会員校調べ

◇ 多様な人材を養成

【 私立短期大学の分野別学生数の割合 】

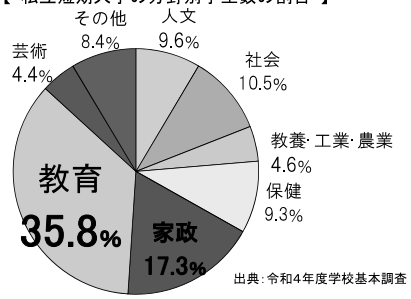

出典：令和4年度学校基本調査

■教養教育と専門教育の適度なバランスのとれた教育課程

■少人数教育・担任制度などのきめ細かい学生支援

■幼稚園教諭・保育士等を養成する教育分野で学ぶ学生が約４割を占める

◇ 地域に根ざした高等教育機関

■自県内の入学率および就職率が高く、地元志向が強い

○自宅通学が可能
○修業期間が短いため学費の負担が低廉
○地元企業等への就職を意識したキャリア教育や進路指導

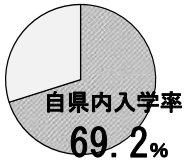

(大学：43.7%)
出典：令和4年度学校基本調査

出典：令和4年度
日本私立短期大学協会会員校調べ

■地域コミュニティとしての役割

○地域のニーズに対応した生涯学習プログラムの実施
○資格取得やキャリアアップを目指す社会人の学び直しプログラムを提供

◇ 高い就職率と多彩な進路先

■卒業生の約８０％が就職を希望し、そのうち約９７％が就職を決定している
■６割以上の学生が国家資格・免許を有する専門職者として、幅広い分野で活躍
■一般企業への就職も多く、事務職や営業職等、多彩な職種に就いている

【 職業別就職者の割合 】

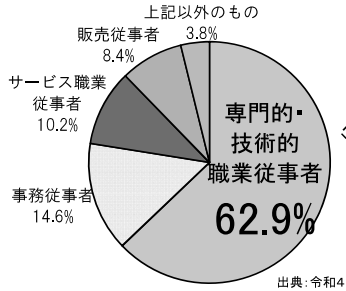

出典：令和4年度学校基本調査

《 専門的･技術的職業従事者 》
幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、
司書、保育士、栄養士、調理師、
製菓衛生師、看護師、美容師、
介護福祉士、歯科衛生士、歯科技工士、
臨床検査技師、理学療法士、
診療放射線技師、自動車整備士 等

■専攻科進学や四年制大学編入、海外への留学で上位資格取得や学びの発展へ

◇ 公的支援の必要性

■広く高等教育の機会を提供し、地域社会に貢献
■生涯学習やリカレント教育の高まりへの対応
■地域における人材育成
■女性の活躍推進
■特色を活かした教育の維持向上
■小規模校が多く、財政的に厳しい環境

私学助成等の公的支援の充実が不可欠

◇ 日本私立短期大学協会会員校　キャンパス所在地分布図

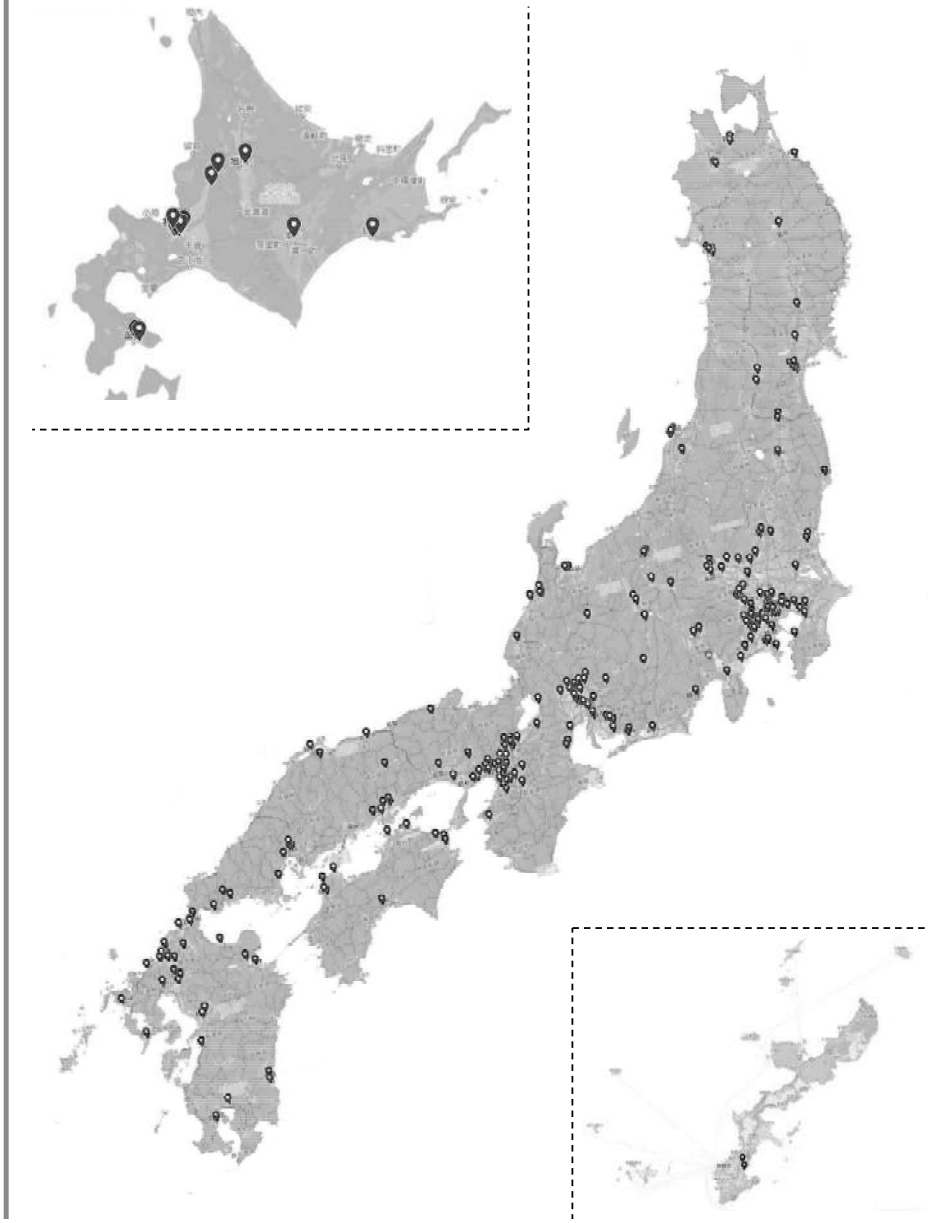

資料1-3

令和６年度　文部科学省概算要求の概要

１．歳出予算

(単位：億円)

	令和５年度予算額	令和６年度要求・要望額	比較増△減額	備考
一　般　会　計	52,941	59,216	6,275	対前年度　11.9%増
エネルギー対策特別会計	1,086	1,444	358	対前年度　33.0%増

２．財政投融資計画

(単位：億円)

	令和５年度計画額	令和６年度要求額	比較増△減額	備考
日本学生支援機構	5,881	5,271	△610	ほか財投機関債 1,200
日本私立学校振興・共済事業団	272	287	15	
大学改革支援・学位授与機構	758	875	117	

※科学技術振興機構の財投機関債：200億円

令和6年度　文部科学省概算要求のポイント

文教関係予算のポイント　4兆3,759億円＋事項要求（4兆146億円）

注）（ ）内は令和5年度予算額。
★が付く項目は、事項要求も行う。
各項目の右側の丸数字は当該項目の参考資料のページ数。

質の高い公教育の再生

教師等の働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援の一体的な推進

- 小学校における高学年の教科担任制の強化や35人学級　１兆5,302億円（１兆5,216億円）の計画的な整備、教師の処遇改善⑥
- 学校における働き方改革の推進のための支援スタッフ等の充実⑦⑧　190億円（ 91億円）
- 教師人材の確保強化⑨⑩　22億円（ 新　規 ）
  ※教師人材確保方策として、奨学金の返還支援も検討

GIGAスクール構想の着実な推進と学校DXの加速化

- １人１台端末の着実な更新⑪　148億円（ 新　規 ）
- 運営支援センター機能強化、自治体への伴走支援の強化等⑫⑬⑭⑮　59億円（ 14億円）
- 生成AIの活用を含む次世代の校務デジタル化の推進⑯　5億円（0.8億円）
- 小中学校等における英語等のデジタル教科書の導入⑰　18億円（ 18億円）
- 教育DXを支える基盤的ツールの整備・活用、教育データの分析の推進⑱⑲　17億円（ 7億円）

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上

- 「幼保小の架け橋プログラム」の実施、質を支える体制整備の支援等⑳　60億円★（ 23億円）

高等学校改革の推進

- 探究・STEAM教育の推進,職業教育の充実,柔軟で質の高い学びの推進㉑　12億円（8億円）

部活動の地域連携や地域クラブ活動移行

- 地域クラブ活動への移行に向けた実証、部活動指導員の配置支援等㉒　49億円（ 28億円）

現代的健康課題に対応するための**健康教育の推進**

- 養護教諭の業務支援等による学校保健の推進、学校給食・食育の充実等㉓　9億円（7億円）

道徳教育の充実

- よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育の推進等㉔　43億円（ 42億円）

新しい時代の学びの実現に向けた学校施設の整備

教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備、キャンパスの共創拠点化、防災機能強化、脱炭素化など**学校施設等の整備**の推進

- 公立学校施設の整備㉕　2,097億円★（687億円）
- 国立大学・高専等施設の整備㉖　950億円★（363億円）
- 私立学校施設等の整備㉙　362億円★（ 90億円）

高等教育機関の多様なミッションの実現

基盤的経費の充実、改革インセンティブとなる**メリハリある重点配分の徹底、高専の高度化・国際化**の推進

- 国立大学改革の推進㉗　１兆1,159億円（1兆834億円）
- 高等専門学校の機能の高度化・国際化の推進㉘　729億円★（ 628億円）
- 私立大学等の改革の推進等㉙　4,127億円（ 3,996億円）

日本人学生の留学派遣、外国人留学生の受入れ・定着、教育の国際化の推進

- 日本人の留学促進、G7・ASEAN・インド等の外国人留学生の受入れや国際頭脳循環の促進、大学の国際化、初等中等教育段階の英語教育の充実等㉚　825億円（695億円）

高度専門人材の育成等の推進

- 数理・データサイエンス・AI人材育成の推進㉛　29億円（23億円）
- 高度医療人材の養成・大学病院改革の推進㉜㉝　133億円（10億円）

令和6年度　文部科学省概算要求のポイント

誰もが学ぶことができる機会の保障

誰一人取り残されない学びの保障に向けた**不登校、いじめ対策等の推進**
- 不登校特例校の設置促進、学校内外の教育支援センターの整備、心の健康観察の推進、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等相談体制の充実 ㉞㉟ — 114億円（ 85億円）
- 夜間中学の設置促進等 ㊱ — 1億円（0.8億円）

生涯を通じた障害者の学びの推進、特異な才能のある児童生徒への支援
- 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実等 ㊲ — 56億円（ 41億円）
- 大学等や学校卒業後における障害者の生涯学習の推進 ㊳ — 3億円（ 2億円）
- 特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進 ㊴ — 0.8億円（0.8億円）

日本語教育・外国人児童生徒等への教育等の充実 ㊵㊶
- 外国人等に対する日本語教育の推進 — 21億円（ 14億円）
- 学校等における日本語指導体制等の充実や外国人の子供の就学促進等 — 16億円（ 13億円）

海外で学ぶ日本人児童生徒の教育機会の充実
- 在外教育施設の機能強化（教師派遣、プログラム支援等）㊷ — 182億円（179億円）

地域と学校等の連携・協働による**地域の教育力の向上**や**体験活動の充実**、**学校安全体制の整備**の推進
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組の推進、青少年教育施設の機能強化等による体験活動や読書活動の推進、家庭教育支援等 ㊸㊹㊺㊻㊼㊽ — 91億円（ 79億円）
- 学校安全体制の整備 ㊾ — 7億円（ 7億円）

リ・スキリングを含めたリカレント教育等社会人の学び直しの機会の拡充
- 産学協働教育モデルの開発支援、産学官連携のプラットフォーム構築等㊿ — 104億円（91億円）

各教育段階の負担軽減による**学びのセーフティネットの構築**
- 高等学校等就学支援金制度の着実な実施 (51) — 4,138億円（4,136億円）
- 高校生等奨学給付金の充実 (51) — 153億円（ 148億円）
- 高等教育の修学支援の充実（こども家庭庁計上分含む)(52) — 事項要求（6,314億円）

※「こども未来戦略方針」の「加速化プラン」等に基づく高等教育費の負担軽減策を実施。

「スポーツ立国」の実現　429億円（359億円）

地域スポーツ環境の総合的な整備充実
- 地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証、部活動指導員の配置支援等(再掲)㉒ — 42億円（ 25億円）
- 子供の運動習慣形成・体力向上(アスリートの体育授業派遣等)等(53) — 9億円（ 8億円）
- 先端技術の活用を含むSport in Lifeの推進及びスポーツによる健康増進(54) — 8億円（ 6億円）
- 障害の有無にかかわらず「ともにする」スポーツ環境の整備 (55) — 10億円（ 6億円）

持続可能な競技力向上体制の確立等
- 国際競技力の向上 (56) — 103億円（101億円）
- 競技団体の組織基盤強化 (57) — 5億円（ 3億円）
- ハイパフォーマンス・サポート支援 (58) — 28億円（ 12億円）
- 国際大会の運営人材の育成支援、ﾄﾞｰﾋﾟﾝｸﾞ防止活動推進体制の強化等(59) — 7億円（ 5億円）

スポーツの成長産業化・スポーツによる地方創生
- スタジアム・アリーナ改革、スポーツホスピタリティ及びスポーツDX等の推進(60) — 4億円（ 4億円）
- 武道等のスポーツツーリズムを含めたスポーツ・健康まちづくりの一層の推進 (61) — 5億円（ 4億円）

「文化芸術立国」の実現　1,350億円+事項要求（1,061億円）

継承の危機に瀕する文化財保護の緊急強化 (62)
- 文化財修理・整備・活用、防災対策等 — 385億円★(257億円)
- 多様な文化遺産の公開活用の促進等 — 204億円（191億円）

グローバル展開やデジタル化などによる文化芸術活動の充実 (63)
- 文化芸術のグローバル展開等による創造的循環の創出 — 20億円（ 14億円）
- 舞台芸術等総合支援事業 — 113億円（ 94億円）
- 文化芸術による創造性豊かな子供の育成 — 109億円（ 84億円）
  - ー地域文化クラブ活動への移行に向けた実証、部活動指導員の配置支援（再掲）㉓ — 6億円（ 4億円）
- 現代的課題に対応した劇場・音楽堂等の総合的な機能強化の推進 — 45億円（ 新 規 ）

文化振興を支える拠点等の整備・充実 (64)
- 国立文化施設の機能強化等 — 375億円★(324億円)
- 文化拠点機能強化・文化観光推進プラン — 24億円（ 19億円）

令和6年度　文部科学省概算要求のポイント（科学技術関係）

科学技術予算のポイント　1兆 1,859億円+事項要求（9,780億円）
※エネルギー対策特別会計への繰入額1,439億円（1,079億円）を含む

我が国の抜本的な研究力向上と優秀な人材の育成

科学技術・イノベーション人材の育成・確保 (65)
- 博士課程学生の処遇向上と研究環境確保 — 221億円（ 36億円）
- 国家戦略分野の若手研究者及び博士課程学生の育成（次世代AI人材育成プログラム） — 25億円（ 新 規 ）
- 未来共創推進事業(日本科学未来館における展示・手法開発等) — 43億円（ 32億円）

基礎研究をはじめとする**抜本的な研究力の向上**
- 科学研究費助成事業（科研費） (66) — 2,566億円（2,377億円）
- 戦略的創造研究推進事業（新技術シーズ創出） (67) — 470億円（ 437億円）
- ムーンショット型研究開発制度（核融合新目標含む） (68) — 50億円（ 30億円）

戦略的トップダウン型を含めた**国際共同研究・頭脳循環** (69)
- 日ASEAN科学技術・イノベーション協働連携 — 10億円（ 新 規 ）

Society 5.0を実現し未来を切り拓くイノベーション創出とそれを支える基盤の強化

世界と伍するスタートアップ・エコシステムの形成に向けた**イノベーションの創出** (70)
- 大学発新産業創出プログラム（START） — 27億円（ 20億円）
- 共創の場形成支援 — 148億円（ 138億円）

世界最高水準の大型研究施設の整備・成果創出の促進 (71)
- ３GeV高輝度放射光施設NanoTerasuの整備・共用等 — 38億円（ 新 規 ）
- SPring-8の高度化（SPring-8-Ⅱ）に関する取組 — 3億円（ 新 規 ）
- 最先端大型研究施設の整備・共用（SPring-8、J-PARC、SACLA、富岳） — 478億円（ 441億円）

※★が付く項目の他、科学技術関係の事項要求は、国土強靱化や総合的な国力の強化に対応する国立研究開発法人の施設・設備整備についても行う。

重点分野の研究開発の戦略的な推進

AI、量子技術、健康・医療、マテリアル等の国家戦略を踏まえた研究開発
- 生成AIをはじめとするAI開発力の強化 — 238億円（ 109億円）
  - 生成AIモデルの透明性・信頼性の確保に向けた研究開発 (72) — 30億円（ 新 規 ）
  - 科学研究向け生成AIモデルの開発・共用（TRIP-AGIS)(73) — 85億円（ 新 規 ）
  - 国家戦略分野の若手研究者及び博士課程学生の育成 (74) — 25億円（ 新 規 ）
  （次世代AI人材育成プログラム）【再掲】
- 光・量子飛躍フラッグシッププログラム（Q-LEAP) (75) — 45億円（ 42億円）
- 脳科学研究の推進及び大学発医療系スタートアップ支援の強化 (76) — 117億円（ 61億円）
- マテリアルDXプラットフォーム実現のための取組 (77) — 116億円（ 78億円）

国民の安全・安心やフロンティアの開拓に資する課題解決型研究開発の推進

宇宙・航空分野の研究開発の推進 (78)
- 宇宙基本計画に基づく宇宙分野の研究開発 — 2,033億円★(1,527億円)
  - 打上げ能力の強化（H3ロケット・イプシロンSロケット・将来宇宙輸送） — 240億円（ 106億円）
  - アルテミス計画に向けた研究開発等 — 398億円（ 167億円）
  - JAXAの戦略的かつ弾力的な資金供給機能の強化 — 30億円（ 新 規 ）

海洋・極域分野の研究開発の推進 (79)
- 北極域研究船の建造を含む北極域研究等の推進 — 47億円（ 45億円）

防災・減災分野の研究開発の推進 (80)
- 南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）の構築等 — 46億円（ 12億円）
- 改正活火山法に基づく火山調査研究推進本部の体制整備等 — 21億円（ 7億円）

環境エネルギー分野の研究開発の推進 (81)
- ITER計画・BA活動等の核融合研究開発の実施 【一部再掲】 — 292億円（ 213億円）
- 半導体創生拠点形成を含むカーボンニュートラルに資する研究開発 — 35億円（ 19億円）

原子力分野の研究開発・安全確保対策等の推進 (82)
- 高温ガス炉や核燃料サイクルに係る革新的な研究開発 — 276億円（ 107億円）
- 医療用RIを含む原子力の多様な研究開発及びそれを支える人材育成 — 69億円（ 52億円）
  - 「もんじゅ」サイトを活用した新たな試験研究炉 — 6億円（ 5億円）

「重要政策推進枠」要望一覧

文部科学省　（単位：千円）

事業名	要望額
国連大学の施設整備	150,000
高度外国人材子弟の教育環境の整備	204,957
公立学校施設の整備	151,470,925
国立大学法人施設整備	62,049,910
独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費	8,380,886
大学・民間企業等と連携した教師人材の確保強化推進事業	519,340
地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の機能強化	1,702,486
社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業	471,769
アジア高校生架け橋プロジェクト＋	456,417
地方やデジタル分野における専修学校理系転換等推進事業	423,525
専修学校の国際化推進事業	315,408
高等専修学校における多様な学びを保障する先導的研究事業	137,987
新時代の産学協働リカレント教育モデル開発支援事業	716,386
地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業	289,939
自律的なキャリア形成支援とリカレント教育普及促進に向けた実証研究事業	77,431
学校を核とした地域力強化プラン	8,216,472
独立行政法人教職員支援機構施設整備費	279,092
放送大学学園施設整備費	454,000
独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費	480,014
独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費	547,170
独立行政法人国立女性教育会館施設整備費	320,050
資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上	188,024
外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業	590,969
地方教育行政推進事業	232,057
義務教育費国庫負担金	5,824,000
補習等のための指導員等派事業	12,309,371
小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業	139,671
理数教育の充実のための総合的な支援	326,478
理数好きな児童・生徒を育てる探究学習推進プラン	25,000
いじめ対策・不登校支援等総合推進事業	4,158,429
教育支援体制整備事業費交付金	1,861,500
私立幼稚園施設整備費	2,338,500
特別支援教育充実事業	100,000
医療、保健、福祉等と連携した特別支援教育支援体制整備充実事業	4,890,542
特別支援教育就学奨励費負担金等	52,208
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費	36,987
入出力支援装置の更新	99,712
１人１台端末の更新	14,776,153
次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進	95,653
GIGAスクールにおける学びの充実	227,013
GIGAスクール運営支援センター	5,047,987
次世代の校務デジタル化推進実証事業	103,967
学習者用デジタル教科書の導入	1,045,756
学校保健推進体制支援事業	180,721
外部講師を活用したがん教育等現代的な健康課題理解増進事業	47,170
学校給食の改善充実に向けた支援事業	60,792
マイスター・ハイスクール	353,104
WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業	105,000
国立大学法人運営費交付金	147,610,409
国立大学経営改革促進事業	2,000,000
国立大学法人情報機器整備費補助金	982,555
私立大学等経常費補助金	8,095,062
私立大学等研究推進費補助金	12,694,970
私立高等学校等経常費助成費補助金	12,611,009
私立学校教育研究装置等施設整備費補助	21,891,771
私立大学等研究設備整備等	6,094,414
独立行政法人日本学生支援機構運営費	6,983,360
独立行政法人日本学生支援機構施設整備費	1,065,525

事業名	要望額
大学等の海外留学支援制度	11,409,523
日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業	541,840
デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業-Xプログラム-	600,000
人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業	420,000
大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業	6,000,605
大学の世界展開力強化事業	1,000,000
社会的な要請に対応できる看護師の養成事業	301,082
大学における医療人養成の在り方に関する調査研究	50,000
医師の働き方改革に伴う大学病院改革緊急パッケージ	12,000,000
国立高等専門学校機構運営費	15,017,431
障害のある学生の修学・就職支援促進事業	100,000
卓越研究員事業	149,400
博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保	13,920,000
ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ	471,100
国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成	2,450,000
特定放射光施設の運営（SPring-8・SACLA）	1,381,166
特定放射光施設の利用促進（SPring-8・SACLA）	95,080
特定中性子線施設の運営（J-PARC）	1,002,661
特定放射光施設の運営（NanoTerasu）	220,675
特定放射光施設整備	80,000
先端国際共同研究推進事業/プログラム	1,000,000
社会的課題対応型科学技術に係る調査研究	8,209
国立研究開発法人科学技術振興機構運営費	20,388,293
世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）	72,000
大学研究力強化推進事業	46,000
共同利用・共同研究システム形成事業	190,000
創発的研究支援事業	1,125,353
科学研究費助成事業	54,492,500
人文学・社会科学のDX化に向けた研究開発推進事業	239,179
高機能演算研究基盤構築のための研究開発	310,804
特定先端大型研究施設利用促進	5,814
特定高速電子計算機施設の運営	209,551

事業名	要望額
Society5.0実現化研究拠点支援事業	39,469
AIP:人工知能/ビッグデータ/IoT/サイバーセキュリティ統合プロジェクト	487,350
総計エキスパート人材育成プロジェクト	46,980
生成AIモデルの透明性・信頼性の確保に向けた研究開発	2,987,300
AI等の活用を推進する研究データエコシステム構築事業	99,999
マテリアル先端リサーチインフラ	1,316,700
光・量子飛躍フラッグシッププログラム（Q-LEAP）	283,270
ナショナルバイオリソースプロジェクト	1,200
医療研究開発推進事業費	16,075,931
革新的研究開発推進基金	50,000
先端国際共同研究推進基金	30,000
国立研究開発法人物質・材料研究機構運営費	3,944,092
国立研究開発法人日本医療研究開発機構運営費	1,266,900
国立研究開発法人理化学研究所運営費	14,687,343
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構運営費	1,894,908
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費	1,100,237
独立行政法人日本学術振興会運営費	7,802,741
国立大学法人先端研究推進費補助金	1,777,191
国立大学法人等先端研究等施設整備費補助金（大型特別機械整備費等）	5,110,960
火山観測網の構築・運用	662,000
火山調査研究の総合的推進	100,000
火山総合観測班の構築	200,390
火山専門家の育成・継続的な確保	150,000
国立研究開発法人防災科学技術研究所運営費	1,419,875
国立研究開発法人防災科学技術研究所施設整備費	1,391,542
北極域研究加速プロジェクト	185,500
南極地域観測事業	1,792,030
海洋分野の研究開発の推進事務費	18,000
国立研究開発法人海洋研究開発機構運営費	7,250,591
国立研究開発法人海洋研究開発機構船舶建造費	1,804,593
次世代X-nics半導体創生拠点形成事業	334,033

事業名	要望額
地球環境データ統合・解析プラットフォーム事業	299,520
環境分野の研究開発の推進	10,000
ITER（国際熱核融合実験炉）計画	3,511,907
幅広いアプローチ（BA）活動	813,906
核融合分野の研究開発推進事務	6,512
核融合研究開発施設整備	2,909,538
ムーンショット型研究開発制度	2,000,000
核不拡散・核セキュリティ関連業務	88,326
英知を結集した原子力科学技術・人材育成の推進	527,932
原子力研究開発の中核的施設の供用の推進	309,416
国際原子力人材育成イニシアティブ	76,795
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	5,743,279
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費	373,000
エネルギー対策特別会計への繰り入れ	32,357,130
国際宇宙ステーション開発費	10,129,059
基幹ロケット高度化推進費	2,458,800
地球観測技術等調査研究委託費	211,575
宇宙・航空分野の戦略的研究開発・国際展開の推進	3,029,947
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構運営費	58,424,653
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費	2,757,310
競技力向上事業	10,300,000
独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費	300,000
独立行政法人日本スポーツ振興センター研究施設整備費	250,000
独立行政法人日本スポーツ振興センター研究設備整備費	135,000
高松塚古墳壁画保存管理施設の設置	102,824
文化財保護共通費等	13,031
世界遺産普及活用・推薦のための事業推進	5,554
国宝重要文化財建造物保存修理強化対策事業	8,516,031
歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業	3,569,837
伝統的建造物群基盤強化	335,546
重要文化財等防災施設整備事業	1,204,118
城郭施設整備事業	2,369,981

事業名	要望額
国立文化財修理センターの整備等	200,117
文化財保存等の伝統技術継承等事業	115,658
美術工芸品修理のための用具・原材料と生産技術の保護・育成等促進事業	80,000
国宝重要文化財等の買上げ	339,300
国有美術工芸品保存修理	32,257
地域活性化のための特色ある文化財調査・活用事業	37,500
国宝・重要文化財等美術工芸品保存修理抜本強化事業	498,000
無形文化財の伝承・公開	108,550
民俗文化財の保存修理等	96,262
文化財保存技術の伝承等	305,180
我が国の文化を織りなす重伝建地区魅力探求・発信事業	50,000
平城及び飛鳥・藤原宮跡等買上事務処理	2,500
発掘調査等	1,293,502
宗務行政事務処理	15,000
不活動宗教法人の整理促進	537,476
障害者等による文化芸術活動推進事業	80,000
地域文化共創基盤の構築	1,024,871
伝統文化親子教室	1,137,609
地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業	663,971
信頼できる言語資源としての現代日本語の保存・活用のためのデジタル基盤整備事業	245,349
国語に関するポータルサイトの開発・調査研究事業	99,901
著作権に関する普及啓発事業	32,818
DX時代に対応した著作権施策の推進に必要な調査研究	16,791
芸術家等の活動基盤強化	85,480
文化芸術団体の自律的・持続的運営促進事業	124,374
文化芸術のデジタル基盤強化・活用促進事業	110,000
アートエコシステム基盤形成促進事	29,172
未来のトップアーティスト等の国際的活動支援事業	38,805
新進芸術家の海外研修	77,422
活字文化のグローバル発信・普及事業	89,386
我が国アートのグローバル展開推進事業	80,459

事業名	要望額
世界から人を惹きつけるグローバル拠点形成の推進	305,535
アジア域内における文化交流推進事業	105,260
舞台芸術等総合支援事業	1,204,000
日本映画の海外発信事業	40,000
メディア芸術連携基盤等整備推進事業	332,467
メディア芸術人材育成事業	399,289
マンガ・アニメ等中間生成物の保存活用事業	185,000
学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業	1,345,744
文化部活動改革　～部活動の地域連携や地域文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備～	216,410
中学校における部活動指導員の配置支援事業	392,000
『食文化あふれる国・日本』プロジェクト	92,949
日本遺産活性化推進事業	100,000
文化観光推進事業	963,050
現代的課題に対応した劇場・音楽堂等の総合的な機能強化の推進	4,481,569
博物館機能強化推進事業	211,328
アイヌ関連施策の推進	111,000
近現代建築資料等の収集・保存	43,388
独立行政法人国立科学博物館運営費	531,300
独立行政法人国立科学博物館施設整備費	779,174
独立行政法人国立美術館運営費	1,200,645
独立行政法人国立美術館施設整備費	76,125
独立行政法人国立文化財機構運営費	1,970,986
独立行政法人国立文化財機構施設整備費	333,685
独立行政法人日本芸術文化振興会運営費	589,396
独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費	424,946
文化政策企画立案(文化芸術デジタルアーカイブの連携進化等の高度化促進等)	250,000
合計	909,992,877

高等教育局主要事項　－令和６年度概算要求－

文部科学省

高等教育機関の多様なミッションの実現

基盤的経費の充実、改革インセンティブとなるメリハリある重点配分の徹底、高専の高度化・国際化の推進

◆国立大学改革の推進　　1兆1,159億円　（1兆834億円）

➢ 教育研究組織改革や設備整備などの活動基盤に対する支援、社会的インパクト創出に向けた支援、成果に基づく配分などを通じ、自らのミッションに基づき自律的・戦略的な経営を進め、社会変革や地域の課題解決を主導する国立大学を支援

◆高等専門学校の高度化・国際化　　729億円★　（　628億円）

➢ 社会ニーズに対応した、デジタル、AI、半導体・蓄電池等先端分野の教育、アントレプレナー教育、学生の海外派遣、女子学生支援等の充実や練習船の建造など、高等専門学校の機能の高度化・国際化を推進

◆私立大学等の改革の推進等　　4,489億円★　（ 4,086億円）

➢ 私立大学や高校等の運営に必要な経常的経費を確保するとともに、私立学校施設の耐震化等、教育・研究装置等の整備を支援

日本人学生の留学派遣、外国人留学生の受入れ・定着、教育の国際化の推進

◆グローバル社会で我が国の未来を担う人材の育成　　463億円　（　372億円）

□ 大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業　　60億円　（ 新 規 ）

➢ 教育の海外展開により、日本の大学の存在感を世界に発揮するとともに、大学が核となって地域とともに国際化を図ることにより、高度グローバル人材の育成・定着とその基盤となる多様な人材が活躍できる共生社会の実現に向けた環境整備等を行い、優秀な留学生に選ばれる環境を構築

□ 大学の世界展開力強化事業　　22億円　（ 13億円）

➢ 我が国の高等教育の国際競争力の向上を図るため、国際化を徹底して進める大学を支援するとともに、我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質保証を伴った学生交流等を推進する国際教育連携やネットワーク形成の取組を支援

□ 大学等の留学生交流の支援等　　114億円　（ 78億円）

➢ 奨学金等支給による経済的負担の軽減。海外大学との協定に基づく留学生派遣の支援を拡充（早期留学経験により留学機運を醸成しつつ中長期留学の重点的促進）するとともに、協定に基づく留学生受入れの支援も拡充。

□ 優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ　　268億円　（255億円）

➢ 戦略的な留学生受入れのための情報収集・分析、海外における関係機関の連携により日本留学に関する情報発信を強化し、優秀な外国人留学生の我が国への受入れを促進するとともに、世界から優秀な学生を受け入れ、国内定着を促進するため、奨学金の効果的な活用や外国人留学生の国内就職等に資する取組を支援

高等教育局主要事項　－令和６年度概算要求－

文部科学省

高度専門人材の育成等の推進

◆高度医療人材の養成・大学病院改革の推進

□ 医師の働き方改革に伴う大学病院改革緊急パッケージ　　120億円　（ 新 規 ）

➢ 医師の働き方改革に対応しつつ、大学病院が担う我が国の医学教育・研究の維持発展や地域ニーズに応じた診療体制を確保するため、大学本部を巻き込んだ大学病院の抜本的構造改革を推進し、持続可能な大学病院経営の実現を目指す大学を支援

□ 社会的な要請に対応できる看護師の養成事業　　3億円　（ 新 規 ）

➢ 医療的ケア児支援における指導的立場等の看護師養成や、改正感染症法の改正に基づく重症患者に対応できる看護師養成といった、社会的要請に対応できる看護師養成を推進

◆数理・データサイエンス・AI人材育成の推進

□ デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業～Xプログラム～　　10億円　（ 5億円）

➢ 人文・社会科学等の分野の特色ある研究科等において、実務家教員の導入などにより数理・データサイエンス・AI教育を強化し、課題の設定・解決や新たな価値を生み出すことができる文理横断的なデジタル人材を輩出する学位プログラムの構築等を推進

□ 数理・データサイエンス・AI教育の充実・全国展開の推進　　19億円　（ 19億円）

➢ リテラシー・応用基礎レベルのモデルカリキュラムを踏まえた各大学等の成果及び先進的な取組を全国へ普及・展開するとともに、数理・データサイエンス・AIを教えることのできるエキスパートレベルの人材育成を推進

◆大学院における教育改革の推進

□ 人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業　　7億円　（ 2億円）

➢ 国内の複数大学院や海外大学院、産業界・国際関係機関等との連携による、ネットワーク型の教育研究やキャリア支援を通じて、社会の期待に応える新たな人文社会・社会科学系の高度人材養成モデルの構築を支援

◆ このほか、世界最高水準の教育力と研究力を結集した学位プログラムの構築・実践を通じた博士人材の育成やがん医療の高度化に対応できる医療人を養成するための拠点形成、障害のある学生の修学・就職支援を促進するための事業等について概算要求

誰もが学ぶことができる機会の保障

各教育段階の負担軽減による学びのセーフティネットの構築

◆高等教育の修学支援の確実な実施（こども家庭庁計上分含む）　　事項要求　（ 6,314億円）

➢ 高等教育の修学支援新制度の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への対象拡大（こども家庭庁に予算計上）
➢ 大学院（修士段階）における授業料後払い制度の創設
➢ 貸与型奨学金における減額返還制度の見直し
※ 教師人材確保方策として、奨学金の返還支援も検討

※（ ）書きは令和５年度予算額。 ★が付く項目は事項要求も行う。

私立大学等の改革の推進等

～チャレンジする私立学校の主体的な改革を後押しする総合的な支援の充実～

令和６年度要求・要望額　4,489億円＋事項要求
（前年度予算額　4,086億円）

文部科学省

私立大学等経常費補助　3,071億円（2,976億円）

（１）一般補助　2,833億円（2,771億円）

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費を支援

○教育の質に係る客観的指標等を通じたメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進

（２）特別補助　237億円　（205億円）

「Society5.0」の実現や地方創生の推進等、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援

○私立大学等改革総合支援事業　112億円　（112億円）

特色ある教育研究の推進や地域社会への貢献、社会実装の推進など、自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を支援

○少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援　35億円　（新規）

少子化時代において、日本の未来を支える人材育成を担う新たな私立大学等のあり方を提起し、将来を見据えたチャレンジや経営判断を自ら行う「経営改革計画」の実現等を支援。

※別途、経営DXの推進等、チャレンジする私学への効果的な支援体制を構築する。

○研究施設等運営支援及び大学院等の機能高度化への支援　128億円　（117億円）

○私立大学等における数理・データサイエンス・AI教育の充実　8億円　（7億円）

私立高等学校等経常費助成費等補助　1,056億円（1,020億円）

（１）一般補助　875億円（851億円）

都道府県による私立高等学校等の経常的経費への助成を支援

○幼児児童生徒１人当たり単価の増額

○幼稚園教諭の人材確保支援

（２）特別補助　145億円（137億円）

建学の精神等を踏まえた各私立高等学校等の特色ある取組を推進するため、都道府県による助成を支援

○個別最適な学びを目指した学習環境の整備や、外部人材を配置する学校への支援

○特別な支援が必要な幼児の受入れに係る支援や、多様な預かり保育を実施する幼稚園に対する支援

○家計急変世帯への支援等、経済的理由で児童生徒が修学を断念することのないよう、授業料減免により支援

（３）特定教育方法支援事業　36億円（32億円）

○特別支援学校等の教育の推進に必要な経費を支援

私立学校施設・設備の整備の推進　362億円（90億円）

（１）耐震化等の促進　153億円（40億円）〔そのほか、国土強靭化関係は事項要求〕

○「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」の４年目として、校舎等の耐震改築・補強事業や非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援

耐震化未完了の建物が大規模地震で甚大な被害を受けた例

（２）教育・研究装置等の整備　209億円（50億円）

○私立大学等の施設環境改善整備費　78億円　（8億円）

熱中症対策として教室や体育館等へのエアコン設置やバリアフリー対策等、安全・安心な生活空間の確保に必要な基盤的施設等の整備を支援

○私立大学等の装置・設備費　84億円　（29億円）

私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要となる設備・装置の整備を支援

○私立高等学校等ICT教育設備整備費　47億円　（14億円）

個別最適な学びを目指し、私立高等学校等におけるICT環境整備を支援

高等学校等のICT環境整備

注：　他に、日本私立学校振興・共済事業団による融資事業（貸付見込額）　600億円〔うち財政融資資金　287億円〕

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

私立大学等経常費補助の概要

令和６年度要求・要望額　3,071億円
(前年度予算額　2,976億円)

文部科学省

事業内容

✓ 私立大学等の運営に必要な経常費補助金を確保し、建学の精神及び私学の特色を活かした効果的で質の高い教育研究に取り組む私立大学等を支援。

✓「Society5.0」の実現や高度研究を実現する体制・環境の構築、地方創生の推進、社会や時代のニーズを踏まえた未来を支える人材育成等、我が国が取り組むべき課題を踏まえ、自らの特色・強みを活かして改革に取り組む大学等に対し、重点的に支援。

一般補助　2,833億円（2,771億円）

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援する。教育の質に係る客観的指標等を通じたメリハリある資金配分により、教育研究の質の向上を促進する。

特別補助　237億円（205億円）

人口減少・少子高齢化の進行や社会経済のグローバル化を背景に、「Society5.0」の実現や地方創生の推進等、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援する。

○ 私立大学等改革総合支援事業　112億円※ 一般補助及び特別補助の内数

「Society5.0」の実現に向けた未来を支える人材を育む特色ある教育研究の推進や高度研究を実現する体制・環境の構築、地域社会への貢献、社会課題を解決する研究開発・社会実装の推進など、自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点支援。

○少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援　35億円【新規】※ 一般補助及び特別補助の内数

少子化時代において、日本の未来を支える人材育成を担う新たな私立大学等のあり方を提起し、将来を見据えたチャレンジや経営判断を自ら行う「経営改革計画」の実現等を支援。

- メニュー１　少子化時代をキラリと光る教育力で乗り越える、私立大学等戦略的経営改革支援
- メニュー２　複数大学等の連携による機能の共同化・高度化を通じた経営改革支援

※別途、経営DXの推進等、チャレンジする私学への効果的な支援体制を構築する。

○ 研究施設等運営支援及び大学院等の機能高度化　128億円※ 特別補助の内数

基礎研究を中心とする研究力強化や、若手・女性研究者支援、大学院等の機能高度化、短大・高専の教育研究の充実等を支援。

○ 私立大学等における数理・データサイエンス・ＡＩ教育の充実　8億円※ 特別補助の内数

デジタル人材の育成に向けて、文理を問わず全ての学生が一定の数理・データサイエンス・AIのリテラシー習得が可能となるよう、モデルカリキュラムの策定や教材等の開発、全国への普及展開を進める大学等を支援。

※ 単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。
※（ ）は前年度予算額

時代と社会のニーズに対応する私立大学等への転換支援パッケージ

- ✓ 令和６年度～令和10年度（５年間※予定）を**「集中改革期間」**と位置づけ、時代と社会のニーズの変化を踏まえつつ、**将来を見据えたチャレンジや経営判断**を行う私立大学・短大・高専への総合的支援を充実することにより、**主体的な改革を後押し**することが必要。
- ✓ そのために必要となる環境整備等を行う観点から、私立大学等経常費補助金に係る令和６年度概算要求において、次の方策を実施。

新規 １．少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援 （令和6年度要求・要望額 35億円）

少子化時代において、**日本の未来を支える人材育成を担う新たな私立大学等のあり方を提起**し、**将来を見据えたチャレンジや経営判断を自ら行う「経営改革計画」の実現**を図るとともに、**その知見やノウハウの普及・展開を図る取組**について、継続的に支援する。

※ 複数年の将来計画を有識者が審査・選定。選定大学等に対し、文部科学省・私学事業団・有識者によるフォローアップ・支援体制を整備。

メニュー１ **少子化時代をキラリと光る教育力で乗り越える、私立大学等戦略的経営改革支援**
※ 50校 × 1,000万円～3,000万円程度 ＋ 一般補助における増額

社会・地域等の将来ビジョンを見据え、自治体や産業界等と緊密に連携しつつ、**社会・地域等の未来に不可欠な専門人材**（グローバルな学生や社会人学生などを含む）**の育成**を担う事を目的とし、**教育・研究面の構造的な転換**や**資源の集中等による機能強化**を図ること等により、**未来を支える人材育成機能強化に向けた経営改革**を行う、**キラリと光る大学/短大/高専（中・小規模中心）**を支援。

メニュー２ **複数大学等の連携による機能の共同化・高度化を通じた経営改革支援**
※ 10グループ × 5,000万円程度 ＋ 一般補助における増額

特に学校運営面において、**複数の大学等が強固な連携関係を構築することで、効果的・効率的な大学運営を実現**し、機能の共同化・高度化を図る経営改革を支援。

※ 本事業で得た知見を活用しつつ、各学校法人・大学が共同利用できる共通的なプラットフォームの在り方を検討

新規 ２．成長分野等への組織転換促進のための支援 （令和6年度要求・要望額 一般補助2,833億円の内数）

成長分野等への組織転換を促進するため、**理工農系学部等について、**学部等設置以降、完成年度を迎えるまでの**設置計画履行期間中に必要な経常的経費について支援**する。

新規 ３．定員規模適正化に係る経営判断を支えるための支援 （令和6年度要求・要望額 一般補助2,833億円の内数）

定員規模適正化に係る経営判断を支えるため、経営改善計画に位置付けた上で、運営面・教育面において一定の要件を満たす場合に限り、**学生募集停止を行った学部等の継続的な教育研究活動を支援**する。

新規 ４．私立大学等経営DX推進事業費補助 （令和6年度要求・要望額 １億円）

将来を見据えたチャレンジや経営判断を行う私立大学等への総合的支援を行う基盤として、**各種データや知見・ノウハウをフル活用するためのシステム構築**などにより、次の取組を推進。（「**私学経営DX**」）

① 社会・地域のニーズ・動向、自身の教育研究や財務・経営状況等の客観的な分析を踏まえた、**改革・改善の機を失わない主体的な経営判断**

② より客観的な経営診断を踏まえた、文部科学省・私学事業団による**「アウトリーチ型支援」**（連携・統合等を希望する学校法人への経営相談の充実、潜在的な個別ニーズを踏まえたマッチング支援など）

継続 ５．私立大学等改革総合支援事業 （令和６年度要求・要望額 112億円(前年同額)）

未来を支える人材を育む特色ある教育研究の推進や地域社会への貢献、社会課題を解決する研究開発・社会実装の推進など、**自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む**私立大学等を支援。

※ ① 特色ある教育の展開、② 高度な研究の展開、③ 地域社会の発展への貢献、④ 社会実装の推進 の４タイプを設定（複数タイプの選定可）

※ 各タイプ50～100件程度 × 約1,000万～2,500万円 ＋ 一般補助における増額

※ 毎年度、各タイプごとの特色を踏まえ、客観的・定量的に把握可能な、改革に係る総合的な体制整備等の状況を事後的に評価し、選定。

少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援

令和6年度要求・要望額 35億円（新規） 文部科学省

現状・課題

- 急速な少子化の進行は、各私立大学等における教育研究上あるいは経営上の努力・工夫によって乗り越えることが困難なほどの経営環境の悪化をもたらしかねない深刻な状況。
- 学部学生の約８割を担い、地域社会の維持に不可欠な専門人材の輩出や、高等教育の多様性・機会均等を支えている私立大学等の今後の在り方について、再構築が必要。

急速な少子化の進行

・令和4年の出生数は、調査開始以降最少の約77万人と**従来の推計より10年以上早く少子化が進行**

私立大学等の経営環境

・令和3年度の私立大学全体の定員充足率は 99.8%と、調査開始以来初めて100%を割り込んだ（令和4年度は100.8%）
19%の私立大学、56%の私立短期大学が入学定員充足率80%未満となるなど、地域差もある中、現下において、**学生募集停止等の判断を行う大学等も出てきている**

産業界からの期待

・新たな時代を牽引する人材や、社会の中核で活躍する人材を育成・輩出する**「教育面での役割」**

・社会的課題の解決に資するイノベーションの創出に向けた**「研究面での役割」**

・「社会に開かれた知の集積」として、教育・研究を通じて、社会の発展に寄与する**「社会貢献面での役割」**

※ （一社）日本経済団体連合会 提言「新しい時代に対応した大学教育改革の推進」（R4.1.18）より

事業内容

令和６年度～令和１０年度(５年間※予定)を**「集中改革期間」**と位置づけ、少子化時代において、日本の未来を支える新たな人材育成を担う**私立大学等のあり方を提起**し、**将来を見据えたチャレンジや経営判断を自ら行う「経営改革計画」の実現を図る**とともに、**その知見やノウハウの普及・展開を図る取組**について、継続的に支援。

事業実施期間	令和6年度～10年度(予定)

メニュー1 **少子化時代をキラリと光る教育力で乗り越える、私立大学等戦略的経営改革支援**

社会・地域等の将来ビジョンを見据え、自治体や産業界等と緊密に連携しつつ、**社会・地域等の未来に不可欠な専門人材**（グローバルな学生や社会人学生などを含む）**の育成**を担う事を目的とし、**教育・研究面の構造的な転換**や**資源の集中等による機能強化**を図ること等により、**未来を支える人材育成機能強化に向けた経営改革**を行う、**キラリと光る大学/短大/高専（中・小規模中心）**を支援。

※ 新たな人材育成を行うため、既存教育資源の集中等により、学部・学科等の学位プログラム編成等の構造転換を含む経営改革計画を想定。

件数・単価	50校（10地域・5類型）×1,000万円～3,000万円程度 ※上記の他、一般補助による増額措置	交付先	私立大学等（中・小規模中心）

メニュー2 **複数大学等の連携による機能の共同化・高度化を通じた経営改革支援**

特に学校運営面において、人的リソースや各種システムの共用化等、**複数の大学等が強固な連携関係を構築することで、効果的・効率的な大学運営を実現**し、大学等運営機能の共同化・高度化を図る経営改革

※ 本事業で得た知見を活用しつつ、各学校法人・大学が共同利用できる共通的なプラットフォームの在り方を検討

件数・単価	10グループ × 5,000万円程度 ※上記の他、一般補助による増額措置	交付先	連携する複数の私立大学等

※自走化に向け、4年目以降の支援額は逓減予定。また、中間評価結果によって支援額の減額・打ち切りの可能性あり。

【事業イメージ】

例 ・地域の将来ビジョンを踏まえ、不足する観光マネジメント人材育成を担うため、学内資源の集中化や社会人学生や外国人留学生の受入強化、産業界等との連携強化を実現する経営転換
・大学運営管理共通システムを通した・複数法人の大学運営のスリム化

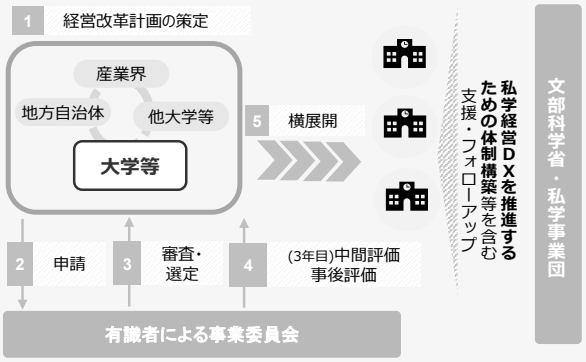

アウトプット（活動目標）
本事業により、経営改革計画を策定し、実施していく体制を構築する私立大学等数

短期/中期アウトカム（成果目標）
取組大学における定員充足率、収支状況等の改善

長期アウトカム（成果目標）
私立大学等全体における定員充足率、収支状況の改善

私立大学等改革総合支援事業

令和6年度要求・要望額　112億円
(前年度予算額　112億円)

文部科学省

事業概要

「Society5.0」の実現に向けた未来を支える人材を育む特色ある教育研究の推進や高度研究を実現する体制・環境の構築、地域社会への貢献、社会課題を解決する研究開発・社会実装の推進など、自らの特色・強みや役割の明確化・伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援する。

基本スキーム（イメージ）

※ １校当たりの特別補助交付額：タイプ１， ３， ４は1,000万円程度、タイプ２は2,500万円程度を想定
（各選定校数等により変動。 このほか、一般補助における増額措置。）

タイプ 1
「『Society5.0』の実現等に向けた特色ある教育の展開」
105校程度

- 「Society5.0」時代に求められる力を養う、総合知を育む文理横断的な教育プログラムの実施、学修の幅を広げる教育課程の工夫等、未来を支える人材育成のための教育機能の強化を促進
- 入学者選抜の充実強化、高等学校教育との連携強化等、高大接続改革への取組を支援

タイプ 2
「特色ある高度な研究の展開」
45校程度

- 研究基盤・支援体制の整備や国内外との頭脳循環の促進、他大学や研究機関等との連携による研究の推進など、特色ある研究の高度化・強化に向けた大学等の機能強化を促進

タイプ 3
「地域社会の発展への貢献」
165校程度（20～40グループ含む）

- 地域と連携した教育課程の編成や社会人の受入れ、地域の課題解決に向けた研究の推進など、地域の経済・社会、産業、文化等の発展に寄与する取組を支援
- 大学間、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を通じた、地域と大学等双方の発展に向けた取組を支援

タイプ 4
「社会実装の推進」
80校程度

- 産業連携本部の強化や企業との共同研究・受託研究、知的財産・技術の実用化・事業化、産業界と連携した社会実装の推進に向けた取組を支援

私立大学等における教育のDXによる質的転換支援

令和6年度要求・要望額　２億円
(前年度予算額　２億円)

文部科学省

背景・課題

・デジタル技術の高度化が進み、MOOC等を含めたオンライン環境を活用した教育研究の急速な拡大の中、新型コロナウイルスの感染拡大下の学習機会の確保の必要性から遠隔教育が急速に普及。

・初等中等教育分野では、「リアル」と「デジタル」の最適な組み合わせによる価値の創造と学びの推進等が進められており、こうした大きな変化を受け止め、大学教育においても、学修者本位の観点からより一層の充実に取り組む必要。

・我が国の大学教育について、授業外学習が不十分という指摘がある。（令和元年度「全国学生調査（試行調査）」では1週間の学生生活時間のうち、授業に関する予習・復習に充てられる時間が５時間以下の者が６割を超える。）

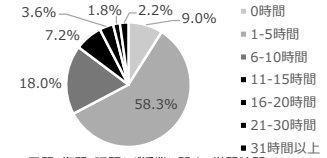

予習・復習・課題など授業に関する学習時間
（「全国学生調査（試行調査）（令和元年度）」

事業内容

進展するデジタル技術の活用により、学修データの可視化及び当該分析結果を活用した学修者本位の学びへの転換や、地理的・時間的制約を超越するオンライン学習と対面授業の双方の良さを生かした学びの実践（ブレンディッド・ラーニング）、仮想現実等の最先端の技術を活用した学びの実現による、効果的で質の高い学修等を実現する取組を支援。

①ＤＸによる学修者本位の学修の実現

- 従来型の学習管理システムを発展させ、学生の学修データの可視化、当該分析結果を活用した個々の学生の状況に応じた学修支援、自己評価・ピア評価・ルーブリックを基にした教員のフィードバックなどの多面的評価を実現する取組を支援。

効果
- ✓ データを基盤とした学修者本位の教育への転換
- ✓ 学生自身が学修成果及び課題を把握することによる、主体的な学びの実現
- ✓ 個々の学生の状況に応じた学修支援による学修の質の高度化

②ＤＸによる効果的で質の高い学修の実現

- 反転授業等、対面授業とオンライン学習の双方の良さを生かした学び（ブレンディッド・ラーニング）の実践や仮想現実（ＶＲ）や拡張現実（ＡＲ）等の最先端の技術を活用した学びによる、効果的で質の高い学修を実現する取組を支援。

効果
- ✓ 地方の特色等を踏まえたデジタル学習コンテンツの活用による、都市／地方の垣根を超えた学び
- ✓ オンライン学習と対面授業の双方の良さを生かした教育の実施による学修の質の向上
- ✓ 時間的・地理的制約を超越した高度な学修環境の実現

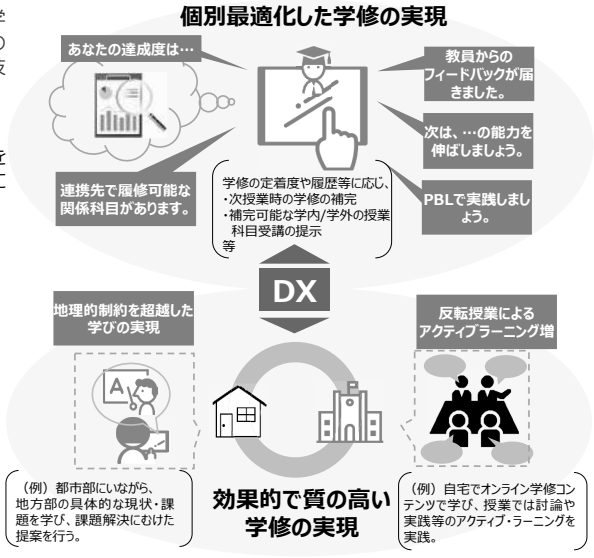

※件数・単価：①②合わせて約20校×1,000万円　程度

私立大学等における数理・データサイエンス・ＡＩ教育の充実

令和6年度要求・要望額 8億円
（前年度予算額 7億円）

背景・取組

- ✓ AI戦略や成長戦略の実現に向け、学部学生の約８割を占める私立大学において、リテラシーレベルを土台とした数理・データサイエンス・AI教育を全学的に進めていく必要。
- ✓ このため、中長期的なビジョンのもと、モデルカリキュラムの策定や教材開発、全国への普及展開を進める体制構築を行う私立大学等に対し、支援を行う。

〔ＡＩ戦略2022 令和4年4月22日〕
文理を問わず、全ての大学・高専生（約50万人卒/年）が、課程にて初級レベルの数理・データサイエンス・ＡＩを習得。

〔成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日）〕
デジタル人材の育成のため、数理・データサイエンス・AI のモデルカリキュラムを踏まえた教材等を全国の大学及び高等専門学校に展開し、リテラシーレベルに加え、文理を問わず自らの専門分野へ応用する基礎力の習得を進めるとともに、教えられるトップ人材層育成に向けた国際競争力のある分野横断型の博士課程教育プログラムの創設、人文社会系大学院教育におけるダブルメジャーを促進する。

取組事例

久留米工業大学「地域課題解決型AI教育プログラム」
数理・統計やAI概論など数理・データサイエンス・AIの基礎的素養、実践的なプログラミング技能の修得等の応用基礎、インターンシップや地域・業界との連携によるAIを活用した社会実装プロジェクト等の応用まで、一連の学習内容を１年次から４年次にかけて配置。
AIで地域課題解決ができるトップ・中核人材の育成を目指す。
令和２年度以降に入学する全ての学生が本プログラムを履修。

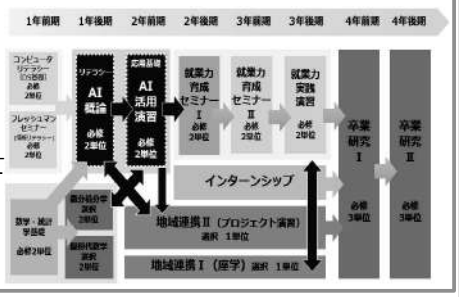

支援内容

○ 私立大学等に特徴的な分野における**モデルカリキュラムの策定や教材等の開発**、**社会における具体の実課題や実データを活用した実践的教育**、それらに必要な教育体制の整備など、**先進的な取組を実施**するとともに、**教育可能な教員を増やすためのワークショップやＦＤ活動等を主体的に実施するなど、他の私立大学等への積極的な普及・展開を図る**大学等

（タイプ①（先進取組）：約10校×16,000千円
タイプ②（全学的実践）：約50校× 8,500千円）

○ **ワークショップやFD活動に参画し、数理・データサイエンス・AI 教育の本格導入に向けた実践的取組**を積極的に進める大学等

（タイプ③（導入）：約140校×1,500千円）

私立学校施設・設備の整備の推進の概要

令和6年度要求・要望額 362億円＋事項要求
(前年度予算額 90億円)

背景説明

今後発生が懸念されている南海トラフ地震等の大規模地震や今般の熱中症による事故等に対応するため、児童生徒等が１日の大半を過ごす私立学校の施設・設備の環境整備について、早急に取り組む必要がある。

目的・目標

児童生徒等の学習の場であり、災害時には地域住民の避難場所となる私立学校施設の耐震化の早期完了や熱中症対策などにより安全・安心な生活空間を確保する。また、私立学校の教育研究基盤を整備することにより、新しい学校教育の着実な実践を推進するとともに、日本の成長の鍵を握る人材育成機能を充実・強化し、地域の経済活動の活性化を誘発する。

※（ ）は前年度予算額

１．耐震化等の促進　153億円（40億円）

［その他国土強靱化関係予算（加速化・深化分）は事項要求］

○私立学校施設の**耐震化完了**に向けた校舎等の**耐震改築（建替え）**事業及び**耐震補強**事業や、非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援　<補助率：大学1/2以内、高校等1/3以内等>

・耐震改築（建替え）事業 82億円　・耐震補強事業 53億円　・その他耐震対策事業 17億円
非構造部材の落下防止対策等の安全対策、利子助成

○**耐震診断費のみ**でも対象とする補助制度及び耐震改築に係る補助制度は、令和6年度まで延長

※このほか日本私立学校振興・共済事業団による耐震化融資を実施　令和６年度要求額（貸付見込額）：69億円

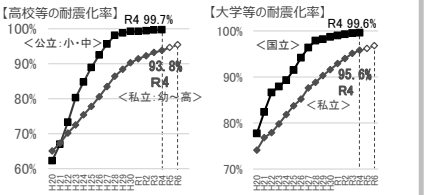

出典：私立学校耐震改修状況調査（R5年以降は各法人の耐震化計画及び整備実績を踏まえた推計値）

２．私立学校施設環境改善整備　78億円（8億円）

○**熱中症対策**として教室や体育館等へのエアコン設置やバリアフリー対策等、安全・安心な生活空間の確保に必要な基盤的設備等の整備を支援

・**熱中症対策としてエアコン設置**、バリアフリー化、アスベスト対策及び**防犯対策**による安全・安心な生活空間の確保のための整備を支援
・教育研究の質の向上に資する施設の高機能化（校内LANの整備など）や**エコ改修**（LED照明）などの整備を支援　<補助率：大学1/2以内、高校等1/3以内>

３．私立大学等教育研究装置・設備　84億円（29億円）

○私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要となる装置・設備の整備を支援

・私立大学等の**教育・研究用の装置**（分析透過電子顕微鏡システム等）の整備、**ICT施設の改造工事**等を支援　<補助率：1/2以内>

【高分解能走査電子顕微鏡装置】
ナノレベルの微小領域における物質構造の観察等を通じ、高度な分析技術を授業等で習得することが可能。

・私立大学等の**教育・研究用の設備**（学生等がデジタル技術を活用した高度な教育を享受するために必要なシステム等を含む）の整備を支援
<補助率：教育基盤設備1/2以内、研究設備2/3以内>

【ＤＮＡシーケンサー】
サンガー法によりＤＮＡの塩基配列を解明。
遺伝病や感染症の診断・治療法の開発および地域生態系の解析・資源利用に大きく寄与。

４．私立高等学校等ICT教育設備　47億円（14億円）

○個別最適な学びを目指し、私立高等学校等における**ICT環境の整備**を支援（端末の更新含む【新規】）　<補助率：1/2以内>

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

私立学校施設高度化推進事業（利子助成）

令和６年度要求額　　６億円
（前年度予算額　　５億円）

日本私立学校振興・共済事業団による融資

・校舎、校地等の施設の整備その他経営に必要な資金を融資　　・融資率　80%以内（幼稚園・幼保連携型認定こども園：95%以内）
・貸付金利（※令和５年７月現在、返済期間20年（教育環境充実資金は5.5年）の場合）
　一般施設費（耐震改築・改修事業）：0.90%、 特別施設費（大学病院の建替事業）：1.00%、 教育環境充実資金（新型コロナウイルス対応）：0.32%

利子助成制度について

・学校法人が私学事業団の融資を利用した場合、利息の一部を国から助成
（例）耐震改修・大学・貸付利率0.90%の場合、利子助成率は0.9－0.5＝0.4%
※助成を受けるには、学校法人等から文部科学省へ申請が必要
※利子助成率が０%以下となる場合は適用なし

・事業のイメージ

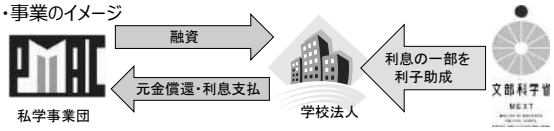

（１）利子助成対象事業及び対象期間

	利子助成対象事業	利子助成期間
①	危険建物と認定された旧耐震基準の施設の改築・改修事業	20年以内
②	大学附属病院の改築事業	10年以内
③	新型コロナウイルス対応事業	1年以内

（２）利子助成率

	対象学校	利子助成率	備考
①	大学、短大、高専、高校～特別支援学校	（１～３年目）貸付金利と同率 （４年目以降）貸付金利－0.5%	Is値0.3未満の場合
		貸付金利－0.5%	Is値0.3以上0.7未満の場合
	専修・各種学校	貸付金利－0.5%（上限は0.5%）	改修事業については、補助金の対象となるもの
	幼稚園・幼保連携型認定こども園	貸付金利－0.5%	
②	老朽施設の建替	貸付金利－0.5%	
	老朽施設以外の建替	貸付金利－1.0%	
③	大学、短大、高専、高校～特別支援学校、幼稚園・幼保連携型認定こども園	貸付金利と同率	

国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進

-大学教育再生戦略推進費-

令和６年度要求・要望額　168億円
（前年度予算額　126億円）

※億円単位未満は四捨五入しているため、合計額は一致しない

■ Society 5.0の実現及びﾎﾟｽﾄｺﾛﾅ期における高度専門人材の育成

○ 地域活性化人材育成事業　～ＳＰＡＲＣ～　令和6年度要求・要望額　9億円　（　9億円）

地域社会のリソースを総結集し、個別大学の枠を超えた横断的なSTEAM教育を基盤とした教育プログラムを構築・実施し、事業の成果を元に学部の再編等を目指す取組を支援する。

○ デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業　令和6年度要求・要望額　10億円　（　5億円）

人文・社会科学系等の分野の研究科等において、自らの専門分野だけでなく、専門分野に応じた数理・データサイエンス・AIに関する知識・技術を習得し、課題の設定・解決や新たな価値を生み出すことのできる文理横断的なデジタル人材を輩出する学位プログラムを構築する大学を支援する。

■ 革新的・先導的教育研究プログラム開発やシステム改革の推進等

○ 卓越大学院プログラム　令和6年度要求・要望額　36億円　（ 43億円）

国内外のトップ大学や民間企業等の外部機関と組織的な連携を図り、企業等からの外部資金をはじめとする学内外資金を活用しつつ、世界最高水準の教育力と研究力を結集した学位プログラムの構築・実践を通じて、人材育成・交流、及び新たな共同研究の創出が持続的に展開される拠点を形成し、あらゆるセクターを牽引する卓越した博士人材の育成を進める。

○ 知識集約型社会を支える人材育成事業　令和6年度要求・要望額　2億円　（　3億円）

Society5.0時代等に向け、狭い範囲の専門分野の学修にとどまるのではなく、今後の社会や学術の新たな変化や展開に対して柔軟に対応しうる能力を有する幅広い教養と深い専門性を持った人材育成を実現するため、全学的な教学マネジメントの確立を図りつつ新たな教育プログラムを構築・実施するとともに、質と密度の高い主体的な学修を実現する。

○ 人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業　令和6年度要求・要望額　7億円　（　2億円）

国内の複数大学院や海外大学院、産業界・国際関係機関等との連携による、ネットワーク型の教育研究指導やキャリア支援を通じて、社会の期待に応える新たな人文社会・社会科学系の高度人材養成モデルの構築を支援する。

○ 大学による地方創生人材教育プログラム構築事業　令和6年度要求・要望額　1億円　（　２億円）

地域の知の拠点としての大学が、他の大学等や自治体、地域の企業等と協働し、地域が求める人材を養成するための教育改革を実行するとともに、出口（就職先）と一体となった教育プログラムを実施することで、若者の地元定着と地域活性化を推進する。

○ 先導的大学改革推進委託事業　令和6年度要求・要望額　0.9億円　（ 0.6億円）

今後の大学改革課題に機動的に対応するため、先導的な大学教育課題や政策内容に関する調査研究を大学等に委託。調査結果等の公表により各大学の取組を支援・促進することで、大学改革の一層の推進、教育の質の向上、大学の構造転換を図る。

※赤字は新規又は拡充事業

○ **大学入学者選抜改革推進委託事業** 令和6年度要求・要望額 0.4億円 （ 0.6億円）

大学入試のあり方に関する検討会議の提言等を踏まえ、大学入学者選抜におけるCBTによる効果的な試験の実施方法や、学力の３要素の多面的・総合的な評価を推進するための観点別学習状況の活用方法等の調査研究を行うことで、大学入学者選抜改革を推進する。

■ 大学教育のグローバル展開力の強化

○ **大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業** 令和6年度要求・要望額 60億円 （ 新 規 ）

我が国の高等教育の国際競争力の向上及びグローバル人材の育成を図るため、教育の海外展開により、日本の大学の存在感を世界に発揮するとともに、大学が核となって地域とともに国際化を図ることにより、高度グローバル人材の育成・定着とその基盤となる多様な人材が活躍できる共生社会の実現に向けた環境整備等を行い、大学の内部に留まらない国際化を推進し、優秀な留学生に選ばれる環境を構築。

○ **大学の世界展開力強化事業** 令和6年度要求・要望額 22億円 （ 13億円）

大学教育のグローバル展開力の強化を図るため、我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質保証を伴った学生交流の実施等を推進する国際教育連携やネットワーク形成の取組を支援する。

● **EU諸国・ASEAN諸国等との大学間交流形成支援**

EU加盟国を中心とする欧州及びASEAN加盟国を中心とする東南アジア等との間で、多様な留学生を戦略的に取り込むバランスの取れた双方向型の学生交流を行うプログラムを支援する。

■ 先進的で高度な医療を支える人材養成の推進

○ **次世代のがんプロフェッショナル養成プラン** 令和6年度要求・要望額 9億円 （ 9億円）

がん医療の新たなニーズや急速ながん医療の高度化に対応できる医療人を養成するため、大学院レベルにおける教育プログラムを開発・実践する拠点形成の支援を行う。

○ **質の高い臨床教育・研究の確保事業** 令和6年度要求・要望額 1億円 （ 1億円）

大学・大学病院における、より効率的で質の高い臨床教育・研究実施のため、令和4年度第2次補正予算で措置した医学部等教育・働き方改革支援事業を活用した環境整備を行うとともに、新たな体制を構築する優れた取組を支援し、診療参加型臨床実習の推進と質の高い臨床研究の確保を図る。

○ **ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業** 令和6年度要求・要望額 6億円 （ 6億円）

コロナ禍で、特に地域で必要とされた総合診療や救急医療、感染症対応等について、地域医療機関での実践等を通じて履修できるプログラムを開発することにより、ポストコロナ時代に必要とされる医療人材を養成する。

※赤字は新規又は拡充事業

○ **先進的医療イノベーション人材養成事業** 令和6年度要求・要望額 0.7億円 （ 2億円）

我が国の医療・健康水準の向上のため、高度な教育・研究・診療機能を有する大学・大学病院を通じて、新たな医療ニーズに対応した先進的な医療人材養成拠点を形成する。

● **保健医療分野におけるＡＩ研究開発加速に向けた人材養成産学協働プロジェクト**

将来にわたって国民に質の高い保健医療サービスを提供していくため、医療機関や民間企業・団体等の協力を得ながら、保健医療分野における人工知能（AI）技術開発を推進する医療人材を養成する。

○ **社会的な要請に対応できる看護師の養成事業** 令和6年度要求・要望額 3億円 （ 新 規 ）

医療的ケア児支援における指導的立場等の看護師養成や、改正感染症法の改正に基づく重症患者に対応できる看護師養成といった、社会的要請に対応できる看護師養成を推進する。

○ **大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業** 令和6年度要求・要望額 0.6億円 （ 0.7億円）

医療の高度化等に対応するため、優れた高度専門医療人(医師・歯科医師・看護師・薬剤師等)を養成するための教育体制の充実を図る。

● **地域の医療ニーズに対応した先進的な薬学教育に係る取組支援**

地域の最新の医療ニーズを踏まえた高度な薬剤師の養成のために、薬学教育プログラム等の構築・実施の支援を行う。

● **基礎研究医養成活性化プログラム**

基礎医学を志す医師の減少に歯止めをかけるとともに、我が国の基礎医学研究における国際競争力を強化するため、基礎医学分野において、社会的要請の高い法医学分野等における優れた基礎研究医を重点的に養成する。

○ **大学における医療人養成の在り方に関する調査研究** 令和6年度要求・要望額 0.6億円 （ 0.5億円）

我が国の社会・経済構造の変化に伴う保健医療分野におけるニーズの変化に対応できる医療人養成の在り方について検討するための調査・研究を実施し、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築に貢献できる医療人や医療の進歩に貢献できる研究者、高度専門医療人材の養成を図る。

※赤字は新規又は拡充事業

地域活性化人材育成事業　～SPARC～

Supereminent Program for Activating Regional Collaboration

令和６年度要求・要望額　9億円
（前年度予算額　9億円）

文部科学省

地域の大学における課題

- Society5.0を支える人材として、自然科学の素養も求められる中において、自然科学を専攻する学生は３割に留まっている
- 大学が実施する教育プログラムが、地域社会が学生に期待・評価する能力の養成に十分に対応・機能していない
- 本格的な産学連携が進まず、外部リソースの獲得が不足

本事業で目指す姿

- 大学間連携により、文系学部でも自然科学の素養を身に付けられる教育体制を整備し、教育内容の充実を図る
  （本事業を通じ、学部等の再編、拡充など科学技術分野の人材育成を促進）
- 地域社会との本格的連携による人材育成・イノベーションの創出
- 大学の学びを地域社会のフィールドへ展開

【事業内容】 地域社会と大学間の連携を通じて既存の教育プログラムを再構築し、地域を牽引する人材を育成

取組イメージ

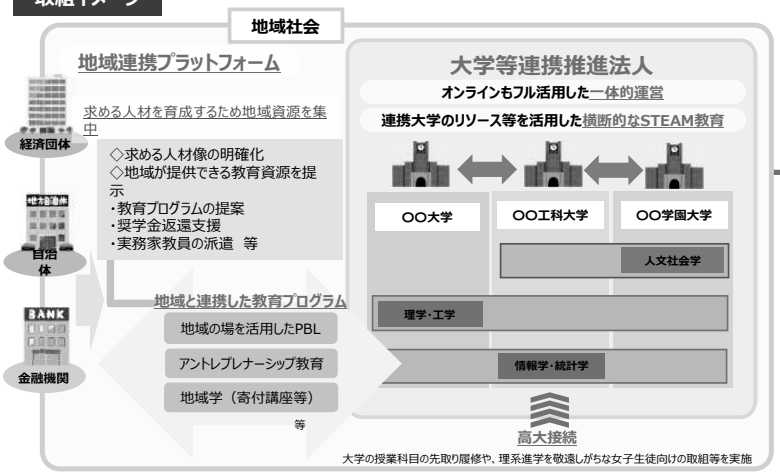

【タイプ①】学部等の再編を目指す取組

【選定件数・単価】
3件（令和4年度選定分）×188,900千円
※中間評価時に学部等の再編計画を提出し、事業終了翌年度までに実施

【タイプ②】高度な連携を目指す取組

【選定件数・単価】
3件（令和4年度選定分）×90,400千円

【事業スキーム】
対象：異なる設置形態の大学による構想・計画
資金：民間からの資源も獲得
取組の内在化：事業の継続性発展性を確保するため、事業の進捗に合わせ補助額を逓減
事業期間：最大６年間（令和４年度～令和９年度）

デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業
～Xプログラム～

令和6年度要求・要望額　10億円
（前年度予算額　5億円）

文部科学省

現状・課題

- ✓ 我が国において、デジタル系の人材が不足すると言われるなか、あらゆる企業、自治体、教育現場等では、出身学部・研究科の専門分野に関わらず、**数理・データサイエンス・AI（MDA）の知識・技術等を活かして社会で活躍する人材が必要**
- ✓ 理工農医学などの分野のみならず、**人文・社会科学系分野を含むあらゆる専攻分野において、高度なMDAの素養への需要が増加**
- ✓ 蓄積されたデータの分析やAIなどの最新技術を専門分野において利活用することができる、社会ニーズを踏まえた高度で**文理横断的なデジタル人材の輩出**が喫緊の課題

事業内容

- ✓ **人文・社会科学等**の分野を専攻する研究科等において、**専門分野にMDA教育を掛け合わせた学位プログラムの構築**を支援
- ✓ 専門分野に応じたMDAに関する知識・技術を習得した、社会が求めるデジタル人材を継続的に輩出し、多様なイノベーションを促進する
- ● 支援対象：大学院（専門職大学院含む）を有する国公私立大学
- ● 支援内容：MDA教育に係る人件費、学位プログラム構築・実施の事業費　等

1　人文社会科学系×情報系の学位プログラム構築　4億円（4億円）[継続]

人文・社会科学等の分野の研究科等において、**人文・社会科学系分野等と情報系分野の要素を含む学位を取得**することができる学位プログラムの構築・実施を支援。

（滋賀大学、岡山大学、広島大学、九州大学、東北学院大学、名古屋商科大学）

件数／単価	6大学／約63百万円	事業実施期間	令和4年～令和9年

2　文理横断デジタルイノベーション人材育成学位プログラム構築　6億円[新規]

人文・社会科学等の分野の研究科等(※)において、実務家教員の活用などにより**MDA教育を導入・強化**し、**課題の設定・解決や新たな価値を創出することができる文理横断的なデジタル人材を輩出**する学位プログラムの構築・実施を支援。

（※）分野としては、例えば**ビジネス・教員養成・芸術（アート、デザイン）・文化・スポーツなど**が考えられ、大学院の学位プログラムと併せて**学部の学位プログラム改革を行う取組も対象**とする

件数／単価	12大学／約50百万円	事業実施期間	令和6年～令和11年

経済財政運営と改革の基本方針2023（令和５年６月16日閣議決定）
第２章　新しい資本主義の加速　２．投資の拡大と経済社会改革の実行
（４）官民連携を通じた科学技術・イノベーションの推進
デジタル化やグローバル化など社会の急速な変化への対応を加速し、文理の枠を超えた多様性のあるイノベーション人材の育成強化や国際的な人的交流の活性化を図る。

<採用の観点から企業が期待する能力・知識>

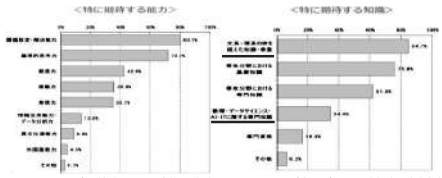

（出典）採用と大学改革への期待に関するアンケート調査結果（R4.8 日本経済団体連合会）

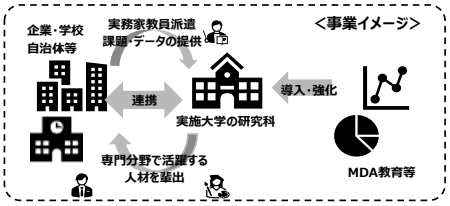

卓越大学院プログラム

令和6年度要求・要望額　36億円
（前年度予算額　43億円）

文部科学省

背景・課題

◆ 第4次産業革命の推進、Society5.0の実現に向け、学術プレゼンスの向上、新産業の創出、イノベーションの推進等を担う様々な分野で活躍する高度な博士人材（知のプロフェッショナル）の育成が重要

◆ 優秀な若者が産業界・研究機関等の教育に参画し、多様な視点を養うことが重要であり、機関の枠を超えた連携による高度な大学院教育の展開が重要

◆ また、優秀な日本人の若者が博士課程に進学せず、将来において国際競争力の地盤沈下をもたらしかねない状況に対応する必要

事業概要

【目的】◆ 各大学が自身の強みを核に、**海外トップ大学や民間企業等の外部機関と組織的な連携を図り、世界最高水準の教育・研究力を結集した5年一貫の博士課程学位プログラムを構築**

【対象領域】
- 国際的優位性、卓越性を有する領域
- 文理融合、学際、新領域
- 新産業の創出に資する領域
- 世界の学術の多様性確保への貢献が期待される領域

・それぞれのセクターを牽引する卓越した博士人材の育成
・人材育成・交流、共同研究の創出が持続的に展開される卓越した拠点の形成

・各大学が養成する具体的な人材像を連携機関と共有し、4領域を組み合わせてプログラムを構築

・プログラム構築に当たっては、大学本部の強力なコミットメントを通じ、大学が総力を挙げて取り組む → 大学院改革につなげる

— 事業期間：７年間　財政支援
— 件数・単価（積算上）：平成30年度採択【継続：平成30～令和６年度】（15件×約1.1億円）
令和 元年度採択【継続：令和元～令和７年度】（11件×約1.2億円）
令和 ２年度採択【継続：令和２～令和８年度】（ 4件×約1.4億円）

【事業スキーム】
◇対象：博士課程が設置されている国公私立大学
◇成果検証：・毎年度の進捗状況等のﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ、事業開始4年目・7年目に評価を実施
※総じて当初の計画を下回るものは支援を打ち切り
・事業終了後10年間はﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ修了者の追跡調査を実施
◇学内外資源の活用：事業の継続性・発展性の確保のため、事業の進捗に合わせて補助金額を逓減（４年度目は補助金額と同程度の学内外資源を確保し、７年度目には補助金額が初年度の１／３に逓減）
→各大学は、初年度から企業等からの外部資金をはじめとする一定の学内外資源を活用するとともに、事業の進捗に合わせ学内外資源を増加

事業成果
・あらゆるセクターを牽引する卓越した博士人材の育成
・持続的に人材育成・交流及び新たな共同研究が持続的に展開される拠点創出
→ **大学院全体の改革の推進**

知識集約型社会を支える人材育成事業

令和6年度要求・要望額　2億円
（前年度予算額　3億円）

文部科学省

背景・課題

◆ 学術研究や産業社会においては、分野を超えた専門知の組合せが必要とされる時代であり、一般教育・共通教育においても従来の学部・研究科等の組織の枠を超えた幅広い分野からなる文理横断的なカリキュラムが必要。

◆ 産業界においても、新しい事業開発や国際化の進展の中で、高度な専門知識を持ちつつ普遍的な見方のできる能力を備えた人材育成が求められている。

教育改革に向け対応が必要な事項（例）

◆ 教育にフォーカスした産業界や地方自治体等の社会ニーズを具体的に把握・分析し、教育改革の具体化に向けたビジョン・戦略の策定。

◆ 教育・研究上の社会的要請に迅速かつ柔軟に対応するため、学部・研究科等の組織間の壁が高く所属組織の権益を守ろうとする傾向や学内合意形成が困難な状況の打破。

◆ 研究業績重視の人事給与マネジメント制度の改革。

◆ 研究活動や専門教育を重視する傾向からの脱却（専門分野に求められる知識量の増加、一般教育・共通教育の軽視等）。

◆ 全学的な教育実施責任体制を有効に機能させ、教育や学修の質の向上に向けた不断の改善・改革の進捗管理等のコントロール機能を強化。

◆ 学生は、学修の幅を広げることの必要性を実感。

など

各大学が、時代の変化に応じ多様な教育プログラムを持続的に提供していくためには、全学横断的な改善・改革の循環を生み出す基盤・システムを学内に形成することが不可欠。 → これらへの対応と一体的に教育改革を実現。

事業概要

【目的】
Society5.0時代等に向け、狭い範囲の専門分野の学修にとどまるのではなく、今後の社会や学術の新たな変化や展開に対して柔軟に対応しうる能力を有する幅広い教養と深い専門性を持った人材育成を実現するため、全学的な教学マネジメントの確立を図りつつ、新たな教育プログラムを構築・実施するとともに、質と密度の高い主体的な学修を実現。

【メニュー】

①文理横断・学修の幅を広げる教育プログラム【令和2年度～令和6年度】　5件×14,900千円
（レイトスペシャライゼーションプログラム、ダブル・メジャープログラム、分野融合の学位プログラム等）
➢ 複数のディシプリンを理解・修得できる教育プログラム（十分な量と質、順次性を有しているカリキュラム（必修科目や卒業要件として設定等））、理解・修得した複数のディシプリンを、融合・統合する学びのプロセス（講義から卒業論文・研究等まで）

②出る杭を引き出す教育プログラム【令和2年度～令和6年度】　1件×10,100千円
➢ 非凡なオ能をもった学生に、魅力ある先端研究を見据えた「個別最適化した学び」を実現

③インテンシブ教育プログラム【令和3年度～令和6年度】　3件×15,600千円
➢ 授業科目を大胆に絞り込み、一定期間、精選された授業科目を週複数日実施し、密度の濃い学修を実現

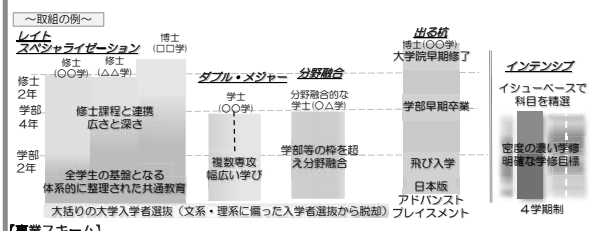

【事業スキーム】
◆ 対象：国公私立大学・大学院
◆ 取組みの内在化：事業の継続性・発展性確保のため、事業の進捗に合わせ補助額を逓減（補助期間最終年度の前年に当初予算額の２／３、最終年度に当初予算額の１／３）

【事業イメージ】

大学と社会が相互理解・共通認識のもと新たなタイプの大学教育を実現
「教育改革」と「マネジメント改革」の一体的展開

各大学における自主的な改革を、教学マネジメントの専門家も含むプログラム委員会が後押し（審査・評価・助言）
※改革に向けた道筋の確認等

事業成果
◆ Society5.0時代等を支える幅広い教養と深い専門性を持った人材の育成。
◆ 社会のニーズに合った教育プログラムの実施を通じ、学長をはじめとする執行部の強いリーダーシップに基づく必要な体制整備、資源確保、構成員の意識向上。
◆ 全学的な教学マネジメント確立。
→ 新たな教育プログラムの成果を組織全体に浸透、社会を巻き込んだ不断の教育改革を推進。

人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業

令和6年度要求・要望額　7億円
(前年度予算額　2億円)

背景・課題

- SDGs等の国際的価値基準の浸透や、これに基づくエシカル消費・ESG投資といった行動変容等、社会経済活動は、機能的価値から意味的価値を重視する時代へとシフトしつつある
  - ✓ **SDGs各目標の市場規模は70兆～800兆円程度**
  - ✓ **2020年のESG投資*総額は約4,000兆円**
    *Environment、Social、Governanceの要素も考慮した投資
  - ✓ **エシカル（倫理）消費の意識は若い世代で特に高く、英国では約19兆円の市場規模**

- このような中、高い付加価値をもたらす大学院卒人材の活躍、とりわけ価値発見的な視座を提供する人文科学・社会科学系の高度人材の輩出・活躍の促進が必要
  - ✓ **日本では企業経営者の約８割が学士卒**
    米国では企業経営者の約７割が大学院卒
  - ✓ **日本では諸外国に比べて人文科学・社会科学分野の大学院進学率が極めて低い***
    *日本の全分野での修士号取得者割合は諸外国平均の約４分の１
    人文科学・社会科学分野では約11分の１（大学院進学率2～4%）

- 他方、我が国の人文科学・社会科学系の大学院は、小規模・分散的な専攻が多く、スケールメリットを生かした取組*が進んでいない等、大学院教育の抜本的な改革が急務
  *社会との相互理解に資する多様な学位プログラム
  幅広いキャリアパスや円滑な学位授与に向けたきめ細かな研究指導
  組織的な就職支援等の整備　等
  - ✓ **人文科学・社会科学分野では修士課程修了者の２割以上、博士課程修了者の８割以上が標準修業年限を超過**

（目的）ネットワーク型の教育研究を通じて、国内及び国際社会の期待・ニーズに応える新たな人文科学・社会科学系の高度人材養成モデルを構築

事業内容

● 支援対象・支援期間
- 国立・公立・私立の大学院における人文科学・社会科学系を中心とした教育研究プログラム（学位プログラム）の構想
- ６年間（体制構築１年＋実施５年）

※ 修士・博士前期課程、博士後期課程、５年一貫制が対象（専門職大学院を含む）
※ 中教審大学分科会大学院部会の中間とりまとめ（令和4年8月）を踏まえた提案

● メニュー

① 大学院連携型【５件(R5選定分)・３件(新規)×年間4,000万円(最大)】
- 国内の複数大学院によるネットワーク型の教育研究指導・産学連携・キャリア支援体制の構築に係る費用（システム構築費・人社系URA雇用等）
- 教育研究ネットワークを介したチーム型の教育研究プログラムの立ち上げ・実施に係る費用（教育研究経費・教育研究指導時間の確保に向けた環境整備等）

※ 小規模専攻を含む複数大学院での連携や企業・公的機関等との連携を推奨
※ 採択機関における修了者のキャリアパス（就職率）等による中間評価を実施

② 国際連携型【５件(新規)× 年間6,000万円(最大)】
- 海外人社系大学院や産業界・国際関係機関等とのネットワーク型の教育研究指導・産学連携・キャリア支援体制の構築に係る費用（システム構築費、人社系URA雇用 等）
- 教育研究ネットワークも活用した国際的価値創生をリードする教育研究プログラムの立ち上げ・実施に係る費用（国際協働学位プログラム構築、学生＆教員の海外派遣／受入、国際学会発表や外国語論文の執筆指導体制の構築、教育研究経費・教育研究指導時間の確保に向けた環境整備等）

※ ①②いずれも、中間評価により増減する場合があるとともに、自走化に向けた逓減措置２年を含む

取組のイメージ

● 物理的な距離を越えた教育研究ネットワークの構築
小規模・分散的な体制から、教育研究・就職支援におけるスケールメリットを発揮できる体制への転換

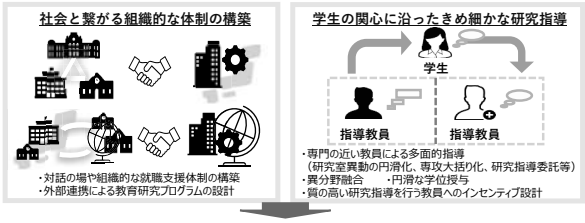

● 実社会や国際社会に即した価値創生を目指すチーム型教育研究の推進
地域や国際的社会課題を題材にしたPBLや民間・海外大学・研究機関等との共同研究など、学生個々の研究テーマや関心に合わせた社会との結節点を多面的に構築

大学による地方創生人材教育プログラム構築事業（COC+R）

（Center Of Community + Regional revitalization）

令和6年度要求・要望額　１億円
(前年度予算額　2億円)

【 背景 ・ 課題 】

◎ 地方創生に向けては、当該地域にある高等教育機関が核となって、その地域の経済圏における教育と職業、教育と新たな産業を結びつけていく活動が不可欠。

◎ 人生100年時代においては、高等教育機関には多様な年齢層の多様なニーズを持った学生を教育できる体制が必要となるため、いわゆる就職氷河期世代も含めた様々な社会人に対しても受けやすく即効性のある出口一体型人材養成の確立が求められる。

事業概要

◎ 事業責任大学を中心に、大学・地方公共団体・企業等の各種機関が協働し、地域が求める人材を養成するための指標と教育カリキュラムを構築。

◎ 指標に基づき、**出口(就職先)が一体となった教育プログラムを実施**する。

― 事業期間：最大５年間（令和２年度～令和６年度）
― 実施件数：４件（令和２年度選定分を継続実施）

2019年卒の大卒新卒採用予定人数の充足率

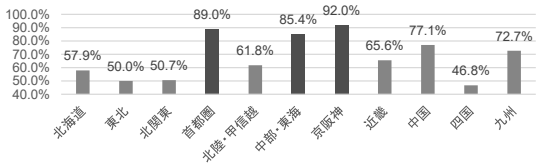

※ 2019年4月17日「地域経済社会システムとしごと・働き方検討会」提出資料より
リクルートワークス研究所「ワークス採用見通し調査2018」(従業員規模、業種によってウェイトバックしたもの)

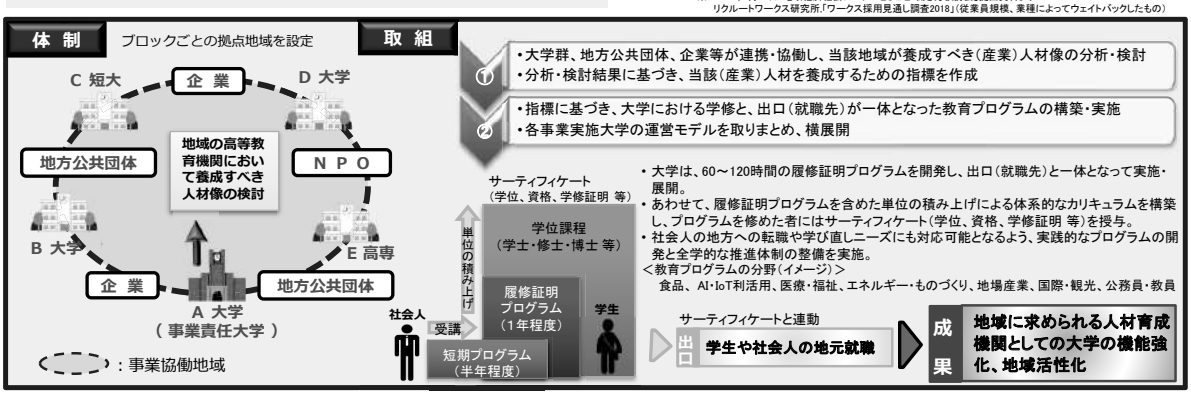

先導的大学改革推進委託事業

令和6年度要求・要望額　0.9億円
（前年度予算額　0.6億円）

趣旨・目的

○ 今後の大学改革課題に機動的に対応し，大学改革の一層の推進，教育の質の向上，大学の構造転換の推進を図るため，以下のような調査研究を継続的に行うことが必要。

① 中央教育審議会等の審議に資する専門的な調査研究
② 政策目標，提言内容等の具体化，実質化を図るために必要な方策に関する調査研究
③ その他，実施把握等の調査研究を必要とする政策課題等への対応

○ これらの調査研究の成果を今後の国公私立を通じた高等教育行政施策の企画立案及び改善に資するとともに、成果を広く公表することにより各大学の取組を支援・促進し、大学改革の一層の推進と教育の質の向上を図る。

調査研究テーマ(R5)

- 大学入学者選抜の実態の把握及び分析等に関する調査研究
- 大学教育改革の実態の把握及び分析等に関する調査研究
- 大学院における教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究
- 大学等における学修歴証明のデジタル化の導入及び普及展開に関する調査研究
- 高等教育の教育費負担等に関する調査研究
- 令和５年度就職・採用活動に関する調査研究（企業）
- 専門職大学院におけるリカレント教育・リスキリングの現状・課題に関する調査研究
- 高等専門学校卒業者のキャリアパス等に関する調査研究
- 大学医学部における研究医養成の効果検証のための調査研究
- 看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究

事業成果物

これまでの成果物については、文部科学省ＨＰにて公表。（http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/index.htm）

大学入学者選抜改革推進委託事業（CBT）

令和６年度要求・要望額　０.37億円
（前年度予算額　０.37億円）

背景・課題

「大学入試のあり方に関する検討会議」においても大学入学者選抜におけるCBT化の推進について提言されているが、**CBTで大学入学者選抜を実施する場合、**

①マルチメディアの利用など多様な方法での多様な出題・回答が可能となることで、高等学校段階までの「個別最適な学び」の成果をより適切に測定できるようになること、
②ポストコロナ時代における大学入試として、受験生・大学の双方の利便性が高まること等、

メリットは大きいものの、均質で質の高い受験環境の確保、トラブル等への対応、社会全体の理解等の課題を高いレベルで克服する必要がある。

このため、**CBT導入に伴う課題の克服に向け、小規模な試験等におけるCBTの活用についての知見を集積する調査研究を行う**。その際、大学入試センターにおいて行ってきたCBTに関する調査研究の成果も活用する。

成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日 閣議決定）

４．「人」への投資の強化
（７）ギガスクール構想の推進による個別最適な学びや協働的な学びの充実
ⅱ）大学等におけるSociety5.0時代に向けた人材育成
・ Society5.0時代に必要な学力を評価するため、思考力・判断力・表現力等を発揮して解くことなどを重視する大学入学共通テストを着実に実施していく。また、当該テストにおいて「情報」を2024年度から出題することについて検討を行い、2021年度中に結論を得るとともに、将来的なＣＢＴ活用のあり方について検討を進める。

AI戦略2022（令和4年4月22日 統合イノベーション戦略推進会議決定）

別紙 第四部 「すべてにAI」を目指した着実な取組
１．教育改革
（１）リテラシー教育
大学入学共通テストにおける2024年度からの『情報Ⅰ』の出題に向けた準備を進めるとともに、将来的な大学入学者選抜におけるCBT活用のあり方について検討を進める。

事業内容

個別大学と大学入試センターが協力して、センターがこれまで開発してきたCBTシステムを活用するなどして、個別大学でのCBT試験の実施方法を検証する。

また、実施結果を踏まえ、大学入学者選抜におけるCBTによる効果的な試験（オンライン面接等も含む）の実施方法について検討を行うとともに、受験者・保護者・高校関係者・大学関係者等に対する普及・啓発を行う等、高い実施水準が求められる試験のCBTでの実施に向けて社会的な理解を得るための取組を推進する。

■ 事業期間：令和４～６年度（予定）
■ 受託機関：電気通信大学

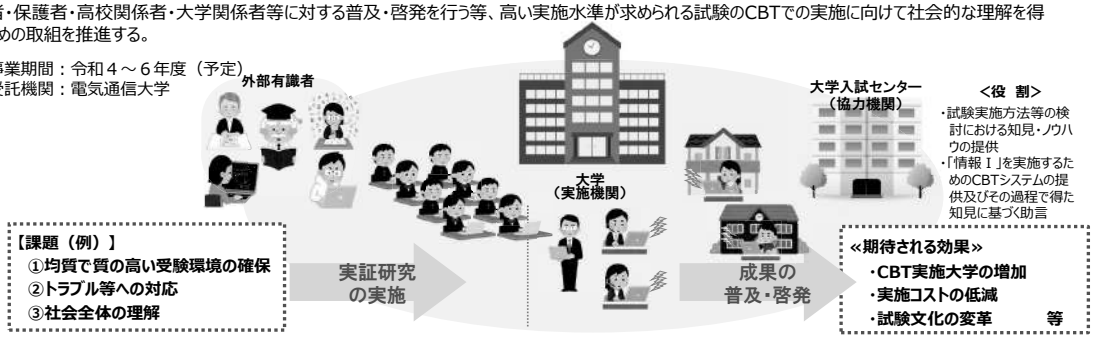

大学入学者選抜改革推進委託事業(高大接続のための観点別学習状況の活用)

令和６年度要求・要望額　０．02億円
（前年度予算額　０．04億円）

背景・課題

高大接続改革では、各種提言を踏まえて、大学入学者選抜において「学力の３要素」（「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」の学力を構成する特に重要な三つの要素）を多面的・総合的に評価するものに改善することが求められており、また、大学教育においては、高等学校教育で培われた学力を更に発展・向上させるよう、教育内容、学修・指導方法、評価方法等の改善が求められている。

令和２年２月に設置した「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議」の「審議のまとめ」（令和3年3月）では、**学力の３要素の多面的・総合的な評価を推進**するため、**大学入学者選抜における観点別学習状況の活用**について、**引き続き高等学校・大学関係者において検討を行うことが必要**とされている。

また、「大学入試のあり方に関する検討会議」においては、**高等学校段階までに育成を目指す思考力・判断力・表現力等**について、大学入学者選抜において適切に評価するだけではなく、**大学入学後の教育でも一層伸長させることが必要**とされており、**観点別学習状況評価を入学後の教育に活かすことも重要**となる。

※観点別学習状況評価の観点：①知識・技能 、②思考・判断・表現 、③主体的に学習に取り組む態度

事業内容

高等学校における観点別学習状況の評価を、大学入学者選抜や大学入学後の学修指導等において活用する方法等の調査研究を実施する。特に、高等学校における観点別学習状況の評価と大学入学者選抜の結果や大学入学後の学修状況の成果との関連性等について、教学に係るインスティテューショナル・リサーチ（教学ＩＲ）により調査・分析し、大学において効果的に活用する方法を確立する。

- 事業期間：令和４～６年度（予定）
- 受託機関：筑波大学

＜各機関の役割＞

○教育委員会、高等学校
- ・観点別学習状況の評価を更に充実し、その質を高める取組を推進
- ・評価結果を大学と共有し、大学入学者選抜における評価方法等について検討

○大学
- ・教育委員会、高等学校から共有された観点別学習状況の評価結果を踏まえて、大学入学者選抜における評価方法等について検討
- ・入学者選抜における試行的な評価の実施
- ・大学入学後の学修・指導等に観点別学習状況の評価結果を活用

＜実施体制（例）＞

パターン1：同一県に所在する大学・公立高等学校・教育委員会
パターン2：大学・当該大学の付属高等学校

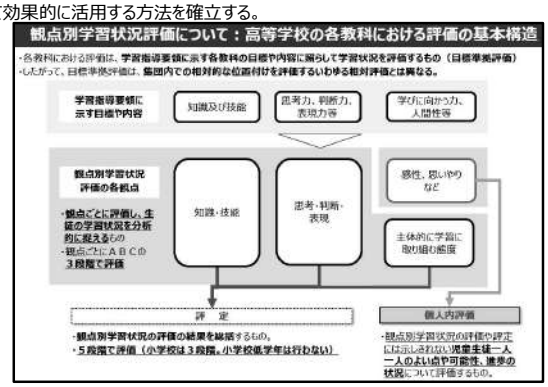

大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業

令和6年度要求・要望額　60億円（新規）

背景・課題

●**教育未来創造会議（第二次提言）**において、**徹底した国際化やグローバル人材育成**に大学が継続的に取り組むような環境整備や**外国人留学生**の卒業後の**定着に向けた企業等での受入れの促進**を踏まえた対応が求められている。

➢ 多様な人材が活躍できる**地域・企業等と連携した新たな段階の大学の国際化の取組**が必要。

●国際的に大学の知の還元が益々重要視される中、我が国は**地理的・言語的に幅広い国からのアクセスが容易ではない**。

➢ 質の高い日本の**高等教育を海外展開**し、世界の高等教育の発展に尽くす役割を果たし、**存在感を発揮**する必要。

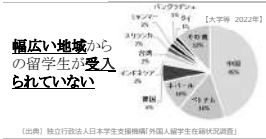

幅広い地域からの留学生が**受入られていない**

（出典）独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

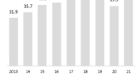

外国人の国内就職率は5割に満たない

【高度人材を誘致・維持する魅力度ランキング】

順位	国名
1	オーストラリア
2	アイスランド
3	スウェーデン
4	ニュージーランド
5	カナダ
6	アイルランド
7	アメリカ
8	オランダ
9	スロベニア
10	ノルウェー
25	日本

日本は、**高度外国人から選ばれない国**になっている

（出所）OECD "Indicators of Talent Attractiveness"を基に経済産業省作成

事業内容　世界と日本・地域を結ぶ「大学の内部に留まらない国際化」の推進

● 支援期間：令和6年度～15年度(予定)

Ⅰ．大学・地域社会の国際化による高度人材定着促進・共生社会の実現【45億円】

□ **地域社会と一体となったグローバル人材の育成・定着の促進**やその基盤となる多様な人材が活躍できる**共生社会の実現に向けた取組**を通じ、大学全体の国際化を推進。

□ **日本人学生と留学生が共に地域の課題解決に資する国際共修の仕組み**を整え、地域の新たな価値やソーシャルイノベーションの創出に貢献。

- 件数・単価： 21件程度×約２～2.5億円
- 交付先：国公私立大学（連携機関として短期大学・高等専門学校含む）
  - ✓**全国を７分割**し、各2~4事業程度を選定。
  - ✓拠点間で成果とノウハウ共有できる仕組みを構築し、**全国に展開**

相乗効果により日本が選ばれる国へ

Ⅱ.世界の高等教育の発展に資する日本の大学の知の海外展開　【15億円】

□ **日本の高等教育の海外展開**を行い、世界的な高等教育の発展に寄与するとともに、**日本への留学の魅力**を発信。

□ 日本の大学の海外拠点等を活用し、**日本人学生が世界の課題解決に貢献**する仕組みを整備。

- 件数・単価：5大学程度×約2.5~3.5億円
- 交付先：国公私立大学

Ⅰの取組みで大学が核となり地域社会と一体となった国際化推進イメージ

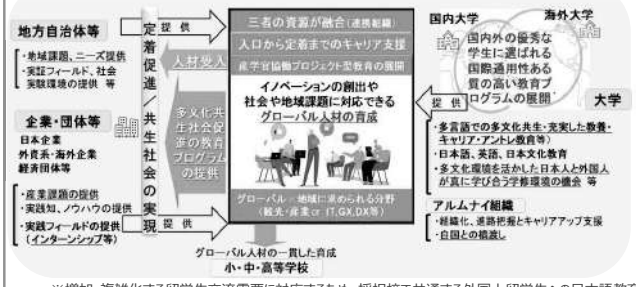

Ⅱの取組み概要イメージ

✓**海外連携大に現地キャンパスを設置**し、人事交流の実施や協働教育課程を編成。当該拠点を軸として、**現地の地域・企業・大学と連携した教育プログラム**を編成

✓高等教育が十分に発展していない国・地域の高校生・学生へ日本の高等教育を提供

✓上記の実施にあたり、地球規模課題や現地の**社会課題の解決・社会実装に資する教育活動**を行う 等

※増加・複雑化する留学生交流需要に対応するため、採択校で共通する外国人留学生への日本語教育、国際業務に精通した職員の養成等に必要なリソースを共有する拠点を整備するとともに、大学の国際化促進フォーラムにおいて成果の横展開を図る。

アウトプット（活動目標）
- 地域が一体となり、グローバル人材の育成・定着に向けた、大学を含めた地域の国際化
- 海外における教育拠点を活用した、国際教育プログラムの構築

アウトカム（成果目標）
- 優秀な留学生の国内定着率
- 地域社会のグローバル意識の変化
- 国内大学における留学生在籍割合増加

インパクト(国民・社会への影響）、目指すべき姿
- 国内外の優秀な学生に選ばれる大学
- 共生社会の実現による優秀な外国人材の獲得や外国企業等の誘致による地域経済の活性化
- 日本の大学の海外におけるプレゼンスの向上

大学の世界展開力強化事業

令和6年度要求・要望額　22億円
（前年度予算額　13億円）

趣旨

世界的に学生の交流規模が拡大する中において、我が国にとって重要な国・地域の大学と質保証を伴った連携・学生交流を戦略的に進め、国際的通用性を備えた質の高い教育を実現するとともに、我が国の大学教育のグローバル展開力を強化する。

事業概要

地域毎の高等教育制度の相違を超え、単位の相互認定や成績管理、学位授与等を行う教育交流プログラムの開発・実施を行う大学を支援。
これら質の保証を伴ったプログラムにより、日本人学生の海外派遣と外国人学生の受入を促進。(事業期間：最大5年間)

取組例
- ✓ 先導的大学間交流モデルの開発
- ✓ 高等教育制度の相違を超えた質保証の共通フレームワークの形成
- ✓ 単位の相互認定、共通の成績管理の実施
- ✓ 学修成果や教育内容の可視化
- ✓ 国際共修、インターンシップ、オンラインを活用した国際協働学習等

補助期間	対象国	金額	採択件数
2020～2024	アフリカ	0.9億円	8件
2021～2025	アジア諸国	2.2億円	21件
2022～2026	インド太平洋地域等（英・印・豪）	2.7億円	14件※
2023～2027	米国等	5.5億円	13件程度
2024～2028	EU諸国・ASEAN諸国等（新規）	10億円	21件程度

新規件数は合計21程度を想定

※は英・印・豪の複数の対象国と交流するものを含むため、各国における件数は延べ数となっている。

目指す成果

1．学生交流増による、留学生40万人受入、日本人学生50万人海外派遣（2033年まで）達成への貢献

2．海外連携大学との教育プログラム構築・実施に伴う我が国大学のグローバルな展開力の強化

3．交流の相手国・地域との平和的友好関係の強化

大学の世界展開力強化事業　～EU諸国・ASEAN諸国等との大学間交流形成支援～

令和6年度要求・要望額　10億円（新規）

背景・趣旨
- ◆ より多くの優秀な外国人留学生の受入れを推進し、多様な文化的背景や価値観を持った学生が学び理解し合う環境を創出するために、受入地域についてより多様化を図ることが必要。（教育未来創造会議「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ＜J-MIRAI＞）
- ◆ EU加盟国を中心とする欧州には、教育研究力の高い大学が多くあり、また、令和5年のG７広島サミット（主要国首脳会議）やG7富山・金沢教育大臣会合においては、留学生交流の拡大や大学間連携の深化について重要性が共有された。（G７教育大臣会合「富山・金沢宣言」「G7広島首脳コミュニケ」）
- ◆ また、令和5年の「日本ASEAN友好協力50周年」を契機に、今後ASEAN加盟国との更なる関係強化のため、高等教育交流を一層活発化する必要がある。
- ◆ EU諸国等・ASEAN諸国等との大学間交流連携支援により、令和4年度事業（英・豪・印）、令和5年度事業（米）と合わせ「自由で開かれたインド太平洋地域」「クアッド」「G7」といった基本的な価値観を共有する国々との連携の枠組を整え、外交上の観点からも、強固な人的ネットワークを形成することは有効。

事業概要（事業期間：2024～2028年の最大５年間）
- ● 日本と**G7を中心としたEU諸国等、ASEAN諸国等**との間で、**質保証を伴った大学間・学生交流プログラム**を構築
- ● 大学間協定等に基づき、**卓越した教育効果**を生む交流プログラムとするとともに、**多様な留学生**を戦略的に取り込む**バランスの取れた双方向型の学生交流**を実施
- ● 事業規模　**＜EU諸国等＞　タイプA【交流型】5,000万円×　9件程度＝45,000万円　タイプB【プラットフォーム構築型】8,800万円**
  ＜ASEAN諸国等＞　タイプA【交流型】3,970万円×10件程度＝39,700万円　タイプB【プラットフォーム構築型】6,500万円

＜EU諸国等＞
- ● **EU加盟国を中心に、頭脳循環の観点**等から、**特に教育研究力の高い大学を多く有する欧州の大学との質の高い大学間交流・留学生交流を強化**。
- ● **日EU共同修士プログラム**（R元～5年度）による学位取得に加え、**セメスター単位の交換留学等交流増加に貢献**。

＜ASEAN諸国等＞
- ● **ASEAN加盟国を中心に、高度の経済成長を我が国に取り込む観点**等から、**東南アジアと日本との高等教育・研究ネットワークの強化**により、この地域における**質の保証を伴った大学間交流・留学生交流を強化**。
- ● **ASEANを対象の中心にしつつ、アジア太平洋地域への大学間交流・留学生交流拡大にも貢献。**

＜取組（アウトプット）例＞
- ・英語のみならず、各地域言語や**多様な文化的背景に基づいた価値観を相互に学び、理解し合う場の創出**（学生サミットや学生ワークショップ等）
- ・短期・中期の学生交流を足掛けとし、長期の交流、さらには**学位取得を伴う教育プログラム**や**共同学位プログラムなどの多様な留学メニュー**の開発・提供
- ・EU諸国・ASEAN諸国等への留学促進及び日本への留学促進を目的とした**広報活動**を、採択校だけでなく国内他大学と連携して実施

アウトカム（成果目標）
- ■ **G7を中心としたEU諸国等・ASEAN諸国等との質の高い学生交流の拡大**
- ■ 短期・中期の学生交流をきっかけとした、**長期留学や学位取得を伴うプログラム、共同学位プログラム**への拡大
- ■ 教育研究力の高い大学との国際教育連携や大学・学生間国際ネットワーク形成の加速による両国の大学の国際通用性・競争力の向上
- ■ より多様な学生が交流することによる、新たな価値の創造やイノベーション創出
- ■ 語学力の向上だけでなく、協働による**異文化適応力やリーダーシップ**の強化による**グローバル人材**の養成

インパクト（国民・社会への影響）
- ➢ 教育研究力の高い大学とのネットワーク形成により、日本の大学の国際的なプレゼンス向上に寄与し、日本留学への魅力を高め、更に多くの優秀な留学生を誘引する
- ➢ 教育研究力の高い大学からの優秀な留学生が、将来の高度外国人材として日本へ定着する契機となる
- ➢ 多様な学生が交流することにより、我が国の成長へ繋がるイノベーションを創出
- ➢ 新たな留学生層の受入れ増による、**多様性・包摂性のある**社会の実現に貢献
- ➢ G７を中心としたEU諸国等との交流にあっては、我が国がアジアにおけるEU諸国等との高等教育連携のハブとなることで、日本のプレゼンス向上と、世界の**パワーバランスの調和**に貢献

次世代のがんプロフェッショナル養成プラン

令和6年度要求・要望額　9億円
（前年度予算額　9億円）

文部科学省

背景・課題

我が国における高齢化や都市部への人口の集中がますます加速する中、現在の死因第一位である「がん」への対応は極めて重要である。地域格差に加え急速ながん医療の高度化に伴い、医療現場で顕在化した課題やがん予防の推進、新たな治療法の開発等の課題が浮上してきたことから、がん医療の新たなニーズや急速ながん医療の高度化に対応できる医療人養成を促進する必要がある。これらの状況を踏まえたがん専門医療人材を養成するため、優れた教育プログラムを開発し、大学間で連携し、開発・提供を担う拠点を支援する。

1	悪性新生物(腫瘍)	378,385
2	心疾患	205,596
3	老衰	132,440
4	脳血管疾患	102,978
5	肺炎・誤嚥性肺炎	121,196
6	その他	106,748
	死亡者数計	1,372,755

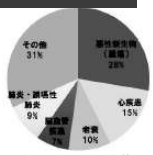

（出典）：令和２年度人口動態統計(速報値)

事業内容

○大学院レベルにおける教育プログラムを開発・実践する拠点形成を支援
(大学間で連携し、①～③のプログラムを開発・提供し、人材養成の拠点を形成)

①がん医療の現場で顕在化している課題に対応する人材養成（痛みの治療・ケア、地域に定着する放射線治療医・病理診断医、がん学際領域を担う人材）
②がん予防の推進を行う人材養成（医療ビッグデータに基づくがん予防医療、がんサバイバーに対するケアを担う人材）
③新たな治療法を開発できる人材の養成（個別化医療・創薬研究を担う人材）

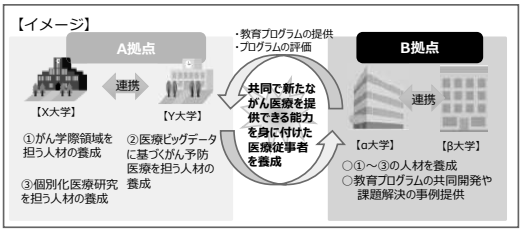

がん医療の新たなニーズや急速ながん医療の高度化に対応できる医療人が全国に

- 事業実施期間：令和５年度～令和10年度
- 支援期間：６年間
- 件数・単価：11拠点×約77.5百万円
- 選定大学（代表校）
  ：東北大学、筑波大学、東京医科歯科大学、 金沢大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、岡山大学、九州大学、札幌医科大学、近畿大学

【政府提言】 経済財政運営と改革の基本方針2022（R4.6.7閣議決定）
がん専門医療人材を養成するとともに、「がん対策推進基本計画」を見直し、新たな治療法を患者に届ける取組を充実する等がん対策を推進する。

アウトプット(活動目標)	アウトカム(成果目標)	インパクト(国民・社会への影響）、目指すべき姿
● 教育プログラムの開発　33件以上 （各拠点において、事業内容①～③のプログラム開発を行う。 （11拠点×3種類）	● 【初期】教育プログラム学生受け入れ ● 【中期】がん専門医療人材数の増 ● 【長期】個別化医療実施率の向上、がんの死亡率低下	がん患者が地域を問わずオーダーメイド型のがん診療など必要な治療や支援を総合的に受けられるようになり、健康長寿社会の推進に貢献する。

質の高い臨床教育・研究の確保事業

令和6年度要求・要望額　1.2億円
（前年度予算額　1.2億円）

文部科学省

現状・課題

○大学・大学病院は、医療人を養成する教育機関、新しい医薬品や医療技術を開発する研究機関、地域で高度な医療を提供する診療機関という3つの重要な役割を担ってきた。

○その中で、令和3年5月の医師法等改正により、医学生等が臨床実習開始前に受ける**共用試験が令和5年度から公的化**されることを受けて、試験実施の強化を伴う共用試験の確実な実施や、学生が医業を行う**診療参加型臨床実習の実現**が必要。

○一方、近年、我が国は国際社会における研究実績の相対的低下が指摘されており、大学病院等保健分野の大学等教員については、職務の中で研究を行う時間の割合が大幅に減少していることから、研究実績向上のため、**研究時間を確保し研究の質を高める**ことが必要。

○このような中、令和6年（2024年）4月から、労働基準法等に基づく時間外・休日労働時間の上限が医師にも適用※されることとなり、大学病院で勤務する医師は、労働時間の短縮に取り組みつつ、**教育・研究の充実を図る**ことが必要。

⇒大学・大学病院で勤務する医師が、教育・研究業務に一層取り組むためには、より効率的で質の高い方法を導入する必要がある。

※ 医師の時間外・休日労働時間の上限は原則年960時間、B水準・連携B水準・C水準は年1,860時間。ただしB水準・連携B水準は2035年度末を目標に終了する予定。

臨床実習の充実に伴う指導医の直接監視の必要性の変化

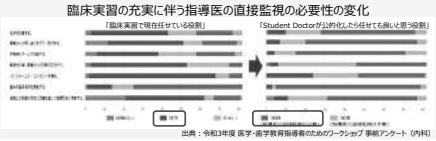

出典：令和3年度 医学・歯学教育指導者のためのワークショップ 事前アンケート（内科）

保健分野における大学等教員の職務活動時間割合の推移

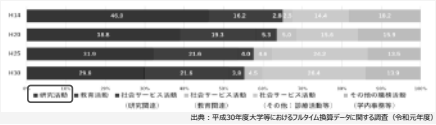

出典：平成30年度大学等における フルタイム換算データに関する調査（令和元年度）

事業内容

○大学・大学病院における、より効率的で質の高い臨床教育・研究実施のための新たな体制を構築する優れた取組を支援

- 事業実施期間：令和5年度～令和7年度
- 選定先：千葉大学、名古屋大学、神戸大学、琉球大学
- 件数・単価：4箇所×30百万円

【取組内容の一例】
- 地域医療機関との連携強化などによる多様で多数の症例経験機会の確保【千葉大学】
- 教学IRの充実化による学生の医行為経験状況の評価【名古屋大学】
- 電子カルテと臨床研究プロトコルの自動連携ツールの開発【神戸大学】
- 進化したDXの活用による分散化臨床試験(DCT)の推進【琉球大学】

〔取組イメージ〕

令和5年度	令和6年度	令和7年度
★共用試験公的化	★時間外労働時間上限規制適用開始	

先導的臨床教育実施体制の構築
教育担当専任教員の確保や業務実践を通じた、より効率的な新たな臨床教育実施体制の構築

先導的臨床研究支援体制の構築
臨床研究支援人材の確保や業務実践を通じた、より効率的な新たな臨床研究支援体制の構築

アウトプット(活動目標)	アウトカム（成果目標）	インパクト(国民・社会への影響）、目指すべき姿
●構築した先導的大学モデル　4件	●診療参加型臨床実習の充実 ●保健分野における研究活動時間の確保	●質の高い実践力のある医師の養成 ●我が国の臨床研究の活性化

ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業

令和6年度要求・要望額　6億円
（前年度予算額　6億円）

文部科学省

課題・背景

○新型コロナウイルス感染症を契機に，医療人に**求められる資質・能力が大きく変化**。
○高齢化の進展による**医療ニーズの多様化**や**地域医療の維持**の問題が顕在化。
○**高度医療の浸透**や**地域構造の変化**（**総合診療医の需要の高まり**、**難治性疾病の初期診断・緩和ケアの重要性等**）により、従来の医師養成課程では対応できていない領域が発生、**新時代に適応可能な医療人材の養成**が必要。

事業内容

○ **医療ニーズを踏まえた地域医療等に関する教育プログラムを構築・実施**

◆地域ニーズの高い**複数分野**（**総合診療、救急医療、感染症等**）を有機的に結合させ横断的に学ぶことのできる教育の実施により、地域医療のリーダーとなる**人材の育成**。
◆**地域医療機関での実習**等を通じて、
　①地域の課題を踏まえた教育研究の実現や地域医療への関心を涵養
　②専門に閉じない未分化・境界領域への対応力を涵養
◆**オンデマンド教材**等の教育コンテンツの開発

社会環境の変化に対応できる資質・能力を備えた医療人材養成のための教育プログラムの開発及び教育・研究拠点の形成

支援期間　：7年間（令和４年度～10年度）
単価・件数：約56百万円×11拠点
選定大学　：弘前大学、筑波大学、千葉大学、富山大学、名古屋大学、岡山大学、
(代表校)　　高知大学、長崎大学、宮崎大学、琉球大学、埼玉医科大学

政策提言（経済財政運営と改革の基本方針2021）

第3章　感染症で顕在化した課題を克服する経済・財政一体改革
(1)感染症を機に進める新たな仕組みの構築
(略)あわせて、今般の感染症対応の検証や(略)潜在看護師の復職に係る課題分析及び解消、**医学部などの大学における医療人材養成課程の見直しや医師偏在対策の推進**などにより、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進める。

先進的医療イノベーション人材養成事業

保健医療分野におけるAI研究開発加速に向けた人材養成産学協働プロジェクト

令和6年度要求・要望額　0.7億円
（前年度予算額　1億円）

文部科学省

背景・課題

○ AI教育の抜本的な充実が求められている中、**保健医療分野**においては患者等に関する多様な医療データを活用したAI技術の社会実装の実現性が高いものが多くあり、**新たなAI技術開発と利活用が期待できる分野**として、今後、**人材養成を含めた取組を強化**することが期待されている。

○ 将来にわたって、個々の患者に対して最適な医療や安全な医療を提供していくためには、**人工知能（AI）を含めた科学技術を保健医療分野において開発・推進できる人材を養成**することが必要不可欠である。

○ 我が国における医療技術の強みの発揮と保健医療分野の課題の解決の両面から**AI研究開発を進めるべき領域を中心とした保健医療分野におけるAI研究開発を加速するための支援と対策**が必要とされている。

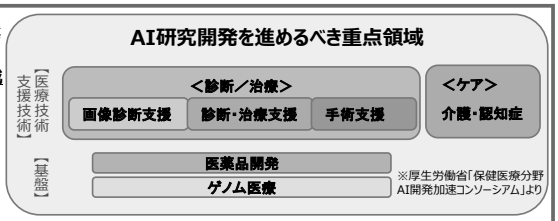

経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月閣議決定）抜粋
医工連携をはじめとする分野融合人材の育成をはじめとする高度人材教育の構築等を推進する。
「統合イノベーション戦略2020」（令和2年7月閣議決定）抜粋
ＡＩ技術については、世界最先端の研究開発の推進や人材育成を推進する。

事業概要

○ 医療系学部を有する大学を中心に、**保健医療分野における重点６領域について、民間企業・研究機関・工学系大学等と連携してAI技術の開発・導入を推進する医療人材を養成。**

○ 医療・介護現場における**各種データを活用した機械学習**や企業等における**AI技術の課題解決への応用**を学ぶ等、**保健医療分野でのAI実装に向けた新たな教育拠点を構築。**

◇事業期間：最大5年間 財政支援（令和2年度～6年度）
◇選定件数・単価：2拠点×33.4百万円
◇選定大学：東北大学、名古屋大学

<取り組み例：「Global×Localな医療課題解決を目指した最先端AI研究開発」人材育成教育（東北大学）>

【期待される成果】
・ 国民に対するより質の高い、安全・安心な保健医療サービスの提供に向けた体制の構築
・ AIの活用による新たな診断方法・治療方法の創出
・ 大学と医療・介護現場、民間企業等の連携による新時代に向けた新たな教育拠点の確立
・ 医療・介護従事者の負担軽減

大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業

地域の医療ニーズに対応した先進的な薬学教育に係る取組支援

令和６年度要求・要望額　0.3億円
(前年度予算額　0.3億円)

文部科学省

背景・課題

○ 少子高齢化の進展等の医療環境の変化を背景に、薬学教育において地域の医療ニーズ（へき地医療、在宅医療等）への対応が求められている。

○ 「6年制課程における薬学部教育の質保証に関するとりまとめ」（薬学系人材養成の在り方に関する検討会　令和4年8月）を踏まえ、大学と自治体等が連携し、地域に貢献する意欲のある学生を選抜し、卒後のキャリアパスにつなげていくこと、地域医療等に関する教育プログラムの策定・実施等が必要とされている。

○ 大学の薬剤師養成課程においては、地方自治体、関係団体等が有機的に連携し、各地域の医療ニーズを踏まえた教育・実践を通して、地域で活躍する質の高い薬剤師の養成が求められている。

事業内容

○ 医療ニーズを踏まえた地域医療に関する薬学教育プログラムの構築・実施

◆ 地域の医療ニーズ（へき地医療、在宅医療等）に対応するため、地域の特性を踏まえた薬学教育を行うとともに地域医療への関心を涵養する。

◆ 自治体、関係団体等との連携体制を構築し、地域の医療ニーズに合わせた卒後のキャリアパスにつなげていく薬学教育プログラム、薬学教育コンテンツの開発等を行うとともに、先行事例として地域の大学等とも共有する。

地域の最新の医療ニーズを踏まえた高度な薬剤師を養成

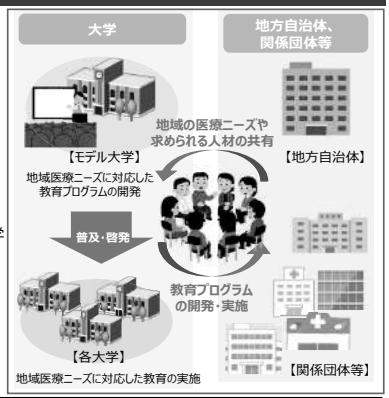

- 事業実施期間： 令和5年度～令和7年度（予定）
- 件 数 ・ 単 価： ４大学×800万円
- 選 定 大 学： 広島大学、熊本大学、名古屋市立大学、山陽小野田市立山口東京理科大学（代表校）
- 必要経費
  - ・薬学教育プログラムの開発及び薬学教育コンテンツの作成費（地域の医療ニーズの把握、教育内容の調査研究費）
  - ・大学関係者と自治体、関係団体等による検討経費
  - ・大学関係者と自治体、関係団体等とを結ぶコーディネーターの人件費
  - ・研修会やシンポジウム等の開催費　　等

■6年制課程における薬学部教育の質の保証に関するとりまとめ　（令和4年8月　薬学系人材養成の在り方に関する検討会）

○ 薬剤師の地域偏在の解消にあたっては、大学と地方自治体等が連携して対応することが重要であり、薬剤師の偏在対策に資する地域枠等の定員枠の設定等により、地域に貢献する意欲のある学生を選抜し、卒後のキャリア形成とつなげていく必要がある。併せて、各大学において、地方自治体や薬局・病院等と連携し、地域の中高生等に対して薬剤師の魅力について理解を促進することも有効である。また、国においても、（中略）大学と地方自治体等が連携する卒前・卒後の取組に対する支援を行う必要がある。

○ 各大学における、在宅医療を含む地域医療や薬剤師の偏在（地域偏在や薬局薬剤師に比べて病院薬剤師が不足していること（業態偏在））等に関する教育プログラムの策定・実施を通して、薬剤師の果たす役割に関する教員及び学生の意識を醸成していくことも重要である。

大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業

基礎研究医養成活性化プログラム

令和6年度要求・要望額　0.3億円
(前年度予算額　0.4億円)

文部科学省

背景・課題

○令和2年4月施行の死因究明等推進基本法、令和3年6月1日閣議決定の死因究明等推進計画を踏まえ、犯罪見逃しの防止や未知の感染症の疑いのある遺体の取扱いなど、我が国の治安や公衆衛生の向上に向けて、死因究明等の取組を促進する必要がある。

○一方、死因究明等を担う医師や歯科医師が全国的に不足する中、大学における法医学・歯科法医学の人材育成体制のさらなる充実の必要がある。
⇒法医解剖医等の地域偏在と不足の解消

○児童虐待の相談件数が大幅に増える中で、虐待の見過ごしが懸念されており、児童の受けた傷からその原因を法医学の観点から適切に診断できる人材が新たに参画する必要がある。
⇒小児科等臨床医と連携する法医学人材の不足の解消

○新型コロナウイルス感染症等未知の感染症の疑いのある異状死体の検死に当たり、解剖従事者等の不安を解消する必要がある。
⇒未知の感染症に対応できる人材不足と解剖設備等の未整備の解消

各種データ

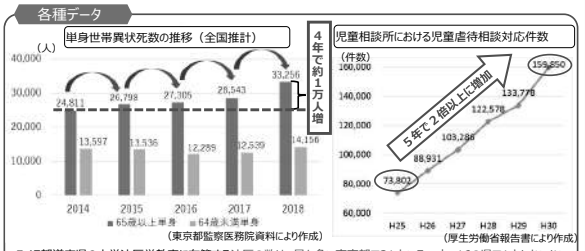

○47都道府県の大学法医学教室に在籍する法医の数は、最も多い東京都で21人いる一方、16の県で1人しかいない。
○日本法医学会アンケートによると、全国90機関※中、新型コロナウイルス感染症等の疑いのある遺体を安全に受け入れ可能と回答したのは17機関に止まる　※各地の監察医務院及び日本法医学会加入の医科・歯科大学

事業概要

【法医学の知見・能力を臨床医学等に活用できる医師等の養成】

○法医学教室で意欲的な取組を行う大学が中心となり、近隣の大学及び自治体等と連携し、法医学分野を目指す大学院学生の養成や、臨床医・臨床歯科医の学び直しを行う教育拠点を構築。

○死因究明等に関するデータの管理・分析機能を集約化し、データを活用し児童虐待等の痕跡や薬毒物中毒による死因の判別など、死因究明等に関する優れた知識・技能を有する人材を養成するプログラムを構築。

◇事業期間：最大5年間（令和3年度～7年度）
◇選定件数・単価：2拠点×13.3百万円

<選定大学の取組>

金沢大学
5年間の履修者目標数：
本科コース4名、インテンシブコース20名

滋賀医科大学
5年間の履修者目標数：3つの課程プログラム
7名、インテンシブコース22名

<期待される成果>

☆死因究明等の知識・技能を身に付けた医師・歯科医師の増加と地域間での人材の循環による死因究明の推進
☆大学や自治体間でのデータベースの構築による死因究明等の質の向上と児童虐待等の早期発見・防止への活用
☆未知の感染症等が疑われる死因不明遺体の受入体制強化による公衆衛生の向上

大学における医療人養成の在り方に関する調査研究

令和６年度要求・要望額　0.6億円
（前年度予算額　0.5億円）

文部科学省

背景・課題

近年我が国では、人生百年時代を見据えて、健康寿命の延伸に向けた新しい健康・医療・介護システムを構築するため、医療・介護の連携強化、地域の医師確保支援、メディカルスタッフの業務実施体制の見直し等の取組が求められている。

このような中、医学生の知識や技能を確かめる共用試験が公的化されたことを踏まえ、医学生が診療に参加する診療参加型臨床実習を充実するために、臨床実習を指導する教員に対して、診療参加型臨床実習の趣旨や期待される医行為について一層の理解を図るとともに、臨床実習に関わる教員の実績を視覚化することを通じて、教育者としての実績を適切に評価する仕組みが必要である。

また、医学部定員については、平成22年度以降、地域の医師確保の観点から地域枠制度による定員増を行ってきたところ。本制度は令和５年度末までとされ、令和６年度以降の方針については、新興感染症対応を含む次期医療計画に向けた医師・医療提供体制の確保の議論の状況を踏まえ検討される予定であるところ、これまでの地域枠制度の運用状況等を継続的に把握することが必要である。

更に、新興感染症時代において求められる保健師に必要な基礎教育に関する看護学教育の質保証について検討するとともに、薬学系人材養成の在り方に関する検討会における議論を踏まえ、薬学教育の質保証について検討することが必要である。

対応・内容

一定の指導実績のある者であって研修を受講した者に対して「臨床実習指導医（仮）」の称号を付与することを想定し、臨床実習指導医養成のための研修テーマ、修了要件、プログラム及びコンテンツの開発を行う（テーマ１）とともに、モデル校において、開発した臨床実習指導医研修の内容に従って研修を実施する（テーマ２）ことにより、医学教育における診療参加型臨床実習の充実を図るための調査・研究を行う。

医学部定員については、これまでの地域枠制度の運用状況等に係る調査・分析を行い、地域枠制度の効果・運用改善事項等についての示唆を得る。

また、令和５年度に開催している「今後の医学教育の在り方に関する検討会」について、令和６年度も引き続き開催し、検討会での議論の方向を踏まえ、医学部及び大学院における教育・研究の充実について、検討が必要とされた事項等について調査・研究を行う。

更に、新興感染症時代において、保健所・病院等の最前線で求められる能力について調査・分析し、感染症に強い看護人材の養成を促す。また、薬学教育の充実・改善に向けた調査・研究を行う。

◆臨床実習指導医養成のための調査研究【新規】
－事業期間　最大２年間（令和６年度～令和７年度）
－選定件数・単価　テーマ１　１件×１,000万円　テーマ２　２件×１,000万円

◆今後の医学教育の在り方に関する調査研究【新規】
－事業期間　最大３年間（令和６年度～令和８年度）
－選定件数・単価　１件×1,000万円

◆地域医療に従事する医師の確保・養成のための調査研究【新規】
－事業期間　最大3年間（令和６年度～令和８年度）
－選定件数・単価　1件×1,000万円

◆薬学教育における質保証に関する調査研究
－事業期間　最大3年間（令和4年度～令和6年度）
－選定件数・単価　1件×700万円

◆学士課程における看護学教育の質保証に関する調査研究
－事業期間　最大3年間（令和4年度～令和6年度）
－選定件数・単価　１件×700万円

グローバル社会で我が国の未来を担う人材の育成

令和6年度要求・要望額　463億円
（前年度予算額　372億円）

文部科学省

背景・課題

- 「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ＜J-MIRAI＞」を踏まえ、日本人学生の海外留学、優秀な外国人留学生の受入・定着、大学の国際化を抜本的に強化するとともにそれぞれが相互に作用する好循環の創出が必要。
- 優秀な学生を受け入れ、日本人学生を送り出す基盤として、大学等のグローバル化を進めることが重要。
- 世界中の人々や国内の多様な文化的・言語的背景をもつ人々と協働できる力、広い視野で自ら課題に挑戦する力を身につけた真のグローバル人材の育成が不可欠。
- 高等教育の質・多様性を高め、社会の活性化・ダイバーシティの深化に向けて、世界中から優秀な学生を受け入れ、高度人材として定着させていくことが必要。

事業内容

１．大学教育のグローバル展開力の強化　82億円（40億円）

（１）大学・地域社会の国際化　60億円（新規）

「大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業」

日本の大学の存在感を世界に発揮するとともに、大学が核となって地域と共に国際化を図ることにより、高度グローバル人材の育成・定着とその基盤となる多様な人材が活躍できる共生社会の実現に向けた環境整備等を行う大学を支援。

●大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業　60億円
26件程度（高度人材定着促進・共生社会の実現型21件程度/海外展開型5件程度）
（令和6年度-令和15年度）

（２）教育プログラムの国際化　22億円（13億円）

「大学の世界展開力強化事業」

大学教育のグローバル展開力の強化を図るため、我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質保証を伴った学生交流等を推進する国際教育連携やネットワーク形成の取組を支援。

●EU諸国・ASEAN諸国等との大学間交流形成支援（新規）
（令和6年度-令和10年度：20件程度）

●米国等との大学間交流形成支援
（令和5年度-令和9年度：13件程度予定）

●インド太平洋地域等との大学間交流形成支援
（令和4年度-令和8年度：14件程度）

●アジア高等教育共同体（仮称）形成促進
（令和3年度-令和7年度：21件）

●アフリカ諸国との大学間交流形成支援
（令和2年度-令和6年度：8件）

※単位未満を四捨五入しているため、計数が一致しないことがある。

２．大学等の留学生交流の充実　382億円（332億円）

（１）大学等の留学生交流の支援等　114億円（78億円）

奨学金等支給による経済的負担の軽減。海外大学との協定に基づく留学生派遣の支援を拡充（早期留学経験により留学機運を醸成しつつ中長期留学の重点的促進）するとともに、協定に基づく留学生受入れの支援も拡充。

●大学等の海外留学支援制度　114億円
〈協定派遣型〉　29,701人
〈協定受入型〉　5,500人
〈学位取得型〉 大学院：　405人　学部：　317人

（２）優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ　268億円（255億円）

戦略的な留学生受入れのための情報収集・分析、海外における関係機関の連携により日本留学に関する情報発信を強化し、優秀な外国人留学生の我が国への受入れを促進する。
また、世界から優秀な学生を受け入れ、国内定着を促進するため、奨学金の効果的な活用や外国人留学生の国内就職等に資する取組を支援する。

●日本留学への誘い、入口（入試・入学・入国）の改善　13億円
・日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業（令和6年度-令和10年度：7拠点）
・日本学生支援機構における日本留学情報発信・分析・戦略立案機能の強化　等

●受入れ環境づくり、卒業・修了後の社会の受入れ推進 等　254億円
・国費外国人留学生制度　11,199人
・留学生受入れ促進プログラム　6,611人
・高度外国人材育成課程履修支援制度　800人
・留学生就職促進プログラム（令和5年度-令和7年度：３拠点）　等

担当：高等教育局参事官（国際担当）

大学等の留学生交流の充実

令和6年度要求・要望額　382億円
（前年度予算額　332億円）

文部科学省

趣旨・目的

「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ <J-MIRAI>」を踏まえ、グローバルに活躍できる人材育成を強化。
【2033年までの目標：日本人の海外留学**50万人**（うち高等教育段階**38万人**）、留学生受入れ**40万人**（同**38万人**）、国内就職等 **6 割** 】

- ✓ **より多くの日本人学生の留学**のため、**早期からの留学機運醸成や高校段階との連携**とともに、**経済的支援を含め安心して留学できる環境の整備**が急務。
- ✓ **優秀な外国人留学生を呼び込み**、国際的に開かれた日本社会における活躍を促進（**国内企業・自治体等への定着等**）。
- ✓ **G７、ASEAN、インドをはじめとする重点地域**との留学生交流・大学間交流の強化。

大学等の留学生交流の支援等

大学等の海外留学支援制度　114 億円（78億円）

奨学金等支給による経済的負担の軽減

① 海外大学との協定に基づく留学生派遣の支援を拡充。
（早期留学経験により留学機運を醸成しつつ中長期留学の重点的促進）
これに伴い、協定に基づく留学生受入れの支援も拡充。
② 都道府県教育委員会等と連携した海外大学での学部学位取得留学の促進。等

・協定派遣型：　29,701人（16,900人）
・協定受入型：　5,500人（5,000人）
・大学院学位取得型：405人　（350人）
・学部学位取得型　：317人　（250人）

優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ

日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業
（日本留学海外拠点連携推進事業から改称）　５億円　（４億円）

ASEANやインド等の重点地域を中心に、在外公館や関係機関、企業との連携のもと、学生の早期からのリクルートや帰国後のフォローアップまでを一体的に促進する日本留学サポート体制の強化を図る。

外国人留学生奨学金制度　226億円（224億円）

・国費外国人留学生制度　11,199人（11,148人）
・留学生受入れ促進プログラム（学習奨励費）　6,611人（6,611人）
・高度外国人材育成課程履修支援制度　800人　（800人）等

留学生就職促進プログラム　１億円　（１億円）

（独）日本学生支援機構運営費交付金（留学生事業）
66億円　（59億円）

※留学生受入れ促進プログラム等の金額を含む

留学を巡る諸外国の動向やデータ等の収集・分析・戦略提言の実施等、留学生交流推進のナショナルセンターとしての機能の充実を図るとともに、留学生に対する学資金の支給、留学生宿舎の運営、日本留学試験等を実施。

STUDY in JAPAN

担当：高等教育局参事官（国際担当）

医師の働き方改革に伴う大学病院改革緊急パッケージ

令和6年度要求・要望額　120億円
（新規）

文部科学省

背景・課題

○ 令和６年度から医師の時間外・休日労働の上限規制が適用されるため、大学病院においても、働き方改革を進め、適正な労働環境の整備が必須。
○ 他方で、大学病院が質の高い医療や医療人材を地域に提供するには、教育(高度な医療人材の育成)や研究(医療技術開発、創薬等)機能の維持も不可欠。
○ また、若手医師にとっての大学病院の魅力は、最先端機器等を使用した高度で専門的な医療や臨床研究の実践等であり、地域医療を支える大学病院の基盤維持のためにも教育研究機能の維持が不可欠。
○ 大学病院が地域医療確保暫定特例水準が解消される見込みの2035年度末を見据え、**働き方改革を進めながら、医師派遣を含めた診療を確保しつつ、将来にわたる医療人材の質の確保や、国民が新薬や新たな医療技術を享受する機会を失わないよう、教育研究機能を維持**するには、業務効率化や地域の医療機関との機能分化等による**「運営改革」**とともに、**「人員構造改革」**、**「教育・研究改革」**に取り組んだ上で、持続可能な大学病院経営を実現するため**「財務構造改革」**を進めていく必要がある。

【医師の時間外・休日労働の上限規制】

適用する水準	年間の上限時間
一般則（一般労働者※）	720時間
A水準（一般的な医師）	960時間
連携B水準（医師を派遣する病院）	1860時間
B水準（救急医療等）	1860時間
C-1水準（臨床・専門研修）	1860時間
C-2水準（高度技能の修得研修）	1860時間

※裁量労働制適用者を含む。
※青字は地域医療確保暫定特例水準。

事業内容

本事業では、大学病院に対して、社会に不可欠な機能維持のため、**改革プランの策定を促すとともに、改革に向けた取組に対して支援**を行い、医師の働き方改革及び大学病院の機能維持の両立を図る。

- 支援規模：120億円／年
  ※教育研究診療不可分の医師人件費及び設備整備費については必要所要額の3分の１を支援
- 支援額　：1大学当たり**年間3億円を上限**
  ※本事業経費は人件費、設備整備費、事業費として使用することを可とするが、**設備整備費は必要所要額の5割以下**とする。
- 支援対象：医学部を置く国公私立大学のうち、改革プランを策定し改革に向けた取組を積極的に実施する大学
- 支援期間：令和6年度～令和11年度（６年間）

経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）

第４章　中長期の経済財政運営
２．持続可能な社会保障制度の構築
実効性のある医師偏在対策、医療専門職のタスク・シフト/シェア、薬局薬剤師の対人業務の充実、対物業務の効率化、地域における他職種の連携等を推進する。その中で、**医師が不足する地域への大学病院からの医師の派遣の継続を推進**する。
５．経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進
研究の質や生産性の向上を目指し、国際性向上や人材の円滑な移動の促進、大型研究施設の官民共同の仕組み等による戦略的な整備・活用・高度化の推進 、情報インフラの活用を含む研究ＤＸの推進、**大学病院の教育・研究・診療機能の質の担保を含む勤務する医師の働き方改革の推進**等を図る。

大学病院の改革プラン（大学本部と一体となった改革）のイメージ

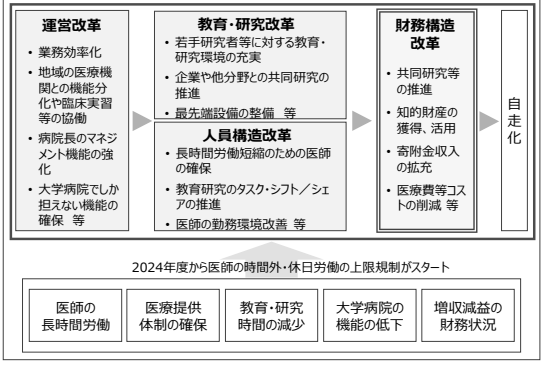

2024年度から医師の時間外・休日労働の上限規制がスタート

医師の長時間労働	医療提供体制の確保	教育・研究時間の減少	大学病院の機能の低下	増収減益の財務状況

アウトプット（活動目標）
- 大学病院改革に取り組む大学数

アウトカム（成果目標）
- 構造改革に伴う持続可能な大学病院経営の実現
- 医師の働き方改革及び大学病院の機能維持の両立

インパクト(国民・社会への影響）、目指すべき姿
- 我が国の医学教育・研究の発展
- 地域ニーズに応じた診療の確保

社会的な要請に対応できる看護師の養成事業

令和6年度要求・要望額　3億円（新規）　文部科学省

現状・課題

社会の変化等により、看護師に求められる能力や看護を提供する場が多様化してきたことにより、社会的な要請に対応できる看護師の養成が急務となっている。

医療技術の進歩に伴い、特別支援学校のみならず、地域の小・中学校等においても医療的ケア児は増加しているが、その支援体制は十分ではない。医療的ケア児の地域における支援体制構築のためにリーダーシップを発揮する看護師の養成が求められている。

改正感染症法の成立を踏まえ、コロナ禍で必要性が顕著となった重症患者の対応が可能な看護師の養成が求められている。

○経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和５年６月 閣議決定）
家庭・教育・医療・保健・福祉の連携の下、発達障害児や強度行動障害を有する児童、医療的ケア児を始めとする全ての障害のあるこどもへの支援体制の整備等、多様なニーズを有するこどもの地域の支援基盤の強化を図る。

○こども未来戦略方針（令和５年６月 こども未来戦略会議）
医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもたちへの対応のため地域における連携体制を強化する。

○感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン（令和５年５月 厚生労働省）
重症者用病床に関しては、ICU 経験のある看護師の確保が重要であり、また、重症者用以外のコロナ病棟においても、手厚い看護師の配置が必要であり、通常医療との両立を図りながら、コロナ病床を稼働できる体制の確保に課題があった。

	特別支援学校	幼稚園、小・中・高校	計
医療的ケア児	8,361	2,130	10,491
看護師等業務従事者の数（うち 看護職員数）	7,146 (2,913)	2,067 (1,799)	9,213 (4,712)

令和4年度学校における医療的ケア児に関する実態調査（R4.5.1現在）

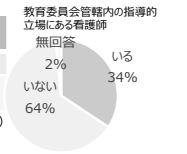

事業内容

以下の２課題に対応できる看護師を養成するための教育プログラムを開発し、社会的な要請に対応できる看護師の養成を行う。

事業実施期間	令和６年度～令和８年度（３年間）

【テーマ１】医療的ケア児支援における指導的立場等の看護師養成　１.８億円

看護学部生：**医療的ケア児支援のための実習**等の試行的実施

現役看護師・潜在看護師等（保健師・助産師含む）：医療的ケア児支援における**指導的立場等の看護師養成のためのリスキリング教育プログラムの構築**

件数・単価	６箇所×3,000万円	交付先	国公私立大学

【テーマ２】重症患者に対応できる看護師養成　１.２億円

クリティカルケア領域（集中治療・救急部門等）における長期のOJT（On-the-Job Training）を含む**重症患者に対応できる看護師養成のための実践的教育プログラムの構築**

件数・単価	４箇所×3,000万円	交付先	国公私立大学

【テーマ１】医療的ケア児支援における指導的立場等の看護師養成

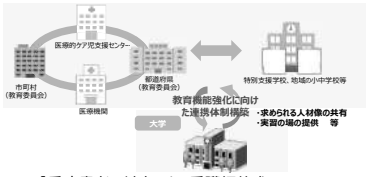

【テーマ２】重症患者に対応できる看護師養成

アウトプット（活動目標）
本事業において構築された教育プログラム数

短期アウトカム（成果目標）
本事業において養成された社会的要請に対応できる看護師数
・医療的ケア児支援における指導的立場等の看護師数（120人）
・重症患者への対応が可能な看護師数（48人）

長期アウトカム（成果目標）
・教育委員会管轄内の指導的立場の看護師がいる地域の増加
・感染まん延時等における派遣要請に対応できる看護師数の増加、看護師の看護実践能力の向上

インパクト
・医療的ケア児が学校で学びやすい環境構築
・感染まん延時等でも重症患者が安心して療養できる環境の構築

障害のある学生の修学・就職支援促進事業

令和6年度要求・要望額　1億円
（前年度予算額　0.3億円）　文部科学省

現状・課題

- 大学等に在籍する**障害のある学生数は約4.1万人**※であり、**平成24年から令和3年の10年間で約4倍に増加**。
- さらに、**令和6年4月には改正障害者差別解消法が施行され、私立を含む全ての大学等で障害者への合理的配慮の提供が義務化**される。
- 一方、障害学生支援の専門部署を置いている大学等は全体の24.8%※、専任の担当者を配置している大学等は21.7%※であり、各大学等で障害学生支援を適切に実施するには、**体制整備や支援人材の養成等を一層推進することが必要**。
- また、紛争の防止や解決等に関する調整を行う機関を設置している大学等は51.4%※であり**障害のある学生からの相談対応や調整機能の更なる強化も必要**。

「障害者基本計画(第5次)」（令和5年3月閣議決定）
○ 各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署及び紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置、専門知識や技術を有する障害学生支援担当者の養成・配置など、支援体制の整備や、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進
○ 障害学生支援についての理解促進・普及啓発を行うための情報提供・教職員向け研修等の充実

「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和5年6月閣議決定）
第２章４．包摂社会の実現（共生・共助社会づくり）
○ 障害者の地域生活の支援、生涯学習の推進、就労支援、情報コミュニケーション等に対する支援…(略)…の促進等を図る。

「障害のある学生の修学に関する検討会」（令和5年4月・高等教育局長決定）
① 紛争解決を含めた相談機能の拡充 ②専門的知識を有する人材育成のための研修機能の拡充 ③地域・企業・社会資源等との連携の更なる推進 → **大学等間の格差の是正、各地域の大学等のネットワーク参画を担保するため拠点数拡充が必要**

★ これらの課題を解決するには、**各大学等が単独で取り組むだけでは限界**。特に、令和6年4月より合理的配慮の提供が義務化される**中・小規模の私立大学等の単独での対応は困難**。
➡ **先進的な取組や知見を持つ大学等が中心となり、国公私立大学や関係機関等が参加・連携するプラットフォームを形成**することによって、専門的知識の涵養及び人材の育成等を図り、**高等教育機関全体における障害学生支援体制を一層充実**させる。

事業内容

事業実施期間	令和6年度～令和10年度（5年間・予定）	件数・単価	4拠点×2,500万円	交付先	拠点大学（4拠点）

① 障害学生支援ネットワークの形成支援・連携
大学等連携プラットフォームへの参加大学等を増やすだけではなく、**地域ごとの障害学生支援ネットワークの形成支援**や日本学生支援機構を含む**既存の障害学生支援ネットワークとの連携**等を実施。

② 専門的知識を有する障害学生支援人材の育成・教職員の理解啓発に向けた研修の実施
拠点となる先進的な大学等を中心に、プラットフォーム参加大学等に向け、「障害の社会モデル」「不当な差別的取り扱い」「合理的配慮の提供」等の基本的な考え方に関する理解啓発から高度な専門的プログラムまで、障害学生支援に関する研修を実施し、**中・小規模の私立大学等も含めた高等教育機関全体における体制整備の促進や、専門的知識を有する障害学生支援人材を育成**。

③ 大学等や学生等からの相談への対応及び大学等に対する支援機器の貸出
大学等からの支援体制の整備や支援方法、合理的配慮の考え方等についての相談、学生等からの相談、紛争の防止・解決に向けた相談に対して、**専門的な助言や提案を行う**。加えて、**大学等に対する支援機器の貸出**を含めた支援を実施する。

④ 規模や体制に関わらず全ての大学等が活用できる障害学生支援の好事例の収集・発信
各大学等で取組が進んでいないもの（就職支援・ガイダンスでの周知等）や、合理的配慮の提供事例、紛争解決事例、学生への「心のバリアフリー」を促進するため学生が学生をサポートする「ピア・サポート」の効果的な実施方法等について、**好事例を収集し、全ての大学等が参照出来るデータベースを構築**。さらに、低年次の障害学生に向けた卒後進路への意識付や、中・小規模大学等における体制整備等の**ロールモデルの事例を収集し、各大学等へ発信**。

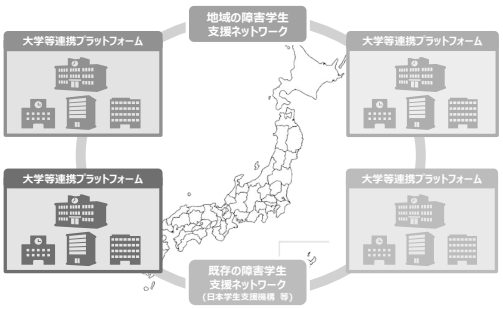

アウトプット（活動目標）
◆ プラットフォームの形成(拠点校採択校数)

R3-R5	R6
2校	4校

短期アウトカム（成果目標）
◆プラットフォームにおける大学等からの相談対応の拡充
【相談件数】R4：224件 → **R6~R7：500件（目標値）**
◆事業参加大学等の増加
【参加校数】R3：83校 → **R6~R7：160校（目標値）**

中期アウトカム（成果目標）
◆大学間連携を含む関係機関との連携実施校数増加
R3：46.4%※→ **R8~R9：90%（目標値）**
◆障害学生支援の専門部署・機関設置校数増加
R3：24.8%※→ **R8~R9：50%（目標値）**

長期アウトカム（成果目標）
◆障害のある学生の就職者数の増加
◆障害者基本計画各成果目標の達成
➡ **共生社会の実現**

※出典：(独)日本学生支援機構「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書(令和3年度)」

リカレント教育等社会人の学び直しの総合的な充実

令和６年度要求・要望額　104億円
（前年度予算額　91億円）

人生100年時代やデジタル社会の進展、絶え間なく変化する社会情勢を踏まえ、産業界や社会のニーズに対応した実践的なプログラムの開発・拡充やリカレント教育の基盤整備を車の両輪として厚労省・経産省と連携しながら推進し、誰もがいくつになってもキャリアアップ・キャリアチェンジを実現し、新たなチャレンジができる社会を構築する。

大学・専門学校・高等専門学校等を活用した社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充

＜社会人を主なターゲットとしている予算事業

①新時代の産学協働リカレント教育モデル開発支援事業
：716百万円（新規）

・特定の大学や高等専門学校と企業とが連携して、新たなリカレント教育のモデルを構築。企業の経営・人事戦略に基づいて、従業員を派遣したり、その受講成果を給与に反映するなど、より進んだ取組を推進。大学等もそれに値するプログラムを企業実務を通じた効果検証のフィードバックを踏まえつつ開発。

②専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育（リ・スキリング）推進事業　：402百万円（402百万円）

・専修学校の教育分野8分野において企業や各業界と連携しプログラムを開発・提供。

③放送大学学園補助金：7,609百万円（7,392百万円）
（同時双方向Web授業をハブとしたリカレント教育及びリ・スキリングの推進等）

・企業等のリカレント教育に対する具体的なニーズも探りつつ、各地域の大学等が強みを持つ研究分野について、各学習センターとタイアップした同時双方向Web授業を展開。

☆大学・専修学校の実践的短期プログラムに対する文部科学大臣認定の充実（非予算）
・大学・大学院「職業実践力育成プログラム」(BP) 及び専修学校「キャリア形成促進プログラム」
⇒ 受講者の学習機会の拡充や学習費用の軽減につながるよう、認定講座をさらに充実。
職業実践力育成プログラム：172大学等、379課程（令和５年６月時点）
キャリア形成促進プログラム：14校、19課程（令和５年１月時点）

④大学等における価値創造人材育成拠点の形成：80百万円（80百万円）

・社会人を対象に、デザイン思考・アート思考の養成、分野横断型の学修を経て、創造的な発想をビジネスにつなぐ教育プログラムの開発及び拠点の形成。

⑤女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業
：29百万円（21百万円）

・女性のキャリアアップ・キャリアチェンジに向けた学び直しやキャリア形成等の総合的支援。

＜社会人をターゲットの一部としている予算事業＞

⑥大学による地方創生人材教育プログラム構築事業
：85百万円（169百万円）

・地域が求める人材を養成するための教育改革を実行するとともに、出口（就職先）と一体となった教育プログラムを実施。社会人も対象に含めた短期プログラムの提供も想定。

⑦地域活性化人材育成事業：888百万円の内数（919百万円の内数）

・学部等の再編を目指す取組、大学間の高度な連携等を通じ、地域資源を結集したプログラムを構築し、イノベーションを担う人材を育成（取組の一部に社会人等を対象とした履修証明プログラムを含む）。

※このほか、国立大学や私立大学等の基盤的経費の算定において、社会人の受入れ状況や組織的な受入れ促進の取組状況が考慮されている。

リカレント教育推進のための学習基盤の整備

①地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業
：290百万円　（新規）

・地域の複数の大学と産業界や自治体等が連携して、リカレント教育に関するニーズ把握やマッチング等を効果的・効率的に行うとともに、企業側における取組の促進も図るプラットフォームを構築し、その取組を促進。

②自律的なキャリア形成支援とリカレント教育普及促進に向けた実証研究事業：77百万円　（新規）

・大学における学びとその後の職業・キャリアとの関係性に関する調査研究を行い、学生・社会人のキャリア観の育成や継続的学習インセンティブの喚起を促進するとともに、大学のリカレント教育講座の改善や企業の人事・研修制度への導入検討に繋がる実証的取組を実施。

③リカレント教育の推進に向けた環境整備事業
：220百万円（30百万円）

・社会人の学びを応援するポータルサイト「マナパス」の機能強化を行い、大学等における講座情報や学習成果等の情報発信、学習歴の可視化・キャリアアップへの活用等を促進。併せて、「マナパス」で周知・広報を行うリカレント教育講座の継続実施を支援。

（担当：総合教育政策局生涯学習推進課）

新時代の産学協働リカレント教育モデル開発支援事業

令和６年度要求・要望額　716百万円

背景

- 労働人口の減少は不可避である中、**労働生産性の向上は国家的課題**
- アメリカ企業と比べて**日本企業のOJT以外での人材投資はわずか1/20程度**
- VUCAの時代にあって真に必要とされるスキルは、**資格や検定ではなく「分野横断的知識・能力」「理論と実践の融合」「分析的思考」等**※であり、**リカレント教育を大学等の責務として行う必要**
  ※経団連産学協議会2022年報告／世界経済フォーラム「仕事の未来2020」
  ※これらの能力は職業上も活用可能性が高く、大学での育成が期待される高度なリ・スキリングであり、リカレント教育の一部と捉える。
- しかし、現実には**企業は大学等をリ・スキリングやリカレント教育の場とみなしていない**
  （過去５年で従業員を大学等に送り出した企業等は10%未満）
- 国際的にも社会人割合が低い日本の大学は、**産業界のニーズに柔軟に対応できる教育体制が不十分**

目的

◆**「企業成長に直結する」「高等教育機関しかできない」リカレント教育モデル**を確立
＜KPI：参画企業等のうち、大学等で学ぶ従業員への支援制度を整備する者の割合＞

◆社会人向けの**リカレント教育の提供を強みとして成長する大学**の創出
＜KPI：開発された教育モデルのうち、受講料収入等による自立的運営を達成したものの割合＞

実施内容

※ 地域・業種等により様々な企業等の協力を得て実践的かつ持続的な実施体制を構築するため、成果を踏まえた企業等の行動変容を促す期間も考慮し、事業期間は３年間。

１．高度人材育成のための産学協働リカレント教育モデルの開発

➢ 特定の大学や高等専門学校と企業とが連携して、新たなリカレント教育のモデルを構築。企業の経営・人事戦略に基づいて、従業員を派遣したり、その受講成果を給与に反映するなど、より進んだ取組を推進。大学等もそれに値するプログラムを企業実務を通じた効果検証のフィードバックを踏まえつつ開発。

［メニューⅠ］分野横断型　４件×0.8億円
［メニューⅡ］分野特化型　15件×0.4億円
計9.2億円×2/3＝要求額6.1億円
※企業にも主体的な参画を求めるため、補助率2/3とする

メニューⅠ・Ⅱ実施要件

①産業界と大学等の協働体制の構築
➡ 組織対組織での持続可能で発展的なリカレント教育体制
«大学等»コーディネーター配置、学内のリカレント教育体制構築や企業等連携の調整・推進等
«企業等»従業員の送り出し、派遣受講生の成果に関するデータ提供、処遇・人事制度への反映検討等

②成長分野をはじめとした教育プログラムの開発
➡ 高等教育機関にしかできない教育で、産業界に人材投資メリットが実感できるプログラム開発
例 <生成AIの導入による企業成長とリスクマネジメントプログラム> <GXやSDGsなどの企業戦略を担う人材のためのプログラム>
<半導体開発の最先端の研究動向を踏まえたプログラム> <企業経営理論をベースとしたマネジメント人材育成プログラム>
社会の多様なニーズに対応する大学等にしか出来ない教育プログラムを開発・実施し、その成果を学位プログラムに反映することも推奨

２．産学協働リカレント教育体制構築のための伴走支援

【１億円】（民間企業等への委託等 2か所）

➢ リカレント教育体制構築に際して、産業界のニーズと大学等の教育資源のマッチングから教育コンテンツの開発、企業派遣を含む受講者確保、終了後のプログラム改善や継続派遣に向けたフォローに至るまで、進捗を把握し、調査・助言等を通じて持続的教育体制の構築を全面的に支援する。

➢ 大学等の拠点採択に際する事業計画審査や採択後の評価、改善に向けたアドバイス等を行う。

→ リカレント教育の実施を大学のミッションとして明確に位置付け、全学的な体制整備を行うなど、大学・大学院の改革につなげる。

（総合教育政策局生涯学習推進課）

大学等における価値創造人材育成拠点の形成

令和６年度要求・要望額　80百万円
（前年度予算額　80百万円）

文部科学省

事業を実施する背景・概要

- VUCAの時代において、**変化に対応し、不断に能力を向上させていくことが重要**。
- 教育未来創造会議等の政府会議や経団連をはじめとした産業界から、**新規事業の創出ができる、スタートアップにも貢献できる人材が強く求められている**。
- その中で、創造性を発揮して付加価値を生み出す価値創造人材の育成が重要で、**AIでは代替できない、創造性・感性・デザイン性・企画力などを身につけさせることが重要**。
- ついては、大学に対する支援を通じて、**企業・社会に対して価値創造ができる人材の継続的な供給を行うとともに、そのノウハウを他の教育機関等に展開する拠点を構築**する。

事業実施計画

【令和3年度】 プログラムの開発（東京工業大学、京都大学）
【令和4年度】 プログラムの実施、企業における活用開始
【令和5年度】 プログラムの実施・改良、企業と連携した活用促進、自走化の準備
【令和6年度】 企業や他大学等との連携を通じたプログラム展開、拠点構築準備
【令和7年度】 拠点の持続的運営体制の構築完成、**令和7年度に事業終了**

令和６年度に実施する内容

- 令和５年度までに２拠点で開発・実施したプログラムについて、創造的発想をビジネスにつなぐ価値創造人材育成プログラムとして、企業や他大学等と連携しながら展開・改良するとともに、最終的な拠点構築に向けて修了生を含めたネットワークの強化と活動活性化を図る。
- 実施したプログラム内容の評価方法を検討し、持続的なプログラム点検・改善のプロセスの確立を図るとともに、プログラムの自走に向け評価に基づく適切な受講料設定を模索する。
- プログラムの全国普及に向けたシンポジウム開催やオンライン配信・企業向け研修プログラム等への応用などを通じた横展開を図る。

政府文書等における提言

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画「フォローアップ」」（令和4年6月閣議決定）
- デジタル・グリーン等成長分野やスタートアップ、新規事業創出等新たな価値を創造する人材の育成に関するプログラムの開発を支援する。
- 個人の内面や顧客ニーズに基づく創造的な発想をビジネスにつなぐため、2021年度に開発した教育プログラムを、2022年度から実際に運用し、プログラムの改良及びこれを実践する大学等の拠点構築を早急に進める。

「教育未来創造会議提言」（令和4年5月政府会議決定）
- デジタル・グリーン等成長分野やスタートアップ、新規事業創出等新たな価値を創造する人材の育成に関するプログラムの開発を支援する。

価値創造人材育成事業の体系図

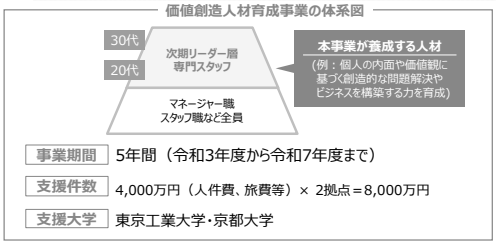

事業期間	5年間（令和3年度から令和7年度まで）
支援件数	4,000万円（人件費、旅費等）× 2拠点＝8,000万円
支援大学	東京工業大学・京都大学

アウトプット（活動目標）	アウトカム（成果目標）	インパクト（国民・社会への影響）
• 事業における連携企業数 • プログラムの社会人受講者・修了者数 • プログラムと連携した企業数:計50以上	• 連携企業の事業満足度 100% • 価値創造プログラムを実施する大学数の増加 • 創造力を重視する企業の増加 • 修了生の新規事業立ち上げの貢献など	• 既存の価値観や枠組みに捕らわれない創造力のある人材育成の強化 • 付加価値を高めた商品開発や新しい社会の在り方の創出 • 生産性の向上、国際競争力の確保

（総合教育政策局生涯学習推進課）

女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業

令和6年度要求・要望額　29百万円
（前年度予算額　21百万円）

文部科学省

【事業開始年度：令和２年度】

背景等

- 少子高齢化、Society5.0の実現を見据える中、**あらゆる分野での女性の参画拡大は社会・経済の持続可能な発展のために重要。**
- 第5次男女共同参画基本計画（令和２年12月）では、**社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、指導的地位への女性の参画の拡大が極めて重要**とされた。
  - 「2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。」ことが目標として掲げられ、
  - 学校教育分野においては、**初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合を令和７年までに、校長20%、副校長・教頭25%とする成果目標が設定**。
- 女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太2023）（令和５年６月）では、「児童生徒の固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消するための取組や、**幼児期からも同様に、固定的な性別役割分担意識等を植え付けることなく、女子の理工系分野での活躍など将来のあらゆる選択肢について自由な希望を抱くことができるようにするための教育環境の整備に資する取組を行う。**」とされている。

令和2年度より、女性の多様なチャレンジに必要となる学びを総合的に支援する仕組みづくりに関するモデルを構築。
令和6年度は、女性教育関係団体、大学及び研究者、企業等が連携し、女性が指導的立場に就くに際して必要となる体系的な学習の提供等、女性の多様なチャレンジを総合的に支援するモデルを構築。さらに、我が国の将来を担う子供たちの最も身近な存在である学校運営における女性の参画を推進し、子供たちの男女共同参画を推進する意識を醸成することに加え、幼児期の教育現場等における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する方策について調査研究を行う。

取組❶　多様なチャレンジに寄り添う学び・社会参画支援モデルの構築

- 男女共同参画、女性の活躍等に知見を持つ女性教育関係団体と多様な分野に高度な知見を持つ大学及び研究者、企業等が連携し、総合的な知識、的確な判断力と実行力を高め、**組織の指導的立場として、より高度な社会参画を目指す女性の支援に資する社会教育プログラム（ウィミンズカレッジ）**を構築。
- 同プログラムでは、男女共同参画に関する知識の他、Society5.0時代の最先端のリベラルアーツや、ビジネスや高度な意思決定の場で求められる的確な判断力等、多種多様な社会生活においてアップグレードを目指す女性を対象に、それぞれの知識の体幹強化に必要となるオーダーメイド型の学習機会を提供するモデルを構築する。

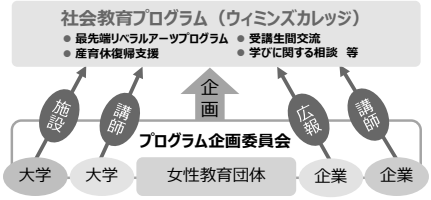

取組❷　学校教育分野における女性の意思決定過程への参加

- 学校教育分野において女性の採用・登用が進まない地域が抱える課題について把握し、その課題解決に役立つ好事例や教員を目指す女性が管理職等へのキャリアを志向することができるようなロールモデルを収集し、全国フォーラム等の開催により横展開を図る。

取組❸　固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に資する調査研究

- 未就学児がジェンダーバイアスにより自分の可能性を狭めてしまわないよう、幼児期の教育現場等における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する方策について調査研究を行う。

リカレント教育の推進に向けた環境整備事業

令和６年度要求・要望額　220百万円
（前年度予算額　30百万円）

文部科学省

社会人の大学等での学びを応援するサイト「マナパス」の運用

※令和２年度から継続的に運用

事業を実施する背景

- **大学・民間企業等が提供するプログラム**や**学修を通じて得られる成果**に関する情報が不足していることが、個人の学び直しや企業での人材育成が進展しない要因の一つと考えられる。
  ＊自己啓発における課題や企業が大学等をリカレント教育に活用しない理由として、情報不足が挙げられている。
- 社会人の学びにおける課題として、「自分が何を学べば良いか分からない」、「学んだ結果がどのように評価されるか分からない」、「学ぶ意欲が持てない」等が挙げられており、学ぶ個人に対しても伴走支援が必要。
- 上記の背景を踏まえ、**産学官リソースの活用**や、**関係省庁との連携**を通じて、リカレント教育に関する情報によりアクセスしやすい環境整備を実現する。

過去の取組

【令和2年度】サイトの公開、コンテンツ（検索機能、特集、修了生インタビュー等）の充実、イベント開催、テレビ・ラジオ・SNS等を活用した広報
【令和3年度】既存コンテンツの充実、新規コンテンツ（いいね、コメント、マイページ機能等）の追加、厚労省Job-tagとの連携、イベント開催
【令和4年度】企業向けページ開発、マイページ機能充実、民間企業等提供講座の掲載、民間・自治体等他サイト連携
【令和５年度】オンラインコミュニティ機能の開発、企業向けページ充実、マイページにおけるオープンバッジ貼付機能の本格実装、マイジョブ・カードとのシステム連携準備

令和６年度の取組　【実施主体：民間企業等 1箇所×1.2億円】

- **マッチング機能の充実化**：人材サービス企業のノウハウを活用し、以下の機能を開発する。
  ①キャリアカウンセリング機能　②各業種に求められるスキルや学びのレコメンド機能
  ※令和５年度に開発予定のオンラインコミュニティとも連携する形での実装を検討
- **動画コンテンツによる付加価値向上**：社会人向け講座の一部や学びのロールモデル、学びの成果等に関する動画をマナパス上で公開することで、受講のインセンティブを高める材料とする。
- その他、学習記録を就職等に活用するためマイジョブ・カードとのシステム連携、民間講座の充実、特集ページや修了生インタビューの充実、webプロモーション、サイバーセキュリティ強化等

リカレント教育プログラムの発展的継続支援

事業を実施する背景

- 大学等が開発・提供するプログラム数は増加しているが、社会人の学びにおいて費用面の課題は大きい。
- 文部科学省の職業実践力育成プログラム（BP）認定や、厚生労働省の教育訓練給付対象講座の指定を受けることで、受講費用の負担軽減が図られるが、当該認定・指定を受けるには３年程度の就職実績など一定期間のプログラム継続による実績が必要。

実施内容　【実施主体：大学等 15箇所×0.1億円×２/３】

- 上記の背景を踏まえ、近年開発された大学等のリカレント教育プログラムについて、優良なものの継続的改良・実施を支援。
- BP認定、教育訓練給付の指定を受けることを目指し、マナパス上でも積極的に周知・広報を行うことを要件とする。

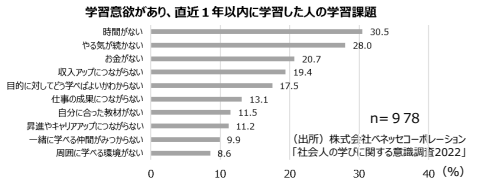

事業を通じて得られる成果（インパクト）

✓ 学びに関する情報取得を円滑化することで、個人の学び直し及び企業の人材育成を促進し、時代の変化に対応できる人材の輩出や労働生産性の向上に寄与。

✓ 学習によって得られる成果や学習歴を可視化するとともに、キャリアカウンセリングによる就職・転職等キャリアアップを支援することで、自律的キャリア形成の意識向上や、労働移動の円滑化にも寄与。

（総合教育政策局生涯学習推進課）

社会人等の学び直し情報発信ポータルサイト「マナパス」

マナパス
社会人の学び応援サイト

マナパスに掲載している情報

・令和２年４月よりサイトの本格運営を開始し、**１日あたりのPV数は3,000程度。**
・マナパスの**マイページ登録者数は639人**（20～30代が約31%、40～50代が約50%、令和４年度末時点）。
・Yahoo！バナー広告やテレビ番組、ラジオ番組、教育関係のイベント等でも紹介！

職業情報提供サイト「job tag（じょぶたぐ）」、「マナビDX（デラックス）」等、社会人に有益な情報を発信するサイトとも相互リンク等により連携！！

＜講座検索＞

大学・専門学校の社会人向けプログラムを中心に5,000程度の講座を掲載！「オンライン」「取得資格」「費用支援（教育訓練給付制度対象講座等）」など、希望に沿った条件検索も可能！企業における利用が想定される講座の検索が可能な「企業向け講座検索ページ」を令和４年12月に開設

＜学びのガイド機能＞

検索タグで、性別・年代、問題意識に合わせた学びのモデル検索（修了生等のインタビュー）や実践的、経済的支援のあるプログラムの検索が可能！！

＜特集ページ＞

「地方創生」「就職氷河期」「経済的支援」「女性の学び」等社会的にホットなテーマと学びを掛け合わせて紹介！！

＜いいね機能＞

ユーザーから関心の高い講座が一目でわかるように、「いいね機能」を搭載！！

＜ランキング機能＞

ビジネスや健康福祉、情報といった分野別のアクセスランキングを日々更新中！！

＜マイページ機能＞

会員登録をすることで、お気に入りの講座を登録したり、過去に見た講座情報が確認できるように！！
学習履歴も記録可能で、令和４年12月にはオープンバッジ（URL）の貼り付け機能も実装。

＜動画紹介＞

社会人の学びに対する教育界・産業界からのメッセージや、大学・専門学校の学習事例を紹介！！

地域ニーズに応える産学官連携を通じた リカレント教育プラットフォーム構築支援事業

令和６年度要求・要望額　290百万円

文部科学省

背 景

- リカレント教育の実施にあたり、地域の企業・自治体等のニーズの把握や、それに対応した教育プログラムの開発・提供、受講生確保に向けた広報・周知等が必要になるが、これらを全ての教育機関が個別に行うのは非効率。
- リカレント教育の持続的な推進を図る上で、個人のやる気のみに頼ることには限界がある。他方、企業側にとって、生産性の向上や従業員のエンゲージメントの向上に資する等のメリットがあるため、組織的な取組を進める意義は大きい。但し、個別企業の努力に委ねず、地域単位で取組の推進を図らないと実効性の確保は困難。
- **企業側においても、従業員の学習インセンティブの向上、学びやすい環境の整備、学習成果の適切な評価等の取組に関し、地域の産業界で指針等を策定・共有し、大学とも連携しつつその推進を図ることが重要。**

事業の実施内容

- 地域の複数の大学と産業界や自治体等が連携して、以下の通り、リカレント教育に関するニーズ把握やマッチング等を効果的・効率的に行うとともに、企業側における取組の促進も図るプラットフォームを構築し、その取組を促進。

【フェーズ①】プラットフォームの形成、地域の人材育成ニーズと教育資源のマッチング

産学官金による「リカレント教育プラットフォーム」を構築した上で、地域の産業構造を踏まえた人材育成に関する課題を整理し、その解決に向け、域内の大学等が行うリカレント教育とのマッチングを図る。
併せて、地域のリカレント教育の必要性やメリットを理解・共有するためのシンポジウム等を開催。

【フェーズ②】企業側の評価や環境整備等を含む、総合的リカレント教育推進体制の整備

1）教育プログラムの適切な評価方法・体制の整備

リカレント教育を利用する企業側がその有用性等を適切に評価しうる評価方法を定め、その結果に基づき、従業員の継続的な受講に値するように教育機関側が改善を図るといった好循環を構築する。

2）企業側における環境整備の促進

フェーズ①段階の実施状況を踏まえた上で、リカレント教育に関する企業側における取組（従業員の学習インセンティブの向上、学びやすい環境の整備、学習成果の適切な評価等）について、大学側の取組（修了者のコミュニティ形成や、学びやすい授業形態の工夫、学習成果の可視化等）との連携を図りながら、リカレント教育プラットフォームが主導して地域単位での推進を図る。

3）経営者層をターゲットにしたリカレント教育プログラム開発

地域の経営者層等をターゲットにした、上記1)の企業側における環境整備や、大学等との連携の促進に資するリカレント教育プログラムを、経営者層側の主体的な参画を得て開発・実施する。

※ フェーズ②では、企業側の観点からの評価方法を定め、実際の評価をプログラムの改善に反映し、それを踏まえて更に評価方法を見直すという一連の取組が必要であること、また、地域や分野ごとに異なる実情に対応しながら、取組の促進・改善を図る必要があることから、複数年にわたって体制整備を図ることが不可欠。

政府文書等における提言

「成長戦略等フォローアップ」（令和５年6月16日閣議決定）

Ⅰ　人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」
（地域の産業界のニーズに合わせた教育プログラムの提供）

- 地域の産業界のニーズに合わせた高度人材を育成するため、地域の大学、地方自治体等にコーディネーターを配置し、当該ニーズを踏まえたリ・スキリング・プログラムの提供等を支援する。

※委託金額
・新規：30百万×５か所
・既存事業（R４第２次補正）の受託機関：12百万円×12か所

※事業期間は３年
（既存事業の受託機関は２年）

※委託先は大学コンソーシアムや自治体等

主な実施事項

フェーズ①～

- リカレント教育に関する人材ニーズの調査
- コーディネーター配置
- 大学等の教育コンテンツと地域ニーズのマッチング
- プログラムや事例の広報・周知（コンテンツ集約）

フェーズ②～

- 企業等の観点から、受講の有用性等に関する評価方法を策定
- 評価結果に基づきプログラムを改善。評価方法も適宜見直し。
- 企業側のリカレント教育に関する取組状況を共有
- 地域におけるリカレント教育の受講促進に向けた企業側の環境整備に関する指針等を明示
- 大学側における当該指針等に対応した取組推進

- 大学等の協力を得た経営者向けプログラム開発
- 地元企業の経営者を集めたプログラム提供

（総合教育政策局生涯学習推進課）

自律的なキャリア形成支援とリカレント教育普及促進に向けた実証研究事業

令和６年度要求・要望額　77百万円

文部科学省

背景・事業概要

- 新資本主義実行本部が掲げる「三位一体の労働市場改革」では、「リ・スキリングによる能力向上支援」が柱の一つとされ、それを支える「自律的なキャリア形成」も重視。
- 自律的なキャリア形成を推進していくには、学びとキャリアの関係を整理して明確にするとともに、学びに向けたインセンティブを喚起・持続するための仕組みを工夫するなど、キャリアの中に学びを循環的に組み込むための後押しが必要。
- このため、職業・キャリアに関して多くのデータや知見を有する人材サービス業者の協力を得て、大学における学びとその後の職業・キャリアとの関係性に関する調査研究を行い、その結果を活かして、①学生・社会人のキャリア観の育成や継続的な学びのインセンティブの喚起・持続をはじめとして、②大学における教育プログラムの質的改善、③企業の人事・研修制度における大学でのリカレント教育の活用、などにも資する取組について、総合的な実証研究等を行う。

「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2023」
（令和５年6月16日閣議決定）
第2章　新しい資本主義の加速
（三位一体の労働市場改革）
一人一人が自らのキャリアを選択する時代となってきた中、職務ごとに要求されるスキルを明らかにすることで、労働者が自らの意思でリ・スキリングを行い、職務を選択できる制度に移行していくことが重要であり、内部労働市場と外部労働市場をシームレスにつなげ、労働者が自らの選択によって労働移動できるようにすることが急務である。

実施内容

（受託先: 民間企業１（連携大学15程度），事業期間: ３年）

調査研究・分析

大学における学びとキャリアの関係性に関し、以下のような調査を実施。（働いている業種や学んだ大学等の属性も踏まえて分析）

- 大学での学びを通じて得たスキル・能力が、どういった職業・業務で活かされているのか
- 社会人になってから、大学でどのような学びをした者が、その後どのようなキャリアパスを歩んでいるのか
- 卒業生が現在のキャリアで直面する課題に対応するために必要な学びは何か

実証的取組み

学生・社会人の自律的なキャリア形成に資するものとして、例えば、以下のような実証的取組みを行う。

- 学生や卒業生に対し、母校における学びと卒業生のキャリアとの関係性を示したり、母校のリカレント教育の情報を卒業生の利用状況と併せて提供したりすることにより、学びのインセンティブを効果的に向上させ、持続的な学びのコミュニティを形成する
- 卒業生が就業後に実感する必要性に基づいてリカレント教育プログラムの開発・改善を行い、その誘引力や満足度を高める
- 左記調査結果等を活用し、大学でのリカレント教育を企業の人事・研修制度の一環に位置づけるような取組の導入に向けた提案やその効果検証を行う

効果検証・持続的システム化

以下のような追跡調査等を行うことで、左記の取組の効果を検証し、より効果的な取組となるよう改善を図るとともに、持続可能な実施体制の確立を支援。

- リカレント教育を受けた卒業生のその後のキャリア・意識変化の追跡調査
- プログラムの誘引力や満足度の高まり、また、企業等の人事・研修制度における大学の活用等に関して、これらの取組が学びの継続性に及ぼす影響の追跡調査

イメージ

（総合教育政策局生涯学習推進課）

高等教育の修学支援の充実

令和6年度要求額・要望額　事項要求※こども家庭庁計上予算含む
（前年度予算額　　6,314億円）

文部科学省

事業概要

「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年5月法律第8号）に基づき、少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）を確実に実施（こども家庭庁計上）する。
また、本事業と一体的な無利子奨学金事業についても、意欲のある学生等が経済的理由により進学を断念することがないよう、貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を確実に実施する。
※令和６年度より、高等教育の修学支援新制度の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への支援の拡大や、大学院修士段階における授業料後払い制度の創設、貸与型奨学金における減額返還制度の年収要件等の柔軟化による拡充を実施
※教師人材確保方策として、奨学金の返還支援も検討

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）：事項要求（5,311億円）

【対象の学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
【 対象の学生 】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生等
（準ずる世帯の学生等には2/3又は1/3を支援。令和６年度拡充対象の多子世帯には1/4、私立理工農系は授業料の文系との差額を支援）
【 財　　源 】消費税による財源を活用
（少子化に対処するための社会保障関係費としてこども家庭庁に予算計上、文部科学省で執行）

個人要件

○進学前は成績だけで否定的な判断をせずレポート等で本人の学修意欲を確認

○大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

機関要件

（国等による要件確認を受けた大学等が対象）

○学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等

○経営課題のある法人の設置する大学等は対象外

授業料等減免【国等が各学校に交付】

○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。

（授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約８万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約７万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金【日本学生支援機構が各学生等に支給】

（既存の給付型奨学金を受けている者は原則、新制度へ移行するが、移行ができない場合には卒業まで経過措置をとる。）

○ 学業に専念するため、必要な学生生活費を賄えるよう措置。

（給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

国公立　大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立　高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立　大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立　高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

（担当：高等教育局学生支援課）

無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与の確実な実施　無利子奨学金：事項要求（1,003億円）

区分		無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員		※ **（50万3千人）**	**66万7千人**
事業費		※ **（2,957億円）**	**5,862億円**
	うち一般会計等	※ （**政府貸付金** 1,003億円 （一般会計）	**財政融資資金** 5,271億円
貸与月額		学生等が選択 （私立大学自宅通学の場合） ２、３、４、５．４万円	学生等が選択 （大学等の場合） ２～１２万円の１万円単位
貸与基準	学力	・高校評定平均値 ３．５以上（予約採用時）　等	①平均以上の成績 ②特定の分野において特に優秀な能力を有する ③学修意欲がある　等
貸与基準（令和6年度採用者）	家計	私大自宅・給与所得・４人世帯の場合（目安） ※家計基準は家族構成等による	
		約８００万円以下	約１，１４０万円以下
返還期間		卒業後２０年以内 ※所得連動返還を選択した場合は、卒業後の所得に応じて変動	卒業後２０年以内 （元利均等返還）
返還利率		**無 利 子**	上限３％（在学中は無利子） （令和５年３月貸与終了者） 利率見直し **０．３００％** 利率固定 **０．９０５％**

（注）無利子奨学金の貸与人員、事業費における下段の()書きは前年度の予算規模

博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保

令和6年度要求額・要望額　221億円
（前年度予算額　36億円）

文部科学省

背景・課題

○ 博士後期課程学生は、我が国の科学技術・イノベーションの一翼を担う存在であるが、近年、「博士課程に進学すると生活の経済的見通しが立たない」「博士課程修了後の就職が心配である」等の理由により、修士課程から博士後期課程への進学者数・進学率は減少傾向にある。

○ このため、①優秀な志ある博士後期課程学生への経済的支援を強化し処遇向上を図るとともに、②博士人材が幅広く活躍するための多様なキャリアパスの整備を進めることが急務。

【経済財政運営と改革の基本方針2023（令和５年６月16日閣議決定）抜粋】
博士課程学生の処遇向上、挑戦的な研究に専念できる環境の確保、博士号取得者が産業界等を含め幅広く活躍できるキャリアパス整備等、魅力的な展望が描けるよう総合的な支援を一層強化する。

【主要国における博士号取得者数の推移】

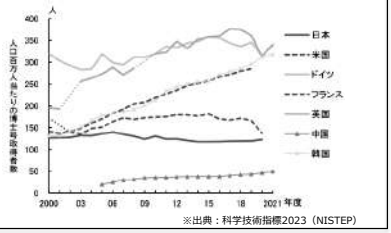

※出典：科学技術指標2023（NISTEP）

事業概要

【事業概要】

「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」及び「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」を一体化して実施する博士支援事業。

優秀で志のある博士後期課程学生が研究に専念するための経済的支援（生活費相当額及び研究費）及び博士人材が産業界等を含め幅広く活躍するためのキャリアパス整備（企業での研究インターンシップ等）を一体として行う実力と意欲のある大学を支援する。（令和３年度より実施）

【支援規模等】

支援対象：国公私立大学（JSTによる助成事業）

支援人数：約10,800人/年（前年度比約1,800人増）
（博士後期課程学生1年（秋入学を含む）、2年、3年、4年（4年制のみ）の合計）

支援単価：博士学生１人当たり、生活費相当額・研究費とキャリアパス整備費を合わせて290万円を基本とする。

事業期間：学生への支援の安定性に留意しつつ、各大学の取組状況や大学ファンドの運用益による支援策の検討状況等を踏まえ実施。

※創発的研究推進基金も別途活用

【支援内容】

①優秀な博士後期課程学生への経済的支援

優秀な博士後期課程学生を選抜。学生が研究に専念できるよう、生活費相当額（年間180万円以上）及び研究費からなる経済的支援を実施。

②博士人材のキャリアパス整備

高度な研究力を有する博士人材が多様な分野で活躍できるよう、企業での研究インターンシップや海外研鑽機会の提供、マネジメントなどのスキル形成等の取組を実施。

【支援スキーム】

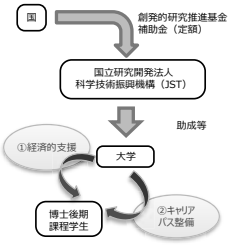

【第６期科学技術・イノベーション基本計画目標値の達成状況】

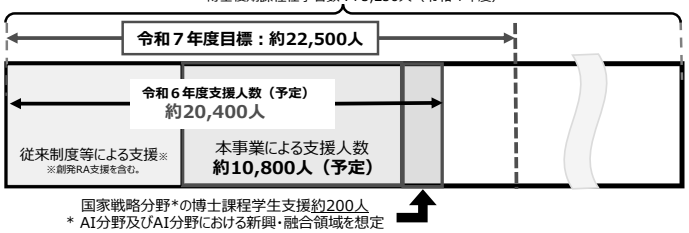

国家戦略分野*の博士課程学生支援約200人
* AI分野及びAI分野における新興・融合領域を想定

Cross AI Talent Development

（次世代AI人材育成プログラム） 令和6年度要求・要望額 25億円（新規）

国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成

背景・課題

○ ChatGPTなど、超大規模深層学習で作られた基盤モデルに基づく生成AIは、人間の知的作業全般に急速な変革をもたらし、産業、研究開発、教育、創作など様々な分野に幅広く波及してきている。経済安全保障や科学研究の国際競争力も左右することから、米国をはじめ各国において国家戦略・政策の検討が急速に立ち上がっている。

○ 我が国においても、このような国家戦略分野において、イノベーション創出や産業競争力強化をはかるため、若手研究者や博士後期課程学生がオープンな研究環境で活躍できる支援の抜本的な拡充が必要。

AI に関する暫定的な論点整理
（令和5年5月26日、AI戦略会議）
・可及的速やかに生成AIに関する基盤的な研究力・開発力を国内に醸成することが重要である
・世界からトップ人材が集まり切磋琢磨できる研究
・人材育成環境の構築や産学官の基盤開発力の強化を進めていくことが期待される。

事業概要

【事業の目的・目標】

○ **緊急性の高い国家戦略分野**として、**AI分野及びAI分野における新興・融合領域（クロスAI研究分野）を設定**。

○ 当該分野の**人材育成及び先端的研究開発を推進**。

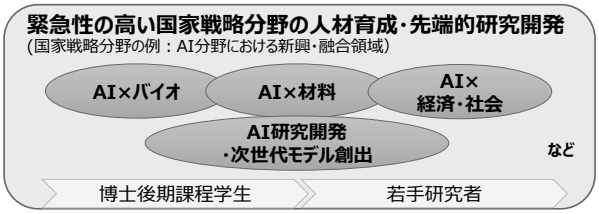

【支援イメージ】

○ 支援対象

1．若手研究者

国家戦略分野におけるオールジャパンの基盤構築・研究力向上に大きく貢献する大学等における独立した/独立が見込まれる研究者

✓ 研究費：直接経費＋間接経費（独立支援も検討）
✓ 人件費：研究者の流動性及び人材獲得力を高めるため、人件費を上乗せ支援
（支援単価20百万円、支援人数50人を想定）

2．博士後期課程学生

国家戦略分野における博士後期課程学生

✓ 支援内容：当該分野の博士号取得を促す観点から、十分な生活費相当額及び研究費を支援
（支援単価6百万円、支援人数200人を想定）

【事業の特徴】

- 緊急性の高い国家戦略分野への挑戦を志す若手研究者が、**所属機関に関わらず**、最適な場所を求めて**自由に独立**して研究に従事し、**ステップアップできる**環境を構築（クロスアポイントメント制度の最大活用）
  - ✓ 自身が持つ高い専門性（バイオ、材料など）を活かしつつ、それを超えて国家戦略分野にチャレンジする意欲を喚起**【異分野融合】**
  - ✓ 産学官のセクターを超えた複数の組織への所属を推奨し、国家戦略分野に従事する人材の流動化を促進**【人材流動化】**

（イメージ例）・科学研究向け生成AIモデル（科学基盤モデル）を利用し、クロスAI研究を行う際、AI分野の研究機関（理研等）とクロアポ契約を行う
・基盤モデルの学習・生成機構の解明や高度化等の研究を行う際、「生成AIモデルの透明性・信頼性の確保に向けた研究開発」の実施機関とクロアポ契約を行う

- 国家戦略分野の**研究者層を厚くする**ため、同分野に資する研究に取り組もうとする博士後期課程学生に対して、**十分な生活費相当額及び研究費をインセンティブ付与**

科研費 科学研究費助成事業（科研費）

令和6年度要求・要望額 2,566億円
（前年度予算額 2,377億円）

事業概要

○ **人文学・社会科学から自然科学まで全ての分野**にわたり、**基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させる**ことを目的とする競争的研究費

○ 大学等の研究者に対して広く公募の上、複数の研究者（8,000人以上）が応募課題を審査する**ピア・レビューにより、厳正に審査**を行い、豊かな社会発展の基盤となる**独創的・先駆的な研究**に対して研究費を助成

○ **科研費の配分実績（令和4年度）**：
応募約9.2万件に対し、**新規採択は約2.6万件**（継続課題と合わせて**年間約8.3万件の助成**）

予算額の推移

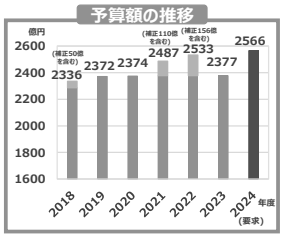

主な制度改善

［H23］基金化の導入
［H27］国際共同研究加速基金の創設
［H30］区分大括り化、審査方法の刷新
［R02］全ての手続をオンライン化
新型コロナの影響：柔軟な対応
［R03］国際先導研究の創設
（海外レフェリーによる審査導入）
［R04］審査区分表の改正
特別研究員奨励費の基金化

令和6年度概算要求の骨子

1．若手・子育て世代の研究者への支援強化

○ 若手・子育て世代の研究者を含む研究者延べ約４万人が参画する**「基盤研究(B)」**、**「学術変革領域研究(B)」**において、**研究の進捗に応じた研究費の柔軟な使用**により研究の質を抜本的に高める**基金化**を推進。

○ 若手・子育て世代の研究者がより積極的に研究に復帰・参画できる環境を整備するため、研究活動のスタートを支援する**「研究活動スタート支援」**の**応募要件の緩和・支援の拡充（採択数増）**を図る。

2．国際共同研究の強化

○ **「国際先導研究」**により、高い研究実績を有するトップレベル研究者が率いる優れた研究チームの**国際共同研究を強力に推進**すると同時に、**世界を舞台に戦う若手研究者の育成**を強化する。

○経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）
・価値観を共有するG7を始めとした同士国やASEAN等との科学研究の連携を強化する。オープンサイエンスや、戦略的な国際共同研究等を通じた国際頭脳循環を加速する。
・研究の質や生産性の向上を目指し、国際性向上や人材の円滑な移動の促進、（中略）等[312]を図る。
[312] （中略）科学研究費助成事業（科研費）の基金化を含む研究活動の柔軟性を高める競争的研究費の一体的改革、研究を支えるマネジメント・支援人材の活用促進等。

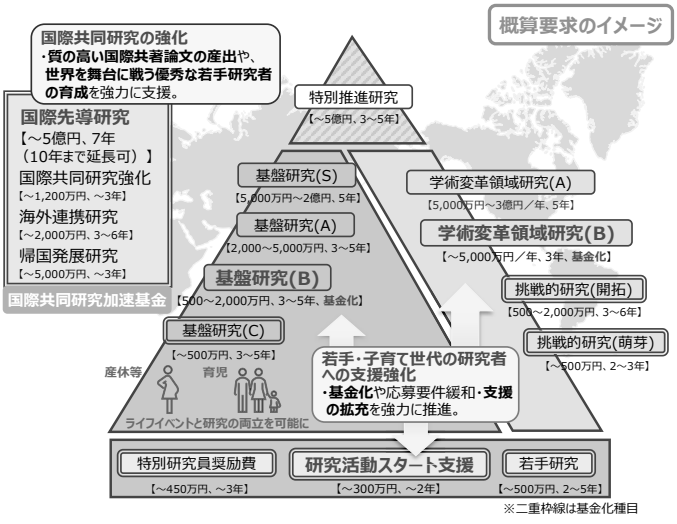

戦略的創造研究推進事業(新技術シーズ創出)

令和６年度要求・要望額：470億円
（前年度予算額：437億円）
※運営費交付金中の推計額

概　要

○国が定めた戦略目標の下、組織・分野の枠を越えた時限的な研究体制(**ネットワーク型研究所**)を構築し、イノベーションの源泉となる基礎研究を戦略的に推進。
○チーム型研究の**CREST**、若手の登竜門となっている「**さきがけ**」、卓越したリーダーによる**ERATO**等の競争的研究費を通じて、研究総括が機動的に領域を運営。
○令和６年度は、「科学技術・イノベーション基本計画」を踏まえ、**基礎研究の強化に向けた拡充**や**研究成果の切れ目ない支援の充実**等を進めるとともに、**創出されたトップサイエンス成果をトップイノベーション（経済的・社会的価値創造）につなぐ延長支援の拡充や物価等高騰への対応**に取り組む。

＜参考＞「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和３年３月26日閣議決定）
・戦略的創造研究推進事業については、2021 年度以降、若手への重点支援と優れた研究者への切れ目ない支援を推進するとともに、人文・社会科学を含めた幅広い分野の研究者の結集と融合により、ポストコロナ時代を見据えた基礎研究を推進する。また、新興・融合領域への挑戦、海外挑戦の促進、国際共同研究の強化へ向け充実・改善を行う。
「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和５年６月16日閣議決定）
・破壊的イノベーションの創出に向け、林立・複雑化した研究資金を不断に見直しつつ、基礎研究や、初期の失敗を許容し長期に成果を求める研究開発助成制度を、ステージゲート等の評価を着実に行いながら、更に充実・推進する。

文部科学省

戦略目標の策定・通知

【戦略目標の例】
- 量子フロンティア開拓のための共創型研究
- 海洋とCO_2の関係性解明と機能利用
- 新たな半導体デバイス構造に向けた低次元マテリアルの活用基盤技術
- 人間理解とインタラクションの共進化
- 革新的な細胞操作技術の開発と細胞制御機構の解明

科学技術振興機構

研究領域の選定、研究総括の選任

卓越した人物を研究総括として選抜

CREST
研究領域
研究総括　アドバイザー
研究チームの公募・選定
〈研究チーム〉
研究代表者
研究者
トップ研究者が率いる複数のチームが研究を推進(**チーム型**)
- 研究期間：５年半
- 研 究 費 ：1.5～5億円程度/チーム（※1）
- 令和６年度新規採択予定課題：61課題
- 発足年度：平成７年（前身事業）（※2）

さきがけ
研究領域
研究総括　アドバイザー
個人研究者の公募・選定
個人研究者
領域会議
若手研究者が異分野ネットワークを形成し、挑戦的な研究を推進(**個人型**)
- 研究期間：３年半
- 研 究 費 ：3～4千万円程度/人（※1）
- 令和６年度新規採択予定課題：191課題
- 発足年度：平成３年（前身事業）（※2）

ACT-X
研究領域
研究総括　アドバイザー
個人研究者の公募・選定
個人研究者
領域会議
博士号取得後8年未満の研究者の「**個の確立**」を支援
- 研究期間：２年半
- 研 究 費：0.5～1.5千万円程度/人（※1）
- 令和６年度新規採択予定課題：180課題
- 発足年度：令和元年

※1:研究費(直接経費)は、研究期間通しての総額

ERATO
研究領域（プロジェクト）
研究総括
研究グループ　研究グループ
卓越したリーダーによる独創的な研究の推進・新分野の開拓(**総括実施型**)
- 研究期間：５年程度
- 研 究 費 ：上限12億円程度／1プロジェクト(※1)
- 令和６年度新規採択予定課題：５課題
- 発足年度：昭和56年（前身事業）（※2）

※2:平成14年に本事業のプログラムとして再編成

令和６年度概算要求のポイント

○「基本計画」で示された方向性（多様で卓越した研究成果の創出・蓄積、研究者への切れ目ない支援の実現）に基づき、**若手への重点支援と実力研究者(中堅・シニア)への切れ目ない支援**を推進。
○**トップサイエンス成果を、トップイノベーションにつなぐ延長支援**により基礎研究成果の展開を推進。
○**CREST・さきがけの研究費の増額**により、物価高騰やAPC高騰に対応。

これまでの成果

○本事業では、Top10%論文(論文の被引用数が上位10%)の割合が20%程度(日本全体平均の約2倍)を占めるなど、インパクトの大きい成果を数多く創出。
○トップ科学誌(Nature, Science, Cell)に掲載された国内論文の約２割を輩出。

＜顕著な成果事例＞

ガラスの半導体によるディスプレイの高精細化・省電力化（ERATO 等）
細野 秀雄 東工大 栄誉教授

iPS細胞の樹立（CREST 等）
山中 伸弥 京都大学 教授
※2012年ノーベル生理学・医学賞受賞

ムーンショット型研究開発制度

令和6年度要求・要望額　50億円
（前年度予算額　30億円）

背景・課題

○未来社会を展望し、困難だが実現すれば大きなインパクトが期待され、多くの人々を魅了するような斬新かつ挑戦的な目標を掲げ、国内外からトップ研究者の英知を結集し、関係府省庁が一体となって集中・重点的に挑戦的な研究開発を推進するムーンショット型研究開発制度を創設。
○ムーンショット型研究開発制度においては、「Human Well-being」（人々の幸福）を目指し、その基盤となる社会・環境・経済の諸課題を解決すべくムーンショット目標を設定し、挑戦的な研究を推進。
○同制度では社会環境の変化に応じて目標を追加することとしており、カーボンニュートラルの実現に向けた取組の加速やロシアのウクライナ侵略による国際的なエネルギー情勢の変化等により、エネルギー・地球環境問題を同時に解決する次世代エネルギーとして期待されるフュージョンエネルギーが実現した将来像に向けた新たな目標を検討。また、毎年の研究開発を推進するために必要な経費を要求。

＜政策文書等における記載＞

【経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）】「ＡＩ、量子技術、健康・医療、フュージョンエネルギー、バイオものづくり分野において、官民連携による科学技術投資の抜本拡充を図り、科学技術立国を再興する。」「破壊的イノベーションの創出に向け、林立・複雑化した研究資金を不断に見直しつつ、基礎研究や、初期の失敗を許容し長期に成果を求める研究開発助成制度を、ステージゲート等の評価を着実に行いながら、更に充実・推進する。」
【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(令和5年6月16日閣議決定）】「フュージョンエネルギー（核融合エネルギー）の利活用、ＡＩや量子技術を始めとする先端科学技術を活用した農業・食料分野のイノベーション等、社会環境の変化に伴って出現する新たな課題に対応するため、ムーンショット型研究開発制度等の充実を図る。」

制度の枠組み

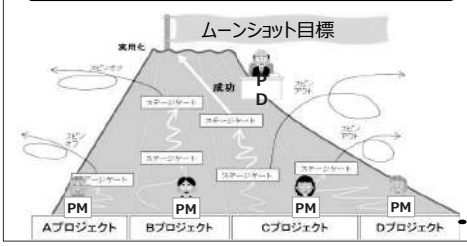

【資金の流れ】

文部科学省
⇩補助金
JST（基金）
⇩委託
大学・国立研究開発法人・民間企業等

【事業期間等】
○平成30年度補正予算で800億円計上し基金を造成。令和３年度補正予算で680億円追加。
○最長で10年間支援。

ムーンショット目標

※赤囲みが文部科学省・JST担当目標

目標１：2050年までに、人が身体、脳、空間、時間の制約から解放された社会を実現
目標２：2050年までに、超早期に疾患の予測・予防をすることができる社会を実現
目標３：2050年までに、AIとロボットの共進化により、自ら学習・行動し人と共生するロボットを実現
目標４：2050年までに、地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現
目標５：2050年までに、未利用の生物機能等のフル活用により、地球規模でムリ・ムダのない持続的な食料供給産業を創出
目標６：2050年までに、経済・産業・安全保障を飛躍的に発展させる誤り耐性型汎用量子コンピュータを実現
目標７：2040年までに、主要な疾患を予防・克服し100歳まで健康不安なく人生を楽しむためのサステイナブルな医療・介護システムを実現
目標８：2050年までに、激甚化しつつある台風や豪雨を制御し極端風水害の脅威から解放された安全安心な社会を実現
目標９：2050年までに、こころの安らぎや活力を増大することで、精神的に豊かで躍動的な社会を実現

新たなムーンショット目標（フュージョンエネルギー）

"Moonshot for Human Well-being"
（人々の幸福に向けたムーンショット型研究開発）

地域中核・特色ある研究大学強化促進事業

令和6年度要求・要望額：2億円
（前年度予算額：　　2億円）
※令和4年度第2次補正予算により地域中核研究大学等強化促進基金に1,498億円を措置

文部科学省

背景・課題

- ✓ **我が国全体の研究力の発展をけん引する研究大学群の形成**のためには、大学ファンド支援対象大学と地域中核・特色ある研究大学とが相乗的・相補的な連携を行い、共に発展するスキームの構築が必要不可欠
- ✓ そのためには、地域の中核・特色ある研究大学が、**特定の強い分野の拠点を核に大学の活動を拡張するモデルの学内への横展開を図るとともに、大学間で効果的な連携を図ることで**、研究大学群として発展していくことが重要

【国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案に対する附帯決議（衆・参）】
四　政府は、我が国の大学全体の研究力の底上げを図るため、個々の大学が、知的蓄積や地域の実情に応じた研究独自色を発揮し、研究大学として自らの強みや特色を効果的に伸ばせるよう、国際卓越研究大学以外、特に地方の大学への支援に十分配慮することとし、**地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージの大幅拡充等により、十分な予算を確保すること。**

【経済財政運営と改革の基本方針2023（令和５年６月閣議決定）抄】
・国際卓越研究大学と経営リソースの拡張・戦略的活用や研究者等のキャリア形成面を含め相乗的・相補的に連携した車の両輪として、**地域の中核・特色ある研究大学の多様なミッションの実現に向けた抜本的な機能強化を図る。**

事業内容

- ✓ 研究力の飛躍的向上に向けて、強みや特色ある研究力を核とした戦略的経営の下、大学間での連携も図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップの実現に必要なハードとソフトが一体となった環境構築の取組を支援（（独）日本学術振興会（JSPS）に基金を造成し実施）
- ✓ その際、文部科学省は、JSPSと連携しつつ、**採択大学の戦略の実現に向けて外部の専門家や専門機関を活用した伴走支援を実施**

【参考：「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」の支援内容】

地域中核研究大学等強化促進基金：1,498億円

- 事業実施期間：令和４年度～（５年間、基金により継続的に支援）
- 支援件数：最大25件程度
- 支援対象：
  強みや特色ある研究や社会実装の研究拠点（WPIやCOI-NEXT等の拠点形成事業、地方自治体・各府省施策、大学独自の取組等によるもの）**等を有する**国公私立大学のうち、**研究力の向上戦略を構築**した上で、**全学としてリソースを投下**する大学

※ ５年度目を目途に評価を行い、進捗に応じて、必要な支援を展開できるよう、文部科学省及びJSPSにおいて取組を継続的に支援（最長10年を目途）

- 支援内容：
  A）**戦略的実行経費**（最大25億円程度／件）
  研究戦略の企画・実行、技術支援等を行う専門人材の人件費、調査その他研究力の向上戦略の実行に必要な経費

  B）**研究設備等整備経費**（最大30億円程度／件）
  研究機器購入費、研究・事務DX、研究機器共用の推進を含む研究環境の高度化に向けて必要となる環境整備費等

【支援のスキーム】

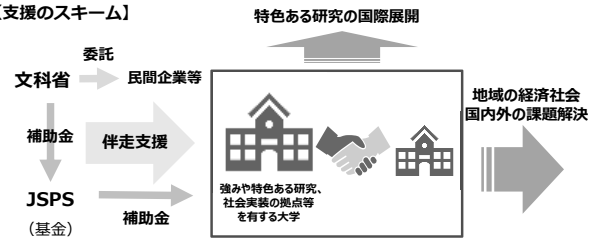

- 強みを有する大学間での連携による相乗効果で、研究力強化に必要な取り組みの効果を最大化
- 特定領域のTOP10%論文が世界最高水準の研究大学並みに
- 強みや特色に基づく共同研究や起業の件数の大幅増加、持続的な成長を可能とする企業や自治体等からの外部資金獲得

✓ **研究を核とした大学の国際競争力強化や経営リソースの拡張**
✓ **戦略的にメリハリをつけて経営リソースを最大限活用する文化の定着**

我が国の科学技術力の飛躍的向上
地域の社会経済を活性化し課題解決に貢献する研究大学群の形成

日ASEAN科学技術・イノベーション協働連携

令和6年度要求・要望額　　10億円（新規）

文部科学省

背景・課題

○ 我が国とASEANは友好協力50周年を迎え、次の50年に向け、真の友人として「心と心の触れあう」相互信頼関係をさらに強化する、またとない機会。
○ 近年、ASEAN諸国の成長は目覚ましく、また、地政学的な重要度も上昇。日ASEAN間の関係強化がより一層重要に。
○ これまで、科学技術分野では、長年にわたり共同研究や人材交流を中心に積み上げてきた実績が存在。これらを礎にしつつ、重層的な協力関係をさらに強化し、新たなイノベーションを共創していく関係へと発展させる。

【経済財政運営と改革の基本方針2023（令和５年６月16日閣議決定）】
✓価値観を共有するＧ７を始めとした同志国やＡＳＥＡＮ等との科学研究の連携を強化する。オープンサイエンスや、戦略的な国際共同研究等を通じた国際頭脳循環を加速する。

【統合イノベーション戦略2023 （令和５年６月９日閣議決定） 】
✓G7をはじめとするパートナーとの国際頭脳循環の推進等について、日本が積極的に貢献する。また、ＡＳＥＡＮ等をはじめとした政策上重要な国との協力の拡充を図るなど、アジア地域での連携の視点も踏まえつつ外交的視点から新興国や開発途上国との国際頭脳循環の推進にも取り組む。

事業概要

➢ ASEAN諸国とは、これまで長年にわたり国際共同研究や研究人材交流を行ってきたところ。
➢ これまでの取組を基盤としつつ、国際共同研究、人材交流・育成など、幅広い取り組みを通じ、持続可能な研究協力関係をさらに強化。

【事業スキーム】

◆ASEAN諸国の科学力等を踏まえつつ、相手国ニーズに応じた柔軟かつ重層的な取り組みを実施。
◆具体的には、以下の取り組みを想定。
- ✓ **国際共同研究**：共通重点課題での共同研究、共通社会課題の解決や研究成果の社会実装に向けた取り組み
- ✓ **人材交流・育成**：高校生を含む若手人材の交流・育成
- ✓ **拠点**：既存拠点の体制・機能強化を含めた科学技術分野での協力の拠点を形成

事業実施期間	令和6年～令和10年（5年程度）
事業規模	数千万～1億円/年・課題程度

【基本スキーム例】

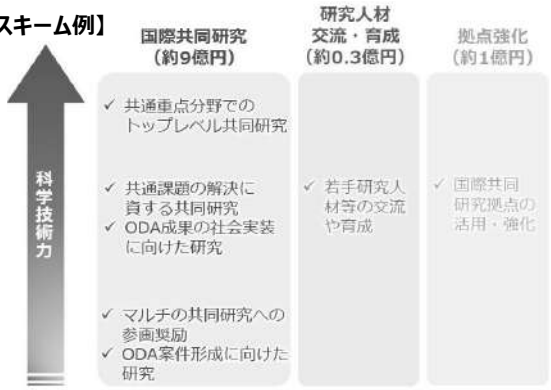

大学発新産業創出プログラム（START）

令和６年度要求・要望額　27億円
（前年度予算額　20億円）
※運営費交付金中の推計額

※令和4年度第2次補正予算により大学発新産業創出基金に988億円を措置

【背景・課題】

- 経済成長や社会課題解決に向けて、イノベーションの担い手である大学等発スタートアップの活躍は必要不可欠。また、急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していく精神（アントレプレナーシップ）を備えた人材の育成を我が国全体で進めていくことが重要。
- 令和4年11月に「スタートアップ育成５か年計画」が決定されるなど、日本経済成長や社会課題を解決する鍵としてスタートアップの育成が政府の重要課題となっている。

【目的・概要】

- 令和2年7月に選定されたスタートアップ・エコシステム拠点都市において、大学・自治体・産業界のリソースを結集し、大学発スタートアップの創出やその基盤となる人材育成に取り組み、エコシステムの形成を推進する。
- また、起業家教育の高校生等以下へのすそ野拡大や産業界・学界のトップランナーがメンターとなって人材発掘等を行い、大学等発スタートアップ創出力を強化する。

【経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月閣議決定)抄】

「スタートアップ育成５か年計画」に基づき、過去最大規模の１兆円のスタートアップ育成に向けた予算措置を活用して各分野の実態等にも応じた支援を行いつつ、スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築を進めるため、（中略）メンターによる支援の拡大、国内外における起業家育成の拠点の整備や人材交流、各地域の大学・高専等でのスタートアップ創出、起業家教育、海外起業家・投資家の誘致拡大等を推進する。

【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和5年6月閣議決定)抄】

・スタートアップ育成５か年計画においては、以下の大きな３本柱の取組を一体として推進していく。
① スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築、② スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化、③ オープンイノベーションの推進
・小中高生を対象にして、起業家を講師に招いての起業家教育の支援プログラムの推進や、小中高生向けに総合的学習等の授業時間も活用した起業家教育の実施の拡大を図る。
・若い人材の選抜・支援プログラムとして、ＩＴ分野では、「未踏事業」（情報処理推進機構）において、産業界・学界のトップランナーが、メンターとして才能ある人材を発掘（採択審査）し、プロジェクト指導を実施してきているが、これを大規模に拡大し、横展開
・社会的起業家を育成する教育拠点づくりや、社会的起業家を志す若手人材の海外派遣を支援する。その際、国内の大学における教育課程の開発や社会的起業家の卵のネットワークづくり等を予算面でも支援する。

大学・エコシステム推進型

【スタートアップ・エコシステム形成支援】

国 →（運営費交付金）→ JST →（委託）→ 大学・国立研究開発法人・民間企業等

- **スタートアップ・エコシステム拠点都市（8都市）において自治体・産業界と連携し、大学等における実践的なアントレプレナーシップ教育やギャップファンドを含めた一体的な起業支援体制の構築**による起業支援を実施。
- 拠点都市に参画する**全大学でオンラインを含むアントレプレナーシップ教育を実施**するなど、我が国全体のアントレプレナーシップを醸成。
- 各拠点都市において、社会的起業家を育成する教育プログラムやネットワーク形成づくりを促進。

＜拠点都市の支援＞
- 支援額： 1億円程度/年
- 支援期間：5年度

アントレプレナーシップ教育とスタートアップ創出を一体的に支援

（EDGE-PRIME Initiative）
- 各拠点都市にて開発した教育プログラムの着実な実施に加え、実施を通じて得られた知見を基に教育プログラムの更なる高度化を推進。
- 受講した高校生等が互いに切磋琢磨するイベントを開催し、優れた取組やノウハウの共有を行う拠点都市間のネットワーク構築を促進。

【未踏×科学技術プログラム(仮称)】＜新規＞

- 産業界・学界のトップランナーであるメンターによる人材発掘やプロジェクト指導が受けられるプログラムを実施。
- アカデミア発の研究成果等を核としたスタートアップ創出に向けて、案件育成とチームアップを支援。

【大学推進型（継続分）】

- ギャップファンド及び起業支援体制を整備し、スタートアップ創出力を強化。
- 採択主幹機関：神戸大学、筑波大学、早稲田大学
  支援期間：令和2～6年度（5年度）

【プロジェクト推進型（継続分）】

事業プロモーター※のマネジメントのもと、ポテンシャルの高い大学等の技術シーズに関して、事業戦略・知財戦略等の構築と、市場や出口を見据えた事業化を目指した研究開発プロジェクトを推進。

（※）事業プロモーター：ベンチャーキャピタル等 の新事業育成に熟練した民間人材等　　R5からの新規課題は、大学発新産業創出基金事業により実施

令和4年度第2次補正予算において、以下について基金を措置
- 大学発スタートアップ創出の抜本的強化：988億円（事業実施期間：令和4年度～（原則5年間））
  拠点都市や地域の中核大学等の技術シーズに対する国際展開を見据えたギャップファンドプログラムの創設及び地域の中核大学等のスタートアップ創出の体制整備

共創の場形成支援 -知と人材が集積するイノベーション・エコシステム-

令和6年度要求・要望額　148億円
（前年度予算額　138億円）
※運営費交付金中の推計額

文部科学省

背景・課題

- 将来の不確実性や知識集約型社会に対応したイノベーション・エコシステムを産学官の共創（産学官共創）により構築することが必要。
- **産学官民などの多様なステークホルダーを巻き込み将来ビジョンを策定・共有し、その実現に向かって取り組む**ことが必要。
- 経済が厳しい状況にある中、**国が重点的に支援し、大学等を中核とした組織対組織の本格的な共同研究開発の推進と環境づくり**を進めることが重要。

【経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年６月閣議決定）抄】
・国際卓越研究大学と経営リソースの拡張・戦略的活用や研究者等のキャリア形成面を含め相乗的・相補的に連携した車の両輪として、**地域の中核・特色ある研究大学の多様なニッシュの実現に向けた抜本的な機能強化を図る。**

【統合イノベーション戦略2023（令和5年６月閣議決定）抄】
・2022年度第二次補正予算において新たに造成された2,000億円規模の基金等による「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」等の推進や、「学際領域展開ハブ形成プログラム」等の円滑な実施や、**「共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）」を通じた産学官連携拠点の着実な構築**、「世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）」による世界トップレベルの研究水準を誇る国際研究拠点形成の計画的・継続的な推進などにソフト・ハード一体となって取り組む。

【国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案に対する附帯決議（衆・参）】
四 **政府は、我が国の大学全体の研究力の底上げを図るため、**個々の大学が、知的蓄積や地域の実情に応じた研究独自色を発揮し、研究大学として自らの強みや特色を効果的に伸ばせるよう、国際卓越研究大学以外、**特に地方の大学への支援に十分配慮することとし、地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージの大幅拡充等により、十分な予算を確保すること。**

事業内容

- **国連の持続可能な開発目標（SDGs）に基づく未来のありたい社会像**を拠点ビジョン(地域共創分野では地域拠点ビジョン)として掲げ、その達成に向けた、**①バックキャストによるイノベーションに資する研究開発**と、**②自立的・持続的な拠点形成が可能な産学官共創システムの構築**をパッケージで推進。
- 本事業が、**「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」において、大学の強み・特色を伸ばすための中核的な事業に位置づけられていること**等を踏まえ、研究大学の抜本的な機能強化に向けて、大学の可能性を最大限引き出す**産学官共創拠点を拡充**（「国際卓越研究大学」及び「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」の支援を受けている大学については、それらにおける支援の状況も考慮）。

（３つのポイント）

「人が変わる」
SDGsに係るビジョンを共有

SDGsに基づく未来のあるべき社会像を探索し、参画する組織のトップ層までビジョンを共有。国の成長と地方活性化、持続可能な社会の実現を目指す。

「大学が変わる」
持続的な産学官共創システムの整備・運営

産学官共創拠点を自立的に運営するためのシステム（産学官共創システム）を構築。プロジェクト終了後も、代表機関が中心となり持続的に運営。

「社会が変わる」
科学技術イノベーションによる社会システムの変革

ビジョンからバックキャストし、研究開発目標と課題を設定。組織内外の様々なリソースを統合することで最適な体制を構築し、デジタル技術も活用しつつ、イノベーション創出に向けた研究開発を実施。ビジョン実現に必要な社会実装、社会システム変革を目指す。

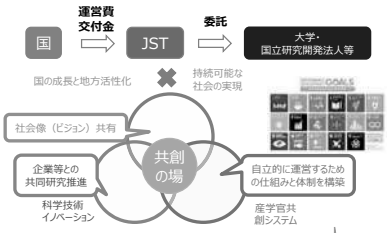

連携のイメージ

共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）	育成型	目指すビジョンの構築や研究テーマの組成、研究推進体制整備等を実施。進捗管理、ネットワーキングや発展シナリオ等のハンズオン支援及び本格型への昇格審査を実施。	支援規模：3千万円程度/年 支援期間：2年度程度 支援件数：18拠点程度（新規12拠点程度）
	本格型	①大学等を中心とし、国・グローバルレベルの社会課題解決を目指す国際的水準の拠点（共創分野）、②国の重点戦略を踏まえた拠点（政策重点分野）、③地域大学等を中心とし、地方自治体、企業等とのパートナーシップによる、地域の社会課題解決や地域経済の発展を目的とした拠点（地域共創分野）について、価値創造のバックキャスト研究開発と持続的なシステム構築を推進。	支援規模：~4億円程度/年 支援期間：最長10年度 支援件数：3７拠点程度（新規7拠点程度）
OPERA（継続のみ）		民間企業とのマッチングファンドにより、複数企業からなるコンソーシアム型連携による非競争領域の大型共同研究と博士学生等の人材育成、大学の産学連携システム改革等を一体的に推進。	支援規模：共創PF育成型 1.7億円/年 支援期間：6年度

プラットフォーム型産学官連携の一体的推進 → イノベーション・エコシステムの形成

生成AIモデルの透明性・信頼性の確保に向けた研究開発

令和6年度要求・要望額　30億円
（新規）

文部科学省

背景・課題

- 大規模言語モデル等の基盤モデルの構築や、生成AIを活用したサービスの開発が世界中の民間企業・研究機関において活発となっている。**基盤モデルおよび生成AIは**、我が国全体の生産性向上のみならず、**様々な社会課題解決に資する可能性がある。**
- 一方で、AIがどのようなアルゴリズムに基づき回答しているのかなどの**「透明性」や**、AIが誤った回答をしていないかなどの**「信頼性」の懸念もあり、これらの課題に対応していくことが必要。**
- また、基盤モデルに関する基盤的な研究力・開発力を醸成するため、**アカデミアにおいて一定規模のオープンな基盤モデルを構築できる環境を整備**し、**一連の知識と経験を蓄積、広く共有することが重要。**

AIに関する暫定的な論点整理
（令和5年5月26日、AI戦略会議）
- 政府の役割としては、AI の最適な利用に向けて、リスク対応に関する政策の実施が大きいと考えられる。
- リスクへの対応を考える際に、まず AI の透明性と信頼性を確保することが重要である。
- 顕在化したリスクを低減するような技術の研究開発・普及を奨励することも望ましい。

目的

上記課題の解決のため、産学官の研究力を結集してアカデミア研究拠点を構築し、
①基盤モデルに関する研究力・開発力醸成のための環境整備
および **②基盤モデルの学習原理の解明等による信頼性の確保等** を行う。
さらに、**③基盤モデルの高度化に資する研究開発** を通じて、
AIの進化、ひいては将来に渡った革新的なイノベーションの創出に貢献する。

内容

基盤モデルの透明性・信頼性の確保に資する研究開発とともに、研究用モデル構築およびモデルの高度化に取り組む機関を支援する。研究成果のモデルへの適用・試行錯誤を通じて、**透明性・信頼性を確保した次世代基盤モデル構築手法の確立を目指すとともに、一連の知識と経験を蓄積**する。

国 →（補助金）→ 実施機関

事業期間：2024～2028年度
採択機関数：１機関

１．透明性
モデルそのものの表現力や汎化能力に関する理論的な解明や、コーパス検索機能を用いた入出力観察等によるモデルの挙動解明を実施。

２．信頼性
悪意によるデータ改変の影響を抑制する技術や、個人情報等の学習データの削除につながる技術等の開発。

３．研究用基盤モデル構築
コーパス整備、評価ベンチマーク作成等を行うとともに、研究用の基盤モデルを構築。プロジェクト内で共有し、透明性の確保等に繋げる。

４．高度化
少ないデータから学習する手法やモデルそのものの小型化に向けた技術の開発、因果推論等との融合によりモデルの高度化を目指す。

脳科学研究の推進及び大学発医療系スタートアップ支援の強化

令和６年度要求・要望額　117億円
（前年度予算額　　61億円）

文部科学省

背景・概要

● 「経済財政運営と改革の基本方針2023」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023」（令和５年６月閣議決定）等に基づき、**脳神経科学に関する新たなプロジェクト**の創設、**大学発医療系スタートアップへの支援強化**を実施。

認知症治療等に資する脳科学研究の推進

○脳神経科学統合プログラム　93億円（61億円）

- **我が国は、超高齢化に伴い認知症が増加**。日本の社会的コスト予測は、**2030年には約21兆円**と試算。
- 認知症は日本発の治療薬がアメリカで迅速承認され、初めてグローバル展開されるなど、**日本企業が世界をリード**。また、脳の機能解明は、健康・医療のみならず、AIなど**幅広い分野にイノベーションを起こす原動力としての期待大**。
- これまでの脳科学研究により、基盤整備は確実に進展。**基礎と臨床の連携やアカデミアと産業界の連携の強化**により、これまでの革新技術・研究基盤の成果を発展させ、脳のメカニズム解明等を進めるとともに、数理モデルの研究基盤（デジタル脳）を整備し、**認知症等の脳神経疾患の画期的な診断・治療・創薬等シーズの研究開発を推進**。

具体的な支援内容：

①中核研究拠点の整備

②重点研究課題を設定し支援　**③研究・実用化支援班を整備**

重点研究課題

大学発医療系スタートアップへの支援強化

○大学発医療系スタートアップ支援プログラム　24億円（新規）
※橋渡し研究プログラム（令和６年度要求・要望額　82億円）の中に新プログラムとして創設

- **医療系スタートアップ**は、革新的な医薬品や医療機器の研究開発の発展において欠かせない存在。
- 他方、支援に当たっては**治験等を見据えた薬事規制対応が必要**となるなど、**医療分野の特殊性を考慮した対応が必要**。
- **大学発医療系スタートアップの起業のための専門的見地からの伴走支援や非臨床研究等に必要な費用の支援**、**医療ニーズを捉えて起業を目指す若手人材の発掘・育成を実施するプログラムを新設**。

具体的な支援内容：

① **橋渡し研究支援機関**の中から選抜した機関に対し、大学発医療系スタートアップの起業に必要な専門的な支援や関係業界との連携を行うための体制整備費を支援

② 起業前から、非臨床研究等に必要な資金を柔軟かつ機動的に支援

橋渡し研究支援機関

✓ 医薬品や医療機器等の実用化支援に関する体制や実績等について一定の要件を満たす機関を「橋渡し研究支援機関」として文部科学大臣が認定

✓ 主に医師主導治験や企業導出に向けた支援を実施

◆拠点内外のシーズの発掘・育成
◆治験等の薬事規制対応
◆開発方針・計画等の支援　等

現在の橋渡し研究支援機関

JAXAの戦略的かつ弾力的な資金供給機能の強化

令和6年度概算要求額：30億円（新規）

※内閣府、総務省、経産省と共に要求

『経済財政運営と改革の基本方針 2023』（令和５年６月16日 閣議決定）

小型衛星コンステレーションの構築、ロケットの打上げ能力の強化、日本人の月面着陸等の月・火星探査・開発等※の宇宙分野、北極を含む海洋分野の取組の強化を図る。

※ 民間事業者等が複数年度にわたる予見可能性を持って研究開発に取り組めるよう、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）の戦略的かつ弾力的な資金供給機能を強化する。

『宇宙基本計画』（令和５年６月13日 閣議決定）

（５）宇宙開発の中核機関たるJAXA の役割・機能の強化

宇宙技術戦略に従って、世界に遅滞することなく開発を着実に実施していくため、我が国の中核宇宙開発機関であるJAXAの先端・基盤技術開発能力を拡充・強化するとともに、プロジェクトリスク軽減のため、プロジェクトに着手する前に技術成熟度を引き上げる技術開発（フロントローディング）も強化する。

（中略）さらに、欧米の宇宙開発機関が、シーズ研究を担う大学や民間事業者、また、商業化を図る民間事業者の技術開発に向けて、資金供給機能を有していることを踏まえ、JAXAの戦略的かつ弾力的な資金供給機能を強化する。これにより、JAXAを、産学官・国内外における技術開発・実証、人材、技術情報等における結節点として活用し、産学官の日本の総力を結集することで、宇宙技術戦略に従って、商業化支援、フロンティア開拓、先端・基盤技術開発などの強化に取り組む。

【背景】

人類の活動領域の拡大や宇宙空間からの地球の諸課題の解決が本格的に進展し、**経済・社会の変革（スペース・トランスフォーメーション）がもたらされつつある。**

多くの国が宇宙開発を強力に推進するなど、**国際的な宇宙開発競争が激化**する中、革新的な変化をもたらす技術進歩が急速に進展しており、**我が国の技術力の革新と底上げが急務**となっている。

【目的・概要】

我が国の中核的宇宙開発機関であるJAXAの役割・機能を強化し、スペース・トランスフォーメーションの実現を加速する。

このため、**民間企業・大学等が複数年度にわたる予見可能性を持って研究開発に取り組めるよう、産学官の結節点としてのJAXAの戦略的かつ弾力的な資金供給機能を強化**する。

【スキーム（イメージ）】

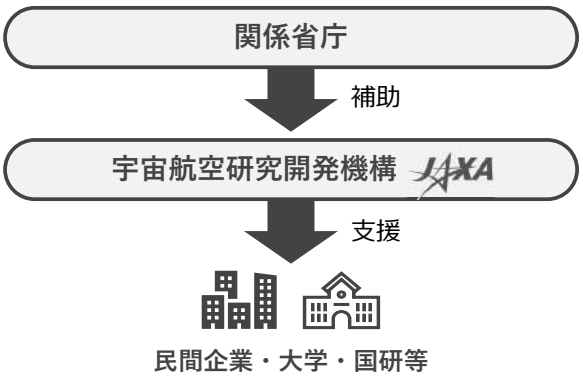

戦略的創造研究推進事業

先端的カーボンニュートラル技術開発（ALCA-Next）

令和6年度要求・要望額：　23億円
（前年度予算額：　10億円）
※運営費交付金中の推計額

文部科学省

背景・課題

○ 政府として掲げている**2050年カーボンニュートラル実現等の野心的な目標達成には、既存技術の展開・実装のみでは達成が困難**であり、非連続なイノベーションをもたらす**革新的技術の創出が不可欠**。

○ 先端的低炭素化技術開発（ALCA）<事業期間：2010-2022年度>における低炭素化につながる基礎研究支援の知見等も踏まえ、日本が蓄積してきたアカデミアの研究力の強みやリソースを最大限生かしながら、**大学等における基礎研究の推進により様々な技術シーズを育成することが重要**。

【政策文書における主な記載】
・2023年度から開始されたGteX及びALCA-Nextを強力に推進し、バイオものづくりを含む、大学等におけるカーボンニュートラル社会の実現に貢献する革新的技術に係る基礎研究や人材育成を強化する。<統合イノベーション戦略2023（令和5年6月）>
・カーボンリサイクルやCCS、地熱を含め、各分野においてGXに向けた研究開発や設備投資、需要創出の取組を推進する。<経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月）>
・次世代半導体を含め我が国がグローバルサプライチェーンの中核となることを目指し、半導体産業への支援を始め、政府を挙げて国内投資の更なる拡大や研究開発、人材育成に取り組んでいく。<経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月）>
・日本が開発でリードしている全固体電池を始めとした次世代電池の量産を見据えた技術開発・実証や人材育成等を通じて、蓄電池分野における新たなイノベーションの創出を図る。<新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月）>

事業内容

【事業の目的・目標】

・2050年カーボンニュートラル実現等への貢献を目指し、**従来の延長線上にない、非連続なイノベーションをもたらす革新的技術に係る基礎研究を推進**する。

【事業概要】

・カーボンニュートラルを達成する上での**重要となる技術領域を複数設定**。
・**幅広い領域でのチャレンジングな提案を募り**、国際連携や若手研究者の育成等にも取り組みつつ、大学等における研究開発を強力に加速。
・**厳格なステージゲート評価**等により技術的成熟度の向上を図り**技術シーズを育成**。
・**革新的GX技術創出事業（GteX）等との連携**・一体的な運営により成果を最大化。

<ステージゲート評価>

・スモール・加速型では少額の課題を多数採択し、途中段階で目標達成度や実用化可能性等の判断に基づく**厳しい評価（ステージゲート評価）を経て、評価基準を満たした課題のみ次のフェーズに移行する仕組み**を採用。

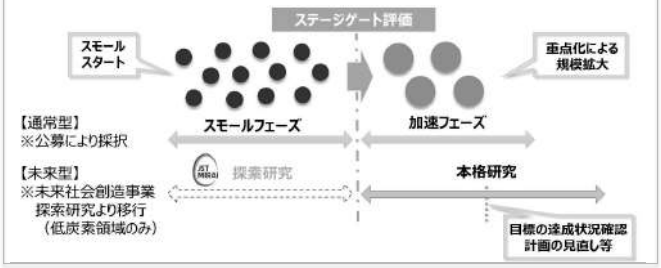

【事業スキーム】

✓ 支援対象機関：大学、国立研究開発法人等

国 → 運営費交付金 → JST → 委託 → 大学・国立研究開発法人等

✓ 事業規模・期間：

【通常型】
スモールフェーズ　3千万円程度／課題／年　**→継続28課題分、新規30課題分**
加速フェーズ　1億円程度／課題／年
※研究期間は原則4年間として、ステージゲート評価を経て、加速フェーズへ移行（さらに最長3年間）

【未来型】
本格研究　1億円程度／課題／年　**→新規移行2課題分**
※未来社会創造事業（低炭素領域）におけるステージゲート評価を経て、本事業にて本格研究に移行（最長5年間）

✓ 事業開始年度：令和5年度

<GteXとの一体的な事業運営>

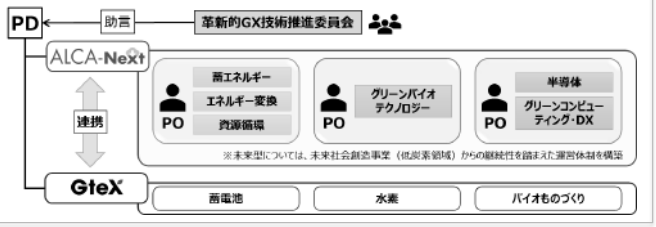

令和５年度文部科学省関係補正予算
〔デフレ完全脱却のための総合経済対策関係〕

持続的賃上げ、所得向上と地方の成長の実現

◆リカレント教育の推進　7億円

産業界の人材育成課題と大学等の教育資源を調査・整理した上で教育プログラム開発に向けた調査研究を行うとともに、産学官連携を通じて、地域の人材育成ニーズと教育資源のマッチングや、企業における学習インセンティブ向上に向けた環境整備等を促進する。

◆クリエイター等の活動基盤強化　1億円

「文化芸術活動に関する法律相談窓口」の体制強化により、税務、ハラスメント等も含めクリエイター等からの相談に対応するほか、文化庁 HP について情報提供ポータルサイトとしての機能を充実させ、情報発信の強化を図る。

◆人口減少の影響を受ける地域伝統行事等への支援　5億円

地域の伝統行事等について、地域コミュニティの維持・活性化・にぎわい創出に向けて、人口減少による担い手や資金の不足を克服しようとする団体等に対して、ソフト面・ハード面での支援を一体的に行う。

◆舞台芸術のデジタルアーカイブ化の推進　5億円

芸術性の高い舞台芸術作品を文化資源として収集・保存し未来に継承するとともに、公開に必要な権利処理を行うことによる配信可能化や劇場での高精細な映像の上映など収益化に向けた取組を支援する。

◆劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援　10億円

多くの子供たちが、オペラ、バレエ、クラシック、歌舞伎、能楽、演劇等、本格的な舞台公演に触れることにより、豊かな創造力を涵養するため、全国各地の劇場・音楽堂等における子供たちの鑑賞・体験の機会を提供する取組を支援する。

◆文化財の強靱化（保存修理、防火・耐震対策等）　185億円

国民共有の財産であり、地方活性化の原動力となる国指定等文化財の安全性を保持するために必要な保存修理・耐震診断・耐震補強工事や、防火性向上のための消火栓等防火施設の整備、石垣等の地盤崩落防止措置等のうち、特に緊急性が高いものに対して支援する。

◆大阪・関西万博に向けた文化資源の活用推進　5億円

大阪・関西万博の機運醸成を一層加速化するため、「日本博 2.0」の一環として、地方公共団体が主体となり、地域の文化芸術資源を磨き上げながら各地域において実施する芸術祭等の文化芸術事業を支援する。

成長力の強化・高度化に資する国内投資の促進

＜科学技術の振興及びイノベーションの促進＞

◆抜本的な研究力向上と優秀な人材の育成【基金積み増し】　1,372億円

優秀な博士後期課程学生への経済的支援を強化するとともに、博士人材が産業界等を含め幅広く活躍するためのキャリアパス整備を進める。また、AI 分野に挑戦する若手研究者・博士後期課程学生への支援を強化する。更に、科研費において若手を含む幅広い研究者が研究費を柔軟に使用できるよう基金化を拡充するとともに、国際共同研究を進める。

◆生成 AI の開発力強化　167億円

生成 AI モデルの透明性・信頼性の確保に向けた研究開発及び科学研究向け生成 AI モデルの開発・共用について、研究環境の早期整備により、研究開発の早期着手及び成果創出を図る。また、生成 AI に対応する次世代半導体研究開発の環境整備を実施する。

◆ムーンショット型研究開発制度の推進【基金積み増し】　1,522億円

生産性向上や成長力強化に向けて研究開発を加速するとともに、その成果の社会実装を支援するほか、新たにフュージョンエネルギーに関する目標を追加する。

◆日 ASEAN 科学技術・イノベーション協働連携【基金積み増し】　146億円

ASEAN 諸国の科学技術力等を踏まえつつ、相手国ニーズに応じて、国際共同研究、研究人材交流・育成、拠点強化といった柔軟かつ重層的な取組を支援する。

※外に、JST の基金には、内閣官房が進めるグローバル・スタートアップ・キャンパス構想関連事業に係る 570 億円を計上

◆日本科学未来館における科学コミュニケーション機能強化　10億円

日本科学未来館の常設展示の強化を行うとともに、自律誘導ロボット「AI スーツケース」の大規模実証等を推進する。

◆優れた研究成果の活用促進　100億円

公的資金による学術論文及び研究データの即時オープンアクセス（OA）化を担保する体制を整備するため、研究データポリシーに基づく事業計画を策定している大学を対象として、研究成果の管理・利活用システムの開発や運用、OA 化促進に係る経費を支援する。

◆重点分野の研究開発の推進や基盤整備　225億円

量子・マテリアル・健康・医療分野等の重点分野における研究開発の推進や、大学等を核とした産学官連携の加速化を図るとともに、放射光施設を含む国立研究開発法人の研究施設・設備を整備することで、社会的に重要な先端研究推進のための基盤構築を図る。

◆宇宙分野の研究開発の推進　601億円

国際宇宙探査（アルテミス計画）を推進するとともに、基幹ロケットの開発や打ち上げ能力の向上に向けたインフラ整備、災害対策等に貢献する地球観測衛星等の研究開発等を推進する。

◆フュージョンエネルギーの実現に向けた基幹技術の開発　49億円

ITER 計画で日本が調達責任を持つ主要機器の製作を加速するとともに、「幅広いアプローチ（BA）活動」において、日欧共同で建設した世界最大のトカマク型超伝導プラズマ実験装置である JT-60SA の加熱運転開始に向けた機器整備を加速する。

◆海洋・極域・気候変動分野の研究加速　33億円

海洋状況把握や防災・減災に向けた大深度 AUV（自律型無人潜水機）の開発等を推進するとともに、大深度フロート等の追加展開等により、観測データの充実等を図る。

◆日本原子力研究開発機構の研究施設高度化　171億円

次世代革新炉開発や医療用 RI 製造のため、「常陽」の新規制基準対応等の運転再開に向けた準備等を加速する。また、東海再処理施設等の廃止措置に向けた取組を実施する。

◆国立研究開発法人等の研究活動等の継続に係る対応　107億円

国立研究開発法人等の研究施設・設備において、省エネ設備の整備など、研究活動等の継続的な実施に資する取組を行う。

◆国立大学・高専等の施設整備　603億円

施設の耐震対策及び防災機能強化、老朽化対策、ライフライン更新、教育研究基盤となるイノベーション拠点の整備を推進する。

◆大学・高専等における教育研究基盤の強化等　278億円

次世代を担う人材育成やイノベーション創出につながる研究等を進めるために必要な教育研究基盤設備、世界の学術研究を先導する国際共同研究や全国的な観点からの最先端研究設備等の整備を支援する。

◆高度医療人材養成事業（附属病院の環境整備）　140億円

大学病院における医学生の教育環境の充実を図るため、最先端医療設備の整備を支援する。

◆ハイパフォーマンス・サポート拠点の機能整備　12億円

2024 パリオリンピック・パラリンピック競技大会において、我が国のアスリートが好成績を収めることができるように、各選手に適した良好な環境の提供を目的としたサポート施設を設置する。

＜スタートアップ等の支援＞

◆宇宙戦略基金の創設 ※関連の予算を総務省、経産省でもそれぞれ計上【基金】　1,500億円

民間企業・大学等が複数年度(最大 10 年間)にわたって大胆に研究開発に取り組めるよう、産学官の結節点としての宇宙航空研究開発機構（JAXA）に新たな基金を設置する。

◆大学発医療系スタートアップ支援プログラム【基金積み増し】　152億円

大学発医療系スタートアップ起業のための専門的見地からの伴走支援や非臨床研究等に必要な費用の支援、医療ニーズを捉えて起業を目指す若手人材の発掘・育成を実施する。

＜教育ＤＸフロンティア戦略の推進＞【後掲】

＜文化芸術によるソフトパワーの形成・展開＞

◆クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援【基金】　60億円

世界に誇る我が国のマンガ、アニメ、音楽、現代アート、伝統芸能等において次代を担うクリエイター・アーティストを育成するとともに、その活躍・発信の場でもある文化施設の次世代型の機能強化を、独立行政法人日本芸術文化振興会に設置する基金（5 年計画の 3 年分）を活用して弾力的かつ複数年度にわたって支援する。

人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革の起動・推進

＜教育ＤＸフロンティア戦略の推進をはじめとする公教育の再生＞

◆初等中等教育におけるデジタル人材育成の抜本強化【基金を含む】　2,824億円

デジタル人材育成の抜本強化を図るため、国策である GIGA スクール構想の第 2 期を見据え、徹底的な伴走支援（GIGA スクール運営支援センターの強化等）を継続しつつ、義務教育段階における国公私立学校（日本人学校等含む）の 1 人 1 台端末の着実な更新（入出力支援装置含む）とともに、高等学校段階における高度なプログラミングや文理横断的な探究学習等を教育課程内外で実施する拠点（DX ハイスクール）の全国的な整備を推進する。

◆不登校・いじめ対策等の推進　51億円

校内教育支援センターの設置促進、教育支援センターの ICT 環境整備やアウトリーチ機能の強化、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実、1 人 1 台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進等、誰一人取り残されない学びの保障に向けた取組を緊急的に実施する。

◆教師人材の確保強化等　5億円

大学や民間企業等と連携・協働した、教師の仕事の価値ややりがいの地域社会全体への発信、教員免許保有者等の新たな外部人材の学校現場への入職支援に必要となる事業実施費用、学校現場とのマッチングのためのシステム構築費等を支援するほか、喫緊課題への迅速な対応に資するオンライン研修コンテンツ開発に係る経費を支援する。

◆部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行　15億円

休日の部活動の段階的な地域クラブ活動への移行と地域スポーツ・文化芸術環境の一体的な整備に向け、重点地域を指定し、政策課題への対応を早急に推進するほか、地域クラブ活動のモデル・プロセスの分析、整備促進等を行う。

＜子供の健やかな成長の支援、人手不足等への対応、障害者の方々への支援等＞

◆幼児教育の質の向上　34 億円

幼児教育の質の向上のため、子供の学びに必要不可欠な遊具等や ICT 環境の整備、施設の防犯対策等に係る経費を支援する。

◆教育 DX を支える基盤的ツールの整備・活用等　12 億円

教育 DX を推進するため、MEXCBT（メクビット）の機能拡充等を行うほか、全国学力・学習状況調査等の CBT 化や教員免許管理システムの個人番号活用に向けた検討を行う。

◆奨学金業務システムの改修、日本語教育機関認定法ポータルの構築等　31 億円

令和 6 年度からの奨学金制度改正等を踏まえた円滑な事務の実施に係るシステム改修を行う。また、「日本語教育機関認定法」の日本語教育機関の認定・日本語教員の登録に係る電子申請システム構築等を行う。

◆日本留学情報発信機能の充実　1 億円

日本留学希望者及び保護者、進路指導等を行う教育関係者に対し、日本留学に関する最新の情報を発信するウェブサイトを構築する。

◆障害者スポーツ実施環境の構築支援・拠点整備　6 億円

都道府県等が障害者スポーツの体験会や継続的なスポーツ活動を実施するために必要な障害者スポーツ用具の整備・導入に係る経費を支援する。特に、東京 2025 デフリンピックをにらみ、デフスポーツの普及・振興に向けた環境整備を推進する。

◆在外教育施設における教育環境整備【再掲】　3 億円

日本人学校等において国内と同等の教育環境の整備を推進するため、1 人 1 台端末の整備や ICT 支援員の配置に係る経費を支援する。

◆教師人材の確保強化等【再掲】　5 億円

◆部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行【再掲】　15 億円

国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心の確保

◆学校施設等の整備　2,333 億円

児童・生徒・学生等の安全・安心の確保、子供たちの多様なニーズに応じた教育環境の向上、老朽化対策、耐震対策、防災機能強化、空調設置、洋式化を含めたトイレ改修、脱炭素化、イノベーション拠点の整備等を推進する。

➢公立学校・社会体育施設　1,558 億円　➢国立大学・高専等【再掲】603 億円
➢私立学校【一部再掲】　98 億円　➢独立行政法人等　74 億円

◆地震津波火山観測網の構築・整備等【一部再掲】　101 億円

改正活火山法に基づき新たに設置される火山調査研究推進本部において、陸域・海域の火山の活動を分析・評価するために必要な観測体制を構築。また、南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）の構築など観測機能の強化を行う。

◆研究開発法人の耐震化・老朽化対策（船舶の定期検査含む）　36 億円

国立研究開発法人において、施設の安全対策機能等を強化する。

◆学校施設の災害復旧等　55 億円

令和 5 年 5 月 28 日から 7 月 20 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害等により被害を受けた学校施設・設備等の災害復旧を迅速に進める。

➢公立学校・社会教育施設　23 億円　➢国立大学・高専　13 億円
➢私立学校　8 億円　➢文化財　11 億円　等

◆学校における安全・安心の確保（性被害防止対策等）　6 億円

子供たちを性犯罪・性暴力の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」の全国展開の加速化や、パーテーション等の性被害防止に資する設備整備に係る経費を支援する。また、安全・安心な学習環境整備のため、効果的な換気対策に係る取組を支援する。

◆ASEAN 諸国からの留学生受け入れ・定着のためのシステム構築　10 億円

日本発のオンライン国際教育プラットフォーム「JV-Campus」を基盤として、学習歴の証明等が可能な機能の実装、単位認定も可能な共同利用コンテンツの提供等により、外国人留学生の受入れから定着まで支援できるプラットフォーム機能を実現する。

◆文化財の強靱化（保存修理、防火・耐震対策等）【再掲】　185 億円

◆不登校・いじめ対策等の推進【再掲】　51 億円

合計　1 兆 2,912 億円

※単位未満、四捨五入による。
※一部施策には物価高対策を含む。
※デジタル庁計上予算を含む。

リカレント教育による新時代の産学協働体制構築に向けた調査研究事業

令和５年度補正予算額　　5億円

文部科学省

背景

- 労働人口の減少は不可避である中、**労働生産性の向上は国家的課題**
- VUCAの時代にあって真に必要とされるスキルは、**資格や検定ではなく「分野横断的知識・能力」「理論と実践の融合」「分析的思考」等**※であり、**リカレント教育を大学等の責務として行う必要**

※経団連産学協議会2022年報告／世界経済フォーラム「仕事の未来2020」
※これらの能力は職業上も活用可能性が高く、大学での育成が期待される高度なリ・スキリングであり、リカレント教育の一部と捉える。

- 国際的にも社会人割合が低い日本の大学は、**産業界のニーズに柔軟に対応できる教育プログラムが不十分**
- また、**企業も大学等をリ・スキリングやリカレント教育の場とみなしていない**
  （過去５年で従業員を大学等に送り出した企業等は10%未満）
- アメリカ企業と比べて**日本企業のOJT以外での人材投資はわずか1/20程度**

目的

◆**「企業成長に直結する」「高等教育機関しかできない」リカレント教育モデル（VUCA時代に必要なスキルを学ぶ場）**を確立

「産業」「個人」「教育機関」の成長を好循環させ、教育機関が個人の成長や産業の発展を支えることを通じて自身の教育・研究の質向上にも繋がる、**エコシステムを創出**。日本社会の持続的発展へ。

実施内容

※１～３まで一貫して、産業界の現状分析や大学等のリカレント教育に関する知見のある民間企業等に委託（5.4億円）

１．産業界の人材育成に関する課題とニーズの把握

- 産業界が人的資本経営を進める上での人材育成に関する課題について、業界毎にヒアリング・アンケート調査等を実施し、抽出する。その際、大学等との連携に関する意向も聴取し、企業の経営・人事戦略に基づいて、大学等において提供されるリカレント教育プログラムに従業員を派遣したり、その成果で得られた能力を処遇に反映するなど、より進んだ取組の推進意向がある企業等を調査・把握する。

２．企業ニーズを踏まえたプログラム構成要素の分析、アウトライン設計

- １．で抽出した産業界の課題を踏まえ、各課題の解決に寄与する人材育成のための教育プログラム開発に向け、プログラムに取り込むべき学習要素や、身につけるべき能力を具体的に分析・整理。
- その上で、大学・高等専門学校等が提供できる教育リソースを調査・整理し、それらを活用して課題に応じた教育プログラムのアウトラインを設計する。

３．具体的なプログラム開発に向けた大学等へのヒアリング調査等

- ２．で設計した各教育プログラムのアウトラインについて、課題を提示した企業及び教育リソースを持つ大学等に共有・ヒアリングを実施し、双方にとって実益が得られるよう改善・具体化を図る。
- 併せて、考案したプログラム案について、それを通じて解決を目指す産業界の課題も含め調査分析の成果を取りまとめ、実際に大学等がプログラム開発に円滑に取り組めるよう普及啓発を図る。

調査研究後の取組の方向性

①具体的な企業群・大学群とのマッチング　③所属企業への成長還元／人事上の処遇方策検討
②教育プログラム開発➡大学への従業員派遣　④教育プログラムの改善

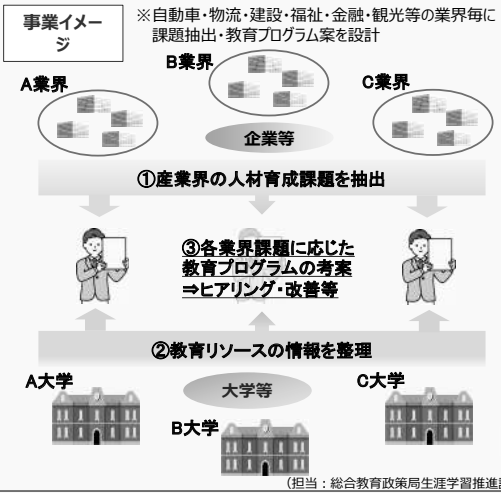

（担当：総合教育政策局生涯学習推進課）

地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業

令和５年度補正予算額　　1億円

文部科学省

背　景

- リカレント教育の実施にあたり、地域の企業・自治体等のニーズの把握や、それに対応した教育プログラムの開発・提供、受講生確保に向けた広報・周知等が必要になるが、これらを全ての教育機関が個別に行うのは非効率。
- リカレント教育の持続的な推進を図る上で、個人のやる気のみに頼ることには限界がある。他方、企業側にとって、生産性の向上や従業員のエンゲージメントの向上に資する等のメリットがあるため、組織的な取組を進める意義は大きい。但し、個別企業の努力に委ねず、地域単位で取組の推進を図らないと実効性の確保は困難。
- **企業側においても、従業員の学習インセンティブの向上、学びやすい環境の整備、学習成果の適切な評価等の取組に関し、地域の産業界で指針等を策定・共有し、大学とも連携しつつその推進を図ることが重要。**

事業の実施内容

- 地域の複数の大学と産業界や自治体等が連携して、以下の通り、リカレント教育に関するニーズ把握やマッチング等を効果的・効率的に行うとともに、企業側における評価や環境整備の促進も図るプラットフォームを構築し、その取組を促進。

（※委託金額：12百万×12か所
※委託先は大学コンソーシアムや自治体等）

【フェーズ①】地域の人材育成ニーズと教育資源のマッチング

産学官金による「リカレント教育プラットフォーム」をベースに、地域の産業構造を踏まえた人材育成に関する課題を整理し、その解決に向け、域内の大学等が行うリカレント教育とのマッチングを図る。

【フェーズ②】企業側の評価や環境整備等を含む、総合的リカレント教育推進体制の整備

1）教育プログラムの適切な評価方法・体制の整備

リカレント教育を利用する企業側がその有用性等を適切に評価しうる評価方法を定め、その結果に基づき、従業員の継続的な受講に値するように教育機関側が改善を図るといった好循環を構築する。

2）企業側における環境整備の促進

フェーズ①段階の実施状況を踏まえた上で、リカレント教育に関する企業側における取組（従業員の学習インセンティブの向上、学びやすい環境の整備、学習成果の適切な評価等）について、大学側の取組（修了者のコミュニティ形成や、学びやすい授業形態の工夫、学習成果の可視化等）との連携を図りながら、リカレント教育プラットフォームが主導して地域単位での推進を図る。

3）経営者層をターゲットにしたリカレント教育プログラム開発

地域の経営者層等をターゲットにした、上記1)の企業側における環境整備や、大学等との連携の促進に資するリカレント教育プログラムを、経営者層側の主体的な参画を得て開発・実施する。

4）地域におけるリカレント教育推進に向けた取組の普及啓発

リカレント教育の必要性や有用性を理解・共有し、企業・大学等を含め地域としてリカレント教育を推進する機運を醸成するため、上記取組の成果の普及啓発を目的としたシンポジウム等を開催する。

政府文書等における提言

「成長戦略等フォローアップ」（令和５年6月16日閣議決定）

Ⅰ　人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」
（地域の産業界のニーズに合わせた教育プログラムの提供）

- 地域の産業界のニーズに合わせた高度人材を育成するため、地域の大学、地方自治体等にコーディネーターを配置し、当該ニーズを踏まえたリ・スキリング・プログラムの提供等を支援する。

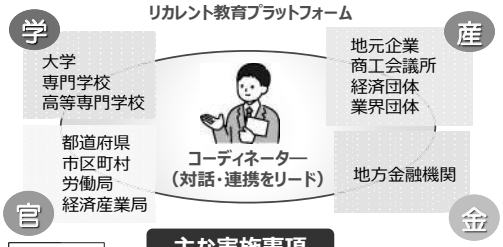

主な実施事項

フェーズ①～

- リカレント教育に関する人材ニーズの把握
- コーディネーター配置
- 大学等の教育コンテンツと地域ニーズのマッチング

フェーズ②～

- 企業等の観点から、受講の有用性等に関する評価方法を策定
- 評価結果に基づきプログラムを改善。評価方法も適宜見直し。
- 企業側のリカレント教育に関する取組状況を共有
- 地域におけるリカレント教育の受講促進に向けた企業側の環境整備に関する指針等を明示
- 大学側における当該指針等に対応した取組推進

- 大学等の協力を得た経営者向けプログラム開発
- 地元企業の経営者を集めたプログラム提供

- プラットフォームにおける上記取組成果の普及啓発

（担当：総合教育政策局生涯学習推進課）

博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保

令和5年度補正予算額　499億円

文部科学省

現状・課題

○ 博士後期課程学生は、我が国の科学技術・イノベーションの一翼を担う存在であるが、近年、**「博士課程に進学すると生活の経済的見通しが立たない」「博士課程修了後の就職が心配である」等の理由により、修士課程から博士後期課程への進学者数・進学率は減少傾向**にある。

○ このため、①**優秀な志ある博士後期課程学生への経済的支援を強化し処遇向上を図る**とともに、②**博士人材が幅広く活躍するための多様なキャリアパスの整備を進める**ことが急務。

事業内容

【事業概要】

優秀で志のある博士後期課程学生が研究に専念するための経済的支援（生活費相当額及び研究費）及び博士人材が産業界等を含め幅広く活躍するためのキャリアパス整備（企業での研究インターンシップ等）を一体として行う実力と意欲のある大学を支援する。（令和３年度より実施）

※これまで実施していた「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」及び「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」を一体化して実施。

【支援内容】

①優秀な博士後期課程学生への経済的支援

優秀な博士後期課程学生を選抜。学生が研究に専念できるよう、生活費相当額（年間180万円以上）及び研究費からなる経済的支援を実施。

②博士人材のキャリアパス整備

高度な研究力を有する博士人材が多様な分野で活躍できるよう、企業での研究インターンシップや海外研鑽機会の提供、マネジメントなどのスキル形成等の取組を実施。

支援対象：国公私立大学（JSTによる助成事業）

支援人数：**約10,800人/年**（全学年合計）×**3年**
※別途、大学ファンドの運用益も充当

支援単価：生活費相当額・研究費とキャリアパス整備費を合わせて博士後期課程学生１人当たり、**年額290万円**を基本とする。

事業期間：学生への支援の安定性に留意しつつ、各大学の取組状況や大学ファンドの運用益による支援策の検討状況等を踏まえ実施。

本補正により以下が実現される。

○ **現在博士課程に進学して支援を受けている学生、及びこれから進学しようとする優秀で意欲のある学生が、博士課程を修了するまで3年間持続的・安定的に支援を受けられる。**

○ **第６期科学技術・イノベーション基本計画の目標*の達成を図りつつ、安定的・継続的な事業実施のための3カ年分の所要経費を基金に一括計上。**

*第6期科学技術・イノベーション基本計画における博士支援目標値（R7）:22,500人

【支援スキーム】

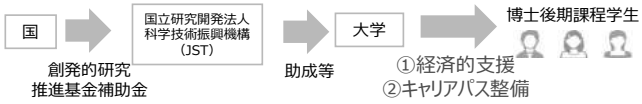

【期待される成果】

・研究に専念できる環境の実現により、**新たなイノベーションを生み出す博士人材の研究生産性を向上**、及び**我が国アカデミアの研究力強化に貢献**。
・挑戦的・融合的な研究を行う博士学生を持続的に支援することにより、イノベーション創出を図るとともに、成長力強化を狙う企業への就職や、国内投資の拡大を目指すベンチャー起業等を通じて**我が国の生産性向上・供給力強化に人材基盤の面から寄与**。**人材力・研究力・成長力の高度化の好循環を実現**。

（担当：科学技術・学術政策局人材政策課）

創発的研究支援事業　博士課程学生への支援の拡充

令和5年度補正予算額　6億円

文部科学省

現状・課題

日本の研究力が低下し、博士後期課程への進学率が低下する中で、未来のアカデミアをけん引する若手研究者の育成が喫緊の課題。
自由で挑戦的な研究を志す若手研究者のもとに博士課程学生等をひきつけ、人材育成の好循環を形成するため、支援の充実が急務。

【デフレ完全脱却のための総合経済対策 （令和５年11月２日閣議決定） 】
第3節　１．（１）科学技術の振興及びイノベーションの促進
・研究者育成の好循環を形成するための「**創発的研究支援事業**」

事業内容

自由で挑戦的・融合的な構想に、リスクを恐れず挑戦し続ける**独立前後の多様な研究者**を対象に、**最長10年間の安定した研究資金**と、**研究者が研究に専念できる環境の確保**を一体的に支援

○ **（700万円／年（平均）＋ 間接経費）× ７年間（最長10年間）長期的な研究資金**の提供

○ 創発研究者が研究に専念できる**研究環境確保に取り組んだ大学等に対する追加支援**

○ 創発研究者同士が互いに切磋琢磨し、**相互触発する"場"の形成**

○ 創発的研究を**リサーチアシスタント（RA）として支える博士課程学生の支援**

【事業スキーム】

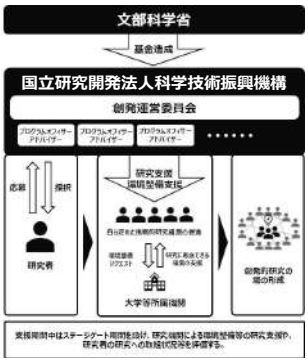

期待される成果

優秀な博士課程学生が創発的研究に参画することで、**破壊的イノベーションに繋がる成果の創出に向けた創発的研究の加速**と、本事業で採択する**独立前後の挑戦的な研究者の更なる成長**が図られる。
また、適切な処遇・労働対価が確約されたうえで学生が創発的研究に参画できる環境を整えることにより、**優秀な学生が安心して博士課程に進学できる**ようになることに加え、**博士課程学生自身の研究能力の向上**も図られる。

（担当：研究振興局学術研究推進課）

国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成（次世代AI人材育成プログラム）

令和5年度補正予算額　213億円

現状・課題

- ✓ ChatGPTなどの生成AIは人間の知的作業に急速な変革をもたらし、産業、研究開発、教育、創作など様々な分野に波及してきており、米国をはじめ各国において国家戦略・政策の検討が急速に立ち上がっている。
- ✓ 一方で、我が国のAI分野の研究力・競争力は他国の後塵を拝しており、国家戦略分野におけるイノベーション創出や産業競争力強化に向け、**次代を担う若手研究者や博士後期課程学生への支援の抜本的な強化が急務**。

AI に関する暫定的な論点整理
（令和5年5月26日、AI戦略会議）
・可及的速やかに生成AIに関する基盤的な研究力・開発力を国内に醸成することが重要である
・世界からトップ人材が集まり切磋琢磨できる研究・人材育成環境の構築や産学官の基盤開発力の強化を進めていくことが期待される。

事業内容

【事業概要】

○ 緊急性の高い国家戦略分野として、次世代AI分野（AI分野及びAI分野における新興・融合領域）を設定し、人材育成及び先端的研究開発を推進

○ 事業期間：原則５年間（※JST創発的研究推進基金に計上）

【支援内容】

１．若手研究者への支援

対象：国家戦略分野におけるオールジャパンの基盤構築・研究力向上に大きく貢献する大学等における独立した/独立が見込まれる研究者

- 支援期間：原則５年間
- 単価・件数：**1,000万円/年**（※直接経費）程度を基本とし、**計200人**程度に支援
- 支援対象：博士号取得後８年程度以下の若手研究者

２．博士後期課程学生への支援

対象：国家戦略分野を担う博士後期課程学生

- 支援期間：３年間（※3回募集の予定）
- 単価・件数：**390万円/年**程度を基本とし、**計600人**程度に支援
- 支援対象：博士号取得を目指す博士後期課程学生

【事業の特徴】

- 緊急性の高い国家戦略分野への挑戦を志す若手研究者が、**所属機関に関わらず**、最適な場所を求めて**自由に独立**して研究に従事し、**ステップアップできる**環境を構築（クロスアポイントメント制度の最大活用）
  - ✓ 自身が持つ高い専門性（バイオ、材料など）を活かしつつ、それを超えて国家戦略分野にチャレンジする意欲を喚起**【異分野融合】**
  - ✓ 産学官のセクターを超えた複数の組織への所属を推奨し、国家戦略分野に従事する人材の流動化を促進**【人材流動化】**
- 国家戦略分野の**研究者層を厚くする**ため、同分野に資する研究に取り組もうとする博士後期課程学生に対して、**十分な生活費相当額及び研究費をインセンティブ付与**

【支援スキーム】

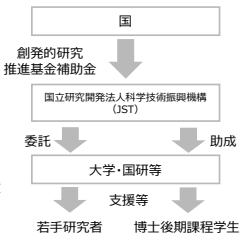

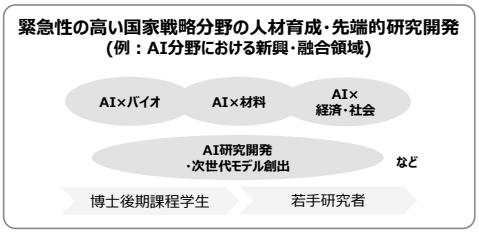

【期待される成果】

・若手研究者が自由に独立して研究に従事し、ステップアップできる環境の構築・処遇向上
・高い専門性（バイオ、材料など）を持つ若手研究者のAI分野への参画による異分野融合の加速

- **大学・国研、産業界におけるイノベーション、劇的な生産性向上**
- 極めて激しい研究開発競争が行われている**次世代AI分野での我が国の国際競争力の抜本的強化**

（担当：科学技術・学術政策局人材政策課）

科学研究費助成事業

令和5年度補正予算額　654億円

現状・課題

若手・子育て世代を含む幅広い研究者の研究とライフイベントの両立等を可能とする環境を早急に構築して日本の研究力を回復させるため、研究の「質」を向上させる研究支援等を強力に推進することが急務。

【デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和５年11月２日閣議決定）】
第３節　１．（１）科学技術の振興及びイノベーションの促進
科学研究費助成事業の基金化の拡充、即時オープンアクセスの加速化、研究・教育に資する基盤整備のための附属病院を含む大学等における最先端研究・教育設備の導入等を支援する。

事業内容

若手・子育て世代の研究者を含む幅広い研究者が参画する科研費において、研究の進捗に応じた研究費の柔軟な使用により研究の「質」を高める制度改革（基金種目化）及びトップ研究者が率いる研究チームの国際共同研究、若手の長期海外派遣を強力に推進する。

○「基盤研究（B）」を基金種目化
・ 3～5年以内、500～2,000万円以下、
約12,000件（参画研究者数（延べ数）：約40,000人が裨益）

○「国際先導研究」（国際共同研究、若手研究者派遣）
・ 5件程度採択予定

【事業スキーム】

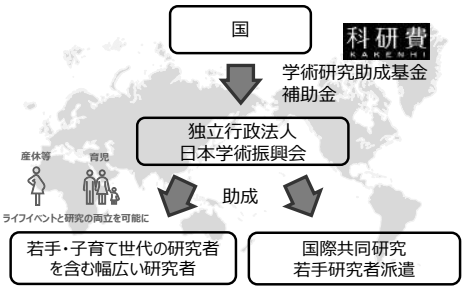

期待される成果

若手・子育て世代を含む幅広い研究者が参画する科研費における制度改革（基金種目化）により、研究の進捗に応じた研究費の柔軟な使用が可能となり研究の「質」が高まる。また、研究とライフイベントの両立が可能となることに加え、事務手続きの簡素化に伴い研究時間が創出される。上記のことから、未来のイノベーションの源泉となる多様な研究を強力に後押しすることにより優れた研究成果が創出され、研究生産性が向上する。

若手の長期海外派遣により、我が国の将来を担う優秀な研究者が輩出され、産官学における研究開発の活性化や予測困難な危機的状況に耐えうる強靭な社会創出などに貢献する。

（担当：研究振興局学術研究推進課）

ムーンショット型研究開発制度

令和5年度補正予算額　1,522億円

現状・課題

- ムーンショット型研究開発制度は、困難だが実現すれば大きなインパクトが期待される挑戦的な目標（ムーンショット目標）を掲げ、集中・重点的な研究を推進。**公共空間での実証実験**や**企業・海外研究機関との連携**が進捗するなど、**成果創出と社会実装が確実に進展**。
- 基金の特性を活かして**最大10年間の挑戦的な研究が可能な仕組み**であり、生産性向上や成長力強化に向けて**研究開発を加速**するとともに、その**成果の社会実装を支援**するほか、**新たにフュージョンエネルギーに関する目標を追加**。

事業内容

国際連携や企業参画等の充実・強化

○ サイバネティック・アバターの国際展開のため、多様な文化背景を有する**UAEとの間で実証試験等の連携**を進める。

ドバイ国際空港での実証実験を予定※1

○ 量子コンピューターの早期社会実装のため、**業界団体との調整を進める**とともに、既に参画している**個社の巻き込みも加速**。

シリコン量子コンピュータ（日立製作所）※2

○ これらの**取組を充実・強化**するとともに、**優秀な研究者の呼び込み**を加速する。

フュージョンエネルギー（新目標）の設定

○ フュージョンエネルギーは、次世代のクリーンエネルギーとして、**実現に向けた国際競争が激化**。

○ 諸外国では、**野心的な目標を掲げ**、民間・政府投資が急増し、**挑戦的な研究開発を加速**。

※MIT発ベンチャーのCommonwealth Fusion Systems社は、Bill Gates氏等から出資を受け、20億ドルの資金を調達。Helion Energy社には、Sam Altman氏が出資。

○ 我が国としても、ITER等で培った技術も活かし、**多様な社会実装に向け**、小型化・高度化等の**独創的な新興技術の支援策を強化**することが必須。

フュージョンエネルギー商用化に向けたサミット(米)※3

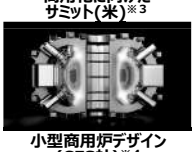

小型商用炉デザイン（CFS社）※4

小型動力源※5

【事業スキーム】

文部科学省 → 補助金 → 国立研究開発法人 科学技術振興機構（基金） → 委託 → 大学・国立研究開発法人・民間企業等

【事業期間等】

○平成30年度補正予算で800億円計上し基金を造成。
○令和３年度補正予算で680億円追加。
○最長で10年間支援。

（出典）※1：ドバイ国際空港（https://www.dubaiairports.ae/corporate/about-us/history）
※2：日立情報通信エンジニアリング（https://www.hitachi-ite.co.jp/column/30.html）
※3：米国エネルギー省（https://www.energy.gov/）
※4：Commonwealth Fusion Systems （https://cfs.energy/）
※5：Hashem Al-Ghaili（https://www.youtube.com/watch?v=ZrodDBJdGuo&t=8s）

（担当:(制度全体)科学技術・学術政策局研究開発戦略課戦略研究推進室
(ﾌｭｰｼﾞｮﾝｴﾈﾙｷﾞｰ)研究開発局研究開発戦略官（核融合・原子力国際協力担当）付）

日ASEAN科学技術・イノベーション協働連携

令和5年度補正予算額　146億円

※本事業はJSTの先端国際共同研究推進基金に計上。
※このほか同基金に内閣官房が進めるグローバル・スタートアップ・キャンパス構想関連事業に係る570億円を計上。

現状・課題

○ **我が国とASEANは友好協力50周年**を迎え、次の50年に向け、真の友人として「心と心の触れあう」相互信頼関係をさらに強化する、またとない機会。

○ 近年、**ASEAN諸国の成長は目覚ましく**、また、**地政学的な重要度**も上昇。**日ASEAN間の関係強化**がより一層重要に。

○ これまで、科学技術分野では、**長年にわたり共同研究や人材交流を中心に積み上げてきた実績**が存在。これらを礎にしつつ、重層的な協力関係をさらに強化し、**新たなイノベーションを共創していく関係へと発展**させる。

事業内容

○ ASEAN諸国とは、これまで**長年にわたり国際共同研究や研究人材交流**を行ってきたところ。

○ **これまでの取組を基盤**としつつ、国際共同研究、人材交流・育成など、幅広い取り組みを通じ、**持続可能な研究協力関係をさらに強化**。

【事業スキーム】

◆ASEAN諸国の科学技術力等を踏まえつつ、相手国ニーズに応じた柔軟かつ重層的な取り組みを基金により支援。
◆具体的には、以下の取り組みを想定。
- ✓ **国際共同研究**：共通重点課題での共同研究、共通社会課題の解決や研究成果の社会実装に向けた取り組み
- ✓ **人材交流・育成**：高校生を含む若手人材の交流・育成
- ✓ **拠点**：既存拠点の体制・機能強化を含めた科学技術分野での協力の拠点を形成

事業実施期間	5年程度
事業規模	数千万～1億円/年・課題程度
支援スキーム	文科省 →（補助金）→ 国立研究開発法人 科学技術振興機構（JST）（基金）→（委託）→ 大学 国立研究開発法人等

【基本スキーム例】

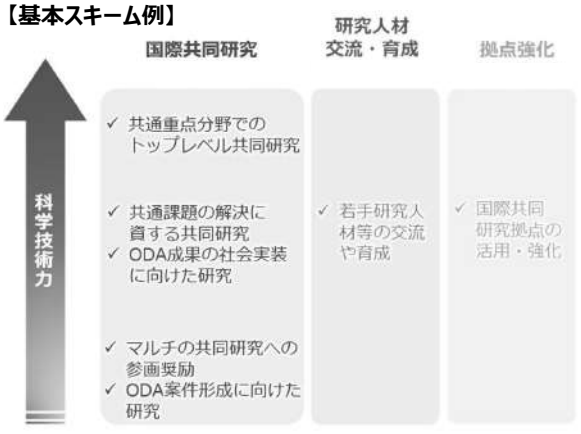

※具体の取組内容については、相手国ニーズや社会情勢を踏まえ個別に検討

成果・インパクト

ASEAN諸国の多様性を最大限活かしてそれぞれの国の強みを発揮しつつ、日ASEAN 双方の強みをあわせ、双方の課題に取り組み、双方の期待に応え、**共創するパートナーとして共に成長。**

（担当：科学技術・学術政策局参事官（国際戦略担当）付）

オープンアクセス加速化事業（研究成果の即時共有化）

令和5年度補正予算額　100億円

現状・課題

○Ｇ７科学技術大臣コミュニケ（2023年5月）において、公的資金による学術出版物及び科学データへの即時オープンアクセス（ＯＡ）を支援する旨明記。これを受け、2025年度新規公募分からの学術論文等の即時ＯＡの実現に向けた国の方針を策定予定。

○この方針に基づき、**大学による研究成果（学術論文・研究データ）の管理・公開に関する体制の充実・強化**を図り、産業界等にも**開かれた知へのアクセス**を担保することで、研究成果の発信力を強化し、我が国の競争力を高める。

事業内容

公的資金による学術論文及び研究データの即時ＯＡ化を担保する体制を整備するため、研究データポリシーに基づく事業計画等を策定している大学を対象として、必要な以下の経費を支援

・研究成果の**管理・利活用システムの開発・高度化**に係る研究開発費
・研究成果の**管理・利活用システムの運用・体制強化**に係る経費
・研究成果の**ＯＡ化促進**に係る経費（論文掲載公開料等）

期待される効果等

■各大学の研究データポリシーに基づく即時OA化に向けた体制整備・システム改革を促進
　⇒ **収載論文数・研究データの拡大、研究成果へのアクセスの拡大**
■質の高い論文及び研究データの収載数が大幅に増加され、OA化を加速
　⇒ **OA率の上昇**
　⇒ 優れた研究成果の**産業界での活用の促進、国際競争力の強化**

（担当：研究振興局参事官（情報担当）付）

高度医療人材養成事業
（医師養成課程充実のための教育環境整備）

令和5年度補正予算額　140億円

現状・課題

○大学病院は、教育・研究・診療の各機能を三位一体で担っているが、特に、我が国の「未来の医療」を担う医学生の教育について、大学病院は医学部の課程において臨床実習の場となるなど、大学の附属施設という他の医療機関にはない固有の機能として重要な役割を果たしている。

○医学生の教育については、医師法等改正により、令和5年度から、医学生が臨床実習開始前に受験する共用試験が公的化されるとともに、臨床実習において医師の指導監督の下、医業を行うことができることが明確化された一方、大学病院では、コロナ禍において患者に接触する実習機会を十分に確保できなかったが、今般10月にコロナ禍における臨床実習の弾力的な運用（臨床実習の代替として演習や学内実習等を可とする）を原則廃止することから、受け入れ態勢の整備が必要。

○この度、令和５年５月に新型コロナウイルス感染症が２類から５類感染症に位置づけられたことで、いよいよ診療参加型臨床実習を実質化できる状況に変わりつつある。このことを踏まえ、速やかに従前の臨床実習体制を取り戻すとともに、コロナ禍での経験を活かし重篤患者への対応等、「未来の医療」を担う医師の養成のため、最先端の教育研究診療設備への投資を行い、臨床実習環境の更なる充実を図る。

事業内容

大学病院における医学生の教育環境の充実を図るため、最先端医療設備の整備を支援し、我が国の「未来の医療」を担う高度医療人材の養成に貢献する。

● 支援対象：医学部を置く国公私立大学

【医学部教育】

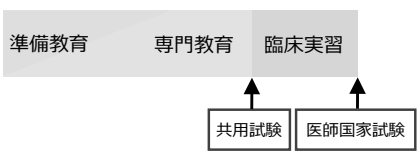

【最先端医療設備を活用した臨床実習の例】

（提供）国際医療福祉大学

【事業スキーム】

成果イメージ

● 大学・大学病院における医師養成機能を維持・充実させることにより、「現在の医療」及び「未来の医療」に対応し、安全・安心な医療の提供を確保する。

（担当：高等教育局医学教育課）

宇宙戦略基金の創設

令和５年度補正予算額　　3,000億円
※関係府省予算額の合計
うち文部科学省　1,500億円

『宇宙基本計画』（令和5年6月13日 閣議決定）

（５）宇宙開発の中核機関たるJAXA の役割・機能の強化
宇宙技術戦略に従って、世界に遅滞することなく開発を着実に実施していくため、我が国の中核宇宙開発機関であるJAXAの先端・基盤技術開発能力を拡充・強化するとともに、プロジェクトリスク軽減のため、プロジェクトに着手する前に技術成熟度を引き上げる技術開発（フロントローディング）も強化する。
（中略）さらに、欧米の宇宙開発機関が、シーズ研究を担う大学や民間事業者、また、商業化を図る民間事業者の技術開発に向けて、資金供給機能を有していることを踏まえ、JAXAの戦略的かつ弾力的な資金供給機能を強化する。これにより、JAXAを、産学官・国内外における技術開発・実証、人材、技術情報等における結節点として活用し、産学官の日本の総力を結集することで、宇宙技術戦略に従って、商業化支援、フロンティア開拓、先端・基盤技術開発などの強化に取り組む。

『デフレ完全脱却のための総合経済対策』（令和5年11月2日 閣議決定）

宇宙や海洋は、フロンティアとして市場の拡大が期待されるとともに、安全保障上も重要な領域である。「宇宙基本計画」に基づき新たに宇宙技術戦略を策定するなど、宇宙政策を戦略的に強化するとともに、「海洋基本計画」に基づき新たに海洋開発重点戦略を策定し、取組を進める。
宇宙については、民間企業・大学等による複数年度にわたる宇宙分野の先端技術開発や技術実証、商業化を支援するため、宇宙航空研究開発機構（JAXA）に10年間の「宇宙戦略基金」を設置し、そのために必要な関連法案を早期に国会に提出する。本基金について、まずは当面の事業開始に必要な経費を措置しつつ、速やかに、総額１兆円規模の支援を行うことを目指す。その際、防衛省等の宇宙分野における取組と連携し、政府全体として適切な支援とする。

【背景】

人類の活動領域の拡大や宇宙空間からの地球の諸課題の解決が本格的に進展し、**経済・社会の変革（スペース・トランスフォーメーション）がもたらされつつある。**
多くの国が宇宙開発を強力に推進するなど、**国際的な宇宙開発競争が激化**する中、革新的な変化をもたらす技術進歩が急速に進展しており、**我が国の技術力の革新と底上げが急務**となっている。

【目的・概要】

我が国の中核的宇宙開発機関であるJAXAの役割・機能を強化し、スペース・トランスフォーメーションの加速を実現する。
このため、**民間企業・大学等が複数年度にわたる予見可能性を持って研究開発に取り組めるよう、新たな基金を創設し、産学官の結節点としてのJAXAの戦略的かつ弾力的な資金供給機能を強化**する。

【スキーム（イメージ）】

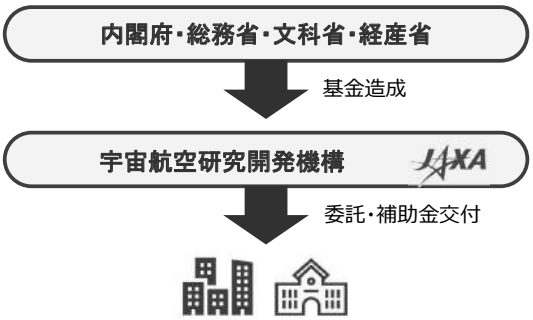

（担当：研究開発局宇宙開発利用課）

大学発医療系スタートアップ支援プログラム

令和5年度補正予算額　　152億円

文部科学省

現状・課題

- 大学発医療系スタートアップは、**革新的な医薬品・医療機器の開発において欠かせない存在**であるが、開発段階で**治験等を見据えた薬事規制対応が必要**であり、**特別な支援が不可欠**
- 関係府省において推進しているが、**シード期（非臨床段階）にあたるスタートアップの起業に関する支援**などについては、未だ不十分

事業内容　事業実施期間　５年程度

大学発医療系スタートアップ起業のための**専門的見地からの伴走支援**や**非臨床研究等に必要な費用の支援**、**医療ニーズを捉えて起業を目指す若手人材の発掘・育成**を実施するプログラムを新設。

- ✓ **橋渡し研究支援機関（文部科学大臣認定）**から選抜した機関に対し、大学発医療系スタートアップの起業に必要な専門的な支援や関係業界との連携を行うための**スタートアップ体制整備費を支援**。
- ✓ 機関では**３つのシーズ枠に分けて研究費等を支援**するとともに、**伴走支援**を実施。

シーズS0	シーズS1	シーズS2
起業を目指す若手研究人材を発掘・育成	起業を目指す課題を発掘・育成	起業直後でVC等の民間資金獲得を目指す課題

- ✓ 医療系スタートアップ支援の性質を踏まえ、**基金を活用して起業前から非臨床研究などに必要な資金を柔軟かつ機動的に支援**することで、シード期のスタートアップへの支援を強化

【本事業のスキーム】

件数	４機関程度	交付先	AMEDを通じて大学等を支援

＜橋渡し研究支援機関＞

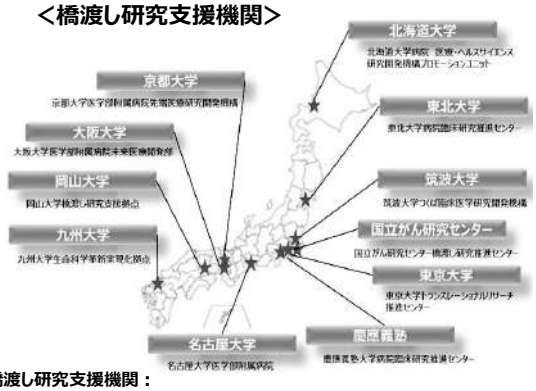

橋渡し研究支援機関：
医薬品や医療機器等の実用化支援に関する体制や実績等について一定の要件を満たす機関を「橋渡し研究支援機関」として文部科学大臣が認定

（担当：研究振興局ライフサイエンス課）

日本留学情報発信機能の充実

令和5年度補正予算額　0.5億円

文部科学省

現状・課題

○ （独）日本学生支援機構（JASSO）が運営する「日本留学情報サイト」は、日本留学促進を図るウェブサイトとして、平成31年4月より運用開始。ポストコロナ期においては、オンラインによる情報発信、情報提供の重要性が従来に比べ著しく増していることから、日本留学を希望する閲覧者が求める情報へのアクセシビリティ改善やコンテンツの更なる充実が必要となる。

事業内容

○ 日本留学希望者及び保護者、進路指導等を行う教育関係者に対し、日本留学に関する最新の情報を発信するウェブサイトを構築し、留学生受入れの促進を図る。

学校検索システム

各校より収集した学校基本情報、学部等の情報を活用し、外国人学生が希望する学習環境を提供できる大学を絞り込み、効果的に必要な情報を閲覧できるシステムを構築。

奨学金等検索システム

日本に留学する外国人学生に対し、大学、自治体、民間団体等が提供する奨学金や授業料減免制度を検索し、活用に繋げられるシステムを構築。学校・奨学団体関係者用の編集機能を設けて最新情報を常に更新できるよう設計することで、日本留学を検討している外国人学生に対し常に最新の情報が行き渡るよう効果的な発信を図る。

国内就職調査システム

外国人留学生の雇用を検討する企業向けに、各校から収集した外国人留学生の在籍状況をはじめ企業の採用活動に資する情報を提供するシステムを構築。

新規コンテンツ制作

・教育研究内容の魅力、卒後のキャリアパスのPR
・各地域でのキャンパスライフの魅力等のPR
・日本留学経験者のキャリアパスの成功事例等
・他国との比較での日本留学のメリットのPR　等

アウトプット（活動目標）

日本留学を検討している外国人学生に対して、適時必要な情報を発信するためのウェブサイト改修等を実施。

アウトカム（成果目標）

留学を検討している外国人学生に対し、日本への留学の後押しとなる適切な情報提供を実施することにより、更なる日本留学促進を図る。

（担当：高等教育局参事官（国際担当）付）

私立学校施設・設備の整備の推進の概要

令和5年度補正予算額　109億円

文部科学省

背景説明

今後発生が懸念されている南海トラフ地震等の大規模地震や今般の熱中症による事故等に対応するため、児童生徒等が１日の大半を過ごす私立学校の施設・設備の環境整備について、早急に取り組む必要がある。

目的・目標

児童生徒等の学習の場であり、災害時には地域住民の避難場所となる私立学校施設の耐震化の早期完了や熱中症対策などにより安全・安心な生活空間を確保する。また、私立学校の教育研究基盤を整備することにより、新しい学校教育の着実な実践を推進するとともに、日本の成長の鍵を握る人材育成機能を充実・強化し、地域の経済活動の活性化を誘発する。

１．耐震化等の促進　４５億円

○私立学校施設の**耐震化完了**に向けた校舎等の**耐震改築（建替え）**事業及び**耐震補強**事業や、非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援　<補助率：大学1/2以内、高校等1/3以内等>

・ 耐震改築事業　２４億円
・ 耐震補強事業　１５億円
・ その他耐震対策事業　６億円

・ 耐震化率（幼～高）：93.8%（公立小中：99.7%（令和4年4月1日時点））
・ 耐震化率（大学等）：95.6%（国立大学：99.6%（令和4年5月1日時点））
※国公立に比べ耐震化が遅れており、耐震化の早期完了は喫緊の課題。

２．私立学校施設環境改善整備等　５４億円

○**熱中症対策**として教室や体育館等へのエアコン設置、安全・安心な生活空間の確保に必要な基盤的設備等の整備を支援　<補助率：大学1/2以内、高校等1/3以内>

・**熱中症対策としてエアコン設置**、**防犯対策等**による安全・安心な生活空間の確保のための整備を支援
・教育研究の質の向上に資する施設の高機能化（校内LANの整備）や**エコ改修**（LED照明）などの整備を支援

【空調整備】
空調の整備による熱中症対策

【エコ改修】
照明のLED化による省エネ対策の推進

３．私立大学等教育研究装置・設備　１０億円

○私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要となる装置・設備の整備を支援

・私立大学等の**教育・研究用の設備及び装置**（学生等がデジタル技術を活用した高度な教育を享受するために必要なシステム等を含む）の整備を支援
<補助率：教育基盤設備1/2以内、研究設備2/3以内、装置1/2以内>

【ＤＮＡシーケンサー】
サンガー法によりＤＮＡの塩基配列を解明。
遺伝病や感染症の診断・治療法の開発および地域生態系の解析・資源利用に大きく寄与。

○個別最適な学びを目指し、私立小中学校等における**１人１台端末の整備**を支援　<補助率：**2/3以内**>

【普通教室】
１人１台端末整備

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

（担当：高等教育局私学部私学助成課）

私立学校施設の災害復旧

令和5年度補正予算額　6億円

文部科学省

目的

「令和５年５月２８日から７月２０日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」（激甚災害（本激）指定）により広範囲にわたり被災した私立学校の施設が損壊等多数の被害を受けたことから、被災施設の迅速な災害復旧を図る。

事業内容

「令和５年５月２８日から７月２０日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」（激甚災害（本激）指定）により被災した私立学校施設の早期復旧のため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律等に基づき、学校設置者が行う私立学校施設の災害復旧に要する経費の一部を補助することにより、学校教育の円滑な実施を確保する。

実施要件（対象、補助率）

- 補助対象施設：（私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等）

  に係る

  （建物（電気、ガス等の付帯設備を含む）、建物以外の工作物（土地に固着している建物以外の工作物）、土地（敷地、野外運動場等）、設備（教材、教具、机・椅子等の備品））
- 補助率　：災害復旧に要する経費の1/2等

被害状況

建物内への浸水

法面崩壊

事業スキーム

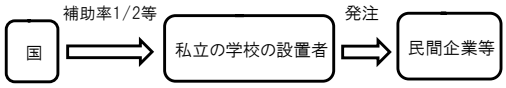

事業の効果

災害で被害を受けた施設の早期復旧により、**学校教育の円滑な実施を確保するもの**

（担当：大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付）

私立学校教育研究活動復旧費

令和５年度補正予算額　2億円

文部科学省

背景・課題

令和５年５月28日から７月20日までの豪雨及び暴風雨により被災した私立の大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園等の教育研究活動を被災前の状況に一刻も早く戻すことができるよう、復旧に要する経費について、私立大学等経常費補助金及び私立高等学校等経常費助成費補助金により支援。

事業内容

スキーム

私立大学等：0.3億円

施設等災害復旧事業の対象となった私立大学等の教育研究活動の復旧について、日本私立学校振興・共済事業団を通じ、私立大学等経常費補助金による支援を実施。

私立高等学校等：1.5億円

施設等災害復旧事業の対象となった私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教育活動の復旧について、都道府県が支援した場合、国は支援を行った都道府県に対し、私立高等学校等経常費助成費補助金による支援を実施。

被災した私立学校の教育研究活動の速やかな復旧により、
・地域の人材育成や産業・経済へ寄与、被災地の「未来」づくりに貢献
・被災地域における教育機能と被災地の「未来」を担う子供の教育環境の回復を図る。

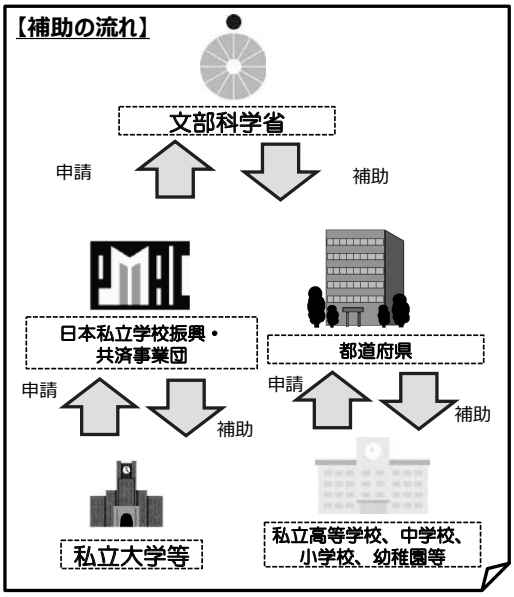

（担当：高等教育局私学部私学助成課）

私立大学等の学生に対する授業料減免等

令和５年度第補正予算額　0.5 億円

背景・課題

令和５年５月28日から７月20日までの豪雨及び暴風雨により家計支持者が被災等した学生の修学機会を確保すべく、授業料の減免等を実施した私立大学等に対し、私立大学等経常費補助金により所要額の一部を補助（補助率2/3）

事業内容

スキーム

授業料減免等を実施した大学等に対し、日本私立学校振興・共済事業団を通じて補助金を交付

【対象者】
令和５年豪雨等による家計支持者の被災等により修学が困難な学生

成果イメージ

私立大学等が実施する授業料減免等に必要な経費を支援することを通じて、令和５年豪雨等の影響により、意欲のある学生が、経済的理由により修学を断念することがないように支援。

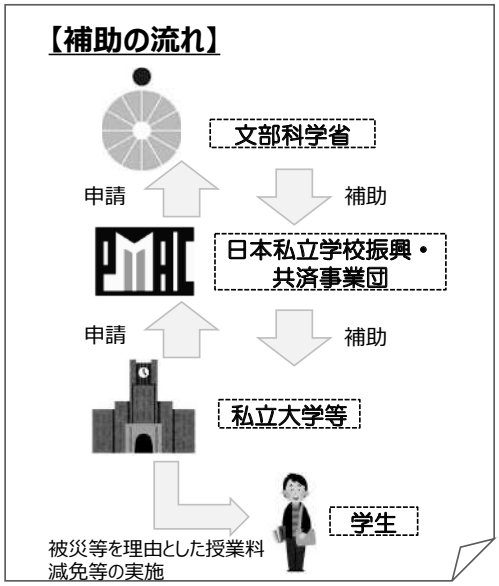

（担当：高等教育局私学部私学助成課）

令和６年度予算等における学校施設整備のための予算確保に関する緊急要望

学校は、子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には地域の方々の避難所ともなる。子供たちや地域の方々が安全・安心に過ごすことのできる居場所を整備し、国民の生命を守ることは国の責務である。また、不登校やいじめ、貧困など、コロナ禍や社会構造の変化を背景として子供たちの抱える困難が多様化・複雑化する中で、学校教育を通じて、誰一人取り残されず、全ての子供たちの可能性を引き出す学びを確保し、子供たち一人一人の多様なウェルビーイングを実現することが重要である。

こうした令和の時代における学校の役割を踏まえ、個別最適な学びと協働的な学びの実現を始めとする質の高い公教育の再生を進めるためには、教育ＤＸにおけるリアルとデジタルの最適な組み合わせによる学びの推進や先端技術も活用した新しい学びの構築や、一人一人のニーズに応じた多様な学びの場の確保等に取り組むとともに、学校施設についても、新しい時代の学びに柔軟に対応できる学習・活動空間を実現する必要がある。

他方、児童生徒の急増期に一斉に整備された学校施設の老朽化は深刻であり、一刻も早い対策が急務である。また、気候変動が深刻化し、「地球沸騰化の時代」と言われる昨今、普通教室や特別教室に加え、体育館への空調設備の設置が必要であるほか、自然災害の激甚化・頻発化も起きているところ、耐震対策や避難所となる施設の防災機能の強化にも重点的・集中的に取り組むことが求められる。

さらに、政府として2050年の脱炭素社会の実現を目指す中で、学校も地域における公共施設の一つとして、省エネルギー化や太陽光発電設備等の整備を促進し、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ＺＥＢ）化を進めることが必要である。

令和６年度に向けては、資材費や労務費の高騰等を踏まえ、施設整備単価を実態に即したものへ引き上げる必要があるが、それによって事業の採択数に影響が出ないよう、併せて予算総額を確保することが重要である。
このため、政府は、当初予算に限らず補正予算も含めてあらゆる手段で財源を確保し、学校施設整備を強力に推進するよう、下記事項の実現に万全を期すべきである。

１．公立学校施設については、教育環境向上と老朽化対策を一体的に行う長寿命化改修を中心に、国土強靱化の一環として非構造部材の耐震対策、防災機能強化や水害対策を進めること。特に、普通教室や特別教室に加え体育館等への空調設置や断熱性の確保、トイレ整備やバリアフリー化など、教育環境の向上かつ避難所機能の強化に資する整備を進めること。併せて、脱炭素社会の実現に向けたＺＥＢ化や、特別支援学校の教室不足解消、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置等を進めること。これらの実現に向け、恒常的に必要な予算を十分に確保すること。

２．学校施設において新しい時代の学びにふさわしい学習・活動空間を実現するとともに、建築資材や労務費の高騰等に対応できるよう、実態に即して国庫補助率・単価を引き上げること。

３．私立学校施設についても、耐震対策や防災機能強化など国土強靱化に資する整備や、熱中症対策としての空調設備の整備、トイレ等のバリアフリー化、照明設備のＬＥＤ化等による省エネ対策の実施のため、公立学校と同水準の支援を目指しつつ、恒常的に必要な予算額を十分に確保すること。併せて、耐震診断への補助制度の継続や、幼稚園における預かり保育開設の支援等を講じること。

４．一人一台端末の更新、ネットワークの維持・整備や小・中・高のデジタル人材育成拠点の整備など、初等中等教育段階における、デジタル人材の育成のための環境整備・強化について、地方自治体が見通しをもち、計画的な整備ができるよう、基金を設けるなど複数年度の支出を可能とする安定的なスキームを構築すること。また、全ての小中学校等における学習者用デジタル教科書の導入やネットワーク環境整備に向けた調査、オンライン学習システムの機能改善と拡充、幼稚園のＩＣＴ環境整備について、公私間格差の是正を図りつつ、必要な予算額を十分に確保すること。

上決議する。

令和５年10月12日
自由民主党　学校耐震化・施設整備等促進議員連盟

令和6年度一般会計予算 歳出・歳入の構成

一般会計歳出

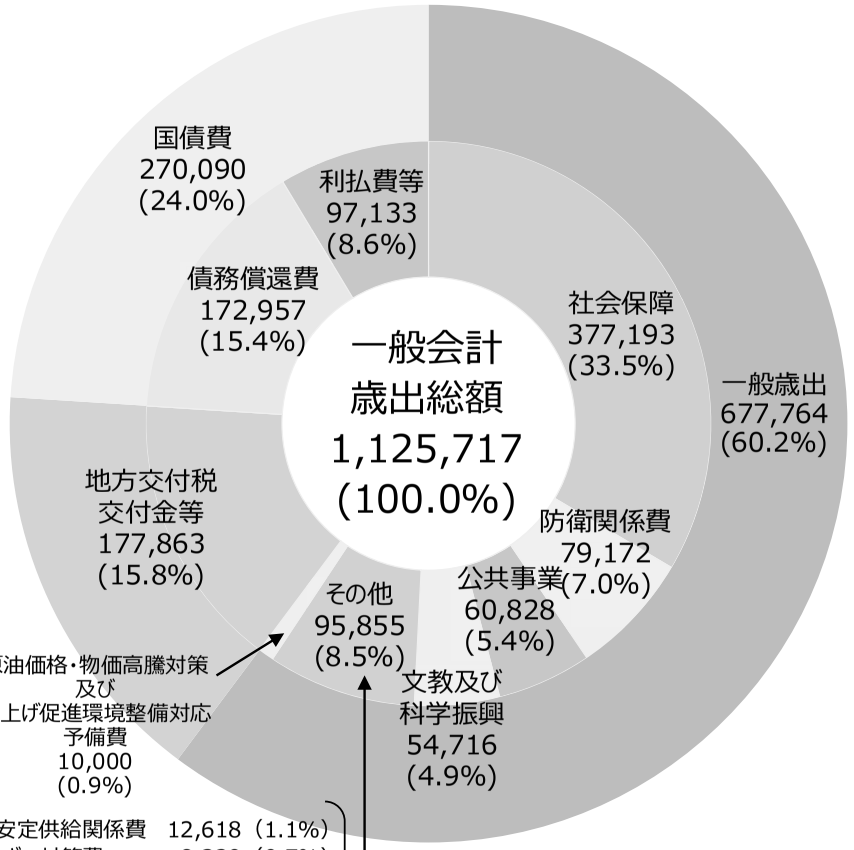

食料安定供給関係費	12,618	(1.1%)
エネルギー対策費	8,329	(0.7%)
経済協力費	5,041	(0.4%)
中小企業対策費	1,693	(0.2%)
恩給関係費	771	(0.1%)
その他の事項経費	57,402	(5.1%)
予備費	10,000	(0.9%)

一般会計歳入

（単位：億円）

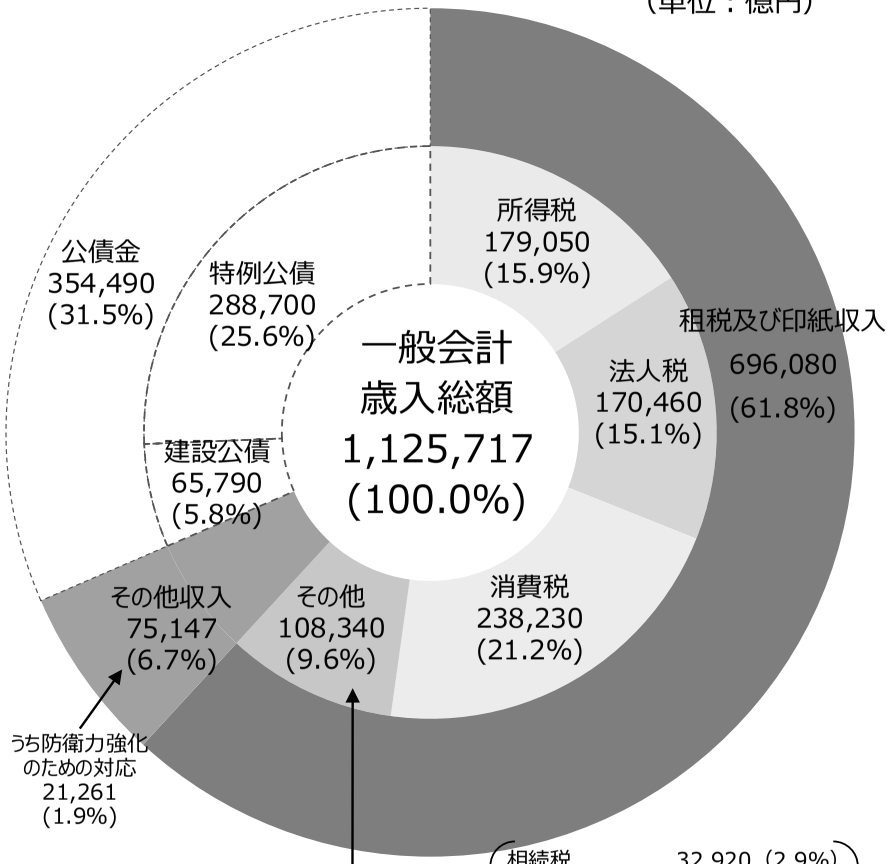

相続税	32,920	(2.9%)
揮発油税	20,180	(1.8%)
酒税	12,090	(1.1%)
たばこ税	9,480	(0.8%)
関税	9,170	(0.8%)
石油石炭税	6,060	(0.5%)
自動車重量税	4,020	(0.4%)
電源開発促進税	3,110	(0.3%)
その他の税収	890	(0.1%)
印紙収入	10,420	(0.9%)

※「一般歳出」とは、歳出総額から国債費及び地方交付税交付金等を除いた経費のこと。
※「基礎的財政収支対象経費」（＝歳出総額のうち国債費の一部を除いた経費のこと。当年度の政策的経費を表す指標）は、859,390（76.3%）

（注１） 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。
（注２） 一般歳出における社会保障関係費の割合は55.7%。

資料1-7

令和6年度　文部科学省予算（案）の概要

１．歳出予算

(単位：億円)

	令和５年度予算額	令和６年度予算額（案）	比較増△減額	備考
一　般　会　計	52,941	53,384	443	対前年度 0.8%増
エネルギー対策特別会計	1,086	1,085	△1	対前年度 0.1%減

２．財政投融資計画

(単位：億円)

	令和５年度計画額	令和６年度計画額	比較増△減額	備考
日本学生支援機構	5,881	5,256	△625	ほか財投機関債 1,200
日本私立学校振興・共済事業団	272	287	15	
大学改革支援・学位授与機構	758	875	117	

※科学技術振興機構の財投機関債：200億円

令和6年度　文部科学省所管一般会計予算（案）の構成

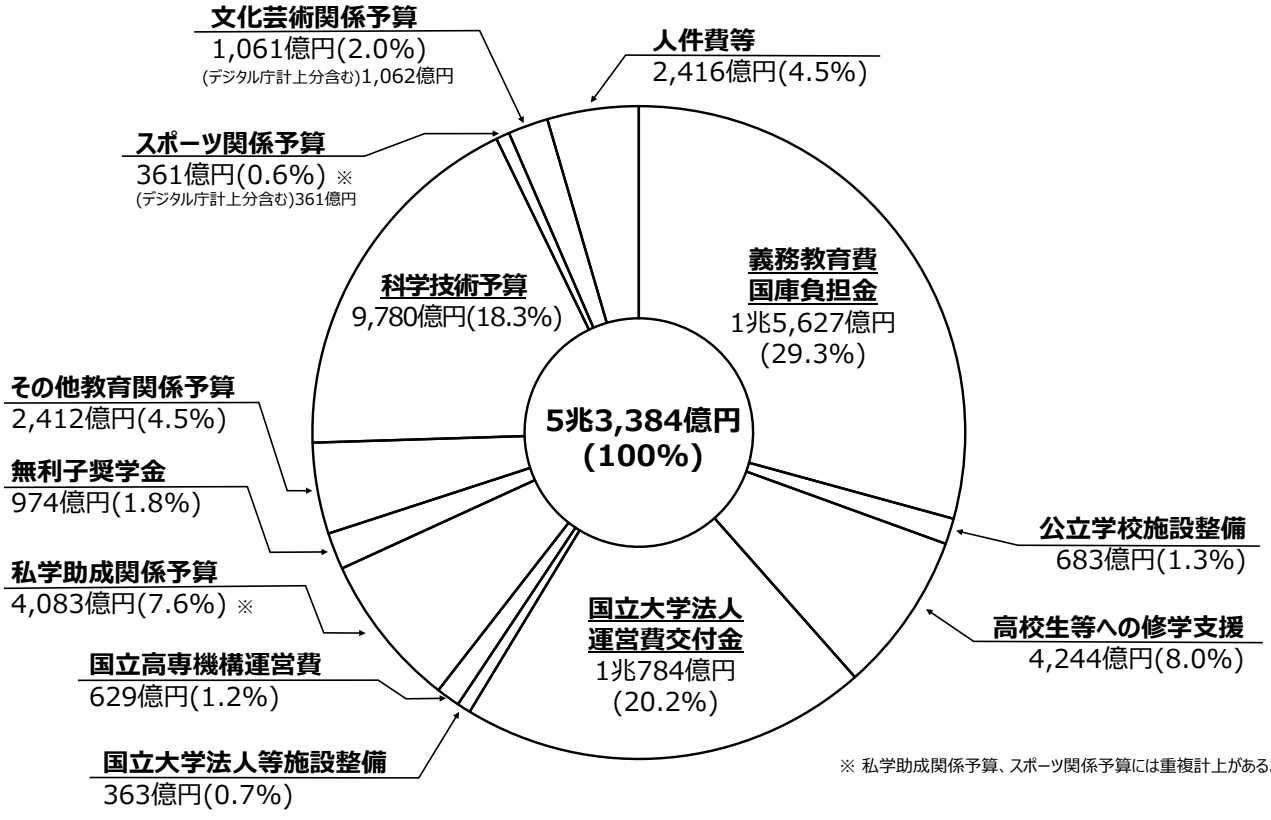

※ 私学助成関係予算、スポーツ関係予算には重複計上がある。

令和6年度　文部科学省予算（案）のポイント（教育関係）

文教関係予算のポイント 4兆563億円（4兆146億円）【2,817億円】

	令和５年度予算額	令和６年度予算額（案）	比較増△減額	比較増△減率
文部科学省予算	5兆2,941億円	5兆3,384億円	443億円	0.8%増

注１）（ ）内は令和５年度予算額。【】内は令和５年度補正予算額。
注２）文部科学省関係の令和５年度補正予算（経済対策）として、総額1兆2,912億円を計上。
注３）各項目の右側の丸数字は当該項目の参考資料のページ数。

質の高い公教育の再生

教師等の働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援の一体的な推進
- 小学校における高学年の教科担任制の強化や35人学級の計画的な整備　1兆5,627億円（１兆5,216億円）
- 学校における働き方改革の推進のための支援スタッフ等の充実　122億円（91億円）
- 教師人材の確保強化　5億円（新　規）【 5億円】

GIGAスクール構想の着実な推進と学校DXの加速化
- 運営支援センター機能強化、自治体への伴走支援の強化等　10億円（14億円）【60億円】
- 生成AIの活用を含む次世代の校務デジタル化の推進　3億円（ 1億円）【 2億円】
- 小中学校等における英語等のデジタル教科書の導入　17億円（18億円）
- 教育DXを支える基盤的ツールの整備・活用、教育データの分析の推進　10億円（ 7億円）【 6億円】

※1人1台端末の着実な更新　【2,661億円】

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上
- 「幼保小の架け橋プログラム」の実施、質を支える体制整備の支援等　23億円（ 23億円）【39億円】

高等学校改革の推進
- 探究・STEAM教育の推進、職業教育の充実、柔軟で質の高い学びの推進　8億円（8億円）

※高等学校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成（DXハイスクール）　【100億円】

部活動の地域連携や地域クラブ活動移行
- 地域クラブ活動への移行に向けた実証、部活動指導員の配置支援等　32億円（ 28億円）【15億円】

現代的健康課題に対応するための**健康教育の推進**
- 養護教諭等の業務支援などによる学校保健の推進、学校給食・食育の充実　6億円（ 7億円）【 2億円】

道徳教育の充実
- よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育の推進等　43億円（ 42億円）

新しい時代の学びの実現に向けた学校施設の整備

教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備、キャンパスの共創拠点化、防災機能強化、脱炭素化など**学校施設等の整備**の推進
- 公立学校施設の整備　683億円（687億円）【1,558億円】
- 国立大学・高専等施設の整備　363億円（363億円）【 603億円】
- 私立学校施設等の整備　93億円（ 90億円）【 109億円】

高等教育機関の多様なミッションの実現

基盤的経費の充実、改革インセンティブとなる**メリハリある重点配分の徹底、高専の高度化・国際化**の推進
- 国立大学改革の推進　1兆835億円（1兆834億円）【196億円】
- 高等専門学校の機能の高度化・国際化の推進　629億円（ 628億円）【 78億円】
- 私立大学等の改革の推進等　4,000億円（ 3,996億円）【 2億円】

日本人学生の留学派遣、外国人留学生の受入れ・定着、教育の国際化の推進
- 日本人の留学促進、G7・ASEAN・インド等の外国人留学生の受入れや国際頭脳循環の促進、大学の国際化、初等中等教育段階の英語教育の充実等 [28]　703億円（695億円）【162億円】

高度専門人材の育成等の推進
- 数理・データサイエンス・AI人材育成の推進　23億円（23億円）
- 高度医療人材の養成　35億円（16億円）【140億円】

令和6年度　文部科学省予算（案）のポイント（教育、スポーツ、文化芸術関係）

誰もが学ぶことができる機会の保障

誰一人取り残されない学びの保障に向けた**不登校、いじめ対策等の推進**
- 学びの多様化学校の設置促進、学校内外の教育支援センターの整備、心の健康観察の推進、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等相談体制の充実　88億円（ 85億円）【51億円】
- 夜間中学の設置促進等　0.9億円（0.8億円）

生涯を通じた障害者の学びの推進、特異な才能のある児童生徒への支援
- 特別支援教育の充実　48億円（ 41億円）
- 大学等や学校卒業後における障害者の生涯学習の推進　2億円（ 2億円）
- 特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進　1億円（ 1億円）

日本語教育・外国人児童生徒等への教育等の充実
- 外国人等に対する日本語教育の推進　16億円（ 14億円）【 1億円】
- 学校等における日本語指導体制等の充実や外国人の子供の就学促進等　13億円（ 13億円）

海外で学ぶ日本人児童生徒の教育機会の充実
- 在外教育施設の機能強化（教師派遣等）　180億円（179億円）【 3億円】

地域と学校等の連携・協働による**地域の教育力の向上**や**体験活動の充実、学校安全体制の整備**の推進
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組の推進、青少年教育施設の機能強化等による体験活動や読書活動の推進、家庭教育支援等　78億円（ 78億円）
- 学校安全体制の整備　6億円（ 7億円）

リ・スキリングを含めたリカレント教育等社会人の学び直しの機会の拡充
- 社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充等　88億円（ 91億円）【 7億円】

各教育段階の負担軽減による**学びのセーフティネットの構築**
- 高等学校等就学支援金制度の着実な実施　4,097億円（4,136億円）
- 高校生等奨学給付金の充実　147億円（ 148億円）
- 高等教育の修学支援の充実（こども家庭庁計上分含む）　6,412億円（6,314億円）

※「こども未来戦略」の「加速化プラン」等に基づく高等教育費の負担軽減策を実施

「スポーツ立国」の実現　361億円（359億円）【69億円】

地域スポーツ環境の総合的な整備充実
- 地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証、部活動指導員の配置支援等(再掲)　27億円（25億円）【14億円】
- 子供の運動習慣形成・体力向上(アスリートの体育授業派遣等)等　8億円（ 8億円）
- 先端技術の活用を含むSport in Lifeの推進及びスポーツによる健康増進　6億円（ 6億円）
- 障害の有無にかかわらず「ともにする」スポーツ環境の整備　6億円（6億円）【 6億円】

持続可能な競技力向上体制の確立等
- 国際競技力の向上　102億円（101億円）
- 競技団体の組織基盤強化　3億円（ 3億円）
- ハイパフォーマンス・サポート支援　15億円（12億円）【12億円】
- 国際大会の運営人材の育成支援、ﾄﾞｰﾋﾟﾝｸﾞ防止活動推進体制の強化等　5億円（ 5億円）

スポーツの成長産業化・スポーツによる地方創生
- スタジアム・アリーナ改革、スポーツホスピタリティ及びスポーツDX等の推進　4億円（ 4億円）
- 武道等のスポーツツーリズムを含めたスポーツ・健康まちづくりの一層の推進　4億円（ 4億円）

「文化芸術立国」の実現　1,062億円（1,061億円）【303億円】
※国際観光旅客税財源充当事業：81億円（別途計上）

継承の危機に瀕する文化財保護の緊急強化
- 文化財修理・整備・活用、防災対策等　256億円（257億円）【196億円】
- 多様な文化遺産の公開活用の促進等　188億円（191億円）　5億円】

【 グローバル展開やデジタル化などによる文化芸術活動の充実
- 文化芸術のグローバル展開等による創造的循環の創出　16億円（ 16億円）【 1億円】
- 舞台芸術等総合支援事業　94億円（ 94億円）【 5億円】
- 文化芸術による創造性豊かな子供の育成　85億円（ 84億円）【 11億円】
  –地域文化クラブ活動への移行に向けた実証、部活動指導員の配置支援(再掲)　5億円（ 4億円）【 1億円】
- 現代的課題に対応した劇場・音楽堂等の総合的な機能強化の推進(一部再掲)　27億円（ 新規 ）【 10億円】

※クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援(5年の基金の3年分)　【 60億円】
- 日本映画の創造・振興プラン　12億円（ 11億円）
- メディア芸術の創造・発信プラン　9億円（ 7億円）

文化振興を支える拠点等の整備・充実
- 国立文化施設の機能強化等　323億円（324億円）【 20億円】
  –国立文化施設の運営費　322億円（320億円）
- 文化拠点機能強化・文化観光推進プラン　18億円（ 19億円）

高等教育局主要事項　－令和６年度予算（案）－

高等教育機関の多様なミッションの実現

基盤的経費の充実、改革インセンティブとなるメリハリある重点配分の徹底、高専の高度化・国際化の推進

◆国立大学改革の推進　　1兆835億円　　（1兆834億円）【令和5年度補正予算　196億円】

- 教育研究組織改革や設備整備などの活動基盤に対する支援、社会的インパクト創出に向けた支援、成果に基づく配分などを通じ、自らのミッションに基づき自律的・戦略的な経営を進め、社会変革や地域の課題解決を主導する国立大学を支援

◆高等専門学校の高度化・国際化　　629億円　　（　628億円）【令和5年度補正予算　78億円】

- 社会ニーズに対応した、デジタル、AI、半導体・蓄電池等先端分野の教育、アントレプレナー教育、学生の海外派遣、女子学生支援等の充実など、高等専門学校の機能の高度化・国際化を推進

◆私立大学等の改革の推進等　　4,093億円　　（ 4,086億円）【令和5年度補正予算　111億円】

- 時代と社会の変化を乗り越える私立大学等への転換支援や、高校等ICT環境整備支援及び幼稚園における特別支援教育体制の支援の拡充のほか、私立大学や高校等の運営に必要な経常的経費を確保するとともに、私立学校施設の耐震化等、教育・研究装置等の整備を支援

高度専門人材の育成等の推進

◆高度医療人材の養成

□ 高度医療人材養成拠点形成事業　　21億円　（ 新 規 ）　　【令和5年度補正予算　140億円】

- 医師の働き方改革を進めながら、高度な医療人材の養成を推進できるように、大学病院を活用し医学系大学院生等をTA、RA、SAとして教育研究に参画する機会を創出することなどにより、臨床教育・研究に関する知識・技能等を有する優れた医師を養成する大学を拠点とした高度な臨床能力を有する医師養成の促進を支援

◆数理・データサイエンス・AI人材育成の推進　　23億円　（　23億円）

□ デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業～Xプログラム～　　5億円　（ 5億円）

- 人文・社会科学等の分野の特色ある研究科等において、実務家教員の導入などにより数理・データサイエンス・AI教育を強化し、課題の設定・解決や新たな価値を生み出すことができる文理横断的なデジタル人材を輩出する学位プログラムの構築等を推進

□ 数理・データサイエンス・AI教育の充実・全国展開の推進　　19億円　（ 19億円）

- リテラシー・応用基礎レベルのモデルカリキュラムを踏まえた各大学等の成果及び先進的な取組を全国へ普及・展開するとともに、数理・データサイエンス・AIを教えることのできるエキスパートレベルの人材育成を推進

※（ ）書きは令和５年度予算額。
※ 単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

高等教育局主要事項　－令和６年度予算（案）－

日本人学生の留学派遣、外国人留学生の受入れ・定着、教育の国際化の推進

◆グローバル社会で我が国の未来を担う人材の育成　　378億円　　（　346億円）【令和5年度補正予算　13億円】

□ 大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業　　18億円　（ 新 規 ）

- 国内外での国際共修のための体制の構築等を通じ、共生社会の実現に向けた地域社会との連携による多様性を活かした人材育成を行うとともに、我が国の質の高い大学教育を海外でも展開し、その認知度を高め、優秀な人材を育成・獲得していくことで、更なる大学の国際化を推進

□ 大学の世界展開力強化事業　　13億円　（ 13億円）

- 我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質保証を伴った学生交流等を推進する国際教育連携やネットワーク形成の取組を支援。新たに、EU諸国との質の高い単位互換プログラムを構築するとともに、ASEAN諸国との学生交流の拡充を通じ、我が国の高等教育の国際競争力の更なる向上を図る

□ 大学等の留学生交流の支援等　　89億円　（ 78億円）

- 奨学金等支給による経済的負担の軽減。海外大学との協定に基づく留学生派遣の支援を拡充（早期留学経験により留学機運を醸成しつつ中長期留学の重点的促進）するとともに、協定に基づく留学生受入れの支援も拡充

□ 優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ　　257億円　（255億円）

- 戦略的な留学生受入れのための情報収集・分析、海外における関係機関の連携により日本留学に関する情報発信を強化し、優秀な外国人留学生の我が国への受入れを促進するとともに、世界から優秀な学生を受け入れ、国内定着を促進するため、奨学金の効果的な活用や外国人留学生の国内就職等に資する取組を支援

□ 人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業（国際連携型）　　2億円　（ 新 規 ）

- 海外大学院、産業界・国際関係機関等との連携による、ネットワーク型の教育研究やキャリア支援を通じて、国際社会の期待に応える新たな人文・社会科学系の高度人材養成モデルの構築を支援

◆このほか、世界最高水準の教育力と研究力を結集した学位プログラムの構築・実践を通じた博士人材の育成やがん医療の高度化に対応できる医療人を養成するための拠点形成、障害のある学生の修学・就職支援を促進するための事業等を実施

誰もが学ぶことができる機会の保障

各教育段階の負担軽減による学びのセーフティネットの構築

◆高等教育の修学支援の確実な実施（こども家庭庁計上分含む）　　**6,412億円　（ 6,314億円）**

- 高等教育の修学支援新制度の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への対象拡大（こども家庭庁に予算計上）
- 大学院（修士段階）における授業料後払い制度の創設
- 貸与型奨学金における減額返還制度の見直し

※（ ）書きは令和５年度予算額。
※ 単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

私立大学等の改革の推進等

～チャレンジする私立学校の主体的な改革を後押しする総合的な支援の充実～

令和６年度予算額（案）　4,093億円
（前年度予算額　4,086億円）
令和５年度補正予算額　111億円

私立大学等経常費補助　2,978億円（2,976億円）
［令和５年度補正予算額　１億円］

（１）一般補助　2,772億円（2,771億円）
大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費を支援
○教育の質に係る客観的指標等を通じたメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進

（２）特別補助　207億円（205億円）
我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援

◆時代と社会の変化を乗り越えるレジリエントな私立大学等への転換支援パッケージ

○**少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援等　21億円＋一般補助の内数（新規）**
少子化時代において、日本の未来を支える人材育成を担う新たな私立大学等のあり方を提起し、将来を見据えたチャレンジや経営判断を自ら行う「経営改革計画」の実現等を支援。
また、成長分野等への組織転換促進や定員規模適正化に係る経営判断を支えるための支援、経営DXの推進等、チャレンジする私学への効果的な支援体制を構築。

○**私立大学等改革総合支援事業　112億円（112億円）**
特色ある教育研究の推進や地域社会への貢献、社会実装の推進など、自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を支援

○**研究施設等運営支援及び大学院等の機能高度化への支援　115億円（117億円）**

○**私立大学等における数理・データサイエンス・AI教育の充実　7億円（7億円）**

私立高等学校等経常費助成費等補助　1,022億円（1,020億円）
［令和５年度補正予算額　２億円］

（１）一般補助　852億円（851億円）
都道府県による私立高等学校等の経常的経費への助成を支援
○幼児児童生徒１人当たり単価の増額
○幼稚園教諭の人材確保支援

（２）特別補助　138億円（137億円）
建学の精神等を踏まえた各私立高等学校等の特色ある取組を推進するため、都道府県による助成を支援
○個別最適な学びを目指した学習環境の整備や、外部人材を配置する学校への支援
○特別な支援が必要な幼児の受入れに係る支援や、多様な預かり保育を実施する幼稚園に対する支援
○家計急変世帯への支援等、経済的理由で児童生徒が修学を断念することのないよう、授業料減免により支援

（３）特定教育方法支援事業　32億円（32億円）
○特別支援学校等の教育の推進に必要な経費を支援

私立学校施設・設備の整備の推進　93億円（90億円）　［令和５年度補正予算額　109億円］

（１）耐震化等の促進　40億円（40億円）［45億円］
○「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」として、校舎等の耐震改築・補強事業や非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援

耐震化未完了の建物が大規模地震で甚大な被害を受けた例

注：他に、日本私立学校振興・共済事業団による融資事業
（貸付見込額）600億円〔うち財政融資資金　287億円〕
建物の解体費用など、融資の対象範囲を拡大

（２）教育・研究装置等の整備　53億円（50億円）［64億円］
○**私立大学等の施設環境改善整備費　10億円（8億円）**［54億円］
熱中症対策として教室や体育館等へのエアコン設置やバリアフリー対策等、安全・安心な生活空間の確保に必要な基盤的設備等の整備を支援
○**私立大学等の装置・設備費　23億円（29億円）**［4億円］
私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要となる設備・装置の整備を支援
○**私立高等学校等ICT教育設備整備費　21億円（14億円）**［6億円］
個別最適な学びを目指し、私立高等学校等におけるICT環境整備を支援

高等学校等のICT環境整備

※子ども・子育て支援新制度移行分を含む
［ ］は令和５年度補正予算額。なお、単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

（担当：高等教育局私学部私学助成課）

私立大学等経常費補助の概要

令和６年度予算額（案）　2,978億円
（前年度予算額　2,976億円）

事業内容

✓ 私立大学等の運営に必要な経常費補助金を確保し、建学の精神及び私学の特色を活かした効果的で質の高い教育研究に取り組む私立大学等を支援。
✓ 令和６年度～令和10年度の５年間を「集中改革期間」と位置づけ、「時代と社会の変化を乗り越えるレジリエントな私立大学等への転換支援パッケージ」により、将来を見据えたチャレンジや経営判断をはじめとした意欲的な経営改革を行えるよう強力に後押し。

一般補助　2,772億円（2,771億円）

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援。教育の質に係る客観的指標等を通じたメリハリある資金配分により、教育研究の質の向上を促進。

特別補助　207億円（205億円）

我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援。

◆時代と社会の変化を乗り越えるレジリエントな私立大学等への転換支援パッケージ

○**少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援等　21億円**※ 一般補助＋特別補助 **＋　一般補助の内数【新規】**
少子化時代において、日本の未来を支える人材育成を担う新たな私立大学等のあり方を提起し、将来を見据えたチャレンジや経営判断を自ら行う「経営改革計画」の実現等を支援。
また、成長分野等への組織転換促進や定員規模適正化に係る経営判断を支えるための支援、経営DXの推進等、チャレンジする私学への効果的な支援体制を構築。

○**私立大学等改革総合支援事業　112億円** ※ 一般補助＋特別補助
特色ある教育研究の推進や地域社会への貢献、社会実装の推進など、自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を支援

○ **研究施設等運営支援及び大学院等の機能高度化**　115億円※ 特別補助
基礎研究を中心とする研究力強化や、若手・女性研究者支援、大学院等の機能高度化、短大・高専の教育研究の充実等を支援。

○ **私立大学等における数理・データサイエンス・ＡＩ教育の充実**　7億円※ 特別補助
デジタル人材の育成に向けて、文理を問わず全ての学生が一定の数理・データサイエンス・AIのリテラシー習得が可能となるよう、モデルカリキュラムの策定や教材等の開発、全国への普及展開を進める大学等を支援。

※ 単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。
※（ ）は前年度予算額

時代と社会の変化を乗り越えるレジリエントな私立大学等への転換支援パッケージ

- ✓ 令和６年度～令和10年度の５年間を**「集中改革期間」**と位置づけ、従来の取組に加え、**経営改革に対する継続的な財政支援を創設**するとともに、文部科学省・科学事業団による**「私学経営DX」を通じた「アウトリーチ型支援」をスタート。**
- ✓ 各私立大学・短大・高専が、**将来を見据えたチャレンジや経営判断**をはじめとした**意欲的な経営改革**を行えるよう**強力に後押し。**

※令和８年度以降、一定の基準に該当する場合、経営改革計画の策定を求め、経営の健全性の確保等を図る。

新規 １．少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援 （令和６年度予算額(案) 20億円）

少子化を乗り越えるレジリエントな私学への構造転換を図るため、**日本の未来を支える人材育成を担う新たな私立大学等のあり方を提起**し、**将来を見据えたチャレンジや経営判断を自ら行う「経営改革計画」の実現**を図るとともに、その知見やノウハウの普及・展開を図る取組について、原則５年間、**継続的に支援**する。

※ 複数年の将来計画を有識者が審査・選定。選定大学等に対し、文部科学省・科学事業団・有識者によるフォローアップ・支援体制を整備。

メニュー１	メニュー２
少子化時代をキラリと光る教育力で乗り越える、私立大学等戦略的経営改革支援 ※ 45校 × 1,000万円～2,500万円程度 ＋ 一般補助における増額	**複数大学等の連携による機能の共同化・高度化を通じた経営改革支援** ※ ５グループ × 3,500万円程度

社会・地域等の将来ビジョンを見据え、自治体や産業界等と緊密に連携しつつ、**社会・地域等の未来に不可欠な専門人材の育成**を担う事を目的とし、**教育・研究面の構造的な転換**や**資源の集中等による機能強化**を図ること等により、**未来を支える人材育成機能強化に向けた経営改革**を行う、**キラリと光る大学/短大/高専（中・小規模中心）**を支援。

新規 ２．「私学経営DX」の推進（令和６年度予算額(案) １億円）

主体的な経営判断や「アウトリーチ型支援」の基盤として、**各種データや知見・ノウハウをフル活用するためのシステム構築**などを推進。

① 社会・地域のニーズ・動向、自身の教育研究や財務・経営状況等の客観的な分析を踏まえた、**改革・改善の機を失わない主体的な経営判断**

② より客観的な経営診断を踏まえた、文部科学省・科学事業団による**「アウトリーチ型支援」**（連携・統合等を希望する学校法人への経営相談の充実、潜在的な個別ニーズを踏まえたマッチング支援など）

特に学校運営面において、**複数の大学等が強固な連携関係を構築することで、効果的・効率的な大学運営を実現**し、機能の共同化・高度化を図る経営改革を支援。

※ 本事業で得た知見を活用しつつ、各学校法人・大学が共同利用できる共通的なプラットフォームの在り方を検討。

新規 ３．成長分野等への組織転換促進のための支援

（令和６年度予算額(案) 一般補助 2,772億円の内数）

成長分野等への組織転換を促進するため、**理工農系学部等について**、一定の条件のもと、学部等設置以降、完成年度を迎えるまでの**設置計画履行期間中に必要な経常的経費について支援**する。 ※集中改革期間中の時限的な措置

新規 ４．定員規模適正化に係る経営判断を支えるための支援

（令和６年度予算額(案) 一般補助2,772億円の内数）

定員規模適正化に係る経営判断を支えるため、経営改善計画に位置付けた上で、運営面・教育面において一定の要件を満たす場合に限り、**学生募集停止を行った学部等の継続的な教育研究活動を支援**する。 ※集中改革期間中の時限的な措置

継続 ５．私立大学等改革総合支援事業 （令和６年度予算額(案) 112億円(前年同額)）

自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を支援。

※ ① 特色ある教育の展開、② 高度な研究の展開、③ 地域社会の発展への貢献、④ 社会実装の推進 の４タイプを設定（複数タイプの選定可）

※ 各タイプ50～100件程度 × 約1,100万～2,600万円 ＋ 一般補助における増額

※ 毎年度、各タイプごとの特色を踏まえ、客観的・定量的に把握可能な、改革に係る総合的な体制整備等の状況を事後的に評価し、選定。

少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援

令和6年度予算額（案） 20億円（新規）

文部科学省

現状・課題

- 急速な少子化の進行は、各私立大学等における教育研究上あるいは経営上の努力・工夫によって乗り越えることが困難なほどの経営環境の悪化をもたらしかねない深刻な状況。
- 学部学生の約８割を担い、地域社会の維持に不可欠な専門人材の輩出や、高等教育の多様性・機会均等を支えている私立大学等の今後の在り方について、再構築が必要。

急速な少子化の進行

・令和4年の出生数は、調査開始以降最少の約77万人と**従来の推計より10年以上早く少子化が進行**

私立大学等の経営環境

・私立大学全体の定員充足率は、令和3年度に99.8%と、調査開始以来初めて100%を割り込み、令和5年度は99.6%となっている。26%の私立大学、65%の私立短期大学が入学定員充足率80%未満となるなど、地域差もある中、現下において、**学生募集停止等の判断を行う大学等も出てきている**

産業界からの期待

・新たな時代を牽引する人材や、社会の中核で活躍する人材を育成・輩出する**「教育面での役割」**

・社会的課題の解決に資するイノベーションの創出に向けた**「研究面での役割」**

・「社会に開かれた知の集積」として、教育・研究を通じて、社会の発展に寄与する**「社会貢献面での役割」**

※ （一社）日本経済団体連合会 提言「新しい時代に対応した大学教育改革の推進」（R4.1.18）より

事業内容

令和６年度～令和１０年度(５年間)を**「集中改革期間」**と位置づけ、少子化を乗り越えるレジリエントな私学への構造転換を図るため、日本の未来を支える人材育成を担う新たな**私立大学等のあり方を提起**し、**将来を見据えたチャレンジや経営判断を自ら行う「経営改革計画」の実現を図る**とともに、その知見やノウハウの普及・展開を図る取組について、継続的に支援。

事業実施期間	令和6年度～10年度

メニュー1 少子化時代をキラリと光る教育力で乗り越える、私立大学等戦略的経営改革支援

社会・地域等の将来ビジョンを見据え、自治体や産業界等と緊密に連携しつつ、**社会・地域等の未来に不可欠な専門人材**（グローバルな学生や社会人学生などを含む）**の育成**を担う事を目的とし、**教育・研究面の構造的な転換**や**資源の集中等による機能強化**を図ること等により、**未来を支える人材育成機能強化に向けた経営改革**を行う、**キラリと光る大学/短大/高専（中・小規模中心）**を支援。

※ 新たな人材育成を行うため、既存教育資源の集中等により、学部・学科等の学位プログラム編成等の構造転換を含む経営改革計画を想定。

件数・単価	45校(10地域・4~5類型)×1,000万円~2,500万円程度 ※上記の他、一般補助による増額措置	交付先	私立大学等 (中・小規模中心)

メニュー2 複数大学等の連携による機能の共同化・高度化を通じた経営改革支援

特に学校運営面において、人的リソースや各種システムの共用化等、**複数の大学等が強固な連携関係を構築することで、効果的・効率的な大学運営を実現**し、大学等運営機能の共同化・高度化を図る経営改革

※ 本事業で得た知見を活用しつつ、各学校法人・大学が共同利用できる共通的なプラットフォームの在り方を検討

件数・単価	5グループ × 3,500万円程度	交付先	連携する複数の私立大学等

※自走化に向け、4年目以降の支援額は逓減予定。また、中間評価結果によって支援額の減額・打ち切りの可能性あり。

【事業イメージ】 例 ・地域の将来ビジョンを踏まえ、不足する観光マネジメント人材育成を担うため、学内資源の集中化や社会人学生や外国人留学生の受入強化、産業界等との連携強化を実現する経営転換
・大学運営管理共通システムを通した、複数法人の大学運営のスリム化

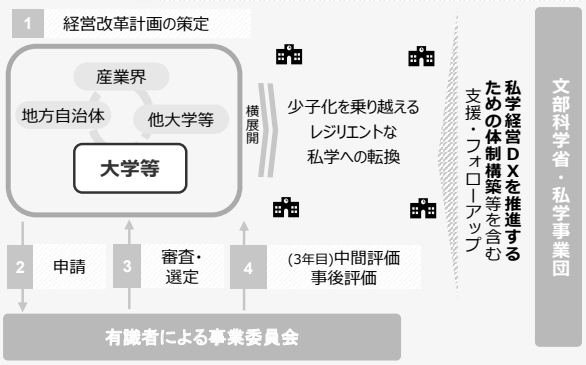

アウトプット（活動目標）
本事業により、経営改革計画を策定し、実施していく体制を構築する私立大学等数

短期/中期アウトカム（成果目標）
取組大学における定員充足率、収支状況等の改善

長期アウトカム（成果目標）
私立大学等全体における定員充足率、収支状況の改善

私立大学等改革総合支援事業

令和6年度予算額（案）　112億円
（前年度予算額　　112億円）

事業概要	未来を支える人材を育む特色ある教育研究の推進や高度研究を実現する体制・環境の構築、地域社会への貢献、社会課題を解決する研究開発・社会実装の推進など、自らの特色・強みや役割の明確化・伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援する。

基本スキーム（イメージ）

※ １校当たりの特別補助交付額：タイプ１， ３は1,100万円程度、タイプ２は2,600万円程度、タイプ４は1,700万円程度を想定（各選定校数等により変動。 このほか、一般補助における増額措置。）

タイプ 1
「『Society5.0』の実現等に向けた特色ある教育の展開」
105校程度

- 「Society5.0」時代に求められる力を養う、総合知を育む文理横断的な教育プログラムの実施、学修の幅を広げる教育課程の工夫等、未来を支える人材育成のための教育機能の強化を促進
- 入学者選抜の充実強化、高等学校教育との連携強化等、高大接続改革への取組を支援

タイプ 2
「特色ある高度な研究の展開」
45校程度

- 研究基盤・支援体制の整備や国内外との頭脳循環の促進、他大学や研究機関等との連携による研究の推進など、特色ある研究の高度化・強化に向けた大学等の機能強化を促進

タイプ 3
「地域社会の発展への貢献」
125校程度（20～40グループ含む）

- 地域と連携した教育課程の編成や社会人の受入れ、地域の課題解決に向けた研究の推進など、地域の経済・社会、産業、文化等の発展に寄与する取組を支援
- 大学間、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を通じた、地域と大学等双方の発展に向けた取組を支援

タイプ 4
「社会実装の推進」
50校程度

- 産業連携本部の強化や企業との共同研究・受託研究、知的財産・技術の実用化・事業化、産業界と連携した社会実装の推進に向けた取組を支援

私立大学等における数理・データサイエンス・ＡＩ教育の充実

令和6年度予算額（案）7億円
（前年度予算額　　7億円）

背景・取組

- ✓ AI戦略や成長戦略の実現に向け、学部学生の約８割を占める私立大学において、リテラシーレベルを土台とした数理・データサイエンス・AI教育を全学的に進めていく必要。
- ✓ このため、中長期的なビジョンのもと、モデルカリキュラムの策定や教材開発、全国への普及展開を進める体制構築を行う私立大学等に対し、支援を行う。

〔ＡＩ戦略2022 令和4年4月22日〕
文理を問わず、全ての大学・高専生（約50万人卒/年）が、課程にて初級レベルの数理・データサイエンス・ＡＩを習得。　※令和7年度までの実現目標

〔成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日）〕
デジタル人材の育成のため、数理・データサイエンス・AI のモデルカリキュラムを踏まえた教材等を全国の大学及び高等専門学校に展開し、リテラシーレベルに加え、文理を問わず自らの専門分野へ応用する基礎力の習得を進めるとともに、教えられるトップ人材層育成に向けた国際競争力のある分野横断型の博士課程教育プログラムの創設、人文社会系大学院教育におけるダブルメジャーを促進する。

取組事例

久留米工業大学「地域課題解決型AI教育プログラム」
数理・統計やAI概論など数理・データサイエンス・AIの基礎的素養、実践的なプログラミング技能の修得等の応用基礎、インターンシップや地域・業界との連携によるAIを活用した社会実装プロジェクト等の応用まで、一連の学習内容を１年次から４年次にかけて配置。
AIで地域課題解決ができるトップ・中核人材の育成を目指す。
令和２年度以降に入学する全ての学生が本プログラムを履修。

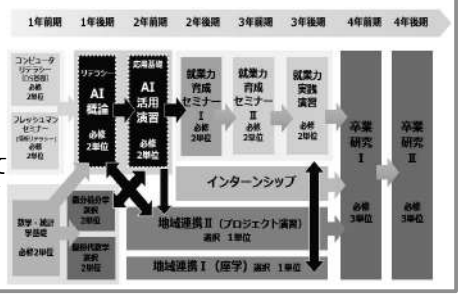

支援内容

○ 私立大学等に特徴的な分野における**モデルカリキュラムの策定や教材等の開発**、**社会における具体の実課題や実データを活用した実践的教育**、それらに必要な教育体制の整備など、**先進的な取組を実施**するとともに、**教育可能な教員を増やすためのワークショップやＦＤ活動等を主体的に実施するなど、他の私立大学等への積極的な普及・展開を図る**大学等

（タイプ①（先進取組）　：約10校×16,000千円
タイプ②（全学的実践）：約50校×　8,500千円）

○ **ワークショップやFD活動に参画し、数理・データサイエンス・AI 教育の本格導入に向けた実践的取組**を積極的に進める大学等

（タイプ③（導入）　　：約90校×1,500千円）

私立学校施設・設備の整備の推進の概要

令和6年度予算額（案）　93億円
(前年度予算額　90億円)
[令和５年度補正予算額　109億円]

背景説明

今後発生が懸念されている南海トラフ地震等の大規模地震や今般の熱中症による事故等に対応するため、児童生徒等が１日の大半を過ごす私立学校の施設・設備の環境整備について、早急に取り組む必要がある。

目的・目標

児童生徒等の学習の場であり、災害時には地域住民の避難場所となる私立学校施設の耐震化の早期完了や熱中症対策などにより安全・安心な生活空間を確保する。また、私立学校の教育研究基盤を整備することにより、新しい学校教育の着実な実践を推進するとともに、日本の成長の鍵を握る人材育成機能を充実・強化し、地域の経済活動の活性化を誘発する。

１．耐震化等の促進　　40億円の内数

○私立学校施設の**耐震化完了**に向けた校舎等の**耐震改築（建替え）**事業及び**耐震補強**事業や、非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援、
耐震診断費のみに係る補助については令和7年度まで延長
＜補助率：大学1/2以内＞

- 耐震改築（建替え）事業　20億円の内数
- 耐震補強事業　13億円の内数
- その他耐震対策事業　7億円の内数

※このほか日本私立学校振興・共済事業団による耐震化融資を実施

「国土強靱化年次計画２０２２」（令和４年６月２１日国土強靱化推進本部決定）
構造体の耐震化、非構造部材の**耐震対策等について、令和10年度までに完了**。国立大学に比べ耐震化（**特に非構造部材の耐震対策**）が遅れており、**耐震化の早期完了は喫緊の課題**。
【現状】
- 構造体の耐震化率　：95.6%　（国立大学：99.6%）
- 屋内運動場の吊り天井等の落下防止対策実施率　：66.7%　（国立大学：99.8%）
- 吊り天井等以外の非構造部材の耐震対策実施率　：20.6%　（国立大学：75.7%）

２．私立学校施設環境改善整備　　10億円の内数

○**熱中症対策**として教室や体育館等へのエアコン設置やバリアフリー対策等、安全・安心な生活空間の確保に必要な基盤的設備等の整備を支援＜補助率：大学1/2以内＞

- **熱中症対策としてエアコン設置**、バリアフリー化、アスベスト対策及び**防犯対策**による安全・安心な生活空間の確保のための整備を支援
- 教育研究の質の向上に資する施設の高機能化（校内LANの整備など）や**エコ改修**（LED照明）などの整備を支援

３．私立大学等教育研究装置・設備　　23億円

○私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要となる装置・設備の整備を支援

- 私立大学等の**教育・研究用の装置**（分析透過電子顕微鏡システム等）の整備、**ICT施設の改造工事**等を支援　＜補助率：1/2以内＞

【高分解能走査電子顕微鏡装置】
ナノレベルの微小領域における物質構造の観察等を通じ、高度な分析技術を授業等で習得することが可能。

- 私立大学等の**教育・研究用の設備**（学生等がデジタル技術を活用した高度な教育を享受するために必要なシステム等を含む）の整備を支援
＜補助率：教育基盤設備1/2以内、研究設備2/3以内＞

【ＤＮＡシーケンサー】
サンガー法によりＤＮＡの塩基配列を解明。遺伝病や感染症の診断・治療法の開発および地域生態系の解析・資源利用に大きく寄与。

※令和6年度予算額（案）等には高校等分も含まれる。

私立学校施設高度化推進事業（利子助成）

令和６年度予算額（案）　６億円
（前年度予算額　５億円）

日本私立学校振興・共済事業団による融資

・校舎、校地等の施設の整備その他経営に必要な資金を融資　　・融資率　80%以内（幼稚園・幼保連携型認定こども園：95%以内）
・貸付金利（※令和５年12月現在、返済期間20年（教育環境充実資金は5.5年）の場合）
一般施設費（耐震改築・改修事業）：1.40%、 特別施設費（大学病院の建替事業）：1.50%、 教育環境充実資金（新型コロナウイルス対応）：0.50%

利子助成制度について

・学校法人が私学事業団の融資を利用した場合、利息の一部を国から助成
（例）耐震改修・大学・貸付利率1.40%の場合、利子助成率は1.4－0.5＝0.9%
※助成を受けるには、学校法人等から文部科学省へ申請が必要
※利子助成率が０%以下となる場合は適用なし

・事業のイメージ

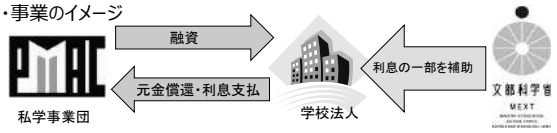

（１）利子助成対象事業及び対象期間

	利子助成対象事業	利子助成期間
①	危険建物と認定された旧耐震基準の施設の改築・改修事業	20年以内
②	大学附属病院の改築事業	10年以内
③	新型コロナウイルス対応事業	1年以内

（２）利子助成率

	対象学校	利子助成率	備考
①	大学、短大、高専、高校～特別支援学校	（１～３年目）貸付金利と同率 （４年目以降）貸付金利－0.5%	Is値0.3未満の場合
		貸付金利－0.5%	Is値0.3以上0.7未満の場合
	専修・各種学校	貸付金利－0.5%（上限は0.5%）	改修事業については、補助金の対象となるもの
	幼稚園・幼保連携型認定こども園	貸付金利－0.5%	
②	老朽施設の建替	貸付金利－0.5%	
	老朽施設以外の建替	貸付金利－1.0%	
③	大学、短大、高専、高校～特別支援学校、幼稚園・幼保連携型認定こども園	貸付金利と同率	

国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進
-大学教育再生戦略推進費-

令和６年度予算額（案） 122億円
(前年度予算額 126億円)
令和５年度補正予算額 150億円

※億円単位未満は四捨五入しているため、合計額は一致しない

文部科学省

■ Society 5.0の実現及びﾎﾟｽﾄｺﾛﾅ期における高度専門人材の育成

○ 地域活性化人材育成事業 ～ＳＰＡＲＣ～
令和6年度予算額（案） 9億円 （ 9億円）

地域社会のリソースを総結集し、個別大学の枠を超えた横断的なSTEAM教育を基盤とした教育プログラムを構築・実施し、事業の成果を元に学部の再編等を目指す取組を支援する。

○ デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業
令和6年度予算額（案） 5億円 （ 5億円）

人文・社会科学系等の分野の研究科等において、自らの専門分野だけでなく、専門分野に応じた数理・データサイエンス・AIに関する知識・技術を習得し、課題の設定・解決や新たな価値を生み出すことのできる文理横断的なデジタル人材を輩出する学位プログラムを構築する大学を支援する。

■ 革新的・先導的教育研究プログラム開発やシステム改革の推進等

○ 卓越大学院プログラム
令和6年度予算額（案） 36億円 （ 43億円）

国内外のトップ大学や民間企業等の外部機関と組織的な連携を図り、企業等からの外部資金をはじめとする学内外資金を活用しつつ、世界最高水準の教育力と研究力を結集した学位プログラムの構築・実践を通じて、人材育成・交流、及び新たな共同研究の創出が持続的に展開される拠点を形成し、あらゆるセクターを牽引する卓越した博士人材の育成を進める。

○ 知識集約型社会を支える人材育成事業
令和6年度予算額（案） 2億円 （ 3億円）

Society5.0時代等に向け、狭い範囲の専門分野の学修にとどまるのではなく、今後の社会や学術の新たな変化や展開に対して柔軟に対応しうる能力を有する幅広い教養と深い専門性を持った人材育成を実現するため、全学的な教学マネジメントの確立を図りつつ新たな教育プログラムを構築・実施するとともに、質と密度の高い主体的な学修を実現する。

○ 人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業
令和6年度予算額（案） ４億円 （ 2億円）

国内の複数大学院や海外大学院、産業界・国際関係機関等との連携による、ネットワーク型の教育研究指導やキャリア支援を通じて、社会の期待に応える新たな人文科学・社会科学系の高度人材養成モデルの構築を支援する。

○ 大学による地方創生人材教育プログラム構築事業
令和6年度予算額（案） 1億円 （ ２億円）

地域の知の拠点としての大学が、他の大学等や自治体、地域の企業等と協働し、地域が求める人材を養成するための教育改革を実行するとともに、出口（就職先）と一体となった教育プログラムを実施することで、若者の地元定着と地域活性化を推進する。

※赤字は新規又は拡充事業

○ 先導的大学改革推進委託事業
令和6年度予算額（案） 0.8億円 （ 0.6億円）

今後の大学改革課題に機動的に対応するため、先導的な大学教育課題や政策内容に関する調査研究を大学等に委託。調査結果等の公表により各大学の取組を支援・促進することで、大学改革の一層の推進、教育の質の向上、大学の構造転換を図る。

○ 大学入学者選抜改革推進委託事業
令和6年度予算額（案） 0.4億円 （ 0.6億円）

大学入試のあり方に関する検討会議の提言等を踏まえ、大学入学者選抜におけるCBTによる効果的な試験の実施方法や、学力の３要素の多面的・総合的な評価を推進するための観点別学習状況の活用方法等の調査研究を行うことで、大学入学者選抜改革を推進する。

■ 大学教育のグローバル展開力の強化

○ 大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業
令和6年度予算額（案） 18億円 （ 新 規 ）

国内外での国際共修のための体制の構築等を通じ、共生社会の実現に向けた地域社会との連携による多様性を活かしたイノベーティブな人材育成を行うとともに、我が国の質の高い大学教育を海外でも展開し、その認知度を高め、優秀な人材を育成・獲得していくことで、更なる大学の国際化を推進。

○ 大学の世界展開力強化事業
令和6年度予算額（案） 13億円 （ 13億円）

大学教育のグローバル展開力の強化を図るため、我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質保証を伴った学生交流の実施等を推進する国際教育連携やネットワーク形成の取組を支援する。新たに、EU諸国との質の高い単位互換プログラムを構築するとともに、ASEAN諸国との学生交流の拡充を通じ、我が国の高等教育の国際競争力の更なる向上を図る。【令和５年度補正予算額 10億円】

● EU諸国等との大学間交流形成支援

EU加盟国を中心とする欧州等との間で、多様な留学生を戦略的に取り込むバランスの取れた双方向型の学生交流を行うプログラムを支援する。

○ 【再掲】人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業（国際連携型）
令和6年度予算額（案） ２億円 （ 新 規 ）

海外大学院、産業界・国際関係機関等との連携による、ネットワーク型の教育研究指導やキャリア支援を通じて、国際社会の期待に応える新たな人文科学・社会科学系の高度人材養成モデルの構築を支援する。

※赤字は新規又は拡充事業
※紫字は補正予算

■ 先進的で高度な医療を支える人材養成の推進

○ 高度医療人材養成拠点形成事業　令和6年度予算額（案）　21億円　（ 新 規 ）

● 高度な臨床・研究能力を有する医師養成促進支援

医師の働き方改革を進めながら、高度な医療人材の養成を推進できるように、大学病院を活用し医学系大学院生等をTA,RA,SAとして教育研究に参画する機会を創出することなどにより、臨床・研究能力に優れた医師を養成する大学を拠点とした高度な臨床・研究能力を有する医師養成の促進を支援する。【令和５年度補正予算額　140億円】

○ 次世代のがんプロフェッショナル養成プラン　令和6年度予算額（案）　9億円　（　9億円）

がん医療の新たなニーズや急速ながん医療の高度化に対応できる医療人を養成するため、大学院レベルにおける教育プログラムを開発・実践する拠点形成の支援を行う。

○ ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業　令和6年度予算額（案）　５億円　（　６億円）

コロナ禍で、特に地域で必要とされた総合診療や救急医療、感染症対応等について、地域医療機関での実践等を通じて履修できるプログラムを開発することにより、ポストコロナ時代に必要とされる医療人材を養成する。
また、医療的ケア児支援における指導的立場等の看護師養成や、改正感染症法の成立を踏まえた重症患者に対応できる看護師養成といった、社会的要請に対応できる看護師を養成する。

○ 大学における医療人養成の在り方に関する調査研究　令和6年度予算額（案）　0.3億円　（ 0.5億円）

我が国の社会・経済構造の変化に伴う保健医療分野におけるニーズの変化に対応できる医療人養成の在り方について検討するための調査・研究を実施し、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築に貢献できる医療人や医療の進歩に貢献できる研究者、高度専門医療人材の養成を図る。

※赤字は新規又は拡充事業
※紫字は補正予算

地域活性化人材育成事業　～SPARC～

Supereminent Program for Activating Regional Collaboration

令和６年度予算額（案）　9億円
（前年度予算額　9億円）

文部科学省

地域の大学における課題

- Society5.0を支える人材として、自然科学の素養も求められる中において、自然科学を専攻する学生は３割に留まっている
- 大学が実施する教育プログラムが、地域社会が学生に期待・評価する能力の養成に十分に対応・機能していない
- 本格的な産学連携が進まず、外部リソースの獲得が不足

本事業で目指す姿

- 大学間連携により、文系学部でも自然科学の素養を身に付けられる教育体制を整備し、教育内容の充実を図る
（本事業を通じ、学部等の再編、拡充など科学技術分野の人材育成を促進）
- 地域社会との本格的連携による人材育成・イノベーションの創出
- 大学の学びを地域社会のフィールドへ展開

【事業内容】地域社会と大学間の連携を通じて既存の教育プログラムを再構築し、地域を牽引する人材を育成

取組イメージ

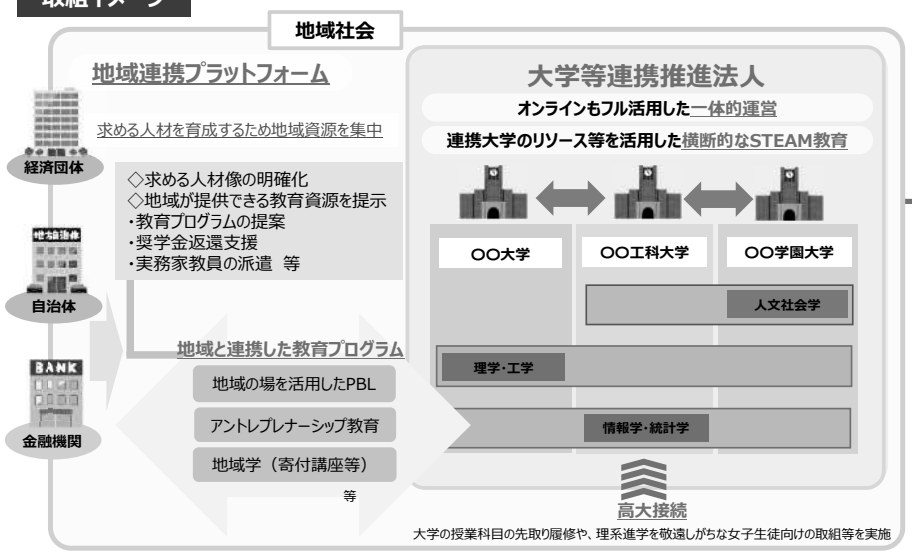

【タイプ①】学部等の再編を目指す取組

【選定件数・単価】
3件（令和4年度選定分）×188,900千円
※中間評価時に学部等の再編計画を提出し、事業終了翌年度までに実施

【タイプ②】高度な連携を目指す取組

【選定件数・単価】
3件（令和4年度選定分）×90,400千円

【事業スキーム】

対象：異なる設置形態の大学による構想・計画
資金：民間からの資源も獲得
取組の内在化：事業の継続性発展性を確保するため、事業の進捗に合わせ補助額を逓減
事業期間：最大６年間（令和４年度～令和９年度）

（担当：高等教育局大学教育・入試課）

デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業 ～Xプログラム～

令和6年度予算額（案）　5億円
（前年度予算額　5億円）

文部科学省

現状・課題

✓ 我が国において、デジタル系の人材が不足すると言われるなか、あらゆる企業、自治体、教育現場等では、出身学部・研究科の専門分野に関わらず、**数理・データサイエンス・AI（MDA）の知識・技術等を活かして社会で活躍する人材が必要**

✓ 理工農医学などの分野のみならず、**人文・社会科学系分野を含むあらゆる専攻分野において、高度なMDAの素養への需要が増加**

✓ 蓄積されたデータの分析や生成AIなどの最新技術を専門分野において利活用することができる、社会ニーズを踏まえた高度で**文理横断的なデジタル人材の輩出**が喫緊の課題

経済財政運営と改革の基本方針2023（令和５年６月16日閣議決定）
第２章　新しい資本主義の加速　２．投資の拡大と経済社会改革の実行
（４）官民連携を通じた科学技術・イノベーションの推進
デジタル化やグローバル化など社会の急速な変化への対応を加速し、文理の枠を超えた多様性のあるイノベーション人材の育成強化や国際的な人的交流の活性化を図る。

事業内容

✓ **人文・社会科学等の分野を専攻する研究科等における**、人文・社会科学系分野等と情報系分野の要素を含む学位プログラムや、企業・行政等との協働・連携により、専門分野にMDA教育を掛け合わせた実践的な教育を実施する**学位プログラムの構築を支援**

✓ 教員養成・芸術（アート、デザイン）・ビジネス・文化・スポーツなど**多様な分野における情報分野と掛け合わせた文理横断的な教育の実施を促す**

✓ 専門分野に応じたMDAに関する高度な知識・技術を習得した、社会が求める**各分野をけん引するデジタル人材を継続的に輩出**し、多様なイノベーションを促進する

- 支援対象：大学院（専門職大学院含む）を有する国公私立大学
- 支援内容：MDA教育に係る人件費、学位プログラム構築・実施の事業費　等

【令和4年度選定】

件数／単価	6大学／約56百万円	事業実施期間	令和4年度～令和9年度

・選定校：滋賀大学、岡山大学、広島大学、九州大学、東北学院大学、名古屋商科大学

【令和6年度公募】

件数／単価	3大学／約40百万円	事業実施期間	令和6年度～令和11年度

・構築する大学院の学位プログラムに接続する学部の情報教育の強化を行う取組も対象とする

<採用の観点から企業が期待する能力・知識>

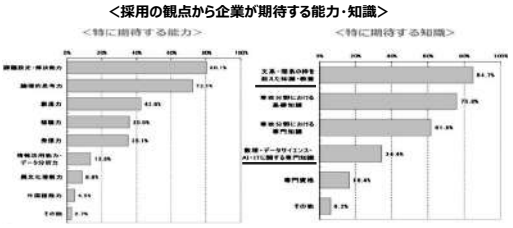

（出典）採用と大学改革への期待に関するアンケート調査結果（R4.8 日本経済団体連合会）

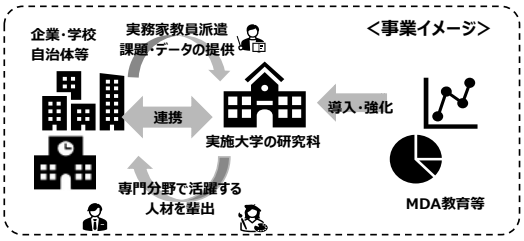

（担当：高等教育局専門教育課）

卓越大学院プログラム

令和6年度予算額（案）　36億円
（前年度予算額　43億円）

文部科学省

背景・課題

◆ 第4次産業革命の推進、Society5.0の実現に向け、学術プレゼンスの向上、新産業の創出、イノベーションの推進等を担う様々な分野で活躍する高度な博士人材（知のプロフェッショナル）の育成が重要

◆ 優秀な若者が産業界・研究機関等の教育に参画し、多様な視点を養うことが重要であり、機関の枠を超えた連携による高度な大学院教育の展開が重要

◆ また、優秀な日本人の若者が博士課程に進学せず、将来において国際競争力の地盤沈下をもたらしかねない状況に対応する必要

事業概要

【目的】◆ 各大学が自身の強みを核に、**海外トップ大学や民間企業等の外部機関と組織的な連携を図り、世界最高水準の教育・研究力を結集した5年一貫の博士課程学位プログラムを構築**

→ **・それぞれのセクターを牽引する卓越した博士人材の育成**
・人材育成・交流、共同研究の創出が持続的に展開される卓越した拠点の形成

【対象領域】
- 国際的優位性、卓越性を有する領域
- 文理融合、学際、新領域
- 新産業の創出に資する領域
- 世界の学術の多様性確保への貢献が期待される領域

・各大学が養成する具体的な人材像を連携機関と共有し、4領域を組み合わせてプログラムを構築
・プログラム構築に当たっては、大学本部の強力なコミットメントを通じ、大学が総力を挙げて取り組む → 大学院改革につなげる

— 事業期間：７年間　財政支援
— 件数・単価（積算上）：平成30年度採択【継続：平成30～令和６年度】（15件×約1.1億円）
令和 元年度採択【継続：令和元～令和７年度】（11件×約1.2億円）
令和 ２年度採択【継続：令和２～令和８年度】（ 4件×約1.4億円）

【事業スキーム】
◇対象：博士課程が設置されている国公私立大学
◇成果検証：・毎年度の進捗状況等のﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ、事業開始4年目・7年目に評価を実施
※総じて当初の計画を下回るものは支援を打ち切り
・事業終了後10年間はﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ修了者の追跡調査を実施
◇学内外資源の活用：事業の継続性・発展性の確保のため、事業の進捗に合わせて補助金額を逓減（４年度目は補助金額と同程度の学内外資源を確保し、７年度目には補助金額が初年度の１／３に逓減）
→各大学は、初年度から企業等からの外部資金をはじめとする一定の学内外資源を活用するとともに、事業の進捗に合わせ学内外資源を増加

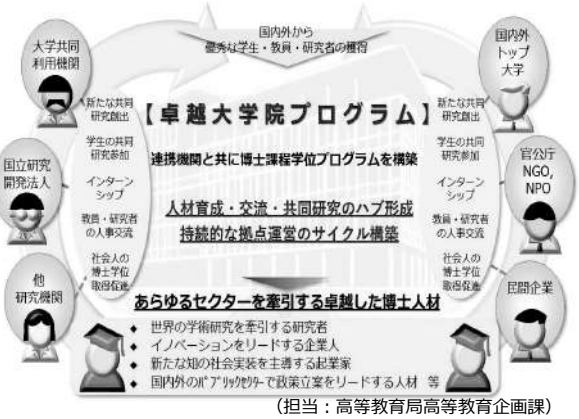

事業成果
・あらゆるセクターを牽引する卓越した博士人材の育成
・人材育成・交流及び新たな共同研究が持続的に展開される拠点創出
→ **大学院全体の改革の推進**

（担当：高等教育局高等教育企画課）

知識集約型社会を支える人材育成事業

令和6年度予算額（案）　2億円
（前年度予算額　3億円）

文部科学省

背景・課題

◆ 学術研究や産業社会においては、分野を超えた専門知の組合せが必要とされる時代であり、一般教育・共通教育においても従来の学部・研究科等の組織の枠を超えた幅広い分野からなる文理横断的なカリキュラムが必要。

◆ 産業界においても、新しい事業開発や国際化の進展の中で、高度な専門知識を持ちつつ普遍的な見方のできる能力を備えた人材育成が求められている。

教育改革に向け対応が必要な事項（例）

◆ 教育にフォーカスした産業界や地方自治体等の社会ニーズを具体的に把握・分析し、教育改革の具体化に向けたビジョン・戦略の策定。
◆ 教育・研究上の社会的要請に迅速かつ柔軟に対応するため、学部・研究科等の組織間の壁が高く所属組織の権益を守ろうとする傾向や学内合意形成が困難な状況の打破。
◆ 研究業績重視の人事給与マネジメント制度の改革。
◆ 研究活動や専門教育を重視する傾向からの脱却（専門分野に求められる知識量の増加、一般教育・共通教育の軽視等）。
◆ 全学的な教育実施責任体制を有効に機能させ、教育や学修の質の向上に向けた不断の改善・改革の進捗管理等のコントロール機能を強化。
◆ 学生は、学修の幅を広げることの必要性を実感。

など

各大学が、時代の変化に応じ多様な教育プログラムを持続的に提供していくためには、全学横断的な改善・改革の循環を生み出す基盤・システムを学内に形成することが不可欠。 ➡ これらへの対応と一体的に教育改革を実現。

事業概要

【目的】
Society5.0時代等に向け、狭い範囲の専門分野の学修にとどまるのではなく、今後の社会や学術の新たな変化や展開に対して柔軟に対応しうる能力を有する幅広い教養と深い専門性を持った人材育成を実現するため、全学的な教学マネジメントの確立を図りつつ、新たな教育プログラムを構築・実施するとともに、質と密度の高い主体的な学修を実現。

【メニュー】

①文理横断・学修の幅を広げる教育プログラム【令和2年度～令和6年度】　5件× 14,900千円
（レイトスペシャライゼーションプログラム、ダブル・メジャープログラム、分野融合の学位プログラム等）
➢ 複数のディシプリンを理解・修得できる教育プログラム（十分な量と質、順次性を有しているカリキュラム（必修科目や卒業要件として設定等））、理解・修得した複数のディシプリンを、融合・統合する学びのプロセス（講義から卒業論文・研究等まで）

②出る杭を引き出す教育プログラム【令和2年度～令和6年度】　1件×10,100千円
➢ 非凡な才能をもった学生に、魅力ある先端研究を見据えた「個別最適化した学び」を実現

③インテンシブ教育プログラム【令和3年度～令和6年度】　3件×15,600千円
➢ 授業科目を大胆に絞り込み、一定期間、精選された授業科目を週複数日実施し、密度の濃い学修を実現

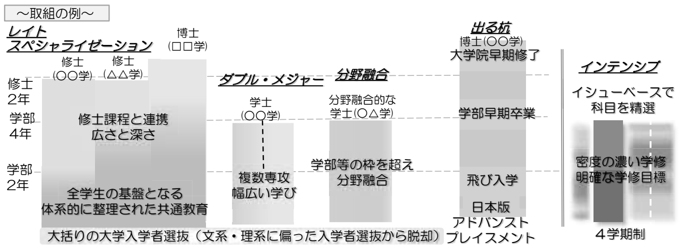

【事業スキーム】
◆ 対象：国公私立大学・大学院
◆ 取組みの内在化：事業の継続性・発展性確保のため、事業の進捗に合わせ補助額を逓減（補助期間最終年度の前年に当初予算額の２／３、最終年度に当初予算額の１／３）

【事業イメージ】

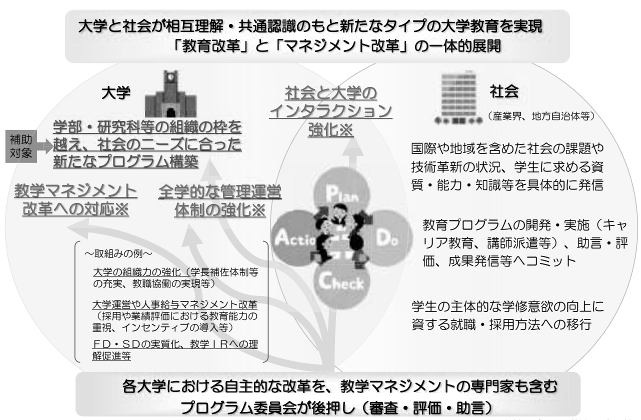

※改革に向けた道筋の確認等

事業成果

◆ Society5.0時代等を支える幅広い教養と深い専門性を持った人材の育成。
◆ 社会のニーズに合った教育プログラムの実施を通じ、学長をはじめとする執行部の強いリーダーシップに基づく必要な体制整備、資源確保、構成員の意識向上。
◆ 全学的な教学マネジメント確立。
➡ 新たな教育プログラムの成果を組織全体に浸透、社会を巻き込んだ不断の教育改革を推進。

（担当：高等教育局大学教育・入試課）

人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業

令和6年度予算額（案）　4億円
(前年度予算額　2億円)

文部科学省

背景・課題

● SDGs等の国際的価値基準の浸透や、これに基づくエシカル消費・ESG投資といった行動変容等、社会経済活動は、機能的価値から意味的価値を重視する時代へとシフトしつつある

✓ SDGs各目標の市場規模は70兆～800兆円程度
✓ 2020年のESG投資*総額は約4,000兆円
*Environment、Social、Governanceの要素も考慮した投資
✓ エシカル（倫理）消費の意識は若い世代で特に高く、英国では約19兆円の市場規模

【出典】「SDGsビジネス」の市場規模（株式会社デロイトトーマツ）、「GLOBAL SUSTAINABLE INVESTMENT REVIEW 2020」（GLOBAL SUSTAINABLE INVESTMENT ALLIANCE）、「サステナブル・ライフスタイル意識調査2021」（電通総研）、Ethical Consumerism Report 2021, Ethical Consumer Markets Report 2018（Ethical Consumer）

● このような中、高い付加価値をもたらす大学院卒人材の活躍、とりわけ価値発見的な視座を提供する人文科学・社会科学系の高度人材の輩出・活躍の促進が必要

✓ 日本では企業経営者の約８割が学士卒
米国では企業経営者の約７割が大学院卒
✓ 日本では諸外国に比べて人文科学・社会科学分野の大学院進学率が極めて低い*
*日本の全分野での修士号取得者割合は諸外国平均の約４分の１
人文科学・社会科学分野では約11分の１（大学院進学率2～4%）

【出典】教育未来創造会議第一次提言参考資料（教育未来創造会議）、科学技術指標2021（科学技術・学術政策研究所）

● 他方、我が国の人文科学・社会科学系の大学院は、小規模・分散的な専攻が多く、スケールメリットを生かした取組*が進んでいない等、大学院教育の抜本的な改革が急務

*社会との相互理解に資する多様な学位プログラム
幅広いキャリアパスや円滑な学位授与に向けたきめ細かな研究指導
組織的な就職支援等の整備　等

✓ 人文科学・社会科学分野では修士課程修了者の２割以上、博士課程修了者の８割以上が標準修業年限を超過

【出典】令和３年度文部科学省委託調査「大学院における教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」（リベルタス・コンサルティング）

（目的）ネットワーク型の教育研究を通じて、国内及び国際社会の期待・ニーズに応える新たな人文科学・社会科学系の高度人材養成モデルを構築

事業内容

● 支援対象・支援期間

• 国立・公立・私立の大学院における人文科学・社会科学系を中心とした教育研究プログラム（学位プログラム）の構想
• ６年間（体制構築１年＋実施５年）

※ 修士・博士前期課程、博士後期課程、５年一貫制が対象（専門職大学院を含む）
※ 中教審大学院部会における、人文科学・社会科学系における大学院教育の振興方策に関する議論を踏まえた提案

● メニュー

① 大学院連携型【５件(R5選定分) × 年間4,000万円】
• 国内の複数大学院によるネットワーク型の教育研究指導・産学連携・キャリア支援体制の構築に係る費用（システム構築費・人社系URA雇用等）
• 教育研究ネットワークを介したチーム型の教育研究プログラムの立ち上げ・実施に係る費用（教育研究経費・教育研究指導時間の確保に向けた環境整備等）

② 国際連携型【４件(新規)× 年間4,000万円】
• 海外大学院や産業界・国際関係機関等とのネットワーク型の教育研究指導・産学連携・キャリア支援体制の構築に係る費用（システム構築費、人社系URA雇用 等）
• 国際社会で活躍する人文科学・社会科学系高度人材の輩出に向けた、国際的な教育研究ネットワークを活用した協働教育の推進に係る費用（国際共同学位プログラム構築、学生＆教員の海外派遣／受入、国際学会発表や外国語論文の執筆指導体制の構築、外国語能力向上に向けた取組、教育研究経費・教育研究指導時間の確保に向けた環境整備等）

※ ①②いずれも、採択機関における修了者のキャリアパス（就職率）等による中間評価を実施。また、中間評価等により金額が増減する場合があるとともに、自走化に向けた逓減措置２年を含む

取組のイメージ

● **物理的な距離を越えた教育研究ネットワークの構築**
小規模・分散的な体制から、教育研究・就職支援におけるスケールメリットを発揮できる体制への転換

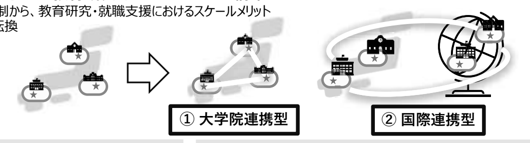

・対話の場や組織的な就職支援体制の構築
・外部連携による教育研究プログラムの設計

・専門の近い教員による多面的指導
（研究室異動の円滑化、専攻大括り化、研究指導委託等）
・異分野融合　・円滑な学位授与
・質の高い研究指導を行う教員へのインセンティブ設計

● **実社会や国際社会に即した価値創生を目指すチーム型教育研究の推進**
地域や国際的社会課題を題材にしたPBLや民間・海外大学・研究機関等との共同研究など、学生個々の研究テーマや関心に合わせた社会との結節点を多面的に構築

（担当：高等教育局高等教育企画課）

大学による地方創生人材教育プログラム構築事業(COC+R)

(Center Of Community + Regional revitalization)

令和6年度予算額(案)　1億円
(前年度予算額　2億円)

【 背景 ・ 課題 】

◎ 地方創生に向けては、当該地域にある高等教育機関が核となって、その地域の経済圏における教育と職業、教育と新たな産業を結びつけていく活動が不可欠。

◎ 人生100年時代においては、高等教育機関には多様な年齢層の多様なニーズを持った学生を教育できる体制が必要となるため、いわゆる就職氷河期世代も含めた様々な社会人に対しても受けやすく即効性のある出口一体型人材養成の確立が求められる。

事業概要

◎ 事業責任大学を中心に、大学・地方公共団体・企業等の各種機関が協働し、地域が求める人材を養成するための指標と教育カリキュラムを構築。

◎ 指標に基づき、**出口(就職先)が一体となった教育プログラムを実施**する。

― 事業期間：最大５年間（令和２年度～令和６年度）
― 実施件数：４件（令和２年度選定分を継続実施）

2019年卒の大卒新卒採用予定人数の充足率

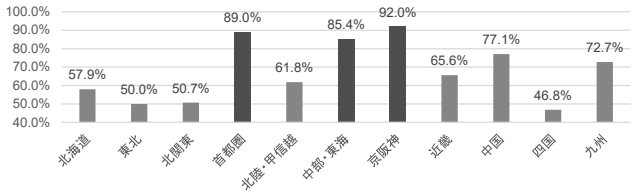

※ 2019年4月17日「地域経済社会システムとしごと・働き方検討会」提出資料より
リクルートワークス研究所,「ワークス採用見通し調査2018」(従業員規模、業種によってウェイトバックしたもの)

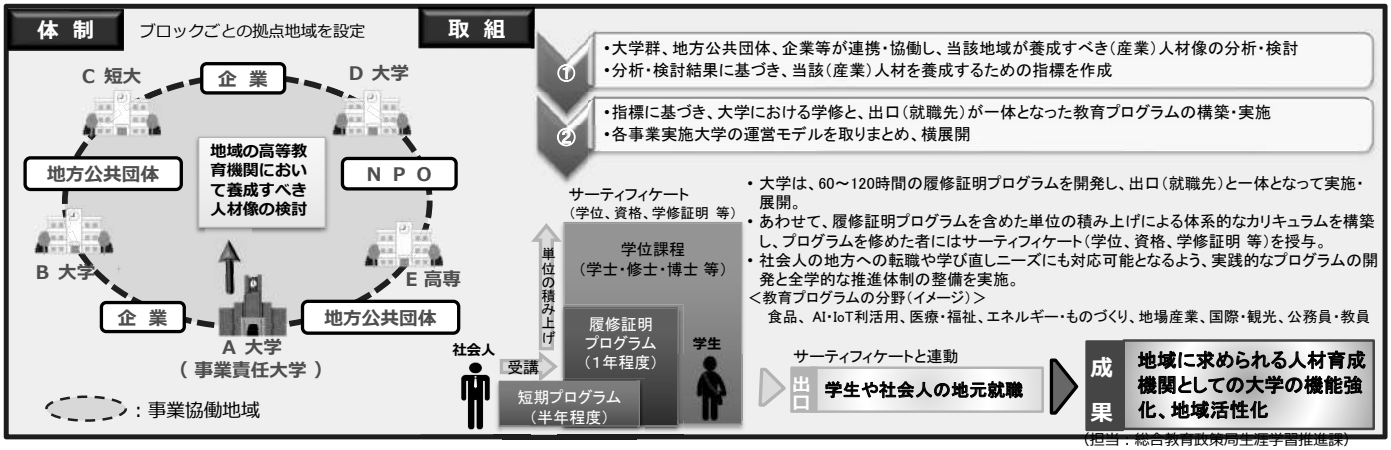

（担当：総合教育政策局生涯学習推進課）

先導的大学改革推進委託事業

令和6年度予算額（案）　0.8億円
（前年度予算額　0.6億円）

趣旨・目的

○ 今後の大学改革課題に機動的に対応し，大学改革の一層の推進，教育の質の向上，大学の構造転換の推進を図るため，以下のような調査研究を継続的に行うことが必要。

① 中央教育審議会等の審議に資する専門的な調査研究
② 政策目標，提言内容等の具体化，実質化を図るために必要な方策に関する調査研究
③ その他，実施把握等の調査研究を必要とする政策課題等への対応

○ これらの調査研究の成果を今後の国公私立を通じた高等教育行政施策の企画立案及び改善に資するとともに、成果を広く公表することにより各大学の取組を支援・促進し、大学改革の一層の推進と教育の質の向上を図る。

調査研究テーマ(R5)

- 大学入学者選抜の実態の把握及び分析等に関する調査研究
- 大学教育改革の実態の把握及び分析等に関する調査研究
- 大学院における教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究
- 大学等における学修歴証明のデジタル化の導入及び普及展開に関する調査研究
- 高等教育の教育費負担等に関する調査研究
- 令和５年度就職・採用活動に関する調査研究（企業）
- 専門職大学院におけるリカレント教育・リスキリングの現状・課題に関する調査研究
- 高等専門学校卒業者のキャリアパス等に関する調査研究
- 大学医学部における研究医養成の効果検証のための調査研究
- 看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究

事業成果物

これまでの成果物については、文部科学省ＨＰにて公表。（http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/index.htm）

（担当：高等教育局大学教育・入試課）

大学入学者選抜改革推進委託事業（CBT）

令和６年度予算額（案）　0.35億円
（前年度予算額　0.37億円）

背景・課題

「大学入試のあり方に関する検討会議」においても大学入学者選抜におけるCBT化の推進について提言されているが、**CBTで大学入学者選抜を実施する場合、**

①マルチメディアの利用など多様な方法での多様な出題・回答が可能となることで、高等学校段階までの「個別最適な学び」の成果をより適切に測定できるようになること、

②ポストコロナ時代における大学入試として、受験生・大学の双方の利便性が高まること等、

メリットは大きいものの、均質で質の高い受験環境の確保、トラブル等への対応、社会全体の理解等の課題を高いレベルで克服する必要がある。

このため、**CBT導入に伴う課題の克服に向け、小規模な試験等におけるCBTの活用についての知見を集積する調査研究を行う**。その際、大学入試センターにおいて行ってきたCBTに関する調査研究の成果も活用する。

成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日 閣議決定）

４．「人」への投資の強化
（７）ギガスクール構想の推進による個別最適な学びや協働的な学びの充実
ⅱ）大学等におけるSociety5.0時代に向けた人材育成
・Society5.0時代に必要な学力を評価するため、思考力・判断力・表現力等を発揮して解くことなどを重視する大学入学共通テストを着実に実施していく。また、当該テストにおいて「情報」を2024年度から出題することについて検討を行い、2021年度中に結論を得るとともに、将来的なＣＢＴ活用のあり方について検討を進める。

AI戦略2022（令和4年4月22日 統合イノベーション戦略推進会議決定）

別紙　第四部 「すべてにAI」を目指した着実な取組
１．教育改革
（１）リテラシー教育
大学入学共通テストにおける2024年度からの『情報Ⅰ』の出題に向けた準備を進めるとともに、将来的な大学入学者選抜におけるCBT活用のあり方について検討を進める。

事業内容

個別大学と大学入試センターが協力して、センターがこれまで開発してきたCBTシステムを活用するなどして、個別大学でのCBT試験の実施方法を検証する。

また、実施結果を踏まえ、大学入学者選抜におけるCBTによる効果的な試験（オンライン面接等も含む）の実施方法について検討を行うとともに、受験者・保護者・高校関係者・大学関係者等に対する普及・啓発を行う等、高い実施水準が求められる試験のCBTでの実施に向けて社会的な理解を得るための取組を推進する。

■ 事業期間：令和４～６年度（予定）
■ 受託機関：電気通信大学

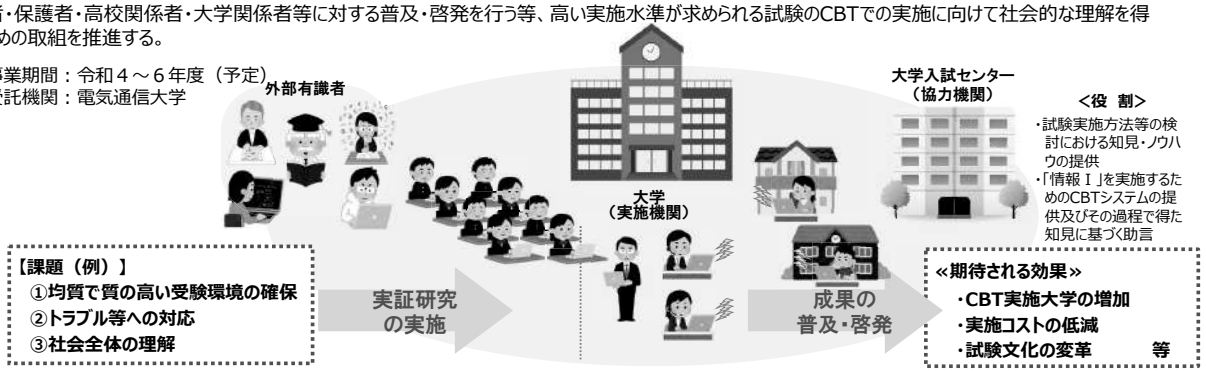

大学入学者選抜改革の推進

令和６年度予算額（案）　7億円
（前年度予算額　7億円）

背景・課題

大学入学者選抜の改革を進めるに当たっては、大学入学希望者を対象に、高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握する大学入学共通テストの継続的な改革や、個別大学における入学者選抜の多面的・総合的に評価・判定する選抜への改革が重要。

大学入学共通テストの試験問題は、高等学校学習指導要領に準拠して継続的・安定的に作成される必要があるところ、令和4年度から年次進行で実施される新学習指導要領への対応が求められている。

また、「大学入試のあり方に関する検討会議　提言」（令和３年７月）で示された方向性等を受けた各大学の入学者選抜改革を推進するため、先導的な取組や課題解決に向けた具体的な方策について調査研究するとともに、その成果を全国の大学に普及することが求められている。

実施内容

◆大学入学者選抜における共通テスト改革推進事業　6.3億円

▶ 大学入学者選抜における大学入学共通テストについて、新学習指導要領への対応（旧教育課程履修者への経過措置科目作成含）を行う。

◆大学入学者選抜改革推進委託事業　0.4億円

▶ CBT導入に伴う課題（均質で質の高い受験環境の確保、トラブル等への対応、社会全体の理解等）の克服に向け、個別大学と大学入試センターが協力して、大学入学者選抜におけるCBTによる効果的な試験（オンライン面接等も含む）の実施方法について検討を行い、CBT活用についての知見を集積する。

▶ 高校での学習の成果を大学入学後の教育でも一層伸長させるため、高校における観点別学習状況の評価を大学入学者選抜及び大学入学後の学修・指導等に活用するための実証研究を行う。

（担当：高等教育局大学教育・入試課）

大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業

令和6年度予算額（案）　18億円（新規）

文部科学省

背景・概要

事業実施期間　令和６年度～令和11年度（予定）

- 大学の教育・研究活動を支えるのは、優れた人材。国際的な人材獲得競争が激化する中で、大学は研究機関としてだけではなく、教育機関として**多様性を活かしたイノベーティブな人材育成を行うとともに、我が国の質の高い大学教育を海外でも展開してその認知度を高め、優秀な人材を育成・獲得していくための体制を強化していくことが急務**
- 留学生30万人計画の達成の過程を通じ、英語による授業科目や英語のみで学位を取得できるコースも増加し、一定の国際化が図られている一方、**外国人留学生と日本人学生が深く関わり相互研鑽に励むための環境が十分に整っていない、出口に着目した受入れが不十分**等の課題も顕在化

事業実施のイメージ（予算措置は６年）

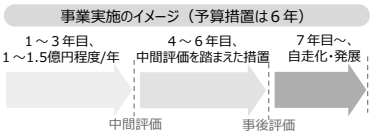

教育未来創造会議第二次提言に掲げられた目標の実現に向け、**国内外での国際的な共修のための体制の構築等を通じ、更なる大学の国際化の推進、日本人留学生の派遣、優秀な外国人留学生の受入れ・定着それぞれが相互に作用する好循環を創出**

■ 教育未来創造会議第二次提言「未来を創造する若者の留学促進イニシアチブ <J-MIRAI>」（令和５年４月27日）

- 今後の方向性
  多様な文化的背景に基づく価値観を持った者が集い、理解し合う場が創出される教育研究環境、高度外国人材が安心して来日できる子供の教育環境の実現を通じて教育の国際化を進める
- 具体的方策
  教育の国際化の推進
  ・徹底した国際化やグローバル人材育成に大学が継続的に取り組むような環境整備
- 2033年までの目標
  - ●日本人学生の派遣
    - ✓ 学位取得等を目的とする長期留学者の数 6.2万人→**15万人**
    - ✓ 協定などに基づく中短期の留学者数 11.3万人→**23万人**
  - ●外国人留学生の受入れ・定着
    - ✓ 外国人留学生の数 31.2万人→**38万人**
    - ✓ 留学生の卒業後の国内就職率 48%→**60%**（国内進学者除く）

事業内容

Ⅰ．地域等連携型

①国際共修の全学的な実施体制の構築、②出口に着目した留学生受入れの質の向上、③地域社会と連携した活動 等を実施　※なお、予算措置対象は主に①のみを想定

- 件数・単価：10件程度×約100～150百万円
- 交付先：国公私立大学（連携機関として短期大学・高等専門学校含む）

- 地域社会との連携による国際的な共修科目を体系的に組み入れ、**外国人留学生が我が国への理解・共感を深めるとともに**、**日本人学生が日常的に国際経験を得る**ようなカリキュラムの国際化を図る
- **自治体や企業等との有機的な連携**による**定着支援や地域での国際交流活動**を通じ、カリキュラム外も含めたキャンパスライフ全般において**外国人留学生が日本社会に溶け込み、共生していく環境を構築**する

外国人留学生の受入れ増大、大学を核とした共生社会の実現

Ⅱ．海外展開型

既存の海外大学内在外拠点の活用等により、**学生を送り出せる環境の整備**や、**現地での共修環境の構築**を実施

- 件数・単価：３件程度×約150百万円
- 交付先：国公私立大学

- 海外で教育活動を展開し、**現地大学の学生との共修**等を通じたグローバルな学びや**国際的ネットワークへの参画**の実現を図る
- カリキュラムの一環として、**学部レベルから大学院に至る各段階に応じたグローバル人材・価値創造人材育成に資するプログラムを構築**し、日本人学生の送り出しを行う

日本人学生の留学促進、海外での日本の大学のプレゼンス向上へ

（担当：高等教育局参事官（国際担当））

大学の世界展開力強化事業

令和6年度予算額（案）　13億円
（前年度予算額　13億円）
令和5年度補正予算額　10億円

文部科学省

概　要

- 世界的に学生の交流規模が拡大する中において、我が国にとって重要な国・地域の大学と質保証を伴った連携・学生交流を戦略的に進め、国際的通用性を備えた質の高い教育を実現するとともに、我が国の大学教育のグローバル展開力を強化する。
- 令和６年度は、既存の採択課題を着実に推進するとともに、G7教育大臣会合（令和５年５月）等を踏まえ、教育研究力の高い大学を多く有するEU諸国と大学を軸とした人的交流を強化し、EUが経済安保の重点分野としているAI、量子、半導体、バイオの分野における修士レベルの単位互換プログラム策定・実施を支援する。また、令和５年に友好協力50周年を迎えたASEAN諸国との関係強化は一層重要性が増しており、キャンパス・アジアプラス（令和３年度～）の取組を拡充し、オンラインコンテンツ（令和５年度補正予算事業）を活用しつつ、学生交流の拡大を図る。

【教育未来創造会議第二次提言 <未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ>（令和５年４月27日）】
・戦略的に留学生交流を推進すべき国・地域との大学間連携・学生交流を推進する。
・COIL、VE等のオンラインを活用したハイブリッド国際交流を推進する。
※COIL：国際協働オンライン学習、VE：バーチャル・エクスチェンジ

【G7教育大臣会合富山・金沢宣言（令和５年５月15日）】
・大学間の国際ネットワークの進展・深化を通じた質の高い国際交流・国際頭脳循環の活発化を図る。
・ICTを活用した交流の促進、国境を越えたオンライン学習コンテンツの共有などを推進する。

事業内容

- 地域毎の高等教育制度の相違を超え、単位の相互認定や成績管理、学位授与等を行う教育交流プログラムの開発・実施を行う大学を支援
- これら質の保証を伴ったプログラムにより、日本人学生の海外派遣と外国人学生の受入を促進（事業期間：最大5年間）

取組例

- ✓先導的大学間交流モデルの開発
- ✓高等教育制度の相違を超えた質保証の共通フレームワークの形成
- ✓単位の相互認定、共通の成績管理の実施
- ✓学修成果や教育内容の可視化
- ✓国際共修、インターンシップ、オンラインを活用した国際協働学習等

補助期間	対象国	採択件数
令和２年度～６年度	アフリカ	8件
令和３年度～７年度	アジア諸国（キャンパス・アジアプラスを含む）	21件
令和４年度～８年度	インド太平洋地域等（英・印・豪）	14件※
令和５年度～９年度	米国	13件
令和６年度～10年度	EU諸国（新規）	８件程度

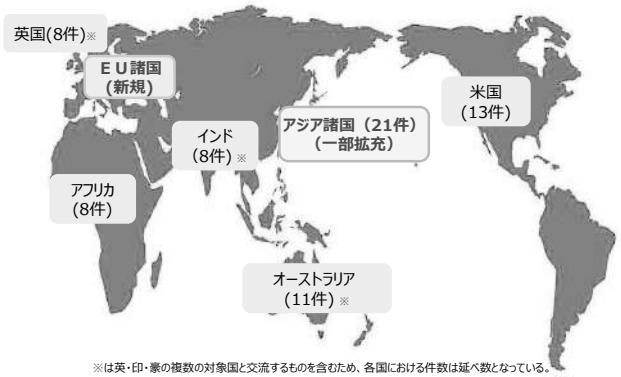

※は英・印・豪の複数の対象国と交流するものを含むため、各国における件数は延べ数となっている。

成果

1．学生交流増により、2033年までに外国人留学生40万人受入れ、日本人学生50万人海外派遣の目標達成への貢献
2．海外連携大学との教育プログラム構築・実施に伴う我が国大学のグローバルな展開力の強化　3．交流の相手国・地域との平和的友好関係の強化

（担当：高等教育局参事官（国際担当））

大学の世界展開力強化事業
～EU諸国等との大学間交流形成支援～

令和6年度予算額（案）　1億円
（新規）

文部科学省

現状・課題

- 令和5年のG7広島サミットやG7富山・金沢教育大臣会合において、G7国間での留学生交流の拡大や大学間連携の深化の重要性が共有された。
- G7のうち、英、仏、独、伊の4か国が含まれる欧州（EU諸国等）には、教育研究力の高い大学が多くあるとともに、近年の国際情勢を踏まえ、我が国と同様に、経済安全保障の要請が高まりを見せており、先端分野を中心とした国際的な学生・大学間連携において共通の課題を抱えている。
- 他方、欧州に留学する日本人学生の教育段階は、文系の学士課程に偏っている。また、修士課程において、留学先として欧州を選択する日本人学生は、アジアを選択する学生の割合と比較して未だ少なく潜在的な需要が見込まれる。

経済安全保障上の課題を共有し、日本人学生の留学先として潜在需要が見込まれるEU等の大学との修士課程における人的交流を今後強化
⇒経済安全保障上の重要な分野を中心とした、単位取得等を目的とする国際交流プログラムの策定・実施を支援し、将来の先端分野等における研究協力へと繋がる人的ネットワークを形成。

日本人留学生には、修士で欧州へ留学する潜在需要が見込める

<欧州へ留学する日本人学生の教育段階（2021年度）>

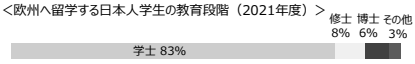

<修士課程の日本人学生の地域別留学先（2019年度）>

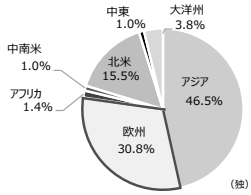

（独）日本学生支援機構調べ

事業内容

EU加盟国を中心とした欧州の大学との、質保証を伴う修士課程単位取得プログラム等の策定・実施

- **単位取得等を目的とした修士課程の理系分野（半導体、AI、量子技術、バイオ技術等の分野）を中心とした**国際交流プログラムを策定。（相互に英語コース提供を推奨）
- 実渡航前に**オンラインを活用した国際協働学習等**を行うことで、日本人学生の参加を促進。また、**留学後にもフォローアップを行う**ことで、留学の効果を持続させる。
- 学生の留学意欲喚起及び留学効果の最大化のため、プログラムの中に、**日本と欧州の研究機関・企業や国際機関等におけるインターンシップ**等を組み込むなど、将来のキャリア形成に資する取組の実施等を推奨。

採択件数・単価	タイプA. **交流型** ：約16百万円×7件程度 タイプB. **プラットフォーム型**：約23百万円×1件程度
事業実施期間	令和6年度～令和10年度（予定）

アウトプット（活動目標）
- 質の高い単位互換プログラム等の策定・実施
- オンラインを活用した国際協働学習プログラムの策定・実施

短期アウトカム（成果目標）
- 質・量ともに充実した留学生交流の実現
- 日本人学生の質の高い留学への意欲喚起・参加促進

長期アウトカム（成果目標）
- 教育研究力の高い大学間の人的ネットワークの基盤形成による両国の大学の国際通用性・競争力の向上
- 協働による異文化適応力やリーダーシップの強化によるグローバル人材の育成

（担当：高等教育局参事官（国際担当））

高度医療人材養成拠点形成事業
（高度な臨床・研究能力を有する医師養成促進支援）

令和6年度予算額（案）　21億円
（新規）

令和5年度補正予算額　140億円

文部科学省

背景・課題

医学生及び医学系大学院生に対して、大学病院において、教育的配慮の下で、教育支援者を活用して効果的な臨床実習を行うとともに、研究活動に参画する機会を確保することが必要であり、もって、臨床教育・研究に関する知識・技能等を有する優れた医師を養成し、我が国の医学・医療の発展に貢献する。

医学生が「自信を持って行える」と回答した医行為の例

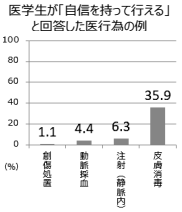

【出典】平成29年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「医学部の臨床実習において実施可能な医行為の研究報告書」を基に文部科学省医学教育課が作成

講座(研究室)で実験・研究を行っている医学生の割合

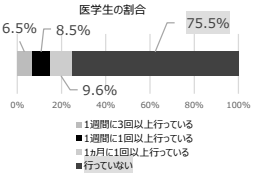

【出典】一般社団法人全国医学部長病院長会議「2022年 医学部・医学科 学生アンケート調査」を基に文部科学省医学教育課が作成

事業内容

本事業では、医学生及び医学系大学院生に対して、大学病院を活用しＴＡ、ＲＡ、ＳＡとして教育研究に参画する機会を創出する取組や、教育支援者の活用による大学病院での診療参加型臨床実習の充実に係る取組を行うなど、医師を養成する大学を拠点とし、高度な臨床教育・研究に関する知識・技能等を有する医師養成の促進を支援する。

- 金　　額：21億円
- 支援対象：医学部を置く国公私立大学
- 支援内容：大学病院を活用した実践的な教育に要する、
  ・ＴＡ、ＲＡ、ＳＡ等経費
  ・教育支援者、研究支援者の経費
- 事業期間：令和６年度～令和11年度（６年間）

※ＴＡ（ティーチング・アシスタント）、ＲＡ（リサーチ・アシスタント）、ＳＡ（ステューデント・アシスタント）

経済財政運営と改革の基本方針2023（2023年６月）
大学病院の教育・研究・診療機能の質の担保を含む勤務する医師の働き方改革の推進等を図る。

＜事業スキーム＞

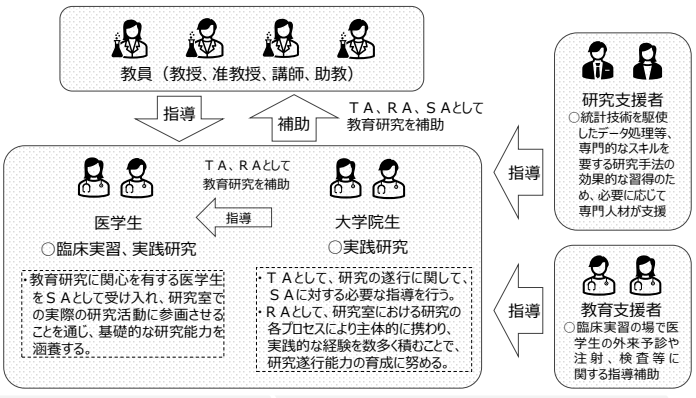

アウトプット（活動目標）
- ＴＡ・ＲＡ（大学院生）、ＳＡ（医学生）の配置
- 診療参加型臨床実習に係る教育支援者の配置

アウトカム（成果目標）
- 高度な臨床能力を有する医師の養成促進

インパクト(国民・社会への影響）、目指すべき姿
- 我が国の医学・医療の発展
- 質の高い実践力のある医師の充実

（担当：高等教育局医学教育課）

高度医療人材の養成
（地域や社会的課題等に対応する医療人材養成）

令和６年度予算額（案）　14億円
（前年度予算額　16億円）

文部科学省

● **背景・課題**

医療の高度化や看護師に求められる能力が多様化してきたこと等に対応するため、以下の課題に対応した高度医療人材の養成が必要

- 高度医療の浸透や地域構造の変化（総合診療医の需要の高まり、難治性疾病の初期診断・緩和ケアの重要性）等、新時代に適応可能な医療人材の養成
- 医療的ケア児を支援する看護師の養成やコロナ禍で必要性が顕著となった重症患者の対応が可能な看護師の養成
- がん医療の新たなニーズや急速ながん医療の高度化に対応できる医療人養成の促進

上記の課題に対応する人材養成拠点や教育・研究体制を構築するため、以下の施策を展開

ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業

【令和6年度予算額（案）　５億円（6億円）】

➢ **医療ニーズを踏まえた地域医療に関する教育プログラムを構築・実施**

◆地域ニーズの高い複数分野を有機的に結合させ横断的に学ぶことのできる教育の実施により、地域医療のリーダーとなる人材の育成

◆地域医療機関での実習等を通じて、

①地域の課題を踏まえた教育研究の実現や地域医療への関心を涵養

②専門に閉じない未分化・境界領域への対応力を涵養

◆オンデマンド教材等の教育コンテンツの開発　【件数・単価】11件×48百万円

➢ **社会的な要請に対応できる看護師の養成【新規】**

【テーマ１】 医療的ケア児支援における指導的立場等の看護師養成

看護学部生：医療的ケア児支援のための実習等の試行的実施

現役看護師・潜在看護師：医療的ケア児支援における指導的立場等のためのリスキリング教育プログラムの構築

【テーマ２】 重症患者に対応できる看護師養成

クリティカルケア領域における長期のOJTを含む重症患者に対応できる看護師養成のための実践的教育プログラムの構築

【件数・単価】各１件×10百万円

次世代のがんプロフェッショナル養成プラン

【令和6年度予算額（案）　9億円（9億円）】

➢ **大学院レベルにおける教育プログラムを開発・実践する拠点形成を支援**

①がん医療の現場で顕在化している課題に対応する人材養成
（痛みの治療・ケア、地域に定着する放射線治療医・病理診断医、がん学際領域を担う人材等）

②がん予防の推進を行う人材養成
（医療ビッグデータに基づくがん予防医療、がんサバイバーに対するケアを担う人材）

③新たな治療法を開発できる人材の養成
（個別化医療・創薬研究を担う人材）

【件数・単価】11件×約77.3百万円

（担当：高等教育局医学教育課）

ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業

令和6年度予算額（案）　５億円
（前年度予算額　6億円）

文部科学省

現状・課題

○新型コロナウイルス感染症を契機に、医療人に**求められる資質・能力が大きく変化。**
○高齢化の進展による**医療ニーズの多様化**や**地域医療の維持**の問題が顕在化。
○**高度医療の浸透**や**地域構造の変化（総合診療医の需要の高まり、難治性疾病の初期診断・緩和ケアの重要性等）**により、従来の医師養成課程では対応できていない領域が発生、**新時代に適応可能な医療人材の養成**が必要。
◇社会の変化等により、看護師に求められる能力や看護を提供する場が多様化してきたことにより、**社会的な要請に対応できる看護師の養成が急務**となっている。
◇医療技術の進歩に伴い、特別支援学校のみならず、地域の小・中学校等においても医療的ケア児は増加しているが、その支援体制は十分ではない。**医療的ケア児の地域における支援体制構築のためにリーダーシップを発揮する看護師の養成**が求められている。
◇改正感染症法の成立を踏まえ、コロナ禍で必要性が顕著となった**重症患者の対応が可能な看護師の養成**が求められている。

事業内容

【医師養成】

医療ニーズを踏まえた地域医療等に関する教育プログラムを構築・実施

◆地域ニーズの高い**複数分野（総合診療、救急医療、感染症等）を有機的に結合させ横断的に学ぶことのできる教育**の実施により、地域医療のリーダーとなる**人材の育成**

◆**地域医療機関での実習**等を通じて、
①地域の課題を踏まえた教育研究の実現や地域医療への関心を涵養
②専門に閉じない未分化・境界領域への対応力を涵養

◆**オンデマンド教材**等の教育コンテンツの開発

社会環境の変化に対応できる資質・能力を備えた医療人材養成のための教育プログラムの開発及び教育・研究拠点の形成

【支援期間】
７年間（令和4年度～10年度）

【単価・件数】
48百万円×11拠点

【選定大学（代表校）】
弘前大学、筑波大学、千葉大学、富山大学、名古屋大学、岡山大学、高知大学、長崎大学、宮崎大学、琉球大学、埼玉医科大学

【看護師養成】

以下の２課題に対応できる看護師を養成するための教育プログラムを開発し、社会的な要請に対応できる看護師の養成を行う

◆**テーマ１「医療的ケア児支援における指導的立場等の看護師養成」**
看護学部生：**医療的ケア児支援のための実習**等の試行的実施
現役看護師・潜在看護師等（保健師・助産師含む）：医療的ケア児支援における**指導的立場等の看護師養成のためのリスキリング教育プログラムの構築**

◆**テーマ2「重症患者に対応できる看護師養成」**
クリティカルケア領域（集中治療・救急部門等）における長期のOJT（On-the-Job Training）を含む**重症患者に対応できる看護師養成のための実践的教育プログラムの構築**

【テーマ１】

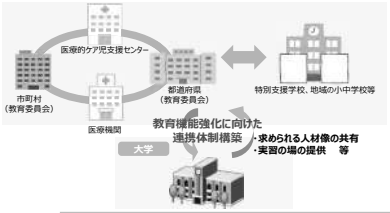

【テーマ2】

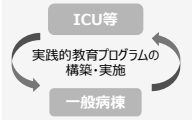

看護実践能力の向上
医療ひっ迫時における緊急派遣

【支援期間】3年間（令和6年度～8年度）
【単価・件数】10百万円×各1拠点　【交付先】国公私立大学

（担当：高等教育局医学教育課）

次世代のがんプロフェッショナル養成プラン

令和6年度予算額（案）　9億円
（前年度予算額　9億円）

文部科学省

背景・課題

我が国における高齢化や都市部への人口の集中がますます加速する中、現在の死因第一位である「がん」への対応は極めて重要である。地域格差に加え急速ながん医療の高度化に伴い、医療現場で顕在化した課題やがん予防の推進、新たな治療法の開発等の課題が浮上してきたことから、がん医療の新たなニーズや急速ながん医療の高度化に対応できる医療人養成を促進する必要がある。これらの状況を踏まえたがん専門医療人材を養成するため、優れた教育プログラムを開発し、大学間で連携し、開発・提供を担う拠点を支援する。

1	悪性新生物（腫瘍）	378,385
2	心疾患	205,596
3	老衰	132,440
4	脳血管疾患	102,978
5	肺炎・誤嚥性肺炎	121,196
6	その他	106,748
	死亡者数計	1,372,755

（出典）：令和２年度人口動態統計(速報値)

事業内容

○大学院レベルにおける教育プログラムを開発・実践する拠点形成を支援
(大学間で連携し、①～③のプログラムを開発・提供し、人材養成の拠点を形成)

①がん医療の現場で顕在化している課題に対応する人材養成（痛みの治療・ケア、地域に定着する放射線治療医・病理診断医、がん学際領域を担う人材）
②がん予防の推進を行う人材養成（医療ビッグデータに基づくがん予防医療、がんサバイバーに対するケアを担う人材）
③新たな治療法を開発できる人材の養成（個別化医療・創薬研究を担う人材）

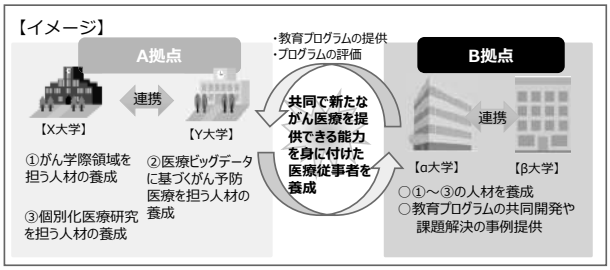

がん医療の新たなニーズや急速ながん医療の高度化に対応できる医療人を全国に

- 事業実施期間：令和５年度 ～ 令和10年度
- 件数・単価：11拠点 × 約77.3百万円
- 選定大学（代表校）
  東北大学、筑波大学、東京医科歯科大学、金沢大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、岡山大学、九州大学、札幌医科大学、近畿大学

【政府提言】 経済財政運営と改革の基本方針2022（R4.6.7閣議決定）
がん専門医療人材を養成するとともに、「がん対策推進基本計画」を見直し、新たな治療法を患者に届ける取組を充実する等がん対策を推進する。

アウトプット(活動目標)	アウトカム(成果目標)	インパクト(国民・社会への影響）、目指すべき姿
● 教育プログラムの開発　33件以上 各拠点において、事業内容①～③のプログラム開発を行う。 （11拠点×3種類）	● 【初期】教育プログラム学生受け入れ ● 【中期】がん専門医療人材数の増 ● 【長期】個別化医療実施率の向上、がんの死亡率低下	がん患者が地域を問わずオーダーメイド型のがん診療など必要な治療や支援を総合的に受けられるようになり、健康長寿社会の推進に貢献する。

（担当：高等教育局医学教育課）

大学における医療人養成の在り方に関する調査研究

令和６年度予算額（案）　0.3億円
（前年度予算額　0.5億円）

文部科学省

背景・課題

近年我が国では、人生百年時代を見据えて、健康寿命の延伸に向けた新しい健康・医療・介護システムを構築するため、医療・介護の連携強化、地域の医師確保支援、メディカルスタッフの業務実施体制の見直し等の取組が求められている。

このような中、医学生の知識や技能を確かめる共用試験が公的化されたことを踏まえ、医学生が診療に参加する診療参加型臨床実習を充実するために、臨床実習を指導する教員に対して、診療参加型臨床実習の趣旨や期待される医行為について一層の理解を図るとともに、臨床実習に関わる教員の実績を視覚化することを通じて、教育者としての実績を適切に評価する仕組みが必要である。

また、医学部定員については、平成22年度以降、地域の医師確保の観点から地域枠制度による定員増を行ってきた。令和７年度の医学部定員の方針については令和６年度までの枠組みを暫定的に維持することとされ、令和８年度以降の方針については、各都道府県・大学の医師確保の現状を踏まえ検討される予定であるところ、これまでの地域枠制度の運用状況等を継続的に把握することが必要である。

更に、新興感染症時代に求められる保健師に必要な基礎教育に関する看護学教育の質保証について検討するとともに、薬学系人材養成の在り方に関する検討会における議論を踏まえ、薬学教育の質保証について検討することが必要である。

対応・内容

一定の指導実績のある者であって研修を受講した者に対して「臨床実習指導医（仮）」の称号を付与することを想定し、臨床実習指導医養成のための研修テーマ、修了要件、プログラム及びコンテンツの開発を行うとともに、大学の協力を得て、開発した臨床実習指導医研修の内容に従って研修を実施することにより、医学教育における診療参加型臨床実習の充実を図るための調査・研究を行う。

医学部定員については、これまでの地域枠制度の運用状況等に係る調査・分析を行い、地域枠制度の効果・運用改善事項等についての示唆を得る。

更に、新興感染症時代において、保健所・病院等の最前線で求められる能力について調査・分析し、感染症に強い看護人材の養成を促す。また、薬学教育の充実・改善に向けた調査・研究を行う。

◆臨床実習指導医養成のための調査研究【新規】
－事業期間　最大２年間（令和６年度～令和７年度）
－選定件数・単価　１件×700万円

◆地域医療に従事する医師の確保・養成のための調査研究【新規】
－事業期間　最大３年間（令和６年度～令和８年度）
－選定件数・単価　１件×700万円

◆薬学教育における質保証に関する調査研究
－事業期間　最大３年間（令和４年度～令和６年度）
－選定件数・単価　１件×700万円

◆学士課程における看護学教育の質保証に関する調査研究
－事業期間　最大３年間（令和４年度～令和６年度）
－選定件数・単価　１件×700万円

（担当：高等教育局医学教育課）

グローバル社会で我が国の未来を担う人材の育成

令和6年度予算額（案）　378億円
（前年度予算額　346億円）
令和5年度補正予算額　13億円

文部科学省

背景・課題

- 教育未来創造会議第二次提言「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ＜J-MIRAI＞」を踏まえ、日本人学生の海外留学、優秀な外国人留学生の受入・定着、大学の国際化を抜本的に強化するとともにそれぞれが相互に作用する好循環の創出が必要
- 優秀な学生を受け入れ、日本人学生を送り出す基盤として、大学等のグローバル化を進めることが重要
- 世界中の人々や国内の多様な文化的・言語的背景をもつ人々と協働できる力、広い視野で自ら課題に挑戦する力を身につけた真のグローバル人材の育成が不可欠
- 高等教育の質・多様性を高め、社会の活性化・ダイバーシティの深化に向けて、世界中から優秀な学生を受け入れ、高度人材として定着させていくことが必要

事業内容

（ ）内は前年度予算額、【 】内は令和５年度補正予算額

１．大学教育のグローバル展開力の強化　31億円（13億円）

（１）大学・地域社会の国際化　18億円（新規）

「大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業」

国内外での国際共修のための体制の構築等を通じ、共生社会の実現に向けた地域社会との連携による多様性を活かした人材育成を行うとともに、我が国の質の高い大学教育を海外でも展開し、その認知度を高め、優秀な人材を育成・獲得していくことで、更なる大学の国際化を推進

●大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業
13件程度（地域等連携型10件程度/海外展開型３件程度：令和6年度-令和11年度）

（２）教育プログラムの国際化　13億円（13億円）【10億円】

「大学の世界展開力強化事業」

我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質保証を伴った学生交流等を推進する国際教育連携やネットワーク形成の取組を支援。新たに、EU諸国との質の高い単位互換プログラムを構築するとともに、ASEAN諸国との学生交流の拡充を通じ、我が国の高等教育の国際競争力の更なる向上を図る

●**EU諸国との大学間交流形成支援（新規公募予定）**
（令和6年度-令和10年度：8件程度）

●米国等との大学間交流形成支援
（令和5年度-令和9年度：13件）

●インド太平洋地域等との大学間交流形成支援
（令和4年度-令和8年度：14件）

●アジア高等教育共同体（仮称）形成促進
（令和3年度-令和7年度：21件）
※うち、ASEAN地域との交流について強化

●アフリカ諸国との大学間交流形成支援
（令和2年度-令和6年度：8件）

２．大学等の留学生交流の充実　346億円（332億円）

（１）大学等の留学生交流の支援等　89億円（78億円）

奨学金等支給による経済的負担の軽減。海外大学との協定に基づく留学生派遣の支援を拡充（早期留学経験により留学機運を醸成しつつ中長期留学の重点的促進）するとともに、協定に基づく留学生受入れの支援も拡充。

●大学等の海外留学支援制度　89億円（78億円）
〈協定派遣型〉 21,288人（16,900人）　〈学位取得型〉大学院： 398人（350人）
〈協定受入型〉 5,200人 （5,000人）　学部： 265人（250人）

（２）優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ　257億円（255億円）【2億円】

戦略的な留学生受入れのための情報収集・分析、海外における関係機関の連携により日本留学に関する情報発信を強化し、優秀な外国人留学生の我が国への受入れを促進する。
また、世界から優秀な学生を受け入れ、国内定着を促進するため、奨学金の効果的な活用や外国人留学生の国内就職等に資する取組を支援する。

●**日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業**　5億円（4億円）**（新規公募予定）**
（令和6年度-令和10年度：7拠点）

●留学生就職促進プログラム　1億円（1億円）
（令和5年度-令和7年度：３拠点）

●(独)日本学生支援機構運営費交付金（留学生事業）　61億円（59億円）
・日本留学情報発信・分析・戦略立案機能の強化
・留学生受入れ促進プログラム（再掲）
・留学生宿舎の運営　・日本留学試験の実施　等

●外国人留学生奨学金制度　222億円（222億円）
・国費外国人留学生制度　11,101人（11,148人）
・留学生受入れ促進プログラム　6,611人　（6,611人）
・高度外国人材育成課程履修支援制度　800人（800人）

※単位未満を四捨五入しているため、計数が一致しないことがある。

※ この他、海外大学院等との連携によるネットワーク型の教育研究やキャリア支援を通じて、国際社会の期待に応える新たな人文・社会科学系の高度人材養成モデルの構築の支援に係る予算を計上（２億円（新規））

（担当：高等教育局参事官（国際担当）等）

大学等の留学生交流の充実

令和6年度予算額（案）　346億円
（前年度予算額　332億円）
令和5年度補正予算額　2億円

文部科学省

趣旨・目的

「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ＜J-MIRAI＞」を踏まえ、グローバルに活躍できる人材育成を強化。
【2033年までの目標：日本人の海外留学**50万人**（うち高等教育段階**38万人**）、留学生受入れ**40万人**（同**38万人**）、国内就職等**６割**】

- ✓ **<u>より多くの日本人学生の留学</u>**のため、**<u>早期からの留学機運醸成や高校段階との連携</u>**とともに、**<u>経済的支援を含め安心して留学できる環境の整備</u>**が急務。
- ✓ **<u>優秀な外国人留学生を呼び込み</u>**、国際的に開かれた日本社会における活躍を促進（**<u>国内企業・自治体等への定着等</u>**）。
- ✓ **<u>G７、ASEAN、インドをはじめとする重点地域</u>**との留学生交流・大学間交流の強化。

大学等の留学生交流の支援等

大学等の海外留学支援制度　89 億円（78億円）

奨学金等支給による経済的負担の軽減
① 海外大学との協定に基づく留学生派遣の支援を拡充。
（早期留学経験により留学機運を醸成しつつ中長期留学の重点的促進）
これに伴い、協定に基づく留学生受入れの支援も拡充。
② 都道府県教育委員会等と連携した海外大学での学部学位取得留学の促進。等

・協定派遣型：　21,288人 （16,900人）
・協定受入型：　5,200人 （5,000人）
・大学院学位取得型： 398人 （350人）
・学部学位取得型 ： 265人 （250人）

優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ

日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業　5億円 （４億円）

（日本留学海外拠点連携推進事業から改称）

ASEANやインド等の重点地域を中心に、在外公館や関係機関、企業との連携のもと、学生の早期からのリクルートや帰国後のフォローアップまでを一体的に促進する日本留学サポート体制の強化を図る。

外国人留学生奨学金制度　222億円（222億円）

・国費外国人留学生制度　11,101人（11,148人）
・留学生受入れ促進プログラム（学習奨励費）　6,611人 （6,611人）
・高度外国人材育成課程履修支援制度　800人 （800人）等

留学生就職促進プログラム　１億円 （１億円）

（独）日本学生支援機構運営費交付金（留学生事業）　61億円 （59億円）

※留学生受入れ促進プログラム等の金額を含む

留学を巡る諸外国の動向やデータ等の収集・分析・戦略提言の実施等、留学生交流推進のナショナルセンターとしての機能の充実を図るとともに、留学生に対する学資金の支給、留学生宿舎の運営、日本留学試験等を実施。

STUDY in JAPAN

（担当：高等教育局参事官（国際担当））

リカレント教育等社会人の学び直しの総合的な充実

令和６年度予算額（案）　88億円
(前年度予算額　91億円)
令和５年度補正予算額　７億円

人生100年時代やデジタル社会の進展、絶え間なく変化する社会情勢を踏まえ、産業界や社会のニーズに対応した実践的なプログラムの開発・拡充やリカレント教育の基盤整備を車の両輪として厚労省・経産省と連携しながら推進し、誰もがいくつになってもキャリアアップ・キャリアチェンジを実現し、新たなチャレンジができる社会を構築する。

大学・専門学校・高等専門学校等を活用した社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充

＜社会人を主なターゲットとしている予算事業＞

①リカレント教育による新時代の産学協働体制構築に向けた調査研究事業　：538百万円【令和５年度補正予算】

・高等教育機関ならではのリカレント教育モデルの確立に向け、産業界の人材育成課題や大学等の教育資源を整理した上で、具体のプログラム開発のための分析・ヒアリング等を行う調査研究を実施

②専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育（リ・スキリング）推進事業　：402百万円（402百万円）

・専修学校の教育分野8分野において企業や各業界と連携しプログラムを開発・提供。

③放送大学学園補助金：7,301百万円（7,392百万円）
（放送大学学園次世代教育研究開発センターにおけるリカレント教育及びリ・スキリングの推進等）

・各地域の大学等が強みを持つ研究分野について、各学習センターとタイアップした同時双方向Web授業開発によるリカレント教育の推進。

☆大学・専修学校の実践的短期プログラムに対する文部科学大臣認定の充実（非予算）
- 大学・大学院「職業実践力育成プログラム」(BP) 及び専修学校「キャリア形成促進プログラム」
  ⇒ 受講者の学習機会の拡充や学習費用の軽減につながるよう、認定講座をさらに充実。
  職業実践力育成プログラム: 172大学等、379課程（令和５年６月時点）
  キャリア形成促進プログラム：14校、19課程（令和５年１月時点）

④大学等における価値創造人材育成拠点の形成：76百万円（80百万円）

・社会人を対象に、デザイン思考・アート思考の養成、分野横断型の学修を経て、創造的な発想をビジネスにつなぐ教育プログラムの開発及び拠点の形成。

⑤女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業　：19百万円（21百万円）

・女性のキャリアアップ・キャリアチェンジに向けた学び直しやキャリア形成等の総合的支援。

＜社会人をターゲットの一部としている予算事業＞

⑥大学による地方創生人材教育プログラム構築事業　：85百万円（169百万円）

・地域が求める人材を養成するための教育改革を実行するとともに、出口（就職先）と一体となった教育プログラムを実施。社会人も対象に含めた短期プログラムの提供も想定。

⑦地域活性化人材育成事業：878百万円の内数（919百万円の内数）

・学部等の再編を目指す取組、大学間の高度な連携等を通じ、地域資源を結集したプログラムを構築し、イノベーションを担う人材を育成（取組の一部に社会人等を対象とした履修証明プログラムを含む）。

※このほか、国立大学や私立大学等の基盤的経費の算定において、社会人の受入れ状況や組織的な受入れ促進の取組状況が考慮されている。

リカレント教育推進のための学習基盤の整備

①地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業　：139百万円【令和５年度補正予算】

・地域における人材ニーズと大学等の教育コンテンツのマッチングや、リカレント教育に対する企業側の評価の在り方等に関する検討、経営者向けのプログラム開発など、リカレント教育を継続的に推進するためのプラットフォームを構築する大学コンソーシアムや自治体等への支援を実施。

②社会人の学びの情報アクセス改善に向けたポータルサイト「マナパス」の改良・充実　：30百万円（30百万円）

・社会人の学びを応援するポータルサイト「マナパス」の機能強化やコンテンツ拡充に取り組み、大学等における社会人向け講座情報や受講にあたって活用できる経済的支援の情報、実際の学習成果・ロールモデル等の情報発信を強化するとともに、学習歴の可視化・キャリアアップへの活用等を促進。

（担当：総合教育政策局生涯学習推進課）

大学等における価値創造人材育成拠点の形成

令和６年度予算額(案)　76百万円
（前年度予算額　80百万円）

事業を実施する背景・概要

- VUCAの時代において、**変化に対応し、不断に能力を向上させていくことが重要**。
- 教育未来創造会議等の政府会議や経団連をはじめとした産業界から、**新規事業の創出ができる、スタートアップにも貢献できる人材が強く求められている**。
- その中で、創造性を発揮して付加価値を生み出す価値創造人材の育成が重要で、**AIでは代替できない、創造性・感性・デザイン性・企画力などを身につけさせることが重要**。
- ついては、大学に対する支援を通じて、**企業・社会に対して価値創造ができる人材の継続的な供給を行うとともに、そのノウハウを他の教育機関等に展開する拠点を構築**する。

事業実施計画

【令和3年度】 プログラムの開発（東京工業大学、京都大学）
【令和4年度】 プログラムの実施、企業における活用開始
【令和5年度】 プログラムの実施・改良、企業と連携した活用促進、自走化の準備
【令和6年度】 企業や他大学等との連携を通じたプログラム展開、拠点構築準備
【令和7年度】 拠点の持続的運営体制の構築完成、**令和7年度に事業終了**

令和６年度に実施する内容

- 令和５年度までに２拠点で開発・実施したプログラムについて、創造的発想をビジネスにつなぐ価値創造人材育成プログラムとして、企業や他大学等と連携しながら展開・改良するとともに、最終的な拠点構築に向けて修了生を含めたネットワークの強化と活動活性化を図る。
- 実施したプログラム内容の評価方法を検討し、持続的なプログラム点検・改善のプロセスの確立を図るとともに、プログラムの自走に向け評価に基づく適切な受講料設定を模索する。
- プログラムの全国普及に向けたシンポジウム開催やオンライン配信・企業向け研修プログラム等への応用などを通じた横展開を図る。

政府文書等における提言

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画「フォローアップ」」（令和4年6月閣議決定）
- デジタル・グリーン等成長分野やスタートアップ、新規事業創出等新たな価値を創造する人材の育成に関するプログラムの開発を支援する。
- 個人の内面や顧客ニーズに基づく創造的な発想をビジネスにつなぐため、2021年度に開発した教育プログラムを、2022年度から実際に運用し、プログラムの改良及びこれを実践する大学等の拠点構築を早急に進める。

「教育未来創造会議提言」（令和4年5月政府会議決定）
- デジタル・グリーン等成長分野やスタートアップ、新規事業創出等新たな価値を創造する人材の育成に関するプログラムの開発を支援する。

価値創造人材育成事業の体系図

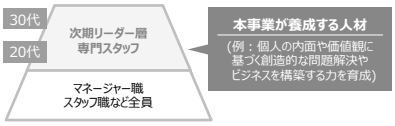

事業期間	5年間（令和3年度から令和7年度まで）
支援件数	3,800万円（人件費、旅費等）× 2拠点＝7,600万円
支援大学	東京工業大学・京都大学

アウトプット（活動目標）	アウトカム（成果目標）	インパクト（国民・社会への影響）
• 事業における連携企業数 • プログラムの社会人受講者・修了者数 • プログラムと連携した企業数:計50以上	• 連携企業の事業満足度 100% • 価値創造プログラムを実施する大学数の増加 • 創造力を重視する企業の増加 • 修了生の新規事業立ち上げの貢献など	• 既存の価値観や枠組みに捕らわれない創造力のある人材育成の強化 • 付加価値を高めた商品開発や新しい社会の在り方の創出 • 生産性の向上、国際競争力の確保

（総合教育政策局生涯学習推進課）

女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業

令和6年度予算額（案）　19百万円
（前年度予算額　21百万円）

【事業開始年度：令和２年度】

背景等

- 少子高齢化、Society5.0の実現を見据える中、**あらゆる分野での女性の参画拡大は社会・経済の持続可能な発展のために重要。**
- 第5次男女共同参画基本計画（令和２年12月）では、**社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、指導的地位への女性の参画の拡大が極めて重要**とされた。
  - 「2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。」ことが目標として掲げられ、
  - 学校教育分野においては、**初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合を令和７年までに、校長20%、副校長・教頭25%とする成果目標が設定**。
- 女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太2023）（令和５年６月）では、「児童生徒の固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消するための取組や、**幼児期からも同様に、固定的な性別役割分担意識等を植え付けることなく、女子の理工系分野での活躍など将来のあらゆる選択肢について自由な希望を抱くことができるようにするための教育環境の整備に資する取組を行う。**」とされている。

令和2年度より、女性の多様なチャレンジに必要となる学びを総合的に支援する仕組みづくりに関するモデルを構築。
令和6年度は、女性教育関係団体、大学及び研究者、企業等が連携し、女性が指導的立場に就くに際して必要となる体系的な学習の提供等、女性の多様なチャレンジを総合的に支援するモデルを構築。さらに、我が国の将来を担う子供たちの最も身近な存在である学校運営における女性の参画を推進し、子供たちの男女共同参画を推進する意識を醸成することに加え、幼児期の教育現場等における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する方策について調査研究を行う。

取組❶　多様なチャレンジに寄り添う学び・社会参画支援モデルの構築

- 男女共同参画、女性の活躍等に知見を持つ女性教育関係団体と多様な分野に高度な知見を持つ大学及び研究者、企業等が連携し、総合的な知識、的確な判断力と実行力を高め、**組織の指導的立場として、より高度な社会参画を目指す女性の支援に資する社会教育プログラム（ウィミンズカレッジ）**を構築。
- 同プログラムでは、男女共同参画に関する知識の他、Society5.0時代の最先端のリベラルアーツや、ビジネスや高度な意思決定の場で求められる的確な判断力等、多種多様な社会生活においてアップグレードを目指す女性を対象に、それぞれの知識の体幹強化に必要となるオーダーメイド型の学習機会を提供するモデルを構築する。

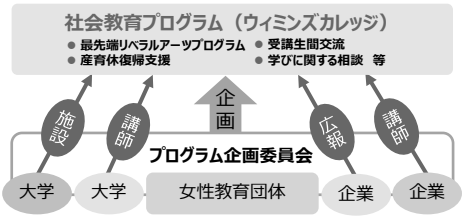

取組❷　学校教育分野における女性の意思決定過程への参加

- 学校教育分野において女性の採用・登用が進まない地域が抱える課題について把握し、その課題解決に役立つ好事例や教員を目指す女性が管理職等へのキャリアを志向することができるようなロールモデルを収集し、全国フォーラム等の開催により横展開を図る。

取組❸　固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に資する調査研究

- 未就学児がジェンダーバイアスにより自分の可能性を狭めてしまわないよう、幼児期の教育現場等における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する方策について調査研究を行う。

社会人の学びの情報アクセス改善に向けたポータルサイト「マナパス」の改良・充実

令和６年度予算額（案）　30百万円
（前年度予算額　30百万円）

事業を実施する背景

- **大学等が提供するプログラムや学修成果に関する情報が不足**していることが学び直しにおける大きな課題となっている。
- 産業界からも、大学等におけるリカレント教育プログラムの**データベースの整備**や**企業側のニーズとのマッチング**が求められている。

実施内容

【実施主体：民間企業等 1箇所×0.3億円】

社会人の大学等における学びを応援するサイト「マナパス」の機能改善・コンテンツ拡充を図る。
※令和２年度から機能改善を図りながら継続的に運用

- **リカレント教育プログラムの検索機能**：**全国の大学等の社会人向けプログラムのデータベース**として、受講場所や費用、土日開講、BP認定有無等の条件に応じて**絞り込み検索**。各講座のページで**いいねやコメント**がつけられ、ユーザーや大学等の参加・関心を高める。
- **企業向けページ**：企業向けに、**オーダーメイド対応や企業受入れ実績**などがある講座検索が可能なページを提供。
- **会員向けマイページ**：オープンバッジ含む**学習歴や関心分野、お気に入り講座の登録**が可能。登録会員への積極的な**メルマガ発信**、**「マイジョブ・カード」との連携**を予定。
- **社会人の学びに役立つ情報発信**：教育訓練給付等の経済的支援に関する情報や最新の開発プログラム等に関する**特集記事**や、学びのロールモデルを見つけるための**修了生インタビュー**等を定期的に発信。**企業向けのコンテンツを含め、一層の充実・更新**を予定。
- **広報・周知**：**大学等を活用したリカレント教育の必要性・有用性を普及啓発**。
- **オンラインコミュニティ**：学びの意欲喚起を促進するツールとして積極的に活用。（右図参照）

令和６年度以降の検討事項

サイト連携の強化	講座情報を掲載する大学等の外部サイトと連携することで**掲載・更新作業の自動化**を図り、検索機能の質向上を目指す。
動画コンテンツの拡充	講座導入部分や受講成果等を**動画コンテンツ**として定期的に発信。
レコメンド機能の開発	AIチャットボットを組み込み、入力情報を分析して個人の関心に応じた**適切なおすすめ講座をプッシュ型で通知**。

オンラインコミュニティイメージ

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（令和５年6月16日閣議決定）
Ⅲ　人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」
（４）リ・スキリングによる能力向上支援

- 業種・企業を問わず個人が習得したスキルの履歴の可視化を可能とする一助として、デジタル上での資格情報の認証・表示の仕組み（オープンバッジ）の活用の推奨を図る。

事業を通じて得られる成果（インパクト）

- ✓ 学びに関する情報取得を円滑化することで、個人の学び直し及び企業の人材育成を促進し、時代の変化に対応できる人材の輩出や労働生産性の向上に寄与。
- ✓ 学習によって得られる成果や学習歴を可視化するとともに、オンラインコミュニティを通じて学ぶ仲間と切磋琢磨することで、自律的キャリア形成の意識向上や、労働移動の円滑化にも寄与。

（総合教育政策局生涯学習推進課）

高等教育の修学支援の充実

令和6年度予算額（案）　6,412億円※こども家庭庁計上予算含む
（前年度予算額　　6,314億円）

文部科学省

事業概要

- **「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年5月法律第8号）に基づき、少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）を確実に実施（こども家庭庁計上）する。**
- **無利子奨学金事業については、意欲のある学生等が経済的理由により進学を断念することがないよう、貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を確実に実施する。**
- **令和６年度より、高等教育の修学支援新制度の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への支援の拡大や、大学院修士段階における授業料後払い制度の創設、貸与型奨学金における減額返還制度の年収要件等の柔軟化による拡充を実施する。**

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）：5,438億円
※国・地方の所要額　：5,908億円

【対象の学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

【 対象の学生 】住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯（年収目安:約300万、380万、600万円）の学生等
(新たに設定される第４区分（年収目安:約600万円）は多子世帯、私立理工農系の学部等に通う学生等)
(準ずる世帯の学生等には2/3又は1/3を支援。第４区分は、多子世帯については1/4を支援、私立理工農系については授業料の文系との差額に着目して授業料等減免で支援)

【 財　源 】消費税による財源を活用（少子化に対処するための社会保障関係費としてこども家庭庁に予算計上、文部科学省で執行）

個人要件

○進学前は成績だけで否定的な判断をせずレポート等で本人の学修意欲を確認

○大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

機関要件

（国等による要件確認を受けた大学等が対象）

○学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等

○経営課題のある法人の設置する大学等は対象外

授業料等減免【国等が各学校に交付】

○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。
（授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約８万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約７万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金【日本学生支援機構が各学生等に支給】

（既存の給付型奨学金を受けている者は原則、新制度へ移行するが、移行ができない場合には卒業まで経過措置をとる。）

○ 学業に専念するため、必要な学生生活費を賄えるよう措置。
（給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

国公立　大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立　高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立　大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立　高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

貸与型奨学金 ・ 授業料後払い制度
無利子奨学金：974億円（一般会計）

区分	無利子奨学金（第一種奨学金）	授業料後払い制度 ※大学院修士段階	有利子奨学金（第二種奨学金）
貸与人員	４６万６千人		６６万３千人
事業規模	２,７３２億円		５,８２０億円
うち一般会計等	政府貸付金 974億円（一般会計）	令和6年度は民間資金を活用	財政融資資金 ５,２５６億円
貸与額（私立大学の場合）	学生が選択（自宅通学の場合）月額 2、3、4、5.4万円	授業料支援金 最大 776,000円 及び学生が選択する生活費奨学金 月額 最大4万円	学生が選択 月額 ２～１２万円の１万円単位
家計基準（令和6年度採用者）	私大自宅・給与所得・４人世帯の場合（目安） ※家計基準は家族構成等による		
	約８００万円以下	約３００万円以下 ※本人年収	約１,１４０万円以下
返還	定額（卒業後２０年以内） ※所得連動返還方式を選択した場合、卒業後の所得に応じて変動	卒業後の所得に応じて変動	定額（卒業後２０年以内）（元利均等返還）

返還期限猶予制度：（収入基準額：年間収入300万円以下）
○ 経済困難、災害、傷病等の事由に該当し、返還が困難な場合、返還を猶予。

減額返還制度：（収入基準額：年間収入400万円以下）
○ 経済困難、災害、傷病等の事由に該当し、返還月額を減額すれば返還を継続できる場合、月々の返還金額を最大４分の１に減額。（令和6年度から見直し）

（担当：高等教育局学生支援課）

令和6年度　文部科学省予算（案）のポイント（科学技術関係）

文部科学省

科学技術予算のポイント　9,780億円（9,780億円）【6,839億円】
※エネルギー対策特別会計への繰入額 1,080億円（1,079億円）【201億円】を含む

我が国の抜本的な研究力向上と優秀な人材の育成

科学技術・イノベーション人材の育成・確保

- 優れた若手研究者の養成・確保（特別研究員制度）　163億円（　162億円）
- 大学・地域における次世代科学技術人材育成活動支援　10億円（　9億円）
- 日本科学未来館における展示・手法開発等　32億円（　32億円）【　10億円】

※博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保　【　499億円】
※国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成　【　213億円】
（次世代AI人材育成プログラム）

基礎研究をはじめとする抜本的な研究力の向上

- 科学研究費助成事業（科研費）　2,377億円（2,377億円）【　654億円】
- 戦略的創造研究推進事業（新技術シーズ創出）　437億円（　437億円）
- ムーンショット型研究開発制度　25億円（　30億円）【1,522億円】
（フュージョンエネルギーに関する新目標含む）
- 世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）　72億円（　71億円）

科学技術・イノベーションの戦略的な国際展開

- 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)　19億円（　19億円）

※日ASEAN科学技術・イノベーション協働連携　【　146億円】

Society 5.0を実現し未来を切り拓くイノベーション創出とそれを支える基盤の強化

世界と伍するスタートアップ・エコシステムの形成に向けたイノベーションの創出

- 大学発新産業創出プログラム（START）　20億円（　20億円）

※大学発医療系スタートアップ支援プログラム　【　152億円】

世界最高水準の大型研究施設の整備・成果創出の促進

- 3GeV高輝度放射光施設NanoTerasuの整備・共用等　38億円（　新　規　）【　3億円】
- SPring-8の高度化（SPring-8-Ⅱ）に関する取組　3億円（　新　規　）
- 最先端大型研究施設の整備・共用　457億円（　441億円）【　40億円】
（SPring-8、J-PARC、SACLA、富岳）

重点分野の研究開発の戦略的な推進

AI、量子技術、健康・医療、マテリアル等の国家戦略を踏まえた研究開発

- 生成AIをはじめとするAI開発力の強化【一部再掲】　121億円（　109億円）【　377億円】
　-生成AIモデルの透明性・信頼性の確保に向けた研究開発拠点形成　7億円（　新　規　）【　42億円】
　-科学研究向け基盤モデルの開発・共用（TRIP-AGIS）　17億円（　新　規　）【　122億円】
- 光・量子飛躍フラッグシッププログラム（Q-LEAP）　45億円（　42億円）
- 脳神経科学統合プログラム　65億円（　61億円）【　15億円】
- マテリアルDXプラットフォーム実現のための取組　82億円（　78億円）【　30億円】
- 情報通信科学・イノベーション基盤創出　9億円（　新　規　）

国民の安全・安心やフロンティアの開拓に資する課題解決型研究開発の推進

宇宙・航空分野の研究開発の推進

- 宇宙基本計画に基づく宇宙分野の研究開発　1,519億円（1,527億円）【2,104億円】
　-打上げ能力の強化（H3ロケット・イプシロンSロケット）　54億円（　52億円）【　306億円】
　-アルテミス計画に向けた研究開発等　153億円（　167億円）【　108億円】

※宇宙戦略基金の創設（総務省、経済産業省と共に合計3,000億円を計上）　【1,500億円】

海洋・極域分野の研究開発の推進

- 海洋基本計画に基づく海洋・極域分野の研究開発　398億円（　397億円）【　45億円】
　-北極域研究船の建造を含む北極域研究等の推進　47億円（　45億円）

防災・減災分野の研究開発の推進

- 南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）の構築等　15億円（　12億円）【　30億円】
- 火山調査研究推進本部の体制整備等　12億円（　7億円）【　101億円】

環境エネルギー分野の研究開発の推進

- ITER・BA等のフュージョンエネルギー研究開発の推進【一部再掲】213億円（　213億円）【　249億円】
- 先端的カーボンニュートラル技術開発（ALCA-Next）　16億円（　10億円）

原子力分野の研究開発・安全確保対策等の推進

- 高温ガス炉や核燃料サイクルに係る革新的な研究開発　112億円（　107億円）【　153億円】
- 医療用RIを含む原子力の多様な研究開発及びそれを支える人材育成　55億円（　52億円）【　3億円】
　-「もんじゅ」サイトを活用した新たな試験研究炉　6億円（　5億円）

科学技術・イノベーション人材の育成・確保

令和6年度予算額（案）　240億円
（前年度予算額　273億円）
※運営費交付金中の推計額含む
令和5年度補正予算額　722億円

文部科学省

- 我が国の科学技術・イノベーションを担う多様な人材の育成や活躍促進を図るため、国家戦略分野をはじめとして、**博士後期課程学生を含む若手研究者への経済的支援の強化、キャリア構築支援・研究環境確保・能力開発等を一体的に推進**
- また、次代の科学技術・イノベーションを担う人材の育成機会の拡大等に向け、**初等中等教育段階における先進的な理数系教育実施等への支援や日本科学未来館等におけるSTEAM教育機能を強化**
- 併せて、多様な視点や優れた発想を取り入れた科学技術・イノベーションの活性化に向け、**女性研究者の活躍促進に向けた取組を充実**

若手研究者等の育成・活躍促進

博士後期課程学生・ポスドク
若手研究者

◆特別研究員制度　16,344百万円（16,182百万円）
我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者の養成・確保を図るため、
優れた若手研究者に研究奨励金を支給して研究に専念する機会を提供し、研究者としての能力を向上できるよう支援。
※最終年度の博士後期課程在籍者*に対し、研究奨励金特別手当（年額36万円）を付与　（＊採用期間中に優れた研究成果を上げ、更なる進展が期待される者）
※ポストドクターに対して海外渡航に係る家族の往復航空賃を新たに措置

◆博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保　31百万円（3,601百万円）
令和5年度補正予算額　49,901百万円
優秀で志のある博士後期課程学生が研究に専念するための経済的支援（生活費相当額、研究費）及び
博士人材が産業界等を含め幅広く活躍するためのキャリアパス整備を一体として行う実力と意欲のある大学を支援。
※令和6年度は全体で約10,800人（令和5年度より約1,800人増）の博士後期課程学生の支援を実施

◆国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成　令和5年度補正予算額　21,310百万円
緊急性の高い国家戦略分野として、AI分野及びAI分野における新興・融合領域（クロスAI研究分野）を設定。
当該分野の人材育成及び先端的研究開発を推進。

女性研究者の活躍促進

◆ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ
1,133百万円（1,087百万円）
研究と出産・育児等の両立や女性研究者のリーダーの育成を一体的に推進する大学等の取組を支援。

◆特別研究員(RPD)事業【再掲】
951百万円（930百万円）
出産・育児による研究中断後に、円滑に研究現場に復帰できるよう、研究奨励金を支給し、支援。また、海外渡航に係る家族の往復航空賃を新たに措置。
（RPD: Restart Postdoctoral Fellowship）

◆女子中高生の理系進路選択支援プログラム
72百万円（72百万円）
女子中高生が適切に理系進路を選択することが可能となるよう、地域で継続的に行われる取組を推進。

次代の科学技術・イノベーションを担う人材の育成と科学技術コミュニケーションの推進

◆スーパーサイエンスハイスクール（SSH）支援事業　2,286百万円（2,375百万円）
先進的な理数系教育や文理融合領域に関する研究開発を実施する高等学校等をSSHに指定。
指定校と域内の学校や大学、企業等との連携等が円滑になるようコーディネーターの配置を支援。

◆次世代科学技術チャレンジプログラム（STELLA）　936百万円（835百万円）
理数分野で卓越した才能を持つ小中高校の児童生徒を対象とした大学等の育成活動を支援。
※グローバルサイエンスキャンパス、ジュニアドクター育成塾を発展的に統合

◆未来共創推進事業　3,163百万円（3,163百万円）
令和5年度補正予算額　1,000百万円
STEAM教育にも資する科学技術リテラシー・リスクリテラシーの向上、双方向の対話・協働など、
日本科学未来館等における多層的な科学技術コミュニケーションの取組を充実するための事業を推進。
初等中等教育段階

（担当：科学技術・学術政策局人材政策課）

博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保

令和6年度予算額（案）　0.3億円
（前年度予算額　36億円）
令和5年度補正予算額　499億円

文部科学省

現状・課題

○ 博士後期課程学生は、我が国の科学技術・イノベーションの一翼を担う存在であるが、近年、「博士課程に進学すると生活の経済的見通しが立たない」「博士課程修了後の就職が心配である」等の理由により、修士課程から博士後期課程への進学者数・進学率は減少傾向にある。

○ このため、①**優秀な志ある博士後期課程学生への経済的支援を強化し処遇向上を図る**とともに、②**博士人材が幅広く活躍するための多様なキャリアパスの整備を進める**ことが急務。

【主要国における博士号取得者数の推移】

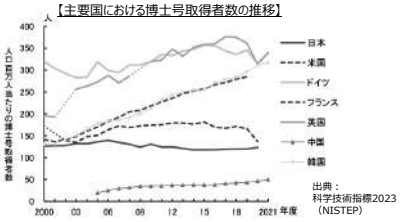

出典：科学技術指標2023（NISTEP）

事業内容

【事業概要】

優秀で志のある博士後期課程学生が研究に専念するための経済的支援（生活費相当額及び研究費）及び博士人材が産業界等を含め幅広く活躍するためのキャリアパス整備（企業での研究インターンシップ等）を一体として行う実力と意欲のある大学を支援する。（令和３年度より実施）
※これまで実施していた「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」及び「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」を一体化して実施。

【支援内容】

①優秀な博士後期課程学生への経済的支援

優秀な博士後期課程学生を選抜。学生が研究に専念できるよう、生活費相当額（年間180万円以上）及び研究費からなる経済的支援を実施。

②博士人材のキャリアパス整備

高度な研究力を有する博士人材が多様な分野で活躍できるよう、企業での研究インターンシップや海外研鑽機会の提供、マネジメントなどのスキル形成等の取組を実施。

支援対象：国公私立大学（JSTによる助成事業）
支援人数：**約10,800人/年**（全学年合計）×**3年**
※別途、大学ファンドの運用益も充当
支援単価：生活費相当額・研究費とキャリアパス整備費を合わせて博士後期課程学生１人当たり、**年額290万円**を基本とする。
事業期間：学生への支援の安定性に留意しつつ、各大学の取組状況や大学ファンドの運用益による支援策の検討状況等を踏まえ実施。

○ **現在博士課程に進学して支援を受けている学生、及びこれから進学しようとする優秀で意欲のある学生が、博士課程を修了するまで3年間持続的・安定的に支援を受けられる。**
○ **第６期科学技術・イノベーション基本計画の目標*の達成を図りつつ、安定的・継続的な事業実施のための3カ年分の所要経費を基金に一括計上。**

*第6期科学技術・イノベーション基本計画における博士支援目標値（R7）:22,500人

【支援スキーム】

国 → 国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）（創発的研究推進基金補助金） → 大学（助成等） → 博士後期課程学生（①経済的支援 ②キャリアパス整備）

【期待される成果】

・研究に専念できる環境の実現により、**新たなイノベーションを生み出す博士人材の研究生産性を向上**、及び**我が国アカデミアの研究力強化に貢献**。
・挑戦的・融合的な研究を行う博士学生を持続的に支援することにより、イノベーション創出を図るとともに、成長力強化を狙う企業への就職や、国内投資の拡大を目指すベンチャー起業等を通じて**我が国の生産性向上・供給力強化に人材基盤の面から寄与**。**人材力・研究力・成長力の高度化の好循環を実現**。

（担当：科学技術・学術政策局人材政策課）

特別研究員制度

令和6年度予算額（案）　163億円
（前年度予算額　162億円）
※運営費交付金中の推計額

背景・課題

○ 優れた若手研究者に対して、その研究生活の初期において、**自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する**機会を与え、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者の養成・確保を図る制度として昭和60年度から実施。

○ 特に、特別研究員-DCは、単なる博士課程学生ではなく、**日本全国から厳しい審査を経て選び抜かれた「優れた若手研究者」**であるという認識に立ち、それに見合った**処遇の改善**と**研究専念環境の更なる向上**が喫緊の課題。

【科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日 閣議決定）抜粋】
- ●優秀な若手研究者が、（中略）研究に打ち込む時間を確保しながら、自らの人生を賭けるに値する価値を見出し、独立した研究者となるための挑戦に踏み出せるキャリアシステムを再構築する。
- ●特別研究員（ＤＣ）制度の充実（中略）を進める。

【経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）抜粋】
- ●イノベーションの源泉である優秀な若者が博士を志す環境を実現する。博士課程学生の処遇向上（中略）等、魅力的な展望が描けるよう総合的な支援を一層強化する。

事業概要

特別研究員事業　16,035百万円（15,767百万円）

博士課程在籍者	DC	DC: 10,402百万円⇒10,635百万円 【対象：博士後期課程在籍者、研究奨励金：年額 2,400千円、 採用期間：3年間（DC1）、2年間（DC2）】 ○ 優れた研究能力を有する博士後期課程在籍者が、経済的に不安を感じることなく研究に専念し、研究者としての能力を向上できるよう支援 ○ 支援人数 4,196人⇒4,142人 ○ **最終年度の在籍者*に対し、研究奨励金特別手当（年額36万円）を付与**（＊採用期間中に優れた研究成果を上げ、更なる進展が期待される者）
ポストドクター	PD	PD: 4,344百万円⇒4,359百万円 【対象：博士の学位取得者、研究奨励金：年額 4,344千円、採用期間：3年間】 ○ 優れた研究能力を有する者が、研究に専念し、研究者としての能力を向上できるよう支援 ○ 支援人数 1,000人⇒1,000人 ○ **1年以上の海外渡航に係る家族の往復航空賃（一部年次のみ）**
	RPD	RPD: 930百万円⇒951百万円 【対象：出産・育児による研究中断から復帰する博士の学位取得者、研究奨励金：年額 4,344千円、採用期間：3年間】 ○ 優れた研究能力を有する者が、出産・育児による研究中断後、円滑に研究現場に復帰して、研究に専念し、研究者としての能力を向上できるよう支援 ○ 支援人数 214人⇒214人 ○ **1年以上の海外渡航に係る家族の往復航空賃**

国際競争力強化研究員事業　309百万円（415百万円）

ポストドクター	CPD	【対象：博士の学位取得者、研究奨励金：年額 5,352千円（別途、海外渡航に係る往復航空券を支給）、採用期間：５年間（うち３年間は海外研さん）】 ○ 優れた研究能力を有する者が、海外の大学・研究機関において、挑戦的な研究に取り組みながら、著名な研究者等とのネットワークを形成できるよう支援 ○ 支援人数 70人⇒56人 ○ **家族の往復航空賃**

■特別研究員終了後の就職状況　⇒約８割が常勤の研究職に就職

・ＰＤ採用終了から５年経過後　・ＤＣ採用終了から10年経過後

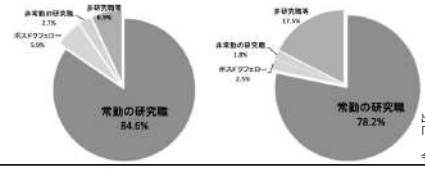

出典：「特別研究員の就職状況調査」（日本学術振興会）令和4年4月1日現在

■特別研究員の優れた研究成果

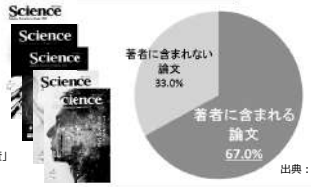

『サイエンス誌に載った日本人研究者』（2018-2022年版）に掲載されている論文（計200編）において、特別研究員採用経験者または特別研究員が著者に含まれる割合は、67.0%と3分の2以上を占めている。

出典：「サイエンス誌に載った日本人研究者（2018-2022年版）」（AAAS米国科学振興協会）を基に日本学術振興会作成

将来のアカデミア・学術研究を支え、世界的に優れた研究成果をあげる我が国トップ層の研究者を養成・確保

（担当：科学技術・学術政策局人材政策課）

我が国を牽引する若手研究者の育成・活躍促進

令和6年度予算額（案）　65億円
（前年度予算額　67億円）
※運営費交付金中の推計額含む

令和5年度補正予算額　213億円

背景・課題

我が国の研究力強化の鍵は競争力のある若手研究者の活躍であり、若手研究者のキャリア構築・研究環境確保・能力開発等を図ることによって、科学技術・イノベーションの推進と我が国の持続的発展につなげていくことが必要。

【統合イノベーション戦略2023（令和５年６月９日閣議決定） 抜粋】
○組織全体で若手研究者のポストの確保と、若手の育成・活躍促進を後押し

研究環境確保

特別研究員（PD、RPD）

令和6年度予算額（案）　5,310百万円
（前年度予算額　5,274百万円）

将来のアカデミア・学術研究の基盤を支える研究者を養成・確保するため、優れた研究能力を有する若手研究者が、大学等の研究機関で主体的に研究に専念し、研究者としての能力を向上できるよう支援。また、海外渡航に係る家族の往復航空賃を新たに措置。

○ 支援対象・採用期間：博士の学位取得者（３年間）
○ 支援人数：PD　1,000名（うち新規採用342名）　○ 研究奨励金：PD　4,344千円／人・年
RPD　214名（うち新規採用　75名）　RPD　4,344千円／人・年

国際競争力強化研究員（CPD）

令和6年度予算額（案）　309百万円
（前年度予算額　415百万円）

我が国の研究力向上に向け、国際コミュニティの中核に位置する一流の大学・研究機関において挑戦的な研究に取り組みながら、著名な研究者等とのネットワーク形成に取り組む優れた若手研究者を支援。また、海外渡航に係る家族の往復航空賃を新たに措置。

○ 支援対象・採用期間：博士の学位取得者（CPD: 5 年間）
○ 支援人数：CPD　56名　○ 研究奨励金：5,352千円／人・年

能力開発

世界で活躍できる研究者戦略育成事業

令和6年度予算額（案）　344百万円
（前年度予算額　344百万円）

国内の研究者育成の優良事例に海外の先進事例の知見を取り入れ、世界トップクラスの研究者育成に向けたプログラムを開発。世界のトップジャーナルへの論文掲載や海外の研究費獲得等に向けた支援体制など、研究室単位ではなく組織的な研究者育成システムを構築し、優れた研究者の戦略的育成を推進する大学・研究機関を支援する。（R1年度より開始）

○ 支援対象：国公私立大学、研究開発法人（複数機関によるコンソーシアム形式）
○ 支援機関： 5 機関（継続分のみ）
○ 支援金額・支援年数：70百万円程度／機関・年（10年間）

分野特化型支援

国家戦略分野の若手研究者及び博士課程学生の育成

令和5年度補正予算額　21,310百万円

※若手研究者支援のみ抜粋

緊急性の高い国家戦略分野として、次世代AI分野を設定し、人材育成及び先端的研究開発を推進

○ 支援対象：
国家戦略分野におけるオールジャパンの基盤構築・研究力向上に大きく貢献する大学等における独立した/独立が見込まれる研究者
○ 支援内容：1,000万円/年程度を基本とし、計200人程度に支援。

キャリア構築

研究人材キャリア情報活用支援事業

令和6年度予算額（案）　129百万円
令和5年度補正予算額　35百万円
（前年度予算額　129百万円）

研究者の流動性の向上と公募の透明性を図るため、研究人材データベース（JREC-IN Portal）を構築・運用し、博士人材の求職者と求人機関とのマッチングを支援。
令和5年7月にリリースされた次期JREC-IN Portalに対する利用者からの要望や指摘等に対応するための改善や更新、それに伴う動作検証等を行う。

○ 活用実績(R4)：登録利用者 139,671人　求人情報 24,601件
年間アクセス件数 2,119万件

卓越研究員事業

令和6年度予算額（案）　434百万円
（前年度予算額　518百万円）

優れた若手研究者が産学官の研究機関において安定かつ自立した研究環境を得て自主的・自立的な研究に専念できるよう、研究者及び研究機関に対する支援を行う。（H28年度より開始）

○ 支援対象：国公私立大学、国立研究開発法人、民間企業等
○ 支援人数：87名程度

（担当：科学技術・学術政策局人材政策課）

グローバルに活躍する若手研究者の育成等

令和６年度予算額（案）　77億円
（前年度予算額　77億円）
※運営費交付金中の推計額

文部科学省

● 国際的な頭脳循環の進展を踏まえ、我が国において優秀な人材を育成・確保するため、若手研究者に対する海外研さん機会の提供や諸外国の優秀な研究者の招へい等を実施する。諸外国の科学技術分野での若手人材の招へいと交流を推進する。

海外特別研究員事業

令和６年度予算額（案）　：2,527百万円
（前年度予算額　：2,611百万円）

事業の目的・概要

- 博士の学位を有する者の中から優れた若手研究者を「海外特別研究員」として採用
- 海外の大学等研究機関において長期間（2年間）研究に専念できるよう支援
- 家族渡航費の拡充

事業スキーム

支援対象者	ポスドク等
支援経費	往復航空費、滞在費、研究活動費 等
事業開始時期	昭和57年度
支援期間	2年間
新規採用人数（見込み）	176人

イメージ図

海外特別研究員採用者の被引用数TOP10%論文の割合

- H26年度新規採用者204人を調査。
- Elsevier社Scopusを基に、同社の研究分析ツールSciValを用い集計。集計日：2020年8月

事業の成果

- 海外特別研究員としての経験が、採用者における今後の研究能力の向上に役立っている。
  →採用前に比べて、採用期間終了後の被引用数TOP10%論文の割合が増加

海外特別研究員経験者

名古屋大学 トランスフォーマティブ生命分子研究所、海外主任研究者
テキサス大学オースティン校教授
鳥居 啓子（とりい けいこ）（平成7年度採用）

・遺伝学的・分子生物学的解析によって明らかにした気孔形成システムは、植物分化の最もシンプルかつ美しいシステムとして世界の注目を集めている。平成27年度猿橋賞を受賞。

東京大学大学院理学系研究科 教授
東京工業大学
地球生命研究所（ELSI）前所長
廣瀬 敬（ひろせ けい）（平成9年度採用）

・地球内部の深さ2600km付近からマントルの底（深さ2900km）までを構成する誰も見たことのない未知の鉱物「ポストペロブスカイト」の発見を2004年5月科学誌「Science」で発表。

国立情報学研究所 副所長
情報学プリンシプル研究系 教授
河原林 健一（かわらばやし けんいち）（平成18年度採用）

・Kawarabayashi-Toftの６色定理は、計算機による場合分けが不要な証明を持つ最初の美しい定理と言われており、この理論を応用することによって、多数の画期的な高速アルゴリズムが開発された。

外国人研究者招へい事業＜外国人特別研究員＞

令和６年度予算額（案）　：3,433百万円
（前年度予算額　：3,375百万円）

事業の目的・概要

- 海外から優秀な人材を我が国に呼び込むため、分野や国籍を問わず、外国人若手研究者を大学・研究機関等に招へい
- 我が国の研究者と外国人若手研究者との研究協力関係を通じ国際化の進展を図っていくことで我が国における学術研究を推進
- 新型コロナウイルス感染症の影響による採用期間の延期に係る費用

事業スキーム

支援対象者	ポスドク等
支援経費	往復航空費、滞在費 等
事業開始時期	昭和63年度
支援期間	2年以内
新規採用人数（見込み）	514人

イメージ図

被引用数Top10%論文割合の増加

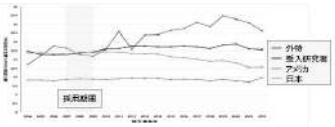

- H19年度外国人特別研究員（一般）新規採用者481人及び受入研究者620人を調査。
- Elsevier社Scopusを基に、同社の研究分析ツールSciValを用い集計。集計日：R4年8月～12月

事業の成果

- 我が国の研究環境の国際化や頭脳循環の促進に貢献している。
  →採用前に比べて、採用期間終了後の被引用数TOP10%論文の割合が増加

外国人特別研究員経験者

Dr. Patrick Grüneberg（平成26年度 筑波大学受入 ドイツ）

・外特終了後、明治大学助教を経て2017年より金沢大学准教授に就任。哲学と工学の融合領域を開拓し、日本のAIやロボット研究に独創的な貢献をしている。2017年に日本フィヒテ協会研究奨励賞を受賞。

Dr. Patryk Sofia LYKAWKA（平成19年度 神戸大学受入 ブラジル）

・採用期間中、受入研究者とともに太陽系「第9惑星」の可能性を発表。外特終了後は、近畿大学助教、講師を経て、現在、准教授。2017年国際天文学連合より功績を称えられ小惑星「(10018) Lykawka」が正式に命名された。

※このほか、中堅から教授級の優秀な外国人研究者等の招へいなどを実施。

若手研究者海外挑戦プログラム

令和６年度予算額（案）　：265百万円
（前年度予算額　：265百万円）

事業の目的・概要

- 将来国際的な活躍が期待できる博士後期課程学生等を育成するため、短期間の海外の研究者と共同して研究に従事する機会を提供

事業スキーム

支援対象者	博士後期課程学生等
支援経費	往復航空費、滞在費 等
事業開始時期	平成29年度
渡航期間	3か月～1年
新規採用人数（見込み）	140人

イメージ図

国際青少年サイエンス交流事業

令和６年度予算額（案）　：1,502百万円
（前年度予算額　：1,454百万円）

事業の目的・概要

- 世界の優秀な人材の獲得、国際頭脳循環、及び世界の国・地域との友好関係強化や科学技術外交への貢献を目的として、科学技術分野における世界からの青少年の招へいを通じて交流を促進する。

事業スキーム

支援対象者	高校生、大学・院生、ポスドク等
事業開始時期	平成26年度
受入期間	約1～3週間
受入人数	約5,100人
対象国・地域	全世界

イメージ図

（担当：科学技術・学術政策局参事官（国際戦略担当）付）

未来共創推進事業

令和6年度予算額（案）　32億円
（前年度予算額　32億円）
※運営費交付金中の推計額

文部科学省

令和5年度補正予算額　10億円

現状・課題

我が国が目指す未来社会（Society 5.0）の実現に向け、**STEAM教育にも資する科学技術リテラシーやリスクリテラシー向上の取組**、**科学コミュニケーターの能動的な活動を踏まえた科学館や博物館等における一般社会の意見収集や市民による政策過程への参画の取組**、**人文・社会科学と自然科学の融合による「総合知」を活用して行う課題解決に向けた対話・協働活動の取組**など、多様な主体の参画による知の共創と多層的な科学技術コミュニケーションの強化が必要。

○第６期科学技術・イノベーション基本計画（令和３年３月26日閣議決定）
✓対話・協働活動の取組など、**多層的な科学技術コミュニケーションを強化**する。 科学技術リテラシーやリスクリテラシーの取組、共創による研究活動を促進するためには、多様な主体をつなぐ役割を担う人材として、科学技術コミュニケーターによる能動的な活動が不可欠。
✓**多様な主体と共創しながら、知の創出・融合といった研究活動を促進**する。 ✓**STEAM教育の推進による探究力の育成強化**
○経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日、閣議決定） ✓新しい時代の学び※の実現に向けた環境を整備しつつ、（中略） ※欄外305 初等中等教育段階から探究学習・プログラミングを含むSTEAM教育（中略）の抜本強化。
○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版 成長戦略等のフォローアップ（令和5年6月16日、閣議決定）
✓**初等中等教育段階における探究・STEAM**（中略）・アントレプレナーシップ**教育の強化のため、2024年度に、日本科学未来館におけるリアル・オンラインが融合した展示体験を全国科学館ネットワークを通じて遠隔地を含め地域に提供する。**
○教育振興基本計画（令和5年6月16日、閣議決定）
✓**探究・STEAM**・アントレプレナーシップ教育を支える企業や大学、研究機関等と学校・子供をつなぐプラットフォームの構築や、**日本科学未来館やサイエンスアゴラ等の対話・協働の場等を活用したSTEAM教育機能強化や地域展開等を推進する。**

事業内容

STEAM教育にも資する科学技術リテラシー/リスクリテラシーの向上、双方向の対話・協働など、**多層的な科学技術コミュニケーション**の取組を充実するための事業を推進する。

【事業スキーム】 国 →（運営費交付金）→ JST

1. STEAM教育機能・DX強化
「Miraikanビジョン2030」を踏まえた日本科学未来館のSTEAM教育に資する常設展示の抜本的強化（オンラインでの地域展開を含む）や、STEAM特設サイトによる訴求力あるSTEAM情報発信の強化。

2. 最先端の科学技術と人とをつなぐ日本科学未来館の運営

3. 日本科学未来館における展示・手法開発等
最先端の研究成果やSDGs等の社会課題も含む展示を展開。先端技術等を活用し、すべての人に質の高い展示体験と対話・協働活動を目指したコミュニケーション環境と手法の開発を推進。

4. 日本科学未来館における科学コミュニケーター養成
科学者と市民とを橋渡しし双方向の対話・協働等において能動的役割を担う人材を育成。

5. 研究開発に資する共創活動の推進
科学技術情報の発信や、サイエンスアゴラ等を通じた幅広いセクターとの共創体制の構築。研究機関・企業との共創活動、実証実験のための環境整備（ミュージアム・リビングラボ）を推進。

6. 大阪・関西万博におけるAIスーツケースを活用したインクルーシブな未来社会像の提示
インクルーシブな科学コミュニケーション環境を構築すべく、万博においてAIスーツケースの社会実装化に必要な大規模実証を推進。

【Miraikanビジョン2030及びその具体化に向けて】

✓令和3年4月に、今後10年間で未来館が進むべき方向性を発表。様々な課題解決や未来社会づくりに向けて、年代や国籍、障害の有無などに関係なくあらゆる人が多様なステークホルダーとともにアイデアやイノベーションを生み出し、さらには社会に広めるための実装を推進していくプラットフォームとなることを目指す。

✓令和4年7月に浅川館長より、今後、「人」の視点から未来を考える４つの入り口 として、「Life」、「Society」、「Earth」、「Frontier」分野に焦点を当てる旨発表。

日本科学未来館
平成13年7月開館
令和5年で22年目

館長：浅川 智恵子
（令和3年4月～）
※IBMフェロー

【科学技術リテラシー・リスクリテラシー向上に向けた情報発信】

○Webサイト：「サイエンスポータル」（独自メディア）等

Science Portal
平成18年創設

✓身近な題材から最新の科学技術ニュースや研究成果など広く国民にわかりやすく発信。記事や動画を使ったオリジナルコンテンツを定常的に展開しSTEAM教育機能強化を図る。

✓令和６年度当初にSTEAM特設サイト運用開始予定。

YouTubeチャンネル登録者数 約60.3万人(令和5年11月現在)
累計再生回数　約２億1千万回（令和5年11月現在）

（担当：科学技術・学術政策局人材政策課）

次世代科学技術チャレンジプログラム（STELLA）

令和6年度予算額（案）　9億円
（前年度予算額　8億円）
※運営費交付金中の推計額

背景・課題

○Society 5.0の実現に向け、未来を創造する人材の体系的育成が重要
○才能ある児童・生徒が最先端の研究等にアクセスする機会の充実が必要

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）
- 突出した意欲・能力を有する児童・生徒の能力を大きく伸ばし、「出る杭」を伸ばすため、大学・民間団体等が実施する合同合宿・研究発表会など学校外での学びの機会や、国際科学コンテストの支援など国内外の生徒が切磋琢磨し能力を伸長する機会の充実等を図る。

教育未来創造会議「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について」（第一次提言）（令和4年5月10日）
- 突出した意欲や能力を有する小中高校生等を対象とした、大学等における、探究・STEAM・アントレプレナーシップ教育等を含む高度で実践的な講義や研究環境を充実。

「統合イノベーション戦略2023」（令和5年6月9日閣議決定）
- 小学校段階から高校段階までで一体的に育成するプログラムの実施機関数を拡充させるとともに、教育委員会等の関係者と連携し、希望者のアクセス機会を確保。

事業概要

〔 事業開始：令和５年度 〕

○高校生を対象としたグローバルサイエンスキャンパス（H26(2014)～）及び小中学生を対象としたジュニアドクター育成塾（H29(2017)～）を発展的に統合（R5(2023)～）し、実施機関の特徴や所在地域の実情に応じて対象世代を選択できる制度として拡充・運営改善。初等中等教育（小学生高学年～高校生）段階において理数系に優れた意欲・能力を持つ児童生徒を対象に、その能力のさらなる伸長を図る育成プログラムの開発・実施に取り組む大学等を支援する。

【事業の目的・目標】

小中高生が最先端の探究・STEAM、アントレプレナーシップ教育を受けられる機会を創出することにより、将来グローバルに活躍する次世代の傑出した科学技術人材を育成する。

【事業スキーム】

○採択期間：5年間　○対象者：小学5年生～高等学校／高等専門学校3年生
○実施規模・支援額（／機関・年）：45機関程度
（※グローバルサイエンスキャンパス継続６機関、ジュニアドクター育成塾継続16機関を含む）
うち令和６年度新規 ：小中型…７機関・上限10百万円／高校型…3機関・上限30百万円
小中高型…2機関・上限40百万円
○対象機関 ：国公私立大学、大学共同利用機関、国立研究開発法人、高等専門学校、公的研究機関、科学館、博物館、公益法人、NPO法人、民間事業者

【特徴と期待される効果】

- 事業対象の拡大：実施機関の特徴を活かした制度設計、多様な機関との連携深化、新規機関（特に空白地帯）の参入促進、多様な取組への追加支援の仕組み構築
- 拠点数の拡充　：児童生徒（特に小中学生）のアクセス機会の確保、地域の実情に即した人材育成拠点化、実施機関による地域への普及・展開
- 人材像の多様化：アントレプレナー・デジタル人材・グローバル人材など多様な人材育成

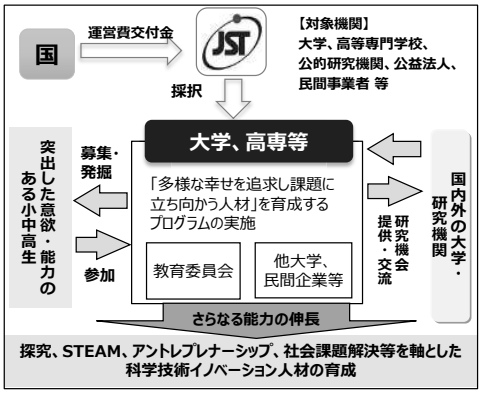

（担当：科学技術・学術政策局人材政策課）

科学技術イノベーションを担う女性の活躍促進

令和6年度予算額（案）　22億円
（前年度予算額　21億円）
※運営費交付金中の推計額含む

背景・課題

○ 人口減少局面にある我が国において、研究者コミュニティの持続可能性を確保するとともに、多様な視点や優れた発想を取り入れ科学技術イノベーションを活性化していくためには、女性研究者の活躍促進が重要であるが、女性研究者割合を諸外国と比較すると依然として低い水準にあり、特に上位職に占める女性研究者の割合が低い状況。
○ 次代を担う自然科学系の大学学部・大学院における女子学生の割合も低い状況。

【統合イノベーション戦略2023 （令和5年6月9日 閣議決定） 抜粋】
引き続き、出産・育児等のライフイベントと研究を両立できる環境の整備や女性研究者の活躍促進等、研究環境のダイバーシティ実現に向けた大学等の取組を支援する。

【女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023」（令和5年6月13日決定） 抜粋】
女子中高生の理系分野に対する興味関心を喚起し、進路選択に大きな影響を与えうる教員と保護者への女子の理系進路選択に関する理解の促進等、理系分野への進路選択支援を 行っている大学等を引き続き支援する。

ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ

令和6年度予算額（案）　1,133百万円
（前年度予算額　1,087百万円）

事業の目的・目標

○ 研究と出産・育児等のライフイベントとの両立や女性研究者の研究力向上を通じたリーダーの育成を一体的に推進するダイバーシティ実現に向けた大学等の取組を支援する。（H27年度より開始）

ダイバーシティ実現に向けた取組の支援

○ 対象機関：国公私立大学、国立研究開発法人等

＜女性リーダー育成型＞
- 支援取組：教授・准教授等の上位職への女性研究者の登用を推進するため、挑戦的・野心的な数値目標を掲げる大学等の優れた取組を支援
- 事業期間：６年間（うち補助期間５年間）
- 支援金額：上限70百万円程度／年・件

○ 新規採択件数：３件程度　（そのほか既採択分36件を継続実施）
※別途実施中の先端型、牽引型、特性対応型についてはR4年度までに採択された機関のみ継続実施

■女性研究者割合の国際比較

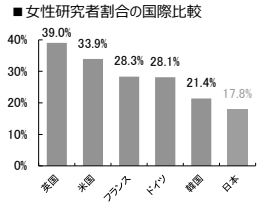

※「科学技術研究調査報告」（日本）、「Main Science and Technology Indicators」（英国、韓国、フランス、ドイツ）、「Science and Engineering Indicators」（米国）より作成

■大学における職位別の女性教員の在籍割合

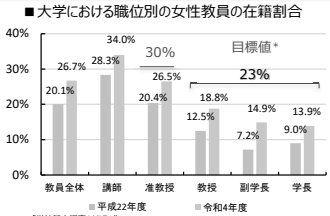

※「学校基本調査」より作成
＊第５次男女共同参画基本計画及び第６期科学技術・イノベーション基本計画における成果目標

■学部学生・院生に占める女性の割合

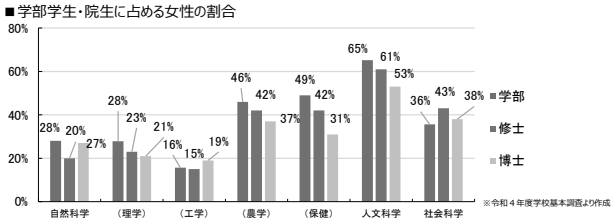

※令和４年度学校基本調査より作成

特別研究員（RPD）

令和6年度予算額（案）　951百万円
（前年度予算額　930百万円）

○ 博士の学位取得者で優れた研究能力を有する者が、出産・育児による研究中断後、円滑に研究現場に復帰して、大学等の研究機関で研究に専念し、研究者としての能力を向上できるよう支援。また、海外渡航に係る家族の往復航空賃を新たに措置。
○ 対象：出産・育児による研究中断から復帰する博士の学位取得者
○ 研究奨励金：年額4,344千円〔支援人数214人(うち新規75人)〕
○ 採用期間：３年間

女子中高生の理系進路選択支援プログラム

令和6年度予算額（案）　72百万円
（前年度予算額 72百万円）

○ 女子中高生の理系分野への興味・関心を高め、適切な理系進路の選択を可能にするため、シンポジウムや実験教室等の取組に加え、地域や企業等と連携した取組などを実施する大学等を支援
○ 対象機関：国公私立大学・研究機関・民間企業・教育委員会等による構成組織の代表機関
○ 支援取組：適切な理系進路選択について女子中高生に効果的にアプローチするために、保護者・教員も含めた地域における取組を支援
○ 支援金額：３～6百万円／年・件〔10件程度（うち令和６年度新規：５件程度）〕
○ 実施期間：３年間　（事業開始：平成18年度（平成21年度よりＪＳＴ実施））

（担当：科学技術・学術政策局人材政策課）

社会技術研究開発事業

令和６年度予算額（案）　17億円
（前年度予算額　17億円）
※運営費交付金中の推計額

文部科学省

背景・課題

- 「第６期科学技術・イノベーション基本計画」（令和３年３月26日閣議決定）では、社会問題の解決や科学技術・イノベーションによる新たな価値を創造するために、**研究開発の初期段階からの倫理的・法制度的・社会的課題（ELSI）対応など、人文・社会科学と自然科学との融合による「総合知」を用いた取組の重要性**、また**気候変動問題等の地球規模課題の解決やSociety 5.0の実現に向けた「総合知」活用の重要性**が指摘されている。
- CSTI「「総合知」の基本的考え方及び戦略的に推進する方策 中間とりまとめ」（令和４年３月17日）では、**我が国の10年後の姿として人文社会・自然科学/アカデミア・産業界を問わず誰もが「総合知」を活用する社会の実現**が掲げられており、**「総合知」を活用する場の創出、ノウハウの蓄積、人材育成、評価手法の確立などの課題**が指摘されている。
- **社会的孤立・孤独の予防プログラムが、政府の「孤独・孤立対策の重点計画」（令和４年12月26日改定）における一施策として位置づけられている。**

事業概要

➢ **持続可能な開発目標（SDGs）を含む社会課題の解決や新たな科学技術の社会実装に関して生じる倫理的・法制度的・社会的課題（ELSI）へ対応するため、人文・社会科学及び自然科学の様々な分野の研究者やステークホルダーが参画する社会技術研究開発（フューチャー・アース構想を含む）を推進**する。

【事業の主なスキーム】

＜調査・研究部分＞
- ✓ 予算規模：113百万円（人件費、活動費、調査・研究費等）
- ✓ 社会問題俯瞰調査
- ✓ JST各研究開発部門と連携したELSI等の調査・研究
- ✓ 俯瞰・戦略ユニットの機能強化のための取組（「総合知」戦略推進への貢献）

国 → 運営費交付金 → JST

＜委託研究部分＞
- ✓ 対象機関：大学、国立研究開発法人、NPO法人 等
- ✓ 予算規模：８百万円～30百万円／PJ・年（75課題を実施予定）
- ✓ 研究期間：半年～３年程度

国 → 運営費交付金 → JST → 委託 → 大学・国立研究開発法人、NPO法人等

【取組概要一覧】

○研究開発領域・プログラム（委託研究）

「科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム」(H23～R7)

「SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム」
- シナリオ創出フェーズ(R1～)
- ソリューション創出フェーズ(R1～)
- 社会的孤立枠(R3～R9)
- デジタルソーシャルトラスト枠(R5～R10)

「科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題(ELSI)への包括的実践研究開発プログラム」(R2～R10)

○俯瞰・戦略ユニット（調査・研究）

○共通経費

○フューチャー・アース構想の推進（H26～）

【これまでの成果】※SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム（社会的孤立枠）

すべての子どもの社会的孤立・孤独・排除を予防する学校を中心としたシステムの開発
代表者：山野 則子（大阪公立大学 教授）研究開発期間：令和３年11月～令和８年３月

- ✓子どもの社会的孤立・孤独・排除の予防には、子どもが抱える問題の早期発見と支援の仕組みが必要。支援手法開発等の学術研究と予防施策を講じる学校組織等での実証の一体的推進が重要。
- ✓AI活用により子どもたちの潜在的なSOSを早期にキャッチし適切な支援に繋げる「YOSS（Yamano Osaka Screening System®、ヨース）クラウドサービス」を、現場実証を経て産業界と共同開発。令和４年12月から全国の小中学校・高校などの教育現場に提供開始。
- ✓YOSSの導入により、客観的データに基づいた教員・スクールソーシャルワーカー等のチームでの議論や支援策の検討が可能に。大阪市・神戸市・岡山県奈義町・佐賀県みやき町・大阪府内５自治体等、計11自治体67校（令和５年８月時点）の教育現場に導入されるなど社会の反響。
- ✓今後は、支援の方向性を示す評価手法の開発や人材養成など体制構築の支援などを通じ、さらなる社会展開・実装が期待。

仕組みの全体像

「YOSS クラウドサービス」の画面イメージ

（担当：科学技術・学術政策局人材政策課）

科学研究費助成事業（科研費）

令和6年度予算額（案）　2,377億円
（前年度予算額　2,377億円）
令和5年度補正予算額　654億円

文部科学省

事業概要

○ **人文学・社会科学から自然科学まで全ての分野**にわたり、**基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させる**ことを目的とする競争的研究費

○ 大学等の研究者に対して広く公募の上、複数の研究者（8,000人以上）が応募課題を審査する**ピア・レビューにより、厳正に審査**を行い、豊かな社会発展の基盤となる**独創的・先駆的な研究**に対して研究費を助成

○ **科研費の配分実績（令和5年度）**：
応募約9万件に対し、**新規採択は約2.5万件**（継続課題と合わせて**年間約8.1万件の助成**）

予算額の推移

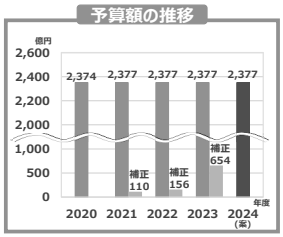

主な制度改善

［H23］基金化の導入
（基盤研究（C）、若手研究（B）等）
［H27］国際共同研究加速基金の創設
［H30］区分大括り化、審査方法の刷新
［R03］国際先導研究の創設
［R05］基盤研究（B）の基金化

令和5年度補正予算及び令和6年度予算額（案）の骨子

基金化種目の拡大や若手研究者の育成に資する研究種目の充実等により**若手研究者への支援を強化**する。

1．若手・子育て世代の研究者への支援強化

○ 若手・子育て世代の研究者を含む研究者延べ約４万人が参画する**「基盤研究(B)」**において、**研究の進捗に応じた研究費の柔軟な使用**により研究の質を高める**基金化**を推進。

○ 若手・子育て世代の研究者がより積極的に研究に復帰等できるよう、研究活動のスタートを支援する**「研究活動スタート支援」**の**応募要件の緩和・支援の充実**を図る。

2．国際共同研究の強化

○ トップ研究者が率いる研究チームの**国際共同研究、若手の長期海外派遣**を強力に推進するため、**「国際先導研究」**の充実を図る。

○経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）
・価値観を共有するG7を始めとした同士国やASEAN等との科学研究の連携を強化する。オープンサイエンスや、戦略的な国際共同研究等を通じた国際頭脳循環を加速する。
・研究の質や生産性の向上を目指し、国際性向上や人材の円滑な移動の促進、（中略）等[312]を図る。
[312]（中略）科学研究費助成事業（科研費）の基金化を含む研究活動の柔軟性を高める競争的研究費の一体的改革、研究を支えるマネジメント・支援人材の活用促進等。

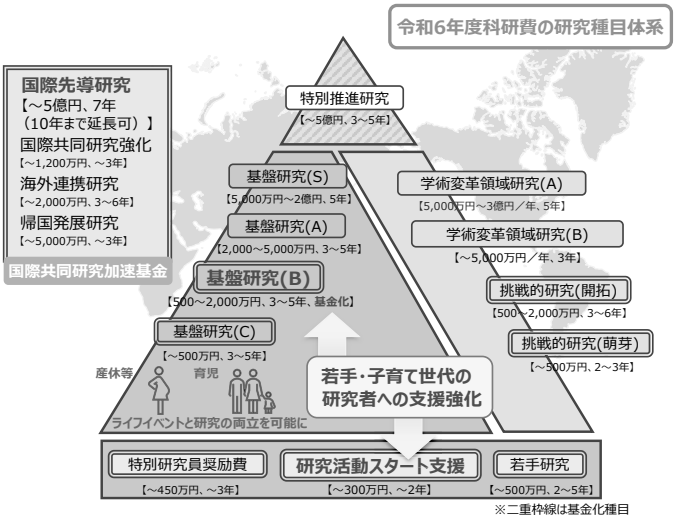

（担当：研究振興局学術研究推進課）

戦略的創造研究推進事業(新技術シーズ創出)

令和6年度予算額（案）　437億円
（前年度予算額　　437億円）
※運営費交付金中の推計額

文部科学省

概 要

○国が定めた戦略目標の下、組織・分野の枠を越えた時限的な研究体制(**ネットワーク型研究所**)を構築し、イノベーションの源泉となる基礎研究を戦略的に推進。
○チーム型研究の**CREST**、若手の登竜門となっている「**さきがけ**」、卓越したリーダーによる**ERATO**等の競争的研究費を通じて、研究総括が機動的に領域を運営。
○令和６年度は、「科学技術・イノベーション基本計画」を踏まえ、**基礎研究の強化に向けた拡充**や**研究成果の切れ目ない支援の充実**等を進めるとともに、**創出されたトップサイエンス成果をトップイノベーション（経済的・社会的価値創造）につなぐ延長支援**に引き続き取り組む。

<参考>「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和３年３月26日閣議決定）
・戦略的創造研究推進事業については、2021 年度以降、若手への重点支援と優れた研究者への切れ目ない支援を推進するとともに、人文・社会科学を含めた幅広い分野の研究者の結集と融合により、ポストコロナ時代を見据えた基礎研究を推進する。また、新興・融合領域への挑戦、海外挑戦の促進、国際共同研究の強化へ向け充実・改善を行う。
「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和５年６月16日閣議決定）
・破壊的イノベーションの創出に向け、林立・複雑化した研究資金を不断に見直しつつ、基礎研究や、初期の失敗を許容し長期に成果を求める研究開発助成制度を、ステージゲート等の評価を着実に行いながら、更に充実・推進する。

文部科学省

戦略目標の策定・通知

【戦略目標の例】
- 量子フロンティア開拓のための共創型研究
- 海洋とCO_2の関係性解明と機能利用
- 新たな半導体デバイス構造に向けた低次元マテリアルの活用基盤技術
- 人間理解とインタラクションの共進化
- 革新的な細胞操作技術の開発と細胞制御機構の解明

科学技術振興機構

研究領域の選定、研究総括の選任

卓越した人物を研究総括として選抜

CREST
研究領域
研究総括　アドバイザー　研究チームの公募・選定
〈研究チーム〉 研究代表者　研究者
トップ研究者が率いる複数のチームが研究を推進(**チーム型**)
- 研究期間：５年半
- 研 究 費 ：1.5～5億円程度/チーム（※1）
- 令和６年度新規採択予定：49課題
- 発足年度：平成７年（前身事業）（※2）

さきがけ
研究領域
研究総括　アドバイザー　個人研究者の公募・選定
個人研究者　領域会議
若手研究者が異分野ネットワークを形成し、挑戦的な研究を推進(**個人型**)
- 研究期間：３年半
- 研 究 費 ：3～4千万円程度/人（※1）
- 令和６年度新規採択予定：180課題
- 発足年度：平成３年（前身事業）（※2）

ACT-X
研究領域
研究総括　アドバイザー　個人研究者の公募・選定
個人研究者　領域会議
博士号取得後8年未満の研究者の「**個の確立**」を支援
- 研究期間: 2年半
- 研 究 費：0.5～1.5千万円程度/人（※1）
- 令和６年度新規採択予定：150課題
- 発足年度：令和元年

※1:研究費(直接経費)は、研究期間通しての総額

ERATO
研究領域（プロジェクト）
研究総括　研究グループ　研究グループ
卓越したリーダーによる独創的な研究の推進・新分野の開拓(**総括実施型**)
- 研究期間：５年程度
- 研 究 費 ：上限12億円程度／1プロジェクト(※1)
- 令和６年度新規採択予定：２課題
- 発足年度：昭和56年（前身事業）（※2）

※2:平成14年に本事業のプログラムとして再編成

令和６年度予算案のポイント

○「基本計画」で示された方向性（多様で卓越した研究成果の創出・蓄積、研究者への切れ目ない支援の実現）に基づき、**若手への重点支援と実力研究者(中堅・シニア)への切れ目ない支援**を推進。
- ✓ 新規研究領域
  CREST４領域、さきがけ６領域、ERATO２課題、ACT-X２領域
- ✓ さきがけにおいて、採択率の低い領域で採択課題件数を追加し、優秀な若手研究者のキャリアアップやステップアップの機会を確保。

これまでの成果

○本事業では、Top10%論文(論文の被引用数が上位10%)の割合が20%程度(日本全体平均の約2倍)を占めるなど、インパクトの大きい成果を数多く創出。
○トップ科学誌(Nature, Science, Cell)に掲載された国内論文の約２割を輩出。

＜顕著な成果事例＞

ガラスの半導体によるディスプレイの高精細化・省電力化（ERATO 等）
細野 秀雄 東工大 栄誉教授

iPS細胞の樹立（CREST 等）
山中 伸弥 京都大学 教授
※2012年ノーベル生理学・医学賞受賞

（担当：科学技術・学術政策局研究開発戦略課戦略研究推進室）

ムーンショット型研究開発制度

令和6年度予算額（案）　25億円
（前年度予算額　　30億円）
令和5年度補正予算額　1,522億円

文部科学省

背景・課題

○未来社会を展望し、困難だが実現すれば大きなインパクトが期待され、多くの人々を魅了するような斬新かつ挑戦的な目標を掲げ、国内外からトップ研究者の英知を結集し、関係府省庁が一体となって集中・重点的に挑戦的な研究開発を推進するムーンショット型研究開発制度を創設。
○ムーンショット型研究開発制度においては、「Human Well-being」（人々の幸福）を目指し、その基盤となる社会・環境・経済の諸課題を解決すべくムーンショット目標を設定し、挑戦的な研究を推進。
○同制度では社会環境の変化に応じて目標を追加することとしており、カーボンニュートラルの実現に向けた取組の加速やロシアのウクライナ侵略による国際的なエネルギー情勢の変化等により、エネルギー・地球環境問題を同時に解決する次世代エネルギーとして期待されるフュージョンエネルギーが実現した将来像に向けた新たな目標を設定。

＜政策文書等における記載＞

【経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）】「ＡＩ、量子技術、健康・医療、フュージョンエネルギー、バイオものづくり分野において、官民連携による科学技術投資の抜本拡充を図り、科学技術立国を再興する。」「破壊的イノベーションの創出に向け、林立・複雑化した研究資金を不断に見直しつつ、基礎研究や、初期の失敗を許容し長期に成果を求める研究開発助成制度を、ステージゲート等の評価を着実に行いながら、更に充実・推進する。」
【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(令和5年6月16日閣議決定)】「フュージョンエネルギー（核融合エネルギー）の利活用、ＡＩや量子技術を始めとする先端科学技術を活用した農業・食料分野のイノベーション等、社会環境の変化に伴って出現する新たな課題に対応するため、ムーンショット型研究開発制度等の充実を図る。」

制度の枠組み

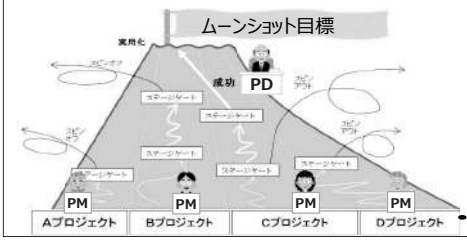

【資金の流れ】
文部科学省 → 補助金 → JST（基金） → 委託 → 大学・国立研究開発法人・民間企業等

【事業期間等】
○平成30年度補正予算で800億円計上し基金を造成。令和３年度補正予算で680億円追加。
○最長で10年間支援。

ムーンショット目標 ※赤囲みが文部科学省・JST担当目標

目標１：	2050年までに、人が身体、脳、空間、時間の制約から解放された社会を実現
目標２：	2050年までに、超早期に疾患の予測・予防をすることができる社会を実現
目標３：	2050年までに、AIとロボットの共進化により、自ら学習・行動し人と共生するロボットを実現
目標４：	2050年までに、地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現
目標５：	2050年までに、未利用の生物機能等のフル活用により、地球規模でムリ・ムダのない持続的な食料供給産業を創出
目標６：	2050年までに、経済・産業・安全保障を飛躍的に発展させる誤り耐性型汎用量子コンピュータを実現
目標７：	2040年までに、主要な疾患を予防・克服し100歳まで健康不安なく人生を楽しむためのサステイナブルな医療・介護システムを実現
目標８：	2050年までに、激甚化しつつある台風や豪雨を制御し極端風水害の脅威から解放された安全安心な社会を実現
目標９：	2050年までに、こころの安らぎや活力を増大することで、精神的に豊かで躍動的な社会を実現
新目標：	2050年までに、フュージョンエネルギーの多面的な活用により、地球環境と調和し、資源制約から解き放たれた活力ある社会を実現

"Moonshot for Human Well-being"
（人々の幸福に向けたムーンショット型研究開発）

（担当:(制度全体)科学技術・学術政策局研究開発戦略課戦略研究推進室
(ﾌｭｰｼﾞｮﾝｴﾈﾙｷﾞｰ)研究開発局研究開発戦略官(核融合・原子力国際協力担当)付）

未来社会創造事業

令和6年度予算額（案）　86億円
（前年度予算額　　92億円）
※運営費交付金中の推計額

文部科学省

背景・課題

- 知識や価値の創出プロセスが大きく変貌し、経済や社会の在り方、産業構造が急速に変化する大変革時代が到来。次々に生み出される新しい知識やアイディアが、組織や国の競争力を大きく左右し、いわゆるゲームチェンジが頻繁に起こることが想定。
- 過去の延長線上からは想定できないような価値やサービスを創出し、経済や社会に変革を起こしていくため、新しい試みに果敢に挑戦し、非連続なイノベーションを積極的に生み出すハイリスク・ハイインパクトな研究開発が急務。

（政府文書等における記載）
統合イノベーション戦略 2023（令和5年6月9日閣議決定）
・未来社会創造事業において、テーマに応じて人文・社会系の研究者を巻き込みつつ「総合知」を効果的に活用した研究プログラムを推進。
・未来社会創造事業において、ステージゲート評価等を実施し、効果的に挑戦的な取組を推進し、ＰＯＣ達成を目指した研究開発を促進する。

事業概要

事業の目的・目標

○ 社会・産業ニーズを踏まえ、**経済・社会的にインパクトのあるターゲットを明確に見据えた技術的にチャレンジングな目標を設定。**
○ 民間投資を誘発しつつ、戦略的創造研究推進事業や科学研究費助成事業等から創出された多様な研究成果を活用し、**実用化が可能かどうかを見極められる段階（POC）を目指した研究開発**を実施。

事業スキーム　国 →（運営費交付金）→ JST →（委託）→ 大学・国立研究開発法人・民間企業等

探索加速型

国が定める領域を踏まえ、**JSTが情報収集・分析及び公募等を経て重点公募テーマを決定**。斬新なアイデアを絶え間なく取り入れる仕組みを導入した研究開発を実施。

MEXT（領域）
- 超スマート社会
- 持続可能な社会
- 世界一の安全・安心社会
- 次世代情報社会
- 顕在化する社会課題
- 個人に最適化された社会
- 低炭素社会

共通基盤（先端計測分析機器等）

探索研究：3年程度、2千万円程度/年
本格研究：5年程度、1.5億円程度/年
重点公募テーマ①
重点公募テーマ②
スモールスタート
ステージゲート

これまでの成果事例

- 1cm角の筋繊維の揃った培養ステーキ肉の製作に世界で初めて成功。
- 光合成で育つ藻類を栄養源とした細胞培養を用いることで低コスト化に目途。
- また、独自に開発した食用可能な素材のみで"食べられる培養肉"の作成に成功、試食を実施。

大規模プロジェクト型

科学技術イノベーションに関する情報を収集・分析し、現在の技術体系を変え、**将来の基盤技術となる技術テーマを国が決定**。当該技術に係る研究開発に集中的に投資。

MEXT（技術テーマ）
- レーザープラズマ加速
- 超伝導接合
- 量子慣性センサ
- 超高精度時間計測
- 革新的接着技術
- 革新的水素液化技術
- 革新的熱電変換技術
- 革新的デバイス技術
- 革新的マイクロ波計測技術

技術実証研究（10年）
1～4年目、4億円程度/年
5～10年目、5億円程度/年
ステージゲート

これまでの成果事例

- 18桁の精度（百億年に一秒のずれに相当）をもつ可搬型光格子時計の開発に世界で初めて成功。
- 東京スカイツリーの地上階と展望台に設置した2台の可搬型光格子時計により重力赤方偏移を高精度に観測し、一般相対性理論を検証。

柔軟かつ迅速な研究開発マネジメント	・スモールスタートで多くの斬新なアイデアを取り込み、**ステージゲート**による最適な課題の編成・集中投資で、成功へのインセンティブを高める。 ・テーマの選定段階から**産業界が参画**。研究途上の段階でも**積極的な橋渡し**を図る（大規模プロジェクト型においては、研究途上から企業の費用負担、民間投資の誘発を図る）。

これまでの採択実績
- 探索加速型において重点公募テーマ22件、大規模プロジェクト型において技術テーマ9件を決定し、技術的にチャレンジングな研究開発を推進。
- 厳格なステージゲート評価を実施し、探索加速型において本格研究移行課題を23件決定し、POCを目指した研究開発を着実に実施。

令和６年度予算額（案）内訳
- 探索加速型　重点公募テーマ　15件分
- 大規模プロジェクト型　技術テーマ　9件分

（担当:科学技術・学術政策局研究開発戦略課戦略研究推進室）

戦略的国際共同研究プログラム（SICORP）

令和6年度予算額（案）11億円
（前年度予算額　　11億円）
※運営費交付金中の推計額

文部科学省

背景・課題

○SICORPにおいて、マルチ枠組みによる多国間共同研究や、新興国との相手国・地域のポテンシャルに応じた共同研究を推進。
（令和5年6月、統合イノベーション戦略2023）

○先端重要分野における戦略的な二国間、多国間のwin-win の協力・連携や、成果の社会実装も見据えた産学国際共同研究等に対する支援の抜本的強化、「STI for SDGs」活動の国際展開等の促進を通じて、科学技術外交の戦略的な展開を図る。（令和3年3月、第6期科学技術・イノベーション基本計画）

事業概要

○ 多様な研究内容・体制に対応するタイプを設け、**相手国・地域のポテンシャル、協力分野、研究フェーズに応じて最適な協力形態**を組み、**相手国との合意に基づく国際共同研究**を推進。これまで42か国とのjoint call構築の協力関係（現29か国と協力中）。

協力形態

コンソーシアム共同研究タイプ（30百万円~50百万円）３～５年間
■ 各国が複合的なチームを構成して実施する大型の共同研究
（若手含む複数の研究者の雇用、研究設備購入、本格的実験等）

発展

コアチーム共同研究タイプ（10百万円~30百万円）１～３年間
■ 各国が１～２チームで実施する中型の共同研究
（若手研究者の雇用、研究設備購入、実験等）

飛躍的発展

発展

国際協力加速タイプ（5百万円~10百万円）１～３年間
■ 相応の基盤を有する研究の加速
（予備的実験、実験手法の共有、データの検証、研究打合せ等）

国際共同研究拠点タイプ（50百万円~１億円）５年間、評価により10年間
■ 科学技術上重要な国・地域において、国際協力によるオープンイノベーション拠点となる研究拠点を相手国に形成し、我が国の「顔の見える」持続的な研究協力を推進（研究者、社会実装コーディネーターの常駐、相手国からの研究拠点スペースの供与　等）

事業スキーム

対象機関：大学、公的研究機関、民間企業等
支 援 額：5百万円~1億円/課題・年
事業期間：平成21年度~
支援期間：３年間
件　　数：31か国97件（令和4年度）

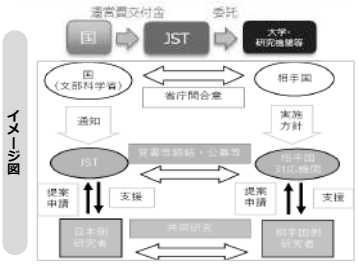

ポイント

◆ **マルチ枠組による多国間や新興国との共同研究を一層強化**し、科学技術外交の戦略的な展開を図る。

既存の多国間の協力枠組みによる継続的な連携強化
〔想定例〕
欧州　EIG CONCERT-Japan(日+欧州12か国)
東アジア　e-ASIA（日+14か国）
アフリカ　AJ-CORE（日＋アフリカ諸国、南アフリカが主）
先進国＋途上国　STAND（日＋先進国＋途上国）

これまでの成果

EIG CONCERT-Japan「レジリエント、安全、セキュアな社会のためのICT」（令和2年度採択課題）
「ポスト量子暗号プロトコルの形式解析・検証」
緒方 和博（北陸先端科学技術大学院大学　教授）
- スペイン、トルコ、フランスとの共同研究により、インターネット上の認証プロトコル（セキュリティプロトコル）のデファクトスタンダードとして利用されているTLS1.2が所望のセキュリティ要件を満たすことを形式検証（定理証明）した。
- 本研究の方法はポスト量子暗号プロトコルの形式検証にも応用可能。
- 本成果は、令和4年12月に「Computers and Security」に掲載。

日本-スウェーデン国際産学連携「高齢者のための地域共同体の設計やサービスに関する革新的な対応策」(平成30年度採択)
「自立高齢者を増やすための食品開発と運動療法を組み合わせた革新的システムの開発」
日：【学】藤田医科大学 【産】（株）フードケア
スウェーデン：【学】スウェーデン研究所【産】フィンダス（株）
- 両国の産学連携チームが持つ食材と咀嚼に関する専門的知見を組み合わせ、多面的な視点からフレイル・介護予防プログラムを共同で開発。
- オーラルフレイル・フレイル予防複合プログラムの効果について，無作為化比較試験で検証し、介入群で有意に口腔・全身機能の改善が認められた。
- 本結果は介護保険における「リハビリテーション・機能訓練、栄養管理及び口腔管理の一体的な実施」の導入に寄与した。

日本－ブラジル共同研究「バイオテクノロジー／バイオエネルギー」
科学技術外交強化を通じた諸外国との関係構築
- 新興国の中でもバイオエネルギー/バイオテクノロジー分野の研究が特に進むブラジルと平成26年8月にMoC締結後、連携に向けての調整が続いていたが、MoC再締結をきっかけにバイオエネルギーや作物改良のバイオテクノロジー応用技術の進展を目的として公募を開始した。
- ブラジル サンパウロ州研究財団 (FAPESP) と国際共同研究3課題を令和5年度より支援中。

（担当：科学技術・学術政策局参事官（国際戦略担当）付）

世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）

令和6年度予算額（案）　72億円
（前年度予算額　71億円）

文部科学省

背景・課題

- 国際的な頭脳獲得競争が激化する中、**優れた研究人材が世界中から集う"国際頭脳循環のハブ"**となる研究拠点の更なる強化が必要不可欠。
- WPI開始（2007年度）から16年を経て、世界トップクラスの機関と並ぶ、卓越した研究力と優れた国際研究環境を有する**世界から「目に見える拠点」を構築。**大学等に研究マネジメントや国際研究環境の構築手法等のグッドプラクティスが蓄積し、**WPIは極めて高い実績とレピュテーションを有している。**
- 世界の研究大学が大きな変革期を迎えるなか、日本の大学・研究機関全体を「公共財」と捉え、**世界トップレベルの基礎科学を10~20年先を見据えた視座から推進**していくことが必要。

「WPIによる世界トップレベルの研究水準を誇る国際研究拠点形成の計画的・継続的な推進などにソフト・ハード一体となって取り組む。」
（統合イノベーション戦略2023（令和５年6月９日 閣議決定））

事業概要

３つのミッションを掲げ、大学等への集中的な支援により**研究システム改革等の取組を促進**し、高度に国際化された研究環境と世界トップレベルの研究水準を誇る**国際研究拠点の充実・強化**を図る。

３つのミッション

- 世界を先導する卓越研究と国際的地位の確立
- 国際的な研究環境と組織改革
- 次代を先導する価値創造

事業スキーム

- 対象領域　基礎研究分野において、**日本発で主導する新しい学問領域を創出**
- 支援規模　最大7億円/年×10年
- 拠点規模　総勢70～100人程度以上、世界トップレベルのPIが7～10人程度以上
- 外国人比率等　研究者の**30%以上が外国からの研究者**
- 事業評価　ノーベル賞受賞者や著名外国人研究者で構成されるプログラム委員会やPD・POによる**丁寧かつきめ細やかな進捗管理・成果分析**を実施
- 支援対象経費　人件費、事業推進費、旅費、設備備品費等 ※研究プロジェクト費は除く

令和５年度は、段階的に拠点形成を推進する**WPI CORE**や、複数の機関が強固な連携を組み１つの提案を行う**Multiple Host WPI**の枠組みを導入

令和６年度予算（案）のポイント

- 世界トップレベルの研究水準を誇る**国際研究拠点の形成を計画的・継続的に推進**
- 各拠点に対する進捗管理をポストコロナ仕様にするための所要の増

WPI拠点一覧

※令和５年10月時点

支援中の拠点　9拠点
アカデミー拠点　9拠点
計18拠点

これまでの成果

- 研究の卓越性は世界トップレベルの研究機関と比肩し、**Top10%論文数の割合も高水準（概ね20～25%）**を維持
- **「アンダーワンルーフ」型の研究環境の強み**を活かし、**分野横断的な領域の開拓**に貢献
- **高度に国際化された研究環境**を実現
  (外国人研究者割合は約３割以上、ポスドクは全て国際公募)
- 拠点長を中心とした**トップダウン型マネジメント**など、研究システム改革を実現
- **民間企業や財団等から大型の寄附金・支援金**を獲得、基礎研究に専念できる環境と社会との**資金の好循環を実現**
  例：大阪大学IFReCと製薬企業2社の包括連携契約（10年で100億円＋α）
  東京大学Kavli IPMUは米国カブリ財団からの22.5億円の寄附により基金を造成

異分野融合を促す研究者交流の場
（新型コロナウイルス感染症拡大前のKavli IPMUの様子）

（担当：研究振興局基礎・基盤研究課）

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）

令和6年度予算額（案）　19億円
（前年度予算額　19億円）
※運営費交付金中の推計額

文部科学省

背景・課題

○ （前略）インド、ケニア等の新興国及び途上国とのSDGsを軸とした科学技術協力を進め、中長期的な視野を含めて、科学技術の発展、人材育成、地球規模課題解決等に貢献する。（令和3年3月、第6期科学技術・イノベーション基本計画）

○ 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）については、これまでの成果を踏まえ、SDGsの達成や社会実装に向けて、新興国・発展途上国との協力を戦略的に実施。（令和5年6月、統合イノベーション戦略2023）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

事業概要

○**国際協力によるSTI for SDGsを体現**するプログラム。**開発途上国のニーズ**に基づき地球規模課題の解決と将来的な社会実装に向けた国際共同研究を推進する。

○開発途上国との**科学技術外交**の施策として、我が国の優れた科学技術と政府開発援助（ODA）との連携により**日本がリードし推進**するとともに、国際共同研究を通じた人材育成等により、開発途上国の自立的・持続的な課題対応能力の向上を図る。

事業スキーム

支援対象機関	大学、国公立研究機関等の公的研究機関、民間企業等
支援額	35百万円程度／年・課題 （別途JICAが60百万円／年を上限に支援）
事業期間	平成20年度～
支援期間	原則3～5年間

イメージ図

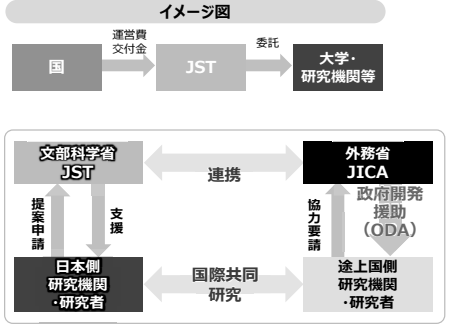

●SATREPS

我が国の優れた科学技術と政府開発援助（ODA）との連携により、開発途上国のニーズに基づき、環境・エネルギー分野、生物資源分野、防災分野等における地球規模課題の解決と将来的な社会実装につながる国際共同研究を推進する。

これまでの成果

ベトナム ★ **ベトナム北部中山間地域に適応した作物品種開発**

高い収量性、現地適応性、短期生育性、病害虫抵抗性などを持つイネの有望系統を開発。プロジェクト終了後、厳しい審査を経て２系統が国家品種に登録された。今後、規制や社会受容等の「壁」を乗り越え、登録品種の生産がベトナム全土へ拡大し、さらには周辺国への展開（社会実装）も期待される。

ザンビア **ザンビアにおける鉛汚染のメカニズムの解明と健康・経済リスク評価手法および予防・修復技術の開発**

鉛汚染メカニズムの解明を行い、環境修復技術を政府に提案。現地住民の血中鉛濃度を測定結果をザンビア関連省庁や世界銀行プロジェクト（ZMERIP)と共有することで、プロジェクト期間中に調査対象地域に住む子供約１万人への検査および鉛中毒治療の提供に寄与した。

（担当：科学技術・学術政策局参事官（国際戦略担当）付）

科学技術イノベーション・システムの構築

令和6年度予算額（案）　226億円
（前年度予算額　239億円）
※運営費交付金中の推計額含む
令和５年度補正予算額　152億円

文部科学省

背景・目的

新たな社会や経済への変革が世界的に進む中、デジタル技術も活用しつつ、未来を先導するイノベーション・エコシステムの維持・強化が不可欠。
特に、我が国全体の研究力の底上げを図るためには、令和５年２月に改訂された「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」も踏まえ、全国に存在する様々な機能を担う多様な大学が、戦略的な経営の展開を通じて自身の強みや特色を発揮し、研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップが実現できる環境を整備することが求められている。
また、新しい資本主義の実現に向けて策定された、経済成長や社会課題解決の鍵となる「スタートアップ育成5か年計画」の実現に向けて、政府全体で大規模なスタートアップの創出に取り組む一環として、大学発スタートアップの創出やその基盤となる人材育成の強化に取り組む。

地域中核・特色ある研究大学の強化　2億円 (2億円)

➢ 「知と人材の集積拠点」である多様な大学の力を最大限活用して社会変革を推進していくため、地域の中核となる大学のミッション・ビジョンに基づく戦略的運営に向けて、強み・特色を活かした核となる先端的な取組の形成を支援。

・地域中核・特色ある研究大学強化促進事業　2億円（2億円）
※別途令和４年度第２次補正予算により、地域中核研究大学等強化促進基金を措置（JSPS）[1,498億円]

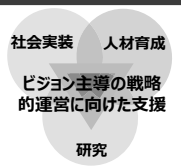

大学を中心としたスタートアップ・エコシステム形成の推進　20億円 (21億円)

➢ 大学等発スタートアップの質と量の拡大に向けて、高校生等以下へのすそ野拡大を含めたアントレプレナーシップ教育の実施など、一体的な起業支援体制の構築による大学を中心としたスタートアップ・エコシステムの形成を推進。

・大学発新産業創出プログラム（START）　20億円（20億円）
・全国アントレプレナーシップ醸成促進事業　0.8億円（0.9億円）
※別途令和4年度第2次補正予算により、大学発スタートアップ創出の抜本的強化の基金等を措置（JST）[998億円]
※別途令和5年度補正予算により、基金を活用した大学発医療系スタートアップ支援プログラムを措置（AMED）[152億円]

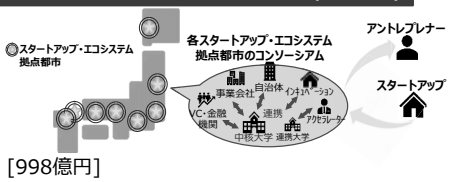

産学官連携による新たな価値共創の推進　204億円 (216億円)

➢ 企業の事業戦略に深く関わる大型共同研究の集中的マネジメント体制の構築、政策的重要性が高い領域や地方大学等の独自性や新規性のある産学官共創拠点の形成、全国の優れた技術シーズの発展段階に合わせた支援などにより、本格的産学官連携によるオープンイノベーションを推進。

・共創の場形成支援　134億円（138億円）
・研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）　47億円（50億円）

（担当：科学技術・学術政策局産業連携・地域振興課、研究振興局ライフサイエンス課）

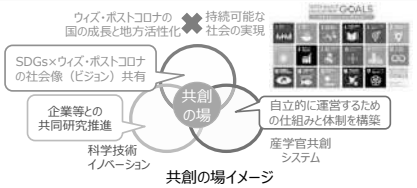

共創の場イメージ

地域中核・特色ある研究大学強化促進事業

令和6年度予算額（案）　2億円
（前年度予算額　2億円）
※令和4年度第2次補正予算により地域中核研究大学等強化促進基金に1,498億円を措置

文部科学省

背景・課題

✓ **我が国全体の研究力の発展をけん引する研究大学群の形成**のためには、大学ファンド支援対象大学と地域中核・特色ある研究大学とが相乗的・相補的な連携を行い、共に発展するスキームの構築が必要不可欠

✓ そのためには、地域の中核・特色ある研究大学が、**特定の強い分野の拠点を核に大学の活動を拡張するモデルの学内への横展開を図るとともに、大学間で効果的な連携を図ることで**、研究大学群として発展していくことが重要

【国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案に対する附帯決議（衆・参）】
四　政府は、我が国の大学全体の研究力の底上げを図るため、個々の大学が、知的蓄積や地域の実情に応じた研究独自色を発揮し、研究大学として自らの強みや特色を効果的に伸ばせるよう、国際卓越研究大学以外、特に地方の大学への支援に十分配慮することとし、**地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージの大幅拡充等により、十分な予算を確保すること。**

【経済財政運営と改革の基本方針2023（令和５年６月閣議決定）抄】
・国際卓越研究大学と経営リソースの拡張・戦略的活用や研究者等のキャリア形成面を含め相乗的・相補的に連携した車の両輪として、**地域の中核・特色ある研究大学の多様なミッションの実現に向けた抜本的な機能強化を図る。**

事業内容

✓ 研究力の飛躍的向上に向けて、強みや特色ある研究力を核とした戦略的経営の下、大学間での連携も図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップの実現に必要なハードとソフトが一体となった環境構築の取組を支援（（独）日本学術振興会（JSPS）に基金を造成し実施）

✓ その際、文部科学者は、JSPSと連携しつつ、**採択大学の戦略の実現に向けて外部の専門家や専門機関を活用した伴走支援を実施**

【参考：「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」の支援内容】

地域中核研究大学等強化促進基金：1,498億円

- 事業実施期間：令和４年度～（５年間、基金により継続的に支援）
- 支援件数：最大25件程度
- 支援対象：
  強みや特色ある研究や社会実装の研究拠点（WPIやCOI-NEXT等の拠点形成事業、地方自治体・各府省施策、大学独自の取組等によるもの）**等を有する**国公私立大学のうち、**研究力の向上戦略を構築**した上で、**全学としてリソースを投下**する大学

※ ５年度目を目途に評価を行い、進捗に応じて、必要な支援を展開できるよう、文部科学省及びJSPSにおいて取組を継続的に支援（最長10年を目途）

- 支援内容：
  A）**戦略的実行経費**（最大25億円程度／件）
  研究戦略の企画・実行、技術支援等を行う専門人材の人件費、調査その他研究力の向上戦略の実行に必要な経費

  B）**研究設備等整備経費**（最大30億円程度／件）
  研究機器購入費、研究・事務DX、研究機器共用の推進を含む研究環境の高度化に向けて必要となる環境整備費等

【支援のスキーム】

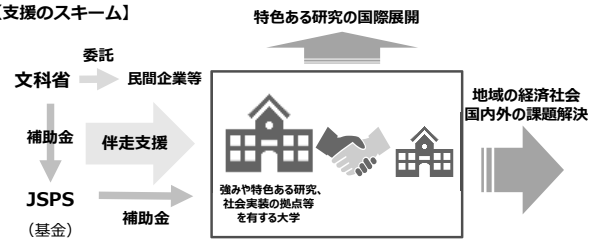

- 強みを有する大学間での連携による相乗効果で、研究力強化に必要な取り組みの効果を最大化
- 特定領域のTOP10%論文が世界最高水準の研究大学並みに
- 強みや特色に基づく共同研究や起業の件数の大幅増加、持続的な成長を可能とする企業や自治体等からの外部資金獲得

✓ **研究を核とした大学の国際競争力強化や経営リソースの拡張**
✓ **戦略的にメリハリをつけて経営リソースを最大限活用する文化の定着**

我が国の科学技術力の飛躍的向上
地域の社会経済を活性化し課題解決に貢献する研究大学群の形成

（担当：科学技術・学術政策局産業連携・地域振興課）

大学発新産業創出プログラム（START）

令和6年度予算額（案）　20億円
（前年度予算額　20億円）
※運営費交付金中の推計額

※令和4年度第2次補正予算により大学発新産業創出基金に988億円を措置

【背景・課題】

- 経済成長や社会課題解決に向けて、イノベーションの担い手である大学等発スタートアップの活躍は必要不可欠。また、急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していく精神（アントレプレナーシップ）を備えた人材の育成を我が国全体で進めていくことが重要。
- 令和4年11月に「スタートアップ育成５か年計画」が決定されるなど、日本経済成長や社会課題を解決する鍵としてスタートアップの育成が政府の重要課題となっている。

【目的・概要】

- 令和2年7月に選定されたスタートアップ・エコシステム拠点都市において、大学・自治体・産業界のリソースを結集し、大学発スタートアップの創出やその基盤となる人材育成に取り組み、エコシステムの形成を推進する。
- また、アントレプレナーシップ教育の高校生等以下へのすそ野拡大等を行い、大学等発スタートアップ創出力を強化する。

【経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月閣議決定)抄】

「スタートアップ育成５か年計画」に基づき、過去最大規模の１兆円のスタートアップ育成に向けた予算措置を活用して各分野の実態等にも応じた支援を行いつつ、スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築を進めるため、（中略）メンターによる支援の拡大、国内外における起業家育成の拠点の整備や人材交流、各地域の大学・高専等でのスタートアップ創出、起業家教育、海外起業家・投資家の誘致拡大等を推進する。

【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和5年6月閣議決定)抄】

・スタートアップ育成５か年計画においては、以下の大きな３本柱の取組を一体として推進していく。
① スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築、② スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化、③ オープンイノベーションの推進
・小中高生を対象にして、起業家を講師に招いての起業家教育の支援プログラムの推進や、小中高生向けに総合的学習等の授業時間も活用した起業家教育の実施の拡大を図る。
・社会的起業家を育成する教育拠点づくりや、社会的起業家を志す若手人材の海外派遣を支援する。その際、国内の大学における教育課程の開発や社会的起業家の卵のネットワークづくり等を予算面でも支援する。

【スタートアップ・エコシステム形成支援】

国 →（運営費交付金）→ JST →（委託）→ 大学・国立研究開発法人・民間企業等

- **スタートアップ・エコシステム拠点都市（8都市）において自治体・産業界と連携し、大学等における実践的なアントレプレナーシップ教育やギャップファンドを含めた一体的な起業支援体制の構築**による起業支援を実施。
- 社会的課題解決のための教育プログラムやネットワーク形成を含め、拠点都市に参画する**全大学でオンラインを含むアントレプレナーシップ教育を実施**するなど、我が国全体のアントレプレナーシップを醸成。

<拠点都市の支援>
支援額： 1億円程度/年
支援期間：5年度

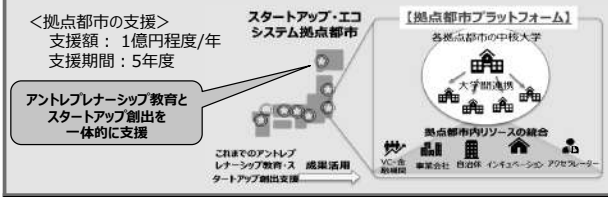

（EDGE-PRIME Initiative）

- 各拠点都市にて開発した教育プログラムの着実な実施に加え、実施を通じて得られた知見を基に教育プログラムの更なる高度化等を推進。

【大学推進型（継続分）】

- ギャップファンド及び起業支援体制を整備し、スタートアップ創出力を強化。
- 採択主幹機関：神戸大学、筑波大学、早稲田大学　支援期間：令和2～6年度（5年度）

【プロジェクト推進型（継続分）】

事業プロモーター※のマネジメントのもと、ポテンシャルの高い大学等の技術シーズに関して、事業戦略・知財戦略等の構築と、市場や出口を見据えた事業化を目指した研究開発プロジェクトを推進。
（※）事業プロモーター：ベンチャーキャピタル等　の新事業育成に熟練した民間人材等
R5からの新規課題は、大学発新産業創出基金事業により実施

令和4年度第2次補正予算において、以下について基金を措置
- 大学発スタートアップ創出の抜本的強化：988億円（事業実施期間：令和4年度～（原則5年間））
  拠点都市や地域の中核大学等の技術シーズに対する国際展開を見据えたギャップファンドプログラムの創設及び地域の中核大学等のスタートアップ創出の体制整備
- メンターによる支援事業の拡大・横展開：産業界・学界のトップランナーであるメンターによる人材発掘やプロジェクト指導。

（担当：科学技術・学術政策局産業連携・地域振興課）

共創の場形成支援 -知と人材が集積するイノベーション・エコシステム-

令和6年度予算額（案）134億円
（前年度予算額 138億円）
※運営費交付金中の推計額

背景・課題

- 将来の不確実性や知識集約型社会に対応したイノベーション・エコシステムを産学官の共創（産学官共創）により構築することが必要。
- **産学官民などの多様なステークホルダーを巻き込み将来ビジョンを策定・共有し、その実現に向かって取り組む**ことが必要。
- 経済が厳しい状況にある中、**国が重点的に支援し、大学等を中核とした組織対組織の本格的な共同研究開発の推進と環境づくり**を進めることが重要。

【経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年６月閣議決定）抄】
・国際卓越研究大学と経営リソースの拡張・戦略的活用や研究者等のキャリア形成面を含め相乗的・相補的に連携した車の両輪として、**地域の中核・特色ある研究大学の多様なミッションの実現に向けた抜本的な機能強化を図る。**

【統合イノベーション戦略2023（令和5年６月閣議決定）抄】
・2022年度第二次補正予算において新たに造成された2,000億円規模の基金等による「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」等の推進や、「学際領域展開ハブ形成プログラム」等の円滑な実施や、**「共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）」を通じた産学官連携拠点の着実な構築**、「世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）」による世界トップレベルの研究水準を誇る国際研究拠点形成の計画的・継続的な推進などにソフト・ハード一体となって取り組む。

【国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案に対する附帯決議（衆・参）】
四 **政府は、我が国の大学全体の研究力の底上げを図るため、**個々の大学が、知的蓄積や地域の実情に応じた研究独自色を発揮し、研究大学として自らの強みや特色を効果的に伸ばせるよう、国際卓越研究大学以外、**特に地方の大学への支援に十分配慮することとし、地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージの大幅拡充等により、十分な予算を確保すること。**

事業内容

- **国連の持続可能な開発目標（SDGs）に基づく未来のありたい社会像**を拠点ビジョン(地域共創分野では地域拠点ビジョン)として掲げ、その達成に向けた、**①バックキャストによるイノベーションに資する研究開発**と、**②自立的・持続的な拠点形成が可能な産学官共創システムの構築**をパッケージで推進。
- 本事業が、**「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」において、大学の強み・特色を伸ばすための中核的な事業に位置づけられていること**等を踏まえ、研究大学の抜本的な機能強化に向けて、大学の可能性を最大限引き出す**産学官共創拠点を拡充**（「国際卓越研究大学」及び「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」の支援を受けている大学については、それらにおける支援の状況も考慮）。

（３つのポイント）

「人が変わる」
SDGsに係るビジョンを共有

SDGsに基づく未来のあるべき社会像を探索し、参画する組織のトップ層までビジョンを共有。国の成長と地方活性化、持続可能な社会の実現を目指す。

「大学が変わる」
持続的な産学官共創システムの整備・運営

産学官共創拠点を自立的に運営するためのシステム（産学官共創システム）を構築。プロジェクト終了後も、代表機関が中心となり持続的に運営。

「社会が変わる」
科学技術イノベーションによる社会システムの変革

ビジョンからバックキャストし、研究開発目標と課題を設定。組織内外の様々なリソースを統合することで最適な体制を構築し、デジタル技術も活用しつつ、イノベーション創出に向けた研究開発を実施。ビジョン実現に必要な社会実装、社会システム変革を目指す。

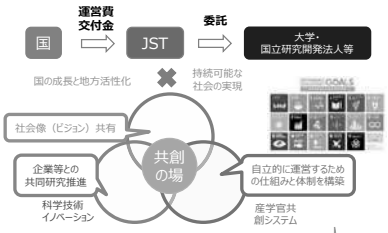

連携のイメージ

共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）	育成型	目指すビジョンの構築や研究テーマの組成、研究推進体制整備等を実施。進捗管理、ネットワーキングや発展シナリオ等のハンズオン支援及び本格型への昇格審査を実施。	支援規模：3千万円程度/年 支援期間：2年度程度 支援件数：12拠点程度（新規６拠点程度）
	本格型	①大学等を中心とし、国・グローバルレベルの社会課題解決を目指す国際的水準の拠点（共創分野）、②国の重点戦略を踏まえた拠点（政策重点分野）、③地域大学等を中心とし、地方自治体、企業等とのパートナーシップによる、地域の社会課題解決や地域経済の発展を目的とした拠点（地域共創分野）について、価値創造のバックキャスト研究開発と持続的なシステム構築を推進。	支援規模：~4億円程度/年 支援期間：最長10年度 支援件数：33拠点程度
OPERA（継続のみ）		民間企業とのマッチングファンドにより、複数企業からなるコンソーシアム型連携による非競争領域の大型共同研究と博士学生等の人材育成、大学の産学連携システム改革等を一体的に推進。	支援規模：共創PF育成型 1.6億円/年 支援期間：6年度

プラットフォーム型産学官連携の一体的推進 → イノベーション・エコシステムの形成

（担当：科学技術・学術政策局産業連携・地域振興課）

研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）

英語名： Adaptable and Seamless Technology Transfer Program through Target-driven R&D

令和6年度予算額（案）　47億円
（前年度予算額　50億円）
※運営費交付金中の推計額

文部科学省

背景・課題

○イノベーションの源泉である大学等が有する基礎研究成果の企業等への技術移転を加速化するためには、適切な共同研究相手の探索、企業目線での技術検証など共同研究に向けて成果の価値を高めるための応用研究、適切なマッチングによる産学共同研究をシームレスに実施することが必要。

○その際、各課題の産学連携・技術移転に向けた進捗状況に応じて適切なフェーズに誘導を行い、スムーズに次のフェーズへと繋ぐことが可能となるよう、制度の見直しが必要。

○また、研究開発の成功確率向上とリスク低減には、実用化・事業化を見据えた専門人材によるハンズオンマネジメントが必要。

【経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）抄】
第2章２．（4）官民連携を通じた科学技術・イノベーションの推進
地域の中核・特色ある研究大学の多様なミッションの実現に向けた抜本的な機能強化を図る。

【統合イノベーション戦略2023（令和5年6月閣議決定）抄】
第2章 １．（４）価値共創型の新たな産業を創出する基盤となるイノベーション・エコシステムの形成
大学・国立研究開発法人等が有するイノベーションの源泉である知と社会ニーズとのマッチングを加速化するため、産学官共同研究の推進や、若手研究者と産業界とのマッチングを強化する。

事業概要

【事業の目的・目標】

○個々の研究者が創出した成果を「産」へシームレスに技術移転
大学等が創出する学術を基盤とする戦略的創造研究推進事業や科研費等の多様かつ優れたシーズの掘り起こしや、「学」と「産」のマッチングを行うとともに、強力なハンズオン支援の下でシームレスに実用化に繋げ、企業等への橋渡しを促進する。

○大学等の産業連携研究のすそ野の拡大と底上げ
ハンズオン支援等を通じて、産学連携研究のノウハウを提供することで、共同研究体制構築や実用化・事業化の確度の向上を図る。

【事業概要・イメージ】
大学等の優れた基礎研究成果の実用化を目指す研究開発を、専門人材による丁寧なハンズオン支援とステージゲート（SG）方式の導入により、研究開発の段階に応じて適切なフェーズへ誘導し、共同研究の成果の実用化を加速するよう支援を行う技術移転事業。

【資金の流れ】
国 → JST（運営費交付金） → 大学 研究開発法人（委託）
※開発費回収金にて別途実施している実装支援　返済型は、企業へ委託

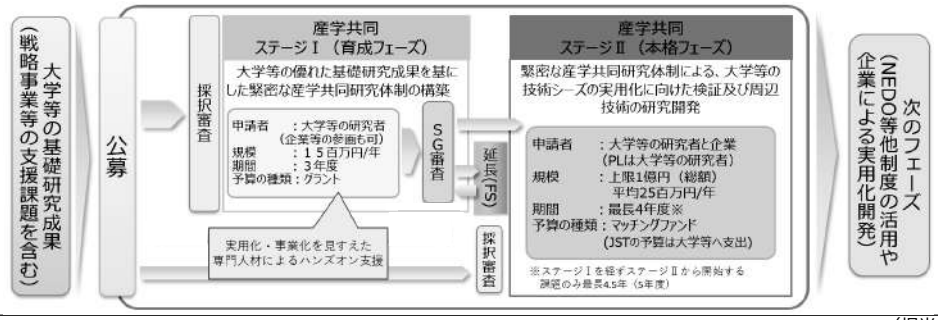

令和６年度の制度見直しのポイント

①産学共同研究体制を構築するステージⅠの３年度を目処にステージゲートを設けて、ステージⅡへのスムーズな移行を含めて、各課題の段階に応じて適切なフェーズへ誘導。

②「企業との共同研究の状況」や「企業目線での技術検証」など、次のステージへ移行するには不足する場合、１年以内でブラッシュアップを行なうための支援を実施。

③適切なマッチングによる産学共同研究プロジェクトを行なうステージⅡレベルの課題については、直接ステージⅡへ応募も可能。

（担当：科学技術・学術政策局産業連携・地域振興課）

世界最高水準の大型研究施設の整備・利活用

令和6年度予算額（案）　510億円
（前年度予算額　482億円）
令和5年度補正予算額　42億円

文部科学省

我が国が世界に誇る最先端の大型研究施設等の整備・共用を進めることにより、産学官の研究開発ポテンシャルを最大限に発揮するための基盤を強化し、世界を先導する学術研究・産業利用成果の創出等を通じて、研究力強化や生産性向上に貢献するとともに、国際競争力の強化につなげる。また、分野・組織に応じた研究基盤の共用を推進し、研究者が研究に打ち込める環境の実現を図る。

① 3GeV高輝度放射光施設「NanoTerasu」
3,808百万円（新規）
令和5年度補正予算額　273百万円

令和5年5月に「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、NanoTerasuが共用法に基づく特定放射光施設となった。これを踏まえ、共用法に基づき令和6年度からの運用や利用促進に必要な経費を措置するとともに、利用環境のDXを行う。

③ 大強度陽子加速器施設「J-PARC」
10,923百万円（10,923百万円）
令和５年度補正予算額　519百万円

世界最高レベルの大強度陽子ビームから生成される中性子、ミュオン等の多彩な２次粒子ビームを利用し、素粒子・原子核物理、物質・生命科学、産業利用など広範な分野において先導的な研究成果を創出。

④ スーパーコンピュータ「富岳」・HPCIの運営
18,938百万円（18,114百万円）
令和5年度補正予算額　701百万円

○スーパーコンピュータ「富岳」を中核とし、多様な利用者のニーズに応える革新的な計算環境(HPCI:革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ)を構築し、その利用を推進することで、我が国の科学技術の発展、産業競争力の強化、安全・安心な社会の構築に貢献。
○次世代計算基盤の開発に当たり、システム構成案及び要素技術の深掘り等の調査研究を実施する。

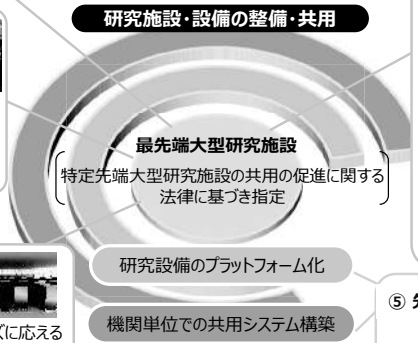

②-1 大型放射光施設「SPring-8」/ X線自由電子レーザー施設「SACLA」
15,799百万円（15,055百万円）
令和5年度補正予算額　2,741百万円

【SPring-8】
生命科学や地球・惑星科学等の基礎研究から新規材料開発や創薬等の産業利用に至るまで幅広い分野の研究者に世界最高性能の放射光利用環境を提供し、学術的にも社会的にもインパクトの高い成果の創出を促進。

【SACLA】
国家基幹技術として整備されてきたＸ線自由電子レーザーの性能（超高輝度、極短パルス幅、高コヒーレンス）を最大限に活かし、原子レベルの超微細構造解析や化学反応の超高速動態・変化の瞬時計測・分析等の最先端研究を実施。

②-2 SPring-8の高度化(SPring-8-Ⅱ)に関する取組
316百万円（新規）
SPring-8-IIへのアップグレードに向け、プロトタイプ製作による技術実証とともに、未来の研究人材となる一般層などをターゲットに広報活動を実施。

⑤ 先端研究基盤共用促進事業
1,176百万円（1,179百万円）

○国内有数の研究基盤(産学官に共用可能な大型研究施設・設備)：プラットフォーム化により、ワンストップで全国に共用。
○各機関の研究設備・機器群：「統括部局」の機能を強化し、組織的な共用体制の構築(コアファシリティ化)を推進。

②-1、③、④の令和6年度予算額（案）　457億円
（前年度予算額　441億円）
②-1、③、④の令和5年度補正予算額　40億円

（担当：科学技術・学術政策局研究環境課
研究振興局参事官（情報担当）付計算科学技術推進室）

戦略的創造研究推進事業

情報通信科学・イノベーション基盤創出

令和6年度予算額（案）　9億円（新規）
※運営費交付金中の推計額

文部科学省

背景・課題

生成AIサービスの急速な流行や、社会インフラのIoT化、AI技術の発展に伴うサイバー攻撃の高度化・激化等、**ICTの革新的な進展は、大きな社会変革を起こす鍵**であり、**将来の我が国の帰趨を握る革新的なICTの創出・進化を実現するための研究開発および高度研究人材の育成**を強力に推進することが求められている。ICTを支える情報分野は技術進展が速いため、**基礎研究と応用研究の垣根を超え、革新的・機動的な研究開発を実施し社会変革を狙うことのできる新たな研究スキームが必要**である。

統合イノベーション戦略2023（令和5年6月9日閣議決定）
Society 5.0の実現に向け、サイバー空間とフィジカル空間を融合し、新たな価値を創出することが可能となるよう、質の高い多種多様なデータによるデジタルツインをサイバー空間に構築し、それを基にAIを積極的に用いながらフィジカル空間を変化させ、その結果をサイバー空間へ再現するという、常に変化し続けるダイナミックな好循環を生み出す社会へと変革することを目指す。

事業概要

【事業の目的・目標】

- Society 5.0以降の未来社会における**大きな社会変革を実現可能とする革新的なICT技術の創出と、革新的な構想力を有した高度研究人材の育成**に取り組み、我が国の情報通信科学の強化を実現。

【事業概要・特徴】

- **未来社会の大胆なビジョンとそれに挑戦するICT技術をグランドチャレンジとし、その実現に向けた研究開発を推進。**
- グランドチャレンジは技術的な視点だけでなく**独創性・先見性を持つ様々な立場や世代からの有識者によるワークショップ等での意見を踏まえて検討**。また、公募時には、グランドチャレンジそのものを提案することも認める。
- 事業推進においては、ICT分野の研究開発を行っているNICT等とも連携。

グランドチャレンジ（GC）のイメージ

（例）常識：インターネットにはルーターが必要
→ **挑戦：ルーターを前提としない新しいインターネットアーキテクチャ**
（例）常識：デジタル情報は常時・正確に送受信できる
→ **挑戦：大規模災害やサイバー攻撃にも対応可能なレジリエントかつ省エネな通信**

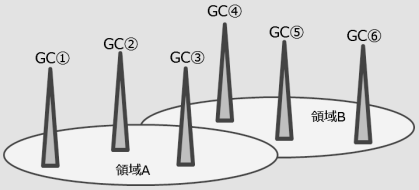

【事業推進スキーム】

- **基盤研究を行う研究期間を安定的に確保**するとともに、概念実証（POC）等に必要な**追加的支援メニュー（移行研究）**を設置。移行研究の過程で必要性が明らかとなった課題等は随時基盤研究にフィードバックしスパイラルアップを図るなど、**効果的・効率的な研究開発を実施**。（2研究領域、各領域3つ程度のグランドチャレンジを設定）
- **基盤研究**：既存の常識に挑戦する大胆なビジョンや技術等の提案を募り、社会変革につながる基礎研究を推進。国際連携も推奨。（期間6年、4千万円程度／課題／年）
- **移行研究**：社会実装を目指すべき顕著な成果が出た場合、POC等に必要な支援をアドオンで実施。総務省・NICT事業等への橋渡しや大学発ベンチャー創出の促進を見据える。（期間1～3年、2.5千万円程度／課題／年）

事業推進スキームのイメージ

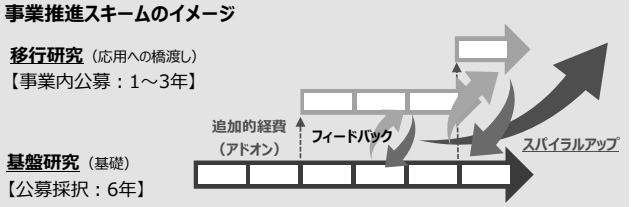

※1つの基盤研究課題において、複数のスピンアウト可能な成果があれば、複数の移行研究を採択。
案件に応じて3年を上限として年数はフレキシブルに設定。

【資金の流れ】

国 →（運営費交付金）→ JST →（委託）→ 大学 等

（担当：研究振興局参事官（情報担当）付）

マテリアルDXプラットフォーム実現のための取組

令和6年度予算額（案）　82億円
（前年度予算額　78億円）
※運営費交付金中の推計額含む
令和5年度補正予算額　30億円

文部科学省

背景・課題

○ 製品機能の源泉であるマテリアルは、**量子技術・AI・バイオ・半導体**といった**先端技術の発展に必須**であり、**高い技術・シェア**を有するなど、我が国が**産学で世界的に優位性**を保持する分野。

○ 一方、新興国の急速な追い上げ等を背景に、データやAIを活用した**研究のデジタルトランスフォーメーション（DX）による研究開発の効率化・高速化・高度化**が急務。良質な実データ、高度な研究施設・設備・人材といった我が国の強みを活かし、公開論文データに加え未利用データの共有・活用を進め、**他分野のロールモデルとしてデータ駆動型研究を推進**する必要。

【統合イノベーション戦略2023（令和５年６月９日 閣議決定）】
マテリアル（材料科学）
マテリアルは、我が国の産学の強みであり、新しい資本主義の成長戦略の鍵である「科学技術・イノベーション」、「デジタル田園都市国家構想」、「カーボンニュートラル」、「経済安全保障」の全てに貢献する重要基盤技術である。世界的なＥＳＧ、ＳＤＧｓへの意識の高まりや、新興国メーカーの参入による素材産業の競争激化を踏まえ、我が国の強みに立脚したデータやＡＩを活用した研究開発の効率化・高速化・高度化が急務となっている。このため、2021年に策定した「マテリアル革新力強化戦略」を踏まえ、特に重点的に取り組むべきテーマに基づき、以下の取組を強力に推進する。
・ マテリアル分野のデータ駆動型研究の推進に向け、良質なデータを取得可能な共用施設・設備の更なる整備や、高品質なデータの蓄積と構造化・ＡＩ解析機能をも有したマテリアルＤＸプラットフォームの整備とその活用による戦略的マテリアル研究開発を推進する。

○輸出総額の２割が素材
世界シェア60%以上の製品の8割が部素材
<2022年輸出総額（98兆円）内訳>

○我が国発のマテリアル研究

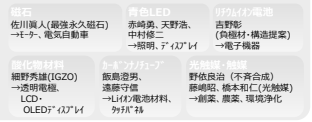

取組概要

○ 材料データの収集・蓄積・活用促進の取組の実績を持つ**マテリアル分野を研究DXのユースケース**にすべく、研究データの①創出、②統合・管理、③利活用までを一気通貫し、圧倒的生産性の向上とともに、革新的なマテリアルの創出を図る。

○ 研究を効率的に加速する**全国の大学等の先端共用設備の高度化**に加え、研究DXのユースケースとして**創出データを機関の枠組みを越えて共有・活用**する仕組みを実現し、データ駆動型研究手法を全国に展開。また、**データ駆動型研究が計算・計測手法と融合**する次世代の革新的研究手法を確立し、社会課題解決につなげる。

①データ創出

●マテリアル先端リサーチインフラ
大学等の先端共用設備を整備・高度化するとともに、創出データを全国で利活用可能な形式で蓄積し、提供する体制を整備。R6年度は本格運用開始に向けた準備を進めるため、データ利活用に向けて必要な人材・設備の増強を図る。

令和6年度予算額（案）　20.7億円
（前年度予算額　17.3億円）
令和5年度補正予算額　9.1億円
・実施期間：令和3年度～（10年）
・支援規模：大学・独法等　25機関

②データ統合・管理

●NIMSにおけるデータ中核拠点の形成
マテリアル先端リサーチインフラで創出されたデータをセキュアな環境で共有・活用し、AI解析までを可能とするシステムを実現。R6年度は本格運用開始に向け、データ中核拠点の基盤システムの機能強化等を行う。

令和6年度予算額（案）　8.5億円
（前年度予算額　8.5億円）
令和5年度補正予算額　4.5億円
※NIMS運営費交付金中の推計額

③データ利活用

●データ創出・活用型マテリアル研究開発プロジェクト
従来の試行錯誤型の研究開発手法にデータ駆動型研究を戦略的に取り入れた次世代を担う拠点型研究開発プロジェクトを実施。

令和6年度予算額（案）　13.6億円
（前年度予算額　13.6億円）
・実施期間：令和3年度～（10年）
・支援規模：大学・独法等　5拠点

●NIMSにおけるデータ駆動型研究の推進
中長期計画に基づく拠点研究プロジェクト、政府課題に対応する重点研究プロジェクトを通じて、革新的なマテリアル研究開発を加速。

令和6年度予算額（案）　3.0億円
（前年度予算額　3.0億円）
・実施期間：令和元年度～（7年）
・支援規模：大学・独法等　2拠点

●材料の社会実装に向けたプロセスサイエンス構築事業
プロセスサイエンスの構築を目指す研究開発プロジェクトを実施するとともに、産学官の課題解決のための相談先として機能。

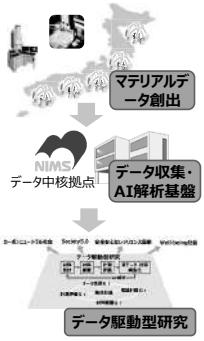

	2023	2024	2025	2026
リサーチインフラ	データ構造化の本格化・先端共用設備の高度化		データ共有本格化	
データ中核拠点	試験運用開始・AI解析基盤強化		本格運用開始	
データ創出・活用型PJ	データ利用ツール等の全国展開		データ中核拠点のデータ・AI解析機能もフル活用したマテリアル研究手法の本格実施・展開	

（担当：研究振興局参事官（ナノテクノロジー・物質・材料担当）付）

健康・医療分野の研究開発の推進

令和6年度予算額（案）　847億円
（前年度予算額　848億円）
※運営費交付金中の推計額含む
（うちAMED予算額（案）　581.5 億円（前年度予算額　580.8億円））
令和５年度補正予算額（AMED）　208億円

文部科学省

背景・概要

- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023」（令和５年６月閣議決定）等に基づき、**脳神経科学に関する新たなプロジェクト**の創設、**高機能バイオ医薬品創出**や**バイオバンクの利活用促進**に向けた創薬研究の推進等を実施。加えて、基金を活用し、**大学発医療系スタートアップへの支援を強化**（令和５年度補正予算）。
- この他、**再生・細胞医療・遺伝子治療研究**、**がん治療薬に繋がる革新的基礎研究**、**感染症研究**等を推進。

認知症治療等に資する脳科学研究の推進

○脳神経科学統合プログラム　65億円（61億円）
【令和５年度補正予算額　15億円】

基礎と臨床の連携やアカデミアと産業界の連携の強化により、これまでの革新技術・研究基盤の成果をさらに発展させ、脳のメカニズム解明等を進めるとともに、数理モデルの研究基盤（デジタル脳）を整備し、**認知症等の脳神経疾患の画期的な診断・治療・創薬等シーズの研究開発を推進**。

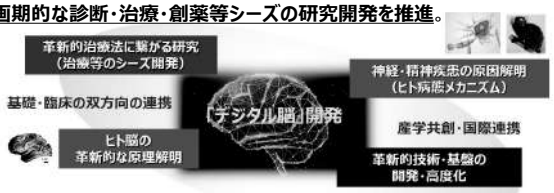

大学発医療系スタートアップへの支援強化

○橋渡し研究プログラム　54億円（55億円）

橋渡し研究支援機関（文部科学大臣認定）を活用し、**専門的見地からの伴走支援や非臨床研究等に必要な費用の支援**等を通じ、**大学発医療系スタートアップを支援**。**【令和５年度補正予算額　152億円】**

がん研究の推進

○次世代がん医療加速化研究事業　35億円（34億円）

免疫学や遺伝子工学、核医学などの多様な分野の先端技術を融合させることで、革新的な医薬品の創生に資する基礎的研究を戦略的に推進。

ゲノム創薬等の次世代創薬の推進

○スマートバイオ創薬等研究支援事業　15億円（新規）

疾患応用研究と要素技術の組み合わせにより革新的なシーズ開発に繋げるとともに、**企業連携等の支援機能を強化し実用化を促進**することにより、高機能バイオ医薬品等の創出を目指す。

○ゲノム医療実現バイオバンク利活用プログラム(B-cure) 43億円（43億円）
【令和５年度補正予算額　6億円】

バイオバンクの利活用を促進し、革新的な創薬等につなげるため、**バイオバンク自らが企業等と幅広く連携した社会実装のモデルとなる研究の実施**を推進。

研究開発プロジェクトの主な推進内容

○再生・細胞医療・遺伝子治療実現加速化プログラム　92億円（92億円）
【令和５年度補正予算額　10億円】

我が国発の基幹技術を活用した革新的な治療法の開発、将来の商用製造を見据えた**製造工程を意識した研究**の推進、**製造基盤整備等の強化**等を実施。

○新興・再興感染症研究基盤創生事業　23億円（25億円）
【令和５年度補正予算額　2億円】

国立国際医療研究センター等と連携し、**モニタリング体制の基盤強化・充実により、政府全体の感染症インテリジェンス強化に貢献**。

【 その他の主なプロジェクト 】
- ○生命科学・創薬研究支援基盤事業　36億円（36億円）【令和５年度補正予算額　10億円】
- ○医療機器等研究成果展開事業　11億円（10億円）
- ○革新的先端研究開発支援事業　110億円（109億円）
- ○医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業　9億円（10億円）
- ○ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム　18億円（18億円）
- ○ナショナルバイオリソースプロジェクト　13億円（13億円）

（担当：研究振興局ライフサイエンス課）

脳神経科学統合プログラム

令和6年度予算額（案）　65億円
（前年度予算額　61億円）
※脳とこころの研究推進プログラムの改組
令和5年度補正予算額　15億円

文部科学省

現状・課題

- **我が国は、超高齢化に伴い認知症が急激に増加**。社会的コスト予測は、**日本だけで2030年には約21兆円**と試算。
- 認知症は**日本発の治療薬（レカネマブ）**がアメリカで迅速承認され、初めてグローバル展開されるなど、**日本企業が世界をリード**。また、脳の機能解明は、健康・医療のみならず、AIなど**幅広い分野にイノベーションを起こす原動力としての期待大**。
- これまでの脳科学研究により、基礎研究・基盤整備は確実に進展。「経済財政運営と改革の基本方針2023」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023」等に基づき、**基礎と臨床、アカデミアと産業界の連携の強化**により、日本の強みである革新技術・研究基盤の成果をさらに発展させ、脳のメカニズム解明等を進めるとともに、数理モデルの研究基盤（デジタル脳）を整備し、**認知症等の脳神経疾患の画期的な診断・治療・創薬等シーズの研究開発を推進**。

事業内容

事業実施期間　令和3年度～令和11年度

- ✓ 研究期間：6年間
- ✓ 支援対象機関：大学、研究法人　等
- ✓ 具体的な支援内容：

①中核研究拠点の整備（１拠点）
＜主な要件（ポイント）＞
－世界第一線級の研究者が集積・連携
－計算・数理（ドライ）と実験（ウェット）などの他分野の融合や企業との連携（ハブ機能）
－基礎と臨床の連携
－研究基盤の整備・共用、他機関へ貢献　等

②重点研究課題を設定し支援（５領域）
－チーム型と個人型のメニュー等を設定
－特にチーム型は異分野融合、基礎と臨床の連携を推奨
※若手や企業連携も推奨

③研究・実用化支援班を整備

【事業スキーム】

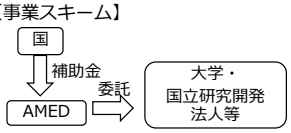

重点研究課題

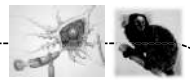

革新的治療法に繋がる研究（治療等のシーズ開発）
- 原因物質（変性タンパク質）の解析に基づく創薬ターゲット因子の特定
- モデル動物や数理モデル等を活用し、疾患関連回路に着目した新規治療法開発
- 次世代の簡易バイオマーカーの開発（血液等）　等

神経・精神疾患の原因解明（ヒト病態メカニズム）
- モデル動物（疾患マーモセット等）を活用した、原因物質（凝集タンパク）伝播原理の解明
- 神経回路障害と症状との関連メカニズム解明
- 病因責任回路と細胞種の同定　等

お互いの知見を連携蓄積させ相乗効果を発揮

基礎・臨床の双方向の連携

産学共創・国際連携

ヒト脳の革新的な原理解明
- 複雑なヒト脳の原理解明に関係する種間・多次元・多階層データを創出
- 分子、細胞、神経回路の各階層の原理解明
- 皮質と皮質下をつなぐ原理解明　等

革新的技術・基盤の開発・高度化
- 原因物質等を可視化する革新的計測（イメージング）
- 様々なデータを統合したプラットフォーム（ヒトMRIデータベース、マーモセット脳データベース等）
- 疾患マーモセット整備、死後脳ネットワークの構築　等

※1「デジタル脳」開発
・ モデル動物での知見、データを活用し、ヒトを想定した脳構造を数理モデルを使って仮想空間上（デジタル空間上）で再現
・ それを用いて病態メカニズム等に基づく病態予測モデル開発等を行う
（いわゆる実際の実験データと仮想空間上のデータを融合・連携させ新たな知見を創出する「デジタル・ツイン」の発想）
※2 他に既存プログラム「精神・神経疾患メカニズム解明プロジェクト」、「領域横断的かつ萌芽的脳研究プロジェクト」を推進

（担当：研究振興局ライフサイエンス課）

戦略的創造研究推進事業

先端的カーボンニュートラル技術開発（ALCA-Next）

令和6年度予算額（案） 16億円
（前年度予算額 10億円）
※運営費交付金中の推計額含む

背景・課題

○ 政府として掲げている**2050年カーボンニュートラル実現等の野心的な目標達成には、既存技術の展開・実装のみでは達成が困難**であり、非連続なイノベーションをもたらす**革新的技術の創出が不可欠**。

○ 先端的低炭素化技術開発（ALCA）<事業期間：2010-2022年度>における低炭素化につながる基礎研究支援の知見等も踏まえ、日本が蓄積してきたアカデミアの研究力の強みやリソースを最大限生かしながら、**大学等における基礎研究の推進により様々な技術シーズを育成することが重要**。

【政策文書における主な記載】
・2023年度から開始されたGteX及びALCA-Nextを強力に推進し、バイオものづくりを含む、大学等におけるカーボンニュートラル社会の実現に貢献する革新的技術に係る基礎研究や人材育成を強化する。<統合イノベーション戦略2023（令和5年6月）>
・カーボンリサイクルやCCS、地熱を含め、各分野においてGXに向けた研究開発や設備投資、需要創出の取組を推進する。<経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月）>
・次世代半導体を含め我が国がグローバルサプライチェーンの中核となることを目指し、半導体産業への支援を始め、政府を挙げて国内投資の更なる拡大や研究開発、人材育成に取り組んでいく。<経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月）>
・日本が開発でリードしている全固体電池を始めとした次世代電池の量産を見据えた技術開発・実証や人材育成等を通じて、蓄電池分野における新たなイノベーションの創出を図る。<新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月）>

事業内容

【事業の目的・目標】

・2050年カーボンニュートラル実現等への貢献を目指し、**従来の延長線上にない、非連続なイノベーションをもたらす革新的技術に係る基礎研究を推進**する。

【事業概要】

・カーボンニュートラルを達成する上での**重要となる技術領域を複数設定**。
・**幅広い領域でのチャレンジングな提案を募り**、国際連携や若手研究者の育成等にも取り組みつつ、大学等における研究開発を強力に加速。
・**厳格なステージゲート評価**等により技術的成熟度の向上を図り**技術シーズを育成**。
・**革新的GX技術創出事業（GteX）等との連携**・一体的な運営により成果を最大化。

＜ステージゲート評価＞

・少額の課題を多数採択し、途中段階で目標達成度や実用化可能性等の判断に基づく**厳しい評価（ステージゲート評価）を経て、評価基準を満たした課題のみ次のフェーズに移行する仕組み**を採用。

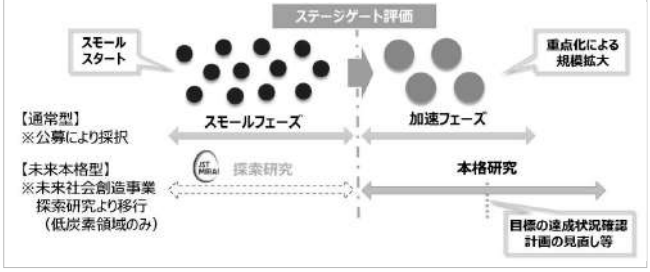

【事業スキーム】

✓ 支援対象機関：大学、国立研究開発法人等

国 → 運営費交付金 → JST → 委託 → 大学・国立研究開発法人等

✓ 事業規模・期間：

【通常型】
スモールフェーズ 3千万円程度／課題／年 **→継続28課題分、新規15課題分**
加速フェーズ 1億円程度／課題／年
※研究期間は原則4年間として、ステージゲート評価を経て、加速フェーズへ移行（さらに最長3年間）

【未来本格型】
1億円程度／課題／年 **→新規移行1課題分**
※未来社会創造事業（低炭素領域）におけるステージゲート評価を経て、本事業にて本格研究に移行（最長5年間）

✓ 事業開始年度：令和5年度

＜GteXとの一体的な事業運営＞

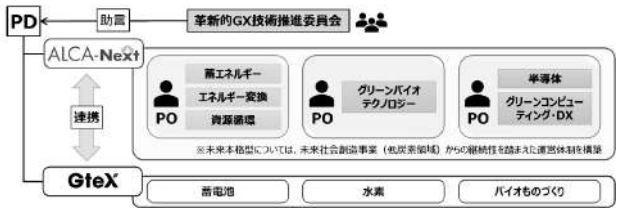

（担当：研究開発局環境エネルギー課）

令和6年度私立学校関係税制改正に関する要望

令和５年８月７日
全 私 学 連 合

【要望の趣旨】

令和６年度私立学校関係税制改正に関する要望に際しては、学校法人の公共性・公益性に基づく法人税をはじめとする種々の税制上の優遇措置の維持等に加え、寄附文化の醸成、教育費に係る経済的負担軽減、リカレント教育の推進、教育研究推進に向けた環境整備並びに消費税率の引き上げに関する優遇措置等、政府・与党の税制に関する審議過程において、ここ数年にわたり実現に至っていない項目を中心に要望する。

このうち、とくに、学校法人に対する個人寄附を促進するための制度の創設・拡充及び税額控除対象法人となるための認定要件の適用除外を要望する。

【要望項目】

１．学校法人に対する寄附促進のための措置の創設・拡充
（１）学校法人に対する寄附促進のための措置の拡充等
①　個人が寄附を行った場合の税額控除の控除率の引き上げと繰越控除制度の創設
②　寄附金控除の年末調整の対象化など手続きの改善
③　直系尊属からの寄附に係る税額控除限度額の撤廃
④　リカレント教育推進に係る企業等法人からの寄附の全額損金算入制度の創設
⑤　寄附金税額控除の対象法人となるための認定要件の撤廃
（２）若手・女性研究者奨励のための寄附税制の創設

（１）学校法人に対する寄附促進のための措置の拡充等

私立大学の収入は、補助金収入が10％程度、寄附金収入が２％弱にとどまり、私費（家計）負担である学納金収入が８割弱を占めている。わが国の約８割の学生への教育を担う私立大学の将来は、各私立大学の自律性はもとより、個人や法人による“共助”の精神によって、多様な教育研究活動を一層推進するための体制を整えることができるか否かにかかっているといっても過言ではない。教育研究事業の一層の活性化をもたらす私立大学に対する寄附の拡大は、私立大学が取り組む成長分野をけん引する人材育成、少子化対策（授業料減免支援）、耐震化等防災機能強化をはじめ、Society5.0時代におけるDX化やグローバル化、地方創生や脱炭素社会の実現といった国策実現の加速に資するものである。私立大学が卒業生や保護者、民間企業をはじめとする多方面にわたるステークホルダーからの理解と共感の指標といえる寄附を募り、寄附者となる個人や法人による寄附意欲の喚起と寄附者の裾野の拡大を後押しする税制上の優遇措置の拡充が不可欠である。

①　個人が寄附を行った場合の税額控除の控除率の引き上げと繰越控除制度の創設

個人からの寄附の拡充に大きな役割を果たしてきた税額控除制度について、さらなる個人寄附の促進、多額の寄附意欲を有する卒業生等の意識喚起を図るべく、現行制度（控除率40％）に加え、国策の実現に資する取り組みへの寄附に係る税額控除の控除率を最大100％まで引き上げることを可能とする制度の拡充を要望する。

また、控除限度額の上限を超えた場合の５年間を限度とした繰越控除を、税額控除と所得控除の双方において可能とする制度の導入を要望する。

②　寄附金控除の年末調整の対象化など手続きの改善

寄附金控除手続の簡素化は、私立学校への寄附の拡大に結びつき、わが国の寄附文化の醸成に大きく寄与することとなる。

他の多くの控除が年末調整で手続きできる一方で、学校法人への寄附金控除については、確定申告を行うこととされており、とくに少額寄附者にとっては、その手続きの煩雑さや移動費等のコストがかかることにより、控除制度の活用効果を低めているといえる。

寄附者による税制優遇のメリットの享受、より寄附しやすい環境整備のため、年末調整による寄附金控除を可能とするなどの手続きの大幅な改善を要望する。また、様々な行政手続の利用者の目線に立ったデジタル化・オンライン化を前提とする政策システムの転換（デジタル・ガバメントの断行やマイナンバーカードの利便性の向上）の検討に際しては、学校法人への寄附金控除手続の簡素化の実現も踏まえた検討が進められることを要望する。

③　直系尊属からの寄附に係る税額控除限度額の撤廃

平成27年度及び28年度の税制改正において、個人からの寄附に係る税額控除の対象法人となるための要件（ＰＳＴ要件）に係る緩和措置が講じられたが、学生等の直系尊属からの寄附に関しては、還付を伴わない税額控除限度額の撤廃など、寄附者に対する新たな特例措置の創設を要望する。

④　リカレント教育推進に係る企業等法人からの寄附の全額損金算入制度の創設

現在、私立学校への企業等法人による寄附を全額損金算入することのできる日本私立学校振興・共済事業団を通じた受配者指定寄付金は、「寄附者が当該寄附により特別な利益を受けていないこと」が要件の一つとされている。その一方で、令和５年度税制改正では、令和９年度までの時限措置として、大学等の設立のための費用に充てられる企業等法人による寄附について、全額を損金算入することを可能とする新たな制度が創設された。

リカレント教育の推進は、産学官においてその必要性が認識されており、個人のキャリアアップ、キャリアチェンジや企業等法人の生産性向上に係るニーズに基づき、私立大学が多様なリカレント教育プログラムを用意し、産学が共通の認識のもとで「学び続ける社会を実現」することが必要である。私立大学におけるリカレント教育の推進は、わが国の競争力向上にも不可欠であり、その受益者は社会全体である。

企業をはじめとする産官地のニーズに基づき、私立大学と産官地が協働して教育プログラムを設計、運営することを目的として、企業等法人から私立大学へなされた寄附については、当該プログラムを寄附者である企業等法人の被雇用者の受講を通じて、当該企業等法人の生産性の向上に資するなど、結果として特別な利益を供することとなったとしても、受配者指定寄付金の対象とする、あるいは寄附者がその全額を損金算入することを可能とする制度の創設を要望する。

⑤　寄附金税額控除の対象法人となるための認定要件の撤廃

教育がもたらす社会的・経済的効果や、わが国の公共財ともいうべき教育において私立学校が担っている重要な役割及び学校法人の明白な公共性に鑑み、各学校法人の規模や特性に関わらず、すべての学校法人への個人寄附者が寄附に係る税額控除を受けることができるよう、引き続きＰＳＴ要件の撤廃を要望する。

（2）若手・女性研究者奨励のための寄附税制の創設

日本私立学校振興・共済事業団では、私立大学が取り組む多様で特色ある教育・研究の次世代の担い手となる若手研究者や女性研究者が、自ら立案し自分で取り組む研究について、研究機会を創設することを目的とした「若手・女性研究者奨励金」事業を実施している。同事業は、今後のわが国の発展に不可欠となる人材の育成に資するものであり、こうした仕組みを社会全体の支援で実施することが重要であるという観点から、財源については寄附金で賄うこととし、社会に向け幅広く寄附募集に取り組んでいる。同制度のさらなる充実と発展、企業等が意欲的に寄附を行う環境整備のため、同奨励金への法人からの寄附については、全額を損金算入の対象とするなど、指定寄附金として取り扱うことを要望する。

２．教育費に係る経済的負担軽減のための措置の創設・拡充
①　リカレント教育を通じた社会人の学び直しに係る税制上の優遇措置の創設
②　教育費の所得控除制度の創設並びに教育費の負担軽減のための扶養控除の拡充
③　教育資金贈与信託に係る贈与税の非課税措置の拡充並びに恒久化

①　リカレント教育を通じた社会人の学び直しに係る税制上の優遇措置の創設

サイバー空間とフィジカル空間が融合した様々なシステムの下での、複雑かつ急速な変化がもたらす予測困難性の高いSociety5.0社会における人生100年時代においては、職業上必要な知識・技術を修得するためのリカレント教育を通じた「学び続ける社会」の形成がわが国の成長、発展の源泉となる。

“コロナ禍”を経て、プライベートな時間の有益な使い方を模索する社会人も増えており、“新たな日常”を確立する必須条件は、SDGsの理念を受けての知と学びの持続的還流を促す永続性を持った循環型高等教育提供システムの確立である。その一翼を担うのが大学におけるリカレント教育や生涯教育の推進である。

令和４年度において、私立大学の学生が「23歳以上の学部学生数」に占める割合は79％（男78％、女83％）、「社会人の大学院生（修士、博士、専門職学位）」に占める割合は53％（男52％、女54％）に上る。私立大学は、17～22歳を除く大学入学者数の81％（男子79％、女子85％）、社会人の大学院入学者数の51％（男子50％、女子53％）を占めており、様々な年齢層、多くの社会人学生が在籍している。

社会人が私立大学で学ぶ際の受講費用等について、所得控除の拡大を図るなど、社会人の学び直しに係る税制上の優遇措置を要望する。

また、令和４年度税制改正において、令和５年度末を適用期限として実施された積極的な賃上げに加えて人的投資（教育訓練費の増加）を行った場合を要件として、税額控除率を上乗せする賃上げ促進税制に関わって、職務の遂行に必要な知識・技術を習得させるための大学での学びについての税額控除率のさらなる上乗せや控除上限率の撤廃など、制度のさらなる拡充を要望する。

②　教育費の所得控除制度の創設並びに教育費の負担軽減のための扶養控除の拡充

天然資源に乏しいわが国が、今後も持続的発展を遂げるための方策は、多様な価値を追求する“一人ひとり”の生産性を向上させることをおいてほかにない。すべての学生等が家庭環境、経済的環境、さらには地理的環境等の要因によって進学を断念することなく、能力と希望に応じた教育を受けられる環境を整備しなければならない。

そのためには支出において教育費の占める割合が大きい世帯の税負担の一層の軽減を図ることにより、教育機会の保障を実現すべく、私立学校に対する教育費の所得控除制度の創設や特定扶養控除の拡充を要望する。

③　教育資金贈与信託に係る贈与税の非課税措置の拡充並びに恒久化

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置による教育資金贈与信託は、2022（令和４）年５月末時点での契約数は累計で25万件強、信託財産設定額は累計で１兆9,000億円弱と、同制度の政策目的である教育機会の充実とともに、消費の活性化にも大きく寄与している。

令和５年度税制改正において、適用期限が令和８（2026）年３月31日まで延長された教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について、学生等の教育資金の確保、現役世代の教育費負担の一層の軽減、教育機会の充実、及びリカレント教育推進の必要性の観点から、非課税上限額の引き上げ、贈与後の財産の運用による損失及び贈与後の財産から学校法人・公益法人等への寄附についての非課税措置、23歳以上の学校外における教育訓練の非課税対象の拡大などとともに、同特例措置の適用期限の撤廃（制度の恒久化）を要望する。

３．学校法人の健全な財政基盤の確立に向けた優遇措置の創設・拡充
①　消費税に係る負担軽減のための特例措置の創設
②　資産運用収益に対する非課税措置等の優遇税制の維持・拡充
③　日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う借入金に係る印紙税の非課税措置の対象範囲の拡大

①　消費税に係る負担軽減のための特例措置の創設

私立学校のさらなる財政基盤強化に向け、とりわけ消費税に関わっては、税率の段階的な引き上げは私立学校全体に過重な負担増となり、学校法人の経営に及ぼす影響は大きい。私立学校の教育研究の質を低下させないため、消費税に係る私立学校の負担を軽減するための特例措置の創設を要望する。

② 資産運用収益に対する非課税措置等の優遇税制の維持・拡充

学校法人の資産運用収益（利子、配当等）に対する非課税措置の維持等、現行の学校法人に係る特例措置の維持・拡充を要望する。

③ 日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う借入金に係る印紙税の非課税措置の対象範囲の拡大

令和３年度税制改正において、「５年間：令和８年３月31日まで」とされた東日本大震災の被害を受けた学校法人等が、日本私立学校振興・共済事業団から東日本大震災の被害を受けたことを原因とする貸付を受ける際、消費貸借契約書等に係る印紙税を非課税とする措置について、大規模災害等発生の増加を踏まえ、その対象範囲の拡大を要望する。

４．大規模災害等により被災した学校法人の復興のための特例措置の拡充

近年、地震や風水害による大規模災害が頻発している。被災した学校法人の復興支援を目的とした寄附の一層の促進に資する措置の創設を要望する。

また、被災した私立学校の入学者に対する教育費の税額控除制度の導入、さらに被災した学校法人の教育研究用の施設の建設費や備品等の購入、新型コロナウイルス感染症対策のための教育研究用の施設の建設費や備品等の購入に係る消費税の減免措置を講じる税制上の優遇措置の創設を要望する。

５．退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃

令和５年度税制改正において、適用期限が令和８（2026）年３月31日まで延長された退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の非課税措置について、私立学校教職員等の生活の安定と福祉の向上、私立学校教育の振興に資するため、退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃を要望する。

令和５年１２月
文 部 科 学 省

令和6年度　文部科学関係税制改正要望事項の結果

（概要）

要望が認められたもの

（１）国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の対象事業の拡大【所得税】

（２）学校法人への個人寄附に係る税額控除の要件の見直し【所得税】

（３）障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る課税標準の特例措置の延長【固定資産税等】

（４）高等教育の奨学金制度の拡充に係る税制上の所要の措置【印紙税等】

（５）国民健康保険税における流行初期医療確保措置の創設等に伴う所要の措置（厚生労働省、総務省、財務省との共同要望）【国民健康保険税等】

法案の内容をみて検討するとされたもの

○　こども未来戦略方針に基づく支援金制度（仮称）の創設に伴う税制上の所要の措置（こども家庭庁、総務省、財務省、厚生労働省との共同要望）【所得税等】

要望が認められなかったもの

○　障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る課税標準の特例措置の拡充【固定資産税等】

要望が認められたもの

（１）国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の対象事業の拡大【所得税】

現在、国立大学法人等に対する個人寄附は、経済的理由により修学が困難な学生等の修学支援に係る事業と、不安定な雇用状態である研究者等に対する研究助成・能力向上のための事業を対象とする場合に限って税額控除を選択できるところ、国立大学法人、公立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構に対する寄附金のうち、

①障害のある学生等に対して、個々の学生等の障害の状態に応じた合理的な配慮を提供するために必要な事業

②外国人留学生と日本人学生が共同生活を営む寄宿舎の寄宿料減額を目的とした施設整備費や賃料の一部を負担する事業

に充てられるものについても、税額控除を選択できるようにする。

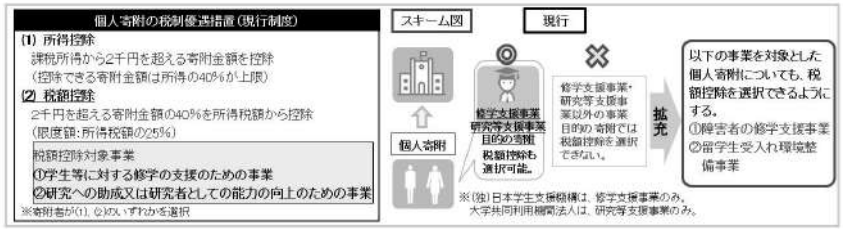

（２）学校法人への個人寄附に係る税額控除の要件の見直し【所得税】

学校法人が税額控除の対象法人となるには「原則、実績判定期間（５年間）において、３千円以上の寄附金支出者が、年平均 100 人以上いること」等の要件が課せられているところ、一定の要件を満たす場合には、実績判定期間を２年間に短縮する。

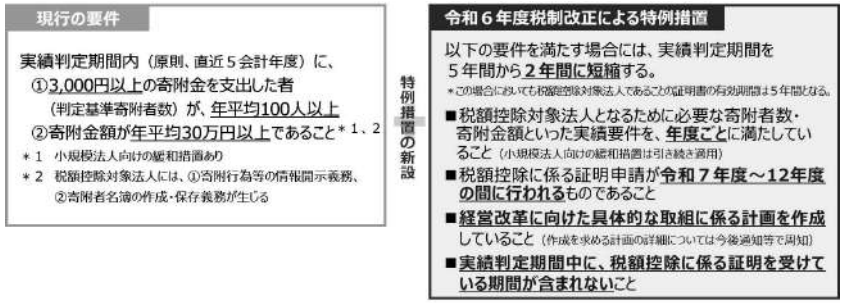

（３）障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る課税標準の特例措置の延長【固定資産税等】

民間事業者が設置する劇場・音楽堂等が、建築物移動等円滑化誘導基準に適合するバリアフリー改修を行う場合において、固定資産税・都市計画税額の３分の１を減額する特例措置について、適用期限を２年延長する。（令和８年３月 31 日まで。）

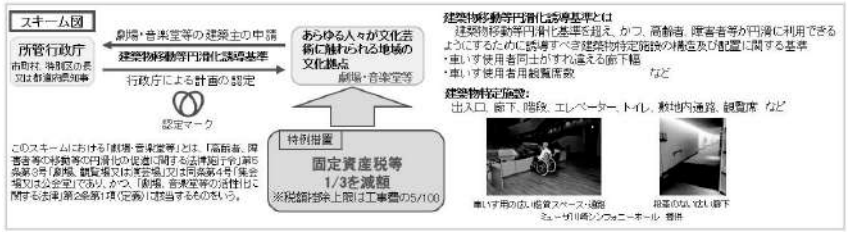

（４）高等教育の奨学金制度の拡充に係る税制上の所要の措置【印紙税等】

高等教育の修学支援新制度について、令和６年４月から対象となる、中間所得層の多子世帯や理工農系の学部・学科に通う学生等に対する授業料等減免措置及び給付型奨学金支給についても、関係法令の改正を前提に、差押禁止等の措置を講ずる。

また、令和６年度に授業料後払い制度を創設することに伴い、関係法令の改正を前提に、本制度に関する文書に係る印紙税についても非課税措置を講ずる。

（５）国民健康保険税における流行初期医療確保措置の創設等に伴う所要の措置（厚生労働省、財務省、総務省との共同要望）【国民健康保険税等】

健康保険法等の改正に伴い、各税目に係る法令に規定されている本人確認書類の範囲に、私立学校教職員共済組合加入者の資格の確認に必要な書面を加えることとする。

資料３：審議会等関係

資料3-1

自由民主党　教育・人材力強化調査会について

１．概要

○　令和２年～３年にかけて政務調査会直下の調査会として設置されていた教育再生調査会の後継として、令和４年に発足した調査会。

○　教育未来創造会議の提言の取りまとめを見据え、これまで調査会としての提言を取りまとめ、総理及び文部科学大臣に手交。
（第一次提言：令和４年５月19日、第二次提言：令和５年２月９日）

２．役員（抜粋）

（調査会長）柴山　昌彦　衆議院議員
（幹事長）中村　裕之　衆議院議員
（事務局長）上野　通子　参議院議員

３．昨年秋以降の状況

○　令和５年11月に柴山会長より４つの検討事項案が提示。
①　ＤＸ・情報教育とデジタル人材育成
②　高等教育の無償化
③　大学再編及び専門人材育成
④　いじめ・不登校とこども達の居場所づくり

○　特に、②と③を中心に議論が行われており、令和５年12月14日には、「教育の質の確保と更なる負担軽減へ（論点整理）」を取りまとめ。官房長官及び文部科学大臣に手交。

○　今後、引き続き春頃の提言取りまとめに向けて、月に１、２回程度の頻度で議論が進められる予定。

資料3-2

日本私立大学連盟

人口減少時代の大学教育
―大学再編と専門人材育成―

一般社団法人日本私立大学連盟 副会長
曄 道 佳 明
（上智大学 学長）

令和６年３月12日
自由民主党　教育・人材力強化調査会

日本私立大学連盟

CONTENTS

１．人口減少時代における大学教育のあり方

２．生産性向上に資する大学への公財政支援

３．大学全体の適正規模

参考．私大連「将来の高等教育のあり方と公財政支援を考えるプロジェクト」

１．人口減少時代における大学教育のあり方

【考え方・論点】

- 今、日本社会は、加速する人口減少、産業構造や国際情勢の変化、生成AI技術をはじめとしたテクノロジーの急速な進展などに伴い、大きな転換期を迎えている。このような時代に向け、質の高い教育研究によって学生一人ひとりの能力を高めていくことが大学の極めて重要な役割である。

- 文理複眼的な思考力やデジタルスキルなど、社会から求められる人材や能力の変化に応じて、大学で学ぶべきことは拡大している。高度専門人材を育成し日本の生産性を高めるためには、先進諸国に比して少ない修士号・博士号の取得者数を増やす必要がある。

- 日本の労働生産性を上げるためには、国民全体の能力の底上げが必要である。学生の約８割の教育を担う私立大学がどれだけ質の向上を図れるかが、国民全体の能力の総和の増減に大きく関わる。

大学等の進学率は60.4%に上昇しており、約8割の教育を担う私立大学は大きく貢献してきた。今後も進学率を上げることが必要である。

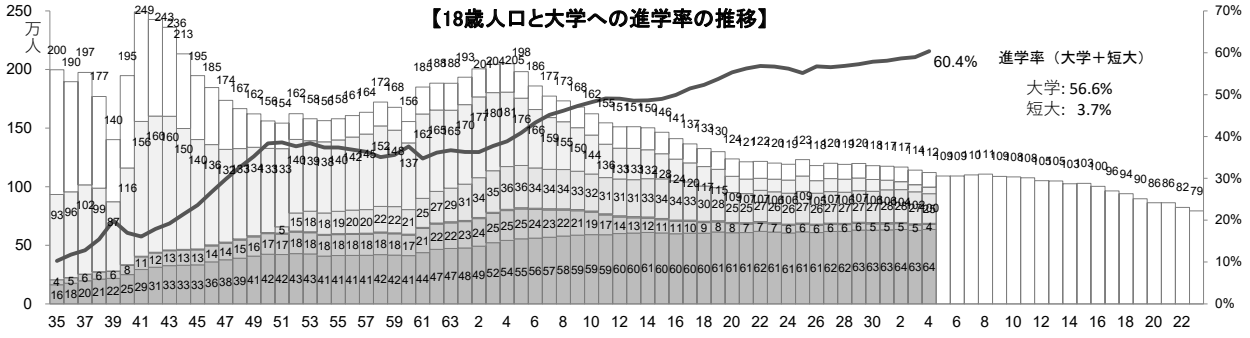

出典：文部科学省「学校基本統計」。令和５～23年については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和５年推計）（出生中位・死亡中位）」を基に作成。

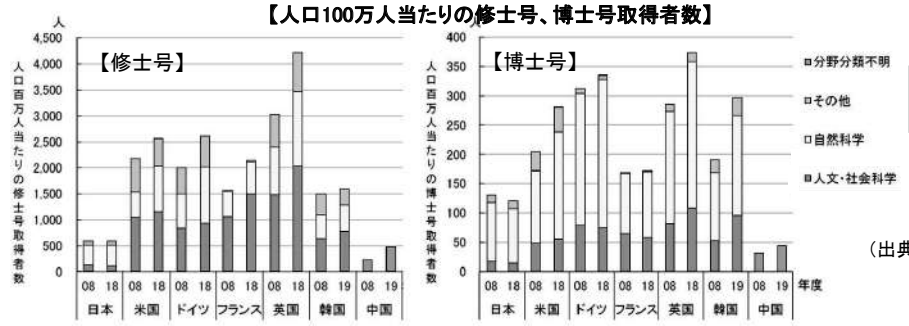

先進諸国に比して、日本は修士号・博士号取得者が少ない

（出典）文部科学省科学技術・学術政策研究所「科学技術指標」

日本私立大学連盟

１．人口減少時代における大学教育のあり方

【考え方・論点】

- 大学院教育と労働生産性には「正」の相関がみられることから、学部と大学院の連続性ある教育を推進する必要がある。
- 高度専門人材を育成するには、学士課程４年間では十分とは言えない。４＋２（修士課程）や４＋２＋３（博士課程）という学部と大学院をパッケージした教育を提供することや、３＋２、４＋１という５年間で修士課程を修了できるようなパッケージをつくることも検討すべきである。
- 産業界のニーズに合致したプログラム開発を行うなど、社会人を対象としたリカレント教育を推進し、高度専門人材の育成に貢献すべきである。

【大学院修了者比率と労働生産性の関係】

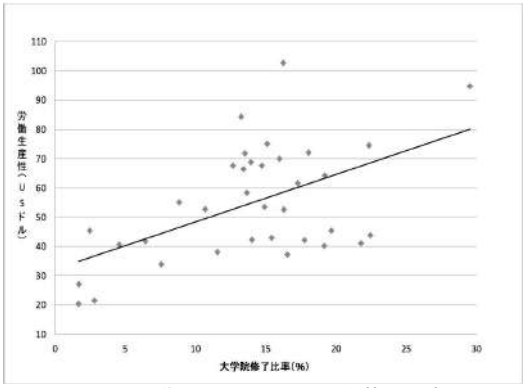

（出典）OECD Stat.2020を基に作成

日本私立大学連盟

２．生産性向上に資する大学への公財政支援

- 私立大学は、政府による財政負担（費用）の10.1倍の便益を政府にもたらしている（国立大学は1.9倍）。
- 私立大学は、個人に帰属する便益よりも政府に帰属する便益のほうが大きい。

○国私別の費用（４年間）と便益（男子／65歳まで：割引率ゼロ）　（単位：万円）

	私立大学			国立大学		
	家計	政府	計	家計	政府	計
直接費用　※１	480	60	540	216	600	816
機会費用　※２	977	65	1,042	977	65	1,042
便益	7,122	1,258	8,380	7,122	1,258	8,380
（参考）	4.9倍	10.1倍		6.0倍	1.9倍	

※１　直接費用：学生一人当たりの国庫補助投入額　※２　機会費用：高卒者の４年間の所得から推計した税投入
※（参考）　：便益／費用の単純な倍率

○三つの内部収益率　＜出典＞『大学の条件』（矢野眞和著）

	私立大学	国立大学
私的収益率	6.4%	7.4%
財政的収益率	9.6%	2.3%
社会的収益率	6.7%	6.0%

私的収益率：家計の費用負担額と税引き後の生涯便益の関係
財政的収益率：政府の費用負担額と税収入額の増加による生涯税便益の関係
社会的収益率：家計と政府の費用総計額と税引き前の生涯便益の関係

- 学生一人当たり公的教育支出と一人当たりのGDP、平均年収、労働生産性には正の相関関係がある。

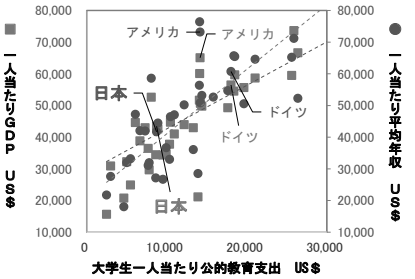

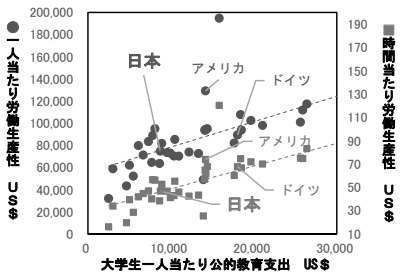

＜出典＞
大学生一人当たり公的教育支出　UNESCO（生徒一人当たり公的教育支出〔2020年〕）
一人当たりGDP　IMF（１人当たり購買力平価GDP〔2019年〕）
一人当たり平均年収　OECD（実質ベース・購買力平価換算〔2019年〕）
一人当たり労働生産性、時間当たり労働生産性　OECD（2020年）

２．生産性向上に資する大学への公財政支援

【考え方・論点】

国公私立大学の設置形態に関わらず、大学教育の質を上げていくためには、次の格差を是正し、教育に関する公平な競争環境を整えることが必要である。

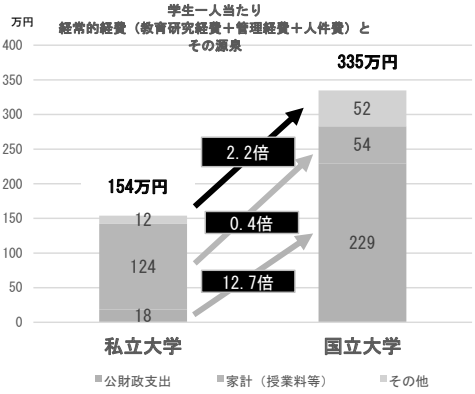

１．公財政支援の格差是正

- 公財政支出に係る現行の国私間格差（12.7倍）について、OECD各国平均並の３倍以内への是正が求められる。

２．授業料に関する格差是正

- ①国公私の授業料平準化を図ることや、②入学・在学時の授業料負担を軽減する家計に依存しない「授業料後払い制度」の創設が求められる。

３．地方と都市圏の学修アクセスに関する格差是正

- 自宅から通学できるか否かで家計負担が大きく異なる。地方においては、通学範囲内に大学が少ないことによる学修アクセスの保障を公的支援によって支える必要がある。

３．大学全体の適正規模　（１）大学の質向上と高度専門人材の育成に向けて

【考え方・論点】

- 高度専門人材を育成するためには、学生一人ひとりの能力を高めることが重要で、学部のみではなく大学院教育を含めた大学全体の規模を考える必要がある。

- 進学率の上昇、社会人学生・留学生の増加を加味したとしても、全ての大学が現在の規模で残るのは困難である。偏りのない学問分野や地方における学修のアクセス等を考慮のうえ、大学の適正規模を検討しなくてはならない。

- 個々の大学は、人口減少社会において量（学部定員数）を拡大することは、質の低下を招く可能性があることを考慮する必要がある。

日本私立大学連盟

３．大学全体の適正規模　（２）学生の学修アクセスの確保

【考え方・論点】

- 大学が撤退した場合など、その地方の学生の学修アクセスを確保する施策が極めて重要である。
- 地方の大学は都市圏の大学の資源を活用し、オンラインで連携するなど、地方と都市圏の連携、大学間の連携を図るべきである。また、地方に限らず、誰でも、いつでも、どこでも学び続ける環境づくりを考えなくてはならない。産学官での理解を深め、リスキリングなどをはじめとするリカレント教育を推進していく必要がある。
- 地方創生に関しては、地方に大学が設置されているだけでは活性化は難しい。産業創出あるいは企業等の誘致などによって企業と大学間の相乗効果を生み出すことが重要であり、文部科学省だけではなく経済産業省や地方自治体などと更に協力体制を組むべきである。

日本私立大学連盟

参考：私大連「将来の高等教育のあり方と公財政支援を考えるプロジェクト」

【活動内容】
（１）加速する人口減少や産業構造の変化を見据えた将来の高等教育のあり方や高等教育へのアクセス機会の確保等に関する検討
（２）国の高等教育費における「機関補助」のあり方の検討
　・経常的経費に係る支援のあり方
　・社会の発展に資する教育研究成果を反映した特別支援のあり方
（３）高等教育修学支援新制度、給付型奨学金、HECS債を財源とする授業料後払い制度や高等教育機会均等拠出金制度（日本私立大学団体連合会平成29年12月）等を踏まえた「個人補助」のあり方の検討
（４）学校法人に対する税制上の優遇措置（寄附、教育費軽減等）の拡充に向けた検討
（５）その他、目的を達成するために必要な事項

【委員名簿】
担当理事 畔道　佳明　上智学院 大学長
委　　員 廣瀬　克哉　法政大学 総長
　　伊藤　公平　慶應義塾 塾長
　　日比野英子　京都橘大学 大学長
　　篠原　聡子　日本女子大学 大学長
　　新井　英夫　松山大学 理事長・大学長

【活動期間】
令和６年２月～令和８年３月（約２年間）
第１回会合：２月１３日（火）

資料3-3

科学技術・学術審議会人材委員会「研究者・教員等の流動性・安定性に関するWG」のヒアリングに対する考え

令和６年３月４日
一般社団法人日本私立大学連盟

若手研究者の有期雇用・無期雇用の現状は、無期雇用の機会を得られる割合がかなり低いと認識する。このため、博士後期課程への進学を回避する傾向が出ており、ただでさえ少数の学位取得者にとっても有期雇用から無期雇用への道筋が見えないという悪循環に陥っている。私立大学においては、若手研究者等の雇用機会を増やすことに取り組んでいるが、経常的経費に余裕がないため、外部資金等を活用するほかなく、結果として有期雇用の機会の増加にしかつなげられていない。私立大学は、これまでも教育と研究をシームレスに接続し、多彩な分野において大学院教育も含めた日本の高等教育に大きな貢献をしてきた。

貴WGにおいては、大学の多様な現状を把握・分析するとともに、この悪循環の解決を個々の大学等の運用上の工夫にのみ委ねるのではなく、意欲ある若者にとって研究職が魅力ある職業になるための骨太の方針を定め、私立大学を含めた高等教育機関に対する一層の支援を強くお願いしたい。

４項目のヒアリング事項に関し、下記の通り、大学の事例を紹介し日本私立大学連盟の考えを提示する。

１．研究者の有期雇用・無期雇用のバランスの理想をどう考えているか。それに対して、実際にはどのような状況で、どのような運用方針により各機関が研究者の雇用を実施していると把握しているか。また、各機関が何らかの工夫を行っているか把握しているか。（期限のある外部資金による若手雇用・活躍のための方策などを含む）

（１）研究者の有期・無期雇用のバランスについて

○　加盟大学全体の状況を把握していないが、無期雇用を原則として、有期雇用は柔軟かつ機動的な補助人材の確保に限定することが理想であると考える。なお、雇用される若手研究者の観点からは、少なくとも半数を超える程度の者が無期雇用の機会を獲得できる環境が望ましい。

（２）実際の状況と運用方針について（各大学の事例）

○　有期雇用制度の運用は、学部・研究科や分野において多様であるが、一般には「ポスドク」に対し、研究活動を継続したり教育実績を蓄積したりする機会を大学が提供しており、将来的に正規のポストに就くためのキャリアパスとして活用されるケースが多い。有期雇用教員が活用される教育分野としては、語学や初年次教育などが多く、日本の大学教育のグローバル化推進のために、外国人教員を積極的に登用するために活用しているケースもある。（A大学）

○　学部・研究科所属（研究＋教育＋行政職）の場合は、学部・研究科が人事戦略を考えており、学生指導（とくに博士）の観点からも、基本的には無期雇用が望ましいと考える。一方、研究機構所属（研究のみ）の場合は、外部資金で任用する研究教員（本務・兼務）と研究高度化人件費

（学内政策枠）で任用する招聘教員（本務・兼務）があり、有期雇用が基本的スタンスである。授業負担・教授会出席・行政役職が免除されているため、研究成果の創出が重視されることなどを踏まえれば、今のところ、成果によって年度ごとに上昇可能な「年俸制」がベストな処遇と考える。

研究機構所属の有期雇用を無期・テニュア職へ転換（学部・研究科への所属変更）した場合、教育・行政負担が増えるため、研究成果を上げることが困難になる。他方、研究機構所属のままに無期・テニュア職を設置するのは、学部・研究科の反発が必至であり、退職金等の設定も困難である。有期雇用の更新を繰り返す措置を特例的に行い、最高年俸を引き上げるといった方法をとるほかない（最高年俸クラスになれば、テニュア教員の退職金額を上回る計算ができる）。（B大学）

２．特に、研究力向上に資する若手研究者支援策として各機関が何か工夫を講じていると把握しているか。また、研究者の産学官の幅広いキャリアパス構築のための人事・評価制度として各機関が何か工夫を講じていると把握しているか。（若手研究者のためのポスト確保（若手研究者比率向上のための取組）、研究者採用や育成に関する機関本部と各部局・研究科との連携、研究者の機関間・職種間異動の円滑化のための取組などを含む）

支援策及び人事・評価制度等については、大学の事例を紹介する。

（１）若手研究者の支援策について（各大学の事例）

［全般］

○　大学院生及び博士学位取得者を対象に、研究力向上、キャリア形成支援、起業支援、競争的資金獲得支援等を目的としたイベントや講演会等を定期的に実施して、啓発活動にも尽力している。（Ａ大学）

○　若手研究者に対しては、研究費獲得支援、学外研究支援、国際発信支援、拠点形成支援、起業・事業化支援、力量向上支援など多面的な支援を行っている。（Ｂ大学）

○　大学院博士後期課程在籍者も含む若手研究者にターゲットを絞って、学内公募型の研究費の支給、共同研究推進のための研究費、大学院生に対する日本学術振興会特別研究員 DC1・DC2 申請支援などを実施している。（Ｃ大学）

［経済的支援］

○　文部科学省「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」の支援を受けて、後期課程在学者及び一貫制博士課程２年以上在籍者を対象に、３年間を上限として、研究に専念するための支援金１８０万円と研究費２０万円を毎年支給する博士後期課程若手研究者育成フェローシップ制度を設けている。（Ａ大学）

○　国立研究開発法人科学技術振興機構の「次世代研究者挑戦的研究プログラム」として、後期課程在学者及び一貫制博士課程２年以上在籍者を対象に、３年間を上限として、研究に専念するための支援金１８０万円と研究費４０万円を毎年支給する博士後期課程次世代研究者挑戦的研究プロジェクトを実施している。さらに、同じく３年間を上限として、任期付き教員と同等の待

遇で博士学位取得者を雇用する特別任用助教・助手制度を設置している。（A大学）

［制度面の支援］

○　バイアウト制や研究者本人（PI）人件費制度の導入について検討中である。（C大学）

（２）幅広いキャリアパス構築のための人事・評価制度等について（各大学の事例）

○　兼業支援、クロスアポイント制度、職種転換（URA など大学職員への転換など）、学内資金による研究支援（学長直下の研究機構：支援額の８割がポスドク・研究系助教の人件費に充当される）などを行っているが、大学以外の民間研究機関・企業・行政への若手研究者の輩出・ネットワークづくりについては、系統的な橋渡しができる程には至っていない。若手研究者が多様なキャリアを選択できるようにするには、産官学のプロジェクトに巻き込むと同時に、ネットワークのハブとなりうる研究人材として育成することが鍵になると考える。（B大学）

○　クロスアポイントメント制度を導入し、前職の研究プロジェクトへの参加を継続しながら本学での無期雇用を行うことに、まだ少数ではあるが取り組んでいる。（C大学）

３．無期転換ルールの運用状況について、どのような状況が理想的で、現実はどのようになっており、今後どのような改善が望まれるか（特例対象者への通知、無期転換申込の状況、雇用終了の際のフォローなど）

（１）非常勤講師について

○　特定科目を担当する非常勤講師については、当該教員が継続的に開講されている科目を担当する場合に無期転換してしまうと、大きな支障が生じることになる。多くの大学において無期転換権が発生した非常勤講師の相当数が無期転換を希望し、原則として承認されている状況であるがために、当該の大学で当該科目の内容を時代の最先端な教育内容に変えるような教育プログラムの刷新を目指そうとすると、無期転換された当該の非常勤講師が定年退職するまで、カリキュラムを変えることが出来なくなっている。さらに、カリキュラム改編などにより、コマ数が減少した場合の対応には、非常に苦慮するケースも多々ある。カリキュラム改革について説明責任を果たすなど個別大学が努力する必要はあるものの、一方で教学上の必要性に関する改革の方向性について理解も望まれる。

（２）研究者について

○　研究者の有期雇用の場合、そもそも当該研究プロジェクト自体が有期であり、次に同領域の別のプロジェクトが確定しているわけではない。したがって、無期転換してもその研究の場が継続して確保されるわけではないので、無期転換権が発生する期間にわたって有期の研究員等として雇用することはむずかしい。

４．その他、文部科学省への意見・質問等

（１）「研究者」の定義の明確化について

○　「研究者」の定義が曖昧である点が、大学における雇用制度の運用に混乱を招いている。これまでも識者から指摘されてきたように、WGが検討している科学技術・イノベーション政策に貢献する「研究者」と、語学科目や初年次教育科目等の担当教員や外国人教員を一律に「研究者」と定義することについては、大学の学内外から様々な疑問が寄せられている。

○　博士学位取得者に非常勤講師として授業担当の機会を設け、その後有期雇用の研究員などとして雇用された場合、非常勤講師としての雇用期間も研究者としての契約期間に算入される。そのため、研究者として１０年の有期契約が可能となっているにもかかわらず、プロジェクト期間の途中までしか雇用できない場合も少なくない。このように非常勤講師としての雇用期間と研究員としての雇用期間が通算されてしまうので、支障が生じている。非常勤講師と有期の研究プロジェクトの研究員のように、性質の異なる有期雇用の機会が、機械的に通算されてしまわないよう見直しをお願いしたい。

（２）大学機関等や若手研究者への支援拡充について

○　若手研究者のなり手不足を生んでいるのは、有期雇用の若手から無期雇用の中堅へのキャリアパスが見えないことに主たる原因がある。若手研究者に向けての有期の支援プロジェクトを充実させることによる効果は極めて限定的である。獲得が期待できる報償（無期雇用の機会）が見えないなかで、競争的資金をはじめとする競争原理を導入しても参入者を減らすだけで、研究の世界全体の活力を削ぎ、衰退を招いている。よって、私立大学を含めた高等教育機関に対する一層の支援の拡充をお願いしたい。また、例えば、研究機関の基盤的、経常的経費の支援において、若手研究者の無期ポストの数を算定するなどの方策を導入すれば、博士後期課程への優秀な学生の入学増加につながり、結果的に研究成果の向上を期待できるのではないかと考える。

○　私立大学等経常費補助金制度において、専任教員で年間給与額が 1,600 万円を超える者については、その超過部分の補助金が減額される措置、あるいは大学全体の専任教員平均給与が 1,149 万円を超える場合にも補助金が減額される措置がある。例えば、大学が有期雇用の研究者の処遇を向上させるために「最高年俸」を設けたとしても、制度的制約に抵触することになってしまう。研究者支援をいかに効果的に行うかといった観点からこのような制度的制約を取り除くべきであると考える。

（３）ガイドラインの提示について

○　無期転換の問題は、若手研究者の育成というよりは、経験豊かな非常勤講師の雇用問題として議論されてきた。若手研究者の育成という課題と、経験豊かな非常勤講師の労働条件改善という課題を峻別した上で、文部科学省が牽引してきた大学教育改革の基本方針も再確認しつつ、関係省庁とさらに協議を重ねて、労務関連法令に抵触しない明確かつ妥当なガイドラインの提示を期待する。

以　上

資料４：大学経営関係

資料4-1

「私立学校法施行規則」及び「学校法人寄附行為作成例 新旧対照表イメージ」に対する意見

2023.6.1

一般社団法人日本私立大学連盟

１.「私立学校法施行規則の改正の検討状況」について

（１）評議員会の議決を要する「寄附行為の変更」について

意見：学部等の名称変更の実務は、機動的にスピード感ある的確な意思決定を行い、大胆な大学改革を進めていくことが重要となるため、「三　その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院の研究科、学科又は学部を置く場合には、名称又は種類」の削除をお願いします。

２.「学校法人寄附行為作成 新旧対照表イメージ」について

（１）作成例全体に関する記載方法について

意見：各法人の多様性を担保する観点から、寄附行為に委ねられている点の記載については、あくまでも例示であり各法人の特色によりその他の記載内容でも可能である旨の注記等をお願いします。

意見：今般の法改正内容が非常に複雑であるため、「寄附行為作成例新旧対照表」からは、「法令の中で定められている点」と「各法人の寄附行為に委ねられている点」の区別が困難なため、以下の点などの記載方法を工夫していただければ幸いです。

- ●第７条「理事選任機関」、第 29 条「常勤監事の選定及び解職」、第 32 条「評議員の選任」、第 40 条「理事会及び評議員会の協議」等をはじめとする「各法人の寄附行為に委ねられている点」については、法定化された必要事項との区別が明瞭になるよう、色分けや記号を付記する等の工夫をお願いしたい。
- ●第 20 条の２、３「寄附行為の変更や学校法人の重要事項に関する理事会の決議は三分の二とする」、第 37 条３「評議員会の決議事項に『事業に関する中期的な計画の作成又は変更』を追加する」等、寄附行為の作成例の中で新たな事項が追加された重要点に関しては、法定化された必須事項との区別がつくようにしていただきたい。

（２）個別事項について

①第７条「理事選任機関」について

意見：「理事選任機関」の例について、原案例１～３は、機関設計において理事会と評議員会が分離されており、両者の対立を前提とした偏った例示という印象を受けるため、「私立学校法の改正に関する説明資料（５月８日公布時）」で例示されている「理事○人、評議員○人、学外者○人で構成する『第三者を含む選考委員会』」の追加をお願いします。

②第 40 条「理事会及び評議員会の協議」について

意見：理事会と評議員会の意見が異なる場合の学校法人の最終的な意思決定方法は、非常に慎重な検討が必要です。原案の記載例では、全理事及び全評議員による協議としていますが、全員が出席した場合、理事を超える数で構成される評議員が優位となることから、「寄附行為の定めるところにより理事及び評議員で構成する理事・評議員協議会」としていただくなど、作成例であっても人数や構成は各法人に委ねることがわかるようお願いします。

意見：原案の「理事・評議員協議会」は、位置づけが不明確な機関となっており、協議の結果がどのように扱われるのかについて記載すべきと考えます。例えば全理事及び評議員の一部が同意した場合、過半数の同意があったとして、理事会及び評議員会両方の議決を得たと扱うことができるのか、評議員の同意が評議員の過半数に満たない場合は効力を有しないのか、「理事・評議員協議会運営規程」において各法人の裁量に委ねられるのか不明瞭です。

意見：本項の重要性に鑑み、Q&A で例示されている「理事会として評議員会に丁寧に説明した上で、同様の議案を再度評議員会に提出する」等、複数例が必要であると考えます。

③第 37 条の４「評議員会の決議事項『事業に関する中期的な計画の作成又は変更』」について

意見：評議員会の決議事項から、「事業に関する中期的な計画の作成又は変更」は外すべきであると考えます。評議員会は、計画の達成やプロセスを評価・監督する役割であり、今回の改正の主旨である「執行と監督の分離」に照らし合せても、計画の作成又は変更に関する役割を有する必要はないものと考えます。また、攻めのガバナンスを考えた場合においても、スピード感を持った改革を実行していくことが意思決定の要素では極めて重要です。なお、「学校法人制度改革特別委員会」の『学校法人制度改革の具体的方策について』においても、中期計画の評議員会の決議は引き続き検討すべき事項とされています。

④「附則」における経過措置対応に対する記載例の充実について

意見：経過措置への対応は、役員及び評議員会の今後の体制や任期を考える上で大変重要な情報であるため、想定されるケースごとに記載例を複数追加していただければと思います。特に Q&A において記載がある改正法附則第２条の「理事と評議員の兼職解消に対する寄附行為変更の経過措置」や「現行の役員・評議員会の任期が令和７年４月１日までのものを改正法施行後最初に招集される定時評議員会の終結時で延長する場合」及び第３条の「改正法施行の際に在任している役員・評議員の解任権者」等に関しては、具体例の追加をお願いします。

資料５：就職問題等関係

資料5-1

令和６年４月 16 日

経済団体・業界団体等の長　殿

内閣官房内閣審議官
文部科学省高等教育局長
厚生労働省人材開発統括官
経済産業省経済産業政策局長

2025（令和７）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請等について

我が国の持続的な発展のためには、若者の人材育成が不可欠であり、学生が学業に専念し、安心して就職活動に取り組める環境をつくることが重要です。

しかしながら、近年、学生の就職活動は、早期化・長期化する傾向にあることに加え、就職・採用活動の開始日より前にインターンシップ等と称して実質的な採用選考活動が実施されるなどの事態が生じているほか、就職活動を行う学生に対するハラスメントが問題となっています。これらは、学生に混乱をもたらすとともに、学業に専念する機会や、安心して就職活動に取り組める環境を大きく損なうものです。

また、採用と大学教育の未来に関する産学協議会の整理に基づいたインターンシップ等が開始されるようになるなど、学生の就職・採用活動に関する新たな取組も進んでいます。

こうした状況を踏まえ、政府として「2025（令和７）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請事項」を別紙のとおり取りまとめました。就職・採用活動の円滑な実施及び学生が学業に専念できる環境の確保のためには、足並みを揃えた取組が必要です。本要請事項の趣旨を御理解いただき、加盟各企業等に対し、周知していただくとともに、本要請への御協力をお願い申し上げます。

（アンケート）

別紙の要請事項の周知状況等を把握するため、本年夏頃、アンケートを別途実施するので、御協力をお願い申し上げます。

（別紙１）

2025（令和７）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請事項

就職・採用活動の円滑な実施に加え、学生が学業に専念できる環境を確保するため、2025(令和７)年度（2026（令和８）年３月）に卒業・修了予定の学生[1]を対象とした就職・採用活動について、政府として就職・採用活動を行う主体[2]に対し、以下の各項目の枠内の事項について、広く要請します。

１．就職・採用活動の日程

我が国の持続的な発展のためには、若者の人材育成が不可欠であり、学生が学業等に専念し、安心して就職活動に取り組める環境をつくることが重要です。

しかしながら、通常の学事日程に配慮して定められた広報活動の開始日（卒業・修了年度に入る直前の３月１日）及び採用選考活動の開始日（卒業・修了年度の６月１日）よりも前に、それらの活動が行われることで、広報活動及び採用選考活動が一部で早期化し、学生の就職活動期間は長期化する傾向を示しています[3]。

こうした事態は、学生に混乱をもたらすとともに、学生が学修時間等を確保しながら安心して就職活動に取り組める環境を損なっています。

Ⅰ．内容

下記の就職・採用活動日程ルールを原則とする。

- **広報活動開始　：卒業・修了年度に入る直前の３月１日以降**
- **採用選考活動開始：卒業・修了年度の６月１日以降**
- **正式な内定日　：卒業・修了年度の 10 月１日以降**

― 広報活動の開始期日より前に行う活動は、不特定多数に向けた一般的なもの[4]にとどめ、学生の個人情報の取得や個人情報を活用した広報・採用選考活動は行わないこと[5]。

― 広報活動の実施に当たっては、その後の採用選考活動に影響を与えるものではないことを十分に周知[6]すること。

[1] 日本国内の大学、大学院修士課程、短期大学、高等専門学校の卒業・修了予定者が対象であり、大学院博士課程（後期）に在籍している院生はこの限りではありません。
[2] 採用を予定する企業のみならず、学生の就職支援サービスに関わるすべての民間企業・団体も含みます。
[3] 内閣府「学生の就職・採用活動開始時期等に関する調査」(2023（令和５）年 12 月)
[4] 例えば、ホームページにおける文字や写真、動画などを活用した情報発信、文書や冊子等の文字情報によるＰＲなどです。
[5] 広報活動のスケジュールを事前に公表することは差し支えありません。
[6] 例えば、広報活動を行う際の告知・募集の段階と実施時の段階の双方において、当該活動が広報活動として行われる旨を、ホームページや印刷物への明記、会場での掲示、口頭による説明などの方法によって、学生に周知徹底するなどです。

それに加えて、以下のⅡ．の人材については、

（ⅰ） 卒業・修了年度に入る直前の春休み以降のタイミングで、産学協議会が令和４(2022)年４月にまとめた学生のキャリア形成支援活動（４類型）のタイプ３のうち専門活用型インターンシップを活用すること、かつ

（ⅱ）インターンシップ後の採用選考を経ること

により、６月の採用選考開始時期にとらわれないこととする。

Ⅱ．対象

対象となる人材については、産学協議会が令和４(2022)年４月にまとめたタイプ３のうち専門活用型インターンシップを通じて判断される者とする。

（参考）タイプ３のインターンシップ（就業体験、自らの能力の見極め、評価材料の取得）

汎用的能力・専門活用型インターンシップ

（ⅰ）汎用的能力活用型インターンシップ　　実施期間は５日以上

（ⅱ）専門活用型インターンシップ　　実施期間は２週間以上

注）実施期間のうち半分を超える日数は職場での就業体験が必要

Ⅲ．留意事項

Ⅰ及びⅡの実施に当たっては、

（ａ）透明性確保のため、Ⅱ．の人材を求めるためにインターンシップを実施する企業は、以下の内容を含む事項をＨＰ等で公表する。

１）産学協議会基準に準拠したタイプ３のインターンシップの情報開示要件

a. プログラムの趣旨(目的)

b. 実施時期・期間、場所、募集人数、選抜方法、無給/有給等

c. 就業体験の内容（受入れ職場に関する情報を含む）

d. 就業体験を行う際に必要な能力

e. インターンシップにおけるフィードバック

f. 採用活動開始以降に限り、インターンシップを通じて取得した学生情報を活用する旨（活用内容の記載は任意）

注）ここでいう「採用活動開始」の時期については、専門活用型インターンシップの実施により６月より前に採用選考を開始する場合には、その時からとする。

g. 当該年度のインターンシップ実施計画（時期・回数・規模等）

h. インターンシップに係る実績概要（過去２～３年程度）

i. 採用選考活動等の実績概要

２）その他の開示要件

j. 就業体験を行う際に学生に求める大学における学修成果水準(GPA 等)

k. 就業体験を行う際に学生に求める専門的能力

l. 参考情報として、新卒一括採用に係る採用計画(採用人数等)

（ｂ）多様な人材の活躍を促すため、実施企業は、新卒学生のみならず、博士課程学生、既卒学生、海外からの日本人及び外国人留学生など多様な人材にも、同様のインターンシップ、採用選考の機会を設ける。

（ｃ）実施企業は、学生の専門性や能力に応じ、就業後におけるその学生のキャリアパスが適切に形成されることに配慮して、採用を行う。

上記の新しい採用日程を設けた考え方は、次のとおりです。

従来の大量一括採用の仕組みの中では、高い専門的知識や能力を持った大学院生、日本人海外留学者や外国人留学生や学部生の専門性が十分に評価されず、また、企業にとっても、そうした学生を適切に採用・活用できていないという課題があります。

このため、

- 高い専門的知識や能力を持った大学院生、留学生や学部生が、正当に評価される形で就職活動を行えるようにするとともに、
- 企業としても、学生の希望に応える形で、高い専門的知識や能力を持つ人材を確保できるようにすることとします。

その上で、実施企業には、学生の専門性や能力に応じ、就業後におけるその学生のキャリアパスが適切に形成されることに配慮して、採用を行うことが期待されます。

なお、多様な人材の活躍を促進する観点から、通年採用や経験者採用の導入・拡大など、採用方法の多様化を一層推進していくことを期待します[7]。

【用語の定義】

○ 広報活動とは、採用を目的として、業界情報、企業情報、新卒求人情報等を学生に対して広く発信していく活動をいう。その開始期日の起点は、自社の採用サイトあるいは求人広告会社や就職支援サービス会社の運営するサイト等で学生の登録を受け付けるプレエントリーの開始時点とする。

○ 採用選考活動とは、一定の基準に照らして学生を選抜することを目的とした活動をいう。具体的には、選考の意思をもって学生の順位付け又は選抜を行うもの、あ

[7] 日本経済団体連合会「2024 年版経営労働政策特別委員会報告」でも採用方法の多様化が推奨されています。

るいは、当該活動に参加しないと選考のための次のステップに進めないものであり、こうした活動のうち、時間と場所（オンラインを含む。）を特定して学生を拘束して行う面接や試験などの活動をいう[8]。

2．学事日程等への配慮

学生の就職活動期間が長期化すると、学修時間等の確保に影響を与えます。採用選考活動は、広報活動とは異なり、日程や場所等の決定に関して学生に裁量が与えられているものではないため、学生の負担軽減・学修時間の確保・学事日程等に十分に配慮する必要があります。

① 面接や試験の実施に際して、土日・祝日、平日の夕方以降の時間帯、長期休暇期間等を活用するとともに、学生の健康状態に配慮すること[9]。
② 学生の授業、ゼミ、実験、試験、教育実習などの時間と重ならないよう、採用選考活動の日時を設定すること。
③ 採用選考活動の対象となる学生に対して、事前に余裕をもって連絡を行うこと。
④ 学生のクールビズ[10]等への配慮を行うとともに、その旨を積極的に学生に対して周知すること。
⑤ 上記①～④のほか、学生から個別事情の申し出がある場合、それらに十分配慮しながら採用選考活動を実施すること。

3．インターンシップの取扱い

インターンシップについては、産学協議会[11]における2021年度報告書「産学協働による自律的なキャリア形成の推進」[12]における整理を踏まえ、政府においても「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」[13]を改正し、2024年度以降の卒業・修了予定者については、就職・採用活動開始日[14]以降に限って、一定の要件を満たした質の高いインターンシップで取得した学生情報を活用できることとなりました。

一方で、インターンシップを始めとするキャリア形成支援に係る取組（以下、「インターンシップ等」という。）を契機として、本要請でお願いしている日程より前に実質的な採用選考活動が行われる事例、通常の学事日程を考慮しないインターンシップ等が実施されることにより、学生が学修時間等を確保しながら就職活動に取り組める環境が損なわれる事態も生じています。

こうしたことから、産学の共通理解に基づくインターンシップ等を実施することが重要です。

なお、上述の通り、タイプ３のうち専門活用型（２週間以上）かつ卒業・修了年度に入る直前の春休み以降に実施されるインターンシップを通じて高い専門的知識や能力を有すると判断された学生については、そのことに着目し、３月から行われる広報活動の周知期間を短縮して、６月より以前のタイミングから採用選考プロセスに移行できることとし、プロセスの複線化をしております。

○ 産学協議会2021年度報告書「産学協働による自律的なキャリア形成の推進」におけるインターンシップ等の類型や「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」を踏まえ、適切なインターンシップ等を行うこと。主な内容は下記のとおり。
・ キャリア形成支援における産学協働の取組[15]のうち、タイプ１（オープン・カンパニー）、タイプ２（キャリア教育）は、「インターンシップ」には該当しないため、インターンシップと称して行ったり情報発信したりしないこと。
・ インターンシップに参加できる学生数は限られており、就職活動予定者の一部しか参加できないことが想定されるため、インターンシップ参加経験のない者であっても、採用選考へのエントリーは可能であることを十分に周知すること。
・ インターンシップで取得した学生情報を就職・採用活動に活用できるのは、一定の要件[16]を満たしたタイプ３のものに限られ、そのようなインターンシップには、募集要項等に「産学協議会基準準拠マーク」の記載が可能になることに留意すること。（別紙２参照）
・ 広報活動又は採用選考活動の開始日より前に行うインターンシップ等については、広報活動や採用選考活動と異なるものであることを明確にすること。

[8] エントリーシートの提出、ウェブテストやテストセンターの受検などによる事前スクリーニングは、日程・場所等に関して学生に大幅な裁量が与えられていることから、上記の採用選考活動とは区別します。
[9] 翌日の学業やレポートの作成等に影響がないように配慮するとともに、働き方改革の観点から、採用担当者の労務管理についても御留意願います。
[10] 政府としては、平成17年からクールビズ（冷房温度の適正化とその温度に適した軽装や取組など）を推進しており、各企業においては、業界の実態等に照らして、御協力をお願いいたします。
[11] 日本経済団体連合会と大学関係団体等の代表者により構成される「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」
[12] 採用と大学教育の未来に関する産学協議会2021年度報告書(2022年４月18日公表)
[13] 文部科学省・厚生労働省・経済産業省の連名、平成９年９月18日策定。令和４年６月13日最終改正。
[14] 広報活動は卒業・修了年度に入る直前の３月１日、採用選考活動は卒業・修了年度の６月１日

[15] 以下の４つのタイプに分類。
①タイプ１（オープン・カンパニー）：企業・就職情報会社や大学キャリアセンターが主催するイベント・説明会、セミナー・職場見学会等。
②タイプ２（キャリア教育）：大学等が主導する授業・産学協働プログラム（正課・正課外を問わない）、企業がＣＳＲとして実施するプログラム等。
③タイプ３（汎用的能力・専門活用型インターンシップ）：一定の期間（汎用的能力活用型では５日間以上、専門活用型では２週間以上）、就業体験を伴うもので、学生にとってはその仕事に就く能力が自らに備わっているか見極め、企業にとっては学生の評価材料を取得するもの。
④タイプ４（高度専門型インターンシップ）：就業体験を通じて、学生にとっては実践力を向上させ、企業にとっては学生の評価材料を取得するもので、ジョブ型研究インターンシップ（試行中）、高度な専門性を重視した修士課程学生向けインターンシップ(検討中）が該当。
[16] 以下の５つの要件。
①インターンシップ実施期間の半分を超える日数を職場での就業体験（テレワークが常態化している場合はテレワークも含む。）に充てること
②職場の社員が学生を指導し、終了後にフィードバックを行うこと
③汎用的能力活用型では５日間以上、専門能力活用型では２週間以上をかけて実施すること
④学業との両立の観点から、学部３年・４年ないし修士１年・２年の長期休暇期間に実施すること（但し、大学正課および大学院博士課程（後期）は長期休暇の限りでありません。）
⑤プログラムの趣旨・内容・就業体験を行う際に必要な能力・採用選考活動等開始日以降に学生情報を活用する旨・採用選考活動等の実績概要など、産学協議会が設けた項目をＨＰ等で公表すること

・ 広報活動又は採用選考活動の開始日以後に、2025（令和７）年度卒業・修了予定者を含むインターンシップ等を実施する場合には、広報活動又は採用選考活動の趣旨を含むことも差し支えないが、その場合は、あらかじめ当該活動の趣旨を含むことを明示すること。
・ インターンシップを実施する場合は、学生の長期休暇を活用し[17]、学事日程に十分に配慮すること。

4．卒業・修了後３年以内の既卒者の取扱い

近年は、留学や課外活動など様々な活動に意欲的に取り組む様々な学生も数多くいます。そうした意欲や能力ある有為な若者に、応募の機会を幅広く提供することが重要です。

① 若者雇用促進法に基づく指針[18]も踏まえ、卒業・修了後少なくとも３年以内の既卒者は、新規卒業・修了予定者の採用枠に応募できるようにすること。
② 上記①の既卒者について、通年採用など様々な募集機会を積極的に提供するとともに、その場合には、その旨の情報発信を行うこと。

5．日本人海外留学者[19]や外国人留学生などに対する多様な採用選考機会の提供

国際的な人材獲得競争が展開される中で、日本人海外留学者や外国人留学生が、就職活動で不利になるとの認識が生じることがないよう、多様で公平・公正な採用選考の機会を提供することが重要です。

① 日本人海外留学者や外国人留学生に対して、一括採用のほか、通年採用、海外や国内で実施されるジョブフェアに参加するなど多様な採用選考機会を設けるなどの取組を、各企業の必要に応じて行うとともに、積極的に周知すること。
② 外国人留学生に対して、業種や職種等によって求められる日本語能力が多様であること等も踏まえ、選考時点での一律の日本語能力ではなく、業務で求められる日本語能力や専門性に応じた採用選考を行うなどの取組を、各企業の必要に応じて行うこと。
また、そうした取組については、外国人留学生の多様性に応じた採用選考や採用後の柔軟な人材育成・処遇等について政府として策定したチェックリストやベストプラクティス[20]等を参考に、積極的に周知すること。
③ 2026（令和８）年３月とは卒業・修了の時期が異なるなど何らかの理由により一括採用の採用選考時期に就職活動を行わなかった学生に対して、通年採用や秋季採用の導入を始めとした様々な募集機会を設けることについて、積極的に検討すること。また、そうした機会を提供している場合には、積極的に周知すること。

[17] 翌日の学業やレポート作成等に影響がないように配慮するとともに、採用担当者の労務管理についても御留意願います。
[18] 「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」（平成27年厚生労働省告示第406号）
[19] 留学期間が１．の就職・採用活動の日程と重複する者などを指します。
[20] 外国人留学生の就職や採用後の活躍に向けたプロジェクトチーム（文部科学省、厚生労働省、経済産業省の３省共同事務局）において「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」を策定（令和２年２月）。

6．オンラインの活用

学生がオンラインであっても対面と同様に不公平・不公正な扱いを受けることなく、安心して就職活動に取り組める環境を整えることが重要です。また、大学等の所在地により、学生の就職活動に不利が生じないよう、配慮する必要があります。

① オンラインによる企業説明会や面接・試験を実施する場合には、その旨を積極的に情報発信すること。特に、遠隔地の学生に対して、オンラインでの実施を積極的に検討し、そうした機会を提供している場合には、積極的に周知すること。
② 通信手段や使用ツールなど、どのような条件で実施するかについて事前に明示し、学生が準備する時間を確保すること。
③ 通信環境により、音声・映像が途切れる場合には、学生が不安にならないよう対応すること。
④ オンライン環境にアクセスすることが困難な学生に対しては、対面や他の通信手段による企業説明会や面接・試験等も併せて実施すること。

7．成績証明等の一層の活用

採用選考活動では、学生の学業に対する取組状況が適切に評価されることが重要です[21]。

○ 採用選考活動に当たっては、大学等における成績証明等を取得して一層活用すること（例えば、面接時にそれらに基づいた質問を行うなど）等により、学修成果や学業への取組状況を適切に評価すること。

8．公平・公正で透明な採用、個人情報の不適切な取扱いの防止の徹底

学生が安心して就職活動に取り組むためには、応募者に広く門戸を開き、応募者の適性・能力に基づいた公平・公正で透明な採用選考を行っていただくことが必要です。また、学生の個人情報の不適切な取扱いにより、就職活動に不利に働くようなサービスが提供され、利用される事案などが発生しました。

○ 関係法令等[22]を踏まえ、公平・公正で透明な採用選考活動を行うとともに、学生

[21] 日本経済団体連合会「2023年版経営労働政策特別委員会報告」では、「学修成果の評価や保有しているスキル・職能に基づいた採用基準による採用枠の拡大を検討する」旨が記載されています。
[22] 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（昭和41年法律第132号）、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号）、「青少年の雇用の促進等に関する法律」（昭和45年法律第98号）、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）、「職業安定法」（昭和22年法律第141号）、「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針」（平成11年労働省告示第141号）及び「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）

の個人情報の取扱い等を適切に行うこと。

9．採用選考における学生の職業選択の自由を妨げる行為の防止の徹底

就職をしたいという学生の弱みに付け込んだ、学生の職業選択の自由を妨げる行為（いわゆる「オワハラ」）が確認されています。オワハラは、憲法で保障された職業選択の自由を侵害するおそれがある許されない行為です。

企業の対応が学生にオワハラと受け止められれば、その企業にとって、法違反に問われるおそれがあるほか、社会的信用の失墜や企業イメージの低下につながることも懸念されます。

また、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号。）第７条の規定に基づく「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」（平成 27 年厚生労働省告示第 406 号。）では、「採用内定又は採用内々定を行うことと引替えに、他の事業主に対する就職活動を取りやめるよう強要すること等青少年の職業選択の自由を妨げる行為又は青少年の意思に反して就職活動の終了を強要する行為については、青少年に対する公平かつ公正な就職機会の提供の観点から行わないこと」とされていることにも留意が必要です。

○　学生の職業選択の自由を確保するため、新卒等の採用を行う企業及び学生と企業のマッチング機能を担う職業紹介事業者は、オワハラを行わないこと[23]。

（参考）オワハラについて

現に採用・就職活動の現場でみられるオワハラに該当し得る例としては、次のようなものが挙げられる。

ただし、オワハラは、これらの例に限られるものではない。

- **自社の内（々）定と引換えに、他社への就職活動を取りやめるよう強要すること**
- **自由応募型の採用選考において、内（々）定と引換えに、大学等あるいは大学教員等からの推薦状の提出を求めること**
- **他社の就活が物理的にできないよう、研修等への参加を求めること**
- **内定承諾書等の早期提出を強要すること**

[23] 職業紹介事業者が就活エージェント等の名称で提供する職業紹介サービスを学生が活用し企業から内々定を受けた際、当該就活エージェント等から、他企業への就職活動の終了を迫られる等の事例がみられる。大学は、学生に対し、内々定を受けた後であっても、引き続き就職活動ができる旨を周知徹底する。仮に不当な行為等があった場合には、キャリアセンター等の窓口で相談や企業に対する申し入れができるよう環境を整備する。 同時に、学生に対して、不必要に複数の内々定を保持する行為などは厳に慎み、節度ある就職活動を行うよう周知徹底する。

また、都道府県労働局・ハローワークにおいても、学生からの相談を受けつけ、相談者の意向も踏まえつつ、事実確認の上で、適切に対処する。都道府県労働局・ハローワークと大学のキャリアセンター等の窓口は、事例の共有等の連携を行う。

- **内（々）定辞退を申し出たにもかかわらず、引き留めるために、何度も話し合いを求めること**
- **内（々）定期間中に行われた業務性が強い研修について、引き留めを目的として、内（々）定を辞退した場合において研修費用の返還を求める、あるいは、事前にその誓約書を要求すること**

10．セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントの防止の徹底

就職をしたいという学生の弱みに付け込んだ、学生に対するセクシュアルハラスメント・パワーハラスメントが確認されています。

○　採用選考活動やOB・OG訪問対応時、インターンシップ等において、性的な冗談やからかい、身体に接触するなどセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントを行ってはならない旨を社員に対して周知をするほか、学生からの相談に対して適切な対応を行う[24]など、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための対応を徹底すること。

11．学生からの苦情・相談への対応

上記のようなハラスメント行為への対応も含め、学生が安心して就職活動に取り組めるような環境づくりのため、大学・企業・政府等の関係者が学生からの苦情・相談に対応することが重要であり、企業及び学生と企業のマッチング機能を担う職業紹介事業者の皆様におかれては、下記の対応をお願いします。

○　若者雇用促進法に基づく指針等も踏まえ、職業安定機関（ハローワーク等）等と連携を図りつつ、相談窓口の設置など、学生からの苦情・相談を迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めること。

以　上

[24] 「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）」等

（別紙２）

産学協議会基準準拠マーク

質の高いインターンシップの普及に向けて、産学協議会が合意した５つの要件（就業体験、実施期間等）を満たすプログラムには、本マークの使用が可能。
※2023年の夏休み以降に実施するプログラムから適用

参 考 資 料

令和６年４月 16 日

経済団体・業界団体等の長 殿

就職問題懇談会座長
大 野 英 男
（東北大学前総長）

「令和７年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（企業等への要請）」について

この度、国公私立の大学、短期大学及び高等専門学校（以下、「大学等」という。）関係団体の代表で構成する就職問題懇談会では、「令和７年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下、「申合せ」という。）を定めました。

我が国の持続的な発展の基盤となる人材の育成のためには、未来を担う学生の学びの充実がなければなりません。学生が学業に専念し、多様な経験ができる環境が大学等にあり、それを企業の皆様をはじめ広く社会で支えることが必要であり、未来を拓く人材育成を社会全体で実現するためには皆様の協力が欠かせません。

特に学生の就職・採用活動に当たっては、学びの適切な評価とともに、その活動が学業に支障をきたさないよう円滑に実施することが重要です。大学等は、学校教育の充実と学生の学修環境の確保のために全教職員が協力し、全学的に申合せを実行する所存ですが、併せて、各企業等及び求人広告会社やその他就職支援サービス会社の皆様の御理解・御協力は不可欠です。

申合せでは、就職活動の秩序を維持し、学生の就職機会の均等のため、各大学等が取り組む事項を定めていますが、この申合せをもとに、学生の就職・採用選考活動に際し留意いただきたい事柄を「令和７年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（企業等への要請）」としてまとめました。

貴団体におかれては、本趣旨を御勘案いただき、加盟企業等に対する周知徹底を要請いたします。

なお、「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」のウェブサイトでは、インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の４つの類型の基本的考え方や、その実施に向けた周知活動等を行っています。今後の実践に向けてぜひ一度ご覧ください。

○産学協議会ウェブサイト
https://www.sangakukyogikai.org/activities

令和６年４月16日
就職問題懇談会

令和７年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について
（企業等への要請）

就職問題懇談会は、我が国の持続的な発展の基盤となる人材育成という視野に立ち、未来を担い拓く学生が大学等において学問をしっかりと修めることが、社会や企業等にとっても重要であり、企業等が学生に対する採用活動について共通認識を持つことが不可欠であると考える。このため、学生が安心して学業に専念できるよう、学修環境の確保を前提とした採用選考活動を実施いただきたく、以下の点を要請する。

（１）就職・採用選考活動開始時期の遵守
大学等の学事暦に十分配慮し、以下の就職・採用選考活動日程を遵守すること。
［就職・採用選考活動日程］
Ⅰ．内容
下記の就職・採用日程を原則とする。
・広報活動開始[i]　：　卒業・修了年度に入る直前の３月１日以降
・採用選考活動開始[ii]　：　卒業・修了年度の６月１日以降
・正式な内定日　：　卒業・修了年度の１０月１日以降
それに加えて、以下のⅡ．の人材については、
（ⅰ）卒業・修了年度に入る直前の春休み以降のタイミングで、産学協議会が令和４年４月にまとめた タイプ３[iii]のうち専門活用型インターンシップを活用すること、かつ
（ⅱ）インターンシップ後の採用選考を経ること
により、６月の採用選考開始時期にとらわれないこととする。
Ⅱ．対象
対象となる人材については、タイプ３のうち専門活用型インターンシップを通じて判断される者とする 。

（参考）タイプ３のインターンシップ（就業体験、自らの能力の見極め、評価材料の取得）
汎用的能力・専門活用型インターンシップ
（ⅰ）汎用的能力活用型インターンシップ 実施期間は５日以上
（ⅱ）専門活用型インターンシップ　実施期間は２週間以上
注）実施期間のうち半分を超える日数は職場での就業体験が必要
Ⅲ．留意事項
Ⅰ及びⅡの実施に当たっては、
（ａ）透明性確保のため、Ⅱ．の人材を求めるためにインターンシップを実施する企業は、以下の内容を含む事項をＨＰ等で公表する。

１）産学協議会（令和４年４月））に準拠したタイプ３のインターンシップの情報開示要件
a. プログラムの趣旨（目的）
b. 実施時期・期間、場所、募集人数、選抜方法、無給/有給等
c. 就業体験の内容（受入れ職場に関する情報を含む）
d. 就業体験を行う際に必要な能力
e. インターンシップにおけるフィードバック
f. 採用活動開始以降に限り、インターンシップを通じて取得した学生情報を活用する旨（活用内容の記載は任意）
注）ここでいう「採用活動開始」の時期については、専門活用型インターンシップの実施により６月より前に採用選考を開始する場合には、その時からとする。
g. 当該年度のインターンシップ実施計画（時期・回数・規模等）
h. インターンシップに係る実績概要（過去２～３年程度）
i. 採用選考活動等の実績概要
２）その他の開示要件
j. 就業体験を行う際に学生に求める大学における学修成果水準（GPA 等）
k. 就業体験を行う際に学生に求める専門的能力
l. 参考情報として、新卒一括採用に係る採用計画（採用人数等）
（ｂ）多様な人材の活躍を促すため、実施企業は、新卒学生のみならず、博士課程学生、既卒学生、海外からの日本人及び外国人留学生など多様な人材にも、同様のインターンシップ、採用選考の機会を設ける。
（ｃ）実施企業は、学生の専門性や能力に応じ、就業後におけるその学生のキャリアパスが適切に形成されることに配慮して、採用を行う。

学生の採用選考に当たり、求人広告会社やその他就職支援サービス会社を利用する際も、本要請を遵守したサービスであることを確認した上で利用すること。
また、採用選考活動開始前の早期の段階で採用の内々定を出すことや、「早期選考」等と称して採用選考活動開始前に採用選考活動を実施することは学生の学修環境に強い影響を及ぼすこととなるので、実施しないこと。
なお、海外留学する学生もいることから、上記の就職・採用選考開始時期以降に長期にわたって積極的に広報活動及び採用選考活動を実施するとともに、卒業・修了した学生に対しても同様の活動を行うこと。

（２）学生の学業等への配慮
企業等が学期期間中に採用選考活動を実施する場合には、当該活動が学業の妨げとならないよう、以下の点に配慮すること。
① 授業、試験、留学、教育実習等と採用選考活動が重複しないかあらかじめ学生に確認し、必要に応じて個別的な採用選考日時の変更など必要な対応を明示的に行うこと。また、土日祝日や平日の夕方を活用するほかインターネットなど

の多様な通信手段も取り入れるなど、学生の学修環境を損なうことのないよう極力柔軟に対応すること。
② 大学等の所在地や学生の居住地が遠方である場合などには、多様な通信手段を活用して採用選考活動を行うなど、採用選考において不利とならないよう配慮すること。
③ 多様な通信手段を活用した採用選考活動を行う際には、学生の通信環境を考慮した対応として、通信環境が整わない学生が不利益を被らないよう配慮し、音声・映像が途切れた場合の対応をあらかじめ明示すること。また、学生が準備する時間を確保するため、通信手法について余裕をもって連絡すること。

（３）多様な選考機会の提供
国際的な人材獲得競争が展開される中で、日本人海外留学者[iv]や外国人留学生が、就職活動で不利になるとの認識が生じないよう、日本人海外留学者や外国人留学生のみを対象とする採用選考等の取組を各企業等の必要に応じて行い、取組を行っている企業等は、様々な募集の機会についてインターネットなどの多様な通信手段も活用して積極的に周知・広報すること。

（４）雇用機会均等、職業選択の自由を妨げる行為等の抑制、公平・公正な採用の徹底
労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、同法指針の趣旨及び障害者雇用促進法等にのっとって採用選考活動を行うこと。特に、総合職採用における女子学生や、障害のある学生への配慮、あるいは学生が持つ多様性の尊重など、適切に対応すること。
また、必要な人材確保に熱心になるあまり、例えば
① 正式内定開始日前に内定承諾書、誓約書をはじめとした内定受諾の意思確認書類の提出要求
② ６月１日以降の採用選考時期に学生を長時間拘束するような選考会、研修及び行事等の実施
③ 自社の内(々)定と引換えに、他社への就職活動を取りやめるよう強要すること
④ 自由応募型の採用選考において、内(々)定と引換えに大学等あるいは大学教員等からの推薦状の提出を求めること
⑤ 業務性が強い研修について、内定や内々定を辞退した場合に研修費用の返還を求めること。
など、学生の職業選択の自由を妨げる行為や、学生の意思に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的な行為は厳に慎むこと。また、その実効性を担保するため、学生が相談できる窓口を設けるなど学生からの苦情・相談を迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めること。
加えて、採用選考活動に携わる人事担当者等が、就職をしたいという学生の弱みに付け込んで、性的な言動や人権を侵害するような行為をすることがないよう、当該人事担当者等への適切な事前指導・教育を行うこと。
また、採用選考活動等で差別的な取扱いが行われないよう、学生に対して、就職差別につながる恐れのある項目を含む「会社指定書類（エントリーシート等を含む）」、

「戸籍謄（抄）本」、「住民票」等の提出を求めないこと。面接においても同様に就職差別につながる恐れのある内容の質問等をしないこと。
さらに、就職活動において書類を徴収するに際しては、学生の個人情報の取扱い等に留意し、第三者に提供すること等を想定しているのであれば、その使途を明確に事前周知し、学生が同意したくない場合には拒否できるような仕組みを設けるとともに、あらかじめ示された必要書類以外のものを選考の最終段階や内々定後に求めることがないように、必要書類を含む採用選考情報をあらかじめ明示すること。

（５）インターンシップ等の適切な実施
インターンシップとは、「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」（以下、「三省合意」という。）では「学生がその仕事に就く能力が自らに備わっているかどうか（自らがその仕事で通用するかどうか）を見極めることを目的に、自らの専攻を含む関心分野や、将来のキャリアに関連した就業体験（企業の実務を経験すること）を行う活動（但し、学生の学修段階に応じて具体的内容は異なる）」とされており、その実施に当たっては、「三省合意」を踏まえ[v]、適切に実施すること。
インターンシップ等の実施に当たり、特に以下の点について留意すること。
① インターンシップ等は原則として、広報活動や採用選考活動そのものではない。令和５年度以降に実施するインターンシップには、就業体験要件や指導要件等、一定の要件が定められていることから、既存のプログラムが要件を満たしているかを確認するとともに、要件を満たさない場合には「インターンシップ」と称して実施することは厳に慎むこと。特に、実質的に就業体験を伴わず業務説明の場となっている「ワンデーインターンシップ」などと称した行事は、就業体験要件や実施期間要件を満たしていないことが明らかであるため、見直しを図ること。また、インターンシップ等に参加する学生を求人広告会社やその他就職支援サービス会社を利用して公募する際は、本要請を遵守したサービスであることを確認した上で利用すること。
② インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の教育的効果を高めるため、大学等との連携の下実施すること。
③ 学生の学業を妨げることがないようインターンシップ等の実施時期に十分配慮し、原則として長期休暇の活用など学事日程に十分配慮して実施すること。ただし、大学の正規の教育課程としてのインターンシップはこの限りではない。
④ 一定の要件を満たしたインターンシップで取得した学生の個人情報は、原則として、３月以降は広報活動に、６月以降は採用選考活動に使用できる。なお、令和７年度卒業・修了予定者を対象とし、広報活動・採用選考活動の開始時期以降に実施されるインターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組で、あらかじめ広報活動・採用選考活動の趣旨を含むことが示されている場合には、この限りではない。
⑤ また、令和７年度以降の卒業・修了予定者を対象とし、卒業・修了年次に入る直前の春休み以降に実施されるタイプ３の専門活用型インターンシップについて

は、取得した学生情報を例外的に３月以降の採用選考活動に使用できることに留意する。

（６）採用選考活動における学業成果等の評価
採用選考において、卒業・修了前年度までの学修成果や学業への取組状況を表す書類（例えば成績証明書や履修履歴等）を選考の早期の段階で取得したり、学生が提出する学修成果等に関する資料（例えばｅポートフォリオやディプロマ・サプリメント等）を採用面接等において積極的に活用することにより、学生の学修成果等を適切に評価すること。

（７）学生の健康状態への配慮
採用選考活動の実施時期が梅雨や夏季に当たるため、学生のクールビズ等の取扱いを明示することで、学生の健康面に配慮すること。

（８）卒業・修了後３年以内の既卒者の取扱い
個々の学生の置かれた状況は様々であるため、意欲や能力を有する若者に応募の機会を広く提供する観点から、「若者雇用促進法」に基づく指針[vi]の趣旨を踏まえつつ、自社の実情や採用方針にのっとって、大学等の卒業・修了者が、卒業・修了後少なくとも３年間は新規卒業・修了予定者の採用枠に応募できるような募集条件を設定するなど、適切な対応に努めること。

（９）本要請の周知と対応
企業及び経済団体・業界団体等においても、本要請の周知・理解の促進と、それを踏まえた適切な採用選考活動の実施に努めること。

（用語解説）

[i] 広報活動とは、採用を目的として、業界情報、企業情報、新卒求人情報などを学生に対して広く発信していく活動を指す。
開始期日の起点は、自社の採用サイトあるいは求人広告会社やその他就職支援サービス会社の運営するサイト等で学生の登録を受け付けるプレエントリーの開始時点（令和７年度卒業・修了予定者は令和７年３月１日）とする。
また、会社説明会などのように、学生が自主的に参加又は不参加を決定することができるイベントは、その後の選考活動に影響しない旨を明示するとともに、学事日程に十分配慮すること。
開始期日前は、ホームページにおける文字や写真、動画などを活用した情報発信、文書や冊子等の文字情報によるＰＲなど、不特定多数に向けた情報発信にとどめ、学生情報の取得や学生情報を活用した活動は行わないこと。
（広報活動日程を事前に公表することは差し支えない。）
なお、求人広告会社やその他就職支援サービス会社は、開始期日の前後を問わず大学の授業・試験期間を十分に配慮したサイト等の運営に留意すること。
求人広告会社やその他就職支援サービス会社とは、従来の就職情報会社のみならず、学生の就職支援サービスに関わるすべての民間企業・団体を指す。

[ii] 採用選考活動とは、一定の基準に照らして学生を選抜することを目的とした活動を指す。具体的には、選考の意思をもって学生の順位付け又は選抜を行うもの、あるいは、当該活動に参加しないと選考のための次のステップに進めないものであり、こうした活動のうち、時間と場所を特定して行う面接や試験などの活動を指す。

[iii] タイプ３とはキャリア形成支援の４つのタイプのうちの一つ。
・タイプ１（オープン・カンパニー）：主に企業・就職情報会社や大学キャリアセンターが主催するイベント・説明会を想定。
・タイプ２（キャリア教育）：主に企業が CSR として実施するプログラムや、大学が主導する授業・産学協働プログラム（正課・正課外を問わない）を想定。
・タイプ３（汎用的能力活用型インターンシップ、専門活用型インターンシップ）：主に企業単独、大学が企業あるいは地域コンソーシアムと連携して実施する、適性・汎用的能力ないしは専門性を重視したプログラムを想定。
・タイプ４（高度専門型インターンシップ）：文部科学省を中心に試行的に実施している「ジョブ型研究インターンシップ」や、「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」で検討している「高度な専門性を重視した修士課程学生向けインターンシップ」が該当。
このうち、(a)就業体験要件、(b)指導要件、(c)実施期間要件、(d)実施時期要件、(e)情報開示要件の５つを満たすタイプ３及びタイプ４のみをインターンシップと称することとし、令和６年度の卒業・修了予定者から当該インターンシップで得られた学生情報の活用が可能とされた。

[iv] 令和６年度卒業・修了予定者のうち、留学期間が就職・採用選考活動の日程と重複する者など。

[v] 令和４年４月に一般社団法人日本経済団体連合会と大学関係団体等の代表者により構成される「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」において「学生のキャリア形成支援に係る産学協働の取組み」が四つの類型に整理されたことを踏まえ、令和４年６月に政府の「三省合意」が改正され、インターンシップの定義の見直しが行われている。https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/sangaku2/20220610-mxt_ope01_01.pdf

[vi] 「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」（平成 27 年厚生労働省告示第 406 号）

参 考
令和６年４月 16 日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 公 私 立 短 期 大 学 長 殿
各国公私立高等専門学校長

就職問題懇談会座長
大 野 英 男
（東北大学前総長）

令和７年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者
に係る就職について（申合せ）

我が国の持続的な発展の基盤となる人材の育成のためには、未来を担う学生の学びの充実がなければなりません。学生が学業に専念し、多様な経験ができる環境が大学等にあり、それを社会全体が支えることが必要です。特に、学生の就職・採用活動に当たっては、学びの適切な評価とともに、その活動が学生の学業に支障をきたさないよう、企業等の理解・協力を得ながら、円滑に実施することが重要です。

このような考えの下、国公私立の大学、短期大学及び高等専門学校（以下、「大学等」という。）関係団体の代表で構成する就職問題懇談会では、「令和７年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下、「申合せ」という。）を別紙のとおり定めました。申合せでは、学校教育の充実と学生の学修環境を確保するとともに、学生が自己の能力や適性に応じて適切に職業を選択できるようにするため、各大学等が取り組む事項についてまとめています。

また、学生の学修環境を確保し、就職・採用活動が混乱なく実施されるようにするため、就職問題懇談会として各企業に御理解・御協力を要請したい事項を「令和７年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（企業等への要請）」としてまとめ、経済団体等に対し、加盟企業への周知徹底を要請します。

ついては、申合せの内容に御留意の上、各大学等におかれては、キャリア教育を含む学校教育の充実と学生の学修環境が確保されるよう全教職員が連携・協力し、全学一丸となった対応をお願いします。

なお、日本経済団体連合会が主催する「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」のウェブサイトでは、インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の４つの類型の基本的考え方や、その実施に向けた周知活動等を行っています。今後の実践に向けてぜひ一度ご覧ください。

○産学協議会ウェブサイト
https://www.sangakukyogikai.org/activities

令和６年４月16日
就職問題懇談会

令和７年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について
（申合せ）

大学、短期大学及び高等専門学校（以下、「大学等」という。）は、経済・社会構造が大きく変化している状況の中で、未来を担い拓く学生に高い学力と豊かな人間性を身につけさせた上で、社会に送り出す社会的使命を負っている。その責務を果たすためには、学校教育の充実と学生の学修環境を確保することが不可欠である。

その理念の下、国公私立の大学等で構成する就職問題懇談会は、就職・採用活動が多様化している中で、学生が自己の能力や適性に応じて適切に職業を選択できるようにするための検討を行い、政府に対し就職問題懇談会としての考えを伝え、令和５年12月に政府が公表した「2025年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方」にも反映された。

このような流れを踏まえ、就職問題懇談会では、令和７年度の大学等卒業・修了予定者に係る就職・採用活動に関し各大学等が取り組む事項について下記のとおり申し合わせを定めた。

この申合せを行うに当たり、各大学等においては、全教職員が協力し、全学的にこれを実行するよう努める。

なお、就職活動の秩序維持に関して、各大学等が取り組むだけでなく、就職問題懇談会としても企業及び求人広告会社やその他就職支援サービス会社等に対し協力要請を行う。

記

１．各大学等は、就職・採用選考活動に関する本申合せの大きな目的が、我が国の持続的な発展の基盤となる人材育成という視野に立ち、学生の学修時間の確保や留学などの多様な経験を得る機会の確保など、学生の学修環境の整備であることを再度認識する。その上で、各大学等は、学事暦に十分に配慮し、以下の就職・採用選考活動日程を遵守するとともに、企業等に対して、その遵守を要請する。

なお、海外留学や教育実習に取り組む学生も考慮して、多様性に配慮した広報活動及び採用選考活動を実施することを企業等に要請する。

また、卒業・修了後であっても新卒採用に応募を可能とすることも要請する。

［就職・採用選考活動日程］

Ⅰ．内容

下記の就職・採用活動日程ルールを原則とする。

・広報活動開始[i]　：　卒業・修了年度に入る直前の３月１日以降
・採用選考活動開始[ii]　：　卒業・修了年度の６月１日以降
・正式な内定日　：　卒業・修了年度の１０月１日以降

それに加えて、以下のⅡ．の人材については、

（ⅰ）卒業・修了年度に入る直前の春休み以降のタイミングで、産学協議会が令和４年４月にまとめた タイプ３[iii]のうち専門活用型インターンシップを活用すること、かつ
（ⅱ）インターンシップ後の採用選考を経ること
により、６月の採用選考開始時期にとらわれないこととする。

Ⅱ．対象

対象となる人材については、タイプ３のうち専門活用型インターンシップを通じて判断される者とする。

（参考）タイプ３のインターンシップ（就業体験、自らの能力の見極め、評価材料の取得）
汎用的能力・専門活用型インターンシップ
（ⅰ）汎用的能力活用型インターンシップ　実施期間は５日以上
（ⅱ）専門活用型インターンシップ　　実施期間は２週間以上
注）実施期間のうち半分を超える日数は職場での就業体験が必要

２．各大学等は、就職・採用選考活動に関し、学生に対して、関連情報の周知や情報提供に努めるとともに、個別の相談や指導等を行い、企業等に具体的な対応を要請する必要がないか確認するなど、きめ細かな支援を行う。

３．各大学等は、採用選考において学生の学修成果や学業への取組状況を適切に評価するよう企業等に要請するとともに、学生が自らの学修成果等を企業等に対して容易に説明できるよう、企業等において適切な評価に資する情報・資料を、積極的に提供するように努める。

４．各大学等は、インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の本来の趣旨に鑑み、その教育的効果を高めることに努める。特に、インターンシップ実施に当たって要件が定められていることを踏まえ、「企業説明会」等を「ワンデーインターンシップ」などと称して実施することがないよう留意する。なお、一定の要件を満たしたインターンシップで取得した学生情報は、原則として広報活動・採用選考活動開始以降に使用できるが、それ以外は使用できないことを企業等に要請する。なお、令和７年度以降の卒業・修了予定者に関しては、タイプ３のうち専門活用型（２週間以上）かつ卒業・修了年度に入る直前の春休み以降に実施されるインターンシップを通じて高い専門的知識や能力を有すると判断された場合については、例外的な取扱いとなる場合があることに留意する。

５．各大学等は、学生が求人広告会社やその他就職支援サービス会社を利用するに当たっては、新卒採用サービスの多様化に伴い、学生がその特徴を十分に理解した上で、業界

・企業の十分な研究を通じて、適切な利用方法により、進路を検討するよう学生へ周知・指導する。なお、就職・採用選考活動の早期化を増長させないよう、学内での案内にも十分に留意する。

具体的取組

１．　就職・採用選考活動の円滑な実施

（１）就職・採用選考活動日程に関する留意事項

大学等は、就職・採用選考活動の日程及びそれに付随して実施される「企業説明会」、「学校推薦」、「正式内定開始日」について、以下の取扱いを遵守する。

① 「企業説明会」の取扱い

企業等が採用を目的として、事前に採用予定数や選考日程などの採用情報を広く学生に発信する「企業説明会」に対する会場提供や協力については、卒業・修了前年度３月１日以降とする。また、「ワンデーインターンシップ」などと称して、就業体験を伴わず、実態として特定の企業等の説明にとどまるプログラムとならないように留意する。

② 学校推薦の取扱い

学校推薦は、卒業・修了年度の６月１日以降とする。

③ 正式内定に至るまでの対応

学生が正式内定に至るまで、いたずらに複数の内々定を保有した状態を継続することがないよう誠意ある対応に努めることを指導するとともに、９月３０日以前の内々定は学生を拘束するものではない旨を周知徹底する。

（２）学生への周知・情報提供

① 就職・採用選考活動に関して注意すべき点の十分な周知

各大学等は、学生が混乱することのないよう、就職・採用選考活動の時期等について、その趣旨を含めて、学生に対して十分に周知する。特に、採用選考活動が授業期間と重複するスケジュールであることを踏まえ、学生個々の学業と採用選考関係の日程が重複する場合には、採用選考関係の日程調整に関して企業等に相談することが可能であることを周知・指導する。

② 留学や教育実習等を希望する学生への周知

各大学等は、留学や教育実習等を検討している学生には、企業等が様々な募集機会を設けることについて、積極的に検討するよう依頼しているとともに、そうした機会を提供している場合には、企業等が情報発信するよう求めていること等を周知・指導する。

③ 就職関連情報の積極的な提供

学生が進路選択する際の検討に資するため、各大学等は、特定の企業等に偏らない様々な企業等に関する情報や、学部・分野別の就職実績等に関する情報の積極的な提供に努める。また、海外への留学や外国人留学生の受入れを積極的に進めている大学等は、日本人海外留学者[iv]や外国人留学生に対し、企業等での採用に関する情報をインターネットなどの多様な通信手段も活用して積極的に提供し、就職活動において不利にならないよう配慮する。

（３）学修成果等に関する情報の提供

各大学等は、学生の卒業・修了前年度までの学修成果や学業への取組状況を学生が企業等に対して容易に説明ができるよう、企業等にとって確認・閲覧しやすい形（例えばｅポートフォリオやディプロマ・サプリメント等）で提供するなど、学修成果等の適切な評価に資する情報・資料の提供に取り組む。

（４）相談体制の充実

就職活動中の学生には、企業等からなかなか内々定がもらえないといったことや、企業等の職員からのハラスメントなど、あってはならないことが過去に起こっていることから、ガイダンスなどを通じてあらかじめ学生に注意喚起するとともに、これらに学生が巻き込まれた場合に適切な対応ができるよう、既存の就職支援窓口の充実や学生支援担当者の意識啓発を進める。

２．就職・採用選考活動の公平・公正の確保について

（１）インターンシップに係る大学の関与と学生への周知

インターンシップとは、「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」（以下、「三省合意」という。）では「学生がその仕事に就く能力が自らに備わっているかどうか（自らがその仕事で通用するかどうか）を見極めることを目的に、自らの専攻を含む関心分野や、将来のキャリアに関連した就業体験（企業の実務を経験すること）を行う活動（但し、学生の学修段階に応じて具体的内容は異なる）」とされていることから、大学等の教育・学生のインターンシップを始めとするキャリア形成支援の一環として、各大学等が積極的に関与する。各大学等が実施に関わる場合は「三省合意」を踏まえ[v]、適切な実施を徹底する。

学生に対しては、インターンシップは原則として就職・採用選考活動そのものではないということを周知する。また、「ワンデーインターンシップ」などと称して、実質的に就業体験を伴わず業務説明の場となっているものについては、インターンシップではない旨を周知する。

加えて、実質的に業務説明の場となっているインターンシップと称するものへの参加を理由に授業等を欠席することは認めないことが望ましい。

（２）企業がインターンシップ等で取得した学生情報の取扱い

各大学等は、企業等が一定の要件を満たしたインターンシップで取得した学生情報を、原則として３月以降は広報活動に、６月以降は採用選考活動に使用できることを周知する。その際、企業等が一定の要件を満たしていないにもかかわらず「イ

ンターンシップ」と称したプログラムを実施し、取得した学生情報を広報活動・採用選考活動に使用しようとしていないか等について留意する。また、令和７年度の卒業・修了予定者を対象とし、卒業・修了年度に入る直前の春休み以降に実施されるタイプ３の専門活用型インターンシップについては、取得した学生情報を例外的に３月以降の採用選考活動に使用できることに留意する。

なお、令和７年度卒業・修了予定者を対象とし、広報活動・採用選考活動の開始期日以降に実施されるインターンシップを始めとするキャリア形成支援に係る取組で、あらかじめ広報活動・採用選考活動の趣旨を含むことが示されている場合は、この限りではない。

３．その他の事項について

（１）求人広告会社やその他就職支援サービス会社の利用

各大学等は、学生が求人広告会社やその他就職支援サービス会社を利用した就職活動を行う際には、それらが本申合せを遵守したサービスであることを確認するとともに、学生がそれぞれのサービスの特徴を十分に理解した上で利用するように指導し、学生が学業と就職活動を両立できる環境の確保に努める。なお、就職・採用選考活動の早期化を増長させないよう、学内での案内にも十分に留意する。

（２）各大学等における職員採用の対応

企業等への就職・採用選考活動のみならず、各大学等における職員採用においても、本申合せを踏まえた対応を行う。

（３）本申合せの周知と対応

各大学等は、本申合せの内容について、学内の教職員はもとより、学生への周知徹底を図り、学生に不安と混乱が生じないよう適切に対応する。

また、我が国の持続的な発展の基盤となる人材育成という視野に立ち、企業等に対しても、本申合せの内容の周知を図る。各大学等による企業等への直接的な要請は本申合せの趣旨の理解促進に極めて重要であるため、各大学等は主体的に上記に取り組み、一層の周知徹底に努める。

本申合せの内容に関して、企業等や求人広告会社やその他就職支援サービス会社等において不適切な取組が行われていることを各大学等が確認した場合には、必要に応じて、各大学等において、今後の学生に対する指導等の際に、当該企業等に関する情報として共有する。

さらに、悪質と思われる事案については、各大学や関係団体、就職問題懇談会等において情報共有し、課題として検討することなどを通じて、大学等全体として、学生の学修環境の確保と就職活動の秩序維持に努める。

（用語解説）

[i] 広報活動とは、採用を目的として、業界情報、企業情報、新卒求人情報などを学生に対して広く発信していく活動を指す。
開始期日の起点は、自社の採用サイトあるいは求人広告会社やその他就職支援サービス会社の運営するサイト等で学生の登録を受け付けるプレエントリーの開始時点（令和７年度卒業・修了予定者は令和７年３月１日）とする。
また、会社説明会などのように、学生が自主的に参加又は不参加を決定することができるイベントは、その後の選考活動に影響しない旨を明示するとともに、学事日程に十分配慮すること。
開始期日前は、ホームページにおける文字や写真、動画などを活用した情報発信、文書や冊子等の文字情報によるＰＲなど、不特定多数に向けた情報発信にとどめ、学生情報の取得や学生情報を活用した活動は行わないこと。
（広報活動日程を事前に公表することは差し支えない。）
なお、求人広告会社やその他就職支援サービス会社は、開始期日の前後を問わず大学の授業・試験期間を十分に配慮したサイト等の運営に留意すること。
求人広告会社やその他就職支援サービス会社とは、従来の就職情報会社のみならず、学生の就職支援サービスに関わるすべての民間企業・団体を指す。

[ii] 採用選考活動とは、一定の基準に照らして学生を選抜することを目的とした活動を指す。具体的には、選考の意思をもって学生の順位付け又は選抜を行うもの、あるいは、当該活動に参加しないと選考のための次のステップに進めないものであり、こうした活動のうち、時間と場所を特定して行う面接や試験などの活動を指す。

[iii] タイプ３とは、キャリア形成支援の４つのタイプのうちの一つ。
・タイプ１（オープン・カンパニー）：主に企業・就職情報会社や大学キャリアセンター等が主催するイベント・説明会を想定。
・タイプ２（キャリア教育）：主に企業が CSR として実施するプログラムや、大学等が主導する授業・産学協働プログラム（正課・正課外を問わない）を想定。
・タイプ３（汎用的能力活用型インターンシップ、専門活用型インターンシップ）：主に企業単独、大学等が企業あるいは地域コンソーシアムと連携して実施する、適性・汎用的能力ないしは専門性を重視したプログラムを想定。
・タイプ４（高度専門型インターンシップ）：文部科学省を中心に試行的に実施している「ジョブ型研究インターンシップ」や、「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」で検討している「高度な専門性を重視した修士課程学生向けインターンシップ」が該当。
このうち、(a)就業体験要件、(b)指導要件、(c)実施期間要件、(d)実施時期要件、(e)情報開示要件の５つを満たすタイプ３及びタイプ４のみをインターンシップと称することとし、令和６年度の卒業・修了予定者から当該インターンシップで得られた学生情報の活用が可能とされた。

[iv] 令和６年度卒業・修了予定者のうち、留学期間が就職・採用選考活動の日程と重複する者など。

[v] 令和４年４月に一般社団法人日本経済団体連合会と大学関係団体等の代表者により構成される「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」において「学生のキャリア形成支援に係る産学協働の取組み」が４つの類型に整理されたことを踏まえ、令和４年６月に政府の「三省合意」が改正され、インターンシップの定義の見直しが行われている。https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/sangaku2/20220610-mxt_ope01_01.pdf

資料６：その他

資料6-1

「新たな時代に向けた人材育成に関する懇談会」について

令和5年8月

1．目的

大学を取り巻く環境は、人口減少、産業構造や国際情勢の変化、生成 AI をはじめとしたテクノロジーの急速な進展などに伴い、大きな転換期を迎えている。また、予想を上回る速度で進行する日本の人口減少は、日本社会の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な課題である。

このような日本の将来を見据えた時、大学にはこれまで以上に質の高い教育研究によって学生一人ひとりの能力を高めていくことが求められ、大学自らが、DX 時代を見据えた人材育成を進めていくことが必要となる。そのためには文理横断教育が求められることになり、高大接続の視点からも文理横断教育のあり方を議論する必要があろう。

しかし、いまだその人材育成の方向性が大学関係者間で共有されているとは言えず、また、取組等を進める上で必要な課題等についても明確になっているとは言えない状況にある。

そのため、広く大学関係者により意見交換の場を設定し、上記認識の共有と課題の整理を行うこととする。

2．検討課題

（1）大学教育で育成する人材像の在り方について

（2）大学教育プログラムの在り方について

（3）大学入学者選抜の在り方について

※一定の合意が得られた場合は、今後の対応を検討する。

3．メンバー

国立大学協会、公立大学協会、私立大学連盟、私立大学協会　各団体から2名（役員クラス等）

4．活動期間

令和5年 10 月～令和6年3月、2か月1度程度の開催予定

5．位置付け・事務の所管

（1）非公式の勉強会形式とし、原則対面での会議とする。

（2）事務の所管は、持ち回りとし、本テーマにおいては私立大学連盟とする。

新たな時代に向けた人材育成に関する懇談会

委 員 名 簿

（令和５年１１月現在）

一般社団法人国立大学協会

寶金 清博（ほうきん きよひろ）　副会長（北海道大学 学長）

兒玉 浩明（こだま ひろあき）　理事、入試委員長（佐賀大学 学長）

一般社団法人公立大学協会

浅井 清文（あさい きよふみ）　副会長、第２委員会委員長（名古屋市立大学 学長）

柴田 洋三郎（しばた ようざぶろう）　理事、第２委員会委員、入試に関する作業部会主査（福岡県立大学 学長）

一般社団法人日本私立大学連盟

前田 裕（まえだ ゆたか）　常務理事、教育研究委員会担当理事（関西大学 学長）

村田 治（むらた おさむ）　教育研究委員会リカレント教育推進分科会長、文理横断教育の推進検討プロジェクト委員（関西学院大学 教授）

日本私立大学協会

小林 弘祐（こばやし ひろすけ）　副会長、教育研究充実部会 部会長（北里大学 理事長）

福井 一光（ふくい かずてる）　常務理事（鎌倉女子大学 理事長・学長）

資料7:令和５年度要望等一覧

資料7-1

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令案への意見

・一般社団法人日本私立大学連盟
・住所　東京都千代田区九段北４－２－25
・電話番号　03-3262-2420

＜意見＞

○　日本私立大学連盟は、本件に関する法律「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」が制定された当初から一貫して、地方創生に向けては、「大学規制ではなく、雇用の創出と地方大学への財政支援が重要」であることを繰り返し主張してきた。

○　学生の成長には、多様性に満ちた環境での経験が重要であり、地方の学生が東京で学ぶこと、東京の学生が地方で学ぶこと、日本の学生が海外で学ぶことに意義がある。首都圏や海外で学んで広い人的ネットワークを構築した学生が、卒業後に地域社会により大きな貢献ができると考える。

○　また、東京 23 区の定員規制は、東京 23 区の大学で学んでいる（学ぼうとする）学生たちにとって多様な就学の機会の制約となっており、結果的に、地方の若者の学びの機会を奪うことになっている。

○　わが国は、デジタル人材不足が深刻な課題となっており早急にオールジャパンで取り組む必要がある。その最も重要なファクターが大学機関であるのにも関わらず、本規制によって東京 23 区にある大学はその機能を最大化できず、一方、この施策で地方創生が活性化しているという検証結果もない。このままでは都市・地方双方ともに停滞し、わが国の発展を大きく損なうものと強く危惧する。本措置が、地方大学の振興や地方における若者の修学・就業を通じた地方創生という目的に真に適した政策であるか否かについて、その効果を検証し、効果が明らかでない場合は直ちに本規制を撤廃すべきである。

○　今般、「高度なデジタル人材の育成に係る学部・学科」に関し限定的に規制が緩和されたものの、示された３要件はハードルが高く、各私立大学が時代に対応した改革を大胆に進めていくことは難しい。

したがって、３要件について以下の通り見直すべきである。

① デジタル人材の育成は、今後、理・工学関係学部のみならず、経営・経済学、社会学など社会科学系においても進めていくべきである。したがって、「学位分野が理学関係または工学関係分野であるものに限定」とすべきではなく、そのプログラム内容によって可否が判断されるべきである。

② 大学においてスクラップアンドビルドはかなりの年数を要し費用もかかるため、入学定員を増加前に戻す期間を「完成年度以降３年以内」と限定すべきではない。

③ 「高度なデジタル人材の育成」に地方における就職促進策を組み込むことは、教育目的に合致しづらく合理性が見出せないため、この要件は撤廃すべきである。

以　上

資料7-2

障害者差別解消法改正に伴う「対応指針」見直しについての意見

2023.5.15
一般社団法人日本私立大学連盟

1. 総論

（合理的配慮等に関して）

○ 大学内で合理的配慮の検討を進める際、「過重な負担」に関する考え方の判断に苦慮することが多い。（どの程度のものが「過重な負担」といえるものかどうかの判断が難しい場合がある） この「過重な負担」について、不当な差別の取り扱い、また合理的配慮の欄のような具体的な例示の検討をお願いしたい。
また、今回の法律改正により、「合理的配慮」が認められなかった場合の処罰、どの程度の行為が違反に当たるのかを知っておく必要があるため、「合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例」についても例示を示していただきたい。

○ 発達しょうがいや精神しょうがいの学生に対しては、どの程度が「合理的配慮」に当たるのか、各組織でばらつきが出ないようにするためにも、「合理的配慮」の例示を詳細にしていただきたい。

○ オンラインによる授業を合理的配慮の提供として行うことについて、必ずしも授業の本質からの逸脱とは言えないケースもあり、合理的配慮の提供に含まれ得ることを例として示していただきたい。

○ 施設や設備のバリアフリー化などを、環境の整備として事業者の努力義務としているが、どこまでの範囲を示しているか明確ではない。とくに既存施設に対する整備については適用除外の例があれば明示していただきたい。

○ 「大学等が指針とすべき考え方」の項目の中に、「成績評価」という言葉もあげられている。これは、例えば身体障害のある学生が機能不全によりそもそも学ぶことができない（例：聴覚障害のある学生の語学（リスニング）について等）場合に、代替手段を講じることを認める意味合いでのものと理解しているが、一方で大学における合理的配慮は他の学生と同じスタートラインに立つことができるよう調整をはかることとしており、成績評価基準の変更は行わないことは、大学における配慮調整の大きな柱となる。
現在の書き方であると、いわゆる「成績評価基準の変更」も合理的配慮において留意する内容とも読むことができ、わかりやすい文言への修正、もしくは削除していただきたい。

（相談・紛争防止に関して）

○ 障害者差別解消法第 14 条に記された「相談及び紛争の防止等のための体制の整備」にある「障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制」に、大学など個別の教育機関における紛争防止と解決を図る制度とリンクさせ、前者では解決が難しいケースなどを扱うようにしていただきたい。

（国の支援／情報発信・共有）

○ 今後一層、各大学における合理的配慮を必要する障がい学生の増加が予想されると同様に入試においても、障がいのある受験生も増加すると見込まれる。この対応おいて、大学での専門人材の配置、施設・設備の改修、支援機器の準備、情報保障等への対応、また入試における情報保障や別室受験の人員配置など、大学における予算面の負担も大きく、私立大学においては、経常費補助金の増額の検討を強くお願いしたい。

○ 大学における全ての教職員の意識向上が重要であるのと同時に、大学以外を本属とする非常勤講師や外部講師が授業を担当することも多いため、国や関係団体からも、本法の主旨について積極的な広報をお願いしたい。また、不当な差別の取り扱い、また合理的配慮の実施例について、情報を蓄積させていくことが必要であるので、国や関係団体からの継続した情報の更新をお願いしたい。

○ 行政機関や障害福祉サービス事業者との連携も必要な事案が増えてきていることに鑑みて、障害者総合支援法の第 89 条の3に定める協議会などに大学等の状況も含めて検討できるようにしていただきたい。

以上

参　考

2. 具体的例示項目に関する意見

具体的例示項目に関する意見については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針新旧対照表」に基づき、複数の大学からの意見を提示する。参考にしていただきたい。

日本私立大学連盟A大学

・P8 左列　一番下
「特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意する」
P20 左列　7行目
「その際、同性の職員がいる場合は、障害者本人の希望に応じて同性の職員が案内すること」
→トランスジェンダーを含む多様な性に配慮した文言としてほしい

・P22 左列　一番下
「入学試験や検定試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用、休憩時間の調整等を許可すること」
→今回追記された「休憩時間の調整」については、大学の入学試験では、以下のような理由から、合理的配慮としてありえなくはないが、入試そのものの性質から言って一般的な配慮内容とは思われない。
・休憩時間を調整することは複数の試験時間割を作ることに繋がるが、そのことにより、問題内容が試験開始前の他教室に漏れるリスクが生じる。したがって、入学試験の厳正性・公平性確保の観点から、休憩時間の調整は大きな負担となりうる。
・試験時間中に問題訂正等が発生した際に、一方の教室ではすでに試験が終了している状況に直面する可能性がある。(問題訂正は、受験生からの指摘によって発覚することもある。)
以上から、例として敢えて追記するには特殊な内容の配慮と思われるため、追加しないか、あるいは、他のより一般的に実施されている配慮事項を追記する方が望ましいと考えられる。

・P23　○の5個目
「病気療養等のため学習できない期間が生じる児童生徒等に対し、ICT を活用した学習活動や補講を行うなど、学習機会を確保する方法を工夫すること」
→児童生徒という記載のため、大学等については対象でないと理解しているが、「等」という記載もあり、大学を含めた留意事項と読む場合も出てくるように思われる。
大学では、「病気療養等のため学習できない期間が生じる学生」に対する欠席への配慮は特に実施していないと思うことから、わかりやすい表記への修正が望ましいと考えられる。

その他意見・感想として
・P27 からの「別紙2」の留意点は、初等中等教育段階、高等教育段階に区分されており、わかりやすい構成となっている。 一方で P17 からの「別紙1」は、初等中等教育段階、高等教育段階に分けての記載とはさ

れていない。 特別支援教育が進められる初等中等教育段階と、それとは異なる高等教育段階において、合理的配慮の例示を分けて記載をいただくと、わかりやすい構成になると思われる。

・大学の個別試験においては、大学入学共通テストで受けた配慮を原則的に踏襲することがあり、共通テストでなぜそのような配慮に至ったのか分からず、現場での対応に苦慮するケースが発生している。例として、共通テストで、集中困難から1．3倍の試験時間延長を認められた学生は、個別試験においても、また入学後の定期試験においても同じ配慮を求める。一方で集中困難は程度の差が大きく、客観的に1．3倍の妥当性を判断するのが難しい状況があり、1件ずつ複数の検査を組み合わせたりしながら確認することを試みているが、結果、集中困難の度合いが顕著にならなかった場合、共通テストで受けた配慮と異なることが生じる場合もあり、その際は本人や保護者の理解を得られにくい、といったケースがある。高校時の配慮については高校によって大きく対応が異なる中、どのように試験時間延長や別室の判断をされているのかを教えていただく機会があるとよいと考える。

以 上

日本私立大学連盟B大学

No.	改正(案) 頁番号	該当箇所	意見等(大きな負担になる項目、必要なのに欠落している事項、追加すべき項目など)
1	5	第2、1(2)正当な理由の判断の視点	「関係事業者においては、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事業ごとに、障碍者、関係事業者、第三者の権利利益(例:～)の観点から、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。」 →上記における「第三者の権利利益の観点から、」とはどのような体制が該当するか、確認が必要ではないか。
2	7	(1)合理的配慮の基本的な考え方 ア 権利条約第2条において、(中略)社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮に努めなければならないとしている(後略)	改正案では同項は改正法を踏まえ「(前略)社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)をするようにしなければならない。」とされているため、アの項も「(前略)合理的配慮に努めなければならないとしている(後略)」ではなく「(前略)合理的配慮をしなければならない(後略)」というように法的義務であることを明示する表現にする必要がある。
3	6,12	丁寧に説明するものとし、	「丁寧に」という主観的な言葉より、「具体的に」といった言葉がより適切ではないか。

4	8	合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意する。	①「女性」のみを特記する必要性があるか（複数の同意見あり）、また、性別の他に性自認を追記する必要がないか、検討いただきたい。 多様な性ということが言われるようになっており、男性でも男性にサポートしてほしいという要望があると思うので、表現を変えた方がいいのではないか。 ②具体的にはどのようなことが想定されているか、例示を追記していただきたい。
5	12	（2）過重な負担の基本的な考え方 ①事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）	自大学のカリキュラムポリシー（ディプロマ・ポリシーの達成のために，どのような教育課程を編成し，どのような教育内容・方法を実施するのかを定める基本的な方針）により合理的配慮としての代替措置を講じることができないケースは、「（2）過重な負担の基本的な考え方」①事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）に該当するのか。
6	13	意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援	事業者（学校法人）の努力義務である事前的改善措置のうち「介助者等の人的支援」は授業受講のための教室間の移動やノートテイクなどの人的支援を指すのであって、トイレ介助や食事介助などの生活介助は、教育分野の本来の業務に付随するものではないという観点から、事業者（学校法人）の提供する合理的配慮には含まれないと明記してほしい。
7	13	第2、2（4）環境の整備との関係	「～、個々の障碍者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための不特定多数の障碍者を主な対象として行われる事前的改善措置（施設や設備のバリアフリー化、～）を、環境の整備として事業者の努力義務としている。」 →上記から読み取れる「（施設や設備のバリアフリー化、～）を、環境の整備として事業者の努力義務としている。」とは、どこまでの範囲を示しているか明確ではない。特に既存施設に対する整備については適用除外の例などの明示があると分かり易い。
8	21	言葉だけを聞いて理解することや言葉だけでの意思疎通に困難がある障害者に対し、絵や写真カード、コミュニケーションボード（後略）	差し支えない範囲で「言葉だけを聞いて理解することや言葉だけでの意思疎通に困難がある障害者（子供である障害者又は知的障害、発達障害、言語障害等のある者）に対し、絵や写真カード、コミュニケーションボード（後略）」のように（　）書きで補記してほしい。
9	22	休憩時間の調整	「休憩時間の調整」の追加については反対。別室受験や試験時間の延長に伴って休憩時間についても一定の配慮がなされている。試験に際して、休憩時間が与えられなかった、というような事例があったことからこのような文言が追加されたと推察するが、具体的に記述する必要まではないと思われる。 P20 の修正では「支援機器」が追加されているが、テクノロジーの発展により配慮できる度合いが広がっている場合には、アナログな対応だけでなくデジタルも活用した合理的な配慮の実践を促す表記が見直しにより追加されることは望ましいことと思うが、試験そのものにおける合理的な配慮の例としては違和感がある。

			(試験の実施に際して、当然休憩についても一定の配慮が求められることは前提)
10	23	障害の特性等により人前での発表が困難な児童生徒等に対し、必要に応じて代替措置としてレポートを課したり、録画したもので発表したりすること。	「障害の特性等により人前での発表が困難な児童生徒等に対し、必要に応じて代替措置としてレポートを課したり」は意味が通るが、「録画したもので発表したりすること」との表記では、(1)「録画したもの」とは何か？(児童生徒等が自身で録画した発表用資料を作成する？それを教員が課題として課す？)、(2)「録画したもので発表したりする」のは誰か(児童生徒等であって学生等は含まれない？主語が不明である)、の疑問が残る。明快に理解できる表記が望まれる。
11	23	病気療養等のため学習できない期間が生じる児童生徒等に対し、ICT を活用した学習活動や補講を行うなど、学習機会を確保する方法を工夫すること。	「ICT を活用した」学習活動となっているが、常に ICT が活用できるとは限らないため「必要に応じて」など一定の留保を示しておく方がよいのではないか。
12	24	筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、「デジタル機器の持込みを認めた事例がない～」(後略)	この事例をそのままいかすのであれば、後段の部分は、「デジタル機器の使用を認めた事例がない～」が適切ではないか。
13	25	医療的ケア児が体調不良のため登校ができない場合に、医療的ケア看護職員に家庭での個別の体調管理を依頼する等	左記の文章のうち「医療的ケア児」を「内部しょうがい(病弱・虚弱)のある大学生」に、「医療的ケア看護職員」を「大学の学校保健師」にそれぞれ読み替えても「合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例」という理解でよいか？
14	25	発達障害等の特性のある学生から、得意科目で習得した単位を不得意な科目の単位として認定してほしい(卒業要件を変更して単位認定をしてほしい)と要望された場合、不得意科目における環境調整や受講方法の調整などの支援策を提示しつつ、卒業要件を変更しての単位認定は、自大学におけるディプロマ・ポリシーに照らし(後略)	①左記文章の「不得意科目における環境調整」というのは具体的にどのような支援策を指すのか？ ②「支援策を提示しつつ」とあるが、支援策を提示できなければ「合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例」に該当するのか？言い換えれば、「自大学におけるディプロマ・ポリシーに照らし、教育の目的・内容・機能の本質的な変更にあたること」のみを理由に当該対応を断ることは「合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例」に分類されるのか？

15	36	なお、障害のある学生の所属学部や学科、担当教職員により提供する支援の内容が著しく異なるなどの状況が発生した場合は、学長及び障害のある学生の支援を専門に行う担当部署を中心に、これらの事案の内容を十分に確認した上で、必要な調整を図り、さらに再発防止のための措置を講じることが望ましい。	障害のある学生の所属学部や学科により提供する支援の内容が異なるケースもさることながら、学部学科の設置する科目のカリキュラムポリシーにより支援の内容が異なるケースや代替措置という支援を講じることができないケースがある。 本対応指針(案)において、カリキュラムポリシーと合理的配慮の提供との関係についても具体例を交え追記してもらいたい。
16	36	(別紙2)、3(3)相談体制の整備に関する留意点	「また、障害のある学生と大学等との間で提供する合理的配慮の内容の決定が困難な場合は、第三者的視点に立ち調整を行う組織が必要となるため、このような組織を学内に設置することが望ましい。」 →上記における「第三者的視点に立ち調整を行う組織～を学内に設置することが望ましい」とはどのような体制が該当するか、確認が必要ではないか。

【負担増が見込まれる懸念点】

1	科目担当者宛の配慮依頼文書に記載する依頼事項の項目増および内容の細分化
2	科目担当者(特に兼任講師)への配慮依頼の徹底
3	支援学生からの要望増加(ex.個別対応依頼や成績に関する異議申し立て等)
4	合理的配慮の範疇の境界線が曖昧であることによる科目担当者からの相談増加

【入れた方がよい事例】

1	発達しょうがいや精神しょうがいの学生に対する「合理的配慮」の例示を詳細にしていただきたい。 →どの程度が「合理的配慮」に当たるのか、各組織でばらつきが出ないようにするため。
2	同じく「合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例」についても更に例示があると良い。 →今回の法律改正により、「合理的配慮」が認められなかった場合の処罰、どの程度の行為が違反に当たるのかを知っておく必要があるため。
3	科目特性により、履修が難しいと考えられる場合の対応はどうすべきかの例示があると良い。
4	教室設備等により、履修が難しいと考えられる場合の対応はどうすべきかの例示があると良い。

【その他全般的な意見等】

1	改正案のポイントについて(資料P2表) 「合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例」「合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例」「合理的配慮の提供と環境整備の関係に係わる例」という表現の訂正は指針を参考にする際にわかりやすくて良い。
2	対応指針(案)全般に「児童生徒」「児童生徒等」「学生」「学生等」と表記が異なる箇所があるが、敢えて異なる表記をする意図は何か？ 内容により対象者が異なるのであれば、欄外にその旨を記載する、または各表記の注を入れるなどすると、理解しやすい。

3	政府自体が弱者支援のための施策、差別解消のための施策という視点で「障害者支援」を語るのではなく、多様性の観点から誰に対しても合理的な配慮が必要であるということがより示されるともっと良いと思う。(具体的な指摘箇所があるわけでなく、全体的なイメージとして)
4	精神疾患の場合は、本人も苦しいであろうが、周りもそれに伴って疲弊してしまうこともある。度を超す場合には、事業者側や配慮する側が守られる対応指針の項目があってもよいのではないか。
5	「基本方針」「対応方針」を読み解くのが難しい。「合理的配慮」とはどのようなものかがわかり難い。 上記について身体しょうがいの場合は比較的わかりやすいのに対し、発達／精神しょうがいの場合にはわかり難い。そのため色々と誤解がうまれたり、過剰とも思われる配慮を要求されてしまったりすることがある。
6	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正、施行、また今回の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応方針」改正に関する情報が、学内さらには社会全体に十分にいきわたっていない印象がある。
7	「対応指針」は条文形式だと読み取るのが非常に困難なため、内容をわかりやすくまとめたパンフレットなどを作成していただくと良いのではないか。

以上

日本私立大学連盟C大学

P2　したがって、法が対象とする障害者の該当性は、当該者の状況等に応じて個別に判断されることとなり、‥‥。

該当性について個別判断を行うためには、参考とする基準や個別事例の明示が必要であると考える。同じ状況であるにもかかわらず、ある機関では該当性を認められ、別の機関では認められないということになると現場に著しい混乱をもたらしかねず、そうした事態は回避ですべきである。そのためにも、例えば別紙にて、例を示すべきではないかと考える。またこの場合の別紙についても時代の変化によって追加修正していくべき性格であることを考慮すれば、年度ごとにその検討を行う関係者の協議機関を設けることも一案ではないかと考える。

P5　なお、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や‥‥。

大学における支援の中で、車椅子や支援機器等の利用についての体制整備は、恐らく多くの大学においても継続的に希望があり、かつ対応実績も多いものと推測される。しかし、補助犬の受け入れ実績は、恐らく稀ではないかと考える。それを考えれば、補助犬の利用において、必要な体制の整え方などについても、別紙での例示があることが望まれると考える。

P5　「第2不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方」
「1不当な差別的取扱い」において、以下の２点について、追加。

・いわゆる「間接差別」は、障害の有無に関係なく、全ての人に対して求められる慣行や手続きなどが、結果的に障害者にとって不利益を与えることを意味するが、必ずしもそれが不当な差別とは言えないにしても、障害者から不利益に直面し、合理的配慮の提供の求めがあった場合、以下の合理的配慮の提供の手順に準じる。
・以下に述べる合理的配慮の提供について、「(1)合理的配慮の基本的な考え方」、「(2)過重な負担の基本的な考え方」および「(4)環境の整備との関係」に記載されている内容から大きく逸脱している場合も、不当な扱いとなることに留意すべきである。

P8　特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意する。

令和４年９月の障害者権利委員会による対日勧告において交差性についての言及があり、それに関連しての対応ではないかと考えるが、ただこの表現では誤解を与えないか危惧を覚える。例えば、「女性」というのは「身体的」なものと「性自認」のどちらとも混在しているように思われるし、なぜ「女性」に限定するのかも不明である。表現を変える、あるいは、例を示して、この表現となった背景についても示すことが、必要ではないかと考える。

P9　合理的配慮の提供が事業者に義務付けられたのであれば、以下の文章は「望ましい」ではなく「すべきである」に変更すべきと考える。

・「環境の整備に取り組むことを積極的に検討することが望ましい」
→「環境の整備に取り組むことを積極的に検討すべきである」
上記以外にも、合理的配慮の提供の法定義務化に伴って、一律に「望ましい」という表記をより強制力のあるものに変更すべきではないかと考える。全く同業種の事業者間において一方が提供しているのにもかかわらず、他方が提供していないということは望ましい事態とは言えないのがその理由である。

P10　また、意思の表明には、障害者からの意思の表明のみでなく、障害の特性等により本人の意思の表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者、法定代理人その他意思の表明に関わる支援者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

意思の表明が困難であるとするかどうかは、 障害や特性等によって、異なると考えられる。かつ障害や特性に応じて、周りの表明をどの程度まで取り入れるのかについては現場でも曖昧で解釈が分かれるところである。本人からの意思表明は大きくないが、周囲の人間(例えば、保護者)が意思を表明してくる事例は、実際に少なくないが、その場合に、過度な意思表明になりかねないことも多い。それらの事情を勘案すれば、基準や事例等の提示が必要である。また「補佐」の解釈に幅があるため、具体的な手続きなどを示すべきではないかと考える。

P14合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る一例は別紙のとおりである。

ここだけ「一例」になっているが、他は「例」になっている。「例」で良いのではないか。

P14相談時の配慮として、対話のほか、電話、ファックス、電子メール、筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字、ルビ付与など・・・・
SNS やオンライン等の記載がないが、含めても良いのではないかと考える。

P15外部から気付きにくいこともある難病等をはじめとした病弱(身体虚弱を含む。)、発達障害、高次脳機能障害等の理解、・・・

精神障害についての言及がないが、現今の大学においてもっとも多い障害種別が精神障害であり、急激に人数が増えていること、にもかかわらず「見えない障害」であり、偏見、偏見や誤解が未だに蔓延っていることを踏まえれば、ここでは明示すべきではないかと考える。

P20学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、視覚障害者からトイレの個室まで案内するよう求めがあった場合に、求めに応じてトイレの個室まで案内すること。その際、同性の職員がいる場合は、障害者本人の希望に応じて同性の職員が案内すること。

ジェンダーの考え方において、この表現が正しいのかどうか吟味が必要ではないかと考える。
「同性」とは身体的なセクシュアリティが同じという意味なのか、性自認が同じという意味なのか曖昧に思われる。

P36「③相談体制の整備に関する留意点」

・合理的配慮の提供においては相談体制の整備が必須になることを鑑みて、事業者による合理的配慮の提供が法定義務化されるのであれば、「望ましい」という記述は、より強制力の強いものに変更すべきと考える。

P37必要に応じ、学外(地方公共団体、NPO、他の大学等、特別支援学校など)の教育資源の活用や障害者関係団体、医療、福祉、労働関係機関等との連携についても検討する。

社会福祉法人も、個別に表記する方が、良いのではないかと考える。 例えば、地方公共団体、社会福祉法人、NPO、他の大学という記載が良いのではないか。

以 上

資料7-3

寄附税制等に関する私立大学の考え
―「国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の対象事業の拡大」の要望を踏まえて

令和５年９月
日本私立大学団体連合会

令和６年度の文部科学省の税制改正要望において「国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の対象事業の拡大」が掲げられました。昨今の教育政策をはじめ今回の寄附税制の内容は、語弊を恐れずに言うならば、国立大学の私立大学化を促進するようなものであると考えます。

平成16年に国立大学法人化された目的は自律的な運営を目指すものであり、その主旨からすれば当然のことのように思えますが、法人化以降現在に至るまで「運営費交付金」は「私立大学等経常費補助金」に比して潤沢に配分されています。「運営費交付金」それ自体は毎年の逓減があるものの、私立大学の収入に占める「私立大学等経常費補助金」の割合と比較すると、今もなお国立大学は国による制度的措置が手厚いと言わざるを得ません。

今般の寄附金にかかる政策変更は、すでに制度的に認められている「教育研究成果や大学の資産活用、不動産の貸付けや金融商品の運用による収益の獲得」「大学債の発行」などに続き、国立大学のさらなる自由度を増すものとなります。国立大学は授業料標準額が定められ、いわゆる学費等の改定が自由には行えないというハンディキャップがあります。しかし、厳然と生じている国私の不均衡を是正せず、いたずらに国立大学法人の自由度を増す政策を推し進めることは、国私の格差を拡大させるものであり、決して看過できるものではありません。

個人寄附者のうち金額的割合を多く占める篤志家にあっては、地方振興を目的とするような層（地方名士など）の寄附行動が、私立大学からブランド力の高い国立大学へ変容する可能性は極めて高く、地方での国私の格差が広がることに強く危機感を覚えます。

このような考えのもと、私立大学は以下の通り要望します。

【私立大学の要望】

１．大学に対する寄附税制については、国立大学と私立大学の公財政支援の格差や学費に違いがある中で、健全な競争環境を著しく損ねるものとなるため、国立大学は寄附に頼るべきではない。

２．寄附控除に関して国立・私立大学を同等にするということであれば、シンガポールのように（※次頁参照）国立大学の学納金を大幅に上げ、全ての大学が同等に近い立場で健全な競争と協調ができる仕組みを求める。

３．私立大学に約８割の大学生が通っているという事実を踏まえると、国は、私立大学にさらなる財政的支援を行うべきであり、そのうえで、私学への個人寄附に係る税額控除率の引き上げをはじめ税制の優遇措置を一層拡充することを強く要望する。

＜懸念される私立大学への影響＞

１．国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の対象が拡大されると、金額において56.9%を占める個人寄附、とくに個人寄附者人数において8.5%を占める「篤志家、後援会等」からの私立大学に対する個人寄附が減少することが懸念される。

１－１．特に国立大学の「研究事業」に対し税制上のメリットが加わることで、「篤志家」等が国立大学法人を寄付先選定と決断し、私立大学の「研究事業」を逼迫する可能性がある。

○父母・保証人や卒業生等と異なり私立大学との関係が薄い属性（篤志家）にとって、地域密着型を特徴とする国立大学法人等の研究・事業内容充実度が高いほど、寄付意欲・使途指定先が国立大学法人等へ流れる可能性がある。そこへ税制上のメリットが加わることで、寄付先の選定と決断を後押しする可能性がある。

※課税所得1,500万円未満の者が100万以下の寄附をすると、概ね「所得控除額＜税額控除額」となる。

日本私立大学連盟「寄附募集に関するアンケート（平成24年８月実施）」集計結果より

【寄附金総額に占める寄附者の属性割合】（私大連109法人124大学のうち、77法人78大学回答）

卒業生	8.6%
関係者（保護者等）	32.2%
教職員（役員・退職者を含む）	9.8%
その他（篤志家、後援会等）	6.3%
企業	21.3%
その他法人	21.8%

56.9%

【個人寄附者人数に占める寄附者の属性割合】（私大連109法人124大学のうち、75法人76大学回答）

卒業生	22.0%
関係者（保護者等）	50.9%
教職員（役員・退職者を含む）	18.6%
その他（篤志家、後援会等）	8.5%

＜参考事例＞

１．海外の大学の現状

○　国立中心の欧州では、大学の学費は無料または無料に近いわずかな額であり、運営費もすべて国が手当する。したがって寄附集めの習慣がない。

○　私立中心の米国では、私立大学の学費は800万円程度と高額のうえに、さらに奨学金や施設充実の予算が必要ということで寄附は税控除の対象となる。米国の公立（州立大学）への寄附も税控除の対象となるが、州立大学の運営費に占める州からの予算の割合は50%未満のところが多く、カリフォルニア大学バークレー校などでは15%と低い。

○　アジアトップのシンガポール国立大学への寄附は税控除の対象であるが、シンガポール国立大学の学費は学部で１万７千アメリカドル（220万円）程度と高く、さらに一人につき８千アメリカドル（120万円）の補助金が国から支給される。シンガポールにはわずかながら私立大学もあるが、国立大学の学費水準が高いことから、私立大学も競争ができるシステムとなっている。

２．日本の大学の現状

○　日本の大学制度は、世界的にも珍しい国立・公立・私立共存型であり、学生の約８割は私立大学で学んでいる。このような状況において、国立・公立大学の学納金は学部を問わず55

万円であり、さらには国立大学へは、運営費交付金を学生一人当たりで割ると平均一人の学生に約230万円の補助金が国から支給される。

○　一方、私立大学の場合は学納金の平均が約124万円に対し、学生一人あたりの補助金は18万円程度である。すなわち、学生一人当たりの収入（学納金＋公財政支出）で考えると、国立大学は約283万円、私立大学は約142万円と大きな差がある。大学として手厚い教育と適正な運営を行うためには文系大学では一人あたり200万円、理系も含む大学では280万円（国立レベル）の収入が望ましい中において、寄附は私立大学における極めて重要な収入源となっている。

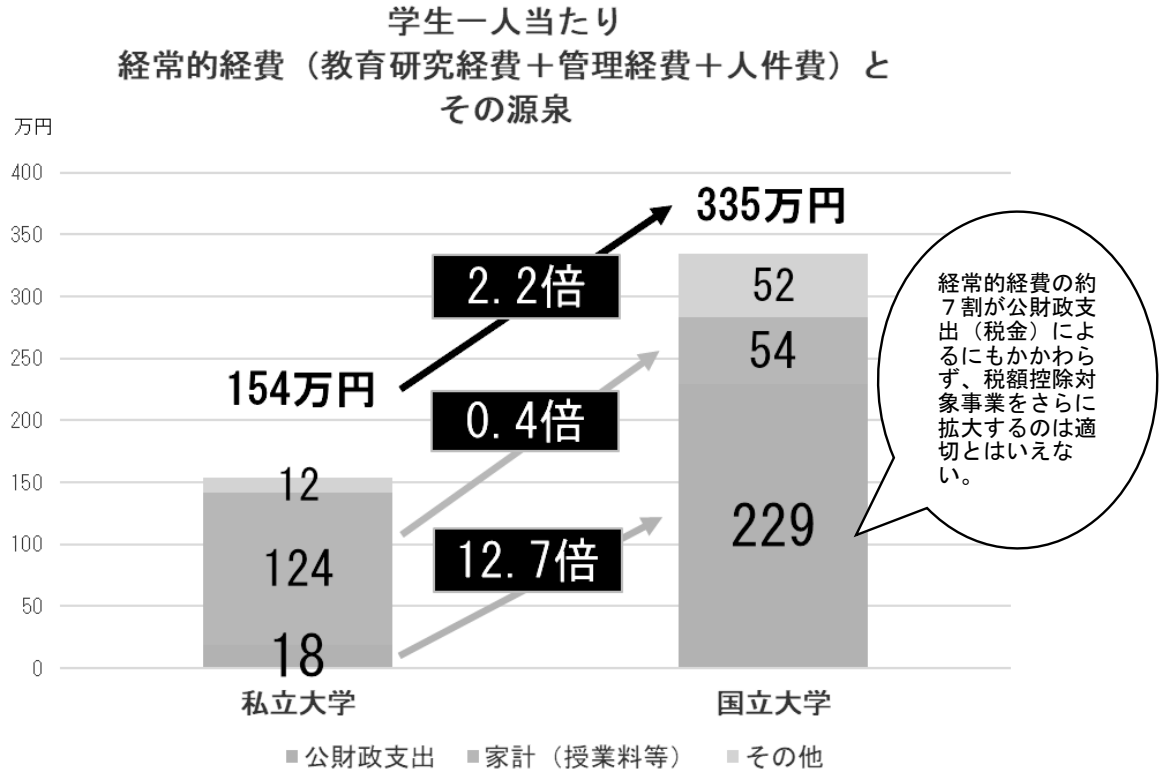

※　経常的経費は、私立大学は『今日の私学財政（令和4年度版 大学・短期大学編）』（令和3年度数値）「大学法人」の「事業活動収支計算書（大学部門）」の教育研究経費、管理経費並びに人件費。国立大学は『文部科学統計要覧（令和5年版［2023］）』（令和3年度数値）の「国立学校　大学」による教育研究費、管理費並びに人件費。

※　公財政支出は、私立大学は、『今日の私学財政（令和4年度版 大学・短期大学編）』（令和3年度数値）「大学法人」の「事業活動収支計算書（大学部門）」の「経常費等補助金」と「施設設備補助金」の合計。国立大学は、各法人の『決算報告書』（令和3年度）における「決算額」の「運営費交付金」「施設整備費補助金」「補助金等収入」「大学改革支援・学位授与機構施設費交付金」の合計。

※　家計（授業料等）は、「国立大学」は標準授業料、「私立大学」は『私立大学等の令和4年度入学者に係る学生納付金等調査結果』（文部科学省）による（施設設備費等を含む）。

※教育費負担の主体は、「学生や保護者等（家計による授業料等）」「国（公財政支出）」「その他」に大別され、「その他」は個人や法人からの寄附が大勢を占める。

資料7-4

「大学・高専機能強化支援事業」への要望

令和５年１０月
一般社団法人日本私立大学連盟
理工系分野の充実・推進プロジェクト

令和４年度第２次補正予算において「大学・高専機能強化支援事業」（以下、「本支援事業」という。）が創設されました。日本私立大学連盟では、本支援事業を私立大学が成長分野を支える人材の育成を通じて日本の国際競争力強化の一翼を担う機会と捉えています。このような考えのもと、令和５年度に「理工系分野の充実・推進プロジェクト」を立ち上げ、加盟大学が本支援事業を活用し大学改革を推進していくための検討を進めています。

先般、初回公募の選定結果が公表されたところですが、より多くの私立大学が本支援事業に参加し、さらなる成長分野の発展に寄与できるよう、次回公募に向けて、制度設計及び私立大学等経常費補助に関する下記 12 項目の改善を要望します。

＜ 要 望 ＞

１．私立大学における理工農系学部の確実な定着に向けた支援

【要望１】学部転換（スクラップ・アンド・ビルド）時の人件費支援
【要望２】「メニュー１」フェーズ３における支援の拡充
【要望３】本支援事業終了後の自走化支援

２．本支援事業を通じた私立大学の改革を後押しするための支援

（１）メニュー１「学部再編等による特定成長分野への転換等支援」
【要望４】外部資金獲得額水準の算定要件の緩和
【要望５】実態に即した助成対象経費の算定・交付
【要望６】教員確保と教育体制強化に向けた設置計画履行期間の柔軟な設定
【要望７】学部設置等初年度からの私立大学等経常費補助金の早期交付
【要望８】東京 23 区内に設置する大学の取組における要件緩和

（２）メニュー２「高度情報人材の確保に向けた機能強化支援」
【要望９】選定件数の拡充と公募期間３年間の厳守（短縮しない）

（３）メニュー１及びメニュー２共通事項
【要望 10】設置認可に係るスケジュールの見直し
【要望 11】公募情報の確実な周知と十分な申請期間の確保
【要望 12】本支援事業に対する相談体制の強化

１．大学における理工農系学部の確実な定着に向けた支援

【要望１】学部転換（スクラップ・アンド・ビルド）時の人件費支援

本支援事業のメニュー１では、理工農系学部の学生定員を効率的に拡大するため、学部転換が主な支援対象とされています。私立大学が学部転換をした場合、新設学部では、当該学部で取り扱う学問分野を専門とする教員を新たに雇用するため、完成年度をピークとして人件費が漸増していきます。一方、廃止学部では、若手からベテランまで幅広い年齢層の教員を有しているのが通常で、これらの教員が退職するまで雇用は継続されることから、人件費の増減が相殺するまでには一定程度の年月がかかります。このような人件費の増加による資金的な負担が、改革意欲の高い私立大学の学部転換への挑戦の障壁となっています。

学部転換への取組が資金的な制約のみを理由に断念されることのないよう、学部転換に伴う人件費増分を補填する仕組みが不可欠です。そのため、**①本支援事業によるメニュー１選定大学への人件費の追加支援、②本支援事業メニュー１への選定を条件とした私立大学等経常費補助金による人件費支援のうち、少なくともいずれかの実現**を要望します。

【要望２】「メニュー１」フェーズ３における支援の拡充

メニュー１では支援が３つのフェーズに分かれていますが、フェーズ２（１校当たり上限約 20 億円）と比較してフェーズ３（４年間で上限 4,000 万円）の支援金額はかなり安価に設定されています。フェーズ３は、メニュー１に選定された大学が成長分野で活躍しうる人材育成の機能を最大限発揮するため、改組後の学位プログラムに課題等がないか実際の教育活動を通じて検証し、教育の質を向上させるための期間です。

このフェーズへの支援は、人材育成機能の強化や教育の質向上に直接的に働きかけるものであることから、**現行の支援額を下限額とした上で、改組の規模や挑戦の大きさに応じて支援金額が積み上がる仕組みの構築**を要望します。

【要望３】本支援事業終了後の自走化支援

理工農系学部の運営には人文・社会科学系学部に比べて多くの費用がかかるため、本支援事業を通じて理工農系学部等を設置した場合、各大学では支援終了後に自走化するための費用の確保が大きな課題となります。令和５年度から、私立大学等経常費補助金において理工農系学部を対象とした新たな単価が設定されましたが、この単価設定をもって、理工農系学部等が自走化できる支援に足るとは到底言えません。また、仮にこれらの学部等の運営費用を授業料に転嫁した場合、理工農系学部等の増加に伴い大学授業料の平均額が漸増することとなり、国家戦略である成長分野の人材育成が家計に負担をかけることにつながる懸念があります。

本支援事業により私立大学に新設された理工農系学部等が将来にわたって定着し、我が国の発展に寄与するためにも、例えば**国立大学の理工農系学部の運営費を算定し、それに準じた額を私立大学に支援するなど、経常費補助等での確実な支援の確保**を要望します。

２．本支援事業を通じた私立大学の改革を後押しするための支援

（１）メニュー１「学部再編等による特定成長分野への転換等支援」

【要望４】外部資金獲得額水準の算定要件の緩和

「メニュー１」への申請要件の１つとして、フェーズ３の支援期間終了時までに、大学全体の外部資金獲得額が申請時点の平均（過去５年間の中央値３年分の平均）に支援額を 2.5%上乗せした水準以上となる計画であることが求められています。支援終了後の各大学による自走化を促す点で必要な要件であることは理解できる一方で、すべての寄附金が算定基礎に含まれた場合、周年事業や新館建設といった目的のために特定の期間受け付ける寄附金収入が含まれることがあり、本支援事業による支援の終了後に実現すべき外部資金獲得の水準が過大な水準となる可能性があります。

大学の実際（通常期）の状況で算定できるよう、**算定基礎とする外部資金獲得額から期間や使途を限定して受け付ける寄附金収入額を除外できるよう要件の緩和**を要望します。

【要望５】実態に即した助成対象経費の算定・交付

「メニュー１」のうち、助成金額が最も大きいフェーズ２における助成金の使途として「施設の新築、増築、改築又は改修工事若しくは建物取得に要する経費及び附帯工事費や必要な設備備品の購入、製造、据付等」が公募要領に示されています。一方で、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学・高専成長分野転換支援基金助成金交付規則」（以下、「交付規則」という。）に定めるフェーズ２の助成対象経費は「施設設備整備費、建物取得費」とされています。加えて、費目の区別は助成事業者の会計規程等に基づき行うことが公募要領に示されていることから、機器等の購入経費を「施設設備整備費、建物取得費」とは異なる費目として規程に定めている選定大学においては、この購入経費が助成金額の算定対象になりません。理工農系分野への転換を推進するという同じ目的の下、同様の設備を購入するにもかかわらず、助成対象となる大学とならない大学が生じてしまう可能性があります。

そのため交付規則を改正するなどにより、公募要領にも記載のある**「事業を遂行するために直接必要」な設備等の購入については、その費目にかかわらない確実な支援**を要望します。

【要望６】教員確保と教育体制強化に向けた設置計画履行期間の柔軟な設定

本支援事業では、「メニュー１」において 250 もの取組が、また「メニュー２」においても 60 の取組が約 10 年の間に実施される予定となっています。そのため選定大学には、成長分野に携わる教員を他の大学と同時期に確保する必要が生じます。特にデータサイエンス分野では、各大学による教員の獲得競争が激しく、質の高い教員の充足が課題となっています。

教員採用が数の「間に合わせ」の対応となっては、理工農系分野の学部数が増えたとしても、本来の目的である成長分野で活躍しうる人材育成を十分に行うことはできません。すべての選定大学が質の高い教育の提供が可能な教育体制を構築するためには、教員の選考に十分な時間を充て、優れた教育実績や研究業績を持つ教員、豊かな実務経験を持つ教員を採用する必要があります。そのため、本支援事業に選定された計画に基づく設置認可申請については、設置から完成年度を経過するまでの**設置計画履行期間（AC 期間）を修業年限に限らず弾力的に設定できる仕組みの構築**を要望します。

【要望７】学部設置等初年度からの私立大学等経常費補助金の早期交付

本支援事業では、学部転換以外に学部新設や既設学部の学生定員増の取組も支援の対象とされています。しかしながら、現行の私立大学等経常費補助金（以下、「経常費補助金」という。）の算定スキームでは、設置後完成年度を超えていない学部等は、既設学部の定員減を伴わない限り経常費補助金が交付されません。

私立大学がより積極的に改革に取り組むためには、本支援事業と経常費補助金が有機的かつ相乗的に組み合わされた柔軟な支援が不可欠です。そのため、**経常費補助金において、本支援事業に選定された取組については完成年度を待つことなく交付される仕組みの構築**を要望します。

【要望８】東京 23 区内に設置する大学の取組における要件緩和

当連盟は、東京 23 区内に設置する大学が有する学部等の学生定員規制（以下、「定員規制」という。）の早期全面撤廃を求めています。今般、本支援事業の創設を受け、定員規制に特例措置が設けられ、この特例措置により定員を増やす場合は、新学部等の完成年度以降３年以内に大学全体の入学定員を増加前に戻すことを前提とした臨時的な定員増加であることが要件となっています。したがって、東京 23 区内の大学が本支援事業「メニュー１」に申請する場合、学部等の転換を伴わない定員増（純増）は原則認められず、他の地域の大学に比べて新たな挑戦が制約されています。

本支援事業「メニュー１」に申請する場合は、東京 23 区内に設置する大学においても、**①学部等の転換を伴わない定員増（純増）を認めていただくよう**要望します。それが難しい場合においては、少なくとも事業費（支援額）算定時に**②引き下げ観点として挙げられている「既存組織の定員増」を適用せず、減額しない**よう要望します。

（２）メニュー２「高度情報専門人材の確保に向けた機能強化支援」

【要望９】選定件数の拡充と公募期間３年間の厳守（短縮しない）

「メニュー２」の初回公募では、選定予定校数 60 校に対し 57 校が申請し、国立大学 37 校、公立大学４校、私立大学５校、国立高専５校の計 51 校が選定されました。「メニュー２」が支援する「高度情報専門人材の確保に向けた機能強化」については、急速な DX の進展や AI の普及に迅速に対応する必要があり、多くの大学ができるだけ早期に機能強化を図ることが望ましいと言えます。

一方で、「メニュー２」が目指す高度情報専門人材の育成には、特定の大学等のみならず、国内のすべてのデータサイエンス系学部及び研究科が機能強化を進めることが重要です。また、「メニュー２」の公募期間は３年間とされていますが、「メニュー１」と異なり選定の時期が支援金額に影響しないことから、十分な検討期間をとった上で申請を予定している大学もあります。意欲的に改革の準備を進めたにもかかわらず申請できない事態に陥ることのないよう、**①選定校数の拡充と②公募期間３年間の厳守（短縮しない）**を要望します。

さらに、懸念事項として、「メニュー２」に申請した国立大学は全校選定されており、現状の選定予定校数（60 校）の 62%を占めています。機能強化される大学の設置形態がこのように偏っては、高度情報専門人材を目指す際の進路が一部の国立大学に限定されかねません。学生に多様な選択肢を提供できるよう、**③選定される大学の設置形態のバランスを考慮すること**を要望します。

（３）メニュー１及びメニュー２共通事項

【要望 10】設置認可に係るスケジュールの見直し

本支援事業に申請する計画は、フェーズ１において原則３年以内に設置認可または届出を提出しフェーズ２へと移行する必要があります。検討・準備期間に対しても支援が設けられたことは大変画期的であり、感謝の意を表します。一方で、フェーズ１の期間には、学内における検討体制の構築からニーズ調査、申請書類の整理や精査など、短期間に多くの準備が必要となるため、**①準備・検討期間であるフェーズ１の期間（３年間）の弾力化**を要望します。

また、現行スケジュールでは、認可された学部の設置等に係る具体的な情報を社会に周知できるタイミングは前年度の６月または８月以降で、その期間はわずか半年間しかありません。広報期間が不十分であるために入学者が質的、あるいは量的に不足し、教育機能を初年度から最大限に発揮できない可能性があります。定員管理の厳格化に起因する私立大学等経常費補助金算定への影響も懸念されることから、学生募集のための十分な期間が必要です。

そのため、本支援事業に選定された取組には**②設置認可申請から認可までの期間を短縮したスケジュールを適用するなどの見直し**を要望します。

【要望 11】公募情報の確実な周知と十分な申請期間の確保

初回公募において、文部科学省及び大学改革支援・学位授与機構（NIAD）から各大学宛てに、概ね以下のとおり情報提供が行われました。

（文部科学省からの案内等）

令和４年 12 月２日	令和４年度第２次補正予算公表	
令和５年２月 28 日	助成業務の実施に関する基本的な指針の各大学への通知	
	NIAD からの情報提供希望の登録案内（3/10 締切）	

（大学改革支援・学位授与機構からの案内等）

令和５年４月 14 日	助成業務の実施に関する方針の各登録大学への通知	締切まで
	申請予定の事前連絡に係る案内（5/9〆切）	営業日で
４月 18 日	公募要領掲載、公募受付開始	22 日
４月 27 日	公募に係る説明動画ウェブ掲載の各登録大学への通知	16 日
５月 12 日	Q&A 更新の各登録大学への通知	８日
５月 24 日	公募受付締切	

加盟大学からは、「情報提供の方法や公募要領の掲載時期が分かりにくかった」「公募要領掲載後にも未定事項があり、学内での検討に支障があった」という声が聞かれています。本支援事業が対象とする取組は設置認可申請を伴う大掛かりな改組が必要となることから、各大学が正確な情報に基づき検討を進めることが極めて重要になりますので、次回公募については、**①正確かつ詳細な情報の早期公表と②十分な受付期間の確保**を要望します。

【要望 12】本支援事業に対する相談体制の強化

本支援事業を契機として改革に取り組む大学は、新たな教育組織の構築に向けた検討と学内での合意形成、ステークホルダーへの丁寧な説明など、十分な準備期間を経て申請に至ることが考えられます。また私立大学の場合、学部転換や定員増といった取組は学校法人経営に与える影響が大きいことから、国公立大学に比べてより慎重な検討が必要となります。

各大学が改革に向けて円滑な検討を行うため、本支援事業に関する相談窓口のきめ細かな対応を望みます。例えば、相談窓口となっている大学改革支援・学位授与機構において、初回公募が終了後の質問は受け付けてもらえないなどのケースがあり、学内での検討が滞っているという声も聞かれました。そのため、**相談体制の速やかな充実**を要望します。

加えて、新たに理工農系学部を設置するにあたっては、そのためのノウハウや知識を備えた人材のリーダーシップが重要となりますが、特に人文・社会科学系分野のみ有する大学ではそのような人材に乏しいことが少なくありません。国家戦略の一環として本支援事業による大学改革を推し進めるため、各大学の改革に向けたコンサルタント機能を整備するなど、**相談窓口の機能強化**を要望します。

理工系分野の充実・推進プロジェクト　委員名簿

担当理事	伊　藤　公　平	慶 應 義 塾	塾長
委　　員	澁　谷　智　治	上 智 学 院	理工学部長
	前　田　　裕	関 西 大 学	大学長
	巳　波　弘　佳	関 西 学 院	副学長、工学部教授
	新　井　英　夫	松 山 大 学	理事長・大学長
	宮　崎　あかね	日本女子大学	副学長、理学部教授
	山　田　　純	芝浦工業大学	大学長
	上　原　万里子	東京農業大学	副学長、応用生物科学部教授

資料7-5

私立大学におけるセクシュアルハラスメントを含む性暴力の防止について
― 声明 ―

令和５年１１月２７日
一般社団法人日本私立大学連盟
会　　長　　田 中 愛 治

現在、セクシュアルハラスメントを含む性暴力は、極めて深刻な社会問題となっており、政府においても被害を防止するための法整備等が進められています。

社会に貢献し豊かな未来を切り拓く人材の育成が使命である大学において、セクシュアルハラスメント・性暴力は、断じて許されるものではありません。教職員や学生をはじめ教育研究に関わる様々な人々が集う大学は、これらの行為が個人の尊厳を傷つけ人権を侵害すること、また教職員と学生との間だけでなく学生間でも起き得る可能性があることを強く認識し、防止に向けた体制づくりに努めなければなりません。

日本私立大学連盟（以下「私大連」）では、「私立大学ガバナンス・コード」において「ハラスメント」を大学の継続性を脅かす危機の一つとして位置づけ、適切な対応ができなければ、教育研究活動の継続のみならず広く社会からの信頼を得ることはできないとし、会員法人に対し危機管理体制の構築を求めています。

私大連は、セクシュアルハラスメント・性暴力を決して許さないことを表明し、以下の通り、会員法人におけるこれらの行為の防止及び行為者への厳正な対応に向けた具体的な取組みを推進することとします。

＜私大連会員法人の取り組むべき事項＞

１．セクシュアルハラスメント・性暴力に関する継続的な研修や啓発活動の実施
２．セクシュアルハラスメント・性暴力を見逃さないための相談体制や適切に対応するために必要な体制の構築
３．行為者に対する厳正な対処方針、懲戒処分基準の明確化
４．教職員採用時のセクシュアルハラスメント・性暴力等の懲戒処分歴の確認
５．行為者を懲戒処分とした場合の適切な公表
６．警察や医療機関等の学外機関との連携

資料7-6

令和６年１月１９日

文部科学大臣　盛　山　正　仁　殿

全　私　学　連　合
代表　田　中　愛　治

令和６年能登半島地震に伴う要望

このたびの能登半島を震源とした度重なる地震により、多くの私立学校が被災し、園児・児童・生徒・学生の修学に影響を及ぼしています。学校法人として復旧のための努力を積極的に行う所存でありますが、文部科学省はじめ政府におかれましても、私学の学びを中断することのないよう下記の通り、格別のご支援を要望します。

記

１．私立学校施設災害復旧事業に対する補助における特別措置

（１）現行の補助率２分の１を100%に引き上げ、全面的に支援していただきたい。

（２）復旧が数年に亘ることが予想されるため、それに対応する予算措置を講じていただきたい。

（３）災害復旧事業の実施に当たって、申請手続きの簡素化を図っていただきたい。

２．受験料、授業料等学納金の減免措置に対する特別補助

被災学生等に対する受験料、授業料等学納金の減免措置について、私学助成などによる国の支援をお願いしたい。

３．避難所の提供に対する財政支援

避難所として建物施設を提供している私立学校に対する財政支援をお願いしたい。

４．私立学校施設の耐震化の加速化、防災機能の強化に必要な財政支援

全ての私立学校施設の耐震化の一層の加速化及び防災機能の強化を図るために十分な予算確保をお願いしたい。

（※参考）私立大学等－耐震化率95.6%、私立幼～高－耐震化率93.8%

以上

資料7-7

令和６年３月８日

文部科学省　御中
（他、私学事業団）

一般社団法人日本私立大学連盟
会　長　　田　中　愛　治

国の調査等における性別表記に関する要望

政府におかれましては、“全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、多様な人々が活躍でき、誰もが生き生きとした人生を享受できる社会の実現”を目指し、令和５年６月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布・施行されました。

私立大学は、同法の趣旨を理解し、これまでも性別、出身国（地）や人種等によって区別することなく、さまざまな属性や価値観をもった学生や教職員を受け入れてまいりました。ダイバーシティを推進していくことこそが教育研究の発展の源泉であると認識するものです。

しかし、性別の表記については、近年、海外においてパスポートの性別欄に、「男女以外」の性別区分の表記を認める国が増加しているのに対し、日本の大学においては、文部科学省の実施する学生・教職員に関する基本情報を把握する調査等に連動し、男女のみの区分で性別を把握しているのが現状です。このことによって大学では、「男女以外」の性別区分に該当する留学生や教員を受け入れた場合、本人への聞き取り等を行った上で、男女いずれかの性別で区分し直さなければなりません。このような個人の価値観に反することを強いる登録方法は、今後の大学のダイバーシティや国際化を停滞させる一因と成り兼ねません。

日本私立大学連盟は、日本の大学におけるダイバーシティの環境整備と更なる国際化に向け、下記の通り速やかな見直しを求めます。

記

＜要望事項＞

文部科学省の「学校基本調査」及び日本私立学校振興・共済事業団の「学校法人等基礎調査」等においては、男女の性別に加え、「その他」等の「男女以外」の区分を設けていただきたい。

＜参考＞

○　近年、パスポートに「男女以外」の性別表記（「X」「O」など）を認めている国**（※）**が増加している。今後、大学の留学生の受入れや教員の国際公募等においても、それに該当するケースが増加していくことが予想される。

（※）アメリカ、カナダ、ドイツ、オーストラリア、ニュージーランド、インド等

○　出入国在留管理庁は、対象者に対してパスポート情報に一致した性別表記で在留カードを発行している。また地方自治体によっては、在留カードの内容を踏まえて住民登録の性別欄は空欄にする等、柔軟な対応が拡がっている。

以　上

令和５年度事業報告の附属明細書

令和５年度事業報告の附属明細書

令和５年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第３項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和６年６月
一般社団法人日本私立大学連盟